目　　次

序章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１．理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
３．教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
４．教育内容・方法・成果
（１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 ・・・・・・・ 90
（２）教育課程・教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
（３）教育方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
（４）成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205
５．学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・228
６．学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・273
７．教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・282
８．社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・291
９．管理運営・財務
（１）管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・296
（２）財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
１０．内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・310

終章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・318

序　章

１．本学における自己点検・評価活動の展開（第１期認証評価受審まで）

本学における自己点検・評価活動は、1991（平成 3）年 2 月 8 日付けの大学審議会答申「大学教育の改善について」の中で示された「大学の自己評価について」を契機にスタートした。1992（平成 4）年 11 月に「名城大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、1993（平成 5）年から活動を開始している。2005（平成 15）年までに、第 1 期から第 6 期の自己点検・評価委員会を組織して、継続的・系統的な点検・評価活動を実践し、その成果を刊行物としてまとめ、広く社会へ情報発信してきた。

その後本学では、2002（平成 14）年に学校教育法の改正が施行されたことを受けて、「認証評価制度」の導入を「教育の質保証の実現を図る機会」として捉え、認証評価を積極的に受け入れることになった。具体的には、従来の「名城大学自己点検・評価委員会規程」を廃止し、新たに「大学評価に関する規程」を 2005（平成 17）年 5 月に制定し、学長を委員長とする「大学評価委員会」を発足させ、新たな評価体制を構築した。2005（平成 17）年 11 月から 2006（平成 18）年 10 月にかけて全学的に「試行評価」を実施し、この試行評価の成果を活かして 2007（平成 19）年度自己点検・評価報告書を取りまとめ、2008（平成 20）年度に大学基準協会による第 1 期認証評価を受審した。

本学は、2009（平成 21）年 3 月 12 日付けで、大学基準協会から「大学基準に適合している。認定の期間は 2016（平成 28）年 3 月 31 日までとする。」との認定を受けた。この認定においては、「各学部とも実学重視の科目を配置し、学部の教育目標を実現する実学重視のカリキュラムを設けている」ことを始めとして 4 点にわたって高い評価をいただくとともに、「初年次教育の充実」、「国際交流の積極的推進」など 7 項目にわたる努力すべき項目の指摘を受けた。

２．本学独自のマネジメントシステム “ Meijo Strategy – 2015 ”の定着

本学では、内部質保証および質向上の観点から、2 種類の PDCA マネジメントサイクルを構築している。１つは、上述の大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動であり、もう１つは、本学独自のマネジメントシステム“Meijo Strategy – 2015 ”（略称 MS-15）の取り組みである。

MS-15 は、「総合化」「高度化」「国際化」により広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学を実現する、というビジョンを掲げたマネジメントシステムであり、2005（平成 17）年からスタートし 2015（平成 27）年をゴールとしている（MS-15 の仕組みと運用については、本報告書の「本章 10」を参照されたい）。このシステムにもとづく PDCA は、導入以来ほぼ 10 年を経て教職員の間に定着しており、2012（平成 24）年度には、この MS-15 の取り組みが日本私立学校振興・共済事業団の評価するところとなり、私立大学等経常費補助金特別補助の未来経営戦略推進経費（経営基盤強化に貢献する先進的な取り組み）に採択された。

この MS-15 の取り組みと先の大学基準にもとづく自己点検・評価活動は、相互補完的な関係にあり、両者相俟って本学の質の維持・向上に貢献している。

なお MS-15 に続く次期戦略プランとしての MS-26 は、2015（平成 27）年からスタートするべく準備されている。

３．第１期認証評価受審後の取組み

第 1 期認証評価において指摘を受けた事項については、2010（平成 22）年 7 月に大学基準協会へ改善報告書を提出し、受理されたものの、その際「検討段階にとどまり、具体的な改善にいたっていないものが多い」として引き続き改善を求められていた。これに対する改善については各部署ですすめられていたが、2014（平成 26）年度に大学評価委員会において改善状況を把握し、なお不十分であった点についての改善を実施した。

本学では、2015（平成 27）年度に大学基準協会による第２期認証評価を受審すべく準備してきた。まず 2012（平成 24）年度の活動について、各部署から提出された「自己点検・評価報告書」を試行的に冊子として取りまとめ、各部署に配布した。更に、2014（平成 26）年度の活動内容について、大学評価委員会からのコメントを踏まえて、再度、自己点検・評価を行い、「大学評価報告書」として取りまとめた。2014（平成 26）年 11 月には、この報告書に対して、学外の専門家による点検・評価を受け、この検証結果を踏まえて、「点検・評価報告書」として取りまとめて大学基準協会に提出し、同協会による認証評価を申請した。

１．理念・目的

1．現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

名城大学は、1926（大正 15）年開設の名古屋高等理工科講習所を前身とし、現在までに 8 学部 11 研究科を擁する総合大学として発展してきた。その過程では、1954（昭和 29）年から 10 年間に及んだ学園紛争を経験し、紛争が終結した 1967（昭和 42）年 3 月に名城大学の発展を目指す意味を込めて「立学の精神」を宣言した。この立学の精神「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」は、本学が真の意味での総合大学として、社会に有為な人材を育成することにその存在意義を見出すことを表しており、学校法人名城大学が設置する学校の基本理念として位置付けられている（資料 1－1 第 3 条）。

名城大学としての目的については、学校教育法第 83 条を踏まえて、名城大学学則第 1 条と名城大学大学院学則第 1 条に教育の目的を定めると共に、各学部、研究科の人材養成目的についても学則等に明記し、これらの目的に沿った教育を行っている（資料 1－2　第 1 条、第 3 条の 2、資料 1－3　第 1 条、第 4 条の 2）。

理念・目的を実現するための大学マネジメント体制として、2003（平成 15）年度から中長期の全学戦略プランの立案に着手し、2004（平成 16）年 12 月に「学校法人名城大学における基本戦略“Meijo Strategy-2015”」（通称 MS-15）を策定した。

この「MS-15」のマネジメントシステムのうち、2015（平成 27）年までの中長期戦略プランとして示したものが「MS-15 戦略プラン（大学版）」である。「立学の精神」を名城大学の普遍的理念と位置付けた上で、創立者田中壽一の言葉から抜粋した「名城育ちの達人を社会に送り出す」をミッション・ステートメントとし、2015（平成 27）年をマイルストーンとした名城大学のビジョン（将来像）を「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学を実現する」と明示した（資料 1－4　p.3）。

この「MS-15 戦略プラン（大学版）」には、8 つの戦略ドメイン（人材の確保と育成、教育の充実、研究の充実、学生支援体制の充実、卒業生及び父母との連係強化、産学官連携の推進、地域貢献、経営改革）を設定し、ドメインごとに基本目標、行動目標、戦略計画の 3 層を明示し、戦略計画については進捗指標を設定している。

<2>法学部

法学部は、立学の精神を踏まえ、教育理念として、「幅広い法律学・政治学的素養を備え、国際的・先端的な高度の専門的領域に対応しうるリーガル・マインド（法的思考能力）を持った人材の育成」を掲げている（資料 1－5 p.2-15）。また、「法的思考及び法的素養を修得させることにより、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備えて、自分で考え判断することのできる人材の養成を目的とする」（資料 1－5 p.2-5）。この目的は学校教育法第 83 条にも適合的である。

法学部における研究・教育は、公法・民事法・刑事法および社会・産業法など、現行法の全般にわたる学理的な咀嚼と、行政・裁判を通じた運用の実態の理解や、主に立法を通じたルールの形成の実態の理解を基本とする。他方、人々の価値観が多様化した現代社会において、法

の目指す社会正義を実現するためには、法の背景をなす政治・経済上の諸条件はもとより、伝統に基づいた自国の文化や異文化の理解、日本の置かれた国際的な位置づけ、さらには地球環境等にも関心をもち、多様な問題の解決に向けた広く深い知見が要求されている。したがって、現代において法学・政治学を修めるには、基礎的な法律知識の確実な修得に加えて、幅広い分野の教養や知識、さらには、それらを応用する素養が不可欠となる。このような状況に対処するため、法学部は、法学科と応用実務法学科の 2 つの学科を設置している。法学科は、基本的・伝統的な法的思考および法的素養を修得することによって、幅広い法学・政治学の分野に対応できる「法ジェネラリスト」を養成することを目指している。応用実務法学科は、法を学問として捉えることはもちろん、さらにその先にある実学として法を活かすことができる「法スペシャリスト」の養成を目的としている。

以上に加えて、法学科に、2013（平成 25）年度に「法専門コース」と「行政専門コース」を新設した。応用実務法学科には、名城大学のビジョンに示されている「国際化」に対応すべく、2012（平成 24）年度に「アジア法政コース」と「国際法文化コース」の 2 つのコースを新設した。

<3>経営学部

経営学部は、立学の精神のもとで、「広範な教養を養い実践的能力と開拓精神あふれる、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材の育成」を教育理念・目的としている。IT の発達やグローバル化の進展などによってますます複雑化してきた今日の社会において、学部の教育理念・目的を達成すべく、本学部は経営学、会計学、マーケティングおよび関連諸学の理論的・実証的研究をベースとする企業・組織の多角的・総合的教育を実践している（資料 1－6　p.1-3）。

経営学部は、経営学科および国際経営学科の 2 学科から構成されている。両学科は、本学部の理念・目的をより具体的なかたちで教育目標として適切に設定している。

経営学科は教育目標を「①企業経営に関する基本的な理論・手法を教育研究する。②企業経営のグローバル化・情報化の進展に対応した現代的・総合的な教育システムの構築により、幅広い教養、専門知識ならびに専門技術の教育研究を行う。③各種ゼミナールを中心とする少人数教育を通して、自主的で持続的な研究心と対話にもとづく向上心を養う。」と定め、「経営学」の基礎的な理論や手法を教授することによって現代企業が直面する諸問題の解決能力を養育することを目指している。

国際経営学科は教育目標を「①企業経営の国際化に対応して世界諸地域の政治・社会・文化を含む総合的な教育を行う。②国際的に活躍する専門職業人を養成するために、多様な外国語教育と海外研修、ならびに情報教育を行う。③各種ゼミナールを中心とする少人数教育を通して、自主的で持続的な研究心と対話にもとづく向上心を養う。」と定め、世界各地域の社会構造・歴史・文化・言語などを認識した体系的な「国際経営学」を教授することによって、国内外において進展するグローバル化に対応できる実践的能力を養育することを目指している。

両学科では、カリキュラムにおいてフィールドワーク関連科目の設置やゼミナール教育にアクティブラーニングを積極的に導入することによって、国内外の企業・組織行動の現場から学ぶ現場触発的な「学び」を実践している。こうした「学び」によって、企業・組織の現実の実践活動のなかで実行力をもつ、学知やスキルに基礎づけられた高い実践的能力の養育を目指し

ている（資料 1－6　p.2-6）。

<4>経済学部

経済学部は、本学の立学の精神を踏まえ、「経済という一つの窓を通じて社会を見つめ、多様化・複雑化する社会に柔軟に対応できる自立的人間の養成」を人材養成目的・その他の教育研究上の目的としている(資料 1－7 p.2-5)。

経済学部の人材養成目的をより具体的に表現すると、経済学および関連諸学の教育・研究をとおして、人間社会の諸問題を経済学的側面から捉え、さまざまな学説の理解の上に、自らの力で状況判断し、自分や社会にとってベストの選択ができる人材を育てることとなり、学校教育法第 83 条が大学の目的として定める、広範な知識と深い専門性が身につく教育の実現、知的・道徳的・応用的能力を培う教育の実現とも合致する。

この実現のために学部の教育課程を設け､以下のような目標を明示している(資料 1－7 p.2-6)。

①ゼミナールを中心とする少人数教育の場を多く提供する。その中で、一人一人の個性が尊重される教育を実現し、自主的かつ持続的な探究心を育むと同時に、他者との議論や相互理解の重要性を認識させる。

②全学共通教育科目および専門科目の学習をとおし、経済学はもとより、自然、社会、異文化、言語などの必要な知識を習得させる。さらに、諸分野の最新の研究成果に触れさせ、その理解をとおして、社会科学的に高度な判断力や批判力を養い、専門職業人に求められる見識と能力を身に付けさせ、同時に人類の未来に対する責任や国際人としての責任の自覚を促す。

③あらゆる教育の場において、自立性と協調性を育む。経済学部は名城大学学則第 1 条に定められている理念を、経済学ならびに関連諸学の研究・教育をとおして具現する。

経済学部の特徴は、個性尊重の少人数教育と、国際・社会フィールドワークなどにより海外や地域とつながったグローバル教育である。

<5>理工学部

理工学部の教育理念は、学校教育法第 83 条および名城大学の「立学の精神」をもとに、次のように設定されている。

①科学技術者である前に、相互に信頼しあえる一人の人間として、人間性の向上を絶えず志向し、人類の平和に貢献できる人材を育成する。

②科学技術創造立国を支える、基礎学力を備えた世界に通用する専門知識とその応用力を持った人材を育成する。

③グローバルな観点から、自然との共生を常に意識し、科学技術者としての社会的責任を自覚した、社会から信頼される人材を育成する。

以上の理念を受けて教育目標を下記のように設定している。

①教養豊かな人間性を育てる教育

②日本語および英語コミュニケーション能力の向上を目指す教育

③技術者倫理、環境倫理を培う教育

④課題探究能力、問題解決能力、デザイン能力、総合力と解析力を育てる教育

⑤1926（大正 15）年開学の伝統と実績に立脚し、起業家精神を育てる教育

また、理工学部を構成する 11 学科については、それぞれ学科ごとに学部の理念・目標の下に教育方針を明らかにしており、学部が一体として、学生を迎え入れ、教育研究に取り組み、学生を社会に送りだすことが可能な状況となっている。88 年という長い歴史の中で培った理工学教育の伝統を基本とし、理工学分野への社会的要求の変化から、また、よりよい教育追求のために整備された人的・物的教育資源に照らして、上記の理念・目的・目標は適切に設定されていると考えられる。各学科の教育方針のもと、幅広い素養を与え、社会に通用する専門知識およびその応用力を養うと同時に、実験や調査など数多くの実習や、実際の「ものづくり」の現場を肌で体感するプログラムなどを積極的に取り入れた実感教育も実施し、個性化教育にも十分な対応ができている。さらに理工学部では、独創的な多くの最先端の研究を展開しており、その実績は国内外で高く評価され、科学研究費助成事業を始め様々な研究助成を獲得している。加えて企業や自治体との共同研究や大学発のベンチャー企業の立ち上げなど、実社会と深くかかわり、社会に貢献する研究も活発に行っている（資料 1－8、資料 1－9、資料 1－10）。

<6>農学部

農学部の人材養成目的その他の教育研究上の目的は、立学の精神をふまえ、本学の目的に沿い、「農学部は、生命・食料・環境・自然に対する幅広い専門的学識と洞察力を有し、創造力と実践力を備えた社会に貢献できる人材の養成を目的とする。」と定めている。この目的は、学校教育法第 83 条に適合しており、本学部が擁する教職員の協働により実現可能なものである。本目的がどの程度実現できているか、今後とも実現可能なものであるかについての検討は、学部にて学部長を最終責任者として常に行われている。そして教育理念を示すとともに、農学部の教育目標を次のように定めている（資料 1－11 p.2-5）。

農学部は、農学分野における諸課題の解決あるいは改善への取り組みを通じて人類の生活の向上に貢献するため、教養教育および専門基礎教育を基盤にして、生物資源の有効利用と安定的な生物生産、生命現象の解明、食品機能と生物機能の応用、および生物と人と自然との調和がとれた環境の創出について教育と研究を行う。そのことによって、幅広い教養、生命・食料・環境・自然に関する広汎な専門的学識と洞察力、創造力、実践力を涵養し、農学および生物関連産業において貢献できる専門技術者または農学の素養ある教養人を養成する。

以上の目的･目標等を学部総体として実現するための統括的委員会として農学部戦略会議（委員長：学部長）を常設し、毎年度、本学の中長期戦略プランである MS-15 に組み込む「MS-15 戦略プラン（部署版）」（資料 1－12）を作成し、教授会の議を経て活動している。このプラン中で定めている以下のビジョンとミッションのもとで、①ふれあい教育の徹底による社会に貢献できる人材の養成、②充実した国際学術交流の推進によるグローバル人材の養成、③産学官連携による美味しい食の追究といった個性化も図っている。各年度の農学部事業計画書はこれと一体化して作成されている。

ビジョン：農学に関わる理論・実験・実習の高いレベルでの融合を実現し、「教育力」「研究力」を向上させて、農学系学部における教育・研究のトップランナーを目指す。

ミッション：人間性豊かで実践的な農学教養人・研究者を社会に送り出す。

<7>薬学部

2006（平成 18）年 4 月の 6 年制薬学教育への改組に伴い、本学では以下に示す「教育理念」と「教育目的」を定めた（資料 1－13）。この教育理念および教育目的に基づいて、本学の長年の臨床薬学教育の実績を生かした独自の薬学専門教育を設定し、幅広い専門知識の教授にとどまらず、薬学のスペシャリストとして社会に貢献できる実践力に富んだ人材の育成を主眼におき、社会情勢に応じた教育課程の充実に努めている。この考え方は、本学の立学の精神（資料 1－14）とも合致するものである。

【教育理念】

薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもつ人材を養成し、人々の健康と福祉の向上に貢献します。

【教育目的】

①患者中心の医療を実践するため、「くすりの専門家」として医療の質の向上に貢献できる高度な専門知識と臨床技能を有する薬剤師を養成します。

②幅広い薬学の知識と技能に加え、特定の分野に深い専門性を有する薬剤師を養成します。

③論理的思考力と科学的視点を有し、薬学および生命科学研究を推進できる医療人を養成します。

④探究心と創造力を有し、薬剤師としての新しい職能の開拓・発展に寄与できる医療人を養成します。

本学は 1975（昭和 50）年度に発足した臨床薬学の 1 年課程の薬学専攻科および同専攻科が発展的に解消して 2003（平成 15）年度に開設された大学院薬学研究科修士課程臨床薬学専攻臨床薬学コースにおいて、連携病院での長期臨床研修に全国の薬学系大学に先駆けて取り組んできた。現カリキュラムではこの流れを受け継ぎ、連携病院で長期研修を受けるアドバンストコースを設置している。基礎系教員を含め、教員の臨床薬学教育に対する理解も深い。また、米国での海外臨床薬学研修を実施し、学生に薬剤師の職能の広さを体験させている。これらの実績は、本学独自のものであり、上記の理念・目的を達成する上での基盤となっている（資料 1－13）。

<8>都市情報学部

都市情報学部は、この名称の学部としては我が国唯一のものであり、サービスサイエンスの観点から、都市に関する総合的知識とバランス感覚を併せ持ち、まちづくりや組織経営に関する様々な課題を分析し、解決する人材の養成を目的としている。

ここで、都市情報学とは、都市に係る経済学・行政学・地域学・環境学等の専門知識を横断的に学び、情報処理の技術を利用して都市問題を解決する学問である。1995（平成 7）年の都市情報学部開設以来、都市情報学は官のサービスを科学する「行政サービスサイエンス」であった。しかし、日本の労働人口の約 7 割がサービスに関わる仕事に就いている状況、および都市情報学部卒業生の多くがサービス業に就職する状況を鑑みて、2008（平成 20）年より、都市情報学は官と民の様々なサービスを扱う「サービスサイエンス」へと革新した。都市情報学部の理念・目的のキーワードを「行政サービスサイエンス」から「サービスサイエンス」へとしたのは、上記のような日本の労働人口の状況だけでなく、都市情報学部の研究領域や卒業者の活動分野の広がりを踏まえたためである。

<9>人間学部

設置趣旨を踏まえた人間学部の人材養成目的（教育研究上の目的）は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成である。（資料 1－15　p.2-6）この目的を踏まえて、これをより具体化するものとして、6 項目の目標を、学生が身につけるべき能力の形で設定している（資料 1－15　p.2-6）。

①現代の人間をめぐる諸問題に取り組む知識と意欲をもつ。

②さまざまな人と協調してコミュニケーションがとれる。

③人間と社会のありようを学際的総合的に考察できる。

④日本文化と多様な文化を理解している。

⑤語学力を生かして国内外で積極的に行動できる。

⑥人間の心のあり方とその成長の道すじを理解している。

<10>法学研究科

法学研究科は、立学の精神を踏まえ、「変動する国内外の法的・政治的分野およびその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成」を目的としている（資料 1－16）。この目的は、学校教育法第 99 条に適合するものである。

<11>経営学研究科

大学院学則に、修士課程および博士後期課程の目的を規定するとともに、明示している（資料 1－3　第 1 章第 1 条、第 2 条、第 2 章第 4 条の 2）。

経営学研究科は、21 世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追究し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材および高度専門職人材の養成を目的としている。これに基づき、経営学研究科修士課程では、「ものづくり」を基盤とする経営理論の発信を意図して、2006（平成 18）年 4 月から、「経営学・ものづくりシステムコース」と「会計・ファイナンスコース」を設置している。このため、一人ひとりの個別テーマに応じた指導教員による研究指導と系統的な講義科目を位置付けている。博士後期課程については、経営学特殊研究、会計学原理特殊研究等の研究指導科目の中から 1 科目を選び、一人ひとりの個別テーマに応じた指導教員による研究指導と系統的な講義科目を位置付けている（資料 1－16 p.74）。

<12>経済学研究科

経済学研究科は、本学の立学の精神を踏まえ、「経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成」を人材養成目的・その他の教育研究上の目的としている(資料 1－16 p.81)。

経済学研究科の人材養成目的は、学校教育法第 99 条の定める大学院の目的とも合致する。経済学研究科の教育課程は「理論経済・経済史」「経済政策」「現代産業構造」の 3 系列から構成されており、経済学の理論と応用を深いレベルで教授研究できる教育課程および教授陣を

備えている。また、高度専門職に求められる実践的知識や分析能力の育成は、「フロンティア産業研究」などの科目により、地域産業との交流を通じてなされる（資料 1－17 p.21）。

経済学研究科は、修士課程 10 名、博士後期課程 3 名の入学定員に対し、上記 3 系列を網羅する各専門分野の教員 25 名が対応し、院生の研究の自由度、少人数教育による徹底理解を保障している。また、地域産業集積研究所やアジア研究センターとの連携による教育研究も、経済学研究科の特色となっている（資料 1－17 p.21）。

<13>理工学研究科

理工学研究科は、幅広い視野と国際性豊かな人間性と高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かな起業家精神に富む質の高い技術者および研究者の養成を目的としている。基本理念として、次の 5 項目をあげている。

①科学技術に対する社会の要請に対応できる、質の高い技術者・研究者を育成
②社会のさまざまな分野で、その専門能力を発揮し、問題解決と課題発掘をはかることができる高度な知的・専門的力量を有する人材を育成
③狭い専門性にとらわれず、幅広い視野と国際性豊かな人間性を有する人材を育成
④個々の研究成果に対して、バランスの取れた総合的な視野で判断できる人材の育成
⑤高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かで起業家精神に富んだ人材の育成

理工学研究科の理念は、学部の理念を継承するとともに、その理念をより具体化・高度化させた形で実現している。それによって、学部から大学院までの一貫した教育体制、教育理念の構築が可能となっており、個性化教育にも十分な対応ができている。

理工学研究科は、1977（昭和 52）年 4 月に工学研究科に電気工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻の修士課程が設置されて以来、時代の要請に応じて順次拡充整備され、現在では、理工学研究科に数学専攻、情報工学専攻、電気電子工学専攻、材料機能工学専攻、機械システム工学専攻、交通科学専攻、建設システム工学専攻、環境創造学専攻、建築学専攻の修士（博士前期）課程 9 専攻および数学専攻、電気電子・情報・材料工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻の博士(博士後期)課程 4 専攻によって構成されている。

多様化する現代社会の中、理念・目的のもとに、適切な教育およびプロジェクト研究を含む最先端研究が実施できるように独自の教育研究環境、設備を整えている。理工学研究科の教育研究活動の実績とポテンシャルの高さは国内外で広く認められ、文部科学省による様々な学術研究高度化推進事業の拠点として選定されている。上記の理念・目的は適切に設定されていると考えられる（資料 1－16　p.6-7、資料 1－18)。

<14>農学研究科

農学研究科の人材養成目的その他教育研究上の目的は、立学の精神をふまえ、本学ならびに農学部の理念・目的に沿い、「農学研究科は、生命・食料・環境・自然に対する深い専門的学識と洞察力を有し、豊かな創造力と実践力を備えた高度な専門技術者及び研究者の養成を目的とする」（資料 1－16 p.173）と定めている。この目的は、学校教育法第 99 条に適合しており、本研究科教職員の協働により実現可能なものである。本目的がどの程度実現できているか、今後とも実現可能なものであるかについての検討は、本研究科にて研究科長を最終責任者として

常に行われている。これを受け、修士課程（博士前期課程）と博士後期課程のそれぞれについて、学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針を定めている（資料 1－16 p.123）。

以上の目的等を農学研究科総体として実現するための統括的委員会として、学部と共通の戦略会議（委員長：研究科長）を常設し、毎年度、本学の中長期戦略プランである「MS-15 戦略プラン（部署版）」（資料 1－12）を作成し、研究科委員会の議を経て活動している。その中で本研究科は、ビジョンを学部と合わせて「農学に関わる理論・実験・実習の高いレベルでの融合を実現し、「教育力」、「研究力」を向上させて、農学系学部における教育・研究のトップランナーを目指す」と定め、①研究活動及び成果発表への積極的支援によるグローバル人材の養成、②研究施設の充実による研究成果の公表促進、③地域との連携による研究の推進といった個性化も図っている。各年度の事業計画書はこれと一体化して作成されている。

<15>薬学研究科

2006（平成 18）年 4 月にスタートした 6 年制薬学教育が 2011（平成 23）年度に完成年度を迎えるのに合わせて、2012（平成 24）年 4 月に 4 年制の大学院薬学研究科薬学専攻博士課程を設置した。薬学研究科は、本学の 6 年制薬学教育を基盤とし、より高い専門性と研究力を持ち、薬学領域における学術高度化への貢献、国民の健康維持・増進と医療の発展の推進、薬剤師としての新たな職能の開発や後進の指導・育成ができる人材の養成を目指している。1966（昭和 41）年に大学院薬学研究科薬学専攻修士課程、1971（昭和 46）年に大学院薬学研究科薬学専攻修士課程を設置し、基礎研究を中心とした薬学研究者を育成してきた。さらに、本学は、1975（昭和 50）年、わが国で初めて臨床薬学教育に特化した薬学専攻科を設置し、臨床での薬剤師の職能教育を全国に先駆けて推し進め、数多くの優秀な臨床薬剤師を輩出してきた。本学の、この様な薬学研究者、また臨床薬剤師の教育実績に基づき、より高度な大学院教育を推進することを目的として、薬学研究科の人材養成目的を以下のように定めている（資料 1－19）。

薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科の修士課程と博士後期課程では、新しい時代の理想的な都市社会を切り拓くための人材として、まちづくりや企業経営をサービスサイエンスの観点から分析および計画することのできる高度職業人の養成を目的としている。そこで、都市情報学研究科に社会システム学専修分野と都市創造学専修分野を設置し、サービスサイエンス（サービスの分析科学と計画科学）を志向するアーバンサイエンスを教育・研究するユニークな研究科となっている。

社会システム学専修分野では、社会システムとしての各種政策（総合地域政策、都市福祉政策など）、各種情報（経営情報、医療情報など）、行政・財政のあり方、および政策評価や意思決定のための数理計画などを学び、まちづくりや企業経営に関するソフト施策の分析科学と計画科学を考究する。都市創造学専修分野では、都市創造としての社会基盤（都市公共施設、高度情報基盤など）、環境創造（災害防止、環境保全など）、地域計画・空間構造のあり方、および国内外の都市比較による都市創造のあり方などを学び、まちづくりや企業経営に関するハー

ド施策の分析科学と計画科学を考究する。このように都市情報学部は、ソフトとハードの両面からサービスサイエンスを志向するために必要な専任教員を有しているが、地方自治体や企業との連携や実務者による講義なども活かして、理念・目的の実現に努めている。

<17>人間学研究科

人間学研究科は、2011（平成 23）年度に人間学部を基礎学部として開設された。人間学研究科の人材養成目的は、「人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成」である（資料 1－3　第 4 条の 2）。

人間学研究科の理念を実現するために、以下の 4 つを教育研究の目標として掲げている。

①「知識基盤社会」において不可欠な人間に対する深い理解をえるため、「心理」「社会･教育」「国際･コミュニケーション」の 3 分野から人間に関するテーマを探求･展開できる研究能力を発展させる

②学生の研究テーマに即した研究力量を向上させていく過程で、現実の諸問題を広く多角的な観点をもってとらえ、総合的で柔軟な思考力で判断していく力量を形成していく

③互いに異質で、葛藤や衝突を招きかねない人々の相互の誤解を解き、利害を調整していくために不可欠な優れた表現力や交渉力を磨き、葛藤を克服できる質の高いコミュニケーション能力を身につける

④研究教育活動の全体を通じて、高い公共性や公益性に対する明確な意識や、公正な社会の実現を目指す高い倫理性を形成していく

<18>総合学術研究科

総合学術研究科は、研究科設置趣旨に基づいて設定した「自然と人間の共生」という理念のもとに、総合的な教育・研究を行うことで、学際的な新しい学問体系の確立を推進している。また、研究科の目的として、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じ、高度専門職業人と優れた研究者を養成することを定めている（資料 1－3 第 4 条の 2)。

総合学術研究科は､細分化された専門分野の枠を超えたより広い視野から､自然や環境問題、人間の幸福・生きがいを追及する文理融合型の独立研究科であり、理念の実現に向けた教育課程の設置や多様な学生の受け入れ、教育研究を活性化させる試みを行っている（資料 1－20 p.5)。

理念・目的に基づき、研究科の基本方針を示すものとして、博士前期・後期の課程ごとに、3 つのポリシー（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針）を設定している。理念･目的および 3 つのポリシーについては､研究科刊行物に掲載すると共に(資料 1－20 p.4、資料 1－16 p.154、資料 1－21 p.48～49、資料 1－22 p.70)、発刊する際に研究科委員会に諮り、その適切性について検証を行っている。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の理念・目的は、大学院学則第 4 条の 2（資料 1－3）に「学校の持続的革新力を生む戦略企画とマネジメント手法を開発する教育経営職人材を育成する」と明記

している。この目的自体、他に例をみないものであり、目的を実現するために、大学院研究科便覧（資料 1－16）では、修士課程における学位授与方針・教育課程編成方針・入学者受け入れ方針を明示し、学修プログラムの出口・プロセス・入口のそれぞれについて、入学者の指針となるように表現・明示している。特に学位授与方針として掲げる 3 点、すなわち、①教育経営専門職としての戦略思考法、②大学・学校における問題解決法、③大学・学校を持続的に革新する能力は、教育機関に勤務する現職の教職員の入学と能力強化を重視するために設定されたものであるので、制度的措置としては働きながら学べるよう、授業の殆どを夜間に開講し、長期履修制度ならびに勤務校の指定機関推薦制度も採用している（資料 1－22 p.87）。

修了生に占める教育機関勤務者の比率（2014（平成 26）年 4 月現在）をみると、75%（40 名中 30 名）であり、それぞれの職場で上記 3 つの能力を発揮している。その経験は研究科にフィードバックされており、研究科教員の知見や研究科に蓄積された資料等と合わせて、理念・目的を実現するための貴重な資源となっている。

<20>法務研究科

法務研究科は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第 2 条が定める法曹養成の基本理念に基づく専門職大学院として設立された。

学校法人名城大学寄附行為第 3 条及び名城大学大学院学則第 1 条を踏まえて、本研究科の人材養成に関する目的は、「豊かな人間性に根ざしたバランス感覚のうえに立ち、リーガルマインドを備え的確な判断力と行動力をもった法曹及び実務法務専門職の養成」としている（資料 1－3　第 4 条の 2）。

法的裏付けのもとに、法的プロセスにおいて他人を説得する能力を身につけた法曹の養成、より具体的には、①現代社会において生起する諸問題に対応しうる法曹、②専門性が要求される多様な分野に対応しうる法曹の育成を目指している。

すなわち、①多様な素地を持つ法曹（法学分野以外の幅広い素養）、②多様な専門分野を持つ法曹（知的財産権、医事薬事、企業法務、市民生活保護等）、③法の解釈と運用能力のある法曹（バランス感覚）、④豊かな人間性を持つ法曹（深い理解と洞察）の 4 つの特長を持った法曹の育成である。

この人材養成を達成するため、教育方針を「基本を繰り返し、確実に」と「基礎から展開、統合へ」とし、これによる反復型体系的教育を実践することとしている。すなわち、1・2 年次に基本的な思考の枠組み、論証作法を反復的継続的に行い、2・3 年次に実務基礎、先端分野の事例を学び問題発見能力、問題解決能力の養成を図るカリキュラムを構成し、「基本を繰り返し、確実に積み上げる」ことにより、確かな基本に裏付けされた高度な応用力を効果的に展開する体系的学習を進めることを目指している（資料 1－23　p.1～2、資料 1－16　p.47～48、p.51）。

上述の理念・目的ならびに教育目標は、「法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律」第 1 条の法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹の養成を図る」との視点からも、この目的に沿ったものである。

<21>教職センター

本学の教員養成の理念は、大学協議会(2014（平成 26）年 1 月 24 日)において次の通りに承

認されている。

「本大学の教員養成理念は、前身の名古屋高等理工科講習所開設当初から重視してきた中等教育教員養成の伝統と設置理念のもと、各学部・学科の高度な専門教育を通じて身に付けた専門的知識と応用力、教職に関わる深い理解と実践的指導力を備え、さらには、立学の精神に根差す『穏健中正』『実行力』『信頼』を備えた人材として『謙虚で豊かな包容力と力強い実行力を持ち、誰からも信頼される教員』を養成することにある」(資料 1－24)。

この理念は、まさに本学の伝統と立学の精神に立脚しており、中部圏を中心に着実に教員を輩出してきた実績に照らして適切なものと言える（資料 1－25)。教職センターは、正課授業をはじめ多彩な主催行事や教員採用対策指導によって、この理念の実現を目指している(資料 1－24、資料 1－25)。

<22>分析センター

自然科学の急速な進歩に伴う教育と研究の進展を図るため、他大学に先駆けて、1966（昭和41）年 11 月に八事キャンパスに分析センターを整備した。「化学、生物、物理学等の諸学問を基礎とする生命科学分野における最新・最高レベルの研究を支援することおよび分析機器の有機的、かつ、有効な利用を図ること」との目的の下で活動している（資料 1－26)。

<23>総合研究所

総合研究所は、学部学科や産学官の枠を超えて学際的な共同研究を推進するため、1994（平成 6）年に開設した。その目的は「名城大学の専任教員相互又は学外の研究者との共同研究を推進し、もって学術文化の進歩発展に寄与するため」である（資料 1－27　第 1 条)。研究所の内部組織は、「自然・環境部門」「人文・社会システム部門」「人間科学部門」「物質科学部門」の 4 領域とし、相互に連携しつつ最高水準の研究成果を目指している。

総合研究所の事業としては、①研究及び調査、②紀要、論文集及び総合研究所ニュース等の発行、③研究会、交流会及び各種講座等の開催、④学術研究奨励助成制度、⑤その他目的達成に必要な事業と定めている（資料 1－27　第 2 条)。事業の成果は、『総合研究所紀要』や研究所主催のセミナー・シンポジウムなどで公開しており、研究成果を広く社会に還元している。

また、総合研究所には、研究センター部門（研究センター）及びプロジェクト部門（個々の研究課題に基づいて行う研究プロジェクト）を置いており、独創的・先駆的な学術研究活動の発展に結びついている（資料 1－27　第 3、4、5 条)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

名城大学の理念・目的は、名城大学ウェブサイトの大学紹介ページや『大学案内』に、「立学の精神」と同精神の実現に向けた 3 つのキーワード（総合化の推進、高度化の推進、国際化の推進）を掲載して、大学構成員に周知すると共に、社会に公表している（資料 1－14、資料 1－28 p.24)。

さらに、「学校法人名城大学の基本戦略 MS-15」のページをウェブサイトに掲載し、大学要

覧などの刊行物と併せて、ミッション・ステートメント、目指すビジョン、および MS-15 戦略プランを学内外に発信している。MS-15 戦略プランについては、毎年、MS-15 基本戦略部会で検証を行った上で、大学協議会を始めとする諸会議において議題として取り上げて確認した上で周知している（資料 1－29、資料 1－30 p.4）。

また、学内の教職員に対しては、毎年、立学の精神、ミッション・ステートメント、MS-15 戦略プラン等を掲載した「MS-15 カード」を配布し、常に携帯することにより意識するよう工夫している（資料 1－31）。

理念・目的の学生に対する周知および学外に対する公表は、ウェブサイトや 各種配付物により行っている（次表）。2010（平成 22）年度までは周知媒体によって若干の文言上の相違が発生していたが、大学協議会での審議を経て、各学部・各研究科の理念・目的の記載内容を各媒体上で統一的に周知することが可能となった。

表　理念・目的の周知に用いる主要媒体

刊行物等	対象	活用方法	活用度数
名城大学要覧	企業、官公庁、地域社会等	大学概要等の情報提供	5,000部
名城大学広報	教職員	教職員向けの情報伝達	毎月1,550部
名城大学通信	卒業生、学生、父母	ステークホルダー向けの情報提供	年2回、各126,000部
名城大学案内	高校生、父母、進路指導教員	入学や学習機会･環境に関する情報提供	105,000部
名城大学ウェブサイト	全般	速効性を持った社会への情報発信	11,236,839件 (アクセス数累計)

<2>法学部

法学部の理念・目的は、法学部の、研究と教育を中心とするあらゆる活動に貫かれている。この理念・目的は、教職員の間では常に確認されている事項であり、教授会を頂点とする各種の学部内の会議において扱われるすべての議題は、この理念・目的に照らして適切か否かを最重要の基準の一つとして審議される。

法学部に所属する学生に対しては、入学時に行われる新入生オリエンテーションや、入学時に配付する学生便覧（資料 1－5）により、理念・目的の周知が行われる。加えて、学生の保護者に対しては、法学部懇談会が年に 2 回発行している『名城大学法学部懇談会報』において、2 号に 1 度の割合で、学生便覧を抜粋する形で理念・目的の周知を行っている。

社会に対しては、名城大学のウェブサイト（資料 1－32）や、法学部独自のウェブサイト（資料 1－33）にて、理念と目的を明示している。特に受験生等に対しては、この理念・目的に加えて、それに基づいたアドミッションポリシー（資料 1－5　p.2-5）を掲げ、入試案内をはじめとする各種資料を作成・配布している。オープンキャンパスをはじめとする受験生等と接する各種行事において、理念・目的やアドミッションポリシーの説明を必ず盛り込むようにしている。

<3>経営学部

経営学部の理念・目的は、本学部ウェブサイトによって社会的に示されるとともに、学生便

覧に明示されている。また本学部教職員については、定期的な教授会、教育制度改革委員会、学科会議等を通じて周知されている（資料 1－34）。特に学生に対しては、学生便覧に加え、入学時オリエンテーションや学部の理念・目的が具現化されたカリキュラムや諸行事に関するガイダンス等を通じて周知されている。

<4>経済学部

経済学部の人材養成目的・教育研究上の目的は、教職員および学生には 2014(平成 26)年度用学生便覧(資料 1－7 p.2-5～2-6)で周知している。学生便覧に人材養成目的を掲げ、その下に学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針を列挙することで、人材養成目的とこれら三つの方針の関連性が明確になるよう工夫している（資料 1－7　p.2-5）。

社会一般には、大学ウェブサイト（資料 1－35）上の経済学部紹介ページで、2014(平成 26)年度用学生便覧（資料 1－7　p.2-5）と同様の内容を公表し周知している。また、大学案内(資料 1－28　p.127)によっても説明している。

その他の教育上の理念・目的に通ずる特色等については、在学生の父母には懇談会会報(資料 1－36)で示し、高校生および父母・進路指導教員には学部パンフレット（資料 1－37）で説明している。新入生には新入生セミナーパンフレット（資料 1－38）を学部独自で毎年刊行し周知している。

<5>理工学部

理工学部の教育理念および教育目標は、学部のウェブサイト、学生便覧などに掲載され、大学構成員だけでなく一般の社会人や受験生など、広く学内外に開示されている（資料 1－10、資料 1－39 p.2-4）。また、各学科の教育理念・方針等は地区懇談会資料にも掲載され、理工学部に在籍する学生の父母向けに周知されている（資料 1－40）。

<6>農学部

本学ウェブサイトならびに農学部ウェブサイト（資料 1－41）で目的等を学内外に公表するとともに、各種の刊行物を通じても公表している。受験生用として大学案内があり（資料 1－28 p.128）、受験生と企業等向けに農学部紹介パンフレット（資料 1－42 p.1）がある。また 2007(平成 19)年度からは入試合格者に、合格通知書とともに教育理念等を記した案内文（資料 1－43）を送付している。

入学時に全員に配布する学生便覧でも目的等を明記しているが、4 月のオリエンテーション時には、学科長および学務委員が便覧の内容について丁寧に説明している。また学科で学生と教員が一堂に会して行うフレッシュマン・ミキサーや、各学科 1 年次に必修科目として開講される「概説」の際にも、目的等の周知がなされている。

<7>薬学部

教育理念・教育目的は、薬学部ウェブサイトへの掲載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている（資料 1－13）。2007（平成 19 年）4 月の八事新 1 号館の竣工に際し、教育理念・教育目的をシルバー・メタル版に刻印し、同館 1F 玄関右フロアに掲出した。

<8>都市情報学部

都市情報学部の理念・目的は、名城大学学則第3条の2に定める他、学部ウェブサイト（資料 1－14）にも公開し、機会あるごとに情報発信を行っている。新入生に対しては、オリエンテーション、フレッシャーズ･セミナーなどを通じて説明するとともに、在学生にもガイダンスを通じて周知している。また、早い段階で都市情報学の概念を理解させるためにオムニバス形式の授業科目「都市情報学概論」を1年次に開講している。受験生や企業に対しては、入学センターやキャリアセンターの広報活動による情報発信に加えて、学部の全教職員が愛知･岐阜・三重の3県を中心に毎年6月中旬から7月中旬にかけて高校を訪問（1人5校程度）し、学部の理念・目的を周知している。

<9>人間学部

人間学部の人材養成目的、教育研究上の目的は、学生便覧（資料 1－1　p.2-5）に掲載し、学生および教職員への周知を図っている。特に、新入生に対しては、入学時の新入生オリエンテーションで学生便覧（資料 1－15）を用いて、学務委員会の教員が説明している。さらに、入学直後の週末に実施する新入生セミナーで周知を図っている。この新入生セミナーは、人間学部独自の初年次教育の一環として一泊二日で実施する研修である。新入生と教職員が親睦を深める中で人間学部の教育理念と目的を確認している。社会一般には人間学部ウェブサイト（資料 1－44）、大学案内（資料 1－45）で公表している。在学生の父母には父母懇談会、人間学部後援会会報『こころね』（資料 1－46）で周知している。高校生および高校の進路指導教員には、オープンキャンパスや入試説明会で大学案内（資料 1－45）、学生便覧（資料 1－15）を用いて、人間学部の教育理念・目的について教員が説明している。

<10>法学研究科

法学研究科の人材養成目的、教育研究上の目的は、修士課程部会および博士課程部会の教職員の間では、常に確認されている事項である。大学院生に対しては、オリエンテーションや大学院研究科便覧で周知されている（資料 1－16）。

社会に対しては、名城大学のウェブサイトや、法学部独自のウェブサイトにおいて、この目的を公表している。とくに受験生等に対しては、この目的に加えて、それに基づいたアドミッションポリシーが掲げられ、入試案内をはじめとする各種の資料において、あるいは、オープンキャンパスをはじめとする受験生等と接する各種行事において、これらの目的やポリシーの説明を盛り込むことにより、周知を図っている。

<11>経営学研究科

大学院学則に基づき、大学構成員（教職員および学生）に周知している。院生に対しては、入学時に行われるオリエンテーションや､入学時に配付する研究科便覧や大学院ガイドにより、また研究科ウェブサイト、広報用パンフレット、大学案内等により、経営学研究科に関心を寄せる学生や社会に公表している（資料 1－16）。

<12>経済学研究科

経済学研究科の人材養成目的・教育研究上の目的は、教職員および大学院生には 2014（平成 26）年度大学院研究科便覧（資料 1－16 p.81）の中の記載により周知している。大学院研究科便覧の最上部に人材養成目的を掲げ、その下に、修士課程と博士後期課程のそれぞれについて、学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針を列挙することで、人材養成目的とこれら 3 つの方針の関連性が明白になるよう工夫している。

社会一般に対してはウェブサイト（資料 1－47）上の経済学研究科紹介ページで、2014（平成 26）年度大学院研究科便覧と同様の内容を公表し周知している。在学生の父母には、学部独自で毎年刊行している懇談会会報(資料 1－36 p.23)で説明している。

<13>理工学研究科

理工学研究科の理念・目的は、『大学院研究科便覧』を大学構成員に配布して周知するとともに、『名城大学大学院ガイド』や大学ウェブサイトにて社会に公表している（資料 1－16　p.89、資料 1－17　p.22、資料 1－10）。

<14>農学研究科

大学ウェブサイトならびに農学研究科ウェブサイト（資料 1－48）で目的等を学内外に公表するとともに、各種の刊行物を通じても公表している。受験生用としては名城大学大学院ガイド（資料 1－17 p.37）がある。

入学時に全員に配布する大学院研究科便覧でも目的等を明記しているが、4 月のオリエンテーション時には、研究科主任と学務センター職員が便覧の内容について丁寧に説明している。

<15>薬学研究科

「人材養成目的・教育課程編成方針」は、薬学研究科ウェブサイトへの掲載（資料 1－19）、入試関連のパンフレット（資料 1－17）等への記載により、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科の理念・目的については、大学ウェブサイト（資料 1－14）にも公開し、情報発信を行っている。新入生に対しては、オリエンテーションなどを通じて説明するとともに、在学生にもガイダンスを通じて周知している。受験生や企業に対しては、入学センターやキャリアセンターによる広報活動に加えて、研究科独自の理念・目的の周知活動を展開している。

<17>人間学研究科

人間学研究科は、その理念・目的の周知・公表を、さまざまな媒体により行っている。人間学研究科の広報用パンフレット（資料 1－49）、大学案内（資料 1－45　p.111）、大学院研究科便覧（資料 1－16　p.147）、大学院入学試験要項（資料 1－22　p.27～31）、大学院ガイド（資料 1－20　p .46～48）、人間学研究科のウェブサイト（資料 1－50）などで、大学構成員およ

び学内外で人間学研究科に関心を寄せる学生や社会人に広く公表している。

学外の受験希望者からの人間学研究科の理念・目的についての質問に対しては、教員が対面あるいは電子メールで個別に対応している。人間学部 3 年生、4 年生に対しては、必修科目の基幹ゼミナールと卒業研究ゼミナールにおいて、人間学研究科の理念・目的を周知している。人間学部在学生の父母に対して、父母懇談会において、人間学研究科の教育理念と目的を説明している。

<18>総合学術研究科

新入生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスで説明を行うとともに、研究科の理念・目的等を記載した資料（大学院研究科便覧、総合学術研究科年報等）を配布することで、研究科所属学生および教職員に周知を徹底している。また、入学試験要項（資料 1－22 p.70）、大学院ガイド（資料 1－20　p.4～6）、本学ウェブサイト内研究科ページ（資料 1－51）への掲載によって社会に公表するとともに、研究科所属以外の大学構成員への周知も図っている。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の理念・目的および学位授与方針・教育課程編成方針・入学者受け入れ方針は、学生には「大学院研究科便覧」（資料 1－16）を手渡して、研究科の教職員が全員出席する入学時のオリエンテーションおよび各学期始めの在学生ガイダンスで利用し、直接対面においても伝えている。オリエンテーションとガイダンスは、科目履修の手続きなどを説明するだけでなく、学位授与方針でもある、①戦略思考法、②問題解決法、③持続的革新力の重要性を共有する機会になっている。

全学および学外の人々に対しては、大学ウェブサイト（資料 1－52）に加えて、研究科独自のウェブサイト（資料 1－53）を準備・編集し、理念・目的を直接伝えるだけではなく、研究科長のあいさつ文などを通した伝え方も工夫をしている。また、『大学院ガイド』（資料 1－20）、『大学院入学試験要項』でも公表する他、入学志望者に対しては年 2 回（8 月と 12 月）開催する入学説明会において伝えている。

<20>法務研究科

教員には、原則として毎月 2 回行われる研究科委員会（教授会）において、カリキュラムの改善等を議論する際や、また、教育方法の改善を検討する FD 活動の際にも確認するようにしている。職員には各研修の際に周知するとともに、本研究科に進学希望の学生については、大学ウェブサイト、法科大学院パンフレット、入試要項で、また、本研究科学生には、新入学生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスや、大学院研究科便覧において、理念･目的を周知している（資料 1－23、資料 1－54、資料 1－55）。

法務研究科ウェブサイトに加えて、大学ウェブサイトに「名城大学大学院学則」や「公開情報」のページを設け、理念・目的を広く公開している（資料 1－3、資料 1－34、資料 1－56）。

<21>教職センター

理念・目的の要旨は、『2014 年度(平成 26 年度)入学生用　教職課程便覧』（資料 1－57 p.1）

に記載して大学構成員に周知するとともに、大学ウェブサイト（資料 1－58）に掲載して広く社会に公表している。

<22>分析センター

分析センター利用心得を定めており、その中でセンターの目的を、企業等から受け入れた研究員を含む大学構成員に周知している。新機種導入時の教員への講習会の実施、大学院生、学部生への機器利用講習会の実施・指導などの際にも、センターの目的を説明している（資料 1－59）。

<23>総合研究所

総合研究所規程（資料 1－27　第 1 条）および名城大学要覧（資料 1－30）に理念・目的を掲載している。また、研究成果として、『総合研究所紀要』、『総合学術研究論文集』および『名城アジア研究』の発行とともに、『総合研究所ニュース』を教職員全員に毎年配布しており、総合研究所の事業内容は周知されている。また、これらの成果物については、学外関係機関にも配布しており、総合研究所の研究活動発信の媒体として有効に機能している。

社会に対しては、名城大学要覧（資料 1－30）および名城大学ウェブサイト（資料 1－60）により理念・目的を公表している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

名城大学では、2015（平成 27）年をマイルストーンとする MS-15 戦略プランに基づくマネジメントシステムを構築している。この戦略プランに掲げる基本目標・行動目標をベースに、年度単位の事業計画書による行動計画、行動計画の実行、成果の検証、次年度の行動計画策定という PDCA を実施している（資料 1－61）。

全学の中長期戦略プランである「MS-15 戦略プラン（大学版）」に基づき、各部署単位で「MS-15 戦略プラン（各部署版）」を作成し、この戦略プランに基づく年度単位の事業計画書を作成している。事業計画書に掲げた事業ごとに 4 段階の自己評価を行い、その結果を踏まえたアクションを次年度の事業計画書に反映させる仕組みを構築している。

MS-15 の推進をミッションとする組織体制としては、MS-15 推進室を設置している。同室には室長（副学長）以下、副室長（経営本部長）と事務職員を置いており、毎年、各部署の検証結果を踏まえた「MS-15 活動報告書」を作成している。さらに、MS-15 推進室長を座長とする MS-15 基本戦略部会（構成員は、副学長 3 名、常勤理事 4 名、学部長・研究科長 3 名、附属図書館長 1 名、附属高等学校教頭 1 名、総合政策部事務部長 1 名）において、「MS-15 戦略プラン」自体の検証・見直しを行っている。以上のプロセスによって、理念・目的等についての定期的検証を行っている。

<2>法学部

定期的に開催される教授会の他、その下に設置されている各種の委員会において、理念・目的の適切性を議論している。委員会では、日常の業務やそれに伴う意思決定を行うことの他、

法学部あるいは日本社会を取り巻く状況の変化に、学部・学科の理念・目的を適合させるべく、長期的な課題の設定を行うことが多い。主要な委員会は、教務・学生・入試の 3 委員会の他、2013（平成 25）年度より設置された広報委員会の 4 つである。特に教務委員会と入試委員会は、原則として定例教授会の直前の時間帯に、1 か月に 2 度開催される。

各種の委員会が提起した課題をとりまとめ、理念・目的の長期的な見直しを行う組織として、学部将来問題委員会を設置している。同委員会によって行われた意思決定は、必要に応じて教授会に諮られ、教授会での審議を経て、学部の理念・目的の見直しや、それを具体化するための組織の改編やカリキュラムの改革等が進められている。

<3>経営学部

定期的な教授会および学科会議等によって、教務・キャリア・FD などの側面から多角的に議論・見直しが行われている。またカリキュラム改訂と併せて学部の教育理念・目的や目標の検証を行っており、前回は 2010（平成 22）年度の大幅な改訂時に検証を行っている。本報告書の作成時点においても 2015（平成 27）年度にカリキュラム改訂を予定しており、それとともに教育理念や教育目標の検証を行っている。（資料 1－6　p.2-2～2-31）

<4>経済学部

学部および研究科の理念・目的に沿った学部運営の指針を策定する機関として、学部長・研究科長、協議員、学科長、学科委員からなる経済学部将来構想委員会を組織している。また、2013（平成 25）年度には、理念・目的の適切性を含む、自己点検・評価項目全般を議論し検証する機関として経済学部自己点検・評価報告書作成委員会（資料 1－62　p.3）を発足させた。

経済学部将来構想委員会では、主に、学部の理念・目的に沿った教員編成について議論するが、その中で外部環境の変化、国の教育政策の変更等に対応するための教員人事のあり方、そして、理念・目的の妥当性についても議論される。

また、経済学部自己点検・評価報告書作成委員会は、学部・研究科の自己点検・評価の実施ならびに報告書の作成を主な任務としているが、担当者間での意見交換を通じ、理念・目的の適切性をその都度検証している。

<5>理工学部

学部では、教育理念、教育目標などについて、必要に応じて、関係する各委員会で見直し、教授会で審議、承認されている（資料 1－63）。また、学部に設置されている学部評価委員会では、戦略プランの設定と共に、点検・評価を行う体制が整備されている（資料 1－4）。

理工学部では、数学科および 2013（平成 25）年度新設の 2 学科を除く、工学系の 8 学科の教育プログラムが JABEE （Japan Accreditation Board for Engineering Education：日本技術者教育認定機構）の認定を受けており、この JABEE 制度により、教育理念、教育目標等の設定やその実現に向けて PDCA サイクルを循環させ、教育改善を目指すことが求められている。各学科においては、この PDCA サイクルを実施する組織を学科内に有しており、システムの向上が常に図られている。毎年開催されている各学科の外部評価委員会には学外の学識経験者も数名含まれており、学内だけでなく学外からの評価も確認している（資料 1－38

p.2-142～2-146)。なお、数学科は日本数学会分科会の各分野を基盤にし、常に見直す教育体制を整え、2013（平成 25）年度新設の 2 学科も JABEE 制度に準拠した教育プログラムを展開しているため、教育改善に向けての対応は整えられている。

<6>農学部

農学部ならびに各学科の理念・目的・教育目標等の検証は、2005（平成 17）年度から、点検･評価に止まらず改善まで審議するために設けられた農学部評価委員会が毎年度行っている。メンバーは農学部戦略会議と同じで、学部長（委員長)、協議員（副委員長)、農場長、学科長、入試委員長、学務委員長、キャリア委員長、広報委員長、事務長である。検証に際しては、本学の中長期基本戦略プランである MS-15 に組み込んだ MS-15（部署版）における結果（資料 1－64）等を踏まえている。現在のところ、農学部ならびに各学科の理念・目的・教育目標等に変更の必要はないと考えている。

<7>薬学部

薬学部では、2006（平成 18）年の改組において 6 年制の薬学科を設置した。その理念・目的は、2005（平成 17）年度の教授会の議を経て定められ（資料 1－65、資料 1－66、資料 1－67、資料 1－68、資料 1－69)、6 年制薬学教育プログラムの下に、人間性豊かで地域医療に貢献できる薬剤師の育成を目指した教育を実践している。6 年制薬学部を卒業した薬剤師に求められる幅広い活躍の場と､多様な社会の要請にも応えられる薬剤師の育成を基本とするものの、本学の伝統である優れた臨床薬剤師の育成にも力を注いできた。

理念・目的は、それを具現化するカリキュラムと密接な関係にある。したがって、理念・目的の適切性の検証はカリキュラム改訂に合わせて行っている。カリキュラム改正は概ね 6～10 年ごともしくは「薬学教育モデル・コアカリキュラム」改正時に行う。次回は 2015（平成 27）年度から新カリキュラムに移行する予定であり（資料 1－70)、現在準備を進めている。その過程で、これまでの 6 年制薬学教育の成果に基づき、理念・目的の適切性について検証を進めている。新カリキュラムについては、各分野の教員から構成される学部教育検討委員会（資料 1－71）が素案を作成し、教授会での審議を経て決定する。理念・目的の適切性については、新カリキュラムと並行して教授会で審議する。

<8>都市情報学部

学部内に将来問題検討委員会を設置して、将来像について構想を描き、学部の理念・目的を検証している。検証結果の一つとして、2008（平成 20）年度より、サービスサイエンスを志向するアーバンサイエンスへの改革を目指す新カリキュラムがスタートした。さらに 2013（平成 25）年度には、2017（平成 29）年度のナゴヤドーム前キャンパス移転時の都市情報学部の形態に関する提案が「都市情報学部の移転に関する検討委員会」からなされ、教授会で承認された。この結果は、大学全体の検討機関である教学将来構想検討部会の下に作られた都市情報学部再編ワーキング・グループにおいて検証された。

<9>人間学部

学部内の各種委員会、特に学務委員会、入試委員会、広報・HP 更改委員会、カリキュラム検討委員会、研究・予算委員会、FD 委員会では、人間学部の人材養成目的に照らし合わせて委員会業務を計画、遂行している。これらの委員会では、人材養成目的が達成できたかについて検討し、目的の適切性について検証している。各種委員会の業務については教授会で報告し、必要に応じて議論を行う。学部内の企画会議は、名城大学 MS-15 の戦略プラン（部署版）、学部事業計画書、および強みづくりカードの原案を作成する。原案は教授会で議論し、決定される。このプロセスは毎年行なうもので、前年度の執行状況を確認した上で次年度の計画を立てる。この過程で、学部の理念、目的の適切性を検証している。企画会議では、学部の将来構想についても議論する。また、2012 年度は学部設立 10 周年にあたり『名城大学人間学部 10 年の歩み』を刊行した。この中でも、創立以来の人間学部の理念・目的の達成について検証を行い、目的の適切性について確認した（資料 1－72　p. 146～153）。

<10>法学研究科

法学研究科では、大学院の活性化を目指した問題提起が研究科委員会内の修士課程部会および博士課程部会で行われており、その中で、理念・目的の適切性についての検証を行っている。

<11>経営学研究科

経営学研究科委員会は、適時理念・目的について検討し、改革を実施している。例えば、研究の幅を広げ、学生同士が相互に見識を広めるため 3 大学（名古屋大学大学院経済学研究科、名古屋市立大学大学院経済学研究科および名城大学大学院経営学研究科）の間で単位互換協定を結んだり、意欲ある学生の学部・大学院間をスムーズに移行させる学部・大学院 5 年修了プログラムの特別推薦を導入したり、飛び級制度を導入したりする時等に理念・目的の適切性の検討を行っている。また、大学院改革として税理士希望者に対するサポート体制を専門学校と提携して構築するため修士課程に講義科目を追加するとともに履修方法を見直した時にも、研究科委員会や制度改革委員会で改革の有効性を理念・目的に沿って検証している（資料 1－34）。

<12>経済学研究科

研究科および学部の理念・目的に沿った研究科運営の指針を策定する機関として、学部長・研究科長、協議員、学科長、学科委員からなる経済学部将来構想委員会を組織している。また、2013（平成 25）年度には、理念・目的の適切性を含む、自己点検・評価項目全般について議論し検証する機関として、経済学部自己点検・評価報告書作成委員会を発足させた。委員会の構成メンバーは学部長・研究科長、研究科主任教授、協議員、教務委員、入試委員および特に必要と認められた者からなる。

経済学部将来構想委員会では、主に、学部の理念・目的に沿った教員編成について議論するが、その中で外部環境の変化、国の教育政策の変更等に対応するための教員人事のあり方、そして、理念・目的の妥当性についても議論される。

また、経済学部自己点検・評価報告書作成委員会は、学部・研究科の自己点検・評価の実施ならびに報告書の作成を主な任務としているが、担当者間での意見交換を通じ、理念・目的の適切性をその都度検証している。

<13>理工学研究科

年度初めに、『大学院研究科便覧』の確認を行い、理工学研究科の理念・目的を検証し、見直しを行っている。MS-15 戦略プラン（部署版）を毎年、見直している。また、平成 25 年 7 月から、大学院理工学研究科改組検討委員会を設置して、理念・目的の見直しを検討している（資料 1－4、資料 1－73）。

<14>農学研究科

農学研究科の目的等の検証は、2005（平成 17）年度から、点検・評価に止まらず改善まで審議するために設けられた（学部と共通の）評価委員会が毎年度行っている。メンバーは農学部戦略会議と同じである。検証に際しては、本学の中長期基本戦略プランである MS-15 に組み込んだ MS-15 戦略プラン（部署版）における結果（資料 1－64）等を踏まえている。現在のところ、農学研究科の目的等に変更の必要はないと考えている。

<15>薬学研究科

薬学研究科では、大学院薬学研究科 FD 委員会の主導のもと、教員および学生を対象とした授業改善アンケートを実施しており、その回答結果を、薬学研究科運営委員会にて人材養成目的・教育課程編成方針の検証を行う際の一助としている（資料 1－19）。

<16>都市情報学研究科

将来問題検討委員会を設置し、学部と研究科を一体的に捉えて、将来像についてさまざまな構想を描き、研究科の理念・目的の見直しを各年度で再確認している。検証結果のひとつとして、サービスサイエンスをより高度のものとすべくアーバンサイエンスへの改革に取り組むことになり、都市情報学部と同時に新カリキュラムがスタートした（資料 1－74、資料 1－75 p419～420、資料 1－76）。

<17>人間学研究科

人間学研究科は、開設された 2011（平成 23）年度当初から設置認可申請にあたって掲げた理念・目的の実現に努めてきた。他方で研究科 FD 委員会内規（資料 1－77）を制定し、研究科 FD 委員会が学生からの聞き取り（資料 1－78）も重ねながら FD 活動を定期的に行い、理念・目的の適切性を議論してきた。また、人間学研究科の管理・運営を審議・決定する研究科委員会を月 2 回の割合で開催し、研究科 FD 委員会が FD 活動の報告を行うとともに、専任教員団と事務職員が人間学研究科の予算、施設・設備、教員組織、教務、学生支援などについて議論し、実際の教育研究に即して理念・目的の適切性の検討を行ってきた（資料 1－79）。

また、研究科完成年度に外部評価委員による点検評価を受けることを、研究科開設当初から計画し、2013（平成 25）年 9 月には面談調査を受けた。面談調査に先立ち、研究科の自己点検・評価報告書を作成し、それについて外部評価委員の評価を受けた。外部評価委員会の記録および面談調査講評、外部評価委員による評価報告書は、2014（平成 26）年 3 月に「外部評価報告書」として公表した（資料 1－80）。

<18>総合学術研究科

研究科の理念・目的を記載した刊行物の発刊に際し、研究科委員会に諮り、随時その適切性について検証を行っている。さらに、毎年春季および秋季に総合コアプログラムを開催し、その成果から、理念・目的が達成されているか、また、適切であるかどうかの検証を行っている（資料 1－81）。

<19>大学・学校づくり研究科

全学における MS-15 の検証サイクルを活用して、研究科が掲げる人材養成目的等に関連する具体的な取組を確認・推進するようにしている。MS-15 の検証サイクルの中でも特に、研究科報告書と事業計画書を作成・提出する際、研究科の人材養成目的等の観点から活動実績が適切性であるかを研究科専任教員全員が点検し、実績と改善の有無を議論している。また、毎年度実施する入学試験では、学位授与方針と一貫して設定した入学者受け入れ方針を重要な基準として合格判定を行っており、人材養成目的の適切性を確認している。

<20>法務研究科

法務研究科においては、理念・目的の適切性について、MS-15 活動報告書の作成に加えて、①前期・後期の終了後に全教員に提出を求める「授業実施報告書」による確認、②各期の授業のうち、3 分の 1 程度が終わった段階で意見投函箱に寄せられた学生からの「授業への要望」の検討、③各期の授業の最終日に行う「学生による授業改善アンケート」の検討、④授業の相互参観等、によって検証を行っている（資料 1－82）。

<21>教職センター

本学の基本戦略（資料 1－29）との関連において、理念・目的に対しては、毎年度当初実際的な行動目標と戦略計画が策定され、年度末に具体的な活動、成果、進捗指標による検証を行い、MS-15 活動報告書を作成している（資料 1－12）。これらは教職センター会議の審議を経ており、この一連の活動を通して、理念・目的の適切性について定期的検証を行っている。

<22>分析センター

分析センター利用心得を改訂する中で、理念・目的の適切性についての検証を行っている。

<23>総合研究所

総合研究所運営委員会では、年度末に総合研究所における活動内容を報告し、次年度に向けた計画立案に結び付けるようにしている。

2. 点検・評価

●基準 1 の充足状況

立学の精神「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」は、名城大学の基本理念として構成員に浸透している。立学の精神と関係法規を踏まえて設定した本

学の目的と各学部・研究科の人材養成目的は適切であり、学則および大学院学則に明示し、公表している。

さらに、こうした目的をミッション・ステートメントとして公表し、ミッションに基づく中長期ビジョンを策定し、ビジョン実現のための戦略を MS-15 戦略プラン（大学版および部署版）として大学構成員の間で共有し、社会に公表している。MS-15 は 2015（平成 27）年をマイルストーンとするマネジメントシステムであり、それにもとづく PDCA サイクルも、2005 年の導入以来 10 年を経て、教職員の間に定着している。このマネジメントシステムは、本学固有のものであり、PDCA サイクルの中で、本学が有する資源やこれまでの実績を踏まえて理念・目的の適切性の検証を行っている。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・年間スケジュール「名城戦略マネジメントカレンダー」に従って、「MS-15 戦略プラン」に関わる活動に対して部署単位で 4 段階の自己評価を行い、次年度の事業計画書に反映させる仕組みを構築している。この仕組みにより、より高い次元の計画が策定できている（資料 1－83）。

<2>法学部

・理念・目的は、学生便覧やオリエンテーションでの周知は勿論のこと、学部ウェブサイト、大学案内、入試関連のパンフレットといった主要な広報媒体において必ず記載している。理念・目的は、大学構成員に周知され、社会に公表されている。

<3>経営学部

・本学部の理念・目的が具現化された教育学習プログラムが 2010（平成 22）年度文部科学省 GP「大学生の就業力育成支援事業」および、2012（平成 24）年度文部科学省ＧＰ「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（代表幹事校：三重大学）に採択された。取り組みの一環としてシンポジウム・講演会を実施し、学生のシンポジウム・講演会への参加を促し、また、シンポジウム・講演会の内容を掲載した冊子を学生に配布することによって、学部の理念・目的に対する理解を深めている（資料 1－84）。

<4>経済学部

・在学生・教員および社会一般への情報発信の手段として各種学部刊行物の内容の改善を毎年積み重ねてきた結果、人材養成目的・教育目的、及びそれらによる教育の特色がより明確に理解されるようになった（資料 1－7、資料 1－28、資料 1－36、資料 1－37、資料 1－38）。また、広報委員会主導で学部ウェブサイト（資料 1－35）の充実化が継続的に行われてきた結果、ゼミの研究内容、フィールドワーク実施例などを通して、経済学部の理念・目的がより具体的な形で社会に理解されるようになった。

<5>理工学部

・学部の教育理念、教育目標を 2005（平成 17）年度に明文化した結果、学科の教育方針などを定め、開示することができた。学部の理念・目的、学科の教育方針には策定のねらいおよび位置づけを理解した適切な表現が使われている。また、技術者教育に関して JABEE 認証制度により、学科レベルで定期的に検証できる PDCA サイクルが循環されている。学部では、教育

理念、教育目標について、関係する各委員会にて必要に応じて見直し、教授会で審議、承認している（資料 1－8、資料 1－85）。

<6>農学部

・理念・目的の適切性およびその周知に対する参考指標の一つと考えられる学生の授業満足度は、2012（平成 24）年度後期の場合、農学部全体で 60.9%であり、前年度から 3 ポイントの増加を示している（資料 1－86 p.11）。73.9%の学生が授業に対する教員の意欲や熱意を感じている（資料 1－86 p.80）。また、本学部の就職率は、2009（平成 21)年度から 4 年連続して私大農学部で全国 1 位であった。2013（平成 25）年度は全国 2 位であり、本学独自の方針が社会に評価されている証拠と考えられる（資料 1－42 p.36）。

<8>都市情報学部

・学部の理念・目的は時代の流れにマッチしたものであり、理念・目的の実現を目指して行った教育の成果としての就職状況良好である。学部ウェブサイト（資料 1－14）にも公開されているように、卒業生は地域に密着した企業や自治体などへ幅広く就職している。また、情報処理能力を活かして情報通信、情報技術サービス、コンサルタント業などへ就職する者も少なくない。『週刊東洋経済』（資料 1－87）の特集「本当に強い大学 2008 年」では、就職率（就職決定者数÷(卒業生数－大学院進学者数)）において文系トップとされた。

<9>人間学部

・学部設立 10 周年を契機として、教職員が人間学部のこれまでの歩みを具体的に振り返り、将来像を考察することにより、人間学部の理念・目的の適切性を検証することができた。また、学則に規定した人材養成目的に加え、卒業時点までに学生が身につけるべき能力要件を具体的に示し、教育到達目標に応じた系統履修モデルを提示した（資料 1－15　p.2-17）。これにより、学部の教育理念・目的と教育内容の関連性をより明確に周知できるようになった。

<13>農学研究科

・理念・目的の適切性およびその周知についての参考資料の一つとして、修士課程学生を対象としたアンケート結果をみると、農学研究科への進学にあたって、研究科の理念・目的を理解していることが分かる（資料 1－88）。教員を対象としたアンケート結果では、本研究科の目的等を知っている割合は 100％であった（資料 1－89）。

<15>都市情報学研究科

・修士論文や博士論文のテーマをみると、持続可能な地域づくり、環境管理・景観、意思決定や事業評価などの政策科学、情報社会の構築に向けての技術研究など、都市情報学研究科の理念・目的に相応しい、多面的な教育・研究がなされていることが示されている。

<16>人間学研究科

・人間学研究科では、時代の変化や社会の進展に絶えず目を配りながら、最高教育機関また学術文化研究機関にふさわしい理念・目的を掲げるべく、研究科委員会で議論を続けてきた。さらに、外部評価の計画・実施を契機として、人間学研究科の理念・目的の検証を客観的に行うことができた。

<17>総合学術研究科

・理念・目的を公表し、定期的にその適切性を確認することで、研究科教員をはじめとする学内者が共通認識を持ち、理念・目的の実現に向けた教育に努めることができている。また、学

位授与およびカリキュラム編成にあたっては、学位授与方針および教育課程編成方針に基づいた、文理横断的な授業科目を体系的に設置し、理系・文系の枠を越えた、柔軟な思考を持つ学生の育成および輩出を実現している。これは、研究科教員、学生、職員等が理念を共有し、共にその実現に向けて努力した成果であり、総合学術研究科の理念・目的は、目指すべき方向性を十分明らかにしていると言える（資料 1－16）。

<18>大学・学校づくり研究科

・教育現場の課題と解決法を授業場面で議論・共有するために、教育機関で働く現職の修了生を招待して事例検討会を行う試みを開始しており、その成果を理念・目的を実現するための資源として研究科内で共有している。

・研究科の理念・目的に特に理解を示す教育機関を指定機関として協定を結び、当該機関からの入学者を積極的に受け入れている。

<19>教職センター

・本学の教員養成の理念の明確化に伴い、各学部において学部の教員養成理念の策定が行われた（資料 1－90）。これにより、各学部の教員養成理念がより明確化されるとともに、今後その適切性について検証する契機を得ることができた。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・「立学の精神」は、大学紛争の経験を踏まえて設定された歴史的なものであるだけに、その背景を含めて学生に伝える必要があるが、学生には背景が十分には浸透していない。

・MS-15 によるマネジメント体制は、「MS-15 戦略プラン」を基本目標と位置付け、事業計画を起点に、毎年、PDCA サイクルとして機能し、成果を上げてきた。しかしながら、戦略計画については進捗指標の可視化により成果を可視化できるものの、それぞれの戦略計画の総和としてのビジョン「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学を実現する」の進捗度の可視化には至っていない。このビジョンの進捗度を直接的に可視化できる仕組みをつくることが課題である。

<2>法学部

・従来の法学部における 2 つの柱であった「理論」と「実務」、あるいは「ジェネラリスト」と「スペシャリスト」の境界が曖昧になりつつある状況において、法学科においても実務を重視する必要が生じてきた。専ら応用実務法学科が担ってきた実践的な教育を、法学科においても推進する必要に迫られているため、学科レベルでの目的を再検討する必要がある。

<3>経営学部

・企業経営や社会を取り巻く環境は急速に変化し、さらに学生の属性も変化してきた。こうした変化に対して、これまで本学部の教育・研究を継続的に見直してきた。今後においても、大学の理念・目的を実現し、社会的責任を果たすべく、環境変化に対応した先端的な領域の教育を含むカリキュラムの見直しを行い、社会が求める人材を育成していくために、産業界や学生との意見交換を継続していくことが求められる。

<4>経済学部

・経済学部の理念・目的の適切性をより広い観点から検証するため、自己点検・評価報告書作

成委員会の検証結果について、学部教授会で十分に議論する必要がある。

<5>理工学部

・学科の教育方針を開示することができ一歩前進したが、一部の学科については、その記述内容が不十分であったり、文章が難解なものもある。さらに洗練化、見直しが必要である。学科ごとには JABEE 認証制度により、理念・目標など定期的に検証するシステムが構築されているが、学部レベルでは必要に応じて見直しが行われるにとどまっており、今後は定期的な検証の必要性を認識している。

<7>薬学部

・本学の教育理念、教育目標の学生への周知を確実なものとするためには、ウェブサイトやパンフレットでの公開にとどまらず、新入生オリエンテーション等の機会を利用して説明することが必要である。

<8>都市情報学部

・毎年、新入生を対象にしたフレッシャーズセミナーにおいてミニシンポジウム『都市情報学とは何だろうか』を開催し、都市情報学への導入を図っているが、その終了後に提出させたレポートを読むと「学部のコンセプトや内容がわかりにくい」という意見が少なくない。したがって、受験生に学部のコンセプトや内容を十分に伝え、学部の魅力を個々の受験生に浸透させる方法を検討する必要がある。

<9>人間学部

・2015（平成 27）年度にカリキュラム改正を実施するため、人材養成目的の達成度、及び適切性の検証には、これまで以上に丁寧に行わなければならない。このため新たな検証計画を立てる必要がある。

<10>法学研究科

・法学研究科では、入学者数が入学定員を満たさない状況が続いている。この状況は、法学研究科全体のあり方や目的の再考が必要となっていることを示すものと考えられる。

<11>経営学研究科

・社会への公表は大学院を広く知ってもらうためにも必要であるが、現在、ウェブサイト閲覧数を定期的には検証していない。

<12>経済学研究科

・研究科の理念・目的の適切性をより広い観点から検証するため、自己点検・評価報告書作成委員会の検証結果を研究科委員会で議論する必要がある。また、ウェブサイト上で、研究科についての情報発信を充実化させる必要がある。

<14>薬学研究科

・薬学研究科の人材養成目的、教育課程編成方針の在学生や教職員への周知をより確実なものとしていく必要がある。

<15>都市情報学研究科

・2008（平成 20）年度に新カリキュラムがスタートし、各指導教員の持つ専門的ノウハウを大学院生に享受する体制が確保できるようになったが、そのような幅広い領域を各科目間で連携・補完するまでには至っていない。今後、都市情報学研究科の理念・目的に一層ふさわしい教育・研究ができるように、科目間の調整を図る必要がある。

<16>人間学研究科

・人間学部過年度卒業生への研究科の教育理念・目的、教育内容の周知が十分ではない。

<17>総合学術研究科

・研究科の理念・目的は、適切に設定され、定期的に検証が行われており、総合学術研究科ウェブサイトにおいて公開もしているが､詳細な閲覧件数確認システムを取り入れていないため、学外者に対する周知の効果が不明である。現在は、ウェブサイトを見た学外者からの問い合わせ件数により、その周知効果を感じるに留まっているが、今後、公表方法の適切性を検証し、改善する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・MS-15 の目標年である 2015（平成 27）年が間近に迫っていることから、MS-15 基本戦略部会の下に、中堅層の教職員を中心に MS-26 起草ワーキング・グループを設置し、MS-15 の再検証とステークホルダーからの意見を集約しながら、開学 100 周年にあたる 2026 年を目標年とする次期戦略プランの策定を進める（資料 1－91）。

<2>法学部

・理念・目的の教職員や学生および保護者への周知や社会への公表については、学部ウェブサイト、大学案内、パンフレットなどを用いて、今後とも十分に実施していく。

<3>経営学部

・自主的な研究の場であるゼミナールを単位とする企業調査訪問など、国内外の企業・組織行動の現場から学ぶ「現場触発的」な学びを実践してきた。こうした学びは、実践的な性格が強い経営学を学び、経営学部の理念・目的を実現する上で有効である。今後も企業調査訪問学習の継続的な改善やインターンシッププログラムの改善を通した現場体験学習の向上によって、現場に根付いた高い実践的能力を持つ学生を効果的に育成していく（資料 1－84）。

<4>経済学部

・インターネット上の情報発信の重要性が増す中、特に受験生確保の観点から、学部ウェブサイトを一層充実化し、学部理念・目的をより広く受け入れやすい形に表現していく。

<5>理工学部

・学部の教育理念、教育目標の見直し、各学科の教育方針については、JABEE 認定制度への対応も含み、定期的な検証を今後も継続する。

<6>農学部

・2015（平成 27）年度に教育課程改正を予定している。狙いは理念・目的等により一層沿った授業科目編成に置き、学部主体の教養教育、専門教育の一層の体系化、講義科目・実験科目と農場実習の関連性の強化、キャリア教育の正規科目化等を目指す。そのことで、これまで以上に学生の授業満足度を向上させ、高い就職率を維持していく。

<8>都市情報学部

・理念・目的の実現を目指して行う教育の成果の一つとしての就職状況は、他大学と比べると良好である。今後とも、好・不況に左右されことなく成果を上げるため、都市情報学部の特徴

である少人数教育、とりわけ個人指導も可能であるゼミナールにおいて、学生一人一人の「問題を発見する能力」「問題を分析する能力」「問題解決策を提案する能力」を伸ばすことに努める。

<9>人間学部

・人間学部の教育理念・目的の公表・伝達について効果が上がっているウェブサイトの利用、受験生向けの広報については、人間学部内に設置されている広報・HP 更改委員会が中心となり、定期的に広報内容を更新し、正確な情報を提供することとしている。

<13>農学研究科

・目的等を一層実現するために、将来的にはカリキュラム改正を検討する。

<15>都市情報学研究科

・マンツーマンの研究指導とともに、研究科内外の多様な視点を受け入れつつ、今後とも研究科の理念・目的にふさわしい多面的な教育・研究を推進する。

<16>人間学研究科

・2014（平成 26）年度からの 4 か年計画で、研究科 FD 活動において、研究科の教育の質保証の検討を行う予定である。その中で、研究科の教育理念・目的の適切性について検討する。

<17>総合学術研究科

・総合学術研究科の理念・目的は、適切に設定・検証され、周知も行われている。今後もこれらを継続するとともに、研究科行事等を通してその活動を広く学内外にアピールしていく。また、総合学術研究科の分野の広さを、1 つの理念で繋いでいくため、今後、研究科の進捗を踏まえながら自己点検・評価を行いつつ、「総合学術」のあり方を絶えず検証していき、なお一層の充実を図るため、たゆまぬ努力を重ねていく。

<18>大学・学校づくり研究科

・事例検討会のプロセスと成果を可視化し、事例教材としての活用を図っていく。

・指定機関を現在の 2 校から増やして、大学・学校づくり研究科の理念・目的に対する教育機関からの理解と共感をさらに広げていく。

<19>教職センター

・2012（平成 24）年度に新設された全学的組織である教職センター委員会の運用によって、本センターと各学部との間で理念、目的のより一層の共有化を図る。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・立学の精神を、学生が背景を含めて理解することができるよう、「名城大学で学ぶことの意味と意義に関する理解の促進」を含めた初年次教育プログラムを開発する。本学の歴史と立学の精神が誕生した経緯などを踏まえた自校教育を行うなどにより、学生への浸透を図っていく（資料 1－92）。

・次期戦略プラン MS-26 では、重要業績指標（Key Performance Indicators: KPI）を設定することにより、ビジョンの進捗度を直接的に可視化し、構成員の理解やモチベーションを高めるよう工夫していく。また、この次期戦略プランでは、構成員への理念の浸透という観点から、本学に関わる全ての人達と共有し、大事にしたい価値観（コアバリュー）を設定し、構成員の

意識向上に努める。

<2>法学部

・法ジェネラリストと法スペシャリストを学科ごとに別々に養成するという現在の 2 学科体制は、歴史的使命を終えたといってよいので、2016（平成 28）年度より、現在の 2 学科制を改め、法学科 1 学科へと再編することにしている。それに伴い、従来の理念・目的の基本的な方向性は維持しつつも、新たな 1 学科に応じて理念・目的を見直す必要がある。この見直し作業は、学部将来問題委員会の下に設置した、専門教育と教養教育の二つのワーキング・グループで行う。

<3>経営学部

・大学の理念・目的を実現し、社会が求める人材を育成する観点から、中・長期的には、現在および今後社会的に需要される先端的な領域の教育を含む、経営学部全体の設置科目およびカリキュラム体系の継続的な検討・見直しを行っていく。短期的には、産学連携による学習プログラムの作り込みを視野に入れたキャリア形成関連科目の創設と教育方法を検討している。また、2014（平成 26）年度の文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」【テーマ B】「インターンシップ等の取組拡大」に採択された取り組みに参加しており、インターンシップの改善と他の科目との教育的な相乗効果の向上を図っていく。

<4>経済学部

・自己点検・評価報告書作成委員会の検証結果報告について学部教授会で定期的に議論し、経済学部全体で学部の理念・目的の適切性を検証する体制を整える 。

<5>理工学部

・学科の教育方針に関しては、今後それぞれの学科の意図が正しく学生に伝わるような理解しやすい内容表現を心がけ、内容の洗練化をはかる。学部では、教育理念、教育目標について前述のように、理工学部教務委員会で必要に応じて見直し、教授会で審議、承認している。今後は必要に応じてではなく、毎年 1 回など定期的に検証する。

<7>薬学部

・学生に対して、オリエンテーション等の場を活用して薬学部の「教育理念・教育目的」の周知をさらに徹底する。

<8>都市情報学部

・毎年、学部の教育職員と事務職員が協働して定期的に東海地区の高校を訪問し、入試広報を実施している。高校訪問時の面談を通じて、現在では多くの高校教員が都市情報学部の内容をおおよそ理解していると実感している。しかし、新入生からは「学部のコンセプトや内容が分かりにくい」といった意見が聞かれ、高校教員に伝えた情報が生徒に伝わっていないことを示している。このような状況を踏まえ、教育の質の向上のみならず、立地条件の改善および就職支援の充実を図るとともに、理念・目的および教育・研究内容についての情報発信に努めていく。

<9>人間学部

・カリキュラム改正のコンセプト設計を担ったカリキュラム検討委員会と学務委員会、FD 委員会を中心にして、新カリキュラムの実施状況の把握と教育の目的・理念の適切性の検証を行う計画を立てる。

<10>法学研究科

・法学研究科全体のあり方だけでなく、法学研究科の目的の再考は、大学院の活性化のためにも必要である。この点については、研究科委員会の修士課程部会および博士課程部会で、検討を進める。

<11>経営学研究科

・大学院を広く知ってもらうためにも社会への公表は不可欠であり、ウェブサイト等多様な媒体を使った、広報の強化を図っていく。また、会計・ファイナンスコースで税理士試験などの資格試験に対応した講座を開設するなどを行い、他研究科と協力してサポート環境を作っていく。

<12>経済学研究科

・自己点検・評価報告書作成委員会の検証結果報告について研究科委員会で定期的に議論し、経済学研究科全体で研究科の理念・目的の適切性を検証する体制を整える。学部広報委員会の主導により、ウェブサイト上で研究科に関する情報発信を充実化させる。

<14>薬学研究科

・薬学研究科の人材養成目的、教育課程編成方針の在学生や教職員への周知をより確実なものとするため、ウェブサイトやパンフレットでの公開にとどまらず、新入生オリエンテーション等の機会を利用して説明する。

<15>都市情報学研究科

・都市情報学研究科の科目間の調整のためには、学際的なテーマ（持続可能な地域づくりや望ましい情報化社会のあり方）を含む都市情報学の体系化を図る必要がある。そのためには、都市情報学研究科の全ての教員が互いのテーマを理解することから始め、都市情報学における各テーマの位置づけを明確化するとともに、誰にも扱われていない重要なテーマを洗い出す必要がある。

<16>人間学研究科

・人間学部卒業生の集まりなどで、研究科教員と研究科修了生が研究科の教育研究の目的、実際の教育研究内容を説明する。

<17>総合学術研究科

・今後、理念・目的の公表方法の適切性を検証し、改善する必要がある。学外者からの問い合わせ件数以外に、周知効果を知る手段として、ウェブサイトに閲覧件数を確認するシステムを取り入れるなどの方策を検討していく。また、より的確に、入学者受け入れ方針および教育課程編成方針を実現し、理念・目的の達成を目指す。具体的には、文系を専門分野とする学生が理系科目を理解する際の負担を軽減し、より効果的に文理融合型の教育を実現できるよう、組織改編を行うなどの対策をとる。定員充足はもちろん、文理のバランス良く入学生を獲得できることを目指す。

4. 根拠資料

1-1　学校法人名城大学寄附行為

1-2　名城大学学則

1-3　名城大学大学院学則

1-4　2013 年度 MS-15 活動報告書

1-5　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（法学部）

1-6　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経営学部）

1-7　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経済学部）

1-8　2005（平成 17）年 12 月 22 日理工学部教授会資料

1-9　2009（平成 21）年 7 月 23 日理工学部教授会資料

1-10　名城大学ウェブサイト URL：http://www.meijo-u.ac.jp/

1-11　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（農学部）

1-12　MS-15（2014 年度～）戦略プラン

1-13　名城大学ウェブサイト「薬学部 教育理念・目的」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/pharmacy/purpose.html

1-14　名城大学ウェブサイト「立学の精神」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/mind.html

1-15　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（人間学部）

1-16　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧

1-17　2013（平成 25）年度名城大学大学院ガイド

1-18　2007（平成 19）年 11 月 29 日大学院理工学研究科委員会資料

1-19　名城大学ウェブサイト「薬学研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pharmacy/policy.html

1-20　2014（平成 26）年度名城大学大学院ガイド

1-21　平成 25 年度名城大学大学院総合学術研究科年報 第 12 号

1-22　2014（平成 26）年度大学院入学試験要項

1-23　名城大学法科大学院法務研究科 2015 パンフレット

1-24　名城大学における教員養成に対する理念等（平成 26 年 1 月 24 日大学協議会資料）

1-25　名城大学教職センター年報 2013

1-26　名城大学薬学部ウェブサイト「分析センター」
URL：http://www-yaku.meijo-u.ac.jp/center/hitech.html

1-27　総合研究所規程

1-28　名城大学大学案内 2015

1-29　名城大学ウェブサイト「学校法人名城大学の基本戦略 MS-15」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ms15.html

1-30　名城大学要覧 2014

1-31　2014 年度 MS-15 カード

1-32　名城大学ウェブサイト「法学部」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law/

1-33　名城大学ウェブサイト「法学部　基本方針」
URL：http://law.meijo-u.ac.jp/guide/policy.html

1-34　名城大学ウェブサイト「公開情報」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/public.html

1-35　名城大学ウェブサイト「経済学部」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/economics/
1-36　名城大学経済学部懇談会会報 Vol.14
1-37　名城大学経済学部パンフレット
1-38　名城大学経済学部新入生セミナー冊子（2014（平成 26）年度新入生用）
1-39　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（理工学部）
1-40　平成 25 年度名城大学理工学部地区懇談会資料
1-41　名城大学ウェブサイト「農学部」URL：http://www-agr.meijo-u.ac.jp/ad/index.html
1-42　2014 名城大学農学部パンフレット
1-43　名城大学農学部合格者の皆さんへ
1-44　名城大学ウェブサイト「人間学部　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/human/policy.html
1-45　名城大学大学案内 2014
1-46　名城大学人間学部後援会会誌『こころね』第 7 号
1-47　名城大学ウェブサイト「経済学研究科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_economics/
1-48　名城大学ウェブサイト「農学研究科　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_agriculture/policy.html
1-49　人間学研究科パンフレット
1-50　名城大学ウェブサイト「人間学研究科　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_human/policy.html
1-51　名城大学ウェブサイト「大学院総合学術研究科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_env_human/
1-52　名城大学ウェブサイト「大学・学校づくり研究科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pdedm/
1-53　名城大学大学院大学・学校づくり研究科ウェブサイト URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/
1-54　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧（法務研究科）
1-55　2014（平成 26）年度大学院入学試験要項（法科大学院（法務研究科））
1-56　名城大学ウェブサイト「名城大学大学院法務研究科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/law_school/index.html
1-57　2014（平成 26）年度入学生用教職課程便覧
1-58　名城大学ウェブサイト「本学の教員養成理念と目的」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/tc/teacher/purpose.html
1-59　分析センター利用説明会資料
1-60　名城大学ウェブサイト「総合研究所」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/research/ri/
1-61　2014 年度 事業計画書
1-62　2013（平成 25）年度第 2 回経済学部教授会議事要旨
1-63　2013（平成 25）年度第 8～11 回理工学部教務委員会議事要旨
1-64　2013 年度事業報告書

1-65　2005（平成 17）年 11 月 17 日臨時拡大教授会議事録第 2 号議案

1-66　2006（平成 18）年 1 月 12 日第 21 回拡大教授会議事録第 6 号議案

1-67　2006（平成 18）年 1 月 26 日第 23 回拡大教授会議事録第 5 号議案

1-68　2006（平成 18）年 2 月 16 日第 25 回拡大教授会議事録第 2 号議案

1-69　2006（平成 18）年 3 月 22 日第 30 回拡大教授会議事録報告事項 2

1-70　日本薬学会ウェブサイト薬学教育

URL：http://www.pharm.or.jp/kyoiku/corecurri_briefing.html

1-71　2013（平成 25）年 4 月 11 日第 1 回拡大教授会承認事項第 4 号議案

1-72　『名城大学人間学部 10 年の歩み』（2012（平成 24）年 9 月 3 日発行）

1-73　2013（平成 25）年 12 月 12 日第 3 回大学院理工学研究科改組検討委員会議事要旨

1-74　2007（平成 19）年度第 5 回定例大学院中央委員会審議資料および議事要旨

1-75　2008（平成 20）年度大学院研究科便覧

1-76　平成 19 年度大学院都市情報学研究科委員会（第 3 回）議事要旨

1-77　大学院人間学研究科 FD 委員会内規

1-78　大学院人間学研究科授業インタビュー報告書（平成 23 年度、平成 24 年度）

1-79　人間学研究科 FD 委員会議事要旨

（2011（平成 23）年度第 1 回～第 4 回、2012（平成 24）年度第 1 回～第 5 回）

1-80　大学院人間学研究科外部評価報告書（2014（平成 26）年 3 月発行）

1-81　平成 26 年度秋季総合コアプログラム開催要領

1-82　2013（平成 25）年度学生による授業改善アンケート（前期・後期）

1-83　2013 年度名城戦略マネジメントカレンダー

1-84　平成 25 年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」活動報告書

1-85　学科別 JABEE 認定証

1-86　2012（平成 24）年度授業改善アンケート調査結果報告書

1-87　週刊東洋経済（2008（平成 20）年 10 月 18 日号）

1-88　大学院農学研究科博士前期課程（修士課程）学生意識アンケート調査結果

1-89　大学院農学研究科教員意識アンケート

1-90　2013（平成 25）年 8 月 1 日第 1 回教職センター委員会議事要旨

1-91　「MS-26 戦略プラン【大学】」の策定について（報告書）

（2014（平成 26）年 5 月 16 日大学協議会資料）

1-92　名城大学におけるキャリア教育推進のための指針

（2014（平成 26）年 5 月 16 日大学協議会資料）

２．教育研究組織

1．現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

名城大学は、現在、天白キャンパス（学部：法、経営、経済、理工、農、人間、研究科：法学、経営学、経済学、理工学、農学、人間学、総合学術、大学・学校づくり、法務）を中心校地として、八事キャンパス（薬学部、薬学研究科）、可児キャンパス（都市情報学部、都市情報学研究科）の 3 キャンパスに、8 学部 23 学科、11 研究科 22 専攻を設置し、教育研究組織を構成している（資料 2－1 第 4 条、資料 2－2 第 3 条、資料 2－3 第 4 条）。立学の精神「穏健中正」にふさわしく文理のバランスがとれた構成となっており、ビジョン「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学」を実現し得るものとなっている。

学部および研究科の理念・目的は、立学の精神を具現化すべく、名城大学学則、名城大学大学院学則に定めている（資料 2－2 第 3 条の 2、資料 2－3 第 4 条の 2、資料 2－4）。

全学的な教育組織としては、全学の教職課程および学芸員課程を担当し、教員採用試験等に係る指導も行う「教職センター」、FD 活動を始めとする教育改善を推進し、各学部等における教育の質の向上に係る取り組みを担う「大学教育開発センター」を設置している（資料 2－5）。

全学的な研究組織としては、学内教育職員間および学外研究者との共同研究を推進し、もって学術文化の進歩発展に寄与することを目的として、「総合研究所」を設置している（資料 2－6）。この「総合研究所」には、2014（平成 26）年 5 月 1 日現在、7 つの研究センターを設置している。研究センターについては、研究期間の区切りとして設定した 3 年ごとに成果を評価し、立学の精神および本学のビジョンの観点から継続の可否を判断している。

さらに、2011（平成 23）年 4 月には、企業・研究機関との LED 共同研究推進拠点として、総合研究所から独立した「LED 共同研究センター」を設置し、地域産業の活性化に貢献している。これは MS-15 の戦略ドメインの一つである地域貢献に位置づくものである（資料 2－7）。

これらの教育研究組織を全学的に支援するため、入学センター、学務センター、大学教育開発センター、学術研究支援センター、キャリアセンター、国際化推進センター、情報センター、附属図書館を設置し、文理融合型総合大学としての機能を最大限に発揮することができる組織編制としている（資料 2－8 第 6 条）。

このような組織編制が学術の進展や社会の要請に適合するものとなるよう、本学では、1967（昭和 42）年の立学の精神の宣言以降、社会や時代の要請に対応しつつ、立学の精神に沿った人材育成を行うべく、学部・研究科の設置・再編を行ってきた。

主だったところでは、1995（平成 7）年に自然と人間の共生をキーワードに、21 世紀のまちづくり、地域づくりに役立つ総合的学問の確立とその人材育成を目指して都市情報学部を設置し、2003（平成 15）年には、現代社会で求められる豊かな人間性に裏打ちされた広い視野と深い教養をもち、時代の変化や国際化にも自在に対応できる行動力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指して、人間学部を設置している。

近年では、2011（平成 23）年に人間学研究科人間学専攻修士課程を、2012（平成 24）年に薬学研究科薬学専攻博士課程（4 年制）をそれぞれ設置している。人間学研究科は、「心理」「社

名城大学教育研究組織図（2014（平成 26）年 5 月 1 日現在）

			収容定員
学部	法学部	法学科	1440
		応用実務法学科	680
	経営学部	経営学科	780
		国際経営学科	360
	経済学部	経済学科	740
		産業社会学科	400
	理工学部	数学科	340
		情報工学科	580
		電気電子工学科	520
		材料機能工学科	260
		応用化学科	240
		機械工学科	480
		交通機械工学科	440
		メカトロニクス工学科	300
		社会基盤デザイン工学科	360
		環境創造学科	360
		建築学科	540
	農学部	生物資源学科	400
		応用生物化学科	400
		生物環境科学科	400
		附属農場	
	薬学部	薬学科	1500
		医薬情報センター	
		生命薬学リサーチセンター	
	都市情報学部	都市情報学科	800
	人間学部	人間学科	800
大学院	法学研究科	法律学専攻（修士課程／博士後期課程）	30／24
	経営学研究科	経営学専攻（修士課程／博士後期課程）	60／9
	経済学研究科	経済学専攻（修士課程／博士後期課程）	20／9
	理工学研究科	数学専攻（博士前期課程／博士後期課程）	16／6
		情報工学専攻（修士課程）	60
		電気電子工学専攻（博士前期課程）	40
		材料機能工学専攻（修士課程）	60
		機械システム工学専攻（修士課程）	40
		交通科学専攻（修士課程）	32
		建設システム工学専攻（修士課程）	40
		環境創造学専攻（修士課程）	20
		建築学専攻（修士課程）	32
		電気電子・情報・材料工学専攻（博士後期課程）	30
		機械工学専攻（博士後期課程）	15
		社会環境デザイン工学専攻（博士後期課程）	15
	農学研究科	農学専攻（修士課程／博士後期課程）	40／15
	薬学研究科	薬学専攻（博士課程）	16
	都市情報学研究科	都市情報学専攻（修士課程／博士後期課程）	16／12
	人間学研究科	人間学専攻（修士課程）	16
	総合学術研究科	総合学術専攻（博士前期課程／博士後期課程）	16／12
	大学・学校づくり研究科	大学・学校づくり専攻（修士課程）	20
	法務研究科	法務専攻（専門職学位課程）	120
その他（教育研究組織、事務組織）	情報センター		
	附属図書館		
	入学センター		
	大学教育開発センター		
	学務センター	保健センター	
	キャリアセンター		
	国際化推進センター		
	学術研究支援センター		
	教職センター		
	総合研究所		
	分析センター		

出典：名城大学要覧（資料 2－4）

会・教育」「国際・コミュニケーション」をキーワードとする実践性を重視した教育により、高度な実践的教養人の育成を行っている。薬学研究科は、①創造性豊かなすぐれた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成に重点を置き、教育研究を推進している（資料 2－9、資料 2－10）。

さらに、2013（平成 25）年には、理工学部に応用化学科とメカトロニクス工学科を設置している。応用化学科は、精密にデザインされた物質の設計やその性質を原子・分子レベルで解明し、社会や産業の発展に役立つ付加価値の高い物質を開発できる創造性豊かな人材を、メカトロニクス工学科は、電気・機械・制御・コンピュータ技術などの知識を有機的に総合して、これまでにない新機能を有する機械を作成する設計能力の養成を行い、それぞれ社会の要請に応えている（資料 2－11、資料 2－12）。

支援組織においては、グローバル化対応への社会的ニーズが高まる中、本学の MS-15 に掲げるビジョンの一つである「国際化」を進めるため、グローバル人材の養成に向けた学内の組織体制について検証を行った結果、2013（平成 25）年 4 月から、新たに国際化担当の副学長を置くと同時に、従来の「国際交流センター」に企画機能を充実させることを目的として「国際化推進センター」に改編した。同センターを中心に、各学部の国際化関連委員会組織とも連携し、全学的な国際化推進体制を整備している。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織が大学全体として適切なものになっているかについては、大学評価委員会が定期的に検証を行っている（資料 2－13 第 4 条）。この検証結果は大学協議会に報告されることによって、協議員を通じて各学部等にフィードバックされている。また、学部・研究科レベルでも、教授会・研究科委員会において組織活動の適切性についての検証が行われている。学部・研究科での検証を取りまとめたものは、学部長会での確認を経た上で、大学協議会で協議される。

さらに、MS-15 戦略プランでは、「経営改革」のドメインに「教育研究組織の活性化」を行動目標として掲げており、教育・研究組織の再編等を行ってきた。具体的には、中長期戦略に基づく学校法人名城大学の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを目的として「名城戦略審議会」を設置しており、経営と教学が協働し、常に全学的な視点を持って組織の再編等を行っている（資料 2－14 第 1 条）。

近年では、この名城戦略審議会の下に設置している「教学将来構想検討部会」を経て、人間学研究科修士課程や薬学研究科博士課程（4 年制）の設置、理工学部の再編を行った。さらに、名城戦略審議会の下に「新学部準備委員会」を置いて、新たに外国語学部を設置する計画を策定している。支援組織においても、教学将来構想検討部会において、グローバル人材の養成の観点から既存の組織を検証し、2013（平成 25）年 4 月から、国際化推進センターへの改編と同時に、新たに理事長および学長の下に「国際化戦略推進会議」を設置した。

2. 点検・評価

●基準２の充足状況

8 学部 11 研究科 1 研究所および教職センター等のセンター群からなる教育研究組織は、本学のビジョン「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学」を実現し得るものとなっている。

教育研究組織の適切性については、大学評価委員会が中心となって定期的な検証を行っている。検証結果は大学協議会で協議され、組織再編の企画は名城戦略審議会でなされる。こうした協議・企画により、これまでも、学部の改組や研究科の設置、あるいはセンターの改組を進め、学術の進展や社会の要請への適合を図ってきた。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・国際化推進センターの設置によって、全学的な国際化への取組を強化した。2014（平成 26）年度からの新たな海外派遣支援制度として、海外英語研修派遣支援制度と国際専門研修制度を創設したことにより、学生の海外への派遣件数が増加するなど、具体的な成果が表れている。

②改善すべき事項

・2016（平成 28）年度から、新たにナゴヤドーム前キャンパスを開設する予定である。これに伴い、既設の天白キャンパス、八事キャンパスを含めたそれぞれのキャンパスの責任体制と業務の統合化の視点に立った、新たな事務組織体制を再構築することが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・MS-15 のビジョンに掲げる「国際化」を一層促進させるため、国際化推進センターを中心に、「名城大学国際化計画 2013」に基づき、交換留学制度の拡大等を進めていく（資料 2－15）。

②改善すべき事項

・2016（平成 28）年度から、可児キャンパスに変わって新たにナゴヤドーム前キャンパスを開設し、天白キャンパス、八事キャンパスとの 3 キャンパス体制になることを踏まえ、事務部長で組織する事務部長会議に設置した「事務組織検討委員会」において、現状の事務体制を検証し、新たな支援体制を構築する（資料 2－16）。

4. 根拠資料

2-1　学校法人名城大学寄附行為　（既出 1-1）

2-2　名城大学学則　（既出 1-2）

2-3　名城大学大学院学則　（既出 1-3）

2-4　名城大学要覧 2014　（既出 1-30）

2-5　名城大学ウェブサイト「教職課程・学芸員課程」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/tc/

2-6　名城大学ウェブサイト「総合研究所」　（既出 1-60）

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/research/ri/

2-7　名城大学ウェブサイト「LED 共同研究センター」

URL：http://led.meijo-u.ac.jp/index.html

2-8　事務組織規程

2-9　名城大学ウェブサイト「人間学研究科」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_human/

2-10　名城大学ウェブサイト「薬学研究科」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pharmacy/

2-11　名城大学ウェブサイト「理工学部応用化学科　学びのポイント」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/sci_tech/chemistry/point.html

2-12　名城大学ウェブサイト「理工学部メカトロニクス工学科」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/sci_tech/mechatronics/

2-13　大学評価に関する規程

2-14　名城戦略審議会設置要項

2-15　名城大学国際化計画 2013 とその実現に向けて

（2013（平成 25）年 7 月 12 日大学協議会資料）

2-16　2013（平成 25）年度第 37 回常勤理事会記録

３．教員・教員組織

1．現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

名城大学の戦略プラン MS-15 において、第一の戦略ドメインとして「人材の確保と育成」を掲げ、その基本目標として「目的意識と行動力と社会性に優れた学生、教育職員および事務職員を確保し、育成する」ことを明記している（資料 3－1)。すなわち、大学の理念・目的を重視し、社会的な広がりをもって教育・研究に従事する行動力を教員に求めている。

名城大学の教員が具体的に各学部・研究科の人材養成目的を達成するに相応しいかどうかについては、各学部・研究科の審査教授会または資格選考委員会において確認することとしている。その基準として、教員資格審査規程において、教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員それぞれの資格を、学校教育法第 92 条に準じて定めている（資料 3－2 第 5 条～第 8 条の 2)。また、大学院については、大学院設置基準第 9 条および専門職大学院設置基準第 5 条に準拠した大学院教員資格審査規程で、修士課程、博士課程、専門職学位課程を担当する教員の資格を定めている（資料 3－3 第 2 条)。

教員組織編制については、大学設置基準第 7 条第 2 項を踏まえ、各学部・研究科の理念・目的等に基づいて行っている。

教員組織編制方針については、大学運営に必要とする事項を審議する機関として設置している学部長会において、毎年、検討している。具体的には、各学部・研究科の状況を踏まえ、全学的な観点から、翌年度の教員組織編制の方向性やあり方を検討し、確定した上で、公募活動等を行うこととしている。

教員組織における連携を強化するために、本学では、学長の下に副学長を置いている。副学長は、学長が指名し、大学協議会での審議・承認を経て任命している。現在、3 名の副学長を置き、それぞれ「教育」「研究」「国際化」を主な担当として、それぞれの責任を果たし、学長を補佐している（資料 3－4)。学長、副学長、各学部長、各研究科長に経営本部長を加えて学部長会を構成し、学部間の連携を図っている。学長は、こうした連携体制を踏まえて、本学での教育・研究の最終責任を負っている。

<2>法学部

法学部の人材養成目的は、学則第 3 条の 2 に示す通りであり、教育理念は、「幅広い法律学・政治学的素養を備え、国際的・先端的な高度の専門的領域に対応しうるリーガル・マインド（法的思考能力）を持った人材の育成」である。このような教育理念に共鳴でき、かかる人材を育成できる能力をもつ教員を、法学部は求めている。

法学部の教員組織編制方針は、持続的に教育活動にあたることができる教員組織を編制するということである。より具体的に述べるならば、現行の教育課程に対し、教員を配置しているので、退職などの事由により、欠員が出た場合には、教員の補充を行うことを基本方針としている。念頭に置かれているのは、上記の教員に求める能力・資質を満たす者であるが、研究能力、教育能力、人物を基本としつつ、教授・准教授・助教の職階構成、年齢構成等をも総合的に考慮して、適任者を選ぶこととしている。このことは、特に教員資格審査の過程で、すべて

の教員の間で共有されている。

教員の組織的な連携体制としては、開講する科目および担当者を教務委員会が把握し、開講時間帯等の調整といった作業を含め、開講科目の部門ごとに責任者を置き、部門内の連携を図るとともに、各部門責任者と教務委員会が連携して教育を組織的に実施するという体制をとっている。この体制に関する教務委員会における審議事項は、学部長を議長とする教授会で審議・承認される。学部長はこうした連携体制を踏まえて、学部における教育研究についての最終的な責任を負う。

<3>経営学部

経営学部は、「広範な教養を養い実践的能力と開拓精神にあふれ、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材の養成」を目的としており、こうした人材養成目的に沿った教育ができ、大学教員としての専門分野での研究力量と教育上の力量の高さだけでなく、力量向上に取り組み、学生とともに成長する教員像を求めている。

教員組織は、教育任務を遂行する適切な教育体制を構築し、持続的に維持するよう編成されている。教員組織編制方針は、教授会の審議を経て明確化されているので、教授会構成員に共有されている。教授会の構成・所轄事項・開催・議決等は、「教授会規程」に明示され、教職員間共有のもと学部運営がなされる（資料 3－5）。各部門の主要科目では、専任教員の配置、教授・准教授等の職位構成、年齢構成のバランスを総合的に考慮し、教員組織を編成している。また、教員の新規採用では、専門分野の研究業績だけでなく、教育実績および「教育への抱負」を重視している。

教員の組織的な連携体制としては、教育研究の最終責任者を経営学部長とし、教育課程編成にあたっては、教授会、教務委員会以外に教育制度改革委員会を設置し、随時検討を行っている。また、経営学科・国際経営学科という学科別のみならず、必要に応じて学問分野・科目別に教員が随時会議を行い、横断的な連絡調整を図るようにしている。

<4>経済学部

経済学部の教育理念の下で、「社会科学的に高度な判断力や批判力」「専門職業人に求められる見識と能力」の涵養を教育任務としており（資料 3－6 p.2-5）、専門分野での研究能力とこれらの「教育上の能力」を有する人材が、経済学部の求める教員像である（資料 3－7）。

経済学部は、「全学共通教育部門」と「専門部門」（「専門基礎部門」「理論経済部門」「ゼミナール部門」「フィールドワーク・実習部門」、経済学科の「歴史・政策・金融部門」、産業社会学科の「現代社会部門」）からなる教育課程をとっている（資料 3－6 p.2-9～2-11）。各部門の主要科目への専任教員の配置、教授・准教授・助教の職階構成、年齢構成等を総合的に考慮し、教授会の責任で、教育任務を適切に遂行できるよう、教員組織の編制がなされる。

経済学部の教員組織は、経済学部の教育理念とそれに基づく教育課程の最大限の実現を目指すという方針に沿って、教授会の責任の下、一貫して編制されている。そのために、教授会は、将来構想委員会を恒常的に設置している。この委員会は、学部長、協議員、両学科長、両学科委員、そして研究科主任教授の 7 名から構成され、経済学部の教員組織編制について検討を行い、採用人事にあたって、担当科目、職階、その他採用条件等について教授会へ提

案することを、任務としている。教授会は、この委員会からの提案を受けて、教員組織編制について、最終決定を行っている。このように、経済学部においては、教員組織編制方針は、常置委員会である将来構想委員会を起点として、学部教職員全体で共有されている。

教員の組織的な連携体制としては、経済学部における教育を組織的に実施するために、専任教員を経済学科と産業社会学科に学生数を勘案して配置している。さらに、そのうちの 1 名が「全学共通教育部門」の「健康とスポーツ科学」科目を、2 名が「言語コミュニケーション」科目を担当し、「全学共通教育部門」の教育に責任を負っている。学部全体の教育の有機的遂行のために、経済学部は教務委員会を設置している。教務委員会は、非常勤講師との連携も含め、学部教育に関する事項について、教授会への提案を行い、学部長を最終責任者として、教授会が最終的に決定を下している。さらに、教授会の下にはゼミナール運営委員会が設置されており、この委員会が、教務委員会と連携して、基礎ゼミナール・専門ゼミナールの実施体制構築を行っている。

<5>理工学部

理工学部では、大学設置基準に定める教員資格要件を踏まえ、名城大学理工学部教員資格審査内規を 2004（平成 16）年度に制定しており、これに基づいて教員資格審査は研究業績だけでなく教育業績についても行っている。研究活動の評価に偏らず、教育に関する能力も評価できるよう工夫されたもので、①教育改善の実践例、②作成した教科書・教材、③教育改善に関する研究業績、④教育上の能力に関する学生・教員・大学・諸機関の評価・表彰、⑤特色ある学生指導、⑥学内における教育関係の活動状況、⑦対外的教育活動、⑧大学院教育への貢献の 8 項目などを示しており、求める教員像は、研究力と教育力とを兼ね備えた人材である（資料 3－8）。

各学科の教育課程は、理工学部の理念・目的を踏まえて設定された各学科の教育方針に沿って構築されており、主要科目を中心に教育課程を確実に実施できるようにすることが教員組織編制の方針である。この方針は、教員資格審査内規を制定する過程で教授会構成員に共有されている。関連して、各年度の教員採用は、その教育課程を最も効果的に運用できることを念頭にした公募等が学科ごとに実施されており、学部長を議長とする学科長等連絡会では、次年度の各学科における教員組織編制計画を出し合い、教職員間で確認している。

教員の組織的な連携体制としては、理工学部は 11 学科と教養教育部門から成る大組織であることから、教員の連携を図り、円滑な教育研究を実施するために、各学科から選出された委員で構成される教務委員会、入試委員会、学生委員会、教育改善委員会、施設整備委員会など 19 の委員会を設置しており、教育研究に係る諸課題は、これらの委員会における審議結果を踏まえて、学部長を議長とする教授会で審議・承認される（資料 3－9）。なお、学部長はこうした連携体制を踏まえて、学部における教育研究の最終的な責任を負う。

<6>農学部

農学部の理念と人材養成目的、学位授与方針、教育課程編成方針、学生受け入れ方針、学部と学科の教育目標、教育課程の編成および特色（資料 3－10 p.2-4～2-7）を理解し、理念・目的の実現と教育目標の達成に努力し得る能力・資質を有すること教員に求めている。したがっ

て、教員採用に際して、これらの能力・資質を備え、研究業績基準を満たしているかを、教育研究業績調書の記載内容及び面接内容から判断する。採用後も、「採用・昇格基準内規」（資料3－11）等により、求める教員像を明記・周知している。

農学部の教員組織は、生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科の 3 学科（各学科 7 研究室）、附属農場（フィールドサイエンス研究室）、教養教育部門（体育科学研究室、英語研究室）、研究プロジェクト部門（有機物性化学研究室）から構成されている（資料 3－10 p.3-3、p.2-44）。各研究室に上述の資質・能力を有する教員を配置することが基本的な教員組織編制方針であり、具体的には毎年度 4 月または 5 月に、教授会の審議を経て「次年度以降の教員組織編制に関わる学部の考え方」（資料 3－12）を決定し、大学全体の方針とも整合させている。農学部では、こうした教授会の審議過程において、教員組織編制方針を教授会構成員間で共有している。

教員の組織的な連携体制としては、学部の教育研究にかかる全ての側面・事態に対応するため、農学部には計 24 の委員会を設置している。教員はこれらの委員会活動に参加することによって、学部全体の教育研究の責任を分担している。各教員がどの委員会に参加するかについては、毎年度「農学部内各種委員会委員」（資料 3－13）を教授会で決定し、各委員会委員長が全学委員会とも連携して担当業務を進めているが、最終責任者は学部長としている。

<7>薬学部

薬学部の理念・目的を踏まえ、教員に求める能力・資質として、本学の長年の臨床薬学教育の実績を生かし、幅広い専門知識の教授にとどまらず、薬学のスペシャリストとして社会に貢献できる実践力に富んだ人材の育成に努めることができることを求めている。また、教員を採用するに当たっては、候補者から「これまでの研究概要」「薬学教育と研究に対する抱負」を記述した書面の提出を受け、学位、研究業績、教育業績とともに評価対象としている。

薬学部の人材養成目的と教育課程編成方針に基づいて、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を養成するために、教育と研究において十分な知識と経験、業績を有する教員により組織を編制するという方針を教授会で確認し、教授会構成員間で共有している。具体的には 26 の研究室のそれぞれに 1～3 名の教員を配置することに加え、薬学教育開発センターにも専任教員を配置して、教員組織編制方針を実現している。

教員間で組織的な連携ができるようにするため、薬学部の教育研究の方向性、ならびに教員組織編制は、学部の責任者である薬学部長を議長とする薬学部教授会において検討、決定される。科目担当者は、各教員の学位、研究業績、ならびに学部および大学院における教育業績に基づいて、教員資格審査委員会において厳正に評価した後、教授会において選考している（資料 3－2）。

<8>都市情報学部

都市情報学部では、公募時の応募資格の中に「私立大学の現状を理解し、学生への教育に対して熱意と責任感を持って携わることができること」との条件を提示しており、この条件が学部が求める教員像となっている。

教員組織は、都市情報学部の教育課程を実施するために編制されるものである。その教育課

程は、1・2 年次の全学共通教育部門（教養教育）と専門基礎部門（基礎教育）、および 3・4 年次の専門部門（専門教育）に分かれている。さらに、専門部門は経済・経営科目群、財政・行政科目群、地域計画科目群、開発・環境科目群、および情報数理科目群の 5 科目群に分かれている。この教育課程を滞りなく実施するために必要なだけの教員を確保し配置することが、教員組織編制方針であり、各年度の担当科目を確定する際に教職員間で確認され、共有されている。

教員間で組織的な連携ができるようにするため、編制方針にもとづき、経済・経営科目群、財政・行政科目群、地域計画科目群、開発・環境科目群、および情報数理科目群の担当者として適切な教員を配置し、学部長の責任の下で連携して教育・研究活動を展開している。各科目群は各科目群主任を中心に協力して教育・研究を遂行している。これら 5 つの科目群は、教養教育・専門教育を実践する上で相互に連携しており、学部教授会が連携・調整の場として重要な役割を果たしている。

<9>人間学部

人間学部は「人間性豊かな実践的教養人」の育成を目標とし、学生が身につけるべき能力として 6 項目を具体化している。この目標達成に向けた学生の成長には、1・3・4 年次に必修科目として開設するゼミナールをはじめ、多様な授業のなかでの教員と学生との密接なやりとりが大きな役割を果たすと期待される。ここから、人間学部の求める教員像としては、研究能力および教育能力が大学教員にふさわしい高さにあることが必須であり、専任教員の採用・昇格にあたっては、まず研究業績と今後の研究の発展性、およびこれらと担当予定授業科目の内容との整合性を重視して審査を行う。専任教員の採用に際しては、採用職名、主要担当授業科目とともに、博士号取得またはそれと同等の学識と大学での教育経験を有することを主要な応募資格として明示し、主要担当科目 1 科目について提出を求めたシラバスにもとづく模擬授業も審査の過程で採用候補者に求めて、学習指導の技能と意欲を確かめている。さらに専任教員には個人としてのみならず、人間学部教授団の一員として、FD 活動を通じて教育面の力量向上に努め、学生とともに広い視野と深い教養、豊かな人間性、コミュニケーション能力と行動力を高め、成長しようとする資質を求めている。

人間学部の教員組織の編制は、学部の理念・目的を実現するため、

①教育課程を構成する学術分野をそれぞれ専攻する専任教員をバランスよく確保する、

②専門教育における専任教員、兼任教員の比率を適正化する、

③教員の新規採用においては、専門分野の研究業績だけでなく、教育実績および「教育への抱負」を重視する、

との方針にもとづいて行っている。この教員組織編制方針は、教員の採用・昇進を審議する委員会、教授会の際に確認され、教職員間で共有されている。

教員の組織的な連携体制としては、学部の教育・研究活動の全般についてリーダーシップを発揮し、その総体的な責任を負う学部長と、学部長の活動を全般的に補佐する協議員を置き、教授会で所属教員の意見を集約しつつ業務を遂行している。所属教員は、専門性や担当教育分野により、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」という 3 系列に分かれており、各系列には系代表を置き、所属教員の意見を集約しながら各専門分野のカリキュラムの検討や

実施についての業務を行うと共に、専門性において学部長を補佐している。また、学部が行う業務の内容に応じ、学務、入試、就職、FD、研究、予算の委員会を置き、各委員長は学部長と密接に連携しつつ、委員の役割分担のもとに業務を遂行している。そして学部長のもとに協議員・各系代表・各委員長によって構成される企画会議を開いて、系列間の相互調整、意志統一、業務の点検・評価を行っている。

<10>法学研究科

法学研究科は、名城大学大学院学則第 4 条の 2 にあるように、「変動する国内外の法的・政治的分野およびその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成」を目的としている。かかる人材を育成できる能力をもつ教員を、法学研究科は求めている。

法学研究科の教員組織編制方針は、持続的に教育活動にあたることができる教員組織を編制するということである。この方針は、科目担当者の配置を確定する際に研究科委員会で毎年度確認されており、研究科委員会構成員の間で共有されている。教員組織編制方針の下で教育課程を確実に実施できるように教員を配置しているが、現行の教育課程に対して教員を配置しているので、退職などの事由により欠員が出た場合には、教員の補充を行うことを基本方針としている。念頭に置かれているのは、上記の教員に求める能力・資質を満たす者であり、法学部の専任教員について、教育・研究の実績を踏まえて資格審査を行い、資格を認められた者によって法学研究科の教員組織を編制している。このことは、資格審査の過程で、すべての教員の間で共有されている。

教員の組織的な連携体制としては、開講する科目および担当者は、修士課程においては修士課程部会が、博士課程においては博士課程部会が把握し、開講時間帯等の調整といった作業を含め、修士課程部会および博士課程部会の場で審議・承認することとしている。研究科長はこうした連携体制を踏まえて、研究科における教育研究の最終的な責任を負う。

<11>経営学研究科

経営学研究科の人材養成目的は「21 世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営にかかわる実践的理論を追求し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする」であり、この目的を遂行し得る研究上及び教育上の能力を有することが、本研究科の教員資格である（資料 3－2、資料 3－3）。

経営学研究科の教員組織は、経営学部所属教員を基礎にしており、経営学部専任教員のうち、経営学研究科の教員資格に適合する者によって構成される（資料 3－14）。教員組織編制と運営の責任は経営学研究科委員会が担っている。経営学研究科長が経営学研究科委員会の議長となり、教職員間共有のもと学則に規定されている審議事項を運営しているが、この経営学研究科委員会の責任の下で、「人材養成上の目的」と「教育課程編成方針」に適合するように教員組織を編制することを基本方針としている。「大学院教員資格審査規程」および「大学院経営学研究科大学院担当資格基準」により、研究科委員会で教員の適格性を審議しているが、その際に研究科委員会構成員間で共有している教員組織編制方針を踏まえて教員を配置している（資料 3－3、資料 3－15、資料 3－16）。

教員の組織的な連携体制としては、修士課程部会と博士課程部会からなる経営学研究科委員会を設置し、それぞれの課程における授業科目および研究指導科目を担当する教員によって部会を構成している。修士課程部会および博士課程部会は、最終責任者を経営学研究科長とし、両者間で連携を図りながら教育研究を進めている。

<12>経済学研究科

経済学研究科の人材養成目的は、「経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家および高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成」（資料 3－14 p.81）であり、この目的を遂行し得る研究上および教育上の能力を有することが、経済学研究科の教員資格であり、教員資格を満たす教員像を求めている。

経済学研究科は経済学部の教員組織を基礎にしており、経済学部専任教員のうち、経済学研究科の教員資格に適合する者によって構成されている。

経済学研究科委員会は修士課程部会と博士後期課程部会からなり、それぞれの課程における授業科目及び研究指導科目を担当する教員によって構成されている。

経済学研究科は、人材養成上の目的を実現するために、教育課程編成方針を定め、これに基づいて、専修分野を「理論経済・経済史」「経済政策」「現代産業構造」の 3 分野構成で編成し（資料 3－14 p.81～86）、教員を配置している。このようにして、目的、編成方針に適合する教員組織編制を行っている。

経済学研究科の教員組織編制は、本研究科の人材養成上の目的の実現のために定められた教育課程編成方針に沿って、最大の教育効果をあげることができる教員組織を構築することを、方針としている。方針の明確化および共有化は、研究科委員会修士課程部会と博士後期課程部会を通してなされている。学部専任教員の採用人事にあたって、研究科主任教授を経済学部の将来構想委員会の構成員とし、経済学研究科の教員組織編制方針を勘案している。

経済学研究科の教育を組織的に連携して遂行するために、研究科委員会修士課程部会と博士後期課程部会を常設している。これら 2 つの部会はそれぞれに所属教員全員を構成メンバーとし、研究科の教育・研究にかかわる事項全般について責任をもつ。その長である研究科長が最高責任者となり、教員の組織的な連携体制を構築している。

<13>理工学研究科

大学院設置基準に定める教員の資格要件を踏まえ、「名城大学大学院理工学研究科教員資格審査内規」を 1990（平成 2）年度に制定している。理工学研究科では、その第 2 条において研究指導及び講義担当適格者としての、また第 3 条において研究指導の補助並びに講義および実験担当適格者としての教員像を示している。教員組織は「名城大学大学院学則」に基づき、修士（博士前期）課程の 9 専攻および博士（博士後期）課程 4 専攻に分属して編制されている。教員は、修士（博士前期）課程では教育課程を構成する授業科目を、博士（博士後期）課程では研究指導科目をそれぞれ担当するのに相応しい研究上の業績と教育研究の経験を有する者としている（資料 3－17）。

理工学研究科は理工学部 9 学科を基礎にした修士（博士前期）課程 9 専攻から編制されている。博士（博士後期）課程は、数学専攻と学際的な工学系 3 専攻から編制されている。このた

め、理工学部の教員募集･任用計画を基礎として、研究科各専攻の教育を確実に実施できることを教員組織編制の方針としている。具体的には、教員募集に際して、大学院担当を念頭においた公募等によって方針が実現される。研究科長を議長とする専攻主任会議では、次年度の各専攻における教員編制計画を出し合っているが、それらの計画は、専攻主任会議構成員間で共有されている教員組織編制方針を踏まえて検討し、研究科全体の計画としている。

教員の組織的な連携体制としては、研究科長、主任教授 1 名および専攻主任 13 名を置き、それぞれの責任を明確にして教育研究を行っている。研究科委員会には修士課程部会および博士課程部会を設置し、教育研究上の連携・調整の場として運営している（資料 3－18)。研究科長はこうした連携体制を踏まえて、研究科における教育研究の最終的な責任を負う。

<14>農学研究科

大学院設置基準に定める教員の資格要件を踏まえ、農学部の採用・昇格基準内規を 2007（平成 19）年度に制定し、審査対象基準年数、研究業績基準、教育業績基準、社会貢献業績基準、管理運営業績基準等、求める教員像を明記・周知している。農学研究科の教員組織は名城大学大学院学則に基づき、修士課程の 3 専修コースおよび博士後期課程の 11 専修科目から編制されている。教員は、修士課程では教育課程を構成する授業科目を、博士後期課程では研究指導科目をそれぞれ担当するのに相応しい研究上の業績と教育研究の経験を有する者としている（資料 3－11)。

農学研究科修士課程は農学部 3 学科を基礎にした 3 専修コースから編制されている。博士後期課程は、単位制を採り、11 専修科目から編制されている。教員募集･任用計画（資料 3－12）は、研究科委員会で共有されている教員組織編制方針を基礎として立案され、大学院担当を念頭に、求める教員像等に即した人事を行うことで実施される。本方針は研究科委員会において検討後、確定しており、研究科の教員資格審査に際しても適用することにより、研究科内で共有されている（資料 3－14)。

教員の組織的な連携を図るため、農学研究科では、研究科内の教育研究にかかる全ての側面・事態を研究科委員会で対応している。研究科教員は委員会活動に参加することによって、研究科全体の教育研究の責任を分担している。全ての業務について研究科長を最終責任者とすることにより、責任の所在を明確にしている。

<15>薬学研究科

薬学研究科は、より高い専門性と研究力を持ち、薬学領域における学術高度化への貢献、国民の健康維持・増進と医療の発展の推進、薬剤師としての新たな職能の開発や後進の指導・育成ができる人材の養成を目指しており、これに応じた人材養成目的と教育課程編成方針を定めている。したがって、教員には、この人材養成目的を達成するため、各分野における教育を教育課程編成方針に準じて実践できる能力・資質が不可欠である。一方、薬学研究科は、本学の 6 年制薬学教育を基盤として設置されており、教員には薬学研究科のみならず、学部での教育についても、教育としての能力・資質が不可欠である。こうした能力・資質を有していることが薬学研究科が求める教員像である。

薬学研究科の人材養成目的・教育課程編成方針に基づいて、薬学のスペシャリストを養成す

るために、教育と研究において十分な知識と経験、業績を有する教員により組織を編制している。この教員組織編制方針は薬学研究科委員会において検討されて確定しており、研究科の教員資格審査にも適用することにより、研究科内で共有されている（資料 3－3)。

薬学研究科の教育研究の方向性および教員組織編制は薬学研究科の責任者である薬学研究科長を議長とする大学院薬学研究科委員会において検討、決定される（資料 3－3)。

教員の組織的な連携を図るため、5 専修分野（環境衛生科学、医療情報科学、病態解析科学、薬物治療科学、薬物動態科学）のそれぞれに分野長を置き、分野長間で連携を図りつつ、教育研究の内容を調整している。教育研究活動の最終責任者は研究科長である。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科では、文理融合的かつ学際的に都市問題の解決にアプローチするために、修士課程および博士後期課程ともに、社会システム学と都市創造学の 2 つの専修分野において多面的な専門領域を有する教員をもって組織している。

各指導教員には、自分の専門分野での社会的活動が大学院講義にも反映できるよう、関連専門学会への原著論文投稿や発表などを推奨し、その実績に応じた教員資格を評価算定に役立てている。

都市情報学研究科の教員組織編制方針は、修士・博士それぞれの課程の専修分野に置かれている科目群を滞りなく実施するために必要な教員を確保し配置することである。この方針は研究科委員会構成員間で構成されており、具体的には、次のように適用されている。すなわち、修士課程の社会システム学専修分野は、「政策」「行財政」「人間と情報」「サービスサイエンス（共通科目)」の 4 つの科目群の専門家で構成する。一方、修士課程の都市創造学専修分野は、「基盤」「環境」「地域」「サービスサイエンス（共通科目)」の 4 つの科目群の専門家で構成する。また、博士後期課程の社会システム学専修分野は、「社会情報システム学」と「人間情報システム学」の 2 つの研究指導科目の専門家で構成する。一方、博士後期課程の都市創造学専修分野は、「社会基盤創造学」と「都市環境創造学」の 2 つの研究指導科目の専門家で構成する。

教員の組織的な連携を図るため、修士課程部会と博士後期課程部会からなる研究科委員会を設置し、それぞれの課程における授業科目および研究指導科目を担当する専任教員によって研究科委員会を構成している。研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となって研究科に関連する教育研究上の連携や調整の場として運営されている。研究科長はこうした連携体制を踏まえて、主任教授の補佐のもとに教育研究活動の最終的な責任を負う（資料 3－19)。

<17>人間学研究科

人間学研究科の教員の基礎資格は、本学「教員資格審査規定」（資料 3－3）に準拠して定められている。教員に求められることは、大学院学則第 2 条の修士課程の目的を踏まえ、同第 4 条の 2（資料 3－15）に定める人間学研究科独自の人材養成目的実現に貢献できる能力・資質を有することである。こうした能力・資質を有していることが人間学研究科が求める教員像である。

具体的には、まず「人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力」の適切な育成を可能にする教員としての教育・研究能力を大前提としたものであり、「心理」「教育･社会」「国際・

コミュニケーション」の３分野それぞれにおける専門研究の遂行能力の育成を可能にする指導力である。これと同時に、今日のようにグローバル化し、変化の激しい社会の中で、人間学研究科の掲げる独自の人材養成目的を達成するためには、上述のような研究能力やその諸成果を、「総合的で柔軟な判断力」「多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力」「高い公共性と倫理性」へと統合ないし発展させる必要があり、そうした資質の形成に不可欠なものとなる多面的・多角的な視野、ならびにそれに裏打ちされた教育・研究力も全教員に求めている。

人間学研究科の教員組織については、開設時以来、本研究科がめざす人材養成目的のために、教育面および研究面において十分な業績と力量をもつとともに、今日のグローバル化が進み変化の激しい社会に対応しうる多角的な視野を備えた教員によって編制することを基本とした上で、特に以下のような教員組織編制方針に立脚している。

①教員の学位、研究業績、学部および大学院における教育業績とともに、それらと授業科目との適合性を最重視すること

②基礎学部である人間学部から本研究科への人材育成目標の関連性・発展性に関して十分な理解を有するとともに、それらを踏まえた継続的な指導が可能であること

③兼担・兼任教育に関しては、大学院にふさわしい研究業績と大学院における教育業績だけではなく、専任教員との連携・協力体制のもとで教育成果を上げられること

これらの教員組織編制方針は、研究科開設時以来のものであると同時に、研究科委員会で繰り返し確認され、教職員間で共有されている。

人間学研究科の専任教員は、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の３分野の教員団に所属している。これら３つの教員団が、それぞれ代表者を定めた上で、それぞれの分野の兼担・兼任教員との連携・協力関係を確保しつつ、各分野の教育・研究に責任を負っている。他方、３分野の教員の連携に関しては、研究科委員会における日常的な連絡・調整だけではなく、授業科目「人間学特別研究」および「コミュニケーション特別演習」を３分野間で共同して立案・運営し、それらの授業成果に関しても、担当教員だけではなく、３分野すべての教員の参加の下で成果発表会等を実施するなど、特に教育面において、３分野間の具体的で実効性のある連携関係を維持している。

<18>総合学術研究科

大学院設置基準に定める教員の資格要件を踏まえ、「名城大学大学院総合学術研究科教員資格審査内規」を制定している。総合学術研究科では、その第２条において、研究指導および講義担当適格者として、研究科として求める教員像を明確にしている。なお、総合学術研究科の定める研究指導および講義担当適格者は、上述の内規のとおりであり（資料 3－20 第２条）、これらは教員に求める能力・資質を具体的に示すものとなっている。

総合学術研究科では、文理融合的かつ学際的に研究課題にアプローチするため、博士前期課程および博士後期課程ともに、「自然・環境科学専修分野」「人間科学専修分野」という２つの専修分野において、多面的な専門領域を有する教員をもって組織している。

具体的には、博士前期課程の自然・環境科学専修分野においては、「物質・環境科学コース」「生物・環境科学コース」の２つのコースの専門家で構成されている。また、同課程の人間科

学専修分野においては、「心理学コース」「生命科学コース」の 2 つのコースの専門家で構成されている。また、博士後期課程の自然・環境科学専修分野においては、「物質・環境科学」「生物・環境科学」の 2 つの研究指導科目の専門家で構成されている。また、同課程の人間科学専修分野においては、「人間・社会科学」「生命科学」の 2 つの研究指導科目の専門家で構成されている。

総合学術研究科の教員組織編制方針は、以上の科目群を滞りなく実施するために必要な教員を確保し、配置することであり、現状は、上記の通り構成されている。

本教員編制方針が、本研究科の理念を達成するために必要不可欠なものであることは、教職員間で強く意識されており、毎年春季および秋季に開催される総合コアプログラムにおいて、理念の適切性の検証とあわせ、確認・共有されている。

組織的な教育を実施するために、博士前期・後期課程とも指導教員が責任をもって個別研究指導にあたっている。教員間の連携を図るため、学生ごとに教員 3 名からなる論文指導委員会を組織している（資料 3－14 p.153～p.161）。教育研究の最終責任は、研究科長が負っている。

<19>大学・学校づくり研究科

教員には、大学院教育の質保証を可能にする卓越した教育能力、教材開発能力を求め、各々の学修分野において秀でた教育能力と研究能力に留まらず、大学・学校づくりに関わる教育学と経営学における学識と学び続ける姿勢、それらを大学・学校に臨床的に適用しうる応用力、そして、他の分野の専門家や実務家と協働的に教材を開発できる能力を備えることを求めている。さらに、PBL 方式による授業を構成することから、ケースを分析し臨床的な知識として適切な解釈ができる力、学生をプロジェクトチームに組織化できる組織力、そして、学生の有する経験知を言語化させ、その経験知を相対化し、新たな形式知に変換させ実践知に高められる指導力を求めている。そのため、学問的な業績が高いことに加え、大学・学校づくりへの実践的な関わりが深い者であるよう求めている。

具体的な教員の資格要件は、「大学・学校づくり研究科教員資格審査基準」（資料 3－21）に定めている。

「戦略思考法」をベースに実践知の質を高めるには、各学修領域についての深い学問的・実践的見識を有する教員を個々に位置づけるだけでなく、研究科としての総合的な組織力を発揮できる組織編制が必要である。大学・学校づくり研究科では、教育と経営の双方を理解し、行動できるプロフェッショナル人材の養成を目指しているため、優秀な教員を確保し、チームティーチングなど教員間で連携した教育研究の実践を可能にする教員組織を整えることを教員組織編制方針としている。

こうした組織編制の在り方は、毎年度の授業評価や毎月開催している FD 懇談会においてその適切性を検討し、また編制方針について教員間での認識の共有を図っている。さらに、修士論文の中間報告会や発表会を全教員参加のもとで開催し、教育成果の共有と検証を試み、教育課程や各授業科目、研究指導の在り方の見直しに役立てている。これらによって、教員がいっそう相互に連携できる組織編制を実現している。

教員の組織的な連携を確実なものとするため、研究科長は、研究科委員会や戦略会議・FD 懇談会などを通じ、責任をもってこれらを統括している。これを主任教授が補佐する体制を整

えている。専任教員は、学問的業績だけでなく、大学あるいは小・中・高等学校における組織経営・組織変革に深く関与した経験を有する者で構成している。兼担教員と兼任教員は、それぞれの得意分野を活かし、連携して大学・学校づくり研究科に参画している。そして、専任教員と兼担教員、兼任教員は、FD 懇談会や修論報告会・発表会での協議や、研究科紀要等での論考を通じて、互いの見識を理解するとともに、各々の知見や経験を交流し、新たな知識創造に向けたケース教材の協働開発などプロジェクト企画に発展させようとしている。

<20>法務研究科

本研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育という法科大学院の目的に適合していることが求められているため、教員には専門分野に関する高度な指導能力が求めている。求める教員像を担保するため、教員採用に伴う教員資格審査に際しては、教育・研究業績、実務上の実績等の審査基準を定めた「大学院法務研究科専任教員資格基準要項」ならびに「大学院法務研究科専任教員資格審査の申し合わせ」に基づいて審査を行っている。

教員組織編制については、専任教員数、教授の人数割合、実務家教員の人数割合、法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置、法律実務基礎科目の実務家教員の配置、専任教員の年齢構成、教員の男女構成比率等の法令基準および第三者評価機関の評価基準に従うことが求められている。本研究科は、これらの基準を満たすことを教員組織編制方針としており、実際に満たしている。

これらの基準を視野において、本研究科内の将来計画検討委員会において検討し、研究科委員会における審議を経て、教員組織編制方針を実現させている。このプロセスの中で、教員組織編制方針は教職員間で共有されている。

本研究科は独立研究科であるが、関係する学部・研究科として法学部・都市情報学部と法学研究科があり、それぞれの人材養成目的に沿って、関連学部・研究科との役割分担をしている。すなわち本研究科は、法学研究科等の研究科および法学部等の学部との連携を深めて運営されている。連携の具体例としては、授業の兼担がある。本研究科は、法学部に対して 6 名の兼担を依頼している。その内訳は、基礎法学・隣接科目群（法哲学、法制史）、展開・先端科目群（労働法、国際公法、国際私法、租税法）である。都市情報学部に対しては、基礎法学・隣接科目群（政策法務論）の兼担依頼をしており、兼担教員の合計は 7 名となっている。一方、本研究科の実務家教員に対して、法学部からのゲスト講師の派遣依頼を受けて、教員派遣を行っている。研究科長は、これらの連携体制を踏まえて、研究科での教育・研究の最終責任を負っている。

<21>教職センター

教職センターの教員には、ビジョン「東海地区における中等教育教員養成の核としての役割を果たす教職センターの確立」とミッション「①教員、学芸員としてふさわしい実践的指導力を身につけた学生の育成、②きめ細かな学生支援による教員採用実績の確保」を達成するために、専任教員として専門領域における教育研究活動において卓越した能力を持ち教職センターの教育活動での活躍が可能なこと、文部科学省、教育委員会、教育現場等が教職課程に求めるものを敏感に察知し、学生指導や各種取組、組織活動へ転換できる行動力を持つこと、教職セ

ンターにとって重要な組織的各種取り組みを理解し行動できること、が求められている。

さらには、社会貢献を旨として掲げるミッション「③現職教員の資質向上への貢献、④教育委員会・現場教員との緊密な連携、情報体制の確立、共同研究体制の構築」に対して、専門分野を活かして積極的に貢献することが教職センターの教職教育の質保証も可能にすることを理解し、教育力・指導力の向上に真摯に取り組めることが必要である。

これらの方針は、定例で開催している教職センター会議において、新年度の開始に向けた組織活動の確認、MS-15 戦略プラン（部署版）の構築と見直し等を行う中で、常に教職員で確認している。

教職センターの教員組織編制方針は、本学の教職課程・学芸員課程の授業科目を確実に実施する上で必要な教員を確保し、配置することである。この方針は教職センター教員間で共有されており、毎年実施されている学長との協議により決定され明確化された大学の教員編成方針も踏まえて、専任教員が配置している。

教職センターのミッションを達成し、ビジョンを実現するためには、特に「教科に関する科目」の開設や教育実習訪問指導に関して、各学部との連携が不可欠である。こうした連携の協力依頼については、教職センター長が責任をもって行っている。

<22>分析センター

本センターの組織は、所長 1 名、副所長 1 名、若干名の委員で構成されており、所長は本学学長を、副所長は薬学部長をもって充て、本センターの統括任務を担うこととなっている。委員については、薬学部教員から選出されることとなっており、現在、本センターに助手 1 名が専任として配置されている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1>大学全体

教員数については、大学基礎データ表 2 に示した通り、全ての学部、研究科で大学設置基準上の必要専任教員数を上回っており、各学問分野の教育・研究に適した条件を整備している（資料 3－6）。学部においては、専任教員 1 人あたりの在籍学生数（ST 比）は、法学部が高めとなっている他は、文系で 30～40 台、理系で 20 台、文理融合の都市情報学部が 30 台となっている（資料 3－6）。こうした教員数の面だけでなく、教員組織編制方針に基づいて形成された教員組織が教育力・研究力を十分に発揮できるよう、支援する体制も整備している。

授業科目の担当については、専兼比率や担当コマ数の配分状況にも配慮しつつ、教授は 10 時間、准教授・助教・講師は 8 時間の責任担当授業時間数を設定し、専任教員が教育と研究の双方に支障なく取り組むことができるようにしている（資料 3－22 第 3 条）。また、2013（平成 25）年度から特任助手制度を試行的に導入し、教育・研究の支援および発展に向けて各学部で活用している（資料 3－23 第 2 条第 1 項第 2 号オ）。

教員の多様化も進めており、専門職人材の育成を担う学部・研究科で必要とされる実務家教員の他、国際的研究の推進やグローバル的視点に立った教育の展開のための外国人教員の任用、女子学生の増加に対応した女性教員の採用に取り組んでいる。

<2>法学部

法学部の専任教員数は、38 名（法学科 21 名、応用実務法学科 17 名）である。このうち、法学科は、教授 16 名、准教授 5 名、応用実務法学科は、教授 13 名、准教授 3 名、講師 1 名である。これに特任教授を加えた教員数は 39 名であり、ST 比を十分に改善するには至っていない。ただし、法学部は 2016（平成 28）年度から学部を改組して入学定員を 130 名削減することが確定しており、ST 比は段階的に改善されることになる。

年齢構成は、30～39 歳 6 名（15.8%）、40～49 歳 12 名（31.6%）、50～59 歳 6 名（15.8%）、60～69 歳 10 名（26.3%）、70 歳以上 4 名（10.5%）となっている。男女構成は、男性 34 名（89.5%）、女性 4 名（10.5%）である（資料 3－24）。

授業科目と担当教員の適合性は、後述する教員資格審査の過程で、厳格に判断されている。教員組織の編制方針は、前述の通り、持続的に教育活動にあたることが可能となることである。このため、定年退職や他大学への移籍により欠員が生じた場合、これを埋めることが基本方針となるが、いかなる補充を行うかは、教員組織の適切性を含めて、教員資格審査委員会において検討されている。

<3>経営学部

経営学部は、既述の教育理念・目的を実現すべく、経営学科と国際経営学科の 2 学科編成を採っている。

経営学科では、企業経営の専門知識とスキルの獲得を目指して、マネジメントコース、会計・ファイナンスコース、流通・マーケティングコースの 3 コースを設定している。それぞれのコースにおけるコアとなる主要科目については、専任教員 19 名が担当している（資料 3－25 p.2-9～2-13）。

国際経営学科では、国際的な経済・経営活動に不可欠な専門知識と語学力、豊かな国際感覚を身につけることを目指して、国際経営コースを設定している。経営学科と同様に、本コースのコアとなる主要科目は専任教員 15 名が担当している（資料 3－25　p.2-21～2-31）。

上記専任教員のほかに、任期制の特任助手 2 名がおり、両学科の教育補助を担っている。特任助手以外の各学科における専任教員の職名別構成は次の通りである。

経営学科	19 名（教授 14 名、准教授 5 名、助教 0 名）
国際経営学科	15 名（教授 10 名、准教授 5 名、助教 0 名）
計	34 名

上記の専任教員 34 名の 2014（平成 26）年 4 月 1 日における年齢構成は、40 歳以下 4 名（11.8%）、41～50 歳 11 名（32.4%）、51～60 歳 9 名（26.4%）、61～70 歳 10 名（26.5%）、71 歳以上 1 名（2.9%）となっている。そのうち外国人教員は 2 名、女性教員は 4 名である。

授業科目と担当教員の適合性は、後述する教員資格審査の過程で、厳格に判断されている。定年退職等により、欠員が生じた場合、これを埋めることを基本方針にして、いかなる補充を行うかは、教員組織の適切性を含めて、審査教授会において検討している。

<4>経済学部

経済学部の専任教員数は 29 名（経済学科 17 名、産業社会学科 12 名）で、教授 18 名（経

済学科 10 名、産業社会学科 8 名)、准教授 8 名（経済学科 5 名、産業社会学科 3 名)、助教 3 名（経済学科 2 名、産業社会学科 1 名）である（資料 3－26)。

経済学部の専任教員の年齢構成は、31～40 歳 2 名(6.9%)、41～50 歳 7 名(24.1%)、51～60 歳 9 名(31.0%)、61～70 歳 11 名（37.9%）である。また、教員の男女比は 26：3 で女性教員比率は 10.3%となっている。専任教員 1 人あたり在籍学生数は 2014(平成 26)年度 46.0 人である（資料 3－27)。

専任教員のうち、2 名（うち 1 名は外国人教員）が全学共通教育部門の「言語コミュニケーション」科目を、1 名が「健康とスポーツ科学」科目を担当しているが、その他は全員が「専門基礎部門」「理論経済部門」「歴史・政策・金融部門」「現代社会部門」の授業科目を担当している。また、「ゼミナール」「フィールドワーク」科目は全て専任教員が担当し、少人数教育への責任体制が構築されている。

経済学部は、授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みとして、採用人事における能力評価、とくに、教授会構成員の前での担当科目の模擬講義を導入し、これは効果的に作用している。さらに、教員組織の適切性についても、学部長の責任の下、将来構想検討委員会でなされており、現状の教員組織は適切なものとなっている。

<5>理工学部

理工学部の教員は、教授 98 名、准教授 65 名、助教 13 名、講師 2 名、特任講師 3 名の計 181 名で構成されており、大学設置基準で必要とされる 105 名を十分上回っている。

学科の専門科目は可能な限り専任教員が担当している。理工学部の兼任教員数は 282 名であるが、理工学部各学科における専門教育部門（理工学基礎科目を除く）の専任教員担当率は 79～95%であり、十分な教育体制を構築している。一方、専門科目への橋渡しとして重要な英語、数学、物理学、化学などの初年次基礎科目の専任教員担当率は 44%である（資料 3－28)。

専任教員の年齢構成は、30 歳以下 0 名（0%)、31～40 歳 36 名（19.9%)、41～50 歳 51 名（28.2%)、51～60 歳 46 名（25.4%)、61～70 歳 40 名（22.1%)、71 歳以上 8 名（4.4%）となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、各学科において人事採用時から十分に検証し、資格審査選考委員会の厳密な審査の後、資格審査教授会において各学科長からの詳細な資料による説明を以って、毎年確認する体制を整えている。教員組織の適切性の検証については、学部長を議長とする学科長等連絡会を中心に進め、人事補充の必要があれば、人事枠の範囲内で補充をし、各学科の専門分野に適合した教員を確保している。

<6>農学部

人材養成目的その他教育研究上の目的に沿って、生物資源学科（7 研究室、教授 8 人、准教授 5 人)、応用生物化学科（7 研究室、教授 6 人、准教授 6 人、助教 1 人)、生物環境科学科（7 研究室、教授 7 人、准教授 4 人、助教 1 人、講師 1 人）が設置されている。さらに 3 学科共通部門として農学部附属農場（5 分野、准教授 4 人、教務技師 1 人）および教養教育部門（2 分野、教授 1 人、准教授 1 人）に専任教員が配置されており（資料 3－10 p.2-44、資料 3－29)、大学設置基準第 13 条に定められている最低必要人数（専任教員 9 人以上、うち教授 5 人以上）

を満たしている。

3 学科の内容および、各学科内での教員配置は、学位授与方針を実施するために必要十分なものになっている。また、教育課程編成方針の「1.講義による知識の教授だけでなく実験・実習を重視する」という目標に沿うものでもある（資料 3－10 p.2-4）。なお授業科目と担当教員の適合性については、学務委員会で審議される。

教員の年齢構成を含めた教員組織の適切性については、採用・昇格人事の基本方針を決める際に、人事教授会で審議している。なお、2014(平成 26)年 5 月 1 日時点の専任教員の年齢構成は、31～40 歳 11 名（23.4%）、41～50 歳 14 名（29.8%）、51～60 歳 9 名（19.1%）、61 歳以上 13 名（27.6%)である（資料 3－30）。

<7>薬学部

大学設置基準によれば、本学部における 6 年制薬学教育に必要な専任教員数は 37 名（うち薬剤師として実務経験を概ね 5 年以上有する者が 7 名以上）であるが、新制度移行時より、より高度な薬剤師教育を実施するため、実務経験を有する者を含めて専任教員を確保し、学部教育の充実を図ってきた。その結果、現在の専任教員数は 70 名であり、設置基準に必要な専任教員数は十分充足している（資料 3－31）。教員 1 人あたりの学生数（ST 比）は、23.2 であり（資料 3－31、資料 3－32)、薬学教育評価機構が求める ST 比 10 以下が達成できるよう努力を続けている。

専任教員の職階別の人員構成は、教授が専任教員数の 38%を占め、准教授が 36%、助教・助手が 26%である（資料 3－31）。なお、本学部では、実験を必要とする研究室については、学生の安全性など考慮し、今後、教授、准教授、助教の各 1 名を基本的な研究室組織とすることを計画しており、6 年制薬学教育をより充実させるための新しい組織構築に向け、研究室の改編や採用人事を進めている。

専任教員の年齢構成は、21～30 歳 1 名（1.4%）、31～40 歳 13 名（18.6%）、41～50 歳 13 名（18.6%）、51～60 歳 26 名（37.1%）、61～70 歳 15 名（21.4%）、70 歳以上 2 名（2.9%）となっている。男女比は、男性 57 名（81.4%)、女性 13 名（18.6%）となっている（資料 3－33）。

なお、薬学教育における主要な科目はほとんど専任教員により実施されており、教育の質の確保がなされている。

<8>都市情報学部

2014（平成 26）年度の専任教員数は 27 名（教授 21 名、准教授 5 名、助教 1 名）である。各科目群の主要科目に専任教員（助手を除く）が配置されているが、欠員等のやむを得ない理由により、一部の主要科目（4 科目）に非常勤講師 2 名が配置されている。

この例外を除き、必修科目へは専任教員を適切に配置することにより、専門基礎部門の「都市学英語」と「コンピュータ演習」、および専門部門の「ゼミナール」については、少人数教育を実施している。「都市学英語」については 1 クラスの学生数は約 20 名、「コンピュータ演習」については約 40 名、「ゼミナール」については約 16 名（3 年次 8 名、4 年次 8 名）である。また、教員の年齢構成は、30 歳代 3 名（11.1%）、40 歳代 9 名（33.3%）、50 歳代 9 名（33.3%）、

60 歳代 6 名（22.2%）である。男女比は、男性 25 名（92.6%）、女性 2 名（7.4%）である。

<9>人間学部

人間学部の教員組織は、教育課程の専門教育を構成する「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野の各科目群を担当する 22 名の専任教員を中核として編制されている。教養教育、専門教育の一部では専門性の高い兼担教員を招いて幅広い科目を開講している。また、編制方針にそった募集・採用・昇格等が行われている。

専任教員 22 名の年齢構成は、31～40 歳 2 名（9.1%）、41～50 歳 4 名（18.2%）、51～60 歳 12 名（54.5%）、61～68 歳 4 名（18.2%）である。男女構成比は男性 55%（12 名）、女性 45%（10 名）である。また、外国人教員が占める割合は 9%（アメリカ人 1 名、イギリス人 1 名の計 2 名）である。

授業科目への教員の適合性は、教育課程にもとづく教育の円滑な実施という観点から人間学部の学務委員会がまず検討し、その結果にもとづき提案や資料提示を教授会に行い、最終的には教授会で判断する。ただし、専任教員を新たに採用する場合は、担当予定の授業科目への採用候補者の適合性は採用審査のもっとも重要な論点であるので、教授会の下に設けられる選考委員会で詳細に検討している。

<10>法学研究科

法学研究科の専任教員は、修士課程については 30 名、博士後期課程については 15 名である。年齢構成は、修士課程では、30～39 歳 6 名（20%）、40～49 歳 10 名（33.3%）、50～59 歳 4 名（13.3%）、60～69 歳 6 名（20%）、70 歳以上 4 名（13.3%）である。博士後期課程では、40～49 歳 1 名（6.7%）、50～59 歳 4 名（26.7%）、60～69 歳 6 名（40%）、70 歳以上 4 名（26.7%）である（資料 3－24）。

教員組織編制方針は、前述の通り、持続的に教育活動にあたることが可能となることである。授業科目と担当教員の適合性については、後述する教員資格審査の過程で、厳格に判断されている。

<11>経営学研究科

修士課程の経営学・ものづくりシステムコース及び会計学・ファイナンスコースの 2 コース及び博士後期課程に、教育課程編成方針に基づいて授業科目が配置され、教員組織は、それぞれの課程における授業科目及び研究指導科目を担当する教員によって構成されている。

経営学研究科の教員組織は、経営学部所属教員からなっており、研究科のみを担当する教員はいない。学部教育の深化が追究されているため、学部専任教員が研究科を兼担している。研究科兼担教員は、経営学部所属教員のうち大学院経営学研究科科目担当資格基準に基づき教員資格に適合する者によって構成されている。

2013（平成 25）年 5 月現在の修士課程におけるコース別の研究科担当教員数は、「経営学・ものづくりコース」は教授 16 名、准教授 2 名の計 18 名のほかに 10 名の兼任教員からなり、「会計学・ファイナンスコース」は教授 3 名、准教授 5 名、助教 1 名の計 9 名のほかに兼任 4 名から構成されている（資料 3－14）。教授 2 名が両コースを兼担している。このほかに 2 名

の特任助手が 2013（平成 25）年度から採用された。

上記の専任教員 27 名の 2014（平成 25）年 5 月 1 日における年齢構成は、40 歳以下 4 名（14.8%）、41～50 歳 9 名（33.3%）、51～60 歳 7 名（25.9%）、61～50 歳 9 名（25.9%）となっている。

博士後期課程の研究科担当教員は 18 名で、全員教授である。2014（平成 25）年 4 月 1 日における年齢構成は、41～50 歳 5 名（27.8%）、51～60 歳 7 名（38.9%）、61～70 歳 6 名（33.3%）となっている。その内外国人教員 2 名、女性教員は 3 名である。

授業科目と担当教員の適合性は、後述する教員資格の審査及び基準の過程で、厳格に判断している（資料 3－3、資料 3－15、資料 3－16）。

<12>経済学研究科

経済学研究科の修士課程及び博士後期課程は、教育課程編成方針に基づいて「理論経済・経済史」「経済政策」「現代産業構造」の 3 つの専修分野から構成され、授業科目が、それぞれ配置されている（資料 3－14 p.83、p.85）。

これに応じて、修士課程では、「理論経済・経済史」分野 10 名、「経済政策」分野 7 名、「現代産業構造」分野 7 名で、計 24 名の専任教員が担当している（資料 3－14 p.83）。博士後期課程は「理論経済・経済史」分野 5 名、「経済政策」分野 4 名、「現代産業構造」分野 5 名で、計 14 名の専任教員が担当している（資料 3－14 p.85）。職階構成は、修士課程は教授 17 名、准教授 7 名で、博士後期課程は 14 名全員が教授である。

修士課程担当者の年齢構成は、31～40 歳 1 名（4.2%）、41～50 歳 5 名（20.8%）、51～60 歳 3 名（37.5%）、61～70 歳 9 名（37.5%）、である。博士後期課程担当者は、51～55 歳 4 名（28.6%）、56～60 歳 2 名（14.3%）、61～65 歳 5 名（35.7%）、66～70 歳 3 名（21.4%）となっている。男女比は、修士課程担当者で 24:3（女性教員比率 11.1%）、博士後期課程担当者では 14:1（女性教員比率 6.7%）である。

研究科の教員組織は学部の教員組織を母体としており、研究科と学部とを有機的に関連づける形で、研究科長の責任の下、将来構想検討委員会及び研究科委員会修士課程・博士後期課程部会において、教員組織の適切性の検証がなされている。

<13>理工学研究科

理工学部担当教員（助教以上 176 人）の約 85%が修士（博士前期）課程を兼任し、また、その内の約 70%の教員が博士（博士後期）課程の特殊研究を担当している。修士（博士前期）課程では各専攻とも 4～6 の専修分野を設定して各専門領域の特論および講究、特別演習・特別実験等に相応しい複数の教員を配置している。なお、修士（博士前期）課程の非常勤教員は理工学研究科全体で 15 名程度であり、各専攻とも専任教員が責任をもって指導している（資料 3－14）。

理工学研究科担当教員の年齢構成は、31～40 歳 28 名（18.1%）、41～50 歳 45 名（29.6%）、51～60 歳 37 名（24.3%）、61～70 歳 32 名（21.1%）、71 歳以上 10 名（6.6%、うち 2 名は終身教授）である。女性教員は 9 名（5.9%）、外国人教員は 4 名（2.6%）となっている。

授業科目と担当教員の適合性については、各専攻において人事採用時から十分に検証し、資

格審査選考委員会の厳密な審査の後、資格審査研究科委員会において各専攻主任からの詳細な資料による説明によって毎年確認する体制を整えている。教員組織の適切性の検証については、研究科長を議長とする専攻主任会議を中心に進め、人事補充の必要があれば、人事枠の範囲内で補充をし、各専攻の専修分野に適合した教員を確保している。

<14>農学研究科

農学研究科修士課程は農学部における教育・研究の基盤の上に設けられている課程であり、農学部の生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科に対応して、生物資源学専修コース（4 専修科目、教員 16 人）、応用生物化学専修コース（3 専修科目、教員 13 人）、生物環境科学専修コース（4 専修科目、教員 14 人）が設置されている（資料 3－14 p.125～127）。これらの専修コースは、学位授与方針の 1 に謳われている本修士課程において修得すべき内容をバランスよく網羅しており、更に学位授与方針の 2 と 3 に謳われている修士課程修了者に相応しい資質を身に付けるうえで必要な教員配置になっている（資料 3－14 p.125～128）。

博士後期課程は、修士課程における教育・研究の基盤の上に立ち、高度な研究力とコミュニケーション力により社会に貢献できる倫理性豊かな人材を養成するために設けられたものであり、11 専修科目、教員 22 人で組織されている（資料 3－14 p.127～128）。

教員の年齢構成は、退職者の後任採用人事に際して留意しており、バランスがとれてきている。2014（平成 26）年度は、31～40 歳 9 名（20.9%）、41～50 歳 14 名（32.6%）、51～60 歳 9 名（20.9%）、61 歳以上 11 名（25.6%）である。女性は 1 名（2.2%、いずれも教授）である。

なお、教員の年齢構成を含めて教員組織の適切性については、採用・昇格人事の基本方針を決める際に、人事教授会で審議している。

<15>薬学研究科

現在、薬学研究科には、従来の 4 年制薬学部、大学院修士課程に続く 3 年制博士課程と、6 年制薬学部を基盤とした 4 年制博士課程が併存している。3 年制博士課程には、3 年生 2 名が在籍しており、担当する専任教員は教授 9 名である。2012（平成 24）年 4 月に設置された 4 年制博士課程の専任教員は 41 名（教授 23 名、准教授 18 名）であり（資料 3－34）、1 年生 6 名、2 年生 10 名および 3 年生 9 名の特論、特殊研究を担当している（資料 3－35）。

教員組織は、薬学研究科の人材養成目的・教育課程編成方針に基づいて、薬学のスペシャリストを養成するために十分な知識と経験、教育・研究業績を有する教員により編制している。教員の選考にあっては、学位、研究業績、学部および大学院における教育業績を評価し、授業科目（環境衛生科学、医薬情報科学、病態解析科学、薬物治療科学、薬物動態科学の 5 専修分野、医療英語、臨床薬学研修、海外臨床研修の関連科目）に適合した教員を配置している。

現在、環境衛生科学分野に 7 名（○合 5 名、合 2 名）、医薬情報科学分野に 6 名（○合 4 名、合 1 名、可 1 名）、病態解析科学分野に 7 名（○合 4 名、合 3 名）、薬物治療科学分野に 6 名（○合 5 名、合 1 名）、薬物動態科学分野に 7 名（○合 6 名、合 1 名）をそれぞれ配置している。関連科目である医療英語特論については専任教員 1 名および兼任教員 1 名を、臨床薬学研修については専任教員 2 名を、海外臨床研修については専任教員 4 名をそれぞれ配置している。

4 年制博士課程の専任教員の年齢構成は、30 歳代 1 名（2.4%）、40 歳代 7 名（17.1%）、50 歳代 23 名（56.1%）、60 歳代 9 名（22.0%）、70 歳代 1 名（2.4%）であり、特に年齢の偏りはないが、女性は 5 名と少ない。

なお、4 年制博士課程設置時に 4 名の教授を新規採用したことにより、当初予定していた教員数よりも多くの教員が参画し、より良い教育体制を構築することができ、研究の質と多様性の確保に繋がっている。その一方で、社会人学生が多く、教育研究内容も多様化している。特に薬剤師の実務から派生する研究を推進できる教員の充実が望まれる。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科の専任教員は、都市情報学部の専任教員の中から、大学院教員資格審査を経て、大学院担当教員を充当している。修士課程の担当教員は学部の専任教員 26 名である。博士後期課程の担当教員は学部の専任教員のうち 22 名である。大学院教員資格の内訳は、D○合教員 13 名（教授 13 名）、D 合教員 9 名（教授 7 名、准教授 2 名）、M○合教員 1 名（教授 1 名）、M 合教員 3 名（准教授 3 名）となっている。

また、教員の年齢構成比は、30 歳代 3 名（11.1%）、40 歳代 9 名（33.3%）、50 歳代 9 名（33.3%）、60 歳代 6 名（22.2%）である。男性教員 25 名、女性教員 2 名で、女性比率は 7.4%である。

<17>人間学研究科

人間学研究科の教員数は、2013（平成 25）年度の時点で、専任 14 名、兼担 1 名、兼任 4 名である。各分野の科目数と、配置されている教員の関係は、「心理分野」では 5 科目を専任 3 名と兼任 1 名で担当し、「社会･教育分野」では 7 科目を専任 7 名と兼任 1 名で担当（1 科目は、複合分野を扱う科目であるため 2 名で担当）し、「国際･コミュニケーション分野」では 5 科目を専任 5 名と兼任 1 名で担当（上記と同様の理由で 1 科目は 2 名で担当）している。

3 分野にまたがる科目のうち、基本的な導入科目の「人間学特別演習」は、各分野に属する 3 名の専任教員で担当している（資料 3－36 p.15）。また、実践的なコミュニケーション能力の育成をねらいとする「コミュニケーション特別演習」は、従来、3 名の専任教員で担当していたが、2013（平成 25）年度より、全体を統括する従来の教員以外に、指導･助言を充実するため、学生 1 名につき 1 名の専任教員を配置することにした（資料 3－36 p.7）。なお、各分野と関係の深い実践的な科目には、すべて専任教員を配置している。修士論文の研究指導には、主担当指導教員以外に、学生 1 名につき 2 名の副指導教員を配置している。

教員組織の適切性については、確立将来的な充実の方向を踏まえて研究科委員会で議論している。教員の研究指導資格や授業科目と担当教員の適合性などの具体的な審議は、研究科長、主任教授および「M○合」教員により構成される資格審査選考委員会において、「大学院教員資格審査規程」にもとづいて行い、その結果を研究科委員会に提案している。2012（平成 24）年度には、2 名の教員が「M○合」の資格に適合すると判断された（資料 3－37）。

教員の年齢構成は、41～50 歳 2 名（14.3%）、51～60 歳 11 名（78.6%）、61 歳以上 1 名（7.1%）である。

<18>総合学術研究科

専任教員の構成は、博士前期課程担当では、教授 9 名、准教授 1 名、助教 2 名、博士後期課程担当は、教授 9 名である（資料 3－38）。専任教員 1 人あたりの在籍学生数は、博士前期課程が 0.6、博士後期課程が 0.4 である。分野別にみると、理系教員 10 名、文系教員 3 名であり、文理融合型教育を行う目的に適っている。年齢構成は、30 歳代 2 名（15.4%）、40 歳代 2 名（15.4%）、50 歳代 5 名（38.5%）、60 歳代 2 名（30.8%）であり、男女比は 12：1 である。

組織的な教育を実施するために、研究指導では博士前期・後期課程とも指導教員が責任をもって個別研究指導にあたっているが、さらに、より多くの教員からの指導・助言を取り入れるために、学生ごとに教員 3 名からなる論文指導委員会を組織している。また、全教員が学生の研究計画の概要を把握するための修士論文研究計画書や博士課程研究計画書、博士論文作成計画書の提出、年 2 回の研究指導を通じた研究の進捗状況のチェック、研究成果の中間発表会の開催などにより、専修分野の如何に関わらず研究テーマと関連する領域の教員が必要に応じて絶えず助言を与えている。これらの責任は最終的には研究科長に帰される。各教員は研究指導及び講義担当適格者として、研究科の求める資格要件を明確に満たしており、適正に配置されている。

<19>大学・学校づくり研究科

学問領域に閉鎖的になることなく、学生に対する教育活動を通して常にポジティブに教員自らの教育研究領域を広げ、「大学・学校づくり」という学問の確立を目指すことが重要であると考え、教育課程の内容に基づいた教員組織を整備している。

大学・学校づくり研究科の中核となる 5 つのプロジェクト科目（教育戦略論、教育マネジメント論、教育財務論、学修サービス論、学修コンテンツ論）は、体系的な教育課程編成を実践するために、各科目に適合する素養を備えた教員による組織編制となっている。また、教育財務論以外は複数教員によって担当しており、各担当者の専門領域を活かし、かつ十分な連携体制を確保して授業を展開している。方法論科目群である大学・学校調査方法論についても、専任教員 2 名によるチームティーチングを行っており、担当者の研究領域における調査経験を活かして、学生の指導にあたっている。

実物・実習科目群や統合科目群でも、本研究科では、初等中等機関と高等教育機関の双方を対象としていることから、双方に十分対応できるよう、複数の専任教員を配置している。関連科目群については、兼担教員に加えて、高等教育、初等中等教育、生涯学習の各領域において全国的に活躍している研究者を兼任教員として配置し、学生のニーズに応え得る組織としている。

専任教員の年齢構成は、30 歳代 1 名（14.2%）、50 歳代 3 名（42.8%）、60 歳代 3 名（42.8%）であり、中堅となる 40 歳代が不足しているが、研究科の教育活動を阻害するような状況ではない。また、専任教員は全員が男性であるが、この点は兼担教員に女性（1 名）を配置することによって補っている。

以上のような教員組織の適切性については、専任教員の退職・移籍が生じた際に、また兼任教員の任期終了の際（すなわち毎年）後任者を採用するにあたって、研究科長を中心に研究科委員会において検証している。その際、単に前任者の補充ということではなく、研究科の理念・目的の実現に適切な者を採用し、教育課程に相応しい教員組織として維持・発展できるように

計画している。

<20>法務研究科

2014（平成 26）年度の専任教員数は 17 名であり、専門職大学院設置基準による最低必要専任教員 12 名を充足している。専任教員一人当たりの学生数は 7.1 名であり、同じく設置基準（学生 15 名につき専任教員 1 名）を満たしている。

職位別の内訳は、教授 12 名、准教授 5 名であり、専任教員全体の半数以上である約 70.6%が教授で構成されている。

専任教員の年齢構成は、31～40 歳 4 名（23.5%）、41～50 歳が 3 名（17.6%）、51～60 歳が 5 名（29.4%）、61～70 歳が 5 名（29.4%）となっており、大きな偏りはないと判断している。また、女性は 3 名（17.6%）となっている。

本研究科の専任教員は、研究者教員 10 名と実務家教員 7 名から構成されている。10 名の研究者教員については、教育･研究歴が 10 年以上の者が 8 名、5 年以上 10 年未満の者が 2 名であり、いずれの教員も、それぞれの専門分野に関する教育と研究に十分な業績と力量を有している。また、専任教員の 41%を占める実務家教員 7 名については、それぞれ裁判官（2 名）、弁護士（4 名）、企業法務担当者（1 名）として 10 年以上の経験を有し、専門分野について、高度な実務経験による特に優れた知識・実績を有する者である。このように設置基準に則した教員組織となっている。

以上のとおり、本研究科では、各教員の教育・研究・実務業績と授業科目との適合性を重視し、担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えた教員を配置している。

<21>教職センター

教職課程は、文部科学省による課程認定を要するため、教育職員免許法、教職課程認定基準等の改正がある都度、それに合致するよう教職センターの教員組織を充実させている。2014（平成 26）年度の専任教員数は 7 名である。教職課程認定基準によれば、本学の場合「教職に関する科目」の必要専任教員は 4 名以上とされており、基準に対して充足できている。

専任教員の年齢構成は、40 歳代 3 名（42.9%）、50 歳代 2 名（28.6%）60 歳代 2 名（28.6%）となっている(資料 3－39)。すべて男性である。学芸員課程の博物館に関する科目については専任教員を配置していない。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1>大学全体

教員の募集・採用手続きについては、学長と学部長・研究科長との間での面談を経て、学部長会および常勤理事会において次年度の教員組織編制の中での位置づけを確認した上で、募集を開始している（資料 3－40）。

既述の通り、名城大学では「教員資格審査規程」および「大学院教員資格審査規程」を定め、これらの規程に基づき、各学部等で適切に審査を行っている。また、「教員資格審査規程」においては、学校教育法第 92 条に準拠して、教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員それぞれの資格を明記している。これに則って、教員の教育・研究・実務上の知識、能力、実績を

総合的に審査することとなっており、大学教育、大学院教育としての水準を担保できるような制度設計がなされている。

各学部・研究科においては、上記 2 つの規程に基づき、具体的な審査基準を設定し、学部は審査教授会と選考委員会、研究科は資格選考委員会と資格審査委員会という厳格な選考手続きの下で適切な審査を行っている（資料 3－2 第 9～10 条、資料 3－3 第 5～6 条）。さらに大学院を担当する教員については、名城大学大学院学則において、担当者の資格と学内手続きを定めている（資料 3－15　第 5 条）。

センターなど学部に所属しない教員や学部・研究科等を新設する際の学部長予定者・授業科目担当予定者の審査については、「センター教員資格審査要項」「学部・研究科等の新設に係る教員採用手続内規」に定められているとおり、審査学部長会が行い、大学協議会にて協議することとしている（資料 3－41 第 2 条、資料 3－42 第 2、3 条）。

教員の募集については、現在、特定の実務上の能力が要求される専門職人材を除き、多くの採用人事は公募によっている。本学の教育理念・目的・目標を理解し、教育研究に熱意をもって臨む人材の確保に繋げている。

以上の手続きを経て､最終的には任命権者である理事長の決裁により手続きを完了している。なお、契約教員を任用する場合は学校法人名城大学職員規則および契約教員要項により、非常勤講師を採用する場合は大学非常勤講師要項により、理事長が契約の締結を行うこととなっている（資料 3－43 第 3 条、資料 3－23、資料 3－44 第 2 条）。

<2>法学部

教員の募集・採用は、学長と学部長との折衝などを経て、法学部の教員資格選考委員会において、まず、どの科目について採用人事を進めるか、判断がなされる。その判断は、教授会に報告されるとともに、当該人事を具体的に進める小委員会が設置されることになる。この小委員会は、採用人事を進めるべき科目に関連する部門の担当者により構成されるものであり、委員は教員資格選考委員会の場で選ばれることになる。この小委員会が、具体的な募集要領を決定し、研究及び教育業績の観点から候補者を選定する。小委員会と学部長が候補者を面接し、その結果を教員資格選考委員会に報告し、教員資格選考委員会の承認と、教授会での報告を経て、原則として 2 週間程度の公示期間（この期間内に、後述の資格審査教授会および任用教授会の構成員は、法学部事務室において候補者の業績等の閲覧が可能になる）後に、資格審査教授会および任用教授会が開催される。この資格審査教授会および任用教授会において、学部長による経過説明および小委員会からの報告がなされ、これらを踏まえて、無記名投票が行われる。投票は、構成員の 4 分の 3 以上の出席により成立し、3 分の 2 以上の賛成によって可決される。

昇格手続は、毎年秋に、所定の条件（研究業績および教歴）を満たす者に対し、教員資格審査委員会が昇格に関する意思確認を行い、必要書類の提出を求め、教員資格選考委員会の承認と、教授会での報告を経て、原則として 2 週間程度の公示期間後に、資格審査研究科委員会が開催される。この資格審査研究科委員会において、学部長により、経過説明等がなされ、無記名投票が行われる。投票は、構成員の 4 分の 3 以上の出席により成立し、3 分の 2 以上の賛成によって可決される（資料 3－45）。

<3>経営学部

教員の募集･採用･昇格等については、名城大学教員資格審査規程（資料 3－2)、名城大学経営学部教員資格内規（資料 3－46)、経営学部教員の人事に関する申し合わせ（資料 3－47）に基づいて実施している。教員の募集･採用･昇格にあたっては､研究上の業績を重視すると共に、教育上の能力も重視して審査を行っている。教員の採用は公募制を原則としており、推薦によって採用する場合は、制度改革などで教授資格を有する者を必要とする時や大学院との関係で教授の採用が必要な時などに限られている。また、教員の採用にあたって、必要に応じて模擬講義を実施し、教授会構成員に公開している。

教員の募集･採用･昇格等は学部長が発議し、審査教授会を審査組織として設置する。審査教授会のもとに人事 1 件につき 3 名の選考委員を選出し、選考委員会を設置する。

審査教授会は選考委員会の審査報告を受け、審査の後に無記名投票を行い採用・昇格候補者としての適否を決する。教授会は審査教授会の審査結果を受け、審査の後に無記名投票により採用・昇格の可否を決する。採用・昇格に関しては異議申し立ての機会があり、透明性のある審査プロセスがとられているといえる（資料 3－2)。

<4>経済学部

教員の募集・採用・昇格は、教員資格審査規程（資料 3－2)、名城大学経済学部教授会規程（資料 3－48)、名城大学経済学部教員資格内規（資料 3－7)、採用人事の組織及び手続き（資料 3－49)、専任教員昇任の組織及び手続き（資料 3－50)、経済学部教員の昇任人事に関する申し合わせ（資料 3－51）に明文化され、適切に行われている。採用・昇格の資格基準には、昇格必要基準年数、教育・研究経験年数、研究業績が明示されている。

採用人事は、学部長が教授会で採用を発議し、担当科目、資格等を審議決定する。募集期日終了後、学部長が教授会を招集し、審査教授会（教授および准教授をもって組織）を置き審査委員を選出する。審査教授会は、審査委員の報告を受け、審査後投票し採用候補者を決定する。審査教授会の報告を受け、教授会が有資格採用候補者の採用の可否を投票で決定する。なお、審査委員は書類選考で若干名の候補者に絞りこみ、その後、教授会構成員を相手にした模擬授業と審査委員による面接を課して、教育理念・目的等とのマッチング、教育に対する熱意などを確認する（資料 3－49)。

昇格人事は、学部長が教授会で発議し、昇格有資格該当者に通知する。該当者が申請手続きをし、審査教授会へ付託する。審査教授会は 3 名の審査委員を選出する。審査委員の報告を受け、審査教授会は審査後投票により、昇格の可否を決定する。その後、教授会が、審査教授会の審査結果の報告を受け、投票により、最終的に昇格の可否を決定する（資料 3－50、資料 3－51)。この組織と一連の手続きは、経済学部の昇格人事に、公正性と透明性を付与する。2007（平成 19）年以降、准教授へ 2 名、教授へ 5 名の昇格がなされた。

<5>理工学部

教員の新規募集は原則として公募制で行われる。昇格については学科長の推薦が主であるが本人の申請も認められている。これらの教員の新任・昇格は学科ごとの審議を経て、学科長か

ら資格審査選考委員会に提案される。この資格審査選考委員会は、学部長、学科長を除く教授の中から隔年に行われる全教員の選挙で選ばれた 6 名に学部長を加えた 7 名で構成されている。資格審査選考委員会では、理工学部資格審査規程に基づいて厳格に審査が行われ、全委員の合意により、理工学部の資格審査教授会に付議される。資格審査教授会は、教授の資格審査の場合は教授全員で、准教授、助教、講師の資格審査は准教授以上の全員で組織される。資格審査教授会は構成員の 4 分の 3 以上の出席で成立し、3 分の 2 以上の賛成で決定される（資料 3－8）。

公募による教員採用にあたっては、研究・教育業績や抱負などが記された書類の審査に加えて、面接や模擬講義を課すなどして、理工学部の教育方針を実践できる人材を選考している。

<6>農学部

農学部における採用人事は完全公募方式で行われている。採用・昇格基準および採用・昇格の手続きは名城大学職員規則（資料 3－43）、教員資格審査規程（資料 3－2）、および農学部の採用・昇格基準内規（資料 3－11）に基づいており、人事教授会における発議および基本方針決定の後、選考委員会における審議、選考を経て最終的に資格審査教授会、任用教授会における無記名投票により厳正に行われている。

<7>薬学部

薬学部における教員の採用については、原則として公募としているが、学内教授の推薦による方法も併用している。採用・昇格は、名城大学教員資格審査規程に基づいて行われる。

教員採用を公募で行う場合、学部長を含む 4～5 名の教授からなる教員採用選考委員会で公募要項を作成し、各種メディアを通じて公募する。公募期間終了後、応募者の中から、教育研究業績、今後の抱負、研究助成金獲得状況、学術賞獲得状況、さらに担当科目との適合性等を考慮して候補者を選出する。候補者は教授会においてプレゼンテーションを行い、投票によって最終候補者 1 名を選出する。選出された候補者について、教員資格審査選考委員会を設置し、再度、職位、担当科目について審査基準等に基づいて評価を行い、その報告を受けて教授会で無記名投票により、採用の可否を決定する流れとなっている。

教員採用を推薦で行う場合は、教員資格審査選考委員会の設置に始まり、選考の手続きは上述のとおりである。学内からの教授昇格については教員資格審査選考委員会、准教授以下の昇格人事については当該主任教授（主任教授がいない場合は学部長）からの推薦を受け、教授会で昇格人事を進めることの可否を審議したのち、教員資格審査選考委員会を設置し、以降は公募による場合と同様である。ただし、学内昇格人事においては、研究室に所属する教員は研究業績（学術論文、外部資金獲得状況、国際学会参加状況など）を、薬学教育開発センターに所属する教員は教育実績（教育関連の論文、教材作成、教育上の工夫など）を主体とし、さらに、社会から求められる大学の役割が多様化する中、管理運営・社会貢献への寄与も併せて総合的に評価している。

6 年制薬学教育への移行に伴って、薬学部では臨床系教員、特に実務系教員の充実が求められたが、その採用人事においては、研究業績のみならず、職歴や実務経験の内容、薬剤師としての専門分野や技能、社会活動等も加味した総合的な評価を実施している（資料 3－2）。

<8>都市情報学部

教員の募集・採用・昇格は、名城大学教員資格審査規程（資料 3－2）に基づき運用している。詳細については、都市情報学部教員の任用及び昇任に関する申し合わせ（資料 3－52）を定めている。この規定に基づき設置された選考委員会で選考した後、審査教授会で審議し、承認が得られた者について、学長あてに申請している。

教員の募集については、名城大学および都市情報学部ウェブサイト（資料 3－53）と各関連学会を利用して広く公募している。公募時の応募資格の中に「私立大学の現状を理解し、学生への教育に対して熱意と責任感を持って携わることができること」との条件を提示しており、審査時には特に「教育に対する熱意」の有無にウエイトが置かれている。具体的には、選考委員会による書類審査が中心であるが、選考の過程で面接または模擬講義を課す場合があることを公表している。

実務家教員の採用については、特段の定めを設けていないが、1995（平成 7）年の学部開設当初から実学教育の必要性を認識している。そして、優秀な人材であれば幅広く採用する方針に基づき、実務家教員と研究者教員の混在した教員組織を編制した。学部開設時には、実務家教員として民間企業から 3 名、行政機関から 3 名、計 6 名を採用した。さらに、2003（平成 15）年度と 2007（平成 19）年度に民間企業経験者各 1 名を採用した。実務家教員の前歴は審査委員会で十分に検討し、昇格等に不利にならないよう配慮している。

<9>人間学部

専任教員の募集は原則公募である。公募要項は本学のウェブサイトおよび独立行政法人科学技術振興機構などの公募情報サイトに掲載している。

採用候補者の選考は、名城大学教員資格審査規程と人間学部教員の人事に関する申し合わせ（資料 3－54）に従って行っている。欠員が生じた、あるいは生じる見込みがある場合、まず、教授のみで構成される審査教授会を招集し、採用人事を行うことを確認し、公募要件を審議・了承する。次に審査教授会の中に選考委員会を設け、選考委員会が人間学部の教育・研究に適合した業績と経験および年齢を勘案し、応募者の書類選考、候補者の面接および模擬授業の採点を行う。審査教授会は選考委員会の選考報告を受け、審議を行い、採用候補者の適否を無記名投票で決定する。その後教授会で採用候補者が確定される。

昇格は、名城大学教員資格審査規程と人間学部専任教員昇格基準（資料 3－55）に従って行っている。専任教員経験年数に鑑み、教員が昇格に必要な年数を満たしていると判断される場合、まず、当該教員に昇格を望むか否かの意思確認を行う。昇格を望むという意思確認がされた場合は、審査教授会を招集し、昇格人事を行うことを確認・了承後、審査教授会の中に審査委員会を設置し、研究業績・社会貢献業績および教育業績・管理運営業績を検討する。再度審査教授会を招集し、審査委員会による審査報告を受けて、昇格の可否を無記名投票により決定する。その後教授会で昇格者が確定される。

<10>法学研究科

法学研究科は、法学部の専門科目担当教員につき、大学院の担当資格を別に認める、という

形で教員を採用している。

このような担当資格の認定は、法学部の昇格手続に準じて進められている。すなわち、毎年秋に、所定の条件（研究業績および教歴）を満たす者に対し、大学院教員資格選考委員会が昇格に関する意思確認を行い、必要書類の提出を求め、資格選考委員会の承認と、教授会での報告を経て、原則として 2 週間程度の公示期間後に、資格審査研究科委員会が開催される。この資格審査研究科委員会において、学部長により、経過説明等がなされ、無記名投票が行われる。投票は、構成員の 4 分の 3 以上の出席により成立し、3 分の 2 以上の賛成によって可決される（資料 3－56）。

<11>経営学研究科

教員の募集･任免･昇格等については、学部専任教員採用にあたって、大学院授業科目担当についても考慮しつつ、募集を行っている。経営学部教授会において教員資格審査規程、名城大学経営学部教員資格内規、経営学部教員の人事に関する申し合わせに基づき、原則として公募制による募集・採用を行っている。

学部専任教員が大学院授業科目を担当する資格審査及び基準に関しては、名城大学大学院教員資格審査規程ならびに大学院経営学研究科科目担当資格基準によって定められた手順に従って、決定されている（資料 3-3、資料 3－16）。

資格審査の過程は次のとおりである。まず、研究科長と 3 名の委員で構成される資格選考委員会が対象となる教員の審査を行い、その結果を、研究科教授の 4 分の 3 以上の出席によって成立する資格審査委員会で審議し、その後無記名投票により可否を決定する。可とするための条件は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成である。審査基準については、経営学研究科委員会において承認した大学院経営学研究科担当資格基準に基づき、研究業績・研究指導等による研究指導担当資格及び講義科目担当資格、博士後期課程の演習担当資格が、それぞれ明示化されている。以上の教員資格審査と基準をとおして、経営学研究科では、大学院担当教員の配置を、公正かつ適切に行い、教育課程を効果的に実施している。

<12>経済学研究科

経済学研究科は、経済学部を基礎学部として、学部専任教員による兼担制度をとっている。そのため、学部専任教員採用にあたって、大学院授業科目担当も考慮しつつ、募集を行っている。学部専任教員が大学院授業科目を担当する場合の資格審査および基準は、大学院教員資格審査規程 （資料 3－3）ならびに大学院経済学研究科担当資格基準（資料 3－57）に準拠して行われている。

資格審査の過程は、まず、研究科長と 3 名の委員で構成される資格選考委員会が対象となる教員の審査を行い、その結果を、大学院担当教授の 4 分の 3 以上の出席によって成立する資格審査委員会で審議し、その後無記名投票により可否を決定する。可とするための条件は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成である。なお、経済学研究科委員会で承認された大学院経済学研究科担当資格基準に、修士課程の研究指導担当資格及び講義科目担当資格、博士後期課程の演習担当資格および講義科目担当資格等が、明示されている（資料 3－57）。

経済学研究科では、以上の教員資格審査と基準をとおして大学院担当教員の配置を、公正か

つ適切に行い、教育課程の効果的実現にこたえている。

<13>理工学研究科

大学院理工学研究科担当教員に関する人事は、修士課程・博士課程部会の資格審査委員会で決定される。各専攻から提案された人事は、選挙で選ばれた 3 名の資格審査選考委員と研究科長を加えた 4 名で構成される資格審査選考委員会に付議される。そこで、名城大学大学院理工学研究科資格審査内規に基づいて審査が行われ、合意が得られた人事が、資格審査研究科委員会に提案される。なお、資格審査研究科委員会は、有資格者の 4 分の 3 以上の出席で成立し、3 分の 2 以上の賛成票で議案は決定される（資料 3－8）。

<14>農学研究科

農学研究科は農学部を基礎として設けられた研究科であり、学部教員の中から大学院担当教員を決定している。採用基準および選考手続きは名城大学職員規則（資料 3－43）、名城大学大学院教員資格審査規程（資料 3－3）および農学部の採用・昇格基準内規（資料 3－11）に基づき、研究科委員会における発議の後、選考委員会における審議・選考の後、最終的に研究科委員会における無記名投票により厳正に行われている。

<15>薬学研究科

薬学研究科の専任教員は、薬学部と併任している。これらの教員の大学院担当教員の選考にあたっては、大学院教員資格審査規程（資料 3－3）、大学院薬学研究科教員資格審査の申し合わせ事項（資料 3－58）に基づき、教員資格審査が行われている。具体的な審査手続きとしては、研究科長、研究科主任教授、研究科委員会で選出された教授 2 名以上の計 4 名以上で構成する選考委員会において、大学院教員資格について選考の後、資格審査委員会での投票により最終審査を行う。資格審査委員会での審査適合の要件としては、構成員の 4 分の 3 以上の出席者をもって、3 分の 2 以上の無記名投票による賛成を要することとなっており、厳格な審査体制が担保されている。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科の専任教員は、都市情報学部と併任している。教員の募集・採用・昇格は、名城大学大学院都市情報学研究科教員資格審査に関する内規（資料 3－59）および大学院教員資格審査に関する申し合わせ事項に基づき運用している。この内規に基づき設置された選考委員会で選考した後、審査研究科委員会で審議し、承認が得られた者について、学長あてに申請している。

<17>人間学研究科

人間学研究科の教員の募集・採用・昇格は、大学全体の規定である大学院教員資格審査規程（資料 3－3）と、これに準拠して定めた人間学研究科（修士課程）教員資格審査内規（資料 3－60）に基づいて行っている。専任教員の新規採用と昇任については、現状では研究科のみの専任教員はいないため、学部教員の採用・昇任と一体として行っている。学部専任教員のうち

から新規に人間学研究科の講義・演習、および学位論文指導を担当する際には、事前に人間学研究科委員会で資格審査を行っている。研究科委員会で案件毎に3～4名の審査委員を選任し、大学院教員資格審査規程と人間学研究科(修士課程)教員資格審査内規に照らし合わせながら、教員の研究、研究業績を詳細かつ公正に検討し、結果を文書にまとめて研究科委員会に報告する。研究科委員会ではこれを慎重に審議し、無記名投票にて可否を決定する。その結果は全学の協議会に報告され、承認を受ける。非常勤講師の採用も同様の手順によって行っている。

<18>総合学術研究科

総合学術研究科は独立研究科であり学部を有さないため、本研究科の教員は、基本的に、各教員が所属する学部での採用・昇格となる。そのため、本研究科が独自に教員の採用・昇格を決定することはない。

なお、大学院に関する資格については、学外から採用する際には公募に拠り、資格審査は、教員資格審査規定に基づく名城大学大学院総合学術研究科教員資格審査内規（資料 3－20）に従って行われている。教員の昇格に関しては、名城大学大学院総合学術研究科教員資格審査内規第4条第2項および第3項に定められており、その要件に従って適切に行われている（資料3－20 第4条第2項および第3項)。

<19>大学・学校づくり研究科

教員の募集については、欠員が生じた時に公募によって行うこととしているが、数年後に定年を控えている教員もいることから、学会等で適任者についての情報を収集すると共に、大学・学校づくり研究科の理念・目的・教員組織編制方針の周知を図って、後継者を確保しようとしている。また、修了生が各分野で活躍してきており、より高度な能力開発がなされるよう、修了後も継続してプロジェクト研究に参加させたり、本研究科の授業へのゲストスピーカーとして加わらせたりするようにして、長期的な後継者確保を目指している。

採用・昇格については、大学院教員資格審査規定（資料 3－3）にもとづいて置かれる資格選考委員会において、大学・学校づくり研究科教員資格審査基準（資料 3－21）によって研究科教員としての資格を満たしているかを審査し、審査結果を研究科指導教員によって組織される資格審査委員会で審議・決定している。兼担教員や兼任教員、非常勤講師の採用についても、上記の決定手続きに準じて行っている。

<20>法務研究科

法務研究科における教員の募集・採用・昇格等の重要事項は、研究科長を議長とする研究科委員会において審議している。教員資格審査については、大学院教員資格審査規程、大学院法務研究科専任教員資格基準要項ならびに大学院法務研究科専任教員資格審査の申し合わせに定める基準に基づき、教育・研究業績、実務上の実績等を踏まえ、教員と科目の適合性等について、規程に沿った適切な運用を行っている（資料 3－3、資料 3－61、資料 3－62)。

<21>教職センター

本センター専任教員の募集は、公募を原則とし、「本学教職センターの役割（教員養成と採用

試験対策）を理解し、その職務を遂行できる人物であること」を審査基準としている。

採用にあたっては、教職センター教員任用に関する内規（資料 3－63）および教職センター所属教員の資格審査等の取扱い（資料 3－64）に基づき、審査委員会が設置され、審査が行われる。審査委員会委員には、各学部長に委嘱するなどセンター外の意見も反映されるようになっている。

昇格は、教職センター専任教員承認審査基準に関する内規（資料 3－65）、教職センター所属教員の資格審査等の取扱い（資料 3－64）等に基づき、採用と同様に審査委員会において審査される。採用、昇格のいずれも、上記の諸規程の通りに適正に実施されている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1>大学全体

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教育に関して優秀な功績を残した教職員に優秀職員表彰（資料 3－66）を行う規程を制定している。この規程により、各学部・研究科等の教授会等の審議を経て推薦された候補者を FD 委員会で選考し、大学協議会で決定し、表彰している。

さらに、教職員の教育改善に対する意識を高め、組織の活性化を図り、本学の教育の質の向上に資することを目的として、教育功労賞要項（資料 3－66）を制定し、各学部および研究科等における教育活動および教育改善に大きく貢献したと認められる者およびグループを規定（資料 3－43　第 47 条）により表彰している。

FD 活動は、全学の FD 委員会および各学部の FD 委員会等において実施している（資料 3－67 第 2 条）。その一つとして、FD 委員会が主体となって、学生の授業に対する満足度を把握し、改善点・要望事項を把握するとともに、教員の授業に対する意識の調査を目的とした授業改善アンケート（全学共通様式）を実施している。結果については、個々の教員に集計結果をフィードバックするとともに、報告書として取りまとめた上で各学部に配布し、授業改善の素材として活用している（資料 3－68　p.4）。さらに、各授業担当の教員のコメントが書き加えられた報告書を、図書館や学務センターなど学生が訪れやすい場所に置き、供覧している。

また、年に 1 度、教育の取組みの中から課題を取り上げて共通テーマを設定し、全学部・研究科の教員、事務職員、他大学の教職員が参加し、FD フォーラムを実施している。FD フォーラムでは、学内・学外の講師による講演だけでなく、ディスカッションやワークショップを実施しており、全学的な教育改善の動きを共有する場として、有効に機能している（資料 3－69）。

<2>法学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教員の昇格手続きの際に、教員の教育研究活動等の評価を行っている。また、法学部所属教員の研究活動を支援することを目的として名城大学法学会を設立しており、紀要『名城法学』や学術論文集『名城大学法学会選書』の発行などにより法学部教員の研究活動を活性化している。

FD 活動は、2014（平成 26）年度から新たに組織された FD 部会が中心となって実施しっている。この FD 部会は、各部門を代表する 8 名の委員によって構成され、教育方法や各科目の内容の連携をはじめ、幅広いテーマについて検討を深めている。

<3>経営学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、経営学部では、採用、昇任、担当科目の変更などにあたり、該当者の履歴と教育研究業績を検討しその可否を審査している。教員の研究状況を明らかにするために、経営学部と経済学部で合同に設立した名城大学経済・経営学会が編集・発行する紀要『名城論叢』(資料 3－70) に掲載された論文以外に、論文等の業績を『経済・経営学会報』(名城大学経済・経営学会編集・発行) に掲載し、紹介している。また、経済・経営学会によって、教員の出版、研究、研究会開催等のさまざまな研究活動に対して助成などの支援がおこなわれている。教育活動に関しては、FD フォーラム（資料 3－69）への参加や授業アンケート調査 (資料 3－68) にもとづいて教員各自が自己点検･自己評価等を実施している。

経営学部の FD の取り組みとしては、全学的な FD フォーラムへの参加、さらに、授業アンケート調査を学期ごとに実施し、教育の質向上を図っている。また学部主体の FD を取り組むための 2013（平成 25）年度から学部内に FD 委員会を設置し、また、教授会においても FD の日常化のために､全教員が教育に関する問題点や改善を図るための会議の時間を設けている。

<4>経済学部

経済学部には、教育理念・目的を共有し、全教員が参加して取り組むべき学部行事がある。新入生の時間割作成と基礎ゼミナール決定の新入生セミナー（資料 3－71)、デイハイク（資料 3－72)、専門ゼミナール決定の説明会（資料 3－73)、ゼミナールの研究成果報告であるゼミナールレポートフェスティバル (資料 3－74)、優秀論文コンテスト、優秀卒業論文表彰制度への参加・取り組みは、教員の研究と教育の資質向上を促すものでもある。

教員の研究能力の向上のため、経済・経営学会により研究紀要『名城論叢』が発行され、教員の研究成果を『経済・経営学会会報』の「学外研究発表記録」で毎年公表している（資料 3－70、資料 3－75)。また、経済学部の「教育の質保証プロジェクト（学内 GP)」の取り組みとしては、「フィールドワーク教育による汎用的技能習得(2010・11（平成 22・23)年度)」「フィールドワーク教育の充実・多様化のための『パッケージ』開発(2012・13 (平成 24・25)年度)」がある。

教員の研究・教育能力の向上という点で特筆されるべきものとして、2010（平成 22）年の経済学部 10 周年記念誌『天白から世界へ』の刊行が挙げられる（資料 3－76)。これは全教員の新たな研究・教育活動へ向けた出発点となった。

FD の取り組みは、全学的な FD 活動と連動して行っている。FD 活動の一環として、授業評価アンケートを実施している。授業満足度は年々上昇し、2012（平成 24）年度は 63%であった（資料 3－77)。また、全学 FD フォーラムへの参加人数は全学平均を上回っている（資料 3－69)。

2012（平成 24）年度には学部主体の FD の取り組みを推進する組織として「経済学部 FD 委員会」を設立した（資料 3－78)。その活動目標は「各教員が個人的に培ってきた教育に関するノウハウや経験を、学部内の教員全体で共有し、学部教育の改善・充実を図る」ことである。2013（平成 25）年 5 月の教授会で、具体的な取り組みとして、新入生セミナー、デイハイク、

レポートフェスティバルなどの活動を FD 活動として有機的に連関させること、学部 FD 懇談会を開催することが、決定された。

2014（平成 26）年 2 月、3 月、4 月に、学部 FD 懇談会が開かれ、「ゼミナールにおける学生の主体的取り組み」「『教育の質保証プロジェクト』の取り組み」「フィールドワークの取り組み」「新入生セミナーの改善点について」をテーマにして、意見の共有や課題の確認などがなされた。そこでの議論は、教授会にて報告されている。

<5>理工学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、各教員が提出する「教育研究等活動状況調査書」に記されている教育活動状況を基に、教育に対する多大な貢献をした教員を、毎年、学部長が表彰する制度がある（資料 3－79、資料 3－80）。

1960（昭和 35）年から毎年度に発行している学部紀要『名城大学理工学部研究報告』には、理工学部教員に係わる研究費補助金交付者一覧表、受託研究一覧、共同研究一覧、学外研究助成一覧、奨学寄付金一覧、発表論文題目一覧が掲載されている。これらは、学部の全教員に CD-ROM で配布されると共に理工学部のウェブサイトで広く社会に開示されており、教員相互が切磋琢磨する環境作りの一助となっている（資料 3－81）。

大学における教育の質は、教員の旺盛な研究活動に裏付けられるものであり、一層の研究活動の活発化は必要不可欠である。研究論文の公表を支援する措置として論文掲載料補助制度、また研究成果の公表支援制度として、国際会議参加発表旅費補助制度がある（資料 3－82、資料 3－83）。

FD 活動のうち、前期・後期に実施される授業アンケート調査、FD フォーラムへの参加などは、教員の教育改善に有効に働いている。さらに教員の資質向上に繋げるため、教育改善委員会の下で、学部 FD フォーラムを定期的に実施するなど、学部内の FD 活動推進に向けた取組を行っている（資料 3－84、資料 3－68、 資料 3－85）。

<6>農学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、採用時、昇格時、名誉教授資格審査時に、教員資格審査規程（資料 3－2）、農学部の採用・昇格基準内規（資料 3－11）、名誉教授規程（資料 3－86）、名誉教授の推薦基準等に関する申し合わせ（資料 3－87）、農学部における名誉教授の推薦に関する内規（資料 3－88）等をふまえて、教員の教育研究活動の評価を厳格に実施している。

農学部教員の教育力を FD 活動によって高めていくために、農学部常設委員会として FD 委員会が組織され（資料 3－13）、全学 FD 方針に従い、かつ組み込まれる形で活動が行われている（資料 3－89）。

<7>薬学部

教員の資質の向上を図るための方策として、学部 FD 委員会を設置しており、学部学生に実施した授業満足度アンケートの結果をもとに、より質の高い授業が提供できるよう取り組んでいる（資料 3－90）。多くの教員が関わる統合型科目については、科目として独自に学生アンケ

ートを実施し、教育プログラムの充実および教員の資質向上に生かせる体制を整えている。

研究活動の評価としては、毎年研究室ごとに、著書、原著論文、学会発表、外部資金の獲得状況など研究活動に関する実績の報告を受け、『名城大学薬学部年報』（資料 3－91）を冊子体として学内のみならず、全国薬科系大学ならびに関係研究機関に配布している。また、著書、原著論文数については、学部での研究費配分の基準の一つとしても利用している。

<8>都市情報学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、学部長が全ての専任教員に対して、評価に値する教育研究活動を行うよう啓蒙に努めており、問題のある教員に対しては、個々に呼び出して改善に向けた指導を行っている。さらに、都市情報学部では、毎年、在籍する全教員が教育・研究業績を書面で提出することによって、昇格等教員の適切な評価に役立てている。

FD 活動としては、FD 委員会が実施する授業改善アンケートの結果を尊重し、教授会等において、調査結果について議論する場を設けている。

<9>人間学部

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教員には年度ごとに、「人間学部専任教員昇格基準」（資料 3－55）で確認されている教育研究活動業績の詳細なリストを提出させ、毎年発行される人間学部年報で報告され全教員が確認している。科研費等の外部資金獲得状況、学会の役員、自治体、公益団体の委員を務めることによる学会・社会への貢献についても明らかにするように求めている。これらの活動はすべて点数化され、昇格の際に評価されている。

さらに、専任教員が一定期間、専門分野の研究や教育方法についての研究を深められるよう在外研究員、国内研究員の制度が設けられている。専任教員には、教育研究に十分な実績と経験を積み、大学院教員資格審査を経て、人間学研究科の教員として、または学内の他の研究科の教員として、学生の学習・研究の指導にあたるよう促している。

専任教員による FD 活動は、FD 会議を中心に行っており、また月 1～2 回の割合で開催される教授会での学生指導をめぐる意見交換も、FD 活動として記録している。また、専任教員は本学で年 1 回開催される FD フォーラムに参加し、学外での学会、研究会、フォーラムに自主的に参加している。

<10>法学研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、大学院の担当資格を認定する際に、教員の教育研究活動等を評価し、大学院の担当資格を認定する際に、審査を行っている。研究活動の活性化のために、紀要である『名城大学法学会選書』を年 4 回発行している。また、法学会選書を刊行している。

FD 活動としては、修士論文が提出・審査される時期に、修士課程部会を一時中断し、FD 部会を開催している。この FD 部会は、修士課程部会構成員が全員参加するもので、とりわけ修士論文の指導をした教員から、経験と課題の報告を受け、知見を共有し、今後に生かそうとするものである（資料 3－92）。

<11>経営学研究科

経営学研究科教員は、学部教員が兼務しており、教育研究に十分な実績と経験を積み、大学院教員資格審査を経て、院生の学習・研究の指導に当たっている。このために、経営学研究科の教員の研究・教育の質向上を図る方策は学部教員の質向上を目指す取り組みと重なるところが大きい。経営学研究科教員は、本学で開催される FD フォーラムに参加するだけでなく、学部と研究科が合同で FD 委員会を随時開催（2013（平成 25）年度は 6 回開催）している。ここでは、日常的に個々の学生の履修・研究状況、必要な教育活動また教員の教育・研究のあり方や態様等に関して議論し、研究科の教育の質向上を図ることができた。また、研究科独自の取り組みとしては、研究科担当教員のほぼ全員が出席して、修士論文中間報告会および博士論文公聴会を開催し、教育指導の成果をチェックするとともに院生の研究指導の在り方の共有化が図られ、大学院の教育の質向上に貢献している。また、経営学研究科教員が産業集積研究所、アジア研究センターの所員として活動しており、その活動は研究上の能力向上に役立っている。

FD 活動としては、学部と研究科が合同して FD 委員会を立ち上げ随時委員会を開催し、研究科委員会で日常的に個々の学生の履修状況や研究の進展に関する具体的な報告が指導教員から行われ、必要な教育活動に関して議論されている。

<12>経済学研究科

経済学研究科の教員は学部専任教員が兼任しており、教育研究に十分な実績と経験を積み、大学院教員資格審査を経て、学生の学習・研究の指導に当たっている。経済学研究科の教員の資質の向上を図るための方策は、学部専任教員の資質向上をめざす取り組みと重なるところが大きい。学部における新入生セミナー、ゼミナールレポートフェスティバルなどは、学部専任教員の研究・教育上の資質向上を促すが、それらは同時に、大学院担当教員としての資質向上にも寄与するものである。

大学院独自の取り組みとしては、オリエンテーション（資料 3－93）、大学院生研究発表会（資料 3－94）、教員と大学院生交流会などがあり、それらを通して、経済学研究科の人材養成目的に沿う大学院生指導の在り方の共有が図られている。

「フィールドワーク教育による汎用的技能習得（2010・2011（平成 22・23）年度）」「フィールドワーク教育の充実・多様化のための『パッケージ』開発（2012・2013（平成 24・25）年度）」などの「教育の質保証プロジェクト（学内 GP）」、また全経済学部教員が執筆した『天白から世界へ』（資料 3－76）も、教育・研究上の資質向上を促す取り組みである。

FD の取り組みとしては、経済学研究科主体の FD 活動を推進する組織として経済学研究科 FD 委員会を設置している。構成メンバーは研究科長、主任教授、3 名の研究科委員であり、「各教員が個人的に培ってきた教育に関するノウハウや経験を、大学院担当教員全体で共有し、大学院教育の改善を図る」ことが活動目的である。この委員会を責任主体として、これまでの取り組みを体系化し、より効果的な総合的FD活動へと高めていくことにしている（資料3－95）。経済学研究科FD委員会の主催で大学院FD懇談会が開催され、「大学院生研究発表会について」というテーマで、経済学研究科所属教員による意見交換がなされた（資料 3－69 p.19～20）。各々の教員が蓄積してきた教育上の経験の共有化へ向けて前進がなされた。

<13>理工学研究科

研究科担当教員は学部との兼担であり、教育活動の業績は各年度末に発行される『名城大学理工学部研究報告』の巻末に掲載されている。教員の資質の向上と教育研究活動の活性化を図るために、これを学内外に公表している。担当教員の教育研究活動等の具体的な評価は各専攻主任のもとで適切に実施されており、大学院担当資格人事および研究助成補助制度申請への推薦等に反映されている（資料 3－81）。

教員の教育力を高めていくために、学部・研究科共通の常設委員会である教育改善委員会を組織し、全学の FD 方針に従い、かつ組み込まれる形で FD 活動を行っている。

<14>農学研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、採用時、昇格時、名誉教授資格審査時に、教員資格審査規程（資料 3－2）、農学部の採用・昇格基準内規（資料 3－11）、名誉教授規程（資料 3－86）、名誉教授の推薦基準等に関する申し合わせ（資料 3－87）、農学部における名誉教授の推薦に関する内規（資料 3－88）等をふまえて、厳格な審査を実施することにしている。

農学部・農学研究科教員の教育力を高めていくために、学部・研究科共通の常設委員会である FD 委員会を組織し（資料 3－13）、全学 FD 方針に従い、かつ組み込まれる形で活動が行われている（資料 3－89）。

また、必修科目である農学特別演習に、直接担当していない教員も可能な限り出席して議論に参加することを推奨している。この取り組みは、教育に貢献するだけでなく、分野を超えた教員間・教員学生間・学生間の議論を喚起することで、教員資質の向上に役立っている（資料 3－96）。

<15>薬学研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、薬学研究科には、FD 委員会を設置しており、学生に対して授業評価アンケートを実施している。その結果については、各教員にフィードバックするとともに、研究科委員会においても共有し、授業改善、研究指導法の開発などの方法論について検討を行っている。学生にもその結果を公表している（資料 3－97）。

研究活動の評価としては、学部について記述した通り、毎年研究室ごとに、著書、原著論文、学会発表、外部資金の獲得状況など研究活動に関する実績の報告を受け、『名城大学薬学部年報』（資料 3－91）を冊子体として学内外に配布している。

FD 委員会の構成メンバーは、研究科主任教授を委員長とし、FD 委員 2 名、大学院担当事務職員 1 名としている。本委員会の活動目標は、①教育内容及び教育環境の改善に関すること、②教育技法の改善・向上のための具体的活動に関すること、③教員の資質開発を図るための組織的な研修に関することの 3 点とされており、密度の濃い FD 活動を展開している。

2013（平成 25）年度は、①研究科 FD ワークショップの開催、②学生に対する授業評価アンケートの実施（前期、後期）を行った。その結果については、研究科委員会においても共有し、授業改善、研究指導法の開発などの方法論について検討を行った。授業評価アンケートについては、学生にもその結果を公表している（資料 3－97）。

<16>都市情報学研究科

教員の資質の向上を図るための方策として、研究面については、毎年1回発刊している学部情報誌「学部の窓」（資料3－98）に専任教員の研究活動報告（国際会議、特別講義、研究論文、著書、研究補助金など）を掲載することによって情報発信するとともに、自己研鑽を促している。

なお、研究科長は、全ての専任教員に対して、評価に値する教育研究活動を行うよう啓蒙に努めており、問題のある教員に対しては、個々に呼び出して改善に向けた指導を行っている。

教育面については、都市情報学研究科独自の教育改善プロジェクト「社会人基礎力のスキルアップを目指した現場課題解決型教育実践プログラム」を立ち上げて実施することにより、教員の資質の向上を図っている。このプロジェクトは研究科 FD 活動として位置づけており、本学の「教育の質保証プロジェクト」に選定されることを目指している。

<17>人間学研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教育活動の評価については、各科目の受講者にインタビューを行うと共に、人間学特別演習・コミュニケーション特別演習については受講生の発表をほぼ全員の教員が聞いて討議を行うことで指導教員の指導内容と成果のチェックを行っている。研究活動については、現状では人間学研究科のみの専任教員はいないため、学部教員としての評価と一体化して行っている。各教員の研究業績・社会貢献等の全体を列挙した「人間学部年報」を毎年作成して配布し、活動評価の手段としている。また各教員は「教育研究等活動状況調査書」を毎年更新し、昇任人事等の資料の一つにしている（資料3－55）。

FD 活動については主任教授を長とする担当委員会を設け、定期的に実施している。学生に授業アンケートを実施し、その結果を研究科会議等で報告・議論し、課題を教員間で共有している。その課題をもとに今後のカリキュラムのあり方について議論を継続している。また学生が1年次に履修する人間学特別演習の成果報告会、2 年次初頭の修論中間報告会、修論提出後の修論報告会にはほぼ全教員が出席し、教育指導の成果をチェックする場になっている。また人間学研究会を年に4回実施して教員の研究発表を行い、各教員の関心や問題意識を共有するよう努めている。さらに全学で行われる FD フォーラムに各教員が参加し、教育の日常的取り組みの中からトピックを選び、共通テーマの下で、全学部・研究科の教員、事務職員、他大学の教職員が集って、全学的な教育改善の動きを共有している。

<18>総合学術研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、研究科開設当初から毎年度発行している研究科年報には、総合学術研究科教員にかかわる教育業績、学会発表一覧、講演、発表論文（原著論文）一覧、研究費受入一覧等が掲載されている（資料3－38）。これらは、研究科の全教員に配布されると共に、総合学術研究科在学生や修了生、学内の各部署、他大学・他機関関係部署に配布され、広く社会に開示されている。

教育面では、総合コア科目「総合学術特論」に教員全員が参加し、学生指導とともに教育の活性化に向けて議論している。また研究面では、春季および秋季に1度ずつ開催している「総合コアプログラム」で、教員の研究業績を紹介し、研究の活性化を図っている。

FD 活動は、教育検討部会が担っている。主な活動内容としては、学内の「大学院教育改善プロジェクト（2014 年度以降は教育の質保証プロジェクト）」への応募や、各開講科目の教育・探究内容、教育方法についての検討が挙げられる。

前者は、2012（平成 24）年度より 3 年間連続で採択され、教育の充実および質向上に向けたプロジェクトを進めている。

後者では特に、本研究科の導入科目の要である「総合学術特論」の教育の質向上に力を入れ、「大学院教育改善プロジェクト」と連動してテキストを作成した。また、開講当初からオムニバス形式で授業を続けるほか、院生のプレゼンテーション能力の向上に向け、外部講師による授業を取り入れるなどし、ブラッシュアップを目指している。

<19>大学・学校づくり研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教育活動については、各科目履修者による授業評価を実施し、大学教育開発センターの協力を得て集約と分析をし、FD 懇談会でさらに分析や考察を重ねて、その結果を授業担当者から院生にフィードバックするなどして授業改善に反映させてきた。

研究活動については、定例研究会での報告や研究科紀要への投稿を通じてピア・レビューするとともに、論文や著書についても相互に閲覧できるよう、贈呈や書架への配架などによって研究科内部に供している。

こうした内部評価に加え、関係する分野の専門家から外部評価を受けて、より透明性や客観性の高い評価を目指してきた。併せて、専門学会の理事や委員長、文部科学省の委員等を務めることで、対外的にもその質についての厳しい目に向き合っている。

さらに、毎月 1 回開催している研究科 FD 懇談会の中で、教育内容・教育方法の問題点について専任教員が相互に議論することによって、教員の資質向上を図っている。研究科の理念・目的に照らし合わせて、教育内容については、教育経営専門職としての素養を培うものとなっているかどうか、教育方法については、PBL やチームティーチングが有効に機能しているかどうかが FD 懇談会の中心的なテーマとなっている。さらに本研究科は、他の教育機関（小・中・高等学校および大学）における FD や SD の指導者として全国的に活躍している教員を擁しているので、随時これらの教員から FD の考え方や手法を得て、研究科教員の資質向上に役立てている。

<20>法務研究科

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、専任教員の継続的な教育研究活動等を評価するため、毎年度 5 月に提出される教育研究等活動状況調査書を研究科長が確認している。問題がある場合には、個別に当該教員に通知がなされことになるが、これまでのところこのような通知がなされたことはない。

FD の取り組みとしては、以下の活動を実施し、その質的向上を図っている。

①学生による授業評価の仕組みとして、前・後期の最終授業日に、全授業科目の「授業改善アンケート」を実施しており、その集計結果をグラフ化し、専任教員全員に配布するとともに、これを資料室において公開している。

②学生の要望を授業に反映させるため、前・後期の授業開始後約１ヶ月の時点で、授業内容・進め方等について「授業への要望事項」を書面（記名又は無記名）で提出させている。これを担当教員に伝え、担当教員がその要望を授業に反映するよう努めている

③教育方法の改善・向上を図るため、前・後期に各１回（年２回)、全授業を公開する授業参観を実施しており、公開授業参観記録の参観者の所見（感想・意見・提案など）と授業担当者の所感（上記の所見について）を通して、各教員が教授方法等の改善の参考としている。とりわけ双方向的・多方向的授業方法の効果的な実践に自覚的に努力することの契機としている。

④法科大学院協会や日弁連主催の研修等に、教員が参加しており、研修内容は、司法研修所や日弁連における教員研修が主である。各出張者が研究科委員会でその概要を報告し、各教員の教授方法の参考に供されている。

⑤各教員から、使用した教材、授業の実施方法（双方向授業達成度の自己評価を含む)、成績評価、所感について「授業実施報告書」を提出してもらい、学習指導の内容や方法、成績評価等について、教員間で認識を共有するようにしている。「授業実施報告書」の内容には、各教員の教授方法や成績評価の工夫も盛り込まれており、教員間の共通のノウハウとして活用されている（資料３－99)。

<21>教職センター

教員の資質の向上を図るための方策の一つとして、教員の昇格を審査する際に、教育方法の実践例、作成した教科書・教材、教育目標の達成状況、研究業績を所定の様式で報告させることにより、教育研究活動の評価を実施している。

FD 活動としては、全学で実施している学生による授業評価アンケートを全教員が実施し、それに基づいて各自授業改善に取り組んでいる。また、教職センター会議において、教職課程の開講科目のシラバスの点検を行い､教育内容の共通理解を深め､その改善に取り組んでいる。

2. 点検・評価

●基準３の充足状況

戦略プラン MS-15 の第一の戦略ドメインとして「人材の確保と育成」を設定しており、その基本目標「目的意識と行動力と社会性に優れた学生、教育職員および事務職員を確保し、育成する」が大学として求める教員像を表現したものとなっている。学部・研究科においては、それぞれの専門分野の特徴も踏まえて、この教員像を具体化しており、それに基づいて教員の採用・昇格の基準を定め、実際に適用している。

教員組織編制方針は、各学部・研究科とも、大学設置基準を満たすことはもとより、それぞれの人材養成目的を実現するための教育課程を確実に実施し得る教員組織を整備している。授業科目と担当教員の適合性については、各学部・研究科で基準・手続きを明文化し、学部長を中心とする責任体制の下で行われている。教員の教育研究活動等の評価や FD は、全学および学部・研究科単位で実施し、教育研究活動の改善に寄与している。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・FD フォーラムは、学内外の優れた事例を教員間で共有する上で効果が上がっている。たとえば 2013（平成 25）年度は、各学部の優れた実践事例をシンポジウム形式で発表し、議論を深めた（資料 3－69)。

<3>経営学部

・教員の募集・採用・昇格については、透明性と公正性を保ち、教育課程のコアをなす科目については専任教員を配置することにより、教育課程の実効性を確保することができている。

<4>経済学部

・学部 FD 委員会の設置とともに、新入生セミナー、専門ゼミナール説明会、ゼミナールレポートフェスティバル等の取り組みは、FD 活動として有機的に関連づけられ、また、学部 FD 懇談会におけるゼミナール・授業改善への取り組みもなされ、教員の質向上の取り組みは、総じて効果が上がっている。

<5>理工学部

・2005（平成 17）年度に制定した名城大学理工学部教員資格審査内規は、全教員に周知されており、これにより教員の募集・採用、昇格の基準が明確になると共に、その透明性が確保された。本根拠規程により教員の採用、昇格に関して、資格審査選考委員会での厳格な審議、資格審査教授会における厳密な説明、投票の下で、適切な審査が行われている（資料 3－8)。

<7>薬学部

・2006（平成 18）年度から薬剤師の育成を主眼とする 6 年制薬学教育がスタートした。この薬学教育変革に応じる形で、これまでの基礎研究中心であった研究組織に、医療施設で実務に当たっていた薬剤師や、医師を教員として加えることで、6 年制薬学部として充実した教育・研究体制が構築できた。一方、医療人としての薬学教育をより高度なものとするために、教員の資質向上を目指して、大学全体の FD 委員会に加えて、薬学部および薬学研究科の 2 つの FD 委員会を設置し、機能させている。

・教員は、薬学基礎分野の教育および研究に関しては「名城大学薬学部年報」に基づく教育実績、研究業績から、十分な実績を有すると評価される。また、薬学教育における主要な科目はほとんど専任の教員により実施されており、教育の質の確保がなされている。一方、実務家教員は、主に大規模病院や大学病院や厚生労働省などでの十分な勤務経験を有しており、知識・技能実績は十分と考えられる。

<9>人間学部

・必修科目「卒業研究ゼミナール」を 4 年次学生が履修するなかで卒業論文を仕上げて提出するよう求めており、そうした学部に対して求められる専任教員一人当たりの学生数（ST 比）は 40 であるが、これに近い水準を保つことができる専任教員数を確保している。このことは、教員と学生との密接なやりとりを教育の重要な契機と位置づける人間学部の教員組織の編制方針にかなっている。

・教育課程の専門教育を構成する「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野に、各科目群を担当する専任教員がほぼ均等に配置され、教員組織としては理想的な陣容である。専任教員の男女構成比（55：45）も均整がとれており、女性教員の多さは教育・研究の推進、および学生、なかでも 6 割を占める女子学生の学生生活へのアドバイスに優れた力を発

揮しており、高く評価できる。

<10>法学研究科

・特筆すべきは、『名城大学法学会選書』の刊行実績である。1995（平成 7）年に第 1 巻が刊行されて以来、2012（平成 24）年に第 10 巻が刊行されている。10 巻を超えて継続的に刊行されている研究書は、全国的にみても多くはなく、刊行された書籍が学術賞を受ける等、内容的にも高く評価されている（資料 3－100）。

<11>経営学研究科

・経営学・ものづくりコースは 18 名、会計・ファイナンスコースは 9 名と、ほぼ研究科の主要な科目に専任教員が配置され、また、年齢構成もバランスの取れた構成となっている。さらに、特任助手の任用で留学生院生の日本語能力が上がり、また修士論文作成についてのアドバイスが行われるようになって、院生サポートがより充実するようになった。

<12>経済学研究科

・この 10 年の間に、10 名の修士課程担当者と 4 名の博士後期課程担当者を採用できた（資料 3－27）。その過程で、経済のグローバル化という時代の要請に対応し、経済学研究科の教育理念・目的の具体的実現を図ってきた。この結果、アジア経済を重視し、「アジア経済論研究」「中国経済論研究」「環境経済論研究」「国際経済論研究」「農業経済論研究」などの科目を開設することができ、これらの科目担当者によって、中国、台湾、ベトナム、ネパールなどからの留学生が充実した研究指導を受けることができるようになった。

<13>理工学研究科

・大学院担当の教員が増加し、各専攻の教員組織が充実してきた。これに伴い、国内外での学会発表件数が増加したほか、学外競争的資金の獲得、科学研究費の採択件数および特許出願件数も増加している。

<14>薬学研究科

・4 年制博士課程開設の初年度に 4 名の教授を新規採用したことにより、当初予定していた教員数よりも多くの教員が参画した、より良い教育体制を構築することができ、研究の質と多様性の確保に繋がっている（資料 3－35）。

<15>都市情報学研究科

・教員組織が、修士論文（社会システム学特別研究、都市創造学特別研究）と博士論文（社会情報システム学特殊研究、人間情報システム学特殊研究、社会基盤創造学特殊研究、都市環境創造学特殊研究）作成に向けての効果的な研究指導を実施するための基盤として機能している。

<16>人間学研究科

・修士論文の発表会や主要 3 分野にまたがる科目の研究成果発表に専任の全教員が参加し、人間学研究科の人材養成目的とそれに必要な教員像の共通認識が形成されている。また、客観的な基準をもとに昇格審査を行っており、学部教育の中で実績を積み上げた学部担当の若手の教員を、研究科に順次補充し始めている。収容定員 16 名に対して、質量ともに十分な教員を配置できている（資料 3－36 p.15）。

<17>総合学術研究科

・専門分野ごとの教員数は文理のバランスがとれていると言える。学生ごとに論文指導委員会が組織され、きめ細かい適切な配慮がなされている。

<18>大学・学校づくり研究科

・個々の教員の学外貢献という点では、委員派遣や講演等の依頼件数（資料 3－101）からも伺えるように、その質の維持・向上が担保されているといえる。また近年の科研費の採択状況も好調である（資料 3－102)。さらに、学内貢献という点では、学部・研究科代表ということではなく、その専門性を乞われての委員（座長を含む）就任も少なくない（資料 3－103)。

・教員の資質向上については、FD 懇談会の開催実績や参加者数から見て組織的な取組がなされてきたといえる。また、教育フィールド調査報告会や修士論文中間報告会・発表会での質疑内容の点からも、必要かつ多様な方面で教員の資質が向上しているといえる（資料 3－104)。

<20>教職センター

・教員採用に当たっては、教科の指導法科目担当教員の配置に留意している。本学教職課程の強みである数学と理科に専任教員を 1 名ずつ置いている。これにより、教科指導力養成の充実と教員採用試験合格実績の向上を目指すことが可能となっている。2014（平成 26）年度公立学校教員採用試験では、数学で 12 件、理科で 5 件の現役合格数を見るに至っている(資料 3－105　p.11)。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・学部長会で教員組織編制に関する議論を行っているものの、年齢構成や男女構成、外国人の比率に関する明確な基準が定められていない。

・特任助手制度の教育・研究支援における効果測定ができていないため、各学部の実施状況を踏まえて検証を行い、当該制度の目的の達成度や発生している課題等を確認する必要がある。

<2>法学部

・ST 比が、学内の他の文系学部および同分野の全国平均と比較すると、依然として高い水準にある。

<3>経営学部

・教員が担当する科目や研究領域が多様化しており、採用や昇格にあたって、業績の評価基準や審査基準の継続的な見直し・改善を行っていく必要がある（資料 3－3、資料 3－15、資料 3－16)。

<4>経済学部

・専任教員の年齢構成をみると、60 歳以上の比率が高く、改善していく必要がある（資料 3－27)。高年齢層にシフトした教員組織は、短期的には、経験に裏打ちされた研究および教育上の豊かな資質を持つ教員に支えられて、質の高い教育課程の実現を保証してくれるが、長期的には改善する必要がある。

<5>理工学部

・特定の範囲の年齢に著しく偏りがあるとまでは言えないが、61 歳以上が全体の 26.5%を占めている。教員組織の活性化や教育研究の活性化を年齢構成のみで論ずることはできないが、若い教育研究者の意欲的な教育研究活動は、理工学部の教育理念を実践していくうえで、必要不可欠である。また、外国人教員は 4 名、女性教員は 11 名であり、それぞれ全体の 2.2%と 6.1%に過ぎない。理工学部の教育理念では「人間性の向上」「世界に通用」などを掲げている

が、この理念を実践するためには、総合基礎部門の専任教員担当率を高め、外国人教員および女性教員を増やす努力が必要である。

<6>農学部

・生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科の 3 学科構成になって以来、各学科 7 研究室、1 研究室 2 人体制を目標としてきたが、これまで実現できていない（資料 3－10 p.2-44、資料 3－29)。教員 1 人の研究室の存在は、学生に対する指導の面で問題があるだけでなく、卒業研究遂行時の安全確保という点でも憂慮すべき事態である。

<7>薬学部

・薬学部における ST 比は、現在 23.2 であり、薬学教育評価機構が求める ST 比 10 を達成するための専任教員数は確保できていない。また、専任教員の職階比率では、助教の割合が少ない。授業科目に基づいて教員数を評価した場合、薬学基礎分野における実績はあるものの、医療薬学系科目の担当者数は、6 年制薬学教育で求められる教育内容から考えた場合、十分とは言えず、特に臨床研究の実績を有する人材については、今後充実が必須である。一方、実務家教員には、病院関係の実績者はいるものの、保険薬局での実績を有する教員が少なく、今後の充実が求められている。

・専任教員の年齢構成について、若手教員へのシフトを図っているが、51～60 歳が 26 名（37.1%）となっており、年齢構成のバランスがよいとは言えない状況である。また、職位別にみると、准教授 25 名のうち、51～60 歳が 11 名（44%）となっていることも改善すべき大きな課題である。

<8>都市情報学部

・専任教員の年齢構成について、30 歳代が全体の 11%、40 歳代が 33%に対して、50 歳代以上が 56%を占めており、年齢構成のバランスは良い状況とは言えない。また、専任教員 27 名（特任助手除く）の職位構成については、教授 21 名、准教授 5 名、助教 1 名となっており、今後の採用人事においては、年齢層間の均衡回復や職位構成のバランスに配慮が必要である。

<9>人間学部

・専任教員の年齢構成は 21～40 歳が 9%、51～60 歳が 59%と、やや偏りがみられる。また、外国人教員ならではの教育の特色が十分具体化されているとは言い難い。

<14>薬学研究科

・社会人学生が多く、教育研究内容も多様化している。特に薬剤師の実務から派生する研究を推進できる教員の充実が必要である。

<16>人間学研究科

・人間学研究科の 3 分野で開講している主要科目は、全てに専任教員を配置できているが、修士論文の指導等を勘案すれば、分野ごとの専任教員数が、若干アンバランスになっている。特に心理分野の専任教員数は、不十分である。

<18>大学・学校づくり研究科

・定年退職者が近いうちに予定されていることから、その人的補充を計画的に進めていく必要がある。その際、層の薄い 40 歳代をターゲットにしていくことが求められる。また、専門領域からいえば、キャリア教育分野が補われることも必要である。

・FD 懇談会など多様な能力開発に取り組んできたが、毎月開催していた、外部公開を原則と

した定例研究会を見直し、非公開型の修了生を中心としたプロジェクト研究会に変えて以来、その成果を十分に公表できてこなかった点は改善すべきである。

<19>法務研究科

・実務家教員のうち、特に、裁判官・検察官の採用に際しては、退官後の採用を前提とした場合、65 歳を超えることはやむを得ないと判断しており、規定の見直しにより、元裁判官・元検察官の任用を満 70 歳まで可能とし、元裁判官の採用を実現した。しかし、研究者教員においても同様の問題があり、採用への応募において、定年年齢 65 歳が壁となり、新規採用が困難な状況にあり、課題である。

<20>教職センター

・教員の年齢構成に、やや偏りがみられる。女性教員もいない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・FD フォーラムは従来、年１回の開催であったが、求められている課題が多様化している。このことに対応するため、2014（平成 26）年度からは FD フォーラムに加えて、学内学習会を複数回開催する。

<3>経営学部

・今後も、透明性と公正性を保った教員の募集・採用・昇格を進め、理念・目的に沿った教育課程が実現できるようにする。

<4>経済学部

・学部 FD 委員会および学部 FD 懇談会の活動をさらに活発化し、課題の共有化と解決へ向けた取り組みを行う(資料 3－78)。

<5>理工学部

・理工学部として求める教員像は、2005（平成 17）年度に制定した「名城大学理工学部教員資格審査内規」から読み取れるが、これをさらに、教員公募の時に配布できるような書式で、理工学部の教育理念等を踏まえて明文化していく。

<7>薬学部

・FD 活動については、学部教育の質向上に向け、FD 委員会での取り組みをより多くの教員へ還元し、一部の教員間での取り組みに終始しないようにする必要がある。

・薬学部が今後さらなる教育・研究の発展を遂げるために、学生に対する教育・研究環境のみならず、教員にとっても有効な教育・研究環境の整備を推進していく。例えば、研究室 3 名体制を実現することにより、担当授業時間数を軽減し、研究指導時間の確保が可能となり、より専門的な講義の実施、また、より高度な研究の推進と、安全に配慮した十分な研究指導が実現できる。このためには学部組織のあり方を検討する委員会で教育体制と研究室体制のあり方について、教員・職員双方の十分な理解の下に、長期・短期の綿密な採用計画を作ることが肝要である。臨床研究へのシフトも視野に入れ、本学連携病院において、学生が卒業研究の一環として医療施設での特別臨床研修を継続的に行うことで、薬学基礎分野の研究室においても医療施設との連携が図れるような環境作りをさらに進めていく。

<9>人間学部

・人間学部の特色である少人数教育を徹底させ、ゼミナール等を通じて十分な学生への学習支援、生活指導を行うには、専任教員担当比率を上げる必要がある。このため、教員組織のさらなる充実を図る。

・専任教員が「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野にほぼ均等に配置されている点、男女構成比の均整がとれている点は、今後とも維持する。

<10>法学研究科

・研究成果としての法学会選書の刊行実績は、主に、大学の長期研究制度（在外・国内）によるものである。引き続き、研究環境の整備に努める。

<11>経営学研究科

・経営学研究科は、比較的バランスの取れた構成となっているが、これから 10 年間で定年退職を迎える教員も多い。経営学研究科は、学部教員が兼務しており、経営学部の専任教員の採用においては、資格をも考慮しながら長期的視点で採用計画を充実させていく。

<12>経済学研究科

・グローバル化という時代の要請にさらに応えるべく、2013（平成 25）年度にカリキュラム改正を行った（資料 3－106）。この改正カリキュラムに相応しい教員組織となるよう、今後とも必要な教員採用を継続すると共に、研究科長の責任の下、研究科委員会において、教員組織の適切性をたえず検討していく。

<13>理工学研究科

・今後も、新規研究プロジェクトの推進、学外競争的資金の獲得および特許出願件数の増加に努める。また、社会のグローバル化に対応するために、外国人教員の積極的な採用など教員組織の一層の強化を図る。

<14>薬学研究科

・今後も、医療薬学を中心とした新たな薬学研究への展開に向けて、教員組織の充実を進める。

<15>都市情報学研究科

・修士論文・博士論文の作成に向けての効果的な研究指導をするための基盤となっている現状の教員組織が維持できるよう、今後後も FD 活動による教員の資質向上を進める。

<16>人間学研究科

・人間学研究科に必要な教員像に関する共通認識を一定期間ごとに繰り返し再検討していく。また、人間学研究科の理念に沿った「総合的で柔軟な判断力」「多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力」「高い公共性と倫理性」といった人材育成目標の観点からも、いっそう質の高い教員組織の編制を目指す。

<17>総合学術研究科

・論文指導委員会および教育検討部会を中心に、個人個人の個性や能力にあった指導を今後も丁寧に実施していく。

<18>大学・学校づくり研究科

・各教員がそれぞれの専門性を発揮して、学外・学内の双方での貢献を深めることができるように、積極的に学内委員会等での活動を展開するとともに、学外からの招きや成果発表機会にも応じていく。

・各教員が有している知的資産（コンサルティング技法、研究方法論など）の共有をいっそう進めるため、FD 懇談会だけでなく、公開型の研究会等を企画・実施していく。
<20>教職センター
・現状において指導法科目担当の専任教員が置かれていない教科について指導法科目担当者を採用して、一層の教科指導力養成の充実を図る。

②改善すべき事項
<1>大学全体
・各学部・研究科が、それぞれの教育課程に相応しい教員組織整備をさらに進めるため、女性教員や外国人教員の採用を含め、教育課程との整合性や社会的ニーズに考慮しつつ、長期的視点を持って教員採用を進めていく。
・特任助手制度の有効性を検証するために、各学部および特任助手本人に 2013（平成 25）年度の活動報告書を作成させ、課題・意見等を集約している。今後、各学部の報告書に基づいて学部長や特任助手に対するヒアリングを実施の上、学部長会において次年度以降の特任助手制度の適切な運用方法について検討する（資料 3－107）。
<2>法学部
・ST 比を改善すべく、2016（平成 28）年度に学部を改組しして入学定員を 130 名削減する。
<3>経営学部
・教員個々人の教育研究活動に対する評価だけでなく、教員の集団的な教育研究活動も十分考慮しながら評価していく。
<4>経済学部
・長期的視点から、教員組織の年齢構成を適切なものにしていく。
<5>理工学部
・総合基礎部門の専任教員担当率を高め、外国人教員および女性教員を増やすために、理工学部として教員組織の編制方針を明確にすると共に、具体的な目標を定める。
<6>農学部
・卒業研究指導の充実と、卒業研究遂行時の安全確保という観点から、各学科教員 14 人（7 研究室、1 研究室 2 人）を目標として、教員増員を進めていく。
<7>薬学部
・専任教員の増員を進める。また、実務経験を有する教員においては実務家教員としての継続的な技能や知識向上のために定期的な臨床現場での研修が望まれる。このため連携病院の応援を得ながら、研修体制の構築を議論していく。しかし、実務家教員の研修期間中でも、有効な学生指導が実施できることが不可欠であり、この点からも、専任教員の確保が必要となる。
・専任教員の年齢構成及び男女比のアンバランスについては、今後、将来的な視点に立って、均衡のとれた年齢構成・男女比に是正することを念頭に人事計画を進めていく。
<8>都市情報学部
・今後の教員人事にあたっては、都市情報学部教員の年齢・職位構成バランスを考慮して、30 歳前後の助教を採用する必要がある。
<9>人間学部

・年齢構成の偏りを是正するため、30 歳代の教員の採用に努める。外国人教員の増員も視野に入れる。

<14>薬学研究科

・実務的な医療薬学研究を推進できる能力・資質を有した教員の充実を図る。

<16>人間学研究科

・教員の募集・採用では、公募を原則とし、研究科の将来像をふまえ、各分野のバランスや年齢構成を考慮した計画を策定し、実施する。

<18>大学・学校づくり研究科

・今後の人的補充については、学内でのコンセンサスを高めながら、必要な補充が果たせるよう研究科の存在価値を明確にするとともに、定員充足に向けて募集活動を積極的に展開していく。

・FD 懇談会等の活動内容を公開していくために、大学・学校づくり研究科紀要である『大学・学校づくり研究』にコーナーを設けて活字化する。

<19>法務研究科

・研究者教員においても、必要に応じて例外的に定年年齢の引き上げ延長を認めること等によって柔軟な採用が可能となるような、規定の見直しが必要と考えている。

<20>教職センター

・今後の教員採用の際に、年齢バランスおよび男女比に留意していく。

4. 根拠資料

3-1　名城大学ウェブサイト「MS-15（2014 年度～）戦略プラン」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/pdf/ms15_09.pdf

3-2　教員資格審査規程

3-3　大学院教員資格審査規程

3-4　2014（平成 26）年度教学執行部体制（2014（平成 26）年 4 月 8 日第 1 回教学執行部会資料）

3-5　名城大学経営学部教授会規程

3-6　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経済学部）　（既出 1-7）

3-7　名城大学経済学部教員資格内規

3-8　名城大学理工学部教員資格審査内規

3-9　2014（平成 26）年度理工学部各種委員等一覧表

3-10　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（農学部）　（既出 1-11）

3-11　農学部の採用・昇格基準内規

3-12　2015（平成 27）年度以降の教員組織編成に関わる各学部等の考え方（農学部）

3-13　2014（平成 26）年度農学部・農学研究科内各種委員会委員一覧表

3-14　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧　（既出 1-16）

3-15　名城大学大学院学則　（既出 1-3）

3-16　大学院経営学研究科大学院担当資格基準（2005（平成 17）年 10 月 27 日経営学研究科委員会改正）

3-17　名城大学大学院理工学研究科教員資格審査内規
3-18　2014（平成 26）年度大学院理工学研究科運営体制一覧表
3-19　名城大学大学院都市情報学研究科委員会規程
3-20　名城大学大学院総合学術研究科教員資格審査内規
3-21　名城大学大学・学校づくり研究科教員資格審査基準
3-22　専任教員の担当授業時間数に関する内規
3-23　契約教育要項
3-24　法学部教員年齢構成（2014（平成 26）年 5 月 1 日）
3-25　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経営学部）　（既出 1-6）
3-26　2014（平成 26）年度経済学部教員名簿
3-27　教員組織一覧（年齢）
3-28　2014（平成 26）年度理工学部専門科目における専任比率について
3-29　2013 名城大学農学部パンフレット
3-30　専任教員の年齢構成
3-31　名城大学ウェブサイト「学部専任教員数一覧表」
URL：https://www.meijo-u.ac.jp/about/data/teacher/number.html
3-32　名城大学ウェブサイト「収容定員充足率一覧表」
URL：https://www.meijo-u.ac.jp/about/data/student/students/faculties.html#content02
3-33　薬学部教員年齢別表
3-34　名城大学大学院薬学研究科設置に係る設置計画履行状況報告書
3-35　4 年制大学院薬学研究科薬学専攻科目別担当者一覧表
3-36　2014（平成 26）年度授業計画書（大学院）
3-37　人間学研究科教員資格一覧
3-38　名城大学ウェブサイト「大学院総合学術研究科 教員一覧」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_env_human/educator.html
3-39　教職センター教員一覧表
3-40　2014（平成 26）年 5 月 16 日第 3 回定例学部長会議事メモ
3-41　センター教員資格審査要項
3-42　学部・研究科等の新設に係る教員採用手続内規
3-43　学校法人名城大学職員規則
3-44　大学非常勤講師要項
3-45　名城大学法学部専任教員の人事に関する会議の議事の取扱について（新）
3-46　名城大学経営学部教員資格内規
3-47　経営学部教員の人事に関する申し合わせ
3-48　名城大学経済学部教授会規程
3-49　採用人事の組織及び手続き
3-50　専任教員昇任の組織及び手続き
3-51　経済学部教員の昇任人事に関する申し合わせ
3-52　都市情報学部教員の任用および昇任に関する申し合わせ

3-53　名城大学都市情報学部ウェブサイト URL：http://www.urban.meijo-u.ac.jp/homepage/
3-54　人間学部教員の人事に関する申し合わせ
3-55　人間学部専任教員昇格基準
3-56　教員資格審査制度
3-57　大学院経済学研究科担当資格基準
3-58　大学院薬学研究科教員資格審査の申し合わせ事項
3-59　名城大学大学院都市情報学研究科教員資格審査に関する内規
3-60　人間学研究科（修士課程）教員資格審査内規
3-61　大学院法務研究科専任教員資格基準要項
3-62　大学院法務研究科専任教員資格審査の申し合わせ
3-63　教職センター教員任用に関する内規
3-64　教職センター所属教員の資格審査等の取扱い
3-65　教職センター専任教員昇任審査基準に関する内規
3-66　教育功労賞要項
3-67　FD 委員会要項
3-68　2013（平成 25）年度授業改善アンケート調査結果報告書
3-69　2013（平成 25）年度名城大学 FD 活動報告書
3-70　名城論叢 14 巻第 4 号（2014（平成 26）年 3 月）
3-71　名城大学経済学部新入生セミナー冊子（2014（平成 26）年度新入生用）　（既出 1-38）
3-72　名城大学経済学部デイハイク 2014 冊子
3-73　2014（平成 26）年度名城大学経済学部専門ゼミナール要項
3-74　経済学部第 12 回ゼミナールレポートフェスティバル　報告要旨集
3-75　名城大学経済・経営学会会報 No.53
3-76　名城大学経済学部 10 周年記念誌「天白より世界へ」
3-77　2012（平成 24）年度授業改善アンケート調査結果報告書　（既出 1-86）
3-78　学部・研究科主体の FD 取組を推進する組織【経済学部】
3-79　教員の教育貢献の評価に関する申し合わせ
3-80　教員の教育貢献表彰に関する申し合わせ
3-81　2013（平成 25）年度名城大学理工学部研究報告
3-82　論文掲載料等補助に関する要項
3-83　国外の学会旅費補助内規
3-84　第 15 回 FD フォーラム
3-85　2013（平成 25）年度理工学教育推進フォーラム
3-86　名誉教授規程
3-87　名誉教授の推薦基準等に関する申し合わせ
3-88　農学部における名誉教授の推薦に関する内規
3-89　2013（平成 25）年度第 10 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会資料 8
　　「第 15 回 FD フォーラム企画（案）おける依頼内容」
3-90　2013（平成 25）年度第 1 回薬学部 FD 委員会議事要旨

3-91　名城大学薬学部年報（平成 24 年度）
3-92　法学研究科修士課程部会 FD 部会議事要旨
（平成 25 年 2 月 26 日、平成 26 年 2 月 26 日、平成 26 年 7 月 24 日）
3-93　2014（平成 26）年度大学院経済学研究科新入生オリエンテーションスケジュール
3-94　2014（平成 26）年度研究発表会実施要領（大学院経済学研究科）
3-95　学部・研究科主体の FD 取組を推進する組織（経済学研究科）
3-96　農学特別演習（必修科目）の準備と進行等について
3-97　2013（平成 25）年度第 4 回大学院薬学研究科 FD 委員会議事要旨
3-98　学部の窓 No.5～No.18
3-99　授業実施報告書（様式）
3-100　名城法学の刊行に関する規程
3-101　2014（平成 26）年度大学・学校づくり研究科委員派遣等実績一覧（委員委嘱）
3-102　大学・学校づくり研究科「2012（平成 24）年度科学研究費補助金採択者一覧」
3-103　平成 26 年度　大学・学校づくり研究科運営にかかわる専任教員の役割
3-104　大学・学校づくり研究（研究科紀要第 1 号～第 6 号）
3-105　名城大学教職センター年報 2013　（既出 1-25）
3-106　2012（平成 24）年 12 月 7 日第 15 回定例大学協議会議事要旨
3-107　2014（平成 26）年 5 月 30 日第 4 回定例学部長会議事メモ
3-108　専任教員の教育・研究業績
3-109　学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等（理工学部・理工学研究科）
3-110　学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等（農学部）
3-111　学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等（薬学部・薬学研究科）
3-112　学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等（都市情報学部）
3-113　学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等（人間学部・人間学研究科）
3-114　大学院研究科委員会規程等（総合学術研究科）
3-115　大学院研究科委員会規程等（大学・学校づくり研究科）
3-116　大学院研究科委員会規程等（法務研究科）
3-117　教員人事関係規程等（法学研究科）
3-118　教員人事関係規程等（薬学部・薬学研究科）
3-119　教員人事関係規程等（都市情報学部・都市情報学研究科）
3-120　教員人事関係規程等（法務研究科）

４．教育内容・方法・成果（１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1．現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>大学全体

名城大学では、名城大学学則および名城大学大学院学則に定める「人材の養成に関する目的」に基づき、各学部・研究科ごとに卒業時に修得しておくべき学習成果や卒業要件等を明確にした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明示している（資料 4－1 第 3 条の 2、資料 4－2 第 4 条の 2)。

なお､本学は薬学部薬学科を除く全ての学科について､教職課程としての認定を受けている。このため名城大学全体としての教員養成の理念・構想を定め、それと各学科の設置理念・専門性を踏まえた各学科の教員養成に対する理念・構想を定めている（資料 4－3)。

<2>法学部

法学部は、教育理念（資料 4－4 p.2-15）および人材養成目的（資料 4－4 p.2-5）に基づき、学位授与方針として、①法学部に 4 年間以上在籍すること、②法学部が定める 124 単位以上を修得すること、③法に関する基本的な知識と思考力を身に付けることを学位授与方針として明示している。この「法に関する基本的な知識と思考力」（資料 4－4 p.2-5）とは、

①法律の条文と調べ方に関する知識

②個々の条文の背景にある制度および原理原則に対する理解

③法の解釈と適用を行う思考力

④社会と人間に対する原理的考察力

を意味する。この基本方針の下、法学科では、「いかなる社会・組織にあっても、その構造を理解し、構成員として多様な役割を果たすことのできる人材の養成」を目的とし（資料 4－5)、応用実務法学科では、「特定の社会・組織に加わり、要求される専門的な役割を果たすことのできる人材の養成」を目的としている（資料 4－6)。

<3>経営学部

経営学科の教育目標は、経営学の基本的な理論や手法を教授すると同時に、企業経営のグローバル化・情報化の進展に対応した現代的・総合的な人材の育成を目指すことである。

また、国際経営学科の教育目標は、基礎的学力の充実を前提とし、なおかつ外国語プログラムを提供しながら、あわせて情報処理技術による企業活動への積極的寄与を図るとともに、諸外国との距離を飛躍的に身近にしつつ､世界的規模を展望する人材の育成を目指すことである。

経営学部では、この教育目標に基づき学位授与方針を、以下のとおり定め、学生便覧に明示している（資料 4－7)。

経営学部に 4 年以上在学し、定められた卒業に必要な 124 単位以上を修得して次の能力やスキルを身につけた学生に対して学士（経営学）の学位を授与する。

①社会の諸問題に対して経営者的な視点から問題を把握し対処する能力

②刻々と変化する会計とキャッシュフローに対応できる能力

③マーケティング分野の今を多角的にとらえ、実社会に即応できる能力

④国際的な経済・経営活動に欠かせない高度な専門知識や語学力、情報処理能力
⑤企業経営や情報に関する多彩で実践的なスキル

<4>経済学部

経済学部の教育目標は、経済をとおして社会を見つめる自立的人間を育成することである。経済学および関連諸学の教育・研究をとおして、人間社会の諸問題を経済的側面からとらえるとともに、さまざまな学説の理解の上に立って、自らの力で状況判断し、自分や社会にとってベストとなる選択ができるような人材を育てることを目標としている。

教育目標を踏まえ、人材養成目的を実現するため、独自の教育課程を設け、教育目標の達成に努力している。教育目的・理念および学位授与方針は、『学生便覧(経済学部)』(資料 4－8 p.2-5)に明示されている。

学位授与方針は、経済学部に 4 年以上在学し、所定の 124 単位を修得し、下記の能力と豊かな人間性を身につけた学生に学士（経済学）の学位を授与する、と定めている。

①幅広い教養、語学力、経済学に関する専門学識を習得していること
②経済学をもちいて経済・社会の変化を分析し、そのあり方を構想できる能力を習得していること
③環境・地域・福祉・文化などの視点から現代社会の変化を読み解き、新しい社会を切り開く能力を習得していること

<5>理工学部

教育理念・人材養成目的および教育目標に基づき、次のような学位授与方針を明示している。

理工学部において 4 年以上在学し、理工学部の教育理念に従って各学科が定める 124 単位以上を習得し、

①科学技術者である前に相互に信頼しあえる一人の人間として、人間性の向上を絶えず志向し、人類の福祉と世界の平和に貢献できる
②科学技術創造立国を支える、基礎学力を備えた世界に通用する専門知識とその応用力を持った
③グローバルな観点から、自然との共生を常に意識し、科学技術者としての社会的責任を自覚した、社会から信頼される学生に対して 学士の学位を与えることとしている（資料 4－9）。

学位授与方針に沿った教育を実践するために専門教育だけではなく、幅の広い理工学基礎教育、教養教育、語学教育、倫理教育を実施しており、学習成果の得られた学生に学位を与えている。教育目標は基準 1 で挙げたように教育理念のもとに設定しているため、学位授与方針と整合性をもつ（資料 4－10、資料 4－11）。

<6>農学部

学位授与方針は『学生便覧』に明示している（資料 4－12 p.2-4）。すなわち、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、農学部において 4 年間以上在学し、所定の 124 単位以上を修得し、

①幅広い教養、語学力、コミュニケーション力、プレゼンテーション力、生き物・自然に対す

る敬愛の念、倫理観および豊かな人間性
②幅広い専門的学識と基本的な解析技術
③生命・食料・環境・自然分野における問題解決力と課題探求能力
を身につけた学生に対して、学士（農学）の学位を授与する。すなわち学位を授与される者は、教育目標に示す生命・食料・環境・自然に対する幅広い専門知識を修得し、それを基に洞察力、想像力、実践力を備え社会に貢献できる人材となりうる。このように、学位授与方針は、教育目標と整合して設定されている（資料 4－12 p.2-5）。

<7>薬学部

薬学部は、「薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもつ人材を養成し、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材の養成」という人材養成方針、教育目標に則り、以下の学位授与方針を定め、学生便覧（資料 4－13 p.2-3）、薬学部ウェブサイト（資料 4－14）、学部パンフレット（資料 4－15）等に掲載している。

薬学部において、6 年以上在学し、薬学部が定める 196 単位以上を修得し、
①高度な専門知識と臨床技能を有する薬剤師として患者中心の医療を実践するため、「くすりの専門家」として医療の質の向上に貢献できる
②薬剤師として幅広い薬学の知識と技能に加え、特定の分野に深い専門性を磨くことのできる
③医療人として論理的思考力と科学的視点を有し、薬学および生命科学研究を推進できる
④医療人として探求心と創造力を有し、薬剤師の新しい職能の開拓・発展に貢献できる
学生に対して、学士（薬学）の学位を授与する。

<8>都市情報学部

都市情報学部は、「新しい都市創造」を目指し、経済学、行政学、地域学および環境学を総合した広範な教養をもとに、今後の都市問題の解明に必要な高度な分析手法の開発に欠くことのできない情報処理を加えて、専門教育を 4 年間一貫して効率よく行うことを教育目標としている。

これらの目標に基づき、大学ウェブサイトにおける学部紹介、『学生便覧』などに、次のような学位授与方針を明示している（資料 4－16、資料 4－17）。

都市情報学部に 4 年以上在学し、都市情報学部が定める 124 単位以上を修得し、①アナライジング（情報を収集・整理・分析すること）、②プランニング（計画を立案設計すること）、③プレゼンテーション（成果を発表すること）に関する基礎的な能力を身につけ、まちづくりや組織経営に関するさまざまな課題に取り組むことができる学生に対して、学士（都市情報学）の学位を授与する。

<9>人間学部

学則第 3 条の 2 に「人間学部は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする」と明記している。これを受けて、人間学部の『学生便覧』（資料 4－18　p.2－5、p.2－6）において、教育目的、教育理念、人材養成目的の順に明示し、こ

れらを学生ガイダンスの際に共有している。そのなかで、学位授与方針（卒業時に修得しておくべき学習成果）として、①現代の人間をめぐる諸問題に取り組む知識と意欲をもつ、②さまざまな人と協調してコミュニケーションがとれる、③人間と社会のありようを学際的総合的に考察できる、④日本文化と多様な文化を理解している、⑤語学力を生かして国内外で積極的に行動できる、⑥人間の心のあり方とその成長の道すじを理解している、の 6 つの能力を総体として発揮できる学生に対して学士の学位を授与すると具体的に示している。また、人材養成目的と学位授与方針については、学部のウェブサイトにも明示している（資料 4－19）。

学則にある人間学部の人材養成目的「人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養」「豊かな人間性」「国際的舞台で活躍できるコミュニケーション能力と行動力」の各々は、学位授与方針の 6 つの能力によって発現できるので、その関係は一貫性が考慮されており、整合的であるといえる。

<10>法学研究科

本学における立学の精神を前提とし、法学研究科においては、「激動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする」と定め、それに基づき、学位授与方針を次のように掲げている（資料 4－20）。

修士課程の学位授与方針は、①2 年以上在籍すること、②所定の 30 単位以上を修得すること、③所定の修士論文の審査に合格すること、を修了に必要な最低条件としており、さらに次のような基本的能力を身につけることを求めている。すなわち、

a. 法学研究者としての基本的能力、または
b. 準法曹としての基本的能力、
c. 高度職業人としての基本的能力

である。

博士後期課程においては、①3 年以上在学すること、②専修科目について研究指導を受けること、③所定の博士論文の審査に合格すること、を修了に必要な最低要件としており、併せて、次のような能力を身につけることを求めている。すなわち、

a. 法学の深奥に自ら踏み込む研究者としての能力、または
b. 法学に対する深い洞察を生かせる実務家としての能力

である。

<11>経営学研究科

経営学研究科は、21 世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追求し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材および高度専門職人材の養成を目標としている。この教育目標に基づき学位授与方針が明示されている。

修士課程は、研究科に 2 年以上在学し、所定の 32 単位以上を修得した上で修士論文の審査に合格し、次の素養や能力を身につけた学生に対して修士（経営学）の学位を授与している。

①経営学研究者となるのに必要な基礎的素養
②企業の現場で発生する実践的課題を解決する能力
③経営システムを設計・改善する能力

博士後期課程は、研究科に 3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受け所定の博士論文の審査に合格し、経営学の特定の分野においてオリジナリティのある研究成果を生み出す能力を身につけた学生に対して博士（経営学）の学位を授与している（資料 4－20)。

<12>経済学研究科

修士課程設立の主旨は、複雑極まりない経済システムの中で展開する諸現象を、根底的なレベルから理解し、全体像を把握し、解決をはかるための知識を獲得することである。そこで、「経済理論・経済史」「経済政策」「現代産業構造」を 3 本の柱とする教育、研究、およびそれらをまたぐ領域の研究教育体制をとり、広範な分野で高度な専門性と深い洞察力、幅広い見識を持ち、社会に貢献できる人材の育成を教育目標としている。

こうした修士課程の教育目標を踏まえて、研究科に 2 年以上在学し、修了に必要な所定の 32 単位以上を修得した上で修士論文の審査に合格し、次の素養や能力を身につけた学生に対して修士(経済学)の学位を授与する方針を定めている（資料 4－21 p.19～21)。

①経済学に関する専門知識を身につけ、それを経済社会に適用する方法を習得している
②専門領域における独創性を大切にし、課題解決力を習得している
③人々に自らの研究成果をアピールできるプレゼンテーション能力と、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力を習得している

他方、博士後期課程では、経済学分野の新境地を切り開く高度な知識を持つ研究者の養成を目指している。

こうした博士後期課程の教育目標を踏まえて、研究科に 3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受け所定の博士論文の審査に合格し、次のことが証明された者に対して博士（経済学）の学位を授与する方針を定めている（資料 4－21 p.19～21)。

①経済学に対する情熱と高度な専門的学識と深い洞察力を有し、研究者としての独創力が認められるもの
②豊かな創造力と実践力を備え、自立した専門家・研究者となる能力を有しているもの

<13>理工学研究科

理工学研究科は、教育理念および人材養成目的に基づき、学位授与方針を次のように定めている。理工学研究科修士（博士前期）課程において、2 年以上在学し、修了に必要な 30 単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格した学生、または理工学研究科博士（博士後期）課程において、3 年以上在学し、所定の博士論文の審査に合格した学生で、

①科学技術に対する社会の要請に対応できる、質の高い技術者・研究者である
②社会のさまざまな分野で、その専門能力を発揮し、問題解決と課題発掘をはかることができる高度な知的・専門的力量を有する
③狭い専門性にとらわれず、幅広い視野と国際性豊かな人間性を有する
④個々の研究成果に対して、バランスの取れた総合的な視野で判断できる
⑤高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かで起業家精神に富んだ

と認められる者に対して、修士または博士の学位が授与される（資料 4－20、資料 4－22)。学位授与方針は教育理念と整合性をもたせるため、理念を含んだ形式で設定されている。学位授

与方針に沿った教育を実践するために、先端技術を視野に入れた講義、教員の個別指導、学会（国際会議）での発表、語学教育、最先端の科学技術の紹介を行っており、学習成果の得られた学生に学位を与えている。

<14>農学研究科

農学研究科は教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、人材養成目的その他教育研究上の目的を定め、それに基づき、修士課程および博士後期課程それぞれに学位授与方針を定め明示している。以下に両課程の学位授与方針を示す（資料 4－20 p.123、資料 4－23 p.55）。

（修士課程）

修士課程に 2 年以上在学し、所定の 30 単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、

①生命現象のしくみ、生物の利用と生産、環境保全、食料問題等についての高度な専門知識と研究手法を修得している、

②専門領域において独創性を大切にし、技術革新の推進や社会の持続的発展に寄与するための施策を提起することを自らの使命と考える、

③専門あるいは関連領域の研究者に自らの研究成果をアピールできるとともに、相互理解を深めるためのプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を修得している、

学生に対して、修士（農学）の学位を授与する。

（博士後期課程）

博士後期課程に 3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて所定の 12 単位を修得した上で、所定の博士論文の審査に合格し、

①修士課程等で修得した知識と研究手法の上に、専門領域についてさらに深い学識と高度な分析能力を備えるとともに、それらを活かして独創的な課題を設定でき、自らそれを解明・展開でき、さらに、その成果を学術論文にする能力を持つ、

②生命や社会への深い理解に根差した高い倫理性と実践力を身につけている、

③人と自然の調和ある共存を踏まえ、生命・食料・環境領域を通じて日本そして世界の繁栄に貢献できる、

学生に対して、博士（農学）の学位を授与する。

以上のように、両課程とも農学研究科の教育目標を具現化するために、具体的な内容を学位授与方針として定めている。

<15>薬学研究科

学位授与方針としては、人材養成目的に基づいて、学位授与方針を以下のように定めている（資料 4－20 p.133）。

薬学研究科博士課程において、4 年以上在学し、所定の 30 単位以上を修得した上で、所定の博士論文の審査に合格し、

①薬剤師として、高度な専門性と技術・指導力を備え、新しい職能開拓・発展に指導的に貢献できる

②医療に携わる研究者・薬剤師として、独創的で創造的な臨床研究により医療の発展に貢献で

きる
③薬学研究者として、人類の健康維持・増進のために薬学領域における学術の高度化に貢献できる
能力を身につけた学生に対して、博士（薬学）の学位を授与するとしている。

これら人材養成目的、学位授与方針は、受験生に対しては大学院入学試験要項（資料 4－23 p.68～73）、大学構成員に対しては大学院研究科便覧（資料 4－20）、社会に対しては研究科ウェブサイト（資料 4－24）に掲載し周知している。また、入学者に対するオリエンテーションにおいても、この目的・方針を再確認するとともに、それぞれの授業、研究指導においても、この人材養成目的、学位授与方針に沿って大学院教育が実施されるよう、FD 活動等を通して周知している。

<16>都市情報学研究科

都市情報学研究科は、持続的可能な地域社会や情報化社会のあり方、都市のさまざまな問題点を研究対象とする学問領域の単なる寄せ集めではなく、情報処理という分析手法を用い多面的な正当性が裏付けられる「都市情報学」の学問体系を文理融合して確立するとともに、国内は勿論のこと、世界に向かって情報を発信できる都市に関する学術情報拠点を形成し、「まちづくり」あるいは「地域づくり」の専門家を育成することを目標としている。この教育目標を踏まえて、博士前期課程、博士後期課程それぞれの学位授与方針を次の通り定めている。

博士前期課程の学位授与方針は、所定の単位（10 科目、20 単位以上）の修得と、2 年以上の特別研究の履修を経て、学位規定に基づく学位論文審査に合格し特別研究（1 科目、10 単位）を修得した上で、①アナライジング（情報を収集・整理・分析すること）、②プラニング（計画を立案・設計すること）、③プレゼンテーション（成果を発表すること）に関する高度な能力を身に付け、新たしい時代の理想的な都市社会を創造するためのアイデアを提案することができる学生に対して、修士（都市情報学）の学位を授与することである（資料 4－25）。

博士後期課程の学位授与方針は、3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて、所定の博士論文の審査に合格し、①先駆的アナライジング、②独創的なプラニング、③魅力的なプレゼンテーションに関する高度な能力を身に付け、学術的に優れたアイデアを提案することができる学生に対して、博士（都市情報学）の学位を授与するとしている（資料 4－25）。

<17>人間学研究科

人間学研究科では、人間に関するテーマを探究・展開できる研究能力と、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を教育目標とし、これに基づく学位授与方針として、次の 7 点を柱として、高度な研究能力と社会における実践力を総体として身につけた学生に、修士（人間学）の学位を授与している（資料 4－20　p.147）。

①現代の人間をめぐる諸問題について、その本質と解決の方策を考察できる深い知識を持つ。
②さまざまな人と協調してコミュニケーションをとり、自分の主張を伝えられる。
③人間と社会のありようを学際的総合的に、しかも論理的に深く考察できる。
④公共性と倫理のあり方を考察し、高い見識を持つ。

⑤日本文化と多様な文化への深い理解を背景にして、人と人との交流を支援できる。
⑥高い語学力を生かして国内外で就業できる力量を持つ。
⑦人間の心のあり方とその成長の道すじを深く理解し、教育のあるべき姿を提言できる。

<18>総合学術研究科

総合学術研究科では、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じ、高度専門職業人と優れた研究者を養成するという人材養成目的に基づき、博士前期課程および博士後期課程における学位授与方針を設定し、課程修了にあたって修得しておくべき修了要件等を明確に示している（資料 4－20 p.155～p.162）。

博士前期課程においては、原則として 2 年以上在学し所定の 30 単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、①自然・環境科学分野では、化学・生物・環境関連の研究、②人間科学分野では、心理学・生命科学関連の研究を通して、それぞれの専門分野の研究方法を身に付けるとともに、自然と人間の共生に関わる諸課題を深く考察できる能力を身に付けた学生に対して、修士（学術）の学位を授与している。

博士後期課程においては、原則として 3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて、所定の博士論文の審査および最終試験に合格し、①自然・環境科学分野では、物質・生物・環境領域の高度な専門的研究、②人間科学分野では、心理・生命科学領域の高度な専門的研究を通して、自然と人間の共生に関わる諸問題を深く考察し、問題を発見してその解決に向けた創造的な研究活動を自立して遂行できる能力を身につけた学生に対して、博士（学術）の学位を授与している。

自然・環境科学および人間科学の 2 つの分野で自然と人間の共生に関わる諸課題を深く考察できる能力を身に付けた学生に学位を授与することで、目的とする人材の養成を図っており、人材養成目的と学位授与方針は整合性をもっている。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の教育目標は、①事例を題材にチームで課題を分析・解決する力を培う、②学修・研究活動に必要な資料収集と分析のスキルを確保し向上を図る、③特定のテーマを設定してフィールドワークを通して報告・発表する力を培う、であり、研究科ウェブサイトに明示している（資料 4－26）。

この目標を達成することにより、「教育」と「経営」の双方を理解できる人材を育成し、教育機関に携わる全ての者に求められる高い職業意識の醸成を図ることにしている。また、授業科目ごとに具体的な到達目標を定め、シラバスに明示している（資料 4－27）。

学位授与方針は、教育目標に基づき、かつ、研究科の理念・目的を踏まえて、必要単位を修得し、①教育経営専門職としての戦略思考法、②大学・学校における問題解決法、③大学・学校を持続的に革新する能力を身につけて、出口スタンダードとしての修士論文を提出し、審査に合格した学生に修士（教育経営）を授与すると定めている。この学位授与方針は、大学ウェブサイト（資料 4－28）、『大学院研究科便覧』（資料 4－20）、『大学院ガイド』（資料 4－21）、『大学院入学試験要項』（資料 4－23 p.81～82）などに明示している。

大学・学校づくり研究科の修了生が修得するべき学習成果（能力）は、学位授与方針に示さ

れた「教育経営専門職としての戦略思考法」「大学・学校における問題解決法」「大学・学校を持続的に革新する能力」の 3 点であり、修了後には、これらの能力を大学・学校の現場で発揮することが期待されている。

<20>法務研究科

省略

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

<1>大学全体

全学部・研究科において、それぞれの教育理念・目標や人材養成目的を明確化し、これらを基本にして、学位授与方針を策定している。教育理念・目標や人材養成目的は学生便覧や大学院便覧に記載して学生に周知している他、人材養成目的については名城大学学則、名城大学大学院学則にも規定している（資料 4－1 第 3 条の 2、資料 4－2 第 4 条の 2)。

また、学位授与方針を具現化すべく教育課程編成方針を定め、これをそれぞれの学部・研究科の教育課程に反映している。教育課程については、各授業科目の単位数、履修方法を学則別表第 2 に定め、『学生便覧』や『大学院研究科便覧』および本学ウェブサイトで明示している。

教育課程の中でも、特に教養教育については「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」を策定している。実際の教育課程については、各学部・研究科から発案されたものを、学務センター委員会と学部長会で検討し、大学協議会で審議・承認している（資料 4－29)。

教員養成については、教育職員免許法、同法施行規則、教職課程認定基準、博物館法施行規則等に基づき、教職課程を置く学部が開設する科目（教科に関する科目）と合わせて教員免許状および学芸員資格を取得できるよう教育課程を編成している。

科目区分、必修・選択の別、単位数については、学士課程は学科別に、修士課程・博士課程は専攻別に編成し、具体的な各学部学科・研究科の教育課程を、各学部・研究科の『学生便覧』『大学院研究科便覧』に掲載する中で、科目区分、必修・選択の別、単位数、配当年次および卒業・修了要件とあわせて明示している。

また、学士課程では、教育課程全体における授業科目の位置づけや履修順序を明確にしたカリキュラムの履修系統図（薬学部は履修モデル）を全学部・学科で策定し、『学生便覧』や本学ウェブサイト（資料 4－30）で公表している。

<2>法学部

法学部では、教育理念および人材養成目的を前提に、次のような教育課程編成方針を定めている（資料 4－4 p.2-5)。

①法に関する基本的な知識と思考力を身につけさせるべく、基本科目（いわゆる六法科目）を充実させるとともに、少人数の演習科目をしかるべく配置すること

②社会の多元化および学生の多様で専門化した関心に応えるべく、多様な展開的科目（いわゆる六法科目以外の科目であって、基礎法、政治学などをも含む）をできる限り柔軟に配置すること

このような方針に基づいて、次のように教育課程を編成している。両学科とも、総合基礎部門科目（卒業要件 38 単位以上、うち基礎教育科目 20 単位以上、外国語科目 12 単位以上、体育科目 2 単位以上をそれぞれ必修）の学修を前提としている。その上で、各学科では「カリキュラムの特徴」という表現により、教育課程の編成・実施方針を明示している。

法学科では、法律学学修のコアとなる導入科目・基幹科目（選択必修 20 単位以上）を修得した上で、それぞれの学問的関心や、進路選択に合わせて、展開科目から自由に選択履修することができるようにしている（全 66 単位）。また、法律学の学修の基礎を学ぶためのリーガル・リサーチ（2 単位、自由選択）、少人数の演習科目である専門演習・卒業研究演習（各 4 単位、自由選択）を配置している。このような科目を履修させることにより、法学科は、幅広い法学・政治学分野に対応しうる「法ジェネラリスト」の養成という目的を実現しようとしている（資料 4－4 p.2-15、p.2-26～2-27）。

応用実務法学科では、法律学・政治学の導入科目・基幹科目を基盤に、少人数制による演習科目や外国語の能力を活かしつつ、専門性・実践性を身につけるための専門科目を充実し、学生が各科目群の中から、それぞれの目指す進路や学問的関心に合わせて、自由に科目を選択履修することができるようにしている（卒業要件 86 単位以上）。演習科目として、基礎演習・応用演習（各 2 単位、自由選択）、専門演習・卒業研究演習（各 4 単位、自由選択）を配置し、少人数教育を充実させている。このような科目を履修させることにより、応用実務法学科は、少人数教育による専門性・実践性・国際性を持った「法スペシャリスト」の養成という目的を実現しようとしている（資料 4－4 p.2-15、p.2-19～2-30）。

<3>経営学部

経営学部では、教育目標に基づき教育課程編成方針を次のとおり明示している（資料 4－7 p.2-5, 2-9～2-31）。

経営学部の教育課程は、次の点を中心に編成する。

①1 年生から 4 年生までゼミナール教育を配置した少人数教育（1 年次の基礎ゼミ、2・3 年次の専門ゼミ、4 年次の卒論ゼミ）

②専門性を体系的に深めるコース制（マネジメントコース、会計・ファイナンスコース、流通・マーケティングコース、国際経営コース）

③実社会との接点を重視する科目の設置（国際フィールドワーク、起業講座など）

経営学部は、経営学科と国際経営学科の 2 学科で構成されており、上記の教育課程編成方針に基づいて、次のように教育課程を編成している。教育課程は、全学共通教育部門と専門部門で構成している。全学共通教育部門は、従前の学部別の教養教育に代わる新しい教養教育のあり方を追求し、名城大学に入学する学生に対し同一の教育課程を等しく提供し、高校から大学への転換を支援する教育や、自立した人間形成を目指している。全学共通教育部門では、学則に記された教育の理念に基づき、目指す目的に沿って構成する 7 科目群に分け、開講目標、ねらいを体系づけて、全学共通教育科目として開講している。

他方、経済のグローバル化、情報・通信革命の一層の進展の中で、これからの社会人・経済人はスペシャリストとしての高度な専門性と幅広い柔軟な知識の修得が同時に要請される。経営学科の専門部門は、この要請に応えようとして「マネジメントコース」「流通・マーケティン

グコース」「会計・ファイナンスコース」の 3 つのコースを置いている。学生にはこれらの 3 つのコースから 1 コースを選択することを義務付けた。学生はこれにより専門領域を深く探求し、専門性を身につけることができる。

国際経営学科の専門部門は、より高度な外国語能力および情報処理能力の向上を目指す特殊性を考慮し、言語コミュニケーション科目の履修を義務付けている。

卒業所要単位は 124 単位であるが、その内訳は次の通りである。全学共通教育部門において、健康・スポーツ科学 2 単位、「言語コミュニケーション」のうち英語 4 単位、第二外国語 4 単位（国際経営学科においては「言語コミュニケーション」部門でさらに 8 単位）が実質的な必修科目となっている。専門教育科目においては、両学科とも基本簿記 4 単位が必修であるほか、90 単位（国際経営学科においては 80 単位）が選択必修となっている。残り 4 単位（国際経営学科においては 6 単位）は、全学共通教育部門と専門部門で履修可能な選択科目となっている。

専門部門のカリキュラムは、各専門分野の基礎となる科目を「専門基礎部門」として 1 年次に配当し、最低 14 単位（国際経営学科 12 単位）の履修を義務付け、準必修科目的な位置づけとして基礎知識の修得を求めている。

<4>経済学部

経済学部は経済学科と産業社会学科の 2 学科で構成されており、「経済をとおして社会を見つめる自立的人間の育成」という教育目標と学位授与方針に基づき教育課程の編成方針を決定し、経済学部の教育課程は、全学共通教育部門と専門教育部門に位置づけられる科目群により構成されている。いずれの科目群においても一定以上の単位数の修得が義務付けられ、幅広い学習が求められている。

①全学共通教育部門は、人文系、社会系、自然系、言語コミュニケーション、情報技術、健康とスポーツ、教養演習の 7 科目群により構成され、学生が真の教養を身につけることを求めている。

②専門教育部門は経済学の学識を深めるための部門である。部門全体はさらに専門基礎、ゼミナール、フィールドワーク・実習、理論経済、歴史・政策・金融、現代社会の諸部門に分けられ、それらの部門内の諸科目は、体系性と順次性を踏まえて開講されている。

③経済学部の教育上の特徴として、ゼミナールを中心とする少人数教育の場を数多く設けている。これは「一人一人の個性が尊重される教育を実現する」という意図によるものである。こうした少人数教育の場において、自主的かつ持続的な探究心を育むとともに、他者との議論を通じて、相互理解に努めることの重要性を認識できるようにする。

このような方針に基づいて編成される教育課程は、全学共通教育部門と専門部門で編成され、内容等により部門・群に区分される。全学共通教育部門は、新しい教養教育のあり方を追求し、経済学部の学生に対し質の高い教育課程を提供し、高校から大学への転換を支援する教育や、自立した人間形成を目指している。そのために、人間と文化、人間と社会、自然と環境、言語コミュニケーション、情報技術、健康とスポーツ科学、教養演習を開講している。

専門部門は、経済学科、産業社会学科の 2 学科が相互補充的な機能を持つように、経済学科および産業社会学科共通の専門基礎部門、ゼミナール部門、フィールドワーク・実習部門、理論経済部門を設けている。さらに経済学科・産業社会学科固有の学科目群が置かれており、学

生はこれにより幅広い専門性を身につけることができる(資料 4－8 p.2-6～2-28)。

<5>理工学部

理工学部は、教育理念および人材養成目的に基づき、学位授与方針にふさわしい学生を育てるために教育課程編成方針を次のように定めている。

理工学部の教育課程は、①理工学基礎教育の充実、②学生への動機付け教育と実感教育の実施、③情報リテラシー教育の充実、④習熟度に応じた教育支援体制の充実、⑤国際交流の推進、を重点に編成する。 また、教育課程編成方針に沿った教育課程を実現するため、総合基礎部門（20 単位以上）と専門教育部門（理工学基礎科目、専門科目あわせて 104 単位以上）に分類して構成しており、必修・選択の別、単位数等を学生便覧において明示している（資料 4－9)。

<6>農学部

教育目標に基づいた教育課程の編成･実施方針は学生便覧に明示している(資料 4－12 p.2-4)。すなわち、農学部教育課程は全学共通教育部門と専門部門からなっており、幅広い教養と基礎知識を基盤として様々な分野に柔軟に対応できる能力を身につけてもらうために、①講義による理論・知識の教授だけでなく、実験・実習・演習を重視し、②学生・教員双方向でのコミュニケーションを図り、③専門分野については、基礎から応用へ段階的に学習できるように、各科目を配置している。さらにこの配置を理解しやすいよう授業科目履修系統図を明示している（資料 4－12 p.2-16～2-19、2-24～2-27、2-32～2-35)。

農学部の 3 学科の卒業要件は、次の区分により 124 単位を修得することとなっている。全学共通教育部門で必修科目 2 単位および選択科目 24 単位修得しなければならない。加えて、生物資源学科では必修科目 31 単位と選択科目 67 単位、応用生物化学科では必修科目 52 単位と選択科目 46 単位、生物環境科学科では必修科目 23 単位と選択科目 75 単位を修得しなければならない。応用生物化学科において必修科目が多いのは、任用資格としての食品衛生管理者、食品衛生監視員を全員が卒業時に取得できるように設計されているためである（資料 4－12 p.2-10～2-37)。

<7>薬学部

薬学部の教育課程編成方針は､教育目的､学位授与方針に基づき以下の 8 項目を定めている。薬学部の教育課程は、

①医療の目的を理解し、協調性と患者への思いやりを持った医療人として行動するための薬剤師倫理教育

②高校までの教育で修得した知識を薬学に結び付けるための薬学準備教育

③薬学の基礎を科学として理解し、薬剤師を支える専門知識に結び付けるための基礎薬学教育

④薬剤師としての深い専門性を介して人々の健康と社会に貢献するための薬学専門教育

⑤薬学の知識・技能・態度をもとに、薬剤師として医療の現場で遭遇する問題を論理的かつ科学的に解決する能力を養成する統合型薬学教育

⑥医療現場で実務を体験することによって医療の質の向上に貢献できる薬剤師となるための実務実習教育

⑦臨床現場において科学的視点から問題点を発見し、生命科学研究を通して問題解決を図ることができる能力を醸成するための薬学研究教育
⑧国際的な視野で最先端の医療と科学についての情報を理解するための語学（英語）教育
を重点に編成している。

以上について、入学時に配布する『学生便覧』に当該ポリシーを含む教育方針、履修要項、教育課程一覧表等を明示するとともに、同時に配布する講義概要（資料 4－31）に、具体的な教育内容について説明を加えている。卒業に必要な単位は 186 単位であり、必修科目 150 単位（全学共通教育部門 2 単位、薬学準備教育部門 6 単位、専門薬学教育部門 104.5 単位、統合型薬学教育部門 31.5 単位、総合薬学教育部門 6 単位）と選択科目 36 単位（全学共通教育部門 13 単位以上、専門薬学教育部門 13 単位以上、薬学アドバンスト教育部門 10 単位以上）からなる（ただし、2012 年度以降入学生の卒業に必要な単位は 160 単位であり、薬学準備教育部門 16 単位が必修である）。

<8>都市情報学部

教育目標に基づき、大学ウェブサイトにおける学部紹介、『学生便覧』などに、次のような教育課程の編成・実施方針を明示している（資料 4－16、資料 4－17）。

都市情報学部の教育課程は、
①英語科目を始めとする全学共通教育科目を学び、学士としての基礎教養を修得する全学共通教育部門（卒業要件 32 単位以上、うち英語科目 4 単位必修）
②情報科目を始めとする専門基礎科目を学び、専門科目の基礎知識を修得する専門基礎部門（卒業要件 30 単位以上、うち「都市情報学概論Ⅰ・Ⅱ」など 22 単位必修）
③経済・経営、財政・行政、地域計画、開発・環境、情報・数理の専門科目を学び、学士としての専門知識を修得する専門部門（卒業要件 62 単位以上、うちゼミナール 8 単位必修）
④卒業研究を通じて、学士の学位に相応しい総合能力（アナライジング、プランニング、プレゼンテーションの能力）を修得するゼミナール（8 単位必修、専門部門の卒業要件単位に含む）
で編成する。

<9>人間学部

人間学部の教育目標と学位授与方針と一貫する形で教育課程編成・実施方針を定め、学生便覧に明示している（資料 4－18　p2-6）。人間学部の編成・実施方針は、以下に示す総合性・系統性・実践性の観点から 5 つの科目区分から構成されている。
①基礎的な教養の修得を目指す全学共通教育科目（卒業要件 32 単位以上、うち英語科目 4 単位以上）、
②大学での学習・探究に 1 年次学生を導く基礎ゼミナールをはじめとする導入教育科目（「人間学総論」「基礎ゼミナール」各 2 単位必修）、
③「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野から構成され、学年進行にそって導入・基幹・展開と段階的に専門性を高める専門科目（卒業要件 72 単位以上）、
④海外の言語や文化を現地で体験したり、国内の実際の現場を体験したりして、実践的な力量

を高める体験科目（「海外研修」「インターンシップ」等から 4 単位以上の選択必修）、
⑤少人数で運営し、各自の研究テーマに取り組む「基幹ゼミナール」（必修 2 単位）、「卒業研究ゼミナール」（必修 4 単位）である。

<10>法学研究科

法学研究科の教育理念および人材育成目的を前提とし、修士課程においては、研究者・準法曹・高度職業人としての基本的能力を身につけさせるために、次のような教育課程編成方針を定めている。すなわち、
①指導教授により、一貫かつ継続的で、個別的な指導が受けられること
②院生の専攻に対しては深く、かつ院生の関心に対して幅広く対応できること
③社会人院生に対し、夜間および土曜日に科目を置くこと
である。

また、法学研究科博士後期課程においては、研究者・実務家としての高い能力を身につけさせることを基本として、次のような具体的方針を定めている。

①指導教授により、一貫かつ継続的で、個別的な指導が受けられること

②院生の専攻に対しては可及的に深く対応できること

である（資料 4－20）。

<11>経営学研究科

教育目標に基づいて修士課程および博士後期課程において教育課程編成方針を示している。

修士課程は、次の点を重点に教育課程を編成している。
①専門性を体系的に深めるコース制（経営学・ものづくりシステムコース、会計学・ファイナンスコース）
②学生の研究テーマに即した 2 年間の研究指導
③第一線で活躍する企業人や実務家を講師に招いた実践的な教育

これらの編成方針に基づいた教育課程を実施することで、学術分野に関する高度な知識を講義・討論・論文作成を通して修得し、論文テーマ発表会で研究成果を発表させることで、プレゼンテーション能力やコミュケーション能力を養う。2 つのコースは、全ての講義科目を半期 2 単位とし、教育目標に基づいて幅広く高度な専門知識の習得ができるよう配置されている（資料 4－20）。

博士後期課程は、次の点を重点に教育課程を編成している。
①指導教員による 3 年間の研究および学位申請論文の作成指導
②3 年間に 1 本以上の査読付き雑誌論文の完成
③審査請求する博士論文の公聴会の開催

これらの編成方針に基づいた教育課程を実施することで、自立した専門家・研究者の育成を目指している（資料 4－20）。

<12>経済学研究科

修士課程、博士後期課程の双方とも「経済理論・経済史」「経済政策」「現代産業構造」を 3

本の柱としているが、これらは修士課程・博士後期課程の教育目標に基づくと共に、学士課程と連関している。つまり、大学院の 3 本の柱のうち「経済理論・経済史」は学士課程の理論経済、統計、歴史と、「経済政策」は政策、情報、金融、国際、環境と、「現代産業構造」は産業経済、地域とほぼ対応している。その意味で、大学院の教育課程は学部の教育課程を深化、拡張したものとなっている。

修士課程の教育課程は、専修分野を 3 分野に分け、経済学の広範な課題に応え得る自立した人間の育成を目指すために、下記の点を重点に編成している（資料 4－21 p.19～21）。

①専修した学術分野に関する高度な知識や分析手法について、講義・討論・論文作成を通して研究指導する。

②指導教員による論文作成指導を 2 年間にわたって行い、経済学上の未解明の問題に対する研究・調査方法、経済学的思考方法、論理的展開方法を習得させる。

③経済学研究科が主催する研究発表会で研究成果を発表させることで、プレゼンテーション能力やコミュケーション能力を養う。

博士後期課程の教育課程は、3 分野に分けられ、ますます複雑になる現代経済社会に経済学者として対応できるような、自立した専門家・研究者の育成を目指す。この目的達成のために、下記の点に重点をおいて編成している(資料 4－21 p.19～21)。

①独創的な研究とその研究成果としての学位申請論文の作成指導を通して、研究・調査方法、論理的思考法と思考能力、発展的研究課題の発見とその学問的な設定方法を指導する。

②各自の研究成果を国内外の学会で積極的に発表し、学術誌への投稿・掲載を促進するとともに、研究成果発表能力をより高めるように指導する。

③理論経済・経済史、経済政策、現代産業構造の各専修分野に講義科目を開設し、専修分野において自由に講義を選択し履修することにより、経済学研究者、高度専門職業人として専修科目に留まらず多角的に経済学の知識を構築する。

<13>理工学研究科

理工学研究科は、教育理念および人材養成目的に基づき、学位授与方針にふさわしい学生を育てるために修士（博士前期）課程ならびに博士（博士後期）課程の教育課程編成方針を次のように定めている。

理工学研究科の教育課程は、①高度な専門知識・技術を有する人材の育成、②学際分野における素養・知識と創造性を身につけること、③国際社会で通用する人材の育成、④起業家精神を育てること、を重点に編成する。

また、教育課程は各専攻とも数グループの専修分野と研究科共通分野に分類して構成しており、必修・選択の別、単位数等を『大学研究科便覧』、『大学院入学試験要項』、ウェブサイトにおいて明示している（資料 4－22、資料 4－23 p44、資料 4－20 p.89、資料 4－21 p.22）。

<14>農学研究科

修士・博士後期両課程において設定された教育目標に基づいて教育課程の編成方針を明らかにしている（資料 4－20 p.123、資料 4－23 p.55）。

農学研究科修士課程の教育課程は、

①専攻学術についての高度な知識や分析手法を、専攻が編成した講義、演習、実験、学習により修得させること、
②教員と学生の活発な意見交換に基づく論文作成を重視し、これにより、未解明の問題へのアプローチ法、論理的思考法、科学倫理を学ばせること、
③研究成果を学会等で発表することを支援し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を養うこと、を重点に編成している。

本課程の修了要件は、2 年以上の在籍、30 単位以上（うち 20 単位が必修単位）の修得および学位論文の合格である。

農学研究科博士後期課程の教育課程は、
①独創的な課題研究と論文作成を通して、論理的思考法、発展的研究課題の設定法、科学倫理をより深く学ばせること、
②研究成果の国内外の学会での発表や学術誌への投稿・掲載を支援するとともに、プレゼンテーション能力をより高めること、
を重点に編成する。本課程の修了要件は、3 年以上の在籍、所定の 12 単位修得および学位論文の合格である。

<15>薬学研究科

教育課程編成方針は、人材養成目的・学位授与方針に基づいて、以下のように定めている（資料 4－20 p.133）。科目区分、必修・選択の別、単位数等の履修要項は、大学院研究科便覧（資料 4－20）および研究科ウェブサイト（資料 4－32）に掲載している。
①常に進取の精神をもって新しい研究分野ならびに薬剤師の職能を開拓できる能力の養成
②医療現場での体験に基づき、強い責任感と高い倫理性をもって臨床研究を推進できる能力の養成
③科学的観点に立って物事の本質を洞察し、問題を発見・解決できる能力の養成
④先端的な専門知識と高度な技能を備え、独創的研究を企画・遂行できる能力の養成
⑤研究成果を客観的に評価し、人類の健康維持・増進のための情報として発信できる能力の養成

<16>都市情報学研究科

修士課程の教育課程は、①社会システム学専修の専門科目（政策、行財政、情報）、②都市創造学専修の専門科目（基盤、環境、地域）、③共通科目（サービスサイエンス）、および④各指導教員による社会システム学特別研究ないし都市創造学特別研究からなっている。

このような教育課程は、教育目標に基づき、専門家科目および共通科目によって修士としての専門知識を修得させ、特別研究を通じて、修士の学位に相応しい総合能力（アナライジング、プラニング、プレゼンテーションの能力）を修得させるという方針によるものである。

博士課程の教育課程は、所属する専修分野の特別研究科目を履修し、指導教員の指導を受けて博士論文を作成することとなっており、論文に関連する研究を含めて博士の学位に相応しい総合能力を修得させるという方針にもとづいている（資料 4－25、資料 4－33）。

<17>人間学研究科

人間学研究科の教育課程は、①「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野から構成され、課題解決型学習（PBL）など双方向で運営される特論科目、②3 分野相互の関連性の理解や共通する研究方法、コミュニケーションの修得を目指す 1 年次の共通科目「人間学特別演習」「コミュニケーション特別演習」、③体験による学習活動を中心とする 3 分野それぞれの関連科目、④修士論文のための研究を行う科目「人間学特別研究」を配置し、高度の専門性・総合性・実践性を重点に編成・実施されている（資料 4－20　p.147）。これらの教育課程編成・実施方針は、教育目標に基づくものであり、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスで学生に明示している。

人間学研究科は、学生に対して修了に必要な単位として、必修科目 12 単位、選択必修科目 6 単位と選択科目 34 単位の中から 18 単位以上の総計 30 単位以上を、2 年以上の在学の中で課すこととしており、詳細は大学院研究科便覧において公開している（資料 4－20　p.149～150）。

<18>総合学術研究科

研究科便覧の中で、博士前期課程および博士後期課程における教育課程編成方針を示し、履修要項の中では、履修方法を示すなど、教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針を明示している（資料 4－20 p.155～162）。

博士前期課程では、①総合的に探究するための基礎知識、探究する態度と方法、討論とプレゼンテーションの技能を育成する総合コア科目群 4 単位、②化学・生物・環境・心理・生命分野の専門知識の修得を目指す専門コア科目群 6 単位（選定した専修コース以外の 3 コースからそれぞれ 2 単位）、③特定テーマに関する研究活動を深める特別研究 12 単位と専修コース 1 科目 2 単位(入学時に選定）の履修を含む 30 単位の修得を修了要件とすることで、総合学術研究科の理念である「自然と人間の共生」に向けて自然科学・人間科学の両面から考察できる総合力を養成できるよう、文理融合を重点において教育課程を編成している。また、最先端の新しい知識を体系的に学び、グローバルな学際性を身に付けることができるよう学内の他研究科および学外研究機関（連携講座）も含めて、文理横断的な授業科目を設置している。

博士後期課程では、①物質・生物・環境・人間・生命の各分野における高度な学術研究（入学時に特殊研究 1 科目を選定）、②段階を追った博士論文の作成により、自然と人間の共生を具体化できる専門的職業人・研究者の育成を目指して、文理融合を重点において教育課程を編成している。

<19>大学・学校づくり研究科

教育課程の編成・実施方針は、研究科の理念・目的・教育目標・学位授与方針を踏まえて、①初等・中等・高等教育の枠組みを越えた教育交流の環境を提供する、②教育経営現場に「戦略思考法」を実践的に適用する方法を体系的に学ぶ機会を提供する、③戦略的マネジメントに関するテーマを自主的に探究する力を形成する、と定めている。

この方針にもとづいて、①プロジェクト科目群、②方法論科目群、③実物・実習科目群、④統合科目群、⑤研究指導科目群、⑥関連科目群の 6 つの科目群によって教育課程を編成している（資料 4－26）。必修・選択の別と単位数は、『大学院研究科便覧』（資料 4－20）に明示して

いるが、教育課程の編成・実施方針②を踏まえて、プロジェクト科目群から教育戦略論を、方法論科目群から大学・学校調査方法論を必修科目とし、他の科目群からも最低限履修すべき単位数を指定している。また、教育課程の編成・実施方針③を踏まえて、研究指導科目群 8 単位（各学期 2 単位）を必修としている。

<20>法務研究科

省略

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

人材養成目的とともに全ての学部・研究科で定めた学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針を『学生便覧』や『大学院研究科便覧』、ウェブサイトに掲載し、また、教職課程の教育課程と教員免許状取得の条件は『教職課程便覧』に掲載して、学内構成員（教職員および学生）に周知するとともに社会に公表している。

<2>法学部

学生便覧は、入学時に新入生全員に配布し、オリエンテーション時に法学部の基本方針として周知している。同時に、法学部所属の教職員にも配布している。なお、2 年次以上の在学生には、新たに学生便覧を配布していない。

また法学部独自のウェブサイト上でも、学部・学科の基本方針を公開している（資料 4－34）。さらに、大学案内等の PR 媒体にも、教育理念や人材育成目的を掲載しており、それを基にオープンキャンパスや高校訪問等の際に説明を行うことで周知を行っている。

<3>経営学部

学生便覧では、経営学科及び国際経営学科の教育目標をはじめ学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入方針、履修要項を示しており、加えて、学部のウェブサイトを通して公表している。学内の教職員に対しては、教授会や教務委員会などを通じて確認周知している。学生の父母に対しては、父母懇談会の総会や地区懇談会などによって、学部のカリキュラムの仕組みや教育内容などを説明している（資料 4－35）。

<4>経済学部

新入生には、『学生便覧（経済学部）』（資料 4－8）や『名城大学経済学部新入生セミナー冊子』（資料 4－36）を配布し、教育目標やカリキュラム等の説明を詳しく行っている。また、在校生には、年度初めのガイダンスや日常の履修指導で、教育目標に基づく勉学が行われるよう徹底した指導をしている。大学ウェブサイトに教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を公表している（資料 4－37）。

教職員にも、学生と同様に『学生便覧（経済学部）』『名城大学経済学部新入生セミナー冊子』を配布し、教育目標等について学生に指導できるよう周知徹底している。社会一般に対しても、

経済学部ウェブサイトに公表し、わかりやすく情報を公開している。

<5>理工学部

教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針はいずれも『学生便覧（理工学部)』、大学ウェブサイトに掲載されている。これにより、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている（資料 4－9、資料 4－38)。

<6>農学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』に明示し（資料 4－12 p.2-4)、新入生オリエンテーション時に配布している（資料 4－39 p.2)。教職員については、学科会議において毎年度学生便覧の文章を確認し、毎年 3 月には新しい学生便覧を配布しており、大学構成員すべてに周知している。社会に対してはウェブサイトを通じて公開し周知している（資料 4－40)。

<7>薬学部

学位授与方針を含め、本学部の教育理念・教育目的、教育課程編成方針等は、名城大学ウェブサイトや学部パンフレット等で広く社会に公表している。また、毎年度、入学生に対して配布している学生便覧（資料 4－13 p.2-3)、講義概要（資料 4－31）を教職員にも配布し、周知を図っている。

<8>都市情報学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『名城大学要覧』、大学ウェブサイト、『学生便覧』などに掲載されて大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている（資料 4－41、資料 4－16、資料 4－17)。

<9>人間学部

人間学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の内容は、『学生便覧』（資料 4－18　p.2-5、p2-6）や『名城大学要覧』（資料 4－41 p.18）に掲載され、また大学ウェブサイトにて公開・発信している（資料 4－19)。

学生便覧は、入学時に新入生全員に配布し、オリエンテーション時に人間学部の基本方針として周知している。同時に、人間学部所属の教職員にも配布している。

また、履修ガイダンスを学年ごとに毎年実施し、人間学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の内容を伝えている。

<10>法学研究科

法学研究科の教育理念ないし目標、人材育成目的、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、学生便覧および大学ウェブサイトで公表している。『学生便覧』は、入学時に新入生全員に配布し、オリエンテーション時に法学研究科の基本方針として周知している。

<11>経営学研究科

教育目標、学位授与基準、論文審査基準、教育課程の編成・実施方針は『大学院研究科便覧』や大学ウェブサイトで明示し、社会に公表されている。また、学内でも教職員には研究科委員会、および FD 活動を通して確認・周知しており、学生には 4 月の在学生ガイダンス・新入生オリエンテーション時に周知している（資料 4－20）。

<12>経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『名城大学大学院ガイド』(資料 4－21 p.19～21)、『名城大学大学院入学試験要項』(資料 4－23 p.18)、『大学院研究科便覧』(資料 4－20)、大学のウェブサイト等によって常に開示され学生・教員・社会に公表されている。『大学院研究科便覧』は入学時に新入生全員に配布している。同時に研究科所属の教員にも配布している。

<13>理工学研究科

学位授与方針、教育課程編成方針はいずれも大学ウェブサイト（資料 4－22)、『大学院研究科便覧』(資料 4－20)、『名城大学大学院ガイド』(資料 4－21)、『名城大学大学院入学試験要項』(資料 4－23 p.40）に掲載されている。これにより、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されている。

<14>農学研究科

教職員へは年度始めに、学生に対しては入学時に『大学院研究科便覧』を配布している（資料 4－20 p.123)。また、学年始めに全学年を対象としたオリエンテーションを実施して履修指導を行っている（資料 4－42)。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、上記の通り大学構成員（教職員および学生等）に周知され、さらに入試関連の印刷物やウェブサイトによって社会にも公表されている（資料 4－23 p.55、資料 4－43)。

<15>薬学研究科

薬学研究科の人材養成目的、学位授与方針、教育課程編成方針は、受験生に対しては大学院入学試験要項（資料 4－23 p.64～65)、大学構成員に対しては『大学院研究科便覧』(資料 4－20)、社会に対しては研究科ウェブサイト（資料 4－24）に掲載し、周知している。

<16>都市情報学研究科

教職員は名城大学学位規程や『大学院研究科便覧』に明記された教育目標、学位授与方針を熟知し、各担当教員はシラバス作成において教育課程の編成・実施方針を再確認し、教育課程の編成・実施を行っている。

大学院生に対しては、年度初めに配布する『大学院研究科便覧』（資料 4－20）や、開講前に開催されるオリエンテーションにおいて教育目標、学位授与方針および教育課程編成方針の周知を徹底している。

学外に対しては、大学ウェブサイトで教育目標、学位授与方針および教育課程の編成内容がわかるよう公開している（資料 4－25）。

<17>人間学研究科

大学ウェブサイト、『大学案内』『入学試験要項』『大学院研究科便覧』等で、教育目標・学位授与方針・教育課程編成・実施方針について周知を行っている。教職員には研究科委員会、および FD 活動を通して確認・周知され、大学院生に対しては、在学生ガイダンス・新入生オリエンテーション時に、研究科主任教授から周知している。

<18>総合学術研究科

新入生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスで説明を行うとともに、研究科の理念・目的等を記載した資料（『大学院研究科便覧』『総合学術研究科年報』等）を配布することで、研究科所属学生および教職員に周知を徹底している。また、入学試験要項（資料 4－23 p.70）、大学院ガイド（資料 4－21 p.4～6）、名城大学ウェブサイト（資料 4－44）への掲載によって社会に公表するとともに、研究科所属以外の大学構成員への周知も図っている。

<19>大学・学校づくり研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学ウェブサイト（資料 4－27）、『大学院研究科便覧』（資料 4－20）、『大学院ガイド』（資料 4－21）、『大学院入学試験要項』（資料 4－23 p.81～82）に掲載し、大学構成員に周知すると共に、社会に公表している。特に、教職員間においては、FD 懇談会や研究科委員会においてこれらの方針・目標を確認し、教育活動に反映させ、修士論文審査の場でも重視している。学生に対しては、上記の媒体によって周知することに加えて、入学時オリエンテーションや学期始めのガイダンスにおいて確認している。

<20>法務研究科

省略

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

人材養成目的を踏まえた各学部・研究科の 3 つのポリシー（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針）の適切性については、教育課程の見直しと併せて教授会又は研究科委員会において検証している。

全学的な教育課程である教職課程の教育目標と教育課程編成・実施方針については、教職センター会議において、定期的に検証している。教員免許状取得の条件については、現行法制にもとづいて確認すると共に、中央教育審議会での議論等も注視して改正動向を把握し、確実に対応できる体制を整えている。

検証結果を踏まえて各ポリシーを変更する場合は、教授会又は研究科委員会の議を経た上で、

大学協議会で審議、承認を行っている（資料 4－45）。このように全学的に検証を行った後、最終的に確定したポリシーをウェブサイトで公表している。

また、2013（平成 25）年度より、全学の教学マネジメントの観点から、各学部においてカリキュラムマップをベースに人材養成目的、学位授与方針、教育課程の体系性を検証した結果について、学長を議長とする学部長会に提示することとなった（資料 4－46）。その結果を踏まえて、各学部において、教員個々人のシラバスに反映させることとしている。

<2>法学部

毎年度末に、教務委員会が主導となって、次年度の学生便覧とウェブサイトの記載内容の見直しを行っている。その中で、上記の教育目標等の記載内容の適切性を検証している。この検証は、教育目標等の理念が実際の教育課程や個々の授業に反映されているかどうかを中心に実施しており、適宜、必要に応じて修正を加えて、学部長の承認を得て変更を行っている（資料 4－47）。

また、学部将来問題検討委員会も、学部改組をにらんだ教育課程の策定作業の中で基本方針等の適切性の検証を行っている（資料 4－48）。

<3>経営学部

教育目標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針の適切性については、教授会、科目群から成る系列会議、教育制度改革委員会、学科会議などを通じて検証を行っている。特に、教育課程の改訂時には体系的に検証を行っており、直近では 2009（平成 21）年の改訂時に行われ、2013（平成 25）年に着手された教育課程改訂時にも検証を行った（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31）。

<4>経済学部

教育目標、学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針の適切性については、経済学部の全教員がかかわって成文化し、『学生便覧（経済学部）』に掲載している。経済学部では、毎年度末（1～2 月）に教務委員会で教務委員と事務職員が教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針を検証し、改善・変更点に関しては教授会にて審議・承認を得ることで、適切性を担保している。

また、経済学部懇談会等で、学生・保護者の視点から教学に対する声を受け取る機会を設け、必要に応じて反映させる組織作りをしている（資料 4－49）。

<5>理工学部

教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針は理工学部の全教員がかかわって成文化し、理工学部学生便覧ならびにウェブサイトに掲載されている。理工学部では教務委員会を通して全教員が毎年『学生便覧』のチェックを行っている。また、理工学部はチェック機関として学部内に学部評価委員会を置いている。これらの委員会を通して教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針を毎年チェックしている。これらの方針が学生の教育や社会の要請にそぐわなくなったとき、理工学部の全教員にて議論し、教務委員会、学部評価委員会などで方針修正案が審

議され、教授会の議を経て学部長により認定される。

理工学部の技術者教育に関しては、現在、工学系 8 学科が JABEE の認定を取得し JABEE 教育に取り組んでいる。また、2013（平成 25）年度新設の応用化学科とメカトロニクス工学科も JABEE の認定を目指したプログラムを展開している（資料 4－9 p.2－142～2－146）。教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施方針の適切性については、認定を取得する際のみならず、認定を継続する際にもその検証を行っている。JABEE は技術者教育プログラムの外部認証であるため、数学科は認定を受けないが、同じ理工学部の 1 学科として工学系学科に準拠した取り組みを行っている。

<6>農学部

毎年度、学務委員会で問題点がある場合は抽出整理して原案を作成し、農学部教授会・農学研究科委員会にて吟味しているが、特に 2005（平成 17）年度の学科改組ならびに教育課程改正時には大幅な見直しを行った（資料 4－50）。2008（平成 20）年度には学位授与方針および教育課程編成方針を制定し（資料 4－51）、2009（平成 21）年度には専門部門の開講科目について一部見直しを行った（資料 4－52）。更に、2012（平成 24）年度には学部カリキュラム検討委員会を発足させ、大学の教養教育のあり方についての大きな方針転換に沿って、学部主体の教養教育科目編成だけでなく、各学科の専門科目についても検証、教育課程の見直しを行っている（資料 4－53）。

<7>薬学部

薬学部の薬学教育カリキュラムの問題点や課題は、学部教育検討委員会および教務委員会で定期的に検証を行って解決方策を作成し、最終的に教授会での審議を経て決定する体制となっている。

<8>都市情報学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を掲載している『名城大学要覧』『大学案内』、大学ウェブサイトにおける学部紹介、『学生便覧』『入試ガイド』等は、教務委員会・学生委員会・入試委員会・就職委員会が中心となり、年度ごとに検証を行い、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、定期的に見直しを行っている。

<9>人間学部

人間学部では、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針にそった学修と教育指導と授業運営が適切に行われているか否かを定期的に点検し検証するため、学務委員会で年度の途中および年度終わりに学生の履修・修得の進捗状況をチェックし、対応が必要な場合は個別の教員に指導を依頼し、その結果を教授会に報告･検討する体制を確立している（資料 4－54、資料 4－55、資料 4－56）。さらに、これらの方針が学生の教育や社会の要請にそぐわなくなったとき、人間学部の全教員にて議論し、学務委員会で修正案が審議され、教授会の議を経て学部長により認定される。

<10>法学研究科

毎年度末に、研究科長と担当職員が次年度の『大学院研究科便覧』とウェブサイトの記載内容の見直しを行っている。その中で、法学研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の記載内容についてもその適切性を検証している。

<11>経営学研究科

研究科委員会では、定期的に『大学院研究科便覧』、ウェブサイトの記載内容の見直しを行い、修士課程および博士後期課程の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証している。

<12>経済学研究科

教育目標、学位授与方針、教育課程編成、実施方針の適切性については、経済学研究科委員会においてすべて審議され、適切性の検証がなされている。『大学院研究科便覧』の内容についても研究科委員会で審議のうえ掲載している。教育目標等の変更が生じた場合も、研究科委員会で審議のうえ変更している(資料 4－57、資料 4－58、資料 4－59)。

<13>理工学研究科

学位授与方針、教育課程編成方針は理工学研究科の全教員がかかわって成文化し、『大学院研究科便覧』ならびにウェブサイトに掲載されている。理工学研究科では研究科教務委員会を通して全教員が毎年『大学院研究科便覧』のチェックを行っている。また、理工学部はチェック機関として学部内に学部評価委員会を置いている。この学部評価委員会は大学院のチェックも行っている。これらの委員会を通して大学院の学位授与方針、教育課程編成方針をチェックしている。これらの方針が学生の教育や社会の要請にそぐわなくなったときは専攻にて議論し、教務委員会、学部評価委員会などで修正案が審議され、研究科委員会の議を経て研究科長により認定される（資料 4－20)。

<14>農学研究科

農学研究科に係わる問題は、農学研究科委員会において審議され、その対応について決定される（資料 4－60、資料 4－61、資料 4－62、資料 4－63)。農学研究科の両課程で設定された教育目標、学位授与方針および教育課程編成方針が、研究分野、社会のニーズ、学生のニーズ等に合致せずに適切性を欠くようになった場合は、農学研究科委員会で議論し、時代の要求に即応したものに改善している。

<15>薬学研究科

薬学研究科は、2012（平成 24）年 4 月に開設され、2015（平成 27）年度が完成年度となる。そこで、2016（平成 28）年度に人材養成目的・教育課程編成方針の適切性の検証を行うとともに、教育課程の見直しを予定している。それに向けて、年度ごとに研究科としての教育指針や教育課程の適切性について振り返りを行い、検証している（資料 4－20)。

<16>都市情報学研究科

毎年、教員はシラバス作成時に前年度の教育課程の編成・実施を振り返って、毎年改善努力を行っている。

都市情報学研究科は、2012（平成 24）年 4 月に修士課程の教育課程改正を行い、学士課程や博士後期課程との繋がりを明確にした。この時に、大学院研究科の人材養成目的、学位授与方針、教育課程編成方針、学者受け入れ方針を研究科委員会で十分に検討した結果として、『大学院研究科便覧』『名城大学要覧』『名城大学大学院ガイド』等に掲載している。以降は、大学院学務委員会で先の掲載内容の見直しを年度ごとに行う際、これらの方針が学生の教育・研究指導や社会の要請にマッチしているかを検証している。

<17>人間学研究科

人間学研究科は、完成年度を迎える 2012（平成 24）年度まで文部科学省の設置認可事項に真摯に取り組むことを第一としてきた。さらに人間学研究科の充実を図るため、2013（平成 25）年 4 月に研究科委員会で外部評価受審を確認し、同年 6 月に 3 名の外部評価委員を選定して書類審査を依頼し、同年 9 月に外部評価委員による実地調査を実施した。その結果は『外部評価報告書』としてまとめられている（資料 4－64）。これらを通して、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性についても検証を行ってきた。検証結果は、今後の教育課程に反映させることにしている。

<18>総合学術研究科

毎年、『大学院研究科便覧』『研究科年報』『入学試験要項』等、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を記載した刊行物の発刊に際し、研究科委員会に諮り、その適切性について検証を行っている。さらに、毎年春季および秋季に総合コアプログラムを開催し、その成果から、教育目標、および教育課程の編成・実施方針が達成されているか、また、適切であるかどうかの検証を行っている。

<19>大学・学校づくり研究科

教育目標は大学・学校づくり研究科開設時から設定しており、学位授与方針は開設 6 年目にあたる 2011（平成 23）年度から明示している。教育課程の編成・実施方針は、研究科開設時から設定していたが、2008（平成 20）年度における外部評価などを経て、若干修正している。このような方針の修正･明示は研究科委員会の議を経て行っているが､方針の適切性の検証は、毎月開催している研究科 FD 懇談会で定期的に行っている（資料 4－65）。

<20>法務研究科

省略

2. 点検・評価

●基準４（１）の充足状況

学則および大学院学則に示された各学部・研究科の人材養成目的を踏まえて、それぞれの教育目標・学位授与方針が設定され、それらと整合するように教育課程の編成方針が設定されている。さらに、独自に考案した様式によるカリキュラムマップを全学部・学科で 2013（平成25）年度より導入し、教育目標・学位授与方針と教育課程との一貫性と教育課程の体系性を、大学内外から視覚的に確認できる仕組みを整えている。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・2013（平成 25）年度より、名城大学で独自に考案した様式によるカリキュラムマップを全学部・学科で導入し、教育課程の体系性・一貫性を可視化している。本学のカリキュラムマップは、プログラムレベルの学習成果を達成するためのツールであり、学位授与方針をベースに科目の履修の順次性を縦軸に、学位授与方針の範囲を横軸に置き、学科ごとに A3 用紙 1 枚にマッピングした。このカリキュラムマップにより、目標を組み込んだカリキュラム設計が可能となり、全体を俯瞰するツールとして毎年、教育課程の体系性と一貫性を検証し、組織的に教育の質向上に取り組むことが可能となった。

<2>法学部

・法学部の教育目標ないし人材養成目的に基づき策定される学位授与方針および教育課程の編成・実施方針により、各学科の履修系統図が定められ、基本的な教育目標と教育課程の関係が明瞭に位置づけられている。これらはいずれも学生と教職員に明示し、社会にも公表しており、法学部の教育目標や人材養成目的等の理解が進んでいると評価できる。

<3>経営学部

・2010（平成 22）年度からの現行教育課程は、1 年生から 4 年生までゼミナールを必修科目とし、少人数教育による導入教育と主体的な「学び」の場を設定した。他方で、1 年生に経営・マーケティング・会計等の入門科目を設定し、経営学部の教育課程を鳥瞰させた上で、2 年生以降、各専門分野で専門科目を配当し、自己の専門的知識を深める教育課程編成をとっている。そして、こうした教育課程は、4 年間の「学び」が 4 年生の卒業論文作成過程で集約されることを意図している。こうした現行教育課程によるゼミナール等の少人数教育については、2010（平成 22）年度入学し、2014（平成 26）年 3 月に卒業した学生が、全員卒業論文を書いた点で教育効果があったといえる。

・現行教育課程を基礎として、専門ゼミナールを単位とする企業調査訪問や国際フィールドワークを充実させた本学部の教育学習プログラムが、文部科学省の GP に採択され、社会的に評価されており、また、実社会との接点を重視する国際フィールドワークや起業講座については、特に前者は受け入れ可能数以上の履修希望があるなど、一定の成果を得ている。その一方で、正課外活動として定期的に開催されてきた「プレゼンテーションコンテスト」で企業調査訪問の成果を発表するゼミナールがみられるようになり、教育課程編成に体現された学部の意図が実現されつつある（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31）。

<4>経済学部

・新入生には教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知徹底するため、入学

直後の 2 日間ガイダンスを実施している。特にガイダンス 2 日目には、教員全員体制で 5 時間をかけて新入生セミナー（資料 4－8 裏表紙）を少人数クラスで実施し、教育目標、教育課程の編成、学生各自の希望に合わせた 4 年間の履修モデル等の周知を徹底している。2014（平成 26）年度は新入生セミナー参加率 100％で、基礎ゼミにも新入生全員が履修登録したことから、教育課程の編成・実施方針が浸透したといえる（資料 4－66）。

<5>理工学部

・JABEE の活動を利用して、教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針の設定、実施、改善を継続的に実施することができている。1 学科だけでは解決できない問題を教務委員会、「教育改善委員会を通して改善していく体制が構築されている（資料 4－9 p.2－142～2－146、資料 4－67）。

<6>農学部

・『学生便覧』に学位授与方針、教育課程編成方針、教育理念と教育目標を明示したことで教育課程編成の方向性がより明確となり、学生も理解しやすくなった（資料 4－12 p.2-4）。さらに、『学生便覧』に授業科目履修系統図を明示したことで各学科内の教育課程が明確となった（資料 4－12 p.2-16～19、p.2-24～27、p.2-32～35）。また、教育課程改正等の議論をする際、これらの目標、方針を常に学部教育の原点として確認しており（資料 4－52）、学部教育の一貫性を保つ重要な礎となっている。

<9>法学研究科

・法学研究科の教育目標ないし人材養成目的に基づき策定される学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、相互に連関するものであって、公表すべき内容として一定の基準を満たすものであると評価できる。

<10>経済学研究科

・3 つのポリシーを明確にすることにより、修士課程の科目名称の変更、博士後期課程の単位制の導入、修士課程・博士後期課程の教育の一貫性が図られた（資料 4－57、資料 4－58、資料 4－59）。

<11>理工学研究科

・各専攻ではコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせることで教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針に従った教育を実践している。リサーチワークにおいては、研究指導教員の個別指導の下で、多くの大学院生が最先端分野の研究テーマに取り組み、その研究成果を国内外の学会等で発表している。コースワークにおいても、科学技術の最先端の内容を取り込んだ講義が実践されている。こうした教育研究活動の実績とポテンシャルの高さは、学外からも広く認められている。また、企業からの求人も大学院修了者を重視する傾向が高まっている。これらの状況は理工学研究科の教育実績が高く評価されたものであり、教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針の適切性を示唆するものである（資料 4－68：No.52、p.182～280）。

<12>農学研究科

・2007（平成 19）年度よりいわゆる M 合教員も含めて研究科委員会が運営されるようになった。換言すると農学研究科を構成する全てのスタッフにより教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が検討されるようになった。このことにより、農学研究科の方針が全教員に共有・理解され、授業計画・運営に活かされている（資料 4－60、資料 4－61、資料 4

－62、資料 4－63)。

<13>人間学研究科

・人間学研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針が、適切かつ公正に行われているかは、研究科委員会で定期的に検証している。FD の一環として行う学生への授業アンケートや聞き取りでは、「教員との距離が近い」「専門性の追求だけでなく異なった視点から物事を考えることができる」といった声があがっており、研究科の教育目標等は学生にもおおむね伝わっている（資料 4－69)。

<15>大学・学校づくり研究科

・大学・学校づくり研究科ウェブサイト（資料 4－70）では、教育目標を研究科のミッション、ビジョンおよび教育課程とあわせて示しており、入学志願者および在学者が研究科の全体像を把握した上で教育目標を理解し、それが具体的な教育課程としてどのように展開されているかを知る上で効果が上がっている。

②改善すべき事項

<3>経営学部

・現行教育課程は、学生の主体性とゼミナール教育を重視する編成となっている。こうした教育課程では、「学び」の意義や目的に対する理解が欠如すると、体系的な科目履修に問題が生じることになる。このため、入学当初、コースやゼミナール選択時において学生の「学び」に対する意識向上と教育課程に対する理解を深めることが必要となり、正課外においても「学び」に対する意欲や意識の向上を図る機会を設け、学生の意欲や意識に働きかける必要がある。また、アクティブラーニングを重視しているので、隔年実施の国際フィールドワークを毎年実施し、より多くの参加が可能となる体制を構築する必要がある（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31)。

<4>経済学部

・学位授与方針および教育課程編成実施方針を、毎年度末に教務委員会を中心に見直しているが、小規模な見直し、事務的な見直しに限定されている場合が多い。教育課程を革新するため、学位授与方針および教育課程編成実施方針を数年ごとに抜本的に見直す取り組みを検討する必要がある。

<5>理工学部

・理工学部は 11 学科で構成されており、学科により教育の目的、方針等が異なる。したがって、理工学部の学位授与方針および教育課程編成方針だけではなく、学科ごとの学位授与方針および教育課程編成方針も明確にする必要がある。

<7>都市情報学部

・各授業科目の内容を、学部の教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針に適切に適合させる取組みについては、各教員の工夫に委ねられていたため、学部全体で統一的に検証できないことがあった。

<8>人間学部

・「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野の専門科目は学年進行にそって導入・基幹・展開と段階的に専門性を高めるように組み立てられている。しかし、各分野の専門科目間の関わりは明確ではない。そこで、各分野の専門科目間の関連を総合性・系統性・

実践性の観点から、シラバスの中身を含めて検討する必要がある。

<11>理工学研究科

・理工学研究科の修士(博士前期)課程は 2017（平成 29）年度に 2 専攻の新設を目指しており、これを機会に理工学研究科の修士（博士前期）課程ならびに博士（博士後期）課程の学位授与方針および教育課程編成方針を見直す必要がある。また、修士（博士前期）課程は現在 9 専攻で構成されており、専攻ごとに教育の目的、方針等が異なる。したがって、研究科全体の学位授与方針および教育課程編成方針だけではなく、専攻ごとの学位授与方針および教育課程編成方針も新たに検討する必要がある。

<14>総合学術研究科

・名城大学大学院学則は、優れた業績をあげたものに対して、標準修業年限未満であっても学位授与できるものとしている。しかし、総合学術研究科において「優れた業績」の基準は必ずしも明確になっておらず、この制度が活用されていない。

<15>大学・学校づくり研究科

・大学・学校づくり研究科は、基礎となる学部を有しない小規模な独立研究科であるため、学内他部局の教職員および学部学生に、大学・学校づくり研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を十分に理解してもらうことができていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・全学で導入したカリキュラムマップについて、さらに教育課程の体系化が検証できるよう、カリキュラムマップと一体化した科目ナンバリング制度の導入を進めていく。

<2>法学部

・今後も履修系統図を公表し、活用することにより、教育目標と教育課程の関係を学生が十分に理解できるようにしていく。理念、学位授与方針等が学生の学修状況に具体的に反映されているかどうかを判断するため、進級率、卒業率等の原因分析を行い、その対策を検討する必要がある。そのために、教務委員会や教授会等において、教育理念や学位授与方針等の再検証、教育課程に関する具体的な検証が必要になると考えられる。

<3>経営学部

・現行教育課程の体系とアクティブラーニングを融合させた「学び」のプログラムは社会的に評価されている。こうした点から、今後、基本的には現行教育課程を維持しながら、教育課程の実効性を高めるいく。そして、履修系統図による履修の方法や資格試験との関連についても検討し、対応していく。

・全員が卒業論文を書いたという成果を踏まえ、さらにその質が向上するよう、教育目標の浸透という観点からも、ゼミナール等の少人数教育の強化を図る。

<4>経済学部

・現在実施している新入生セミナーを継続的に実施し、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を入学直後に周知徹底する取り組みも今後強化していく(資料 4－71)。

<5>理工学部

・理工学部の各学科は JABEE の継続審査を通して不断の教育活動改善システムを構築している。また、教養教育等の学部全体に及ぶ問題に関しては理工学部教務委員会、教育改善委員会、学部評価委員会の協力体制が整っている。これまでに構築した PDCA のサイクルを有効に活用して改善の努力を続ける（資料 4－9 p.2－142～2－146）。

<6>農学部

・学位授与方針、教育課程編成方針、教育目標等は様々な形で学生に周知徹底を図っているが、今後とも一層学生に浸透させる。

<9>法学研究科

・人材育成方針・教育目標と学位授与方針および教育課程編成・実施方針との連関を一層強めるため、研究科内での議論を進める。

<10>経済学研究科

・修士課程の科目名の変更、博士後期課程の単位制の導入という教育課程実施方針に関わる改革が、修士課程・博士後期課程の教育の一貫性に果たした役割をさらに検証し、今後も効果を維持していく（資料 4－57、資料 4－58、資料 4－59）。

<11>理工学研究科

・コースワークとリサーチワークの効果を今後も維持し、科学技術の急速な進展に対応できる学生を教育するために、教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針の見直しを各専攻、教務委員会、改組検討委員会の緊密な協力体制により常時進めていく。

<12>農学研究科

・農学研究科の運営に関する事項を全教員により審議・決定するシステムになったことにより、研究科が直面している課題を全員が共有し、教育課程全般において改善が進められた。全員が同じベクトルで教育目標を達成するための教育をしていく体制を今後も堅持している。

<13>人間学研究科

・複数の教員による教育サポート体制や、学生アンケートでも挙げられた「教員との距離の近さ」「専門性の追求だけでなく異なった視点からの学問的考察」といった特徴を生かして、教育目標および教育課程編成・実施方針の一層の徹底を進める。

<15>大学・学校づくり研究科

・研究科のミッション、ビジョン、教育目標および教育課程を一体的に把握することがさらに容易になるよう、ウェブサイトおよび各種印刷物での提示方法をさらに改善する。

②改善すべき事項

<3>経営学部

・教育課程実施方針の柱であるアクティブラーニングの環境整備を改善するため、国際フィールドワークでの受け入れ提携校の確保、さらには引率する教員の確保を進める。企業調査訪問ほかの企業活動や組織運営等におけるアクティブラーニングについても、キャリアセンターとの協力体制を強化する。

<4>経済学部

・学外からの意見も含めて、時代や社会のニーズを踏まえた、より洗練・高度化された教育目標・方針に改善し、学生・社会の共通理解を得る取組を進める。

<5>理工学部

・各学科の学位授与方針および教育課程編成方針は学科単位で明確にし、それらを教務委員会で取りまとめる。その後、教授会で審議、承認により決定し、明示する。

<7>都市情報学部

・教務委員会や教授会等で、共通基礎科目等で複数の教員が担当している科目（都市情報学概論Ⅰ・Ⅱ、都市学英語Ⅰ・Ⅱ、コンピュータ演習Ⅰ・Ⅱなど）では、教育目標のすり合わせと統一についての意見交換をたびたび行っているが、それをできる限り多くの科目において実行することで、各科目が教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に適合しているかについて統一的に検証できるようにしていく。

<8>人間学部

・学位授与方針にそって既存の教育課程の体系性とそれにそった学生の履修を促すために、カリキュラム検討委員会では科目ナンバリングを検討中である。このプロセスにおいて、学位授与方針の構造と各能力要素の表現の適切性、それに対応する科目配置についても見直しを図っている。近い将来には、本学部の科目ナンバリングにそった系統的な履修指導を始める。

<11>理工学研究科

・理工学研究科は 2013（平成 25）年 7 月に大学院理工学研究科改組検討委員会を立ち上げ、学位授与方針、教育課程編成方針を審議している。また、各専攻の学位授与方針、教育課程編成方針については専攻からの提案をこの委員会で取りまとめる予定である。委員会で得られた成案は研究科委員会にて審議される。

<14>総合学術研究科

・各課程における、早期の学位取得制度を広く活用し、学生がより適切な年限で修了できるよう指導に努める。研究科委員会において、「優れた業績」の基準について検討し、客観的な基準を明確にする。

<15>大学・学校づくり研究科

・研究科教員の知見・経験を活かした学内教職員向けの研修機会を提供するなど、学内 FD・SD などに貢献することにより、学内における認知度を高め、大学・学校づくり研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針についての理解が深まるようにする。

4. 根拠資料

4-1　名城大学学則　（既出 1-2）

4-2　名城大学大学院学則　（既出 1-3）

4-3　名城大学における教員養成に対する理念等（平成 26 年 1 月 24 日大学協議会資料）（既出 1-24）

4-4　2014（平成 26）年度入学者用学生便覧（法学部）　（既出 1-5）

4-5　名城大学ウェブサイト「法学科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law/legal/

4-6　名城大学ウェブサイト「応用実務法学科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law/practical/

4-7　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経営学部）　（既出 1-6）

4-8　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経済学部）　（既出 1-7）

4-9　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（理工学部）　（既出 1-39）

4-10　2005（平成 17）年 12 月 22 日理工学部教授会資料　（既出 1-8）

4-11　2009（平成 21）年 7 月 23 日理工学部教授会資料　（既出 1-9）

4-12　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（農学部）　（既出 1-11）

4-13　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（薬学部）

4-14　名城大学ウェブサイト「薬学部」URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/pharmacy/

4-15　学部パンフレット（薬学部）

4-16　名城大学ウェブサイト「都市情報学部 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/urban/policy.html

4-17　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（都市情報学部）

4-18　2014（平成 26）年度入学者用学生便覧（人間学部）　（既出 1-15）

4-19　名城大学ウェブサイト「人間学部」URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/human/

4-20　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧　（既出 1-16）

4-21　2013（平成 25）年度名城大学大学院ガイド　（既出 1-17）

4-22　名城大学ウェブサイト「理工学研究科」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_sci_tech/

4-23　2014（平成 26）年度大学院入学試験要項　（既出 1-22）

4-24　名城大学ウェブサイト「薬学研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」　（既出 1-19）
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pharmacy/policy.html

4-25　名城大学ウェブサイト「都市情報学研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_urban/policy.html

4-26　名城大学大学院大学・学校づくり研究科ウェブサイト「教育の特色」
URL : http://emspd.meijo-u.ac.jp/education/

4-27　名城大学ウェブサイト「シラバス検索」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/syllabus/find

4-28　名城大学ウェブサイト「大学・学校づくり研究科」　（既出 1-52）
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pdedm/

4-29　2014（平成 26）年 3 月 28 日第 22 回大学協議会資料「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」

4-30　名城大学ウェブサイト「薬学部 履修モデル」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/pharmacy/pharmacy/curriculum/model.html

4-31　2014（平成 26）年度講義概要

4-32　名城大学ウェブサイト「薬学研究科 カリキュラム」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pharmacy/curriculum/

4-33　名城大学ウェブサイト「都市情報学研究科 学びのポイント」
URL : http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_urban/point.html

4-34　名城大学法学部ウェブサイト「基本方針」　（既出 1-33）
URL : http://law.meijo-u.ac.jp/guide/policy.html

4-35　名城大学ウェブサイト「経営学部」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/business/

4-36　名城大学経済学部新入生セミナー冊子（2014（平成 26）年度新入生用）　（既出 1-38）

4-37　名城大学ウェブサイト「経済学部」　（既出 1-35）
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/economics/

4-38　名城大学ウェブサイト「理工学部　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：https://www.meijo-u.ac.jp/academics/sci_tech/policy.html

4-39　2014（平成 26）年度新入生オリエンテーション要項

4-40　名城大学ウェブサイト「農学部　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/agriculture/policy.html

4-41　名城大学要覧 2013
（Web 版）URL：https://www.meijo-u.ac.jp/about/pr/digital/guide2013/#page=1

4-42　2014（平成 26）年度オリエンテーション・ガイダンス要項

4-43　名城大学ウェブサイト「農学研究科　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_agriculture/policy.html

4-44　名城大学ウェブサイト「総合学術研究科」　（既出 1-51）
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_env_human/

4-45　2014（平成 26）年 3 月 28 日第 22 回大学協議会議事要旨「平成 27 年度カリキュラム改正に伴う学位授与方針及び教育課程編成方針の一部改正について」

4-46　2013（平成 25）年 12 月 20 日カリキュラムマップ（第 14 回定例学部長会資料「学生の主体的な学びの確立に向けた具体的な展開について」）

4-47　2013（平成 25）年 11 月 7 日定例法学部教授会資料「法学部改組案」

4-48　2014（平成 26）年 1 月 9 日法学部教務委員会資料 5「履修要項」

4-49　2013（平成 25）年度地区懇談会開催について（経済学部）

4-50　2005（平成 17）年度第 3 回農学部教授会議事要旨

4-51　2008（平成 20）年度第 3 回農学部教授会議事要旨

4-52　2007（平成 19）年度第 12 回農学部教授会議事要旨

4-53　2015（平成 27）年度農学部カリキュラム改正について（答申）

4-54　2014（平成 26）年度第 2 回人間学部教授会議事要旨（2014（平成 26）年 4 月 24 日）

4-55　2014（平成 26）年度第 4 回人間学部教授会議事要旨（2014（平成 26）年 6 月 12 日）

4-56　2014（平成 26）年度前期学習指導用チェックリスト（教員用）

4-57　2012（平成 24）年度第 8 回大学院経済学研究科博士後期課程部会議事録

4-58　2012（平成 24）年度第 8 回大学院研究科委員会（博士後期課程部会）資料 1　名城大学経済学研究科修士課程・博士後期課程 2013（平成 25）年度カリキュラム改正の趣旨（案）

4-59　2012（平成 24）年 12 月 7 日第 15 回定例大学協議会議事要旨（既出 3-106）

4-60　2013（平成 25）年度第 18 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-61　2013（平成 25）年度第 20 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-62　2013（平成 25）年度第 21 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-63　2013（平成 25）年度第 23 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-64　大学院人間学研究科外部評価報告書（2014（平成 26）年 3 月発行）　（既出 1-80）

4-65　2014（平成 26）年度大学・学校づくり研究科 FD 懇談会記録（第 1 回～第 4 回）

4-66　基礎ゼミナール配属一覧（掲示用）

4-67　理工学部教育改善委員会内規

4-68　2013（平成 25）年度名城大学理工学部研究報告　（既出 3-81）

4-69　大学院人間学研究科授業インタビュー報告書（平成 23 年度、平成 24 年度）（既出 1-78）

4-70　名城大学大学院大学・学校づくり研究科ウェブサイト　（既出 1-53）

URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/

4-71　名城大学経済学部ウェブサイト「新入生プログラム」

URL：http://wwwecono.meijo-u.ac.jp/program.html

４．教育内容・方法・成果（２）教育課程・教育内容

1．現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

教育課程が編成方針に基づいて体系的に編成されるようにするため、各学部・研究科の教育課程の改正に際しては、学位授与方針および教育課程編成方針に基づき検討するようにしている。検討結果を、学務センター委員会および大学協議会において全学的に協議する際には、各学部・研究科が作成したカリキュラムマップを提示させているので、授業科目を順次性をもって体系的に配置して開設する状況となっているかについても、確認することができるようになっている（資料 4－45）。特に教養教育については、大学協議会で指針を定め（資料 4－29）、学長を委員長とする教養教育科目調整委員会が時間割を含めて授業科目が適切に開設できるよう調整している（資料 4－72）。

研究科の教育課程については、専門の基礎と関連知識を学ぶコースワークと教員の指導の下で研究を進める中から学ぶリサーチワークを関係づけて配置しており、専門分野についての学識と実際的な研究能力をバランスよく身につけることができるようになっている。コースワークとしては、「特論」「研究」「演習」「実験」等の科目を開設し、それぞれの分野の基礎的素養と専門知識の習得をさせている。リサーチワークとしては、「研究指導」等の科目を開設している。

教職課程および学芸員課程については、教育職員免許法、同法施行規則、教職課程認定基準、博物館法施行規則等、および教職課程を置く各学部が定める目標、方針に基づいて、教員免許状および学芸員資格を取得するために必要な科目を履修できるよう教育課程を編成しているが、関係法令の変更や文部科学省の指導には適宜対応して見直しを行っている。さらに、教育課程の理科の指導法科目や学芸員課程の実習科目では、同一科目名であっても複数開講し、それぞれ所属学部に合わせた授業内容としている（資料 4－73、資料 4－74）。また、2010（平成 22）年度より、地域の理科教育の中核的な役割を担う教員の養成を目的に、独立行政法人科学技術振興機構の「理数系教員(コア・サイエンス・ティーチャー)養成拠点構築事業」に対応した科目を開設している（資料 4－75、資料 4－76）。

<2>法学部

法学部では、教育課程編成方針に基づき、総合基礎科目、外国語科目、導入科目、基幹科目、展開科目、演習科目を開設している。これらの科目群は両学科に共通で、1・2 年次は主に総合基礎科目、外国語科目を中心に履修できるよう科目を配置し、専門科目のうち導入科目（ステップⅠ）を 1 年次、基幹科目（ステップⅡ）の一部を 2 年次で開講している。3・4 年次には、展開科目（ステップⅢ）の授業を置いている。なお、学習上の効果等を考慮し、2 年次までに 48 単位を修得することを 3 年次進級の要件と定めている。

法学科では、法律学の基礎を身につけ、多様な進路選択を可能にするため、憲法・民法・刑法の科目を選択必修科目とし、9 科目 36 単位の中から 20 単位以上の修得を義務づけている。一方、応用実務法学科では選択必修科目を定めておらず、自己の進路や目的に合わせた柔軟な

科目履修を可能にしている。

演習科目は、応用実務法学科の専門性・実践性・国際性を備えた「法のスペシャリスト」の養成という教育目標に沿って、1 年次より履修できる各種の演習科目を配置している。なお、基礎演習（1 年次）および応用演習（2 年次）は応用実務法学科の学生が優先的に履修することができ、定員に余裕がある場合に法学科の学生にも履修を認めている。

また、特定の進路や専門性を持った人材の育成を目的として、選択制による 4 コース（法学科：法専門コース・行政専門コース、応用実務法学科：アジア法政コース・国際法文化コース）を開設し、希望者による少人数の演習科目等と履修推奨科目等を通じて進路や関心に合わせた教育を提供している（資料 4－4 p.2-15～2-18、p.2-24～2-25）。

<3>経営学部

経営学部は、2000（平成 12）年に商学部の改組によって 2 学科体制で設置された。それ以降、学部の教育目標にもとづき教育課程を全学共通教育部門と専門部門に分けて編成している。授業科目の履修系統は、専門基礎科目から発展専門科目へと配当学年を考慮するほか、会計科目の一部ではグレード（段階）履修制を導入した教育が行われている。「専門部門」には、各コースに対応した専門性を深めるために必要な科目が各部門に整備され、順次的な履修が可能となるよう配置されている（資料 4－7 p.2-5、p.2-9～2-31）。なお、2015（平成 27）年度に向けて教育課程改訂作業を進めている。

<4>経済学部

経済学部では、理念・目的を達成するため、学生や社会のニーズを考慮し、教育課程編成方針に基づき、授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

教育課程の柱は、全学共通教育部門と専門部門である。全学共通教育部門は 7 科目群で編成され、それぞれ体系的に授業科目を開設している。専門部門は次の 6 部門で編成されている。①専門基礎部門には基礎知識を涵養する科目、②ゼミナール部門には設定されたテーマを少人数で討議し研究を深める科目、③フィールドワーク・実習部門には学外に出て広い見識を培う社会フィールドワーク、国際フィールドワークなどの科目、④理論経済部門には経済現象を数理的あるいは理論的に解明し、統計的に分析する科目、⑤歴史・政策・金融部門には経済的諸問題を、歴史的文脈に位置づけて分析する経済政策の諸科目、諸外国の経済事情、物、サービス、資金の流れの考察、金融市場に関する科目、⑥現代社会部門には現代日本社会諸産業の特性や問題点、環境問題、環境ビジネスに関する科目が開設されている（資料 4－8 p.2-5～2-28）。

常に変化する学生や社会のニーズに対応し、定期的に教育課程の改編を行っており、2015（平成 27）年度からの新教育課程に対応した内容確認の作業を進めている。

<5>理工学部

教育課程編成方針に従って各科の授業科目を適切に開設するために、教育課程を 3 分野に分け体系的に編成している。専門科目、教養科目の位置づけは以下の通りである。

①総合基礎部門: 語学、体育、人文社会の科目がこの分野に属し、豊かな教養と国際的なコミュニケーション能力の向上を目指している。

②専門教育部門: 専門教育部門は理工基礎科目と各科専門科目に分類される。

③－1 理工学基礎科目: 専門科目の基礎科目として、数学、物理学、化学等が含まれる。また、倫理教育も含まれる。

③－2 各科専門科目: 各学科の教育方針、学習・到達目標を実践するための科目を構成している。

3 分野に分かれた教育課程を体系的に統括するために各学科授業科目履修系統図を作成し、調和のとれた教育に努めている。位置づけも含め『学生便覧』に掲載している（資料 4－9 p.2-5~2-141）。

<6>農学部

農学部の教育目標を達成するために、いずれの学科も教育課程には、全学共通教育部門と専門教育部門を設けており、科目名および卒業必要単位数は学生便覧に示されている（資料 4－12 p.2-12～2-15、p.2-20～2-23、p.2-28～2-31）。

卒業に必要な単位数（124 単位）に占める割合は、全学共通教育部門が 26 単位で 21%、専門教育部門が 98 単位で 79%の比率になっているが、専門教育部門の中で 3 学科共通の基礎教育科目群は 10 単位以上を履修することになっているため、この部分を教養としてみなすと、教養が 29%、専門（3 学科個別の専門教育科目群）が 71%となり、バランスが取れているものと考えている。

全学共通教育部門の科目構成は他学部と共通であるため、やや自由度に欠けるが、人間と文化科目群、人間と社会科目群、自然と環境科目群、言語コミュニケーション科目群、情報技術科目群、健康とスポーツ科目群、ならびに教養演習の科目が用意されており、教養人を養成するための十分な科目構成となっている。

専門教育科目群の構成は学科によって大きく異なっているが、各学科とも 3～4 の学系を設定し、学系ごとに履修モデルコースの科目を配置し、学系ごとに体系的に学習できるよう 1 年次から 4 年次まで開講科目の組み合わせを示している（資料 4－12 p.2-18～2-19、p.2-26～2-27、p.2-34～2-35）。

<7>薬学部

各講義科目をその内容から準備→基礎→応用→統合の段階に整理し、履修系統図に従って実施している。

本学では、名城大学としての教養教育を確立するため全学共通教育を導入している。その中で 1 年次には、薬学入門を配置し、高校から大学での学習へスムーズに移行できるように、化学・生物学・物理学の基礎を学び、またこれから薬学を学ぶための動機付けとなるよう体験学習を実施している。1 年次後期から 4 年次までは、専門薬学科目の履修が中心となり、最低限身に付けておかなければならない重要な科目として、ほとんどが必修科目となっている。

2・3 年次には、講義だけでは身に付きにくい学力の向上を目指し、系列毎に「基礎薬学演習」を設けている。また、「薬と疾病」系では、1 年次での「基礎生物学」「生化学」「機能形態学」をベースに 2 年次後期から、薬剤系の「薬物動態学Ⅰ」、病態系の「疾患と治療Ⅰ」、薬理系の「生理活性分子」が開講されている。3 年次では、それぞれの応用科目として、「薬物動態学Ⅱ」

「疾患と治療Ⅱ・Ⅲ」「薬の効き方Ⅰ」が開講され、知識を確実なものとし、技能を習得するための実習を並行して開講している。

4 年次前期には、これらの科目と、他のユニットの化学系及び健康と環境系の科目、既習の知識を復習するための演習、さらに既習の知識と技能を統合する科目として、「薬物治療学」を開講している。5 年次科目である「カルテを読む」「臨床薬局学Ⅰ」「臨床薬局学Ⅱ」「救命救急・院内感染予防」「臨床栄養療法学」においても、視点を変えるために医師、薬剤師に加え、専門的な資格取得者からも話を聞く機会を設けている。

<8>都市情報学部

都市情報学部の教育内容は、「新しい都市創造」を目指すものであるので、経済学、行政学、地域学および環境学を総合した広範な教養をもとに、今後の都市問題の解明に必要な高度な分析手法の開発に欠くことのできない情報処理を加えて、専門教育を 4 年間一貫して効率よく行うことを教育目標としている。このような目標をもつ学士課程に相応しいものとして、教育課程は、以下に示されるように、全学共通教育部門、専門基礎部門および専門部門の 3 部門で構成されている（資料 4－17）。

①全学共通教育部門：広範な教養を培い、創造的な知識と豊かな人間性の育成を目指す一般教育的科目を配している。必修科目以外の科目は各個人が幅広く自由に選択できる。また、外国人留学生および帰国子女（認められた者）のために、日本語等の科目を開設している。

②専門基礎部門：専門部門の基礎となる科目を 1 年次および 2 年次に配当している。都市情報学の基礎論の理解から、5 つの科目群に分かれる専門部門の履修に対するガイダンスの役割を果たしている。専門基礎部門の科目は、その履修により、専門部門のいずれの科目群に向いているかを自分自身で判断し、勉学（学習）意欲を高めるなどの効果を目的としている。また、専門部門の科目およびゼミナールでの学習の道具として、コンピュータを自由に活用でき、高度情報化社会で活躍するために必要な情報処理能力を習得することも目的としている。

③専門部門：地域主義を推進し、豊かで活力ある長寿社会と環境共生の実現に寄与する都市に関する諸々の専門知識と、都市問題を多面的に迅速・着実に解決することができる高度な情報処理能力の育成を目標とする科目を開設し、指導教員（ゼミナール担当教員）のきめ細かなガイダンスにより、5 つの科目群にわたる幅広い科目を履修する。情報・数理科目群を除く各科目群で指定した 2 科目（計 8 科目）は第 2 年次に開設し、できるだけ早い時期に専門部門に触れることで、専門部門の履修に対するガイダンスの役割を果たしている。

<9>人間学部

学部の教育課程編成方針に従い、授業科目を適切に開設している（資料 4－18 p.2-12～p.2-15）。基礎的な教養の修得を目的とする全学共通教育部門は、人間と文化、人間と社会、自然と環境、言語コミュニケーション、情報技術、健康とスポーツ、教養演習の 7 つの科目群から構成され体系的に編成されている。とりわけ英語科目はステップ性を採用し、順次性を踏まえた編成となっている。

専門教育部門は、専門科目のみならず初年度教育を担う導入教育科目を含めている。1 年次

には、大学での学習・探求への導き入れを目的とする「基礎ゼミナール」等の導入教育科目をはじめ、専門教育の基礎となる「心理学概論」「社会学概論」「異文化理解」等の基礎科目が設置されている。専門教育部門の各科目は、学年進行に伴い段階的に専門性を高めることを目的として、「導入」「基幹」「展開」に種別され、これに沿って、「導入」を 1 年次に、「基幹」を 2 年次に、「展開」を 3 年次以降とする配当学年を定めて順次性を配慮している。そうした順次生の中で、人間学部の専門分野である、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野が学べるよう、科目群が体系的に編成されている。学部教育の特色の一つである国内外での体験的な学習を目的とする「海外研修」「フィールドワーク」等の体験科目群、さらには、学部が重視する少人数で運営され課題解決型学習である「基幹ゼミナール」「卒業研究ゼミナール」といったゼミナール科目群も同様に、「導入」「基幹」「展開」に種別され、順次性を配慮し体系的に配置されている。

全学共通教育部門および専門教育部門のこうした 4 年間の学士課程の体系は、入学時に学生へ配布される『学生便覧』に掲載された「履修系統図」で明示されている（資料 4－18　p.2-16～2-17）。また、2013（平成 25）年度にはカリキュラム検討委員会においてカリキュラムマップを作成した（資料 4－77）。

<10>法学研究科

修士課程では、教育課程編成方針に基づき、セメスター制度の下で、専修分野ごとに、理論研究、判例研究、比較法研究といった連続性をもった内容を基本的な構成として授業科目が配置されている。修了に必要な単位数は 30 単位であるが、そのうち講義科目が 22 単位、研究指導が 8 単位とされており、コースワークとリサーチワークのバランスが図られている（資料 4－20 p.67～70）。また、行政書士会との連携講座として、各年度 2 科目ずつ行政書士のための実務家講座を開講している。これらの科目は修士課程在籍者を対象とするものではないが、行政書士の実務力向上のために開講されている。

博士後期課程では、研究指導科目ごとに、学位論文の作成、その他研究一般について担当教員の研究指導等を受ける科目構成となっている（資料 4－20 p.70）。専門的な研究を行うことを目的とする博士後期課程では講義科目を置いておらず、すべてリサーチワークに充てられている。

<11>経営学研究科

ものづくり系の経営学と実践理論を重視する経営学研究科には、「経営学・ものづくりシステムコース」と「会計学・ファイナンスコース」の 2 コースが設置されている。専修科目と関連科目を設置し、1 年次前期から後期、2 年次前期から後期にわたって、順次体系的にリサーチワーク（研究指導）8 単位、コースワーク 24 単位を修得する必要がある。

経営学・ものづくりシステムコースでは、第一線の企業実務家を投入し、従来の大学院教育に欠けていた実務教育と課題解決型講義を展開し、理論と実践を結びつけている。

会計学・ファイナンスコースでは公認会計士、税理士、中小企業診断士等の養成を考慮して科目群を用意し、また管理会計、環境会計、公会計等にも重きを置いている。

博士後期課程については、ものづくり経営系、ファイナンス系および、会計学・経営学・法

学等の既存領域が交錯する学際領域の理論研究（リサーチワーク）とフィールドワークを重視し、安定した基盤づくりを進めている（資料 4－20）。

<12>経済学研究科

経済学研究科は、理論経済・経済史、経済政策、現代産業構造を教育・研究の 3 本の柱としている。理論経済・経済史は、経済学の諸理論、統計学、経済史を順次基礎から積み上げ、先端の分野までをカバーしている。理論と現実との微妙な接点を丁寧に議論しつつ、伝統的な分野の拡大を図っている。経済政策は、財政、金融、労働、情報経済、国際経済、アジア経済、中国経済、環境経済などの分野を含むが、それぞれの分野における既存の成果と新しい問題を検討している。そして、現代産業構造は、中小企業、地域産業、工業経済、流通経済、農業、産業立地などをカバーしている。また、フロンティア産業研究という科目を設け、主に東海地域に拠点をおいて企業活動を展開している実業家との対話のなかで産業構造の現実を検討している。1 年次前期から後期、2 年次前期から後期にわたってリサーチワーク（「研究指導」）8 単位、コースワーク 24 単位を修得する必要がある（資料 4－20 p.83～86）。

<13>理工学研究科

修士課程における授業科目については、各専攻にそれぞれ 15～20 の特論、特別演習、特別実験（数学専攻においては講究）が配置され、大学院生にとって科目の選択においてかなり自由度のある教育を実施している。実際、数学専攻を除いた 8 専攻ではほとんどの学生が、修士課程の 1 年目に 22 単位（他専攻、他研究科の授業科目が 8 単位まで修得可、研究科共通科目を 8 単位開設）を履修する（コースワーク）。特別演習、特別実験は 2 年間に 8 単位を履修し合計 30 単位としている。特に 2 年目は特別演習、特別実験に集中できるようにカリキュラムを構成している（リサーチワーク）。数学専攻においても、ほとんどの学生が博士前期課程の 1 年目に講究Ⅰを含めた 22 単位を履修し、2 年目に講究Ⅱの 8 単位を履修し、合計 30 単位としている。このように、コースワーク、リサーチワークが適切に組み合わされ、指導が行われている。履修指導については年度始めにガイダンスを行い、余裕を持って研究課題に取り組むことのできるように指導している（資料 4－20 p.90～119）。

<14>農学研究科

農学研究科は、標準修業年限 2 年の修士課程と 3 年の博士後期課程からなっており、次のように教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を開設し、教育目標に沿った人材を輩出する教育課程を編成している（資料 4－20 p.125～128）。

修士課程は単一専攻なので、学部の 3 つの学科の学生が一つの教育課程（11 専修科目で成り立っている）で学修することとなる。2008（平成 20）年度新入生より、これら専修科目を学部における 3 学科に対応して 3 つの専修コース（生物資源学コース、応用生物化学コース、生物環境科学コース）に分けた。各専修科目は、その分野の最新の知見を体系的に講義する 2～3 科目の特論と特別演習、特別実験または特別実習を開講している。学生は、いずれかの専修科目を選択し、その専修科目で開講されている特論 4 単位、特別演習 8 単位、特別実験 4 単位及び農学特別講義（4 単位）の合計 20 単位を必修科目として履修し、それ以外に選択科目として

特論 10 単位以上を履修した上で、与えられた研究課題について多方面から考察し、修士論文としてまとめて農学研究科に提出し、審査に合格した者は修士（農学）の学位が授与される。以上のように修士課程では、学生が所属する専修科目を体系的に学修するだけでなく、それ以外の科目も履修して多方面の知識を修得しそれを基に研究を遂行する。専修コースを設けたことで、選択した履修科目と学生自身の専門性との関連が明確になるように配慮している。

博士後期課程では、以前は単位制がとられておらず、学位論文作成のための指導教員によるマンツーマンの教育が進められていたが、2011（平成 23）年度より単位制に移行し、修士課程の専修科目に対応した 11 の専修が設定され、それぞれの専修には特殊研究Ⅰ～Ⅵ（各 2 単位、合計 12 単位）が配置されている。学生は、いずれかの特殊研究を専修科目として選び、指導教員からマンツーマン体制で研究・学修のレベルに沿って体系的指導を受け（特殊研究Ⅰ～Ⅵ)、自立して研究を行う素養を修得する。博士論文は専修科目について作成する。学生は博士論文作成の過程で、深い専門知識と洞察力を有し、豊かな創造力と実践力を備えた高度な専門技術者および自立した研究者として成長することが予定されている。

以上のように、修士課程では研究テーマを解決するために関連する内容について幅広い専修コースから知識を修得でき、得られた知識を土台にして研究テーマについて多方面から広い視野で解決できる能力を身に付けることができる。また、博士後期課程では、研究テーマを解決するための知識を体系的に修得し、それを土台にして研究テーマを解決していく。即ち両課程とも、コースワークで修得した知識を土台にしてリサーチワークを完成させるバランスの良い教育課程を編成している。

<15>薬学研究科

薬学研究科における教育課程は、専門科目と関連科目に区分されている。専門科目には、学生の学位論文作成に係わる専修科目として「特論」と、学生が 4 年間にわたり学位論文作成のために行う実験・実習及び研究指導を行う「特殊研究Ⅰ～Ⅳ」を配置して、これを一つの専修分野とし、①環境衛生科学、②医療情報科学、③病態解析科学、④薬物治療科学、⑤薬物動態科学の 5 専修分野において高度な薬学教育研究を展開している。また、臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するための 6 ヶ月間の臨床薬学研修、臨床現場において外国人患者とスムーズにコミュニケーションができるように専門的な医療英語を修得するための医療英語特論、新しい薬剤師の職能が開発できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するための 2 週間の海外臨床研修を設定している（資料 4－78 p.6)。

「特殊研究Ⅰ～Ⅳ」は、1 年次では一般的な基礎理論と実験手法の修得、2 年次では研究の立案・遂行・評価法の考え方の修得、3 年次では研究の立案・遂行・評価の実践、4 年次で研究結果の解析と博士論文の作成、というように学年が進行するに従い研究能力を高められるように設定されている。

学生は、所属する専修分野の特論（4 単位）と特殊研究Ⅰ～Ⅳ（計 20 単位）を必修科目として修得する。特論科目は複数の教員によるオムニバス形式で進められ、専修分野に関する知識を広く身につけられる。また、特殊研究は主指導教員と副指導教員の複数の教員により具体的な研究指導が行われ、特論と特殊研究を履修することで、幅広い知識・技能が身につくよう配慮されている。なお、高度な研究能力を身につけるために、リサーチワークの比重が高くなっ

ている（資料 4－78 p.6）。残り 6 単位以上は、他の専修分野の特論科目もしくは関連科目から選択履修することで、より幅広い科学的知見の修得を目指す。

<16>都市情報学研究科

修士課程においては、「社会システム学」と「都市創造学」の 2 つの学系を専修分野とし、各専修分野に 4 つの科目群からなる特論（計 23 科目）と特別研究 1 科目を設けている。すなわち、社会システム学専修分野には政策、行財、人間と情報、サービスサイエンス（共通科目）の科目群を、都市創造学専修分野には基盤、環境、地域、サービスサイエンス（共通科目）の科目群を配当している。

サービスサイエンス科目群には、サービスを民と公の立場で設計・評価するため、サービスサイエンスの総論や関連する地域連携の手法を修得するのに必要な科目を導入することで、一般学生のみならず、社会人学生にも魅力ある教育課程構築を目指している。

修士課程学生は 1 つの専修分野に所属し、23 科目の特論科目から 10 科目 20 単位以上（ただし、所属専修分野科目群から 6 科目 12 単位以上、サービスサイエンス科目群以外から 4 科目 8 単位以上）を選択する必要がある。

さらに、学生は所属専修分野において指導教員から特別研究（1 科目）の指導を受けて修士論文をまとめることになっており、リサーチワークの柱となっている。特別研究には 10 単位を配当しており、コースワークに相当する特論科目とのバランスは適正である。

<17>人間学研究科

人間学研究科の人材養成目的である「人間に関するテーマを探究・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする」を実現するため、研究科の開設にあたって 4 要素を柱とし、大学設置審議会からの意見も踏まえながら教育課程の構築を行っている（資料 4－20 p.149）。そして、以上の要素を『名城大学大学院ガイド』に掲載し、人間学研究科の教育課程を分かりやすく伝えている（資料 4－21 p.46）。

なお、共通科目「人間学特別演習」「コミュニケーション特別演習」は、リサーチワークに取り組むための基礎を修得できる授業内容であり、必修科目である。リサーチワーク「人間学特別研究」8 単位も必修科目であり、1 年次前期から後期、2 年次前期から後期にわたって修得される。学生が 30 単位で修了する場合、共通科目 4 単位、リサーチワーク（「人間学特別研究」）8 単位、コースワーク 18 単位を修得する必要がある（資料 4－20 p.149）。

<18>総合学術研究科

総合学術研究科は、「自然と人間の共生」という理念のもとに、教育課程編成方針を定め、これに基づき、理系・文系の広い視野から物事を見ることができるよう教育課程を編成している。

博士後期課程では、「自然・環境科学」と「人間科学」の 2 つの専修分野を基盤に置き、「自然・環境科学」専修分野には「物質・環境科学特殊研究」および「生物・環境科学特殊研究」を、「人間科学」専修分野には「人間・社会科学特殊研究」および「生命科学特殊研究」を配置している（資料 4－20 p.155～162）。

博士前期課程では、これら 4 つの領域を「物質・環境科学」「生物・環境科学」「心理学」「生命科学」の 4 専修コースとする専門コア群を編成し、広い視野に立った学識を身に付けるために基幹授業科目として特論を 23 科目、並びに関連授業科目として特論を 2 科目開設するとともに、他研究科履修制度を設けている。講義科目は、入学時に選定した専修コースの特論を 1 科目（2 単位）および他の 3 専修コースから特論を各 1 科目（計 6 単位）、総合的な討論とプレゼンテーションの技能を育成する総合コア群 2 科目（4 単位）、実験・実習／演習科目として特別研究（2 年間で 12 単位）を履修し、単位を修得することを修了要件とし、コースワークとリサーチワークのバランスを図っている。

また、理系・文系の枠を超えて本研究科の理念を教育の中で実践するために、各学期のはじめに教員と大学院生の全員参加による「総合コアプログラム」を実施している。

さらに、2009（平成 21）年度より、「総合コアプログラム」に基づき、「総合学術特論」を開設し、より体系的な文理融合教育を行っている（資料 4－79）。これらの授業科目と並行して 4 専修コースそれぞれに「特別研究」を開設することにより、研究能力の養成を行っている。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の教育課程は、編成・実施方針に基づいて、①プロジェクト科目群、②方法論科目群、③実物・実習科目群、④統合科目群、⑤研究指導科目群、⑥関連科目群の 6 つの科目群から構成されており、各授業科目は、学修のスコープ（範囲）とシーケンス（順序）に従って、各年次・学期に配置されている。

プロジェクト科目群は、大学・学校づくり研究科の専門教育のコアとなるものである。この科目群を基盤とし、1 年次前期必修科目である大学・学校調査方法論（方法論科目群）での学修成果を、教育フィールド調査Ⅰ・Ⅱ（実物・実習科目群）において応用し、2 年次前期の「大学づくり論」または「学校づくり論」（統合科目群）、さらに修士論文（リサーチワーク）へと有機的につなげることとしている。

リサーチワークである修士論文作成は、研究指導科目群を中心に支援している。研究指導科目群では、学生は主指導教員の指導を受けるが、随時、副指導教員の指導も受けることとしており、視野狭窄に陥らないように努めている。

<20>法務研究科

省略

（２）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

学士課程の専門教育については、各学部の教授会において各学科に相応しい教育内容を決定し、教務委員会が運営主体となって提供している。教養教育については、教養教育科目調整委員会の下に専門委員会を設置して、学部間の相互連絡を図っている。

学士課程の初年次教育は各学部が中心となって実施している。全学的には高大接続の観点から支援を行っており、大学での学びに早期に適応できるよう、正課授業に加え、さまざまな形での学習機会を提供している。推薦入試合格者に対しては、学習習慣を維持し、入学後に円滑

に大学での学習を開始できるようにする機会として、入学前学習支援プログラム（Meijo Encouraging Program：略称 MEC）（資料 4－80）を実施している。また、入学後、学力に不安を覚えた学生に対するリメディアル教育として、名城サプリメント教育を実施している（資料 4－81）。

修士・博士課程については、各研究科の「学位授与方針」「教育課程編成方針」に基づき、また、学士課程教育の成果も踏まえて、それぞれ専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。

学士・修士・博士のいずれの課程についても、教育課程の適切性を確保するため、教育課程を改正する場合は、各学部教授会または研究科委員会にて審議の上、学務センター委員会の議を経て、大学協議会で全学的観点から審議・承認を行っている。その際、大学協議会では、単なる学則改正の是非に留まらず、カリキュラムマップと合わせて確認することで、学位授与方針との整合性や教育課程の体系性を検証している（資料 4－45）。

<2>法学部

総合基礎科目に、哲学、心理学、歴史学など、大学生としての学びや法律学の学習に必要な基礎教養を身につけるための科目を配置している。また、学生の実践的活動を促進するため、情報リテラシー、ボランティア入門、インターンシップなどの科目も置いている。

専門教育では学年ごとに次のような科目を配置している。まず、1 年次を対象とする導入科目として、憲法Ⅰ、民法Ⅰ、刑法Ⅰ、企業法Ⅰ等、基本六法科目の導入的・基礎的な内容の科目を、教育効果を考慮して基本的に 1 年次後期に開講するよう配置している。また、日本法制史、政治学といった基礎的な講義科目や法律学習方法の基礎を学ぶリーガル・リサーチといった演習科目に準ずる少人数の講義科目も開講している。

2・3 年次を対象とする基幹科目群には、基本六法科目に加え、行政法Ⅰ・Ⅱ、労働法、国際法等の各専門分野や、基礎法科目・政治学科目などを網羅的・体系的に配置している。

3 年次以上を対象とする展開科目については、公共政策・国際関係科目、市民生活関連科目、ビジネス法科目、基礎法科目を配置し、学生に学修の選択肢を与えている。

なお、各専門分野において専門的ないし実践的な内容の教育を提供するものとして、さまざまな特設科目を適宜開講し、学生の進路や興味に応じた授業が展開されている。

このほかに、20 人ほどの少人数教育を施すものとして、基礎演習および応用演習（応用実務法学科のみ）、ならびに専門演習および卒業研究演習（両学科開講）を配置して、基礎力の向上ならびに実践力・応用力の育成を行っている（資料 4－4 p.2-15～2-31）。

さらに、初年次教育の重要性に鑑み、体系的な履修をすることができるように、全体説明のみならず、先輩学生による履修相談会を開くなど、オリエンテーションでの履修指導を強化している（資料 4－82）。

基礎演習やリーガル・リサーチなどの少人数科目を中心に 1 年生に対して積極的に履修を促している。これらの授業では、法的なものの考え方、大学生のレポートの書き方、資料の調べ方、条文の探し方・読み方、ディスカッションやディベートの実践など、大学生としての、また、法律初学者としての学び方を修得させている。

これらの少人数科目での活用を目的として、2013（平成 25）年度に『法学部学習スタート

アップ素材集』を制作した。2014（平成 26）年度より、担当教員の判断によって少人数科目で利用されているが、法学や憲法Ｉなどの大人数の科目でも一部使用され、ノート作成やレポート執筆の指導に役立てられている（資料 4－83）。

また、法学の授業では、法とは何か、法は何のためにあるのかといった基本的な内容から、条文解釈の方法、各法分野の導入部分などの教育を施している。

高大連携事業として、特設科目Ｉ（実践法教育）で模擬裁判の実践を附属高校の生徒とともに実施している。この授業は、学生が 1 年間かけて刑事裁判や裁判員制度の基礎を学び、模擬裁判のシナリオ作成や評議の方法の検討等の準備を重ね、次年度法学部への入学予定者である附属高校の生徒とともに模擬裁判を実践する授業である。こうした取り組みは 2010（平成 22）年度から行っており、模擬裁判の形式となったのは 2012（平成 24）年度からである（資料 4－84）。

教育課程の適切性については、何らかの問題が生じた際に適宜、検証を行っている。たとえば、留年率や卒業率のデータをもとに、個々の科目の学年配当や開講時間帯、開講コマ数が学生の履修にとって適切かどうかについて、教務委員会が主体となって検証し、教授会で議論している。特に、キャップ制が適切かつ有効に機能しているか、専門教育科目の学年配当が学生の教育効果にとって適切かどうか、基礎演習、応用演習、リーガル・リサーチ等の少人数科目の収容人数が適切かどうかなどについて、その都度検証を行っている。

これらの検証のうち、上記の少人数科目の収容人数については、次年度の時間割編成時に定期的に検討しているが、その他の事項については、教務委員や学部長、その他の教員からの提案に基づいて適宜、検証を行っている。

教育効果の点からさらに必要と考えられる科目は「特設科目」として適宜開講しているが、その内容等の適切性の判断は、その科目の担当教員や各部門で行っている。専門教育科目の学年配当に関する判断も各部門の判断に委ねてきたが、学部全体の教育上の必要性を検証する意味で、2014（平成 26）年度より、各部門の判断を尊重しつつ、教務委員会が把握をするというしくみを採り入れることとした。これにより、カリキュラムの見直しや運営上の問題点の整理を教務委員会が一元的に行う体制を整備した（資料 4－85）。

<3>経営学部

経営学部では、経営学科と国際経営学科を開設し、それぞれの特徴を示し体系化した教育課程を編成している。

経営学科は、「マネジメントコース」「流通・マーケティングコース」「会計・ファイナンスコース」の 3 コース制をとっている。主要専門部門には各コースに対応した専門性の高い科目を段階的かつ体系的に配列し、「マネジメント」部門が「現代経営管理論」「経営戦略論」「国際経営戦略論」「人的資源管理論」など 20 科目 40 単位、「流通・マーケティング」部門が「マーケティング論」「国際流通論」「小売企業経営論」など 16 科目 32 単位、「会計・ファイナンス」部門が「財務会計論」「管理会計論」「原価計算論」など 27 科目 54 単位を開講している。学校教育法第 83 条にいう「深く専門の学芸」を教授できる体制を敷いている。

国際経営学科は、世界各地域の社会構造・歴史・文化・言語などを認識した体系的な「国際経営学」を教授する体系的に学習することをめざしている。このため、国際経営学科に配置さ

れている専門科目は、「国際経営・経済学」部門、「国際地域」部門、「経営学」部門、「会計・ファイナンス」部門、他によって構成されている。それぞれの部門には、「国際経営論」「アメリカ経済論」「国際金融システム論」「現代海外事情」「国際比較経営史」「アジア経済論」「国際交通論」「国際コミュニケーション論」「マーケティング論」「マーケティング戦略論」他の、専門性の高い主要科目を段階的かつ体系的に配置して、経営学科と同様、深く専門の学芸を教授できる体制を敷いている。

また、両学科とも、野村証券や東海東京証券による寄附講座や、経営者の外部講師による「起業講座」を開設するなど実務的講義も開設し、理論が実社会においてどのように展開されているか理解を深められるように配慮している。

これらの講義科目以外に、少人数のゼミナール教育やインターンシップ、そして国際フィールドワークといった実践科目を加え、学校教育法第 83 条に記される「知的・道徳的及び応用的能力」を展開させることを狙っている。両学科とも少人数教育に力点を置いており、1 年次の基礎ゼミナール（通年必修）、2 ～4 年次の専門ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲと、全学年にゼミナールを開講している（資料 4－7 p.2-5、2-9～2-31）。

初年次教育としては、1 年次の「基礎ゼミナール」は必修科目であり、初年度教育としての導入教育的位置づけも持たせている。また、入学式直後に新入生歓迎会を実施し、改善を重ねている（資料 4－7 p.2-5、2-9～2-31）。この歓迎会は、学生による実行委員会が中心となって毎年 4 月に開催している。新入生が、早く大学生活に慣れ、友人を作り、教員との親睦等をはかることができるように企画している。

教育課程の適切性の検証は、2005（平成 17）年度のカリキュラム改正の際に重点的に実施した。その後も、関連する学部委員会、系列会議（経営、会計・ファイナンス、語学）など定期的に見直しと検証が進められ、カリキュラム改革に反映されている。

2010（平成 12）年度の改正では、すでに述べたように 1 年次から 4 年次までゼミナールを必修科目とした。また 1 年次に、経営、マーケティング・会計等の入門科目を配置した。これらの改正に際しても、系列会議や関連する学部委員会でそれぞれの教育課程の見直しを行い、適切性を検証した。

<4>経済学部

経済学科と産業社会学科に、4 年間の学科別教育課程を全学共通教育科目と専門部門に分けて開設している。4 年間で効果的に履修修得できるようバランス良く配置し、1 年次には専門基礎分野、基礎ゼミナール、全学共通教育科目等の基礎的科目から順次履修するように配慮している。2 年次以降は専門分野に進み、各学生の目指す分野を中心に履修できるよう、分野別に専門性の高い内容の科目を多数提供している。

経済学部では、経済学科、産業社会学科が相互補完的な機能を持つように、2 学科共通に専門基礎部門、ゼミナール部門、フィールドワーク・実習部門、理論経済部門を設け、経済学科では、歴史・政策・金融部門を、産業社会学科では現代社会部門を固有に設置している。

専門基礎部門には、経済学を学んでいく上で不可欠な基礎知識を涵養する科目を配置し、その中でマクロ経済学入門、ミクロ経済学入門、経済理論入門、現代資本主義入門は必修科目としている。

両学科とも、少人数教育に力点を置き、1 年次には基礎ゼミナール、2・3 年次には専門ゼミナールⅠ・Ⅱを、4 年次には専門ゼミナールⅢ（卒業研究）を開講し、課題設定・問題解決力の育成に重点を置いている（資料 4－8 p.2-9～2-28）。

初年次教育としては、基礎ゼミナールを全員履修とし、10 名～15 名の少人数制により初年度に必要な基礎内容、大学生活の重要性、自己管理、将来設計等を徹底指導している。また、経済学を学んでいくうえで不可欠な基礎知識を涵養する科目を配置し、その中で専門基礎部門の必修 4 科目は、初年度に履修し、単位修得するよう指導している。

基礎ゼミナール履修時には、2・3 年次履修の専門ゼミナールのレポートフェスティバルにも参加し、初年次からグループで課題を見つけ、調査、発表するという一連の学習方法を身に着ける機会を設けている（資料 4－86）。

教育課程の適切性の検証としては、教育課程を定期的に教育課程を見直すためにカリキュラム検討委員会を設置し、社会の変化に応じた教育内容になるよう、常に検討している。授業内容については、教務委員会でシラバスを毎年見直し、各科目の内容の適切性を検証している。

<5>理工学部

教育課程編成方針に従って各学科の授業科目を適切に開設するために、教育課程を 3 部門に分け、それぞれの分野で各課程にふさわしい教育内容の提供に努めている。

①総合基礎部門：理工学部では 4 年間を通した英語の教育を実施しており、英語の科目は 1 年次から 3 年次まで配置している。4 年次生に対する英語教育は卒業研究指導の中で行われている。第 2 外国語は 1・2 年次に配置している。人文社会は豊かな教養と倫理観を養うために重要な科目なので、1 年次から 3 年次まで配置している。

②理工学基礎科目（専門教育部門）：この科目は専門の基礎科目にあたるので 1 年次に配置している。

③各学科専門科目（専門教育部門）：科目の配置は各学科の教育方針に任せているが、各学科とも 2 年次に専門基礎科目、3 年次に専門応用科目、4 年次に卒業研究中心の配置を行っている（資料 4－9　p.2-5～2-141）。

初年次教育、高大連携に配慮した教育としては、下記のように実施している。

①推薦入学の学生を対象にして入学前教育（MEC プログラム）の受講を推奨している。

②1 年次の学生に対して前・後期を通して英語、数学、物理学、化学の基礎演習を開講している。

③少人数（数名）教育を目的にした基礎ゼミナールが前・後期を通して開講されている。

④1 年次の数学教育は学生の到達度に応じてきめの細かい教育が施されている。

⑤数学や物理学には相談室が開設されており、理解が十分でない学生は相談できる体制を整えている。

教育課程の適切性の検証は、全教員が毎年学生便覧の記述を教務委員会を通してチェックすることにより行っている。また、理工学部は教育課程全体のチェック機関として学部内に学部評価委員会を置いている。これらの委員会を通して教育課程を毎年チェックしている。これらの方針が学生の教育や社会の要請にそぐわなくなったとき、学科の教員にて議論し、教務委員会で審議され、教授会の議を経て学部長により認定される（資料 4－1）。

<6>農学部

全学共通教育部門において、人文社会系科目群、情報科学科目群、健康とスポーツ科目群などは、農学部学士課程の開講科目として相応しい内容を提供している。

専門教育部門については授業のみならず実験・実習・演習を充実させており、各学科の教育目標に相応しい教育内容を提供していると評価している（資料 4－27）。

なお、さらに知見を広げたい学生のために、他学科、他学部、他大学履修ができるようにしてある。他学科で修得した単位は専門教育部門として 20 単位まで卒業に必要な単位として認定しているが、他学部、他大学に関しては 10 単位を上限としている（資料 4－12 p.2-9）。

初年次教育として 1 年次の専門教育部門基礎教育科目群では、生物学と化学にそれぞれ 4 単位を配し、前期で開講しているのが特徴である。農学部の基礎教育として生物学と化学は特に重要であるが、これらを高校時代に履修していない学生も入学している。そのため、専門基礎科目と位置づけ、4 単位を充てている。また、生物学実験と化学実験も 1 年次で開講し、生物学および化学と合わせて履修することにより、より深くその内容を理解させるとともに、実験を行うにあたっての細かなルールを学習してもらっている。これらは 2 年次以降の実験・実習・演習や卒業研究の履修に対して、極めて有効である。物理学、数学、地学は農学部として専門基礎教育の位置づけをしている。

高大連携に配慮した教育内容として、推薦入学で農学部に入学した附属高校の SSH コース（文部科学省支援）の卒業生が 1 年次から農学部の研究室において研究を行っており、過去 5 年間で合計 9 名の学生がこの配慮を受けた（資料 4－87）。これによる教育は、彼らの高校時代の学習を発展させるとともに、大学の 1～3 年次の学習をも充実させ、さらに 4 年次の卒業研究をレベルの高いものにすると考えられる。

教育課程の適切性の検証として、農学部全体および各学科では、教員全員で、開講科目について年度ごとに審議・検討を加えている。特に農学部全体では各学科および教養担当の教員がメンバーとなったカリキュラム検討委員会が教育課程改正を目的として設置され、教育課程の適切性について継続的に検証してきた（資料 4－53）。この委員会は、教養教育部門や専門教育部門について、カリキュラムポリシーとの整合性を確認し、初年次教育が正しく機能しているかや、基礎科目・専門科目および講義科目・実験実習演習科目の連動性の効果を検証するとともに、学生が興味を持って学習し、将来役に立つかという観点からも改善を継続している。

また、毎年 2 月に開催される 4 年次生対象の農学部卒業研究発表会では、ポスター発表と口頭発表が連動しており、特にポスター発表では、農学部全教員が主に自学科のポスターを回って 4 年次生に対して口頭試問を行い、1～3 年次の教育課程の適切性を、達成度の観点から評価している（資料 4－88）。卒業研究は 4 年次における単なる 1 科目という枠を超えた、1～3 年次の基礎科目・専門科目および講義科目・実験実習演習科目の集大成とも位置づけられており、同じく 4 年次の科目であるゼミナールⅡとともに、教育課程の適切性の検証に寄与している。

<7>薬学部

薬学部が掲げる教育目標実現のため、カリキュラムポリシーに基づいて教養科目と専門科目を有機的・総合的に捉えた 6 年間の一貫した学士課程教育を可能とする薬学教育カリキュラム

を編成し、薬学部独自で作成している講義概要には、履修系統図を示し、各科目間と薬学教育モデル・コアカリキュラムとの関連を明示している。そして、薬学教育モデル・コアカリキュラムの精神に従い、これまでの何々学といった縦割りの授業科目だけでなく、基礎から応用に至る科目横断的な統合型薬学教育部門を設けたことが大きな特徴である。

また、科学的視点を身に付け、問題解決能力を醸成するために各研究室に配属し、研究テーマに沿った実験を行う「薬学卒業研究・演習」の履修を必修としている（資料 4－13 p.2-7～2-11、資料 4－31）。

さらに、科学や医療・薬学の分野で必要とされる英語力を身につけるために、英語教育を重視し基礎薬学英語を必修科目としている。研究室配属後は学生自らが英語論文を読んでセミナーを行う文献講読セミナーも全員履修の必修科目となっている（資料 4－13 p.2-7～2-11、資料 4－31）。

初年次教育として、薬学部の薬学教育カリキュラムでは、高校から大学での学習へスムーズに移行できるように、また患者、疾病ならびに薬物を理解するための専門薬学科目の準備として、化学・生物・物理学の基礎科目を配置している。また、これから薬学を学ぶための動機付けとなるよう医療人に求められるヒューマニズムや医療倫理を身につけるための体験学習（薬学入門Ⅰ・Ⅱ）を重視した教育課程を編成している（資料 4－13 p.2-7～2-11、資料 4－31）。

薬学部の薬学教育カリキュラムの適切性については、学部教育検討委員会および教務委員会で検証を行い、問題点や課題の整理とその解決方策を検討している。その検討内容については、教授会に諮り、審議するといった体制で検証を行っている（資料 4－89）。

<8>都市情報学部

全学共通教育部門における一般教養科目は 19 科目であり、「幅広さ」の観点からは、さらに多くの科目数が用意されればなおよいが、学士課程教育として現状で特に問題は見出せない。また、全学共通教育部門においては、外国語科目を必修としており、入学時点で英語を不得意とする学生に対しても、その能力に応じた英語教育を提供している。

推薦入学者で基礎学力が不足する学生には、入学前学習プログラム（MEC プログラム）への参加を促している。その他、学部独自の取組として、入学者全員を対象とする「ファンデーションコース」を実施している。これは、基礎学力を向上させるための素養を身につけることを目的としており、前期の毎週 1 コマの授業時間を表現力の向上・数的思考力の向上に関する指導にあてるものである（資料 4－90）。入学前および初年次におけるこのような取組により、学士課程教育として提供される教育内容の質を維持することが可能となっている。

初年次教育においては、高等学校教育からのスムーズな接続に留意している。たとえば「都市情報学概論Ⅰ・Ⅱ」（1 年次配当）は、授業をオムニバス形式で進め、専任教員全員が授業を 1 回ずつ担当することで、各教員が専門とする分野に接することができる。その際、履修者が高校までに得た知識を考慮して都市情報学の全体を概観することにより、都市情報学への理解を促すことができるように配慮している。また、「コンピュータ演習Ⅰ・Ⅱ」（1 年次配当）は、高等学校における教科「情報」からのスムーズな接続に配慮し、授業内容を工夫している。すべての受講クラスに同一の教材・課題を用いて、同じ進度で授業を進めることで、統一された均質な授業内容の提供と公平な成績評価を保証している。

高大連携に関して、都市情報学部と愛知県立犬山高等学校は、高大連携に関する協定を締結している。毎年夏期に、高大連携講座を開講しており、受講生は科目等履修生として参加している。3か年に渡る履修を修了し、都市情報学部へ入学した場合は、協定に基づき、「ディジタルメディア表現入門」（専門基礎部門：2単位）の単位を認定している。その他にも、岐阜県立東濃実業高等学校、岐阜県立可児高等学校に対しても、毎年夏期に、高大連携講座を開講しており、高校生が大学教育に直接触れることができる機会を提供している。さらには、高等学校への「出前講義」も、学部独自のウェブサイト上で、継続して広く受け付けている（資料 4－91）。

都市情報学部では、毎年5月～7月に高校訪問を行っており、東海地方の高等学校を中心に、多数の高等学校を専任教員全員が分担して訪問している。その中で、進路指導担当の高校教員との面談を通じて、高校生の興味の動向やニーズに関して聞き取りを行っており、それを持ち帰って、入試委員会を中心に精査・検討することで、都市情報学部が提供する教育課程が高校からの進学者にとって魅力的なものであるか、また学士課程教育として適切であるかを検証している。

都市情報学部は、「新しい都市創造」を目指すものである故に、変化が激しい現代にあって、時代の要請に応えていくことも非常に重要であると考えている。そのような観点から、2008（平成20）年度よりカリキュラムを大幅に変更した。同時に、それまでの5系制（財政・行政系、経済・経営系、開発・環境系、地域計画系、情報処理系）を廃止し、新たに2コース制（「アナリストコース（理系コース）」「プランナーコース（文系コース）」）を設置した。これは、都市情報学部の教育課程により、どのような知識・スキルが身につき、将来どのような専門性に結びつくかを具体的に説明することを目的としている。さらに、2015（平成 27）年度から、新教育課程を導入することが決定している。

<9>人間学部

人間学部では、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の3分野を学ぶことで、人間性豊かな実践的教養人を養成している。そこで、3 分野にわたる学部の学問領域全体の俯瞰を目的とする「人間学総論」、大学での学びの導入を少人数で学習する「基礎ゼミナール」、さらには、そうした 3 分野の基礎を学ぶ、「心理学概論」「社会学概論」「異文化理解」を 1 年次の必修科目としている。

学部が重視する少人数教育に関しては、3年次の「基幹ゼミナール」、4年次の「卒業研究ゼミナール」を必修科目とし、とりわけ「卒業研究ゼミナール」では卒業論文の作成を課すことで課題解決型学習を実施している。学部の特色ある科目である「体験科目」群は4単位を選択必修とすることで、「海外研修」「フィールドワーク」による国内外での体験を通した実践的な力量を高めることを促している。専門科目は 72 単位以上を選択科目としており、広く視野をもって専門性を高めることができるよう3分野全てを学ぶことによって単位数を充足できるよう編成されている。

全学共通教育部門は7つの科目群から構成されているが、幅広い教養と基礎的な力を養うために、「人間と文化」「人間と社会」「自然と環境」「言語コミュニケーション（英語）」「情報技術」「教養演習」を選択必修として、英語は 4 単位以上、その他は 2 単位以上を履修すること

を求めている。英語科目では、プレイスメントテストの結果に基づいた能力別・少人数クラス編成を導入することにより、学生の習熟度に応じた指導が可能となっている（資料 4－18 p.2-11）。こうした教育内容は、学士課程教育に相応しいものと判断している。

初年次教育としては、「基礎ゼミナール」、専門教育部門における基礎科目群のうち 4 科目を 1 年次の必修科目として設置し、すべての科目を学部の専任教員が担当している。「基礎ゼミナール」は、学部での学びに必要となる基礎的なアカデミック・トレーニングを小集団で行うとともに、高校から大学そして社会へとつながる学生の人格形成を支える役割を担っている。基礎科目群の 1 年次必修科目「人間学総論」は学部の学問領域全体を鳥瞰させることを目的とし、1 回ごとに人間学部教員が持ち回りで担当するオムニバス形式の授業形態をとっている。同様に基礎科目群の 1 年次必修科目である「心理学概論」「社会学概論」「異文化コミュニケーション」は、学部の研究分野の基礎を学ばせることで、専門教育への円滑な導入を目的としており、授業経験豊富な教授陣が担当している。

高大連携としては、本学附属高等学校国際クラスとの間で高大一貫教育を実施している。学部教員が附属高等学校で国際クラスの外国語授業を一部担当している。また国際クラス 2 年生が本学天白キャンパスで学部教員による授業「心の科学」「コミュニケーション論」を履修し、人間学部における基礎的な学びを早期に修得させることで学部進学後の学びの発展を促進するという、高大連携のメリットを享受できるようにしている（資料 4－18 p.2-10、資料 4－21、資料 4－92）。

教育課程の適切性は、学部に設置された学務委員会によって定期的に検証されている。学務委員会は、教育課程を担当する教務系と学修指導を担当する学生系から構成され、それぞれの系に学部長から指名された委員長が、委員会の議事進行および取り纏めを行っている。委員会委員は専門教育部門の科目群である「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の各科目群毎に 1 名以上選出され、教務担当の学部事務職員とともに、教育課程全般を検討できる人員構成となっている。教務系学務委員会は原則月 2 回開催され、日々の教育活動における教育課程の問題点を洗い出すことで、教育課程の検証を定期的に行っている。教務系学務委員会で検証された教育課程の適切性は学部教授会で審議され、それによって学部全体に共有され、改善がなされる手続きとなっている。

こうした日々の教育課程の改善が、長期的な展望を備えたより適切な教育課程の編成につながっている。2015（平成 27）年度より教育課程の一部変更を行う予定であるが、そのために 2013（平成 25）年度よりカリキュラム検討委員会が学部に設置され、学部長に指名された委員長が中心となり、教育課程の編成作業が行われてきた。カリキュラム検討委員会の委員は、専門教育部門の科目群である「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の各科目群毎に 1 名以上選出され、学部事務職員とともに、教育課程全般を俯瞰しながら改善できる人員構成となっている。カリキュラム検討委員会で検討された教育課程全般の改善は、その適切性が教授会の場で審議され、了承を得ることで、その適切性が検証される手続きをとっている（資料 4－93、資料 4－94）。

<10>法学研究科

修士課程には、各専修分野で身につけるべき基本的能力の涵養に相応しい科目が配置されて

いる。また、幅広い関心と研究の高度化に対応するため、関連分野としてさまざまな特別科目も開講されている（資料 4－20 p.67～70）。

博士後期課程には、学位論文の作成や研究活動についての指導教授からの研究指導を受けるため、科目ごとの特殊研究が置かれている（資料 4－20 p.70）。

教育課程の適切性については、次年度の教育課程の編成時に、修士課程部会で検証を行っている。特に、科目担当者の適切性については、慎重かつ十分な検証を行っている。

<11>経営学研究科

修士課程では、セメスター制をとっており、講義科目は半期 2 単位である。指導教員によるゼミナール形式の研究指導は、2 年間 8 単位で、修士論文合格によって与えられる。

留学生を含め院生が 32 単位以上の修得と修士論文の合格という修了要件を充たすため、各コースに適切な科目群が配置されている。またこれ以外に毎週土曜日開講の 4 週間で完結する講義や研究の理論的展開を深めるために中部地区大学院単位互換制度がある。実務の重要性を理解してもらうため、厚生労働省「教育訓練給付制度」や大学院経営学研究科長期実務研修制度等の各種制度を導入し、院生のニーズに応えると共に、専門分野の高度化に対応している（資料 4－20）。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会で教育課程の再編成を審議する際に行っている。審議結果は、さらに大学協議会で審議され、全学的立場からの検証を受けている。

<12>経済学研究科

修士課程では、全ての講義科目が通年 4 単位であり、指導教員によるゼミナール形式の研究指導は、2 年間を通して 8 単位であり、修士論文合格と共に与えられる。「3 本の柱」である理論・歴史、経済政策、現代産業構造の 3 分野に講義科目がそれぞれバランスよく 8 科目ずつ、研究指導 24 科目が開設されている。理論・歴史、経済政策分野には、経済学の伝統的な科目および地域研究的な科目が配され、現代産業構造分野には、中小企業や地場産業、東海地域の分析的な科目が集められている（資料 4－20 p.83）。このような教育内容を提供することにより、専門分野の高度化に対応している。

博士後期課程の科目は、修士課程以上に専門分野の高度化に対応できるものを提供している。講義科目である特殊研究と研究指導である演習が 15 科目ずつ開設されている。特殊研究、演習ともにすべて通年 4 単位である。学生は、3 年間を通して 12 単位以上を履修しなければならない（資料 4－20 p.85～86）。

教育課程の適切性の検証を進めた結果、2013（平成 25）年度以降、博士後期課程の研修指導を担当する教員を、修士課程に対応して、理論・歴史、経済政策、現代産業構造の 3 分野に編成しなおした。博士後期課程の研究指導は教員ごとに行われていたが、この再編成により、組織的に研究指導が行われるようになった。その延長線上に、博士後期課程への単位制導入がある。

このような教育課程の再編成については、研究科委員会で審議している。審議結果は、さらに大学協議会で審議され、全学的立場からの検証を受けている（資料 4－57、資料 4－58、資料 4－59）。

<13>理工学研究科

各専攻における修士(博士前期)課程の教育課程は数グループの専修分野で構成されている。各専修分野は複数の教員（1 名の場合もある）による特論と演習、実習から成り立っている。特論は指導教員が開講する特論とそれ以外に分けられる。指導教員が開講する特論は必須科目となる。学生は指導教員が開講する特論 4 単位を含め、22 単位を履修する。特論の内容は専攻内で検討の上、担当者が決定する。担当者は自分の研究に照らし合わせて最先端の内容を盛り込んだ講義を心掛けている。これとは別に各専攻に共通な特論としてアドバンスト・インターンシップ、科学技術英語、各専攻の特別講義Ⅰ・Ⅱを設けて、学生の英語能力の向上を図り、最先端技術に目を向けさせることに努めている。また、視野を広げることを目的として他専攻、他研究科の授業科目を 8 単位まで修得可能としている（資料 4－20 p.90~119)。

各専攻における修士（博士前期）の教育課程では特別演習、特別実験各 4 単位を修了要件としている。特別演習、特別実験は教員の指導の下、最先端の研究活動に充てられている。その研究成果は国内外の学会発表ばかりではなく、論文としてもまとめられている。これらの教育方法は研究ばかりでなく、プレゼンテーションの指導にも大いに役立っている。多くの学生が学会で発表を行い、優秀発表賞を受賞している。このことからも専門分野の高度化にふさわしい指導が行われていることは明らかである（資料 4－68：No.48～No.52)。

教育課程は各専攻の全教員がかかわって作成し、『大学院研究科便覧』に掲載されている。理工学研究科では研究科教務委員会を通して全教員が毎年『大学院研究科便覧』のチェックを行っている。また、理工学研究科はチェック機関として学部内に学部評価委員会を置いている。これらの委員会を通して教育課程の適切性を検証している。これらの方針が学生の教育や社会の要請にそぐわなくなったときは各専攻の全教員で議論し、教務委員会、学部評価委員会などで改正案が審議され、研究科委員会の議を経て研究科長により認定される（資料 4－1)。

<14>農学研究科

上述の修士課程、博士後期課程の教育理念・教育課程の編成方針に基づき、「生物資源学」「応用生物化学」「生物環境科学」の 3 専修コース（各専修コースは 3 または 4 専修科目から成っている）を設けている（資料 4－20 p.125～128)。

修士課程で学位を取得するためには、前節で触れたように学問上体系的に準備された専修科目で設定された特論を中心として他の専修科目の特論を含めて 30 単位を修得しなければならない。特に、専修科目特別演習、専修科目特別実験の履修および修士論文制作の過程で、研究課題解決に向けて、得られたデータの意義、研究手法、関連する学術論文について指導教員や他の学生と徹底したディスカッションを行い、それらを通して得られた内容を学会発表やその他の方法で発表することにより、プレゼンテーション能力、限られた環境の中で問題を解決する能力など技術者に必要な素養を修得する。博士後期課程では指導教員・副指導教員の指導の下で、専修科目の特殊研究の履修および博士論文を作成し、博士論文最終試験に合格することで、世界に通用する研究者としての素養を身に着けることができる。

また、両課程とも教育目標において高度な技術者、研究者を養成する、即ち研究を遂行できる人材の育成ということを掲げている。農学研究科では、研究の成果を公表することがプレゼ

ンテーション能力の向上につながるだけでなく、今後の研究遂行のための大きな一助となるという観点から、大学からの予算である院高度化費を学会発表出張のための旅費や参加費の補助に充てている（資料 4－95）。この支援金を利用して、毎年、多くの学生が国際会議や国内の主要な学会で発表している（資料 4－96、資料 4－97）。

教育課程の適切性については、研究科委員会において、開講する科目について年度ごとに審議・検討を加えている。また、コースワークとリサーチワークの集大成である修士論文についても主査・副査による審査だけでなく、修士論文発表会の日に午前中は口頭によるプレゼンテーション、午後からはポスターを使って約 3 時間にわたり多くの教員や学生からの質問に対して回答をさせている（資料 4－98、資料 4－99）。これらの内容を踏まえてスタッフが全員出席する研究科委員会で審議し、合否の判定を行っており、学生個々の学修が編成された教育課程に沿って適切に行われているか否かについて判断するだけでなく、教育課程の内容も適切か否かについても合わせて研究科委員会で確認をしている。

博士後期課程については、コースワークとリサーチワークは、主指導教員による特殊研究Ⅰ～Ⅵにおいて行われている。これら内容が適切に遂行されることにより学位論文が作成される。学位論文発表会の際には、博士後期課程部会の教員以外の准教授や助教からも質問が行われ、研究科委員会博士後期課程部会において教育課程が適切に実施された否かの判断がなされ、最終的な合格となる（資料 4－99、資料 4－100）。

<15>薬学研究科

専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するために、薬学研究科では、①環境衛生科学、②医療情報科学、③病態解析科学、④薬物治療科学、⑤薬物動態科学の 5 専修分野を置き、それぞれ特論と特殊研究Ⅰ～Ⅳを必修科目として配置している。これらの科目を履修することにより、科学的観点に立って物事の本質を洞察し、問題を発見・解決できる能力、先端的な専門知識と高度な技能を備え、独創的研究を企画・遂行できる能力、研究成果を客観的に評価し、人類の健康維持・増進のための情報として発信できる能力が養成される。また、6 ヶ月間の臨床薬学研修は、医療現場での体験に基づき、強い責任感と高い倫理性をもって臨床研究を推進できる能力の養成に、2 週間の海外臨床研修は、常に進取の精神をもって新しい研究分野ならびに薬剤師の職能を開拓できる能力の養成に寄与している（資料 4－78 p.6）。

薬学研究科は、2012（平成 24）年 4 月に開設され、2015（平成 27）年度が完成年度となる。そこで、2016（平成 28）年度に人材養成目的・教育課程編成方針および教育課程自体の適切性の検証を行うとともに、教育課程の見直しを予定している。

<16>都市情報学研究科

修士課程の履修モデルは、専門分野の高度化に対応し、かつ 1 つの専修分野に偏ることがないよう、①公務員行政職、②民間企業総合職、③民間企業技術職、④大学教員・研究者の 4 つのモデルを提示して特論と特別研究の選択が柔軟にできるようにしている。

一方、博士後期課程は、都市人間情報学と都市空間創造学という 2 つの専修分野から構成され、所属する専修分野において高度化に対応できるよう特殊研究 1 科目を選定し、所属する指導教員の指導を受けて博士論文の作成や関連研究についての指導を受けることになっている。

教育課程の適切性の検証については、教員全員で研究科委員会において、開講する科目について年度ごとに審議・検討を加えている。また、研究の集大成である修士論文についても主査・副査による審査だけでなく、修士論文発表会でプレゼンテーションを義務付けている。これらの内容を踏まえて全教員が出席する研究科委員会で審議し、合否の判定を行っており、学生個々の学修内容が編成された教育課程に沿って適切に行われているか否かについて判断するだけでなく、教育課程の内容自体が適切か否かについても合わせて研究科委員会で確認をしている。

<17>人間学研究科

人間学研究科では心理分野 4 科目、社会・教育分野 8 科目、国際・コミュニケーション分野 5 科目を設置し、卒業要件の約 2.1 倍の単位数に相当する授業を提供して、それぞれの学生の専門分野の高度に対応できるようにしている。あわせて、学生の視野を広げるため、専門分野以外の科目履修も積極的に奨励している。

3 分野からそれぞれ 1 名ずつの教員がオムニバス方式で授業を担当する「人間学特別演習」とコミュニケーションの実践力を高める「コミュニケーション特別演習」は必修科目として配置し、1 年生全員に履修を求めている（資料 4－20 p.149）。これらの科目の受講により人間学研究科の理念でもある、3 分野のいずれかに重きを置きながらも他の分野の履修を通して人間をめぐる学際的・複合的な理解を行うために必要な基本的姿勢を身につけることが可能となっている。

人間学研究科は開設間もないので、教育課程の適切性について第一段階の検証を終えたところである。それによれば、学生の実践力をより高めるため、関連科目として「発達心理学演習」「教育社会調査」「学外語学研修」のうちから 1 科目を選択必修科目として履修させていることが、修士論文研究に向けた下地づくりになっていると判断できる。

また、学生が修士論文を作成する際に自分の専攻分野以外からの視点も得られるよう副指導教員も 2 名配置しており、学生 1 名に対して 3 名の教員により指導を進めているが、この指導体制も十分に機能しているものと評価できる。

大学院生に対して年に 2 回実施している授業インタビューまたは授業アンケートでも、「教員との距離が近い」「専門性の追求だけでなく異なった視点から物事を考えることができる」といった声があがっており、人間学研究科の理念は学生にも伝わっており、それを達成することができる教育課程の構築ならびに教育の提供ができている（資料 4－101）。

<18>総合学術研究科

教育課程編成・実施方針に基づき、博士前期課程においては、4 つの専修コースに配置した特論科目で博士後期課程との有機的かつ密接な連携を図りながら学問の高度化に対応した教育内容を提供している。一方、総合コア群として「総合学術特論Ⅰ・Ⅱ」では、それぞれ 3 つのテーマをオムニバス形式で教員が担当し、全教員一丸となって、文理融合を重点に置いた学びを提供し、自然科学・人間科学の両面から考察できる総合力を持った人材の育成にあたるとともに、討論とプレゼンテーションの技能の育成を図っている（資料 4－79）。

年 2 回実施される「総合コアプログラム」では、博士前期課程と博士後期課程の学生が研究の中間報告を行うとともに、研究科の教員や学外研究者による特別講演を 1～2 件行なってい

る（資料 4－20 p.155～162）。幅広い話題に対して、文系・理系の教員と学生が同じ立場で真摯に討論し学ぶことを目的とし、各教員・学生が、自分の専門とは異なる分野の発表に耳を傾け、質疑応答を行っている。専門分野の異なる相手へ発表することで、表現力を養い、質疑応答を通じ、専門分野を究めるとともに、新たな視点を獲得することは、学生自身が職業人、研究者として、さらなる発展を遂げる一助となっていると考えられる。

2008～2009（平成 20～21）年度には、総合学術研究科から申請した文部科学省社会連携研究推進事業「グリーンバイオビジネス創製プロジェクト」の中で、定期的に、オープンシンポジウム、プロジェクト講演会、セミナーを開催した。その際、大学院生に対して、積極的に参加するよう指導し、教育的効果を上げた。また、2012 （平成 24）年度には、大学院教育改善プロジェクト『「総合学術特論」における学生・教員共同による授業方法の開発』を立案・実施し、外部講師によるプレゼンテーションスキルアップ講座を開き、「総合学術特論」用のテキストを作成した（資料 4－79）。

こうした教育課程については、毎年、研究科委員会において、次年度のカリキュラム編成、担当教員等の適切性について検討を行っている。特に総合学術特論 I・II については、それぞれにまとめ役の教員を置いてテーマと担当教員について毎年立案し、適切性を保つことができるよう研究科委員会で審議を行っている。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の教育課程を履修することによって授与される学位の分野は「教育経営」である。この分野では、教育学と経営学の双方の最新動向を踏まえた教育内容を提供することが肝要であり、そのことにより「教育」と「経営」の双方を高度な水準で理解できる人材を育成することが可能となる。本研究科の専任教員 7 名中 5 名は教育学出身（他は工学、経済学）であるが、それぞれの研究活動、教育経営学関係の学会活動、教育現場でのコンサルタント活動などを通して、教育経営に関する学術上および実践上の知識を更新し、研究科の教育内容に反映させている（資料 4－102）。

大学・学校づくり研究科の各授業科目では、教育課程の編成・実施方針にもとづいて、次のような教育内容を提供している（資料 4－20）。

①プロジェクト科目群：公共組織としての教育機関の経営戦略と組織マネジメント、および教育機関を支える財務について、それぞれの理論・方法論と応用事例を学ぶ科目として、教育戦略論、教育マネジメント論、教育財務論を配置している。加えて、教育機関での学修に必要なサービスとコンテンツを、現場での事例を分析しながら学ぶ科目として、学修サービス論と学修コンテンツ論を配置している。

②方法論科目群：大学・学校調査方法論を配置している。フィールド調査の方法論と質問紙調査の方法論、および、これらの調査から得られるデータの解析方法を学び、特定の課題について応用することを通して、データ分析力と発表力を養う。

③実物・実習科目群：教育フィールド調査 I （国内）と教育フィールド調査 II （国外）からなる。初等・中等・高等教育を貫く共通の調査テーマを選択した上で、具体的な研究対象について現地に出向いて質的調査を行い、報告書完成までの一連のプロセスを修得する。

④統合科目群：大学づくり論と学校づくり論からなる。それまでに学修した理論や方法論を高

等教育機関または初等中等教育機関を中心に統合し、ゼミナール形式の授業により修士論文のテーマへと進化させる。

⑤研究指導科目群：1 年次から一貫した研究指導を行う。文献検索法や学会へのアクセス法などに始まり、論文の作成方法を、履修者各自の研究テーマに沿って具体的に指導する。

⑥関連科目群：初等中等教育、高等教育、生涯学習の各領域について、歴史・政策の基本的知識を踏まえつつ、最新動向を学ぶ。履修者の視野を広め、各領域についての学修を深める内容としている。

以上の教育課程が、教育経営職人材を育成する修士課程として適切なものであるかについての検証は、研究科委員会における議論、特に翌年度の開講科目を確定する議論の中で、学生による「振り返り」評価の結果も参照しつつ行っている。

<20>法務研究科

省略

2. 点検・評価

●基準４（２）の充足状況

教育内容については、教育課程の編成・実施方針もとづき、各課程に相応しい体系的なものとなるよう、各学部教授会・研究科委員会での審議を踏まえ、大学協議会の承認により決定し、授業科目を適切に配置し、学生に提供している。提供している教育内容が実際に各課程に相応しいものになっているかについては、各学部教授会・研究科委員会を中心に検証しており、検証結果を教育課程の改正時に活かしている。

このような点から、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・教養教育を各学部の責任で実施するように改正した際、全学委員会として教養教育科目調整委員会を設置して機能させることで、大学全体としての教養教育の一貫性を維持することができた。

・大学院の教育課程については、教育課程編成方針に基づいて各研究科で授業科目の見直しを行うと共に、コースワークとリサーチワークの連携が深まるよう改正を行った。

<2>法学部

・行政書士や宅地建物取引主任者等の各種資格試験で、在学生ならびに卒業生の中から毎年一定の合格者を輩出している（資料 4－103）。また、在学中にビジネス実務法務検定やファイナンシャルプランニング検定等の資格を取得する学生も多い（資料 4－103）。これは、直接的には特設科目である司法入門Ⅰ～Ⅳおよび司法特講Ⅰ・Ⅱの教育成果であると考えられるが、法学部における体系的な教育課程での教育成果であるといえる。

<3>経営学部

・2005（平成 17）年度のカリキュラム改正により 1 年次の基礎ゼミナールが必修化されたことにより初年次教育の充実が図られたほか、1 年次から 4 年次の全ての学年にわたってゼミナ

ール科目が配置され、少人数教育の充実がなされている。特に、正課外活動であるプレゼンテーションコンテストは、専門ゼミナールの企業調査訪問の成果を整理・報告する機会として、またプレゼンテーション能力の向上と IT 活用技能の向上に大いに役立っている。

・国際的な視野を広めるために、半期の講義の後実際に海外に出向く「国際フィールドワーク」は現在中国、台湾、アメリカ、フランス、ドイツと 5 か国にて展開されている。各コースとも隔年開講ではあるが、概ね 20～30 名の受講者を集めており学生からの評価も高い（資料 4－35）。

・2010（平成 22）年度には文部科学省 GP「大学生の就業力育成支援事業」に現場触発型教育・学習による就業力の育成「講義・ゼミナール・企業実態調査の三位一体型の学習スパイラル」が採択され、積極的な企業訪問や実務家との交流が可能となるなど現場に触発された教育が展開できるようになった。本事業での取り組みは、その後も 2012（平成 24）～2014（平成 26）年度の文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」（代表幹事校：三重大学）に継承され、中部圏の地域・産業界と連携した企業経営の現場触発型教育が可能となっている（資料 4－104）。

・正課教育課程以外にも語学（TOEIC、フランス、中国、ドイツ語検定など）や会計分野（簿記検定、ファイナンシャルプランナーなど）、情報処理分野（Microsoft 社各種資格、情報技術者資格など）などにおける資格取得を奨励している。これは、学生の父母を会員とする経営学部懇談会による受験料補助など経済的援助によるものである。このように、正課外の講座による教育にも取り組んでいる（資料 4－35）。

<4>経済学部

・入学直後の徹底した少人数ゼミ教育が 4 年間の教育効果を高めている（資料 4－8）。

・各学生の「到達目標」に対し、4 年間どの科目をいつ履修すれば効果的か、その組み方をわかりやすく説明したことにより、計画的かつ効果的な履修を可能にした。教育内容の面では、フィールドワーク科目の重要性を強調し、経済学部の特徴ある教育内容を示すことができている（資料 4－105）。

<5>理工学部

・各科の教育課程を総合基礎部門、専門教育部門（理工学基礎科目、専門科目）に分類し、バランスの良い教育が確立してきた。特に、少人数による語学教育の充実、数学教育の習熟度に応じたきめの細かい指導は理工学部教育の一環として定着した（資料 4－9 p.2-5～2-141）。

・JABEE に準拠した対応が進み、シラバスに沿った教育およびエビデンスの整備が進んでいる（資料 4－9 p.2－142～2－146）。

<6>農学部

・全学共通教育と専門基礎教育を農学部全体の基礎教育として展開し、それらの成果を土台として専門教育科目群で各学科の教育目標に応じて基礎から専門・応用へと段階的に科目を配置しており、全体としては十分な成果が上がっている。最近の厳しい就職状況の中で、一貫して全国最高レベルの就職状況を維持しているのはその重要な成果と考える（資料 4－106、資料 4－107、資料 4－108）。

<7>薬学部

・教育課程は薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠しており、講義概要に添付された履修

系統図（資料 4－31）により、その体系性が一目瞭然となっている。

<8>都市情報学部

・2008（平成 20）年度からの大幅なカリキュラム改正により、学生は、それまでの専門分野という観点以外に、理系・文系という観点からも、志望の進路を選択でき、就職活動においても業種選択がしやすくなった。

<9>人間学部

・『学生便覧』の履修系統図で、学生はカリキュラムの体系性や順次性を視覚的に捉えることができている。また「導入」「基幹」「展開」の各科目が一部を除いてそれぞれ 1 年次、2 年次、3 年次に配当され、学生は学年進行によって順次に教育課程を履修することができている。

<10>法学研究科

・法学研究科では、税理士等の実務家養成、行政書士会との連携講座、留学生の研究指導等を行っており、これらについては一定の成果を上げていると評価することができる。

<12>経済学研究科

・修士課程では、2006（平成 18）年度から愛知中小企業家同友会と連携し、講義科目「フロンティア産業研究」を開講している。これは愛知中小企業家同友会の会員企業に講師を依頼し、毎年テーマを決め（2012（平成 24）年度のテーマは「危機に立ち向かう愛知の中小企業」）、中小企業経営の現状を講義してもらうものである。この講義により学生は中小企業経営とはどのようなものであるか、生きた経験を学んでいる。

<13>理工学研究科

・教育内容の適切性は、共同研究などの成果に顕著に現われている。外部との共同研究は指導教員の最先端研究および院生指導、優秀な大学院生の研究活動の成果の上に成り立っているものであり、その実績は教育内容、教育体制の適切さ、大学院教育の充実を反映している（資料 4－68：No.48～No.52）。

<14>農学研究科

・修士課程の 11 専修科目は 2008（平成 20）年度から学部の 3 学科制に沿って 3 専修コースに分けられている。このことにより、以前の 1 専攻内に 11 専修科目が並立していたときに比べて、専修科目相互間の関連性が分りやすくなり、学生の 2 年間に渡る履修計画が立てやすくなった（資料 4－20 p.125～128）。博士後期課程においても、所属する専修科目に特殊研究Ⅰ～Ⅵが設定され、全く科目が設定されなかった時に比べて学生にとって学修内容が分かりやすくなった（資料 4－20 p.125～128）。

・他研究科及び国外の学術提携校で修得した単位を 6 単位まで修了単位として認めることや、国際学会などにおいて英語で発表した場合も申請に基づき審査し、単位として認めるなど、学生の自主性を引き出すための制度も整えている。また、原則として隔年で開講している特論科目を毎年開講することも可能にしたことにより、国外の学術提携大学への短期交換留学（半年～1 年）が実現されるようになった（資料 4－109）。

<15>薬学研究科

・5 つの専修分野ごとに必修科目である特論と特殊研究Ⅰ～Ⅳを配置し、複数の教員による指導体制とすることで、学生が専門分野の高度化に対応した教育を多角的に受けることが可能である（資料 4－78 p.6）。

<16>都市情報学研究科

・専修分野に当初開設されていた授業科目数は半期 6 科目と十分とはいえなかったが、2006（平成 18）年度から他研究科履修を 3 科目 6 単位まで認めるとともに、2008（平成 20）年度から専修分野の半期科目を 15 科目に増加させたことで、選択の幅が広がり、修士論文の関連科目履修や専門分野の知識修得を強化できる仕組みができた。

<17>人間学研究科

・心理、社会・教育、国際・コミュニケーションの 3 分野、合計 17 科目（34 単位）と、十分な数の科目が開講されている（資料 4－20 p.149）。学生は自己の研究分野はもちろん、興味に応じて他の分野の履修も積極的に行っており、人間学研究科の理念は達成できていると考えられる。

・「人間学特別演習」と「コミュニケーション特別演習」は必修科目で、1 年生全員が履修している（資料 4－20 p.149）。これらの科目の履修により人間学研究科の理念である、3 分野のいずれかに重きを置きながらも他分野の履修をも通して人間をめぐる学際的・複合的な理解を行うために必要な基本的姿勢を身につけることができている。

・修士論文研究では、指導教員と自分の専攻分野以外からの視点も得られるよう副指導教員が 2 名配置され、学生 1 名に対して 3 名の教員により指導を進めており、充実したリサーチワークを指導する体制が構築されている（資料 4－110）。

<18>総合学術研究科

・4 専修コースの各特論を履修することにより理系・文系の幅の広いものの見方、考え方を養うことができる教育課程編成となっている。年 2 回開催する「総合コアプログラム」への参加を通して、理系・文系の教員と学生との交流が増している。学ぶ場を共有することによって、学生と教員が互いに理解しあう姿勢を学ぶことができるという長所がある。また、「総合コアプログラム」を基に開設された「総合学術特論」では、教員が全員参加し、学生たちのプレゼンテーション能力向上を目指した講義も行われている。これらの取り組みは、高水準の研究成果の産出、学生自身の成長だけでなく、新たな授業方式を実現したものと評価できる。

<19>大学・学校づくり研究科

・授業科目が教育課程の編成・実施方針に従って開設され、学修のスコープとシーケンスに従って各年次・学期に配置されているため、学生が教育課程の全体を念頭において科目履修を進めることができている。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・各学部は、社会の変化を踏まえ、それぞれの教育目標をより良く達成するために教育課程の改訂を行い、2015（平成 27）年度から順次新しい教育課程に移行するが、教養教育については、全学的方針に基づき学修させる内容を維持していく必要がある。

<2>法学部

・法学部は 1 学年 600 人近い学生数を抱え、大人数での講義科目が多く、教育効果の面で問題が生じている。とりわけ、初年次学生に対する教育の見直しが必要である。このため、初年次の少人数の演習科目の開講コマ数を増やし、双方向型の教育手法を採用することによって、学

生が志す将来の進路に向けた基礎力の向上を図りたい。

<3>経営学部

・経営学部は 2 学科 4 コース制をとっており、社会や学生のニーズを踏まえて各コースの教育内容を充実させた結果、開講科目が増加した。しかし、同一時間帯に複数の科目が開講されることによって学生の選択の幅に制約が生じている。

・国際フィールドワークの実施や TOEIC の受験奨励など語学力の向上と国際化の推進を目指しているものの、海外留学を目指す者が少なく改善の余地がある。

<4>経済学部

・フィールドワーク科目は受講人数に制限があり、選抜により、希望コースに履修出来ない学生が生じる。希望者には充分な機会を与える必要があり、今後の検討課題である。2014（平成 26）年度については、希望者が減少し、逆にコースを見直す必要も生じてきた。

<5>理工学部

・2013（平成 25）年 4 月から、理工学部は 2 学科増設し、11 学科で構成される巨大な学部になっている。学部内には伝統的な基礎技術に位置づけられる学科から、時代の最先端の分野を集めた学際的な学科もある。したがって学科ごとの教育方針は多岐にわたっており、理工学部の基礎教育を統一するのも難しくなっている。

<6>農学部

・全学共通教育部門の自然と環境科目群の中に、専門教育の科目と若干の重複が見られる。英語科目では、リーディングとコミュニケーションは同数開講されているが、専門教育のゼミナールや卒業研究における英語論文講読を進めるためには、文法などの教育がやや不足している。教養演習では、1 クラスが 20 名前後の定員になっているため、履修できない学生が発生することがある（資料 4－40）。

・英語科目（教養教育部門）は 1 年次前期・後期、2 年次前期・後期それぞれに各 2 単位が配置されているが、必修は 6 単位であるため、2 年次前期までに 6 単位を修得した学生の多くが、2 年次後期に英語科目を履修せず、英語教育の継続性が失われる可能性が生じている（資料 4－111）。

<8>都市情報学部

・入学直後に、英語学力のチェックを目的とした試験を実施し、その成績に応じてクラス分けして、英語の能力別教育を実施する必要がある。このことは、全学共通教育部門の英語科目においては既に実現済みであるが、「都市学英語Ⅰ・Ⅱ」においては実現できておらず、今後、検討の余地があると考えている。また、東海地区の企業に多数の学生が就職するという実状に鑑み、東海地区の企業ニーズを考慮した教育内容を盛り込む必要がある。自動車産業関連の企業が多いことから、海外進出を念頭に置いた人材の養成、すなわち、語学教育の強化を行う必要があると考えている。

<9>人間学部

・「導入」「基幹」「展開」と順次性を設定しているが、それぞれ中での順次性までは特に明示していないため、心理系科目群のように順次性を特に重視する科目群では、学生が順次性に基づいて履修を行うことができていない場合がある。したがって科目群によっては、現在の「導入」「基幹」「展開」に加えて、さらに詳細な順次性を明示する手段を検討する必要がある。

<10>法学研究科

・とりわけ修士課程では、近年、入学志望者数のみならず入学者数が減少しており、在学者が少ないため履修者がいないことを理由として閉講する科目が相当数出てきている。この点について、単位互換協定に基づき、他大学大学院との間で、社会人の学修に適した授業科目の配置について協議・意見交換を行った結果、カリキュラムや科目配置の見直しによっては、社会人大学院生の入学者の減少を食い止めることができないことが明らかとなっている。そのため、法学研究科としての今後の教育方針や入学試験の内容ないし方法等、根本的な検証が必要であると認識している。

<11>経営学研究科

・アンケート調査を工夫し、教育課程の実際について、よりきめ細かい実態調査を行うことが必要である。学生の意見を集約すると共に、その結果をわかる形で学生にフィードバックしていく必要がある。

<12>経済学研究科

・愛知中小企業家同友会と名城大学の間で産学地域連携協定書が締結された（2014 年 7 月）。協定書にもとづいて、経済学研究科と愛知中小企業家同友会との関係を発展させるためには、修士課程における講義の在り方、学生の企業での実習などについて、検討を加えなければならない（資料 4－112）。

<13>理工学研究科

・現在理工学研究科は修士課程 9 専攻から構成されており、巨大な研究科となっている。また、今後 2 専攻を増設する計画もある。各専攻の教育方針は多岐にわたっており、理工学研究科の教育課程編成方針を統一するのも難しくなっている。

<15>薬学研究科

・特殊研究の副指導教員制度は、十分機能していない面があったので（資料 4－113）、研究科 FD 活動等を通して制度の実質化を進める必要がある。

<17>人間学研究科

・人間学研究科は、実践的な学習を重視し、通常の講義・演習に留まらない多様な形態の授業を展開している。基礎学部である人間学部でも同様な展開をしており、そのノウハウを活かして運営を進めている。しかし、大学院レベルの教育を提供するにあたっては、学外での研修場所の選定等、科目運営について議論を深める必要がある。

<18>総合学術研究科

・学生が広く総合的な視点を身に付けるために関連授業科目を開設しているが、現状では 2 科目であり、科目数や内容について、今後検討すべき課題である。

・各特論では専門各論だけでなく、専門基礎として専任教員間の連携による共同開講を内容に含めるようにしているが、専門各論と専門基礎の配分については各教員の裁量に任されていて、研究科全体としてはあまり検討されていない。

<19>大学・学校づくり研究科

・大学・学校の現場において高度な経営職人材が求められている現状に対し、教育課程の中に「人づくり」を直接に扱う科目が開設されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・大学全体としての教養教育の一貫性を維持する役割を果たしてきた教養教育科目調整委員会を、学部間の連携を深め、大学全体の方針の更なる浸透と検証ができるよう、教養教育連携推進委員会へと発展的に改組した（資料 4－114）。

・定例の学務センター委員会など、教育課程改正時以外のタイミングでも、コースワークとリサーチワークの連携・バランスが確保されているかを今後とも確認する。

<2>法学部

・各種資格試験等の成果に加えて、さらに公務員試験の合格実績が上がるように、公務員を目指す学生向けの行政専門コースと準法曹等を目指すための法専門コースを開設した。これらのコース所属学生の学力向上を目的として、特設科目 2 科目（法務演習Ⅰ・Ⅱ）を 2014（平成 26）年度より開講した。これにより、より実践的な知識の修得と問題解答能力の向上を図る。また、法曹を志す学生に対する意識の涵養や法曹への関心を高めることを目的として、法務研究科との連携講座を実施している（資料 4－115）。2015（平成 27）年度以降も適宜、実施する方向で準備を進めており、学部における体系的な教育課程とあわせて目的を実現していく。

<3>経営学部

・導入教育の場としての基礎ゼミナールの教育内容のさらなる実効性を高めるために、さらに改善を重ねていく。

・企業調査訪問などのアクティブラーニングの積極的な導入は、文部科学省の整備事業予算に依存する事業でもある。このため、補助事業終了後の在り方についても視野に入れ、全学組織であるキャリアセンターとの連携も含めて今後とも展開していく。

・資格取得に対する支援について、成果を確認しながら継続的に実施する。

<4>経済学部

・今後も、入学直後の少人数ゼミ教育など、初年度教育の強化を継続する。

・フィールドワーク科目は、社会、世界に眼を向けた学生の育成に寄与しており、今後もコース内容の充実を継続する。ゼミナール委員会、フィールドワーク担当者委員会を定期的に開催し、内容の確認、問題点の指摘、解決方法の検討、解決案の実施、確認といったプロセスを継続して、組織的にバックアップしていく。

<5>理工学部

・今後も、教育改善委員会を通して能力別授業の改善、個別指導を図るとともに FD 活動により指導する側の改善を積極的に進める。

・JABEE に準拠した対応、シラバスに沿った教育およびエビデンスの整備を今後も継続する。

<6>農学部

・現在、教養教育と専門教育全体に対する教育課程の検討作業を継続して進めており、これまでの長所は維持発展させつつ、欠点を克服する方向で議論を進めている。専門教育部門では今後も基礎から専門・応用へと段階的に科目を配置する。ただし、専門科目の内容は日々進歩しているので、その内容および学年配置を常に時代に合わせて更新していく。

<7>薬学部

・順次性を意識した履修系統図を改善しつつ継続作成することで、より一層学習成果を基盤と

したカリキュラム編成につなげる。

<8>都市情報学部

・2008（平成 20）年度からのカリキュラム改正により導入された 2 コース制（「アナリストコース（理系コース）」「プランナーコース（文系コース）」）は効果を上げたが、コース名の後に再び括弧書きでコース名を書く表記は誤解されやすく、いろいろな場面で表現の統一性が確保されにくいという問題が起こってきた。このため、2015（平成 27）年度からは、「アナリストコース（理系志向）」「プランナーコース（文系志向）」という表記に改めた上で、2 コース制を維持する。

<9>人間学部

・履修系統図は、科目の変更等が発生した場合は必要な修正を加えて、これからも学生に明示していく。

<10>法学研究科

・実務家の養成ないし資質向上という点においては、一定の成果を上げており、今後も維持していく。具体的には、本学法務研究科や経営学研究科、経済学研究科等と連携し、社会人教育の充実を図る。

<12>経済学研究科

・2014（平成 26）年に名城大学と愛知中小企業家同友会とのあいだで締結された「産学地域連携包括協定」にもとづいて、両者の教育・研究活動における協力関係を深めていくことにより、「フロンティア産業研究」についてもさらに充実させる。

<13>理工学研究科

・大学院教育において、より高度な研究の指導、研究成果の導出、共同研究の進展を今後も継続し、高い研究レベルを維持することが必要である。これが教育体制にも還元され、より良い循環となる。こうした循環により、高い研究レベル、教育体制を維持し、さらに向上させる。

<14>農学研究科

・学生の修学意欲に応える体制が整備されつつあるので、これらの制度を更に充実したものにしていく。

・制度を活用して国際学会での発表を基にした単位認定をさらに促進する（資料 4－116）。交換留学についても、中華人民共和国三峡大学など学術提携大学への留学を促進する（資料 4－60、資料 4－61、資料 4－62、資料 4－63、資料 4－117）。

<15>薬学研究科

・専門分野の高度化に対応した教育内容を提供することができているが、特に、がん診療の高度化に対応できるよう、がんプロフェッショナルコースに対応した特論科目を充実させる（資料 4－20）。この事業は組織横断的がん診療に重点を置いていることから、名古屋大学大学院医学系研究科と教育協定（資料 4－118、資料 4－119）に基づいて、協定校の授業を一部履修できる体制を整え、幅広い学生のニーズに応えられる教育研究環境も拡充する。他方、非薬学系出身者に対する導入教育科目（資料 4－20）も充実させる。

<16>都市情報学研究科

・専修分野の授業科目の増強に加え、学生には専門知識や問題解決力の向上とともに、社会人基礎力のスキルアップが必要と考え、教員および学生に「社会人基礎力育成プログラム」への

参加を義務付け、修士論文や博士論文の成果向上に反映させる活動を 2013（平成 25）年度から開始している。

<17>人間学研究科

・今後も、心理、社会・教育、国際・コミュニケーションの 3 分野に十分な数の科目数を開講する。

・「コミュニケーション特別演習」が、より充実した調査研究の実施が可能となるように、学生の調査実施を受け入れてもらえる施設や機関の開拓に努める。

・修士論文研究においては、指導教員と副指導教員が連携をとることにより、一貫した適切な指導を行う。

<18>総合学術研究科

・「総合コアプログラム」や「総合学術特論」をさらに発展させ、PBL 方式による授業を実施する。そのために、教員の PBL への理解と手法獲得を進める。

<19>大学・学校づくり研究科

・各教員による授業の実施過程においても、学修のスコープとシーケンスを一層十分に認識し、必要な学修範囲を適切にカバーすると共に、各学期における学修の連続性を保証できるようにする。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・経営、経済、農、薬、都市情報、人間の各学部が 2015（平成 27）年度に教育課程の改訂を予定しているが、教養教育部門については、「名城大学における教養教育部門カリキュラム編成時の指針」を設けている。それに基づき、教養教育コア・カリキュラムの中心となる科目として、基軸科目を配置する。（資料 4－29、資料 4－120）

<2>法学部

・法学部では、2016（平成 28）年度より、入学定員を 130 人減少させた上で学部改組を行い、それに伴って教育課程改正を予定している。新教育課程では、基礎演習を 1 年次前期にクラス指定とし、1 年生全員が履修するような仕組みを採用する。これが実施された場合には、法学部における初年次教育に関する課題がかなり克服される。なお、初年次教育の充実を目的として、演習科目における共通教材の開発を進めており、2013（平成 25）年度末に完成させた。これを次年度より試行的に活用しており、今後、逐次改訂を行っていく。

<3>経営学部

・学生の自主性の確保と体系的な科目履修の両立などカリキュラム体系と時間割編成の検討・見直しを図る。

・国際化の推進については、全学的に組織が強化された「国際化推進センター」と連携し、2014（平成 26）年度に新たに奨学金を充実させて開始された海外研修プログラムを活用して、海外留学者の増加を図る。

<4>経済学部

・学生に対するアンケート調査を実施して、国際フィールドワークの受講者ニーズ調査を行う。また、国際フィールドワークに参加したいが参加申し込みには至らなかった学生について、そ

の理由を探り、次年度のコース内容企画に反映させていく。

<5>理工学部

・理工学部は 11 学科と巨大な学部になっており、今後学部改組も視野に入れた議論が必要である。2014（平成 26）年 4 月、企画委員会内に理工学部将来問題検討小委員会を立ち上げ、検討を開始した。

<6>農学部

・英語教育は、文法や英文講読も重視したバランスの良い内容にする。自然科学系の科目群では、農学部の専門教育部門で開講できない科目を効果的に配置し、幅広い知識の修得を保障する予定であり、科学倫理を扱う科目を人文社会系の科目群の中に盛り込む。

・2015（平成 27）年度新カリキュラムでは英語を 8 単位必修とし、2 年次後期まで履修するように改善する。

<8>都市情報学部

・語学教育について、全学共通教育部門における英語科目、特に、英会話を含む科目に対して、新たな専任教員の配置が必要である。現状では、語学教育の充実をめざして、大学の Web システムの中で、ATR-CALL システムが稼働しており、学生が TOEIC の教育プログラムを自学自習できる E-learning の仕組みが導入されている。今後、これを授業でも活用し、大学と自宅の双方で活用できるよう活発化していく。

<9>人間学部

・これまでの「導入」「基幹」「展開」に加えて、学生の学びにとって最適な順次性を踏まえた詳細かつ具体的な履修モデルを学生に提示する。

<10>法学研究科

・修士課程においては、今後の教育方針や入学試験の内容ないし方法、またカリキュラムの見直し等について、本学法務研究科や経営学研究科、経済学研究科等との連携を視野に入れつつ、社会人教育の充実を図る。

<11>経営学研究科

・アンケート調査の工夫に加えて、年に数回の教員との交流会を種々な形で設定し、これを通じて、教育課程についての学生の意見等を集約していく。

<12>経済学研究科

・経済学研究科と愛知中小企業家同友会との間で、修士課程における講義の在り方、学生の企業での実習などについて、検討する。

<13>理工学研究科

・2013（平成 25）年 7 月に大学院理工学研究科改組検討委員会を立ち上げ、各専攻の教育課程の見直しを開始した。今後、各専攻から上がってきた見直し案を委員会で検討し、研究科委員会で審議する（資料 4－121）。

<15>薬学研究科

・大学院 FD 活動等を通して、副指導教員制度の実質化を進める。

<17>人間学研究科

・2014（平成 26）年度まで入学者が少なく、担当教員の尽力で支障なく運営を行ってきたが、今後学生数が増加すると授業の質を保ちながらの運営は難しい。そこで科目運営体制を見直し、

コーディネーター教員 1 名と指導教員による指導体制を採る。必修科目における学外での研修場所の選定については、調査対象や調査方法について今後も検討を重ね、学生の調査実施を受け入れてもらえる施設や機関を新たに開拓する（資料 4－122）。

<18>総合学術研究科

・関連授業科目の科目数や内容について、研究科委員会および教育検討部会で検討する。

・総合コア群である総合学術特論や総合コアプログラム以外の各特論においても専任教員間の連携による共同開講の可能性について教育検討部会等で検討する。この中で専門各論と専門基礎と配分についても調整する。

<19>大学・学校づくり研究科

・プロジェクト科目群の中に人づくり領域を設定し、人材育成論ないし人的資源開発論といった科目の開設を検討する。

4. 根拠資料

4-72　教養教育科目調整委員会要項

4-73　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（教職課程）

4-74　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（学芸員課程）

4-75　平成 24 年度 J-CST 受講者募集要項（AICHI CST）

4-76　独立行政法人科学技術振興機構ウェブサイト　URL：http://www.jst.go.jp/cpse/cst/

4-77　2015（平成 27）年度人間学部カリキュラム MAP
（2014（平成 26）年 3 月 12 日教授会資料）

4-78　名城大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程設置届出書
10.設置の趣旨などを記載した書類「4.教育課程編成の考え方及び特色」

4-79　総合学術特論「いかに学ぶか」

4-80　MEC 要項

4-81　名城サプリメント教育広報資料

4-82　名城大学法学部ウェブサイト「学内行事詳細 2014 年新入生オリエンテーション実施」
URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=204

4-83　名城大学法学部初年次教育研究会編『法学部学習スタートアップ素材集』
（2014（平成 26）年）

4-84　名城大学法学部ウェブサイト「学内行事詳細 模擬裁判実施」
URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=195

4-85　2014（平成 26）年 6 月 12 日法学部教授会教務委員会資料 5

4-86　経済学部第 12 回ゼミナールレポートフェスティバル報告要旨集　（既出 3-74）

4-87　2014（平成 26）年度第 5 回学務委員会資料「名城大学附属高校との高大連携事業について」

4-88　2013（平成 25）年度農学部卒業研究発表会

4-89　2013（平成 25）年度第 22 回拡大教授会議事録

4-90　ファンデーションコース報告会資料

4-91　都市情報学部ウェブサイト「出前講義」

URL：http://www.urban.meijo-u.ac.jp/homepage/research/theme.html

4-92　2014（平成 26）年度授業計画書（人間学部）

4-93　2014（平成 26）年度高大連携授業時間割

4-94　2015（平成 27）年度人間学部カリキュラムの一部改正について

4-95　農学部院高度化費（学生旅費補助）に関する内規

4-96　2013 年度 MS-15 活動報告書　（既出 1-4）

4-97　2013 年度事業報告書　（既出 1-64）

4-98　2013（平成 25）年度大学院農学研究科修士論文発表会開催案内

4-99　2013（平成 25）年度修士論文・博士論文（課程）論文題目

4-100　2013（平成 25）年度大学院農学研究科博士論文発表会開催案内

4-101　2014（平成 26）年 3 月 12 日第 20 回人間学研究科委員会議事要旨

4-102　専任教員の教育・研究業績

4-103　名城大学法学部ウェブサイト「各種資格試験の合格実績 」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/graduate/qualification.html

4-104　2012（平成 24）年度「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」活動報告書

4-105　名城大学経済学部ウェブサイト「フィールドワーク」

URL：http://wwwecono.meijo-u.ac.jp/field.html

4-106　2011 名城大学農学部パンフレット

4-107　2012 名城大学農学部パンフレット

4-108　2013 名城大学農学部パンフレット　（既出 3-29）

4-109　2012（平成 24）年度第 17 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-110　2014（平成 26）年 4 月 10 日第 1 回人間学研究科委員会議事要旨

4-111　2014（平成 26）年度第 5 回学務委員会資料「最近の英語教育について」

4-112　名城大学・愛知中小企業家同友会産学地域連携基本協定書

4-113　2013（平成 25）年度第 3 回大学院薬学研究科運営委員会第三号議案資料

4-114　2014（平成 26）年 5 月 30 日第 4 回大学協議会議事要旨

4-115　名城大学法学部ウェブサイト「学内行事詳細　法務研究科教員による講演会実施」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=192

4-116　2013（平成 25）年度第 16 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-117　2013（平成 25）年度第 15 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-118　名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と名城大学薬学部・大学院薬学研究科との学術交流に関する協定書（2012（平成 24）年 3 月）

4-119　名古屋大学大学院医学系研究科と名城大学大学院薬学研究科との間における学生の交流に関する覚書（2012（平成 24）年 11 月）

4-120　各学部の基軸科目一覧表

4-121　2013（平成 25）年度大学院理工学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-122　2014（平成 26）年度授業計画書（大学院）　（既出 3-36）

4-123　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（法学部各学科）

4-124　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（経営学部各学科）
4-125　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（経済学部各学科）
4-126　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（農学部各学科）
4-127　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（薬学部）
4-128　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（都市情報学部）
4-129　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（人間学部）
4-130　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（法学研究科）
4-131　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（経営学研究科）
4-132　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（経済学研究科）
4-133　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（理工学研究科）
4-134　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（農学研究科）
4-135　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（薬学研究科）
4-136　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（都市情報学研究科）
4-137　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（人間学研究科）
4-138　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（総合学術研究科）
4-139　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（法務研究科）
4-140　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（大学・学校づくり研究科）

４．教育内容・方法・成果（３）教育方法

1．現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1>大学全体

本学では、各学部・研究科の教育目標の達成に向けて、開講科目の授業形態を「講義」「演習」「実験」「実習」等に分類している。これらのうち、特に演習科目・実験科目・実習科目については、学生の自主的な調査・発表・討論を促す科目として各学部・研究科で開講しており、学生の主体的参加を促している。ただし、講義科目に分類されている科目においても、実際の授業では学生による発表・討論・エンカウンター的手法・PBL を導入するなど、教育目標と教育内容に応じた様々な工夫を凝らしている。

これらの授業形態の適切性については、各学部・研究科ごとに数年に一度実施する教育課程の改正時に、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）との整合性とあわせて検証している。

教育課程を学生に履修させる際、学士課程においては、全学部で履修登録の上限の単位を実質的に制限するキャップ制を導入しており、適正な数の科目に集中して学習するよう指導している（例：人間学部学生便覧）（資料 4－18　p.2-18）。

各研究科においては、名城大学学位規程（資料 4－141）に基づき、計画的な研究指導・学位論文指導を行っている。博士前期課程（修士課程）では、研究計画に基づき指導教員より、2 年間の論文指導を受ける。各研究科において、2 年次の前半に修士論文の中間報告会を実施し、論文進捗状況の確認を行っている。最終報告としては、2 年次の末に修士論文発表会を行い、主査 1 名、副査 2 名による論文審査を行っている。

博士後期課程（博士課程）では、研究計画に基づき指導教員より 3 年間の論文指導を受ける。提出された博士論文は公開発表の後、主査 1 名、副査 2 名により審査され、試問を含む最終試験を経て学位が授与される。

<2>法学部

法学科、応用実務法学科とも、授業の基本的な形態は講義と演習である。法的思考および法的素養を修得し、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備え、自分で考え判断できる人材の養成という法学部の目的（資料 4－4）を達成するために、総合基礎部門と、専門科目として基礎法学関係部門、公法部門、刑事法部門、民事・手続法部門、企業・社会法部門、政治学部門、国際法部門、外書・特設科目部門の講義科目を開講するとともに、共通部門と演習部門の演習科目を開講している。

卒業に要する単位数は 124 単位である。セメスター制を採用しており、講義は週 2 回合計 30 回の授業（4 単位）が原則である。一部の講義、外国語、体育は、週 1 回の授業（1 単位または 2 単位）である（いずれも、試験は授業回数に含まない）。演習では学生の主体的参加を促し、1 年次生（基礎演習およびリーガル・リサーチ）と 2 年次生（応用演習）対象の演習は半期開講で週 1 回合計 15 回の授業（2 単位）であり、3 年次生（専門演習）と 4 年次生（卒業研究演習）対象の演習は通年開講で週 1 回合計 30 回の授業（4 単位）である。

これらのうち、外国語や演習の授業は少人数のため、学生の主体的な参加が求められる。ただし、学部学生であることを考慮すると、教員の側で議論を整理したり、一定の方向に誘導す

るような方策も求められる。また、講義（特に大人数の講義）においても、学生に対して質問や意見を求めるなど、主体的参加を促して進められる授業もある。

学生は年間に 48 単位（4 年次留年生については無制限）まで履修登録することができるが、これには再履修、他学科履修、他学部履修、他大学履修等の単位数も含まれる（資料 4－4 p.2-26～2-31、資料 4－142）。

学習指導は、学務センター職員が随時相談に応じるが、特に 1 年生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、学生生活に際しての重要事項、必要事項を説明するとともに、時間割の読み方や履修の仕方などの助言がなされている（資料 4－143）。

<3>経営学部

経営学、会計学、マーケティング及び関連諸学の理論的講義・演習に加えてより実践的な企業調査訪問、海外語学実習、インターンシップ、国際フィールドワークやリレー講義（起業講座）など多様な形態の科目を配置することによって、「グローバル化、情報化の進展に対応した現代的総合的教育システム構築により幅広い教養、専門知識並びに専門技術の教育研究」や「国際的に活躍する専門職業人を要請する」という経営学部の教育目標を達成しようとしている。

演習科目の「専門ゼミナール」においては、各年度末にレポートを担当教員に提出し評価を受けている。本提出までの間、教員は学生に文章構成の在り方などを適宜指導し、完成度の高いものになるよう弛まぬ指導を行っている。こうしてゼミ生への積極的指導の下でゼミ内での積極的発言や参加を促している。また、オフィスアワーは全学的に制度化されており、全教員が週 2 回、最低各 90 分間設定し、シラバスにより周知されている。授業時間内では消化しきれなかった疑問の解消など、学生はオフィスアワーを主体的に活用している。

履修科目登録上の制限については、年間 46 単位（4 年次は 50 単位）の制限を設け、十分な授業外学習の確保に努めている。後期開講科目についても年度初めに履修登録させているが、前期の単位修得状況により 12 単位までに限り、後期開始時の変更を可能としている。また、情報システム系の科目や会計科目の一部においてはグレード履修制を設けている（資料 4－7）。

出来る限り適切な科目を選択させるためには、授業計画書の提示のほか、授業開始からおよそ 2 週間後を最終期限とし、授業の内容や方法を十分に知ったうえで履修登録するよう指導している。

また、新入学生に対しては、入学式後 2 日間オリエンテーションを実施し、学生生活上の諸注意や卒業までの流れ、履修登録上の注意などを周知している。あわせて、1 泊の合宿（新入生歓迎会）をガイダンスに組み込んでいる。ここでは、上級生が専任教員の指導の下、新入生の学生生活上の不安や不明な点への対応を随時行っている。在学生については、前年度の 3 月末にガイダンスを行い、新年度の履修や就職関連活動との連携について指導している。修得単位が著しく少ない学生については、学生の所属ゼミナールの担当教員や学部教務委員会によって指導がなされている。

<4>経済学部

経済学部の授業科目は、教育目標の達成に向けて毎年度開講方針を策定し、教育内容に適した授業形態（講義・演習等）であり、これにもとづき、毎年度開講方針を策定して適切に開講

している。授業形態の適切性は、カリキュラム検討委員会により、設置科目の要否、体系性等を検討し、学部教授会で必要な改善・改革を図っている（資料 4－144）。また、学生が教育内容や学ぶべき手法を容易に理解するよう、ウェブサイトを充実させている（資料 4－145）。

学生の主体的参加による授業実践として、経済学部全体で取り組む科目に、ゼミナール部門がある。専門ゼミナールでは演習における学習成果を発表する場として、レポートフェスティバルを毎年 12 月頃に開催している（資料 4－86）。

経済学科、産業社会学科とも、履修科目登録に関しては、4 年間を通じてバランスよく履修できるよう、1～3 年次には履修科目登録の上限を 46 単位、4 年次には 50 単位と設定している。これは、各学年において無理のない履修により、学習の効果を高めるための制限である。資格取得等に伴う単位認定は、この制限には含んでいない（資料 4－8 p.2-29）。なお、適切な講義を選択させるため、授業計画書を提示し、講義の内容や雰囲気を十分に周知したうえで履修登録させている（資料 4－8 p.2-29）。

新入生入学ガイダンスにおいて、全員に対し卒業必要科目と必要単位、年間登録単位の上限、履修方法について説明している。経済学部では、説明のみで終わるのではなく、履修計画作成指導の時間「新入生セミナー」を 4 時間設け、少人数制による個別履修登録相談を行っている。具体的には、一教室約 50 名の学生に対し、専任教員 5 名が対応し、個別指導に近い形でのアドバイスを行い、学生からの多くの質問にもその場で対応し、履修登録から授業開始までの流れが学生にとってわかりやすいものとしている （資料 4－36）。

経済学部では、学生の主体的参加を促すよう、ゼミナール科目、フィールドワーク科目の充実を図っている。ゼミナール科目では、少人数制により、学生が常に主体的に授業にかかわるように仕向け、課題設定、現状調査、討議、まとめ、発表の一連の流れに個人、もしくはグループで対応する能力を身につけるよう試みている。常に必要となるのがコミュニケーション能力で、ゼミナールでは、学生が意見を発し、討議し、グループ意見をまとめ、報告するという作業を通じて、コミュニケーション能力を鍛えている。

また、成果の発表の場を設けることも重要である。経済学部全体として、レポートフェスティバルを毎年 12 月頃に開催し、参加ゼミナール毎に 3 チームまで発表を行い、互いのゼミ発表に質疑応答にて活発な意見交換を行っている（資料 4－86）。個々のゼミナールでは、他大学とのゼミナール発表会、ゼミ交流（経済学部内 3 ゼミ以上合同）による意見討論会、海外提携校との研究・交流会等を実施している。2013（平成 25）年度においては、一部のゼミが台湾銘伝大学、台湾真理大学にてゼミナール発表会を現地学生とともに行った。また、台湾銘伝大学からは学生 20 名が名城大学を訪問し、同様の発表会を名城大学でも行った。

フィールドワーク科目でも学生の主体的参加を中心とする授業内容としている。社会フィールドワークでは、課題に対して学生が主体的に調査し、まとめて報告する形態をとっている。国際フィールドワークでも海外協定校において、調査発表を英語で行うこともしている。実績として、ライデン大学（オランダ）、東国大学（韓国）、における発表会がある（資料 4－146）。

<5>理工学部

授業は、教育目標を達成するため、教室での講義・演習を中心に、実験室や屋外での実験や実習、体育における実技等の形態で行っており、学生便覧とシラバスおよび時間割表によって

学生に示している。学部の教育課程編成方針に従って各学科はそれぞれの教育課程編成方針を立て、それに対応させて授業科目を配置しており、その対応表は、カリキュラムマップとしてまとめている（資料 4－9　p.2-16～2-141、資料 4－147、資料 4－148、資料 4－149）。

履修科目登録の上限については、2001（平成 13）年 1 月 25 日開催の理工学部教授会にて、1 年間で履修登録できる単位数の上限を 50 単位（自由科目等を除く）と定め、過度の履修を抑制している。大学基準協会の示す 50 単位未満より 1 単位多くなっているが、各学科の教育課程、授業内容の状況に鑑み、このように定めている。新入生に対しては、入学時に学科ごとのオリエンテーションを実施して履修指導を行い、2 年生以上に対しては、進級直前の 3 月末に、これも学科ごと学年ごとのガイダンスによって履修指導を行っている。全教員がオフィスアワーとメールアドレスを学生に公開して、学生の質問や相談にすばやく対応できる態勢を整えており、また、各学年に担任を配置して、履修を含めた総合的な指導も行っている（資料 4－9 p.2-7、資料 4－147、資料 4－150）。

講義は多人数になりがちであるが、必修科目や基礎的重要科目は 2 クラスに分けて開講している。実験や実習、卒業研究等は少人数教育で、学生は主体性を持って学習することができる。また、優れた大学院生を TA（ティーチングアシスタント）あるいは EA（教育補助者）として配置し、そのサポートにより個々の学生の提出したレポート等をきめ細かく添削し、学生が主体的に学べる環境を維持している（資料 4－151、資料 4－152）。

<6>農学部

教育目標の達成に向けて、全学共通教育部門では、人間と文化・人間と社会・自然と環境・言語コミュニケーション・情報技術・健康とスポーツ科学・教養演習の科目群を開講している。語学については、英語以外にもドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・ハングルの 5 カ国語を履修することができる。

専門教育部門では、各学科に関係する専門的知識を体系的に、基礎から応用へと段階的に学べるように配当されている。また、教育効果を上げるために、学年ごとに多様な実験や実習が用意されている。さらに、春日井市にある農学部附属農場では、農場実習が行われ、3 学科を側面から支えている。3 年次に進級すると専攻研究室が決定し、後期には研究室単位でゼミナールⅠが開講され、4 年次にはゼミナールⅡと卒業研究が開講されている。

講義、実験、実習、演習などのすべての科目において、身近な例や、将来、どのようなことに役立つのかを強調しながら、また、学生に対してアンケートをとって確認しながら、授業が進められており、これらの工夫が学生の授業への主体的な参加を促している。また、内容とレベルを十分に吟味した適正な量の小テストや宿題、レポート提出は学生の理解度を高めるとともに授業への主体的な参加に一役買っている。さらに予習、復習の指示も有効に機能している。

自学自習の必要性については入学時のオリエンテーションで指導を行っている（資料 4－39）が、各授業においても繰り返し重要性を指摘しており、学生の主体的な参加に役立っている。

履修科目登録の上限については、2007（平成 19）年度入学者より、キャップ制を導入しており、いずれの学科・学年においても、年間履修登録単位数の上限を 48 単位とし、学生便覧に明示している。ただし、教職課程ならびに学芸員課程の開講科目はこれに含まれない。

農学部では、きめ細かい学習指導を行うことを目的とした指導教員制度があり、入学時にす

べての学生に対して指導教員が指名される。指導教員と農学部教務係は科目登録に際して助言を行うとともに、随時、学生からの相談に応じており、特に、毎年 9 月と 3 月には指導教員に担当学生の成績表が届けられ、指導教員が必要に応じて学生に対して学習指導を行っている。さらに毎年 9･10 月に全国各地で父母懇談会を開催しており、学生の父母と連携を取っている。とりわけ名古屋会場における父母懇談会では指導教員が担当学生の父母と直接面談し、助言を行う機会を設けており、学習指導に重要な役割を果たしている（資料 4－153）。

<7>薬学部

本学の教育理念にもつながる、生命に関わる薬学専門家に必要な素養としての知識、技能、態度を身に付けるための教育は、1 年次の「薬学入門Ⅰ・Ⅱ」や 4 年次の「薬物治療学」を中心とした統合型科目として効果的に編成されている。

「薬学入門Ⅰ」では、授業形態を講義と問題解決型学習（PBL）を組み合わせたハイブリッド型 PBL とし、医療現場で活躍する薬剤師、医師、弁護士など学外講師および学内教員がヒューマニズム教育の導入講義を行っている。

医療人として、医療を受ける者や他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するための教育は、「薬学入門Ⅰ」「臨床心理学」「臨床コミュニケーション」で行われている。具体的には、「薬学入門Ⅰ」に取り入れているコミュニケーション入門は、演習形式（ロールプレイ形式）で教育を行っている。「臨床心理学」や「臨床コミュニケーション」は、「患者の気持ちに配慮する」「医療面接」などの内容を中心に、講義、演習、SGL（Small Group Learning、資料 4－154）といった形態で授業を進めている。

4 年次前期の統合型科目「薬物治療学」では、患者の疾患や病歴、薬歴、臨床検査値に加えて家族構成や職歴をも含めたシナリオを用いて、その患者に最も適切と考えられる治療法や薬物療法を学生自身が PBL により学ぶことを目的としており、薬剤師として患者に対して責任ある知識、技能、態度を修得するという点においても効果的な科目となっている。

ヒューマニズム教育・医療倫理教育科目の学習到達度の評価（資料 4－154）は、それぞれの科目において、評価指標に基づいて適切に評価されている。具体的には、これらの科目での学習内容が、最終的に実務実習事前講義・演習（資料 4－155）での模擬患者とのインタビューや、服薬指導等に関する演習として、適切に反映されているかを評価している。

本学部では、学んだ知識・技能・態度を統合して実践できる能力に繋げるためのカリキュラムを編成している。すなわち、1 年次から PBL 教育を導入し、自ら調べて学び、その成果を発表するという学習方法を取り入れ、主体的な学習へ導くためのトレーニング（薬学入門Ⅰ）を行っている。また、4 年次には、統合型科目「薬物治療学」で、患者の疾患や病歴、薬歴、臨床検査値に加えて家族構成や職歴をも含めたシナリオを用いて、その患者に最も適切と考えられる治療法や薬物療法を学生自身が主体的に PBL により学ぶことを目的とした授業を実施している（資料 4－31）。

本学部の教育課程では、いずれの学年についても履修科目が年間 45 単位未満に収まるよう配当されており、このことが科目登録の事実上の上限となっている（資料 4－13 p.2-7～2-11）。

科目履修登録方法や関連する注意事項等については、学年別に進級時のガイダンスにおいて教務委員会が説明を行っている（資料 4－156）。さらに、履修手続きについては、事務室教務

係が全て対応しているほか、学生個々にそれぞれ指導教員を割当て、履修上の疑問や学習に関する相談等に対し助言・指導を行っている。

<8>都市情報学部

講義科目は座学中心、演習科目は座学と実習、という従来からの枠組みを継続して実施しているところであるが、その枠組みを超えた新しい教育方法を FD によって、現在模索している。

また、都市情報学部では、入学者全員を対象とし、大学教育を受けるための基礎的な素養を教授することを目的とし、学部の教育目標が達成できるよう「ファンデーションコース」を実施している。これは、1 年生に対して、前期の毎週 1 コマの授業時間を割り当て、外部の講師により、表現力の向上・数的思考力の向上を目的とした授業を展開するものである。それは、入学生の学力状況を直接知ることのできる絶好の機会であるとともに、授業方法の研究のためのよい機会であるため、広く専任教員も参観して、それぞれの教育方法の改善に役立てている（資料 4－90）。

授業では、毎回、終了前に少しの時間を設けて、小レポートという形で、ミニテストの解答、質問や感想、授業に対する意見など記述し提出させている場合も少なくなく、提出されたレポートは、理解度のチェックや評価のために用いられるとともに、授業改善のための参考資料として活用されている。また、授業によっては、ひとまとまりの学習内容ごとに、「単元テスト」などの試験を実施する場合もあり、その結果を学生にフィードバックすることで、主体的な復習や再学習の必要性を促す機会としている。

履修科目登録の上限については、1 年間の履修登録の上限を 54 単位としている（資料 4－17）。科目登録（履修登録）に際しては、学年ごとに異なる形態で、教員からアドバイスを行っている。都市情報学部では、各学年に指導教員制を設けており、指導教員から履修についての指導を行っている。1 年次の学生は「都市学英語Ⅰ・Ⅱ」の授業担当教員が「担任」となっており、2 年次の学生は、それを引き継いで、1 年次と同じ教員が「担任」となっている。3・4 年次の学生は、ゼミナール担当教員が指導教員となっている。また、大学にまだ慣れていない 1 年次の学生に対しては、入学直後に行われる「フレッシャーズセミナー」の際に、「教員訪問」という形で、教員を訪問させるようにしている。それにより、教員と学生との面談・対談が活発に行われるよう誘導し、履修指導の一助となるようにしている。

<9>人間学部

講義科目、専門教育部門心理系科目群で開講されている演習科目（「心理学演習Ⅰ」「心理学演習Ⅱ」）に加えて、「海外研修」「インターンシップ」「ボランティア」「フィールドワーク」といった国内外での実践的な力量を高めることを目的とした体験科目を専門教育部門で開講している。「海外研修」では、オーストラリア、イギリス、米国を研修先としている。「インターンシップ」「ボランティア」「フィールドワーク」では、国内で研修や調査を行っている。また専門教育部門基礎科目の「人間学総論」は、オムニバス形式の講義を採用することで、他の必修基礎科目担当者を除くほぼすべての人間学部教員が 1 時限ずつ担当し、人間学部の教育・研究の多面性・多様性を理解させることを目的としている。専門教育部門で開講されているゼミナール（「基礎ゼミナール」「基幹ゼミナール」「卒業研究ゼミナール」）は、少人数による授業形

態をとり、導入教育から卒業論文作成まで段階的に指導を行っている。

こうした多様な形態の授業科目の展開によって、人間学部の教育目標を達成しようとしている。それは人間学部の教育目標が、「豊かな人間性に裏打ちされた広い視野と深い教養、国際的な舞台でも臆せず活躍できる柔軟な思考力と果敢な行動力を備えた人間の育成」であり、言い換えれば「人間性豊かな実践的教養人」の育成にあることから、座学のみに偏することのない多様な形態の授業科目が求められるからである（資料 4－18　p.2－12～2－15）。

学生が主体的に参加しての調査・発表・討論を促すために、ゼミナール科目を重視している。1 年次に配置している「基礎ゼミナール」は全専任教員（学部長を除く）が担当し、主体的な学びのための導入教育を行っている。3 年次に配置している「基幹ゼミナール」では、専任教員の専門研究分野毎に授業が構成され、学生は自らの興味・関心にそって所属ゼミナールを選択し、「基礎ゼミナール」で学んだスキルを活かして、専門的な学びを行っている。4 年次の「卒業研究ゼミナール」では、学生自らが研究テーマを選び、これまで修得した知識やスキル等に基づいて、すべての学生が卒業論文を制作している。さらに卒業論文提出後に卒業論文発表会をゼミナールごとに実施している。そこでは、卒業論文について各学生がプレゼンテーションを行う。また基幹ゼミナール履修学生も参加して、発表の内容について参加者全員での討論を行うゼミもある。

心理学に関しては、「心理学演習Ⅰ」「心理学演習Ⅱ」において、学生が基礎的なことから専門的な実験・実習に参加することで、基本的な研究方法ならびに実験的技法や実証的技法に関する体系的知識やスキルを修得している。また、体験科目群にある「フィールドワーク」では、学生が実際にフィールドに出かけ、それまでの授業で修得した知識やスキルに基づきながら主体的に調査活動を行い、その成果を報告書にまとめている。「海外研修」では、インターンシップのコースが設定され、学生がそれまでに修得した語学のスキルを活かして海外での就業体験を行い異文化への理解を深めている。「インターンシップ」は国内企業での就業体験、「ボランティア」は国内施設でのボランティアを行うが、いずれも学生の主体的参加を強く促す授業として実施されている（資料 4－92、資料 4－157）。

人間学部ではキャップ制を導入し、履修登録できる単位の上限を各学年とも 48 単位に設定している。日常的な学習指導は、1 年次は基礎ゼミナール担当教員、3 年次は基幹ゼミナール担当教員、4 年次は卒業研究ゼミナール担当教員が学習全般に関する助言・指導を行っている。それに加えて学務委員（教務系）が、すべての学年の学生に対して学習全般に関する助言・指導を随時行っている。学務委員（教務系）は、心理系、社会・教育系、国際・コミュニケーション系の教員から構成され、学生からの幅広い学習相談に対して対応できる体制となっている。さらに学務委員（教務系）は、教務担当事務職員と協同して、新年度のオリエンテーション、ガイダンスを担当し、オリエンテーション、ガイダンス、および履修登録期間中の学生からの学習相談に対応し、学生への指導を集中的に行っている。

さらに、人間学部では GPA を導入し、GPA1.0 以下の学生を成績不振者とし、そうした学生に対して定期的な指導・助言を行う学修指導を制度化して実施している。学修指導は、年 2 回実施され、対象となる学生を呼び出し、学務委員（学生系）が学生と個別に面談を行うことで、学業成績の確認、履修指導、今後の学修計画、さらには生活指導を含めて指導・助言している。こうした学修指導を通して、標準年限での卒業を促すことにつながっている（資料 4－18

p.2-18、p.2-20)。

<10>法学研究科

法学研究科では、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成という法学研究科の目的（資料 4－20 p.67）を達成するために、修士課程では憲法学、行政法学、国際法学、刑事法学、民法学、国際私法学、企業法学、民事手続法学、社会法学、法哲学、法制史学、政治学に専修を分類して授業科目が開講されており、また、博士後期課程においてもこれと同様に専修は分類されている。

授業の基本的な形態は講義と演習である。授業は基本的に少人数で行われるため、講義、演習を問わず、学生の主体的な参加が求められる。講義においても、学生に対して質問や意見を求めるなどして、授業が進められる場合もある。

大学院の授業であることから、基本的な知識のある学生に対して授業を行うことを前提として、知識の教授というよりも、教員・学生間、あるいは学生間の討論形式の授業が期待される。そして、ほとんどの授業が少人数で行われるため、学生が主体的に意見を述べるよう要請される機会は必然的に多くなっている。

通常の授業としては、修士論文作成のために 1、2 年生に対する研究指導（各 4 単位）、博士論文作成のために特殊研究（4 単位）の授業が用意されている。これらの研究指導はいずれも通年開講で週 1 回合計 30 回の授業である（資料 4－20）。その他、修士論文、博士論文執筆のための指導は、研究指導計画に基づく通常授業にとどまることなく、必要に応じて随時行われている。

さらに、大学院生用の紀要である『名城法学論集』が年 1 回発刊されるが、これには、博士後期課程の学生は論文や判例研究を掲載する資格を有する。ここで公刊される論文等は博士論文作成の基礎となるものである。また修士課程の学生も判例研究や研究ノート等の形式で研究成果を掲載することができるとともに、修了後は修士論文の要旨を掲載することができる（資料 4－158）。

<11>経営学研究科

修士課程では、セメスター制をとっており、講義科目は半期 2 単位である。ただし、講義科目の多くは履修者数が少数に限られていることから、より効率的な教育目標の達成を目的として、履修者の報告とそれに基づくディスカッションを主体とした実践的な演習形式の講義が授業運営の中心的スタイルとなっている。指導教員によるゼミナール形式の研究指導は、2 年間 8 単位で、修士論文合格によって与えられる。万が一、学生と指導教員のミスマッチが発生した場合には、当該教員・学生に研究科長、主任教授を交えて十分調査を行い、指導教員の変更を行うなど組織的な指導改善のためのシステムを採用し、学習指導の適切性を図っている（資料 4－159）。修士課程では、授業科目の多くは履修者数が少数に限られていることから、より効果的な教育目標の達成を目的として、履修者の報告とそれに基づくディスカッションを主体とした実践的な演習形式の授業方法を採用している。

博士後期課程では、特殊研究・演習の履修者が少ないため、ほぼ毎週、論文作成のための実

践的な指導を行っている。こうした科目は、必然的に、学生の主体的参加によって進行するものとなっている。

学位論文作成については、修士課程では、授業科目の多くは履修者数が少数に限られていることから、より効果的な教育目標の達成を目的として、履修者の報告とそれに基づくディスカッションを主体とした実践的な演習形式の授業方法を採用している。

修士課程、博士課程ともに、指導教授による少人数・ゼミナール形式での研究指導を通じて、計画的に学位論文の作成を指導している。修士課程では、研究科所属の全教員・学生参加による「修士論文テーマ発表会」を実施することで、教員・学生が互いに研究、学位論文作成の進捗状況を確認できる体制となっている。博士課程では、学生の研究テーマに応じて、指導教授の要望と研究科委員会での承認を経て適宜、副指導教授を置くことで、研究指導、学位論文作成の充実を図っている。

また、修士課程、博士課程ともに留学生が多いことから、2013（平成 25）年より特任助手 2 名を採用し、論文作成における留学生への日本語指導を行っている（資料 4－160）。

<12>経済学研究科

入学試験の面接の際に、研究上の関心について質疑を行い、入学後の指導教員の選定の際、学生、教員双方の参考にする。教育目標の達成に向けて、入学後に指導教員の正式な選定が行われるが、学生全体に対するガイダンスと、教員との個別面談で決定する。

修士課程の講義・研究指導、博士後期課程の特殊研究、演習ともに、教員による学生の個別指導が中心になる。講義の場合、科目履修者が少人数（多くても 5 人程度）であるため、質疑応答の部分や予習を前提とした議論が多く、学生たちもかなりの準備なしにはすまされない状況になっている。研究指導科目も、1～3 人程度の学生を相手とするクラスになる。クラスにおける発表の順番が少なくとも 2～3 週間に一度はまわってくる。

博士後期課程の特殊研究、演習も同様である。修士課程以上に履修学生数は減少するので、ほぼ毎週論文作成のための指導になっている。

なお、学生が研究分野、あるいは指導教員の変更を希望する場合がある。あるいは教員の在外研究等により学生の研究指導ができなくなる場合がある。その際は、研究科長、研究科主任教授が学生と指導教員、変更希望先教員の意見を聞き、研究科委員会に提案し、指導教員変更の承認を得ている。

修士課程は 2 年間、博士後期課程は 3 年間の研究指導期間がある。両課程ともに、学生は入学時点で、論文のテーマを決めているので、計画的に論文作成を進めている。指導教員の演習が修士論文の計画的指導の場になっている。演習の基本的パターンは、2 通りある。1 つ目は教員と院生が教員の専門分野あるいはそれに近い分野の文献（図書、論文）を読み進め、理解していく中で修士論文の研究の「種」を見つけていくというものである。2 つ目は、教員がはじめから学生の興味に応じて「種」とそれについての関連文献を示唆する場合である。こうした過程を経て修士論文の作成を行っているので、院生はほぼ当初の計画通り、修士論文を作成している。1 年次は既存の文献研究、2 年次前期は資料研究・実証研究等、2 年次夏休み以降は修士論文執筆という流れになっている。

博士後期課程は、1 年次が既存の文献研究、2 年次が資料研究・実証研究等、3 年次が博士論

文執筆という流れになっている。また博士論文申請のためには、査読付き論文を 1 篇以上発表しなければならないとの条件があるため、1～3 年の間に学術誌に掲載する論文の執筆指導も行っている。

修士課程、博士後期課程の学生ともに、講義科目の場合、毎週課題を与えて、次回までに学んでおくべきことを指示している。課題を行ってこない場合は、授業についていけないのが現実である。修士課程の学生は修士論文の作成、博士後期課程の学生は博士論文の作成が最終目的であるので、主体的に学ばなければ、論文を書くことはできない。

<13>理工学研究科

修士（博士前期）課程の授業は、指導教員の下で修得する専修科目としての特論Ⅰ・Ⅱや特別演習、特別実験（専攻によっては、講究Ⅰ・Ⅱ、総合設計演習Ⅰ・Ⅱ）と、それ以外の特論や特別講義といった形態で行っており、30 単位以上を修得する。博士（博士後期）課程では、研究指導科目としての特殊研究において教育指導する形態をとり、指導教授のもと、教育目標の達成に向けて、研究・実験、専門論文誌への論文投稿、プレゼンテーション、博士論文作成などのための十分な教育・指導を行っている。様々な研究プロジェクト、博士早期終了制度の導入等に伴い、学生が積極的に研究に取り組むことができる体制となっている（資料 4－20 p.91-109）。

修士（博士前期）課程における特別演習、特別実験および講究は学生自身が率先して行うものであり、また、特論も少人数授業であることから、学生の主体性が発揮される。

修士（博士前期）課程における特別演習、特別実験および講究のシラバスは、指導教員が立てた研究指導計画に基づいて書かれていて、これに従い研究指導が行われる。指導教員の指導の下に、4 月に履修登録して履修を開始し、10 月には学位論文題目を提出して研究を本格化させる。2 年次の 1 月末に学位論文の提出を行い、2 月に公聴会が行われる。一方、博士（博士後期）課程では、学生は、研究指導科目の中の 1 科目を専修科目と定め、その専修科目を担当する教授の指導の下に研究を行って学位論文を作成する。5 月に博士課程研究計画書を提出して研究を開始し、3 年次の 11 月に学位論文予備審査申請を行って、まず予備審査を受け、それに合格した後、2 月の公聴会を経て研究科委員会で合否が判定される（資料 4－20 p.115-118）。

<14>農学研究科

修士課程では、教育目標の達成に向けて、講義科目に分類される「特論」と演習・実験科目に分類される「特別演習」「特別実験」を専修コースごとに 2～3 科目ずつ開講している。このうち「特論」は、それぞれの分野における最先端の知見が修得できるように各教員が工夫を凝らして展開している。「特別演習」と「特別実験」は連動しており、各学生の研究テーマを解決するために、それぞれの進捗状況に沿って直面している課題を解決できるように指導教員と徹底的に討論し、実際に解決するための作業（主に実験操作）についても直接アドバイスを受ける。学生は専修コースの「特論」4 単位、「特別演習」8 単位、「特別実験」4 単位を必修科目として履修し、それ以外に選択科目として「特論」10 単位以上を履修する。すなわち、学生の専門性を深めると同時に、専門性との関連で視野を広げることができるような授業形態の組合せが採用されている。

さらに、共通科目である農学特別演習において、本研究科の特色を出している。この科目は、隔週に開講し、修士課程の学生全員と研究科教員参加の下で、当番となっている学生によりプレゼンテーションが行われ、その内容について総合的に議論する。このことにより学生は、専門以外の研究分野の多くの知見を得ることができる。プレゼンテーションは全学生が 1 年間に 1 回は当番となるように計画されており、その内容については事前に指導教員から細かくアドバイスを受ける。このように農学特別演習は、学生の視野を広げるということと、高いプレゼンテーション技術を修得するという目標の達成に有効である（資料 4－20 p.127）。

修士課程で学位を取得するためには、専修科目で設定された特論を中心として他の専修科目の特論を含めて 30 単位を修得しなければならない。とくに、特別演習、特別実験の履修および修士論文制作の過程で、研究課題解決に向けて、得られたデータの意義、研究手法、関連する学術論文について指導教員や他の学生と徹底したディスカッションを行い、それらを通して得られた内容を学会発表その他の方法で発表することにより、プレゼンテーション能力、限られた環境の中で問題を解決する能力など技術者に必要な素養を修得する。博士後期課程では指導教員・副指導教員の指導の下で、専修科目の特殊研究Ⅰ～Ⅵの履修および博士論文作成を行い、博士論文最終試験に合格することで、世界に通用する研究者としての素養を身に付けさせている（資料 4－20 p.127～128）。

また、両課程とも教育目標において高度な技術者・研究者を養成する、即ち研究を遂行できる人材の育成を目標に掲げている。農学研究科では、研究の成果を公表することがプレゼンテーション能力の向上につながるだけでなく、今後の研究遂行のための大きな一助となるという観点から、大学からの予算である院高度化費を学会発表出張のための旅費や参加費の補助に充てている（資料 4－95）。この支援金を利用して、毎年、多くの学生が国際学会や国内の主要な学会で発表し、その時に得られたサジェッションも論文作成に大きく生きている。

農学研究科では、必修科目として農学特別演習を配置している。この科目は隔週で 2 コマ開講され、農学研究科に所属する教員の一部と学生全員が、年に一度自分の研究テーマに関連した報告をし、その内容について全員でフリーディスカッションを行う（資料 4－161）。農学研究科の学生は生物関連・化学関連・環境関連と専門が多岐にわたっており、それぞれの報告内容に対する理解度や考え方も相当に大きな差が予想される。そこで、2013（平成 25）年度より全学生に対してすべての報告内容に対して毎回リポートを課して研究科主任教授に提出させ、まずは自分で個々の専門内容に対する理解度を整理させ、必要に応じて主任教授から指導を行う。このような授業方法により、学生の専門分野について報告する時はもちろん、専門分野以外の報告を聞く時も主体的参加を促すようにしている。

<15>薬学研究科

特論科目をはじめ、それぞれの授業科目においては、当該学生の指導教員だけではなく、複数の教員による教育研究指導体制を基軸とした教育方法を採用している（資料 4－78 p.14）。各年次の履修においては、学生と指導教員の協議による履修計画を基本として指導が行われる（資料 4－20）。特論科目・関連科目については、いずれの科目においても複数の教員によるオムニバス形式の講義を中心として組み立てられている。専修分野の特論科目と専修分野以外の特論科目、あるいは関連科目を履修することで、異なる研究分野のアプローチにより、各専修

分野の学術的内容を総合的に教授している（資料 4－78 p.14）。なお、特論科目については、学習の理解度を高めるために、必要に応じて、演習を含めて講義を実施している。

一方、研究指導は学生が 4 年間にわたり、特殊研究Ⅰ～Ⅳを通して、科学的思考力と確かな実験手技を修得することにより、より高度な研究立案・実験遂行・評価能力を修得するよう設計されている（資料 4－78）。特殊研究では指導教員を軸とする責任体制は明確になっているが、副指導教員を配置することで多角的な視点で研究を進めるための指導を行っている。さらに、毎年度末には研究成果発表会を開催し、分野の異なる教員からも指導を受けられる体制を設けている（資料 4－162）。4 年間の研究指導方法については、大学院研究科便覧に明記し、大学構成員に周知するとともに、新入生に対してはオリエンテーション等の機会を利用して方針を徹底している。特論科目は社会人学生の利便性を考慮し、土曜日開講を基本としている（資料 4－163）。

特論科目・関連科目は、複数の教員によるオムニバス形式の講義を中心として組み立てられていることから、各分野での基本的な知識について、学生が事前に学習した上で、講義に参加し、得られた知識をもとに、プレゼンテーションを実施していている科目が多く、学生の主体的な学びにつながっている。また、特殊研究Ⅰ～Ⅲ（1～3 年次）では、各年度末に副指導教員交えて研究成果発表会を開催することから、学生自らがその年度の成果を纏め、プレゼンテーションを実施することで、科学的思考の醸成につなげることが可能である（資料 4－164）。

博士学位論文作成指導としては、研究科目である特殊研究Ⅰ～Ⅳを学年進行に沿って配当している。これらの順次性に従い、学年進行に従って研究内容を高度化させながら、最終的に学位論文の作成まで導く形となっている。また、これらの科目では、各年度末に研究成果発表会を開催することから、年度ごとの研究成果の理解、さらに次年度の研究計画立案の指導に有効であり、最終的には学位論文を作成するための思考力の醸成につながっている（資料 4－164）。

<16>都市情報学研究科

授業科目においてはレポート報告や討論形式など双方向的な授業形態を基本とし、今日的な複雑化・多様化した事例・問題を取り上げ、教育目標の達成に向けて、学際的・境界領域にまたがる横断的教育や演習形式の授業形態を採用している。

多くの授業は、少人数教育である利点を活かし、履修者に毎回、事前に課題を与え、それについて作成したレポートや PowerPoint を授業で発表する形式を採用している。また、他の学生から発表内容に対して、ディベートをさせており、それらの内容を教員が聞いて適切な方向性を指導している。

これらは、各学生が授業に主体的に参加することに繋がり、より深い知識修得に加えて、課題を主体的に自分なりに「まとめる力」や「プレゼンテーションする力」を養成することに役立ち、最終的に修士論文作成プロセスの手助けになっている。

研究指導としては、前期・後期の履修期間に毎週、研究指導を行う時間を確保し、学生に前週からの研究進捗状況の報告から、報告内容の問題点や課題を明らかにし、次週以降に検討すべき課題を学生に理解してもらう研究指導が一般的となっている。

一方、修士論文および博士論文の指導については、専任の指導教員が毎週定期的に研究課題に対する先行研究の調査や研究目的・方法を明確化にし、個別指導を通して研究進捗が図れる

ようにしている。併せて、研究の過程で明らかとなった知見を各種学会や研究会で発表する機会を長中期的に計画し、修士論文・博士論文作成の意識付けとともに、対外的な研究内容の価値評価の確認にも繋がっている。

<17>人間学研究科

人間学研究科の授業科目は、共通科目として「人間学特別演習」と「コミュニケーション特別演習」を演習の授業形態で設定しており、これら 2 科目は基礎学部である人間学部の学問領域である「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」のそれぞれの分野からの複数の教員により、統合的に授業が構成されている。

「心理」関連では、「教育基盤開発学特論」「臨床教育心理学特論」「教育人間行動学特論」「社会心理学特論」があり、「社会・教育」においては、「人間形成基軸論特論」「ジェンダー社会学特論」「家族関係社会学特論」「人間社会システム特論」「都市文化環境学特論」「歴史社会論特論」「社会コミュニケーション特論」「公共性と現代社会特論」を設け、「国際・コミュニケーション」を軸とする科目としては、「言語コミュニケーション特論」「英米文学特論」「英語学特論」「言語学特論」「多文化共生特論」があり、これら 17 の特論科目は専門性を深めるとともに人間学の育成を根差すものである。

また、関連科目として、実験・実習形態の「学外語学研修」「教育社会調査」「発達心理学演習」を設けている。「学外語学研修」では、一定期間、海外での研修を通し、語学能力の向上とグローバルマインドの育成を目指すものである。「教育社会調査」は、社会調査法を学び、フィールドワークというかたちで、実際に調査を体験し、そこから見えてくる現実、問題点を探求する能力を育成する。「発達心理学演習」は、発達心理学に関する文献講読を中心とするが、人間の心理発達における調査、観察も行うことにより、より深く心理発達における理論を理解できること目指すものである。このように多彩な授業形態を採用して、教育目標の達成に努めている。

基盤科目として演習形態をとる「人間学特別演習」と「コミュニケーション特別演習」は、必修科目として重要視している（資料 4－20　p.149)。「人間学特別演習」では、分野の異なる専任教員 3 名がオムニバスで担当して、人間学研究科が立脚する各学術分野で、多角的総合的な洞察を学生が習得し、修士論文研究に向け、問題意識が学術的水準にまで深まり、また広がるよう促す。実際には、個々の教員が独自の分野に関係するテーマに即して授業を展開する中で、学生はそれぞれのテーマごとに文献資料を踏まえた上での発表を行い、主体的に討議する。また、「人間学特別演習」では、後半の 3 回では 3 分野の教員が共同で担当し、総合的な課題を学生に取り組ませ、その研究成果を発表させる。「コミュニケーション特別演習」は、個々の学生の研究指導教員が担当し、学生の研究課題に寄り添ったかたちで、教員が分担し授業を行う。この科目は学生のコミュニケーション能力、論理的思考、問題解決能力の向上を図るものであり、社会調査という手法でそれらの能力を育成するため、学生たちは自ら調査のフィールドを選定して調査を実行するという自主性を重んじる学習形態としている。演習科目では発表会を通し、学生同士が、またそこに教員たちも加わり、活発に質疑応答が行われることによりコミュニケーション能力の育成の場ともなる。

学位論文作成は研究成果を示すものであるが、その過程における教員との人間関係の構築も

人間学研究科においては重要な学びの一つである。その意味においても指導教員と学生の関係は単に研究指導というだけでなく、研究活動を進める中で質的な人間関係を深めていくものでもある。しかし、こうした関係は閉ざされたものではなく、分野の異なる複数の教員の組織的な研究指導も受け、指導の透明性、公平性にも十分な配慮がなされている。

研究指導は「人間学特別研究」という名称のセミナー形式で、1・2 年次を通じて 8 単位が必須とされ、研究指導科目に位置付けられ、研究指導にあたる教員の専門分野に基づいた指導が、学生の研究テーマに即し、かつ発展的なかたちで行われる。学生は入学時に研究分野とそれに係わる指導教員を決定し、2 年間の研究指導を受ける。研究を進めるにあたって、まず、学生は指導教員とともに研究計画書の作成にあたる。この段階では、研究テーマを考え、その目的と内容について十分な討論をしながら、研究計画案を練る。研究計画書が作成され、研究科委員会で発表された後は、その計画書に従い研究を遂行し、研究指導セミナーにおいて、研究の進捗状況等が示され、同時にそれに対し研究指導がなされる。

また、他の演習科目（「人間学特別演習」「コミュニケーション特別演習」）の成果報告会や研究科主催の公開修士論文中間発表会などでは、研究成果を簡潔に、正しく伝えるコミュニケーションの技能の洗練も促している。研究指導は、学位論文を作成させるための指導であることはもちろんであるが、その過程における研究の遂行能力と適切なコミュニケーション能力形成の機会であると、位置づけている。

<18>総合学術研究科

総合学術研究科では、研究科の理念である「自然と人間の共生」の実現に向けて、自らの専門分野にとどまらず、課題を俯瞰的・総合的に考察できる人材を育成することを目的とし、視野の拡大と文理融合という目標を達成できるような教育方法および授業形態を次の通り採用している。

第 1 に、博士前期課程では、「物質・環境科学」「生物・環境科学」「心理学」「生命科学」の専修コースのそれぞれに 4～8 の「特論」を開講しており、各専修コースから 2 単位（合計 6 単位）以上を選択履修するよう定め、文理にまたがって知見を広げるという目標を達成しようとしている（資料 4－20 p.155～162）。専修コースに分類しない関連授業科目としても、最先端の知識やグローバルな学際性を身に付けることができるような「特論」を開講している。

第 2 に、総合コア群として、研究科所属の全専任教員で担当する「総合学術特論Ⅰ・Ⅱ」を開講し、文理横断的な課題について探究活動を行い、教員および学生同士で議論することにより、文理融合的な思考法や討論およびプレゼンテーションの技能、課題を俯瞰的・総合的に考察する能力を養っている（資料 4－122）。

第 3 に、体験型の授業形態として、生物・環境科学コースの「生物集団システム論特論」では海洋実習を、関連授業科目の「多文化共生論特論」ではコンサート鑑賞などを取り入れている。

本研究科の特徴的な授業形態として、文理融合の教育を行う総合コア群の「総合学術特論Ⅰ・Ⅱ」では、地球の成り立ち、生命、人類の歴史と発展、こどもと家族、環境の変化と生物、世界の人口と食糧の 6 つのテーマをオムニバス形式で教員が担当し、教員による話題提供、課題の探究、プレゼンテーションと討論を繰り返すことで、学生の主体的参加を促し、様々な問題

を自然科学・人間科学の両面から考察できる総合力を養うとともに、討論とプレゼンテーションの技能の育成を図っている（資料 4－122）。

年 2 回実施される「総合コアプログラム」では、全学生、全教員参加の下で博士前期課程 2 年次と博士後期課程 2 年次および 3 年次の学生が研究の中間報告を行うとともに、総合学術研究科の教員や学外研究者による特別講演を行っている（資料 4－20 p155～162）。幅広い話題に対して、文系・理系の分野を超えて教員と学生が真摯に討論し学ぶ場を持つことにより、学生が主体的に発表内容・方法を工夫し、表現力を養い、新たな視点を獲得する機会を提供している。

研究指導としては、博士前期課程の学生は入学時に専修科目を選定し、この科目の研究指導を担当する教員が指導教員となり、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について指導を受ける。修士論文作成のための研究指導は、専修科目の特別研究で行われ、4 月に「修士論文研究計画書」が提出された後、副指導教員が決定され、指導教員と副指導教員からなる「論文指導委員会」が修士論文研究の指導を行う。修士論文研究の進捗状況は、2 年次初めに開催する「総合コアプログラム」での研究成果報告や「研究経過報告書」の提出によってチェックされる（資料 4－20 p.155～162）。

博士後期課程は単位制を採っていないが、学生は入学時に研究指導科目を選定し、1 年次 4 月に「博士課程研究計画書」、2 年次に「博士論文作成計画書」を提出し、博士前期課程と同様に指導教員と副指導教員からなる「論文指導委員会」が研究指導にあたる。2 年次後期と 3 年次前期に、学生が提出する「研究経過報告書」と「総合コアプログラム」での論文中間発表に基づき、論文指導委員会は研究の進捗状況をチェックし、論文の完成度が上がるように適切な指導を行い、「論文指導委員会報告書」を提出する。人間科学専修の学生に対しては、理系分野の研究に比べてまとめるのに時間を要することから、論文提出予定の 1 年前に、学位論文の完成度と今後の見通しなどについて総合的に審査する予備審査を必要に応じて行い、論文提出の可否を事前判定する制度を取り入れている（資料 4－20 p.155～162）。

<19>大学・学校づくり研究科

教育目標を達成するため、プロジェクト科目群・方法論科目群・統合科目群については、PBL 方式による授業形態を導入し、チームワークと事例の共有に基づく問題解決スキルの習得を可能にし、社会人の多様な実務経験を生かす特色ある授業方法を開発・導入してきている。授業時間内だけでは完結しない方法で、授業外での議論や調査や作業が必要であり、このような PBL の経験を積む中で、各自の修士論文のテーマが形成されていくことになる。さらに、実物・実習科目群を開設して、学んだ知識・理論をフィールド活動のなかで有機的につなげる工夫をしており、関連科目群においては、集中講義によって各領域の基礎的知識と最新情報を提供することにより、学生の視野を拡大することとしている（資料 4－70）。

PBL 方式を授業に取り入れることで、大学や学校の現場で生じる経営業務の課題（たとえば、経営プランの策定、外部評価の導入、自己点検・評価の進め方、FD や SD の組織化、財務指標による計画評価、E-learning の組織化、キャリア指導のプログラム化、カリキュラムの成果評価など）について、事例にそってチームを組んでいくつかのプロジェクトをつくり、担当教員のもとで課題探究と解決までのプロセスを経験していくこと重視し、学生の主体的参加を促

している。

研究指導は、1 年次からの研究指導科目において、学生 1 名につき主・副あわせて 2 名の指導教員が協力しつつ、かつ、主指導教員が最終責任をもって、個々の学生のニーズに合わせて計画的に実施している。特に、修士論文については、研究指導科目群（研究指導Ⅰ～Ⅳ）において、修士論文作成のプロセスを示したシラバスにもとづいて、2 年間にわたって一貫した指導を行っている。

<20>法務研究科

省略

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1>大学全体

本学では、シラバスを教育の質保証を果たすための重要なツールとして位置付けている。シラバスの体裁、項目を全学で統一するとともに、「シラバス作成要項」を策定し、専任教員、非常勤講師を問わず、この要項に従ってシラバスを作成している（資料 4－165、資料 4－166）。教職科目（教科に関する科目と教職に関する科目）については、課程認定時に文部科学省へシラバスを提出しており、その後も毎年改善しつつ作成している（資料 4－167）。

シラバスの作成にあたっては、十分な検討時間を確保するため、授業開講前年度の 11 月下旬から 1 月中旬までの約 1 ヶ月半を科目担当者による作成期間としている。提出されたシラバスについては、2 月中旬まで各学部等の職員が入力内容を点検し、さらに、組織的に認められた教員（例えば教務委員等の担当者）が、「シラバス記入第三者チェック表」（資料 4－168）により記載状況を確認し、必要に応じて内容を修正している。

シラバスは、冊子体を作成する他、本学ウェブサイトでも公開しているので、学生は履修登録以前に、冊子またはウェブサイトでシラバスの内容を確認できるようになっている。新入生に対しては、シラバス冊子を新入生オリエンテーションで配布し、シラバスの詳細について説明を行っている。

<2>法学部

シラバスには、準備学習、履修上の留意、授業の概要と目的、サブタイトル、到達目標、授業計画、テキスト、参考文献、授業方法の形式、成績評価方法及び評価基準、受講生へのメッセージの各項目が記載され、授業計画欄には各回の項目と内容が記載される。シラバスは毎年 4 月の授業科目登録時期に先立って全学生・全教員に対してウェブサイト上で開示され、いつでもこれを閲覧できる状態にある。学生は授業を選択するにあたり、シラバスを参照することが可能であり、授業履修の上でも活用している（資料 4－27）。

また、全教員が週に数時間のオフィスアワーを設けており、学生はこの時間帯を利用して、教員に質問・相談することが可能である。教員が研究室に必ず在室する時間帯に訪問できることは、学生にとって利便性があるといえる（資料 4－4 p.1～24）。ただし、学生からの質問・相談を受けつけるのはオフィスアワーに限られるわけではない。

<3>経営学部

シラバスは、各事業科目の到達目標や成績評価基準・方法が記載されている。シラバスは、授業科目ごとに作成されている。受講要件、準備学習、テキスト、参考文献についても明示されている。授業はシラバスに基づき進められており、各回の授業は、学生が、準備学習をしていることを前提に進められている。またシラバスにより、オフィスアワーが週 2 回、最低各 90 分間設定されていることが、学生に周知されている。授業時間内では消化しきれなかった疑問の解消など、オフィスアワーが活用されている。授業での疑問点を解消して、学生の主体的な参加を促している（資料 4－7）。

<4>経済学部

授業はシラバスに基づいて進められており、各科目は、シラバスに示された要件を満たす学生のみが履修し、各回の授業は、学生が準備学習をしやすいよう明確に提示されている（資料 4－169）。

経済学部では、シラバスを、学部の教育理念である「経済をとおして社会を見つめる自立的人間の育成」を授業科目ごとに具現化したもの、また、教育課程編成方針と入学者受入れ方針を授業科目ごとに具現化したものと位置付けている。ゆえに、各教員の担当する科目を経済学部全体の中で俯瞰し、内容が適切なものとなるように、学部長・学科長・教務委員のリーダーシップの下、点検・評価を進めている。

具体的には、シラバス内容の充実や授業内容・方法とシラバス記載事項の整合性確保のため、毎年シラバスの記入について、①系統履修の明確化、②到達目標の記入、③授業スケジュールの内容の精緻化、④成績評価についての記載を教授会で確認している（資料 4－170）。シラバスは大学ウェブサイトで学生へ告知している（資料 4－27）。

<5>理工学部

シラバスは、毎年、統一されたフォーマットで作成され、それに則って授業が行われている。準備学習、履修上の注意、概要と目的、サブタイトル、到達目標が記述され、毎回の授業計画が項目と内容によって示され、具体的に何が修得できるかが明示されている。最後には、テキスト、参考文献と成績評価方法が示され、受講生へのメッセージが添えられている。学生は、シラバスをウェブサイトで随時閲覧することができるが、新入生に対しては、オリエンテーション時に冊子も配布している。授業がシラバスに基づいて行われているかどうかは、学期ごとに実施する授業改善アンケートにより調査している。また、全教員のオフィスアワーやメールアドレスを公開して学生の疑問に応える態勢を整え、シラバスの検証・改善につなげている（資料 4－147、資料 4－171）。

<6>農学部

学生および教員に対する授業アンケート結果によれば、概ねシラバスに沿って授業が行われ、大切なポイントを提示していることが明らかになっている（資料 4－172 p.64）。

シラバスは充実しており、準備学習、履修上の留意、授業の概要と目的、サブタイトル、到達目標、授業計画、テキスト、参考文献、成績評価方法および評価基準、受講生へのメッセー

ジなどが詳細に記載されている。

教員はシラバスに沿って授業を進めているため、シラバスの記載内容と実際の授業内容・方法とは整合性がとれている。また、学生および教員に対する授業アンケートによる検証だけでなく、教員個人で、あるいは、有志のグループや学科会議などにおいて検証・改善に取り組んでいる。

<7>薬学部

シラバスには、担当者氏名、単位数、必選区分等を始め、履修上の留意、授業の概要と目的、到達目標、テキスト、授業方法の形式、成績評価方法および評価基準等も明示している。

シラバスは、系列毎に授業内容・方法を協議して作成しているが、FD 委員会において、授業改善アンケートを実施し、集計結果を教員にフィードバックすることで、授業内容・方法についての検証と改善に向けた自己評価に役立てている。

<8>都市情報学部

シラバスは、書式と記載項目を統一し、各科目でそれを満たすように作成している。また、シラバスを公開することが社会的にも期待されていることに鑑み､大学ウェブサイトにおいて、各科目のシラバスを学外からも閲覧できるようになっている（資料 4－27)。

そのことを背景として、各教員は、毎年、授業内容を吟味するとともに、授業計画を見直し、慎重に担当科目のシラバスを更新している。さらには、更新したシラバスに従って、授業を実施している。そのため、学生の理解度によって、所々で微修正を行いつつも、ほぼ計画どおりの授業が展開されている。その結果として、学生の授業に対する評価は、年々向上している（資料 4－173)。

<9>人間学部

シラバスの書式は全学で統一されており、そこには各授業科目の到達目標や成績評価方法および成績基準が明示されている。また、各回の授業計画が項目と内容に分け記述されている。シラバスは「学びの地図」と位置づけられ、「授業のカタログ」としてだけでなく、学生自らが学ぶための「ガイドブック」としての役割を担っている。そこで、準備学習の内容、履修上の留意、授業の概要と目的、サブタイトル、テキスト、参考文献、授業方法の形式、受講生へのメッセージ、参考 URL についても予め明記することで、学生の日常の学習に有用な記述を含み、学生が意欲的に学修に取り組むことを促している。また授業担当者のうち、人間学部および他学部等の専任教員のオフィスアワーが記載され、学修面での指導を求める学生から教員へのコンタクトが容易となっている。

シラバス作成にあたっては、各授業が人間学部の教育課程を構成することから、人間学部の人材養成目的およびその他の教育上の目的と関連していることが求められる。そうしたシラバスの内容の適切性は、2 月頃に人間学部学務委員会（教務系）によって点検・検証されており、必要に応じて科目担当教員に修正を求めている（資料 4－92、資料 4－27、資料 4－18　p.2-18～2-20)。

<10>法学研究科

シラバスには、準備学習、履修上の留意、授業の概要と目的、サブタイトル、到達目標、授業計画、テキスト、参考文献、授業方法の形式、成績評価方法および評価基準、受講生へのメッセージの各項目が記載され、授業計画欄には各回の項目と内容が記載される。また、全教員が週に数時間のオフィスアワーの時間を設けており、学生はこの時間帯を利用して、教員に質問・相談することが可能である。

<11>経営学研究科

シラバスは、毎年、担当者が加筆・修正を行い、新年度初めに学生に公開している（資料 4－122）。ただし、大学院では年度により履修者が極端に少なくなったり、留学生から社会人まで履修者の学問的な素養や背景が大きく異なることも多いことから、履修者が確定する前に作成したシラバスに示した授業内容・方法で高い教育効果を得ることが困難であったり、あるいは教育効果が下がるケースも少なくない。こうした実態をふまえたシラバスの検証・改善体制の確立は、今後の課題である。

<12>経済学研究科

修士課程、博士後期課程ともに、シラバスに準備学習、授業の概要と目的、到達目標、授業計画、内容、テキスト、参考資料・文献、授業方法の形式、成績評価方法および評価基準を、詳細に記載し、大学ウェブサイトで公開している（資料 4－27）。授業はシラバスに基づいて進められており、毎回の授業内容は、学生が準備学習をしやすいよう明確に提示されている（資料 4－122）。

経済学研究科では、シラバスを、研究科の教育理念を授業科目ごとに具現化したもの、また、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーを授業科目ごとに具現化したものと位置付けている。ゆえに、各教員の専門性を織り込みながらも担当する科目を経済学研究科全体の中で俯瞰し、内容が適切なものとなるように、研究科長・主任教授のリーダーシップの下、点検・評価を進めている。

具体的には、シラバス内容の充実や授業内容･方法とシラバス記載事項の整合性確保のため、毎年シラバスの記入について、①系統履修の明確化、②到達目標の記入、③授業スケジュールの内容の精緻化、④成績評価についての記載、を研究科委員会で確認している。

<13>理工学研究科

シラバスは、毎年、統一されたフォーマットで作成され、それに則って授業が行われている。学生は、シラバスをウェブサイトで随時閲覧することができるが、学務センターや専攻の事務室では、冊子での閲覧もできる。シラバスには、各教員のオフィスアワーやメールアドレスが公開されており、随時、学生の質問や相談に対応できる体制が整えられている（資料 4－174 p.33～949）。

<14>農学研究科

農学研究科において開講している科目は、講義科目にとどまらず演習や特別実験にいたるま

でシラバスが提示され、全て本学ウェブサイトで公開されており、学生は履修する際にいつでもシラバスの内容を確認することが可能である（資料 4－27）。また、2014（平成 26）年度シラバスを作成するに当たり、修士課程における各専修の特別実験や特別演習、および博士後期課程の特殊研究Ⅰ～Ⅵは学生個々の研究の進捗状況によって大きく変動するため記載内容が統一されていない部分もあるが、講義科目については記載内容を統一するようにした。また、2013（平成 25）年 4 月に実施した学生を対象としたアンケートにおいて、修士課程 2 年次の学生の大部分から、シラバスに沿って授業が展開されたとの回答が得られている（資料 4－175）。このことからシラバスの充実、授業内容・方法との整合性、検証・改善体制は現状特に問題ないと考えている。

<15>薬学研究科

全ての授業科目について、授業の概要と目的、到達目標、授業内容、授業形態・方法、成績評価方法及び評価基準等を記載したシラバスを作成し、そのシラバスに準拠して授業を展開している。特殊研究においては、主指導教員ごとにシラバスを作成している（資料 4－27）。また、学生、教員の授業アンケートに、シラバスに関する項目を設けており、シラバスの内容と、実際の授業内容・方法との整合性を検証する体制を整えている。

<16>都市情報学研究科

シラバスには、準備学習の内容、授業の目的と概要、到達目標、授業計画、成績評価方法・評価基準が示されている。成績評価基準は到達目標と対応しており、授業はシラバスに示された授業計画に従って行われている。成績評価方法は、シラバスにも示されているように、授業担当教員がレポート・討議・試験などを通じて、履修者の習熟度を把握する方法をとっている。

<17>人間学研究科

シラバスは全て、2010（平成 22）年度に文部科学省の審査を経たものであり、教員は人間学研究科の教育理念とシラバスに沿った授業の展開に努めている（資料 4－122）。教育課程は、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野の専門科目に区分され、これらの科目は PBL 学習などを導入し双方向授業で展開されることがシラバスに示されている。

<18>総合学術研究科

シラバスについては、履修方法、評価方法・評価基準、授業計画等が記載されており、広く公開されている（資料 4－122 p.453- p.488）。シラバスは、学生が授業科目を選択する上で重要な資料となっており有効に利用され、大学院在学生のみならず学部学生が大学院進学を考慮する際の重要な判断材料ともなるので、可能な限り詳細に授業内容を提示している。

各授業科目のシラバスの内容については、研究科長と主任教授によるチェックを行っている。また、「総合学術特論Ⅰ・Ⅱ」および「総合コアプログラム」については、毎年、研究科委員会においてテーマと担当教員を審議し決定している。

<19>大学・学校づくり研究科

シラバスは科目ごとに作成し、大学ウェブサイトから検索・閲覧できるようになっている。いずれの科目も、担当教員、開講学期、単位数に加えて、準備学習、授業の目的と概要、到達目標、授業計画、授業形態・方法、成績評価方法、評価基準、参考文献について記述しており、授業は、到達目標達成を目指し、授業計画に基づいて展開されている（資料 4－27）。

<20>法務研究科

省略

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

成績評価は大学学則・大学院学則、教務規程に定められた基準によって行っているが（資料 4－1 第 26 条、第 30 条、資料 4－2 第 21 条、第 26 条、資料 4－176 第 11 条）、成績評価の具体的な方法と基準は、「シラバス作成要項」でも定めているように、各授業科目の担当教員がシラバスの中に明示することにしている（資料 4－165、資料 4－166）。

成績評価は、80 点以上が A（優）、70～79 点が B（良）、60～69 点が C（可）、59 点以下が F（不可）である。認定科目の場合は N（認定）とされる（資料 4－1 第 11 条、第 14 条）。成績評価指標としての GPA は、人間学部と法務研究科が算定基準を設定して導入している（資料 4－18 p.2-20、資料 4－177 p.58）。

大学設置基準に示された単位制度の趣旨に沿って、各授業科目の内容・形態に即した単位数を名城大学学則・名城大学大学院学則に明記している（資料 4－1　第 25 条、資料 4－2　第 20 条）。単位は、上述のように素点で 60 点以上（成績評価で C 以上）を得た者に認定している。シラバスには準備学習や課題が明示されており、授業への出席と併せて、これらの授業外学修を十分に行った者に単位が認定され、学修成果の質に応じて成績評価がなされる仕組みになっている。

入学前の既修得単位、本学以外における修得単位の認定および学士課程への編入学等の単位については、大学学則・大学院学則の定めに基づき（資料 4－1 第 27 条、第 28 条、資料 4－2 第 23 条～第 25 条）、各学部・研究科で設定した基準によって認定している（資料 4－178　例：経営学部）。

特に、本学以外における修得単位の認定については、学士課程では教務規程の中で「他大学授業科目の履修」として扱いを明記している（資料 4－176 第 7 条）。大学間協定に基づく単位互換履修生の取扱内規（資料 4－179 第 7 条）により、愛知県下の全大学が参加する愛知学長懇話会の単位互換制度を実施すると共に、法学部が沖縄国際大学との単位互換制度を実施している。

大学院も同様に、大学院特別聴講生要項（資料 4－180）によって、法学研究科が近隣 3 大学院法学研究科（愛知学院大学、中京大学、名古屋経済大学）と、経営学研究科が中部地区 6 大学（愛知大学、愛知学院大学、中京大学、南山大学、名古屋大学、名古屋市立大学）の大学院と、薬学研究科が名古屋大学大学院と、それぞれ単位互換協定・覚書に基づいて単位互換を実施している。

<2>法学部

成績はシラバスに明記された方法で評価され、60 点以上を合格としている。履修した授業科目については試験が行われて成績評価がなされる。講義科目は、基本的には各学期末に実施される試験により評価されるが、その他、中間試験（小試験）、レポート、授業参加状況等が加味されて判断される場合もある。演習科目は、参加状況やレポートが評価に際して重視される（資料 4－4　p.1～25）。単位認定にあたりこれらの要素をどの程度考慮して評価するかは、各教員の判断に任されるが、各教員は単位の認定にあたり必要かつ十分と判断した基準を設定し、その内容がシラバスに記載される（資料 4－27）。

既修得単位については、新たに 1 年次に入学した学生が、大学、短期大学、高等専門学校等において、すでに修得した単位がある場合は、60 単位を超えない範囲で認定することができる（資料 4－4　p2-33）。

また、法学部では、日本の大学の卒業生および在学生（編入学）、日本の大学の卒業生および在学生で社会人経験を有する者（社会人編入学）に対して、それぞれ編入学を認めている。いずれの場合にも法学部に編入学を希望する者は、在籍または卒業した大学で修得した単位のうち、入学後に認定可能な科目は単位を認定する。認定および出願のためには、既修得単位の事前確認をする必要があるが、これは、出願の際に当該科目のシラバスと成績証明書などを添えて申請書を提出することによって行う（資料 4－181 p.10～13）。編入学試験に合格した者について、教授会による審議を経て既修得単位の認定が決定される。

<3>経営学部

成績評価は、原則として定期試験によって行っているが、科目担当者が随時レポートの提出を求め評価対象とすることもある。また、講義時間中に小テストを実施し、理解度を点検しながらも評価対象としたり、受講者が少人数の科目（演習科目や語学など）では随時課す口頭発表を評価対象としたりするなど、科目特性に応じた評価が行われている。なお、この評価方法については、それぞれの科目の授業計画書（シラバス）に記載されている（資料 4－182）。

評価は 100 点満点で行い、60 点以上を合格としている。体育、簿記などの同一科目を複数教員で担当している科目については担当者間で統一化が図られている。

学則に基づく単位制度の趣旨に沿って単位認定を適切に行っている。卒業判定を含め単位認定に関しては経営学部教務委員会で精査し、教授会の議を経て、学部長により認定される。

学部の授業によらない単位認定として、「基本簿記」など、より上級科目の履修を可能とするよう配慮して、資格取得などに応じて単位認定する場合もある。日商簿記検定のほか、「TOEIC500 点以上」取得者や「情報処理検定」合格による関連科目の認定がなされている。そのほか、海外提携校への交換留学時には、帰国後、先方での学修科目について経営学部の教育課程に照らし合わせ、単位認定している。

入学前の既修得単位等の認定は、60 単位を超えない範囲で認定している。また、本学以外における修得単位等の認定は、入学前の既修得単位等の認定と合わせ 60 単位を超えない範囲で認定している（資料 4－1）。

なお、学生が成績評価に疑問を持った場合には、成績公開後に学務センターに問い合わせができる期間を設けている。問い合わせがあった場合には事務職員を介して担当教員が確認し、

誤りがある場合には成績評価の訂正を行っている（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31）。

<4>経済学部

各授業科目に設定している単位数は、基礎科目、専門科目のいずれについても、講義科目では 1 学期間の授業 30 時間（15 回）を基本として、各授業時間に対してその 2 倍の時間を要する学習課題を担当教員が提示することによって合計 90 時間の学習を確保させ、2 単位を認定している。外国語科目については、授業時間中のトレーニングを重視し、各授業時間に対して、その 2 分の 1 を要する学習課題を提示することによって合計 45 時間の学習を確保させ、1 単位を認定している。スポーツ科目については、授業時間中の実習によりすべての学修が行われることを基本としており、2 学期にわたって履修した場合に 2 単位、スキー、スキューバ等のシーズンスポーツ集中授業を 5 日間にわたって履修した場合に 1 単位を認定している。

成績評価と単位認定は、シラバスに記載の成績評価方法および評価基準に基づき、期末試験や小テスト、毎回の授業課題、レポート等の提出物や、とりわけ演習科目では授業での課題報告や質問・発言等、多面的な観点から担当教員が公正に行っている。

2 年次、3 年次編入学試験により編入した学生の、編入学以前に履修した単位の認定、入学前に本学以外の大学・短期大学等で履修した単位の認定等は、あらかじめ定められたルールと基準によって適正に行われている。交換留学制度、海外語学研修、資格取得、インターンシップ等についても、一定の基準に基づいて単位を認定している。

いずれの場合も、既修得単位認定は、当該科目について単位修得校のシラバスを取り寄せ、その科目内容を該当科目内容と比較し、学習時間についても詳細に教務委員会で確認し、教授会の承認の上、単位認定を行っている（資料 4－183）。

卒業判定は、教授会で修得単位を確認し、卒業要件に照らして審議して厳格に行っている（資料 4－184）。

<5>理工学部

成績評価は、シラバスに明記された方法でなされており、60 点以上を合格としている。出席点による評価は行わず、基本的に、期末試験とレポートや小テストによって成績がつけられる。講義は 1 週 2 時間 15 週で 2 単位を、語学や実験等は 1 週 2 時間 15 週で 1 単位を与える。学年進行に伴い、より高度な学問領域を理解できるよう、1 年次から 2 年次への進級条件、3 年次への進級条件、そして卒業研究等の着手条件は、学科ごとに必要単位数が定められており、学生は、それを満たしながら順調に進級していけるような仕組みになっている。

他学部・他学科履修も 30 単位以下の範囲で認めることになっているが、学科ごとに別途条件が設けられている。このような授業形態およびそれぞれの授業内容等を考慮し、学則に基づく単位制度の趣旨に沿って単位認定を適切に行っている。進級判定、卒業判定を含め、単位認定に関しては、各学科会議、教授会の議を経て、学部長により認定される（資料 4－9 p.2-7～2-141、資料 4－147 p.2、資料 4－185、資料 4－186）。

既修得単位認定の制度は学則に記載されており、入学前に他大学等で単位を修得した場合、理工学部における教育上有益と認められる時には本学の単位として認定される。単位認定に関しては、所属学科の学科会議により適切に認定される（資料 4－9 p.3-5）。

<6>農学部

成績評価基準について約 7 割の学生が明確に示されていると回答しており、試験方法についても約 6 割の学生が満足していると回答している（資料 4－172 p.83、p.88）。

シラバスには成績評価方法および評価基準が詳細に記載されており（資料 4－187）、教員はこの基準に従って厳格な成績評価と単位認定を行っている。

既修得単位の認定として、本学部に入学あるいは編入学した学生が入学前に他大学等で修得した単位については、当該学科の科目と内容・レベルが同等であり、かつ、教育的効果が認められる場合に限り、60 単位を超えない範囲で単位認定を行っている（資料 4－12 p.3-5）。これらの単位認定においては、当該学生から提出された成績証明書とシラバスをもとに、当該学科で検討後、学務委員会での審議・承認を経て、教授会で協議・承認を行っている。

入学後に他大学で修得した単位については、当該学科の専門科目として認められる場合に限り、10 単位まで進級・卒業に必要な単位として認定している（資料 4－12　p.2-9）。

<7>薬学部

成績評価の基準は、学則に沿って「成績評価方法および評価基準」として授業計画書（資料 4－154）に明示している他、単位認定や進級に関するガイダンスを定期的に実施するなどして学生に周知している。成績評価は、一般的には学期末に行う試験（定期試験および追再試験）の結果で評価することが多いが、中間試験や小テストの結果、また課題レポートやプレゼンテーションの内容を加味する授業や、受講態度や出席状況を考慮する授業科目もある。なお、学期末試験をはじめとする単位の認定にかかわる試験の受験資格は、各授業科目の実授業回数の 3 分の 2 以上の出席を要件としている。

各授業科目の成績は 100 点を満点とした素点で示されており、学生自身がそれぞれの授業科目の成績評価基準と自らの試験結果やレポートの内容、出席状況を省みて、成績評価の妥当性を理解できるように配慮している（資料 4－13 p.2-17～2-20）。

成績の評価結果は、前後期末の定期試験および追再試験終了後、あらかじめ指定した日時にウェブサイトで発表、通知しており、学生は自らの成績評価を確認することができる。また、学生が試験成績に疑義を持った場合には、成績発表後、各授業科目の担当教員を訪ね、成績評価の再確認を願い出ている。

既修得単位の認定として、入学前の既修得単位を認定する場合の認定科目は、教養科目のみとしている。具体的には、既修得の成績証明書とシラバスを本学のシラバスとで内容・単位数等を照合したのちに、教務委員会が単位認定の是非について検証し、単位認定案を作成している。その後に教授会に諮り、審議を経て認定している（資料 4－164）。

<8>都市情報学部

成績評価は、各科目において、シラバスに示した方法で適切に行われている。多くの教員が授業の内容の理解について、定期試験で評価しているが、試験だけでなく、学期途中に提出させるレポート（提出度合いや記述内容）、授業態度、授業への参加意欲等を、あらかじめシラバスに示した比率で考慮して、総合的に評価している。定期試験に代えて、毎回の授業時の小テ

ストの合計点で評価する場合もあるが、このような場合も含めて、成績評価は 100 点満点で公平かつ厳密に行われており、得点が 60 点以上の者に単位を認定している。

入学・編入学前の既修得単位については、教務委員会において、修得単位を認定した大学・学部の教育課程を精査し、シラバス等を参照しながら、都市情報学部の教育課程における各科目との照合を慎重に行った上で、内容的に相応すると判断される単位分については、都市情報学部の該当科目の単位として認定案を作成し、教授会において審議・承認の手続きをとる。なお、認定される単位は、合計で 60 単位以内としている。これは、卒業に必要な総単位が 124 単位であるため、その 2 分の 1 を越えないことを目途としたものである。

<9>人間学部

各授業科目に設定している単位数は、教養教育部門、専門教育部門の科目いずれについても、講義科目では半期の授業時間 30 時間（15 回）を基本として、各授業時間に対してその 2 倍の時間を要する準備学習を提示することによって合計 90 時間の学修を確保させ、2 単位を認定している。外国語科目については、授業時間中のトレーニングを重視し、各授業時間に対してその 2 分の 1 の時間を要する準備学習を提示することによって合計 45 時間の学修を確保させ、1 単位を認定している。演習科目については、授業時間 60 時間（15 回）に、30 時間の準備学習を提示することで、合計 90 時間の学修を確保させ、2 単位を認定している。体験科目は演習科目に準じて単位を認定している。

各科目の成績評価は 100 点法によって行い、60 点以上を合格としている。学生には素点で表示している。成績評価に関しては、講義・演習などの授業形態に応じて、期末試験や期末レポート、あるいは毎回の学習課題や小テスト、コメントペーパー等の提出物や、さらに演習科目・ゼミナール・体験科目では授業での質問や発言、発表といった学生の主体的な取り組みを含め、多様な観点から評価している。シラバスには成績評価方法および評価基準が明記されており、とりわけ各課題の評価にかかわる割合をパーセント表記で明記することで、評価基準の明確性・透明性が確保されている（資料 4－18　p.2−18〜2−20、資料 4－92）。

既修得単位の認定として、2 年次編入学試験により編入した学生の編入以前に修得した単位の認定、入学前に本学および本学以外の大学・短期大学等で修得した単位の認定等は、一定の基準に基づいて行われている。入学前既修得単位等の本学以外における修得単位認定は、60 単位を上限としている。既修得単位認定は、学部学務委員会（教務系）が中心となって行っている。当該科目について単位修得校のシラバスを取り寄せ、その科目内容を人間学部の該当科目内容と比較し、学修時間等についても検討し、検討結果は学務委員長から教授会に提案がなされ審議・認定されている。

また、人間学部は国際化を推進するために語学教育に力を注いでいることから、TOEIC の高得点者や海外語学研修修了者に授業科目の単位が認定されている（資料 4－18　p.2－20）。

<10>法学研究科

成績はシラバスに明記された方法で評価され、60 点以上を合格としている。履修した授業科目については試験が行われて成績評価がなされる。法学研究科では、ほぼすべての科目で平常点やレポートによる成績評価が行われているが、その他、授業への参加状況等が加味される場

合もある。単位認定にあたりこれらの要素をどの程度考慮して評価するかは、各教員の判断に任されるが、各教員は単位の認定にあたり必要かつ十分と判断した基準を設定し、その内容がシラバスに記載される（資料 4－27）。

学位論文の審査については、主査 1 名と副査 2 名の計 3 名が審査、評価する方法を採用している（資料 4－2 第 29 条）。なお、論文に問題がないよう、指導教授は研究指導科目を初めとして 1 年次から研究指導等において指導を行っている。

既修得単位の認定として、法学研究科の 1 年次に入学した者が、入学前に大学院において学修および修得した単位は、教育上有益と認めるときは、10 単位を超えない範囲で法学研究科で修得した単位として認定することができる（資料 4－2 第 23 条）。なお、法学研究科では、編入学の制度は存在しない。

<11>経営学研究科

各授業科目の成績評価・認定方法は、『大学院研究科便覧』に記載してある。主にレポート、プレゼンテーション、授業への参加程度（質問、発話、討議への貢献度）が成績評価の対象になっている。8 割以上の授業科目で、平常点と期末の提出レポートが評価対象となっているが、教室での討論など日常的な研究への取り組みが重視され、調査・分析結果を一纏りの報告書に仕上げる能力を涵養するもので、適切な評価法である。なお少数ではあるが、日常的に小テストを実施し、これを評価項目の一つとしている科目もある。受講者の学力向上に向けた意欲的な試みといえる。

学位論文の場合は、主査 1 名と副査 2 名の計 3 名で審査、評価する方法を採用している。なお、学位論文の審査を厳格化した結果、修士論文の審査過程で、論文内容に不適切な引用の仕方が問題とされた。そこで、学生に対して論文作成の際の引用の仕方のマニュアルを作成配布し、指導教授からの指導を徹底させている。

修士課程では、コース制を踏まえた 32 単位以上の修得と修士論文の合格という修了要件を充たすために、実務家教員との連携による特徴ある授業と単位計算方法を設けている。 博士後期課程では単位制は導入しておらず、博士論文を執筆し、審査に合格することを修了要件としている（資料 4－20）。

既修得単位認定の制度は大学院学則に記載されており、入学前に他大学大学院等で修得した単位について、経営学研究科において教育上有益と認められる場合には、10 単位を超えない範囲で本研究科の単位として認定している。

<12>経済学研究科

修士課程の場合、講義科目の成績評価は、試験、レポート、プレゼンテーションの組み合わせで行っている 2013（平成 25）年度の場合、クラス規模が 3 名の科目が 2 科目、2 名が 4 科目、1 名が 9 科目となっている（資料 4－188）。科目担当教員は、学生一人ひとりの能力、態度、習熟度、問題点などの教育効果を十分に把握できており、そのうえで成績評価を行っている。

修士論文審査は、指導教員を含む 3 名の教員が行う。2007（平成 19）年から、修士論文研究の中間発表を 6 月に行っている。そこで指導教員以外の教員のコメントやアドバイスを得て

いる（資料 4－189）。

博士後期課程の場合、博士学位請求論文提出後、論文内容に関する公聴会を開くことになっており、大学院担当教員と学生が公聴会に参加している（資料 4－190）。

既修得単位認定の制度は大学院学則に記載されており、入学前に他大学大学院等で修得した単位について、経営学研究科において教育上有益と認められる場合には、10 単位を超えない範囲で本研究科の単位として認定している。

<13>理工学研究科

成績は、シラバスに明記された方法で評価されており、60 点以上を合格としている。基本的には、レポートやプレゼンテーションの内容、小テスト、期末試験等によって成績がつけられるが、科目によっては、出席状況も加味される。基本的に、講義は 1 週 2 時間 15 週で 2 単位、演習は 1 週 2 時間 15 週で 1 単位、実験は 1 週 3 時間 15 週で 1 単位を与える。修士（博士前期）課程の修了には 30 単位を修得すればよいが、2 年次に開講される演習や実験の単位を修得する必要があるので、基本的には 1 年間で全てを修得することはできない。なお、他専攻・他研究科の授業科目は 8 単位以内に限り認定される（資料 4－20 p.91～112、資料 4－174 p.1～949）。

既修得単位認定の制度は大学院学則に記載されており、入学前に他大学大学院等で単位を修得した場合、理工学研究科において教育上有益と認められる時には本大学院の単位として認定される。単位認定に関しては、所属専攻の専攻会議により適切に認定される（資料 4－20 p.176）。

<14>農学研究科

シラバスには、成績評価方法および評価基準が記載されており、教員および学生を対象としたアンケート結果では、大部分の回答がシラバスの記載に沿って評価がなされたという事であった。このことから評価は適切に行われていることが分かる（資料 4－175、資料 4－191）。

また、修了に必要な単位数の要件および必修科目、選択科目の設定と各科目の単位数は、大学設置基準を基に定められた名城大学学則第 25 条、大学院学則第 20 条に準じて設定されており、『大学院研究科便覧』に記載されている。また、単位の授与は大学院学則第 21 条により定められており、学則に沿って適切に単位の認定が行われている。

既修得単位の認定として、農学研究科では、2012（平成 24）年度に海外の学術提携大学へ交換留学生として留学し、留学先で修得した単位については研究科委員会の議を経て、10 単位まで認めることにしている（資料 4－111）。しかし、現在まで本制度が適用された例はない。また、他大学大学院を修了したり、単位を修得して退学した学生が入学してきた例はなく、今後、そうした例も想定した単位認定制度を検討する必要がある。

<15>薬学研究科

成績評価はシラバスに記載された基準（資料 4－27）で厳正に行われている。5 つの専修分野の各特論科目はオムニバス形式で行われるが、個々の教員による評価を専修分野長がとりまとめて単位認定を行う。また、特殊研究については、指導教員が成績判定を行っているが、毎

年度末に開催する研究成果発表会における副指導教員からの指導内容なども参考にした上で、評価が行われている。

これまでに、入学前の既修得単位認定の申請はないが、申請があった場合は、シラバス等で認定対象講義の内容を確認の上、研究科運営委員会にて審議し、認定の可否を決定することとしている。

<16>都市情報学研究科

修士課程学生は2年間以上在学し､授業科目の中から1部門(指導教員の講義1科目2単位、特別研究 10 単位）を選定し、学生の専修科目とするとともに、指導教員の授業科目（専修科目）を含む10科目20単位以上を加えた30単位以上の科目を履修し、修得することを義務づけている。なお、専修科目の特別研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、授業科目の選定､学位論文の作成､その他研究一般について､その指導を受けることが条件となっている。

一方、博士後期課程学生は、研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とするとともに、専修科目の研究指導を担当する教授を当該学生の指導教授として、学生は学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けることを義務づけている。

修士論文研究と博士論文研究については、年度末に中間発表会を開催し、研究発表を行うことを義務づけている。

修士論文審査と博士論文審査については、修士論文審査発表会および学位論文公聴会にて発表および質疑応答を義務づけるとともに、指導教員（主査）と2名以上の副査による審査会および研究課題試験を実施し判定を行っている。なお、博士論文については、審査付論文3件以上（うち1件は紀要『都市情報学研究』掲載論文、もしくはアブストラクト審査を経て発表された国際学会・国際会議発表論文を含めてもよい）の基準を設けており、外部評価の判断に耐えるものとしている。

入学・編入学前の既修得単位は、学部学生の場合と異なり、専門性や内容の深さにおいて相違があるため、基本的に既修得単位を認めていない。特に、専修科目のなかで指導教員の授業科目を履修することは学位論文作成に必要な知識のスムーズな獲得のために不可欠であり、他大学院で既修得の同一名称科目であっても認めていない。一方、在学中に学位論文の周辺知識修得に役立つ他大学院履修は特別研究の範疇で単位として認めている。

<17>人間学研究科

人間学研究科では、レポート、プレゼンテーション、授業への参加程度（質問、発話、討議への貢献度）が成績評価方法および評価基準となっており、定期試験のような形式は実施していない。

「人間学特別演習」や「コミュニケーション特別演習」のように複数の教員が1科目を担当する場合は、例えば「人間学特別演習」では各分野のテーマに即した取り組み（25%×3）と最後の総合的な課題研究の発表（25%）により評価し、各分野の演習は、基本的には課題発表の内容で評価を行うが、それぞれ積極的な参加の程度（質問、発話、討議への貢献度）も勘案（各分野の配点の20%）している。また､｢コミュニケーション特別演習｣では現地調査(30%)、調査報告書（50%)、コミュニケーション能力の向上（20%）を総合して、担当する教員の評

価平均点で評価（単位認定）している。「人間学特別研究」は、修士論文に重きを置き、演習、研究発表会における発表を加えて総合的に評価している。

専門科目では、個々の担当教員が科目の特性に合わせて、成績評価の基本となるレポート、プレゼンテーション、授業への参加程度（質問、発話、討議などへの貢献度）等の評価配分（割合）を考慮して単位認定している（資料 4－122）。

関連科目は体験・実習が主となるため、現地実習・研修などに対する評価配分が高くなっている（科目により異なるが 50%～60%）。

入学前の既修得単位は、現段階では認めていない。これまでの入学者は、人間学部からの進学または人間学部研究生を経験した留学生が中心であり、社会人、他大学院からの転学・修了者の入学がない現状では、その必要性は特に要求されていないと考えられる。

<18>総合学術研究科

成績評価方法や評価基準は、シラバスに記載されており、課題発表・レポートや討論への参加状況の評価等により行われている（資料 4－122 p.453～p.488）。

文科系の特論科目や関連科目を開設し、文理融合型教育の充実に努めるとともに、単位互換制度を導入し、他研究科の科目履修により授業科目の充実を図ってきた。特論科目や関連授業科目、特別研究の単位計算方法は、文理に渡る総合的な能力を身に付ける上で適切である。

総合学術研究科では、名城大学大学院学則第 23 条および第 24 条に基づき、教育上有益であると認める場合には既修得単位の認定を行っている（資料 4－2）。本研究科では、科目等履修生制度に基づいて修得された単位を入学後の単位として認定した実績がある。

既修得単位の認定にあたっては、認定する単位を申請する際に指導教員が指導を行うこと、また、認定に際しては本研究科委員会にて審議することで、適切性を確保している。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科の教育課程においては、単位モジュールの考えを導入し、次のようにして授業科目の特徴に対応させている（資料 4－27）。

プロジェクト科目群・方法論科目群・統合科目群は 3 単位科目とし、PBL 方式による授業形式を基本としている。チームで設定したプロジェクト・テーマにそって、事例にそった問題解決スキルの学修が可能となるよう、十分な時間をとっている。これらの科目は、グループによる作業や議論、発表、教員および履修者相互による助言とそれを踏まえた修正、授業外の調査活動、授業での成果発表という過程で進行するので、教室内外で集中した時間（週当り教室内で 3 時間、教室外で 6 時間）が確保できる 3 単位としている（資料 4－27）。

実物・実習科目群と研究指導科目群は、2 単位科目としている。知識・理論の学修をねらいとする科目とフィールドでの体験・応用をねらいとする科目から構成されており、標準の 2 単位で学修可能であると判断される科目である。

関連科目群は、各領域の最新動向を体系的に学ぶもので、各領域に 1 単位科目を 2 科目ずつ配置している。

学生には、このような単位数に応じた学修量を求めている。この考え方は、学生にも浸透し、各授業科目の目標と内容に応じたメリハリのついた学修がなされている（資料 4－27）。

成績評価は、それぞれの科目の到達目標に沿った方法と基準をシラバスで明示しており、①学修過程でのチームワークにおける貢献度（関連科目群については知識・情報の習得度）、②最終試験あるいは最終成果物（プロジェクト報告書、フィールド調査報告書、レポート）の水準判定を行い、最終判定を 4 段階の評定点（4＝80%以上、3＝70%以上、2＝60%以上、1＝60%未満）によって点数表示し、達成度の把握を容易にしている（資料 4－27）。

既修得単位の認定について、大学院学則には入学前あるいは在学中に他大学院等で修得した単位を本大学院で修得した単位として認定する規定があるが、本研究科は、国内に例のない教育課程を編成しているため、他大学院等で修得した単位を認定する仕組みは現在のところ有していない。ただし、本研究科の科目等履修生が入学した場合、科目等履修生として修得した単位については、10 単位を上限として、修了要件に算入する単位として認定している。

<20>法務研究科

省略。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。

<1>大学全体

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施を目的として、全学組織として FD 委員会を設置している。委員会は各学部・研究科の代表者から構成されており、全学的な FD 活動を推進している。

2013（平成 25）年度の活動実績としては、授業や大学教育に関して語り合うことや、今後の FD の在り方と教育実践の共有をテーマとした FD フォーラムの開催、学生の授業に対する満足度や改善点・要望事項を把握することを目的とした授業改善アンケートの実施、教育年報の発刊、教育功労賞の選考などが挙げられる（資料 4－192 p.4）。

<2>法学部

学期ごとに授業評価アンケートが実施され、その結果は担当教員に開示され、今後の授業に活かすことができるようになっている（資料 4－173）。

法学部では、毎年 1 回在学生の父母を対象とした懇談会を開催している。これは学部所属の教職員が全国の会場に出向き、学生の成績や就学状況、最新の就職状況等について説明し、情報提供するとともに、父母からも意見や要望を伺うものである（資料 4－193）。また、学部内に FD 部会を設置し、授業改善の検討会も行っている。例えば、2012（平成 24）年度には、初年次教育についての検討会が開催され、初年次教育の現状と課題について意見交換と議論が行われた（資料 4－194）。

<3>経営学部

授業評価アンケートについては、全学的に 2005（平成 17）年より大学教育開発センターが主体となって行われている。各科目の集計結果は担当教員に還元され、教育方法の改善に利用されている。また、教育力の向上のために全学的な FD 活動に参画するほか、経営学部教授会

内でも他大学の取り組みなどを調査報告し議論するなど日常的に教育改善のための取り組み（FD 会議）を行っている。主な担当委員会として「教育制度改革委員会」が常設され、幅広く教育の在り方、現状分析、学部の方向性を議論し随時教授会に報告、提案されている（資料4－195）。

この教育制度改革委員会からの提案により、文部科学省の就業力育成 GP に採択された経営学部の「就業力育成」の視点が、経営学部の教育の方向性として認められた。これまでゼミナール活動や教員により多くの企業訪問を実施してきた延長上で、企業が求める人材と学生教育との方向性を近づける必要性を実感し、実学的、現場触発型の教育方法が多く取り上げられるようになってきている（資料 4－196）。

<4>経済学部

教育成果についての定期的な検証は、全学で実施の授業改善アンケートにより行っている。アンケート結果は全員に開示され、結果を教育内容・方法の改善に結び付けている（資料 4－173）。

経済学部では FD 委員会を中心に、教育方法・工夫点・問題点等を意見交換できる場を設けている。FD 委員会では、具体的なケースを取り上げ、各教員の授業に対する工夫や改善点、効果的だった教育方法等について情報交換し、教員が考え、話し合う重要な機会ととらえている。フィールドワーク科目の取り組みや、新規科目の状況についても、教員が情報共有できるようにして、改善につなげる試みとしている（資料 4－197、資料 4－198）。フィールドワーク科目では、コース毎に学生の受講報告・成果をまとめた報告集を作成し、内容を毎年検証し、改善に結び付けている（資料 4－146、資料 4－199、資料 4－200、資料 4－201）。成果として『フィールドワーク・ガイドブック－教員用－』等を作成し、次年度以降への改善へ結びつけている（資料 4－202、資料 4－203）。

また、カリキュラム検討委員会は、カリキュラム改正に合わせ、適宜教育課程や教育内容、方法の改善を審議している。

<5>理工学部

学期ごとに実施される授業改善アンケート調査により、教員一人ひとりについて授業の検証を行い、教育内容や方法の改善に結び付けている。アンケートの具体的な質問は、授業が理解できるか、将来役立つか、学問への興味が引き起こされたか、興味がわくような工夫がされているか、成績評価基準は明確か等で、学部全体の集計や学科単位での集計もされる。理工学部では、学部内の FD 活動として、2013（平成 25）年 11 月に理工学教育推進フォーラム「理工学部教育の充実を目指した取り組み」が開催され、理工学ナビゲーションシステム等の取組状況が報告された。教育改善委員会では、数学相談室や物理学相談室を開設して個々の学生へのきめ細かな指導を行いながら、初年次教育の方法の改善を検討しているし、教育の質保証プロジェクト「セルフチェックと学習アドバイザー制度を用いた学生自身による質保証」および「WEB を用いた理工学教育・学生指導等支援システムの構築」の実施をサポートしている。

新設された 2 学科を除く工学系 8 学科は、JABEE の認定を受けた教育プログラムを展開しており、これにより、社会の要求水準を満たし、かつ、国際的にも通用する質の高い水準であ

ることが認められている。JABEE では、PDCA サイクルにより絶えず工学教育をスパイラルアップするよう義務付けており、各学科は PDCA 組織を作って、定期的に、その教育課程や教育内容・方法の改善を検討している。材料機能工学科以外の学科では、JABEE 以外のプログラムも並行して行われているが、基本的に、JABEE プログラムと同じ内容の教育を実施しており、数学科についても、理工学部として共同歩調をとって、教育課程の改善を行っている（資料 4－171、資料 4－204、資料 4－192、資料 4－205、資料 4－9 p2-133～2-137）。

<6>農学部

FD 委員会による授業評価のアンケートが学期ごとに実施されており、最終的に 1 冊の報告書としてとりまとめられている。また、アンケートが実施された科目担当者には、個別に集計結果が報告され、次年度の授業改善に役立てている（資料 4－172 p.11）。

<7>薬学部

各学期末に授業改善アンケート（資料 4－173）を 2000（平成 12）年度から実施している。このアンケートは全学の FD 委員会が実施し、この調査結果報告書は、科目担当者にフィードバックされるばかりでなく、冊子（調査結果報告書）も全教員に配布されている。

薬学部においても、2013（平成 25）年度から学部独自に FD 委員会を設置し、当該調査結果報告書を踏まえた授業改善にかかる方策の検討をスタートした。

また、2011（平成 23）年度から日本薬学会が主催している薬学教育者のためのアドバンストワークショップにも教員が参加し、学部教育検討委員会および教務委員会に対してフィードバックを行い、6 年制薬学教育の学習成果を考えるなど、積極的に学部教育の改善に取り組んでいる（資料 4－206、資料 4－207）。

<8>都市情報学部

少しずつ変化していく学生のレベルに柔軟に対応するため、定期試験の成績だけでなく、毎回の授業における学生の反応や取り組む姿勢、質問の内容やレベル、提出された小レポートの内容など、いろいろな観点から多面的に評価を行うことで、教育成果についての検証をきめ細かく行っている。

特に、教務委員会を中心に、十分な議論を行ったうえで、その議論の結果を毎月行われる教授会で報告・提案し、さらに議論を進めていくという方法をとることで教育内容・方法の改善に結びつけている。

<9>人間学部

教育成果についての検証は、学務委員会（教務系）および FD 委員会で定期的に行っている。学務委員会（教務系）は、学務委員長の他に心理系、社会・教育系、国際・コミュニケーション系各専門分野から 1 名ずつの教員で構成されており、人間学部の教育課程全般を俯瞰できるメンバー構成となっている。また人間学部には心理系、社会・教育系、国際・コミュニケーション系の専門分野ごとにその所属教員で構成される系会議が組織されている。そこでは各専門分野での教育課程や教育内容・方法の提案や議論が定期的に行われ、その結果が学務委員を通

して学務委員会（教務系）に提案される。学務委員会（教務系）の場では、そのような提案に基づき、人間学部教育課程全般を視野に入れて議論・検討が行われている。さらに学務委員会（教務系）での教育内容・方法に関する議論は、学務委員長によって FD 委員会に提案され、FD 委員会で議論・検討が行われる。FD 委員会のイニシアティブによって、教授会後に全教員が参加しての FD 会議が半期毎に定期的に開催され、毎回複数の教員が授業方法等の基調報告を行い、授業の内容および方法の改善を図るために組織的な取り組みが行われている。

また、各教員は授業改善アンケートを毎学期実施し、学生に満足度、身に付いた能力・知識などを問い、自由記述部分と共に結果を受け取る。さらに、教員にも授業への取り組みの姿勢や到達目標が問われている（資料 4－173）。

<10>法学研究科

法学研究科では、とりわけ修士論文の指導をテーマとして、FD 部会を開催し、修士論文作成指導のあり方について、問題提起ないし課題の共有を図り、教育成果としての修士論文の検証を行って論文指導の改善に結びつけている（資料 4－208）。

<11>経営学研究科

経営学研究科では、教育成果について定期的に検証し、その成果を教育課程に組み入れている。たとえば、2007（平成 19）年と 2008（平成 20）年にグローバル化社会における経営の実務的応用力を高めるため、実際の企業活動の実態を知り、理論化に役立てる『大学院教育改善プロジェクト』が採択されたが、その成果を教育課程に反映するため、研究科委員会で検証し、2009（平成 21）年度以降は授業科目「経営学特別講義Ⅱ（企業フィールドワーク）」として教育課程の中に組み入れ、実施している（資料 4－209、資料 4－210、資料 4－211、資料 4－212）。また、社会保険労務士を修士課程の正規学生として受け入れたことが、他大学院生との「社労士院生研究成果合同発表会」を開催する効果をもたらし、院生が社会人との研究交流の機会を増やし、実務的能力を高める機会となったなど、常に教育成果を教育の改善に結び付けている（資料 4－213）。

なお、学部と一体となり、連携しながら FD 活動に取り組んでいるが、大学院独自の教育研究の問題は、研究科委員会で提起し、討議・決定し、大学院の教育課程を恒常的に見直している。

<12>経済学研究科

2013（平成 25）年度より経済学研究科 FD 委員会では、FD 懇談会を開催して教育成果について定期的な検証を行っている。参加者数は 2013（平成 25）年度では 22 名であった。FD 懇談会では教育方法・工夫点・問題点等について意見交換し、適宜、教育課程や教育内容・方法の改善を議論している。2013（平成 25）年度の議論のテーマは、大学院生研究発表会の改善方策についてであった（資料 4－214）。

<13>理工学研究科

学位論文公聴会において、当該専攻の全教員の前で学生に質疑が行われ、研究成果について

厳しく評価される。その中で教育成果の検証も行われ、その後の教育内容・方法の改善に結び付けられる。具体的には、次年度以降のシラバスの内容にそれが反映される。教育課程の改善についても、公聴会の内容全体を受けて、次年度の研究科便覧の作成時に各専攻の専攻会議において協議される。なお、各専攻は、学外専門家による客観的評価も重視し、学生の国際会議を含めた学会発表を強く奨励しており、その結果も教育成果の検証に結び付けている（資料 4－174 p.115～118、資料 4－204）。

<14>農学研究科

研究科委員会は 2013（平成 25）年 4 月に教員と在学生を対象とした大学院教育課程全般の意識アンケートを行った。大学院へ進学した理由や学習や研究に費やす時間数など学生の回答結果を資料としてまとめ、定例の研究科委員会において報告するとともに、問題点の洗い出しや改善点についてピックアップし、授業や研究指導に役立てている（資料 4－175、資料 4－191）。

今後も定期的に在学生を対象としたアンケートを実施し、設定している教育目標が達成できているのかを検証し、問題点などを抽出して改善に役立てていくことにしている。将来的には、卒業生や卒業生が勤めている企業の方など学外有識者などからのヒアリングも必要であると考えている。

<15>薬学研究科

薬学研究科では 2012（平成 24）年 5 月に大学院薬学研究科 FD 委員会内規を制定し、FD 活動を開始した（資料 4－215）。大学院薬学研究科 FD 委員会は、FD 活動を通じて研究科全教員が実効性の高い授業改善を進めるとともに、指導力向上を図ることを目的とし、活動内容として、①教育内容・教育技法及びシラバスの改善、②研究指導方法の開発、③研究科 FD ワークショップの開催、④学生に対する授業評価アンケートの実施を掲げている。授業の内容および方法の改善を図るため（資料 4－216）、2012（平成 24）年度は 7 月に前期開講の特論科目（資料 4－217）、3 月に通年の特殊研究科目（資料 4－112）の授業評価アンケートを学生、教員それぞれに行った。アンケート内容についてはあらかじめ研究科運営委員会で検討し、アンケート結果については研究科運営委員会で報告するとともに、アンケートに回答した学生・教員にフィードバックしている。アンケート結果は次年度のシラバスや授業内容の改善に活用されている（資料 4－217、資料 4－112）。

<16>都市情報学研究科

教育成果が適当であるかを確認するため、2013（平成 25）年度から大学院生には、社会人基礎力のスキルアップのための「社会人基礎力育成プログラム」への参加を義務付け、修士論文や博士論文の成果向上の定期的な検証に役立てている。

<17>人間学研究科

2011（平成 23）年 4 月に研究科 FD 委員会内規を制定し、これに基づき 3 名の研究科 FD 委員を選出し、基礎学部である人間学部と一体となり FD 活動に取り組んでいる（資料 4－218）。2011（平成 23）年度は前期 2 回、後期 2 回開催し、その後も定期的に FD 委員会を開催して

いる。人間学研究科では、FD ワークショップに教員全員が参加し、FD 委員の主導により、学生指導の具体的な経過を題材に、教育内容、教育技法を検討している。2011（平成 23）年度は授業におけるコミュニケーションをテーマに教育内容、教育技法を検討し、併せて全学的な FD 活動、教育支援事業、ハラスメント防止への理解を深めた。2012（平成 24）年度には、本学の他研究科の指導方法の調査結果を授業改善の検討資料とし、大学院レベルの教育内容と教育技法に関する情報共有と意見交換を行った。また、FD 活動の一環としても、開設年度から学生の学習・研究環境の改善に重きを置き、授業満足度アンケート調査（自由記述を含む）、あるいは聞き取り調査を定期的（前期・後期、各 1 回）に実施し、現状の把握と学生からの要望に応じるように努めている。これらの調査結果によれば、学生は授業内容や課題に対する不満はほとんどないようである。

人間学研究科ではプレゼンテーション、討論における能力の育成を重視しているが、在学者数が少ないため、単独の授業では意見交換や討論が活発に行われるということが難しいという現実がある。しかし、それを補うべく「人間学特別演習」や「コミュニケーション特別演習」、修士論文の中間発表会などでは、可能な限り教員や、他学年の学生の出席を求め、各立場から様々な意見交換を行えるような環境構築に努めている。

<18>総合学術研究科

指導教員と副指導教員からなる「論文指導委員会」は、「論文指導委員会報告書」を作成し、研究科委員会で研究の進捗状況と指導内容について報告している。また、「総合コアプログラム」での中間発表および学位論文発表会（博士前期課程）、公聴会（博士後期課程）は、総合学術研究科の全教員参加のもとに行われ、各学生の発表に対する質疑によって、研究成果について多面的に検討される（資料 4－20 p.155～162）。この質疑応答を通して教育内容・方法についても検証される。

2012 （平成 24） 年度には、大学院教育改善プロジェクト「『総合学術特論』における学生・教員共同による授業方法の開発」を立案・実施し、外部講師によるプレゼンテーションスキルアップ講座を開いた（資料 4－79）。また、教員は、「総合コアプログラム」において、自身の研究等について発表を行い、互いに切磋琢磨する機会とするとともに、教員相互の理解・連携を深める一助としている（資料 4－20 p.11）。

<19>大学・学校づくり研究科

各学期終了時に、学生による「振り返り」評価として、書面および口頭による各授業科目の評価を実施して、教育成果の検証を行っている。また、各学期の全授業についての学生の意見を集約するために、授業評価インタビューを実施している。それらの結果をはじめ、各教員が授業において課題と思われることに関しては、毎月開催している FD 懇談会で議論し、教育課程や教育内容・方法の改善に役立てている。

<20>法務研究科

省略

2. 点検・評価

●基準４（３）の充足状況

教育方法については、全学で統一した様式によるシラバスを作成し、シラバスに基づいて授業を展開することが定着している。成績評価もシラバスに明示された基準にもとづいて適切に行われている。単位制度の趣旨を踏まえた学修量を考慮して、1 年間の履修科目登録の上限も適切に定められているが、理工学部と都市情報学部において上限が 50 単位以上に設定されているため、これらの学部については 2015（平成 27）年度から改善することにしている。教育成果についての検証は、全学の FD 委員会および各学部・研究科の FD 委員会や教授会・研究科委員会等において定期的な検証を行い、教育の改善に結びつけている。

このような点から、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・シラバス作成のためのガイドラインの内容を毎年度見直し、「名城大学シラバス作成要項」に掲載している（資料 4－165、資料 4－166）。「名城大学シラバス作成要項」は専任・兼任を問わず全教員に配布しており、本学で開講するすべての科目について、ガイドラインに沿ってシラバスが作成されている。さらに、「シラバス記入第三者チェック表」（資料 4－168）で記入状況を確認しており、第三者によるチェックとして機能している。

<2>法学部

・法学部は、多様な分野の専任教員を配しており、きめ細やかな法教育を行っている。演習科目は選択科目であるが、2014（平成 26）年度の状況をみると、3 年次の専門演習の履修率は 75%、4 年次の卒業研究演習の履修率 73%である（資料 4－219）。4 年次は就職活動に専心せざるをえないにもかかわらずかなりの人数がゼミに所属していることは、学生の意識の高さを表しているといえる。

・2013（平成 25）年度後期に行った学生に対する授業アンケートによると、授業内容に関しては学生から比較的高評価であると考えることができる（資料 4－171 p.37、p.39～48）。

<3>経営学部

・企業訪問やフィールドワークなどを活用した現場触発型の教育システムは、文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に採択された「現場触発型教育・学習による就業力の育成－講義・ゼミナール・企業実態調査の三位一体型の学習スパイラル」や、同省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中部圏の地域・産業界との連携を通した教育改革力の強化」（共同申請、代表：三重大学）でも活用され効果を上げている（資料 4－196）。

・資格取得支援は、学生の学習への自発的な取り組み意欲を高める機会となっている。

<4>経済学部

・経済学部の重点科目であるゼミナールは 4 年間にわたる少人数制の専門教育であり、効果が上がってきている。特に、2012（平成 24）年度のレポートフェスティバルでは、31 チーム合計 212 人が発表し、成果が見える形となった（資料 4－220）。2013（平成 25）年度は 34 チーム合計 235 人が発表し、学生にとって成果を発表する目的が明確化された結果と考える（資料 4－203）。

・国際フィールドワークは、学生レポートからも、海外協定校とのワークショップ・交流、英語でのプレゼンテーションに対する効果が認められる（資料 4－146）。社会フィールドワークでは多彩なプログラムによる調査結果を報告書として完成させ、教育効果が目に見える形になっている（資料 4－199、資料 4－200、資料 4－201）。さらには、これらフィールドワーク科目の実施方法を各教員が共有化し、効果的な形でどの教員が実施しても可能となるように、教員ガイドブックを作製した（資料 4－200、資料 4－201）。

<5>理工学部

・授業形態は、講義・演習・実験・実習がバランスよく配置されており、TA や EA も効果的に使われている。シラバスは毎年更新されるが、ほぼ完成されたフォーマットが出来上がっている。成績評価と単位認定の方法も確立されており、授業改善アンケート調査により教育成果について定期的な検証が行われている。また教育改善委員会においては、より良い教育を目指して常に教育システムを見直す体制ができているし、学部内 FD の取り組みを検討する場としての役割も果たしている（資料 4－9 p.2-16～2-141、資料 4－147、資料 4－148、資料 4－151、資料 4－152、資料 4－205）。

<6>農学部

・農学部では座学のみならず実験・実習に力を注いでおり、教員と学生との間で双方向のやり取りが行われており、きめ細かい指導が行われている。さらにほとんど全ての実験・実習でレポート提出が求められており（資料 4－187）、それらの提出物は添削が行われて学生に戻されることも多い。このような活動を通して講義で学んだ知識が生きたものとなり、レポートの書き方や日本語の使い方なども鍛えられている。

<7>薬学部

・統合型科目「薬物治療学」については、毎年、学生のアンケート結果（資料 4－222）に基づき、プレテストの実施方法、学習（SGD）の進め方、教員間の助言の仕方等、改善に努め、成果を上げてきた。

<8>都市情報学部

・年に 1 回開催している附属高等学校との連絡会で、大学進学後には普通の成績が到底とれないであろうと思われていた生徒が、実際に進学してから、驚くほどの好成績を上げて成長したことが報告されている。

・全学の FD 委員会が行う学生への授業アンケート調査の結果にもとづいて、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけた結果、学生のニーズにできるだけ沿うような授業を展開することができている。

<9>人間学部

・「基礎ゼミナール」「基幹ゼミナール」「卒業研究ゼミナール」は、いずれも十数名の比較的少数クラスであり、学生の主体的な参加による、理解や修得、個別の思考、創造の促進の効果が上がっている。また、「フィールドワーク」「海外研修」等の体験科目受講後の学生たちは、学修に対してより積極的になる傾向がある。各学年の履修登録単位数の上限は 48 単位と無理のない履修によって学修効果を高めている。

<10>法学研究科

・法学研究科は、多様な法分野の専任教員を配しており、少人数での研究指導とも相まって、

きめ細やかな教育が行われている。

<11>経営学研究科

・2007（平成 19）年と 2008（平成 20）年に「大学院教育改善プロジェクト」に採択された取り組みを、2009（平成 21）年度以降は授業科目「経営学特別講義Ⅱ（企業フィールドワーク）」として教育課程の中に組み入れ、実施している。

<13>理工学研究科

・シラバスは毎年更新されるが、ほぼ完成されたフォーマットが出来上がっている。成績評価と単位認定の方法も確立されており、さらに、学会発表や学術論文によって学外者による客観的な検証も行われている（資料 4－20 p.91～118、資料 4－174 p.33～949）。

<14>農学研究科

・2013（平成 25）年 4 月に大学院を担当している教員と学生を対象にアンケートを行った。その調査結果から、授業内容についてシラバスに沿った授業内容が展開され、授業の形態は、教員から情報が一方的に伝達されるだけの講義形式ばかりでなく、ゼミナール形式を併用して教員・学生双方向型の授業運営がなされている。評価方法についてもシラバスに明示され、学生の理解度、自学自習の内容を踏まえた実力本意の評価が行われており、自学自修により自らに与えられた課題に対する解答を修得する能力を身につける教育ができている（資料 4－175、資料 4－191）。

<15>薬学研究科

・授業評価アンケートによりシラバスとの整合性、教育成果について定期的な検証を行い、教育内容・方法の改善に活用している（資料 4－217、資料 4－112）。

<16>都市情報学研究科

・社会人基礎力診断テスト（①主体性、②働きかけ力、③実行力、④課題発見力、⑤計画力、⑥創造力、⑦発信力、⑧傾聴力、⑨柔軟性、⑩情況、把握力、⑪規律性、⑫ストレスコントロール力）を各学年の初めと終わりに行い、各学生の弱点を知ることで、学生の努力度や自己評価を可視化し、意欲を高めつつ、研究指導を進める上で役立っている。

<17>人間学研究科

・演習科目である「人間学特別演習」と「コミュニケーション特別演習」では、ともに最後の仕上げとして、授業における研究テーマ報告会が開催され、科目担当者以外の教員も参加し、学生たちは幅広い視点でアドバイスを得ている。学生たちは授業を通し、研究テーマの設定、調査計画、現地調査、プレゼンテーションなどを段階的に学び、人間学研究科が目指す、「自らテーマを探求･展開できる研究能力」「総合的で柔軟な判断力」「社会で求められるコミュニケーション能力」「高い公共性と倫理性」を育みつつある。

<18>大学・学校づくり研究科

・PBL 方式を中心とした授業方法は、学生からだけでなく教員からも好評であり、教員と学生との相互の学びが促進されていることが示されている。

②改善すべき事項

<2>法学部

・ST 比が高いので、特に講義科目が大規模化しており、きめ細かな教育方法を維持すること

が困難な状況にある。

<3>経営学部

・授業アンケートについては、経営学部教員の全員が実施し結果を活用しているものの、教授法の改善等についての対応は各教員に委ねられており、FD 会議を教授会において適宜開催しているが、改善方法共有のための機会が不十分である。

・大学における「学び」を考え、「学び」の意義に関する理解を深めたり、「学び」の目標を明確化するために、シンポジウム開催などの環境整備がなされている。こうした環境整備によって学生の「学び」の意欲を高めるようとしているが、学生の参加は期待を下回っている。このため、こうしたシンポジウムへの学生参加を促す、学生の意識改革への取り組みが求められている。

<4>経済学部

・経済学部の授業満足度は近年上昇傾向にあるが、まだ十分なレベルとは言えない。満足度の高い教育を提供するよう、常に改善していく必要がある（資料 4－192 p.12～13、p.26）。

<5>理工学部

・現在、1 年間で履修できる単位数の上限を 50 単位としているが、50 単位未満とする必要がある。

<6>農学部

・2013（平成 25）年度授業アンケート結果によれば、「理解配慮」「興味工夫」「ポイント」の順に学生の授業改善要求度が高く、学生の自己評価の学力程度が「下」の学生ほどその傾向が強い（資料 4－172 p.28）。結果として、授業が理解できていると回答した学生は 4 割弱にとどまる（資料 4－172 p.73）。自学自習の必要性については入学時のオリエンテーションをはじめ、様々な機会で指導を行っているが、学生に対する授業アンケート調査によると学生の自学自習時間は十分でなく、自学自習時間が増えるような方策を取る必要がある（資料 4－172 p.72）。

<7>薬学部

・SGD を実施するための少人数の独立した教室が十分に確保できないことから、効果的な学習ができる環境を確保する必要がある。

<8>都市情報学部

・履修科目登録の上限について、これまでは、1 年間の履修登録の上限を 54 単位としていたので、単位当たりの学修量が不十分な例が見られた（資料 4－17）。

<9>人間学部

・授業改善アンケートによれば、人間学部学生は準備学習を十分に行っていないとの結果が出ている（資料 4－173　p.16）。学生に対しては、シラバスの記述や担当教員から授業中にアドバイスや促しが恒常的に行われているものの、さらに十分な準備学習がなされるように授業が工夫されねばならない。シラバスがウェブサイトに置かれたことで閲覧は自在にできるが、十分利用しない学生もおり、オフィスアワーの利用率も高くないので、学生への周知と活用促進の徹底化が必要である。

<13>理工学研究科

・各専攻の授業科目や履修方法が、理工学研究科改組検討委員会で検討されている学位授与方針や教育課程編成方針と整合的であるかどうかを調査する必要がある。修士（博士前期）課程

および博士（博士後期）課程ともに、年間日程は厳密に定められ、それに従って教育が行われているが、修士（博士前期）課程において研究計画書の提出は行われていない（資料 4－20 p.115～118、資料 4－174 p.165）。

<14>農学研究科

・農学研究科における特論科目は、原則として隔年開講である。このシステムでは、学年によっては必修科目を最終学年の後期に履修する場合や、留年した場合、2 年間再履修ができないことも考えられ、開講期について学生の不利益にならないように十分に対応しなければならない。

<16>都市情報学研究科

・成績評価・論文審査・研究進捗の確認などはなされているものの、「指導方法が効果的であったか、適切であったか、改善の余地はないか」など、FD の取組みに十分ではない部分がある。

・大学院生の成績評価についてはほぼ適切になされていると考えられるが、基本的には担当教員に任されており、その質的なばらつきはある。上記の点と合せて、各指導教員に任せるだけでなく、社会人基礎力診断テストの結果などを利用して部分的に改善が見られているが、当該研究科全体として最低限の指導方針を策定し、各大学院生に最適な個別指導ができるように改善する必要がある。

<17>人間学研究科

・実験・実習科目の「学外語学研修」は、クイーンズランド工科大学（オーストラリア）をはじめとする国外の大学との連携のもと、英語能力だけでなくグローバルな視野でコミュニケーション能力を育成するものだが、現段階では履修学生がいない。

<18>大学・学校づくり研究科

・同僚評価や FD 懇談会の場においてまず挙げられるのは、学生の真摯な学修態度である。ただし、予習・復習をはじめ課題レポートの期限設定などについて、社会人学生に無理のない範囲に配慮することと期待される自主学修との狭間で教員が苦慮している様子も伺える。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・シラバス作成のためのガイドラインについては、今後も恒常的に検証を行い、各教員に対しても、これまでと同様、ガイドラインに基づいてシラバスを作成することを求めていく（資料 4－165、資料 4－166）。

<2>法学部

・きめ細やかな法教育は今後も継続、発展させていく。特に、演習については、現状でも多くの学生が履修しているとはいえ、全学生が参加可能なだけの授業数を用意しているので、さらに多くの学生が履修するよう今後も積極的に働きかけていく。演習科目は概ね好評であるが、学生と教員のより一層緊密な関係を作っていきたい。今後は 1、2 年次生でも多くの学生の演習への参加を促し、大人数講義では得ることが難しい教育効果を得られる機会を設けたい。

・授業アンケートから、学生は授業に対して概ね満足していると評価できる。しかし、さらなる満足のため、授業方法の一層の工夫が必要である。

<3>経営学部

・GP の取組を 2014（平成 26）年度まで実施し、支援期間終了後も継続していける体制を構築する。特に企業調査訪問、国際フィールドワークの充実は、そのノウハウの蓄積やセンターとの連携体制の整備をしていく。

・資格取得支援については、父母懇談会からの支援をもとに、社会情勢とも照らし合わせて見直ししつつ、必要な支援を継続していく。

<4>経済学部

・ゼミナール科目、フィールドワーク科目ともに、課題の抽出・設定能力や、現状調査能力、調査結果とそこから得られる知見についてまとめる能力については効果がみられる（資料 4－146、資料 4－199、資料 4－200、資料 4－201、資料 4－214）。今後、継続して更なる充実を図る必要がある。内容については、ゼミナール担当者委員会、フィールドワーク担当者委員会が、常に社会のニーズ、変化に対応した教育を提供できるよう改善検討を進める。

<5>理工学部

・教育改善委員会を中心に行っている「FD の取り組み」や「教育の質保証プロジェクトなどの企画」を今後も継続する。全学による FD フォーラムの開催は、教育改善を進める上で効果的であり継続すべきであるが、これを十分発展させるために、出席する教員の数を増加させる（資料 4－192、資料 4－204、資料 4－205）。

<6>農学部

・実験・実習を中心とした双方向の授業をさらに発展させるとともに、できれば多くの教員がレポートを精読し、専門教育をより深いものとし、学生の文章表現力や日本語力を鍛えたい。そのためにも、各学科専任教員 1 名増が望まれる。

<7>薬学部

・学習方法によって、学生のモチベーションが変化することは報告書やアンケート結果等から明らかであり、本学部の特色として今後も継続していく。

<8>都市情報学部

・都市情報学部に入学後に、驚くほど勉学意欲が高まり、大学では好成績を収めているというような事例について、高等学校在校時から大学在学までの追跡調査を行い、その成長の要因について詳細に分析し、都市情報学部の教育方法・教育課程・システム等のうち、どのような点が成長の原因になったのかを把握する。

・全学の FD 委員会が行う学生への授業アンケート調査について、項目の重複や、回答しにくい設問の改善を提案することによって、アンケート結果がこれまで以上に教育課程や教育内容・方法の改善に結びつくものになるようにしていく。

<9>人間学部

・ゼミナール科目を中心として学生の主体的な参加に効果が上がっているが、現在の教育課程では 2 年次にゼミナール科目の設定がない。2 年次には体験科目が多く設定されており、学生の主体的な学びはそこで担保できているので、これら体験科目を一層充実させる。

<10>法学研究科

・今後も少人数による指導を継続し、専門分野の研究および高度職業人の養成に向けて、指導体制を充実させていく。

<11>経営学研究科
・国際化の進展のなかで、国内外における企業との直接的交流の拡大を今後も増やしていくために、多様な企業フィールドワークを立ち上げていく。
<12>経済学研究科
・博士後期課程の学生には、関連する科目の講義を履修するように促しているが、必ずしも受講者が多いわけではない。今後学生に講義科目も履修するように、指導教員が指導していく。
<13>理工学研究科
・シラバスは統一されたフォーマットに従って毎年更新され、内容が詳細に書かれたものが多くなってきている。しかし、科目によってはさらに詳しく記すべきものも見られるので、今後、シラバスの一層の充実を推し進めていく（資料 4－174）。
<14>農学研究科
・大学院の授業科目である特論については、教員からの一方的な講義形式だけでなく、学生が自ら学修してきた内容を発表する双方向型の授業運営がなされ、その学修内容を加味して学生個々人の評価もなされている。また、最新知見を講義内に導入する必要からシラバスどおりに講義が運営されない場合も散見されるが、システムは大いに活用されており、学修に貢献している（資料 4－175、資料 4－191）。このような点を今後とも継続していく。
<15>薬学研究科
・授業評価を継続し、教育成果について定期的な検証を行い、教育内容・方法の一層の改善を図る。
<17>人間学研究科
・共通科目に区分された必修科目の「人間学特別演習」と「コミュニケーション特別演習」は、複数教員のオムニバスで展開される特徴を生かし、今後とも授業内容が一方向に偏らないようにしつつ、人間学研究科が基本とする「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野の統合を図る。
<18>大学・学校づくり研究科
・PBL 方式、同僚評価、FD 懇談会を中心とした取り組みは、教員と学生の双方に良い緊張感や責任感が生まれるなど、教育研究の活性化に繋がるものとなっているので、今後も継続していく。

②改善すべき事項
<2>法学部
・法学部の緊急に解決すべき課題は過大な ST 比と大人数教育の弊害である。法学部では 2016（平成 28）年度に学部改組を行い、入学定員を 530 人から 400 人に減少することで、ある程度は解消されると思われる。しかし、それとともに教育の質の向上を併せて図る。初学者にもわかりやすいが高度な内容を失わない授業により、学生の興味と関心を一層高める、演習の参加者数を増加させることにより、少人数教育での成果をさらに大きなものとするなど、多くの学生に目の行き届く教育ができる体制を実施したい。
<3>経営学部
・教授法の見直し・改善については、教授会時に適宜議論しているが不十分であるので、定例

教授会以外に討論会などを実施する。
・シンポジウムなどの正課外の教育環境が学生によって活用される仕組みを工夫する。
<4>経済学部
・授業満足度向上のため、改善方策として、多人数履修科目における対応策を検討する。経済学部の大半の講義科目は履修者が多く、300 人以上の科目もある。大人数教育の問題点を今後解決していくことで、教育の質を上げ、学生の授業満足度・理解度を向上したい。授業改善アンケートの結果改善に向けた問題認識に基づき、検討を進める。
<5>理工学部
・1 年間で履修できる単位数の上限を 50 単位未満とするため、2015（平成 27）年度入学生からは上限を 49 単位に改める。
<6>農学部
・自学自習時間が少ない学生が 70～80%いる現状を打開するのが重要な課題である。そのためには新入生オリエンテーションで自学自習の意義を強調するだけでは足りず、各学年に対するガイダンスや各学科の概説など様々な機会を利用して自学自習の必要性を説明する。また、各科目の授業においても、授業時以外に自学自習せざるを得ないような授業の在り方を工夫する。
<7>薬学部
・可動式の机椅子を配置した教室や、現在、建設中の新 3 号館に整備される教室やオープンスペースを有効活用し、少人数での教育環境を整える。
<8>都市情報学部
・履修科目登録の上限について、これまでは、1 年間の履修登録の上限を 54 単位としていたが（資料 4－16）、2015（平成 27）年度の入学者から、1 年間の履修登録の上限を 48 単位とする。
<9>人間学部
・準備学習に関しては、シラバスの見直しや個々の教員が授業を工夫することが必要であるが、学部全体の課題でもあることから、準備学習の充実をテーマにした FD 会議の開催等によって、学部全体で取り組む必要があると考える。シラバスやオフィスアワーの閲覧に関しては、近年の情報端末の多様化にあわせて、より手軽に閲覧ができるような仕組みを全学的に実施できるよう提案する。
<13>理工学研究科
・現在、理工学研究科改組検討委員会で検討されている学位授与方針および教育課程編成方針に合わせて、各専攻の授業科目や履修方法について見直しを行う。理工学研究科で統一した研究計画書の書式を定め、全ての学生に対して研究計画書の提出を義務づけることを検討する。教育成果の検証は、主として学位論文公聴会や学会発表を通して行われているが、これに加えて、学生に対する授業改善アンケートや FD 活動を充実させ、今後はこれら全てを実践していくよう努力する（資料 4－223）。
<14>農学研究科
・最終学年は学位論文をまとめるために研究に主体をおく必要性から考えると、現行の教育システムでは、必修科目の開講期によっては、科目履修と研究遂行の両立が困難になる場合なども想定される。学修内容を修学期間トータルで考えて講義科目の開講方法などについて検討する。

<16>都市情報学研究科

・学生による個別の授業評価を含め、FD（特に、教員の研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組み）の取組みを継続的に確保する。

・学生が社会人基礎力テストを受けることを義務化し、教員からはテスト結果を踏まえた指導方針を提出してもらう。これにより、大学院生に対して手厚い指導ができるように改善する。

<17>人間学研究科

・実験・実習形態の「学外語学研修」の 2014（平成 26）年度履修者が皆無であるので、研修先と研修期間について検討するとともに、2017（平成 29）年度のカリキュラム改正時点で他の履修科目との関連性とあわせて再検討する。

<18>大学・学校づくり研究科

・研究科の学習ポータルを利用して、学習に必要な資源・情報を蓄積し、学生がそれらを利用して、学修時間を効率的に活かして成果を上げることができるようにするなど、学修環境の整備を一層推進する。

4. 根拠資料

4-141　名城大学学位規程

4-142　名城大学法学部ウェブサイト「カリキュラム」
URL：http://law.meijo-u.ac.jp/guide/curriculum.html

4-143　名城大学法学部ウェブサイト「学内行事詳細　オリエンテーション・新入生歓迎行事実施」URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=160

4-144　2013（平成 25）年度第 17 回経済学部教授会議事要旨

4-145　名城大学経済学部ウェブサイト URL：http://wwwecono.meijo-u.ac.jp/

4-146　2013（平成 25）年度国際フィールドワーク報告書（オランダ）

4-147　2014（平成 26）年度授業計画書（理工学部各学科）

4-148　2014（平成 26）年度年間授業時間割表（理工学部各学科）

4-149　理工学部カリキュラムマップ（各学科）

4-150　2001（平成 13）年 1 月 25 日理工学部教授会議事要旨

4-151　理工学部 TA リスト（各学科）

4-152　理工学部 EA リスト（各学科）

4-153　2012（平成 24）年度第 1 回大学院農学研究科教員資格審査委員会議事要旨

4-154　2014（平成 26）年度授業計画書（薬学部）

4-155　実務実習事前講義・演習（2013 年度）

4-156　2014（平成 26）年度新入時オリエンテーション資料、進級時ガイダンス資料

4-157　2013（平成 25）年度フィールドワーク報告書Ⅵ

4-158　名城大学ウェブサイト「法学研究科カリキュラム」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_law/curriculum/

4-159　2008（平成 20）年 10 月 23 日大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-160　2014（平成 26）年 2 月 19 日大学院経営学研究科委員会博士後期課程部会議事要旨

4-161　2014（平成 26）年度農学特別演習日程表

4-162　2013（平成 25）年度第 14 回大学院薬学研究科運営委員会第三号議案「特殊研究 I の研究成果発表会プログラム（案）について」（2013（平成 25）年 2 月 21 日）

4-163　2012（平成 24）年度第 10 回大学院薬学研究科運営委員会第三号議案「2013（平成 25）年度大学院博士課程博士課程授業時間割（案）について」（2012（平成 24）年 12 月 6 日）

4-164　2014（平成 26）年度第 2 回拡大教授会議事録

4-165　名城大学シラバス作成要項（専任教員）

4-166　名城大学シラバス作成要項（非常勤教員）

4-167　教職センター会議議事要旨（平成 25 年度第 10・11・14・18 回、平成 26 年度第 7・11・12・14 回）

4-168　シラバス記入第三者チェック表

4-169　2014（平成 26）年度授業計画書（経済学部）

4-170　2013（平成 25）年度第 15 回経済学部教授会議事要旨

4-171　名城大学ウェブサイト「FD 活動・授業評価（授業満足度・改善アンケート）」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/education/fd/index.html

4-172　2012（平成 24）年度授業改善アンケート調査結果報告書　（既出 1-86）

4-173　2013（平成 25）年度授業改善アンケート調査結果報告書　（既出 3-68）

4-174　2014（平成 26）年度授業計画書（理工学研究科）

4-175　大学院農学研究科博士前期課程（修士課程）学生意識アンケート調査結果　（既出 1-88）

4-176　教務規程

4-177　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧（法務研究科）　（既出 1-54）

4-178　転学部・編入学生に対する単位認定の取り決め事項（経営学部）

4-179　大学間協定に基づく単位互換履修生の取扱内規

4-180　大学院特別聴講生要項

4-181　2015（平成 27）年度 MEIJO2015 特別入学試験ガイド

4-182　2014（平成 26）年度授業計画書（経営学部）

4-183　2014（平成 26）年 4 月編入学修得単位認定書（様式）

4-184　2013（平成 25）年度経済学部 3 月卒業判定一覧表（第一次・第二次）

4-185　2014（平成 26）年 3 月 6 日理工学部教授会議事要旨

4-186　2014（平成 26）年 3 月 13 日理工学部教授会議事要旨

4-187　2014（平成 26）年度授業計画書（農学部）

4-188　2014（平成 26）年度時間割別人数詳細一覧

4-189　2014（平成 26）年度研究発表会実施要領（大学院経済学研究科）　（既出 3-94）

4-190　2013（平成 25）年度課程博士学位論文審査日程

4-191　大学院農学研究科教員意識アンケート　（既出 1-89）

4-192　2013（平成 25）年度名城大学 FD 活動報告書　（既出 3-69）

4-193　名城大学法学部ウェブサイト「地区懇談会」
URL：http://law.meijo-u.ac.jp/discussion/local.html

4-194　名城大学法学部ウェブサイト「学内行事詳細　初年次教育研究会開催」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=156

4-195　FD 取組を推進する組織の活動報告

4-196　平成 25 年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」活動報告書（既出 1-84）

4-197　2014 年 1 月 23 日 第 1 回経済学部 FD 委員会議事記録

4-198　2014 年 2 月 19 日 第 2 回経済学部 FD 委員会議事記録

4-199　名古屋臨海高速鉄道㈱あおなみ線活性化調査報告書

4-200　名古屋市上下水道事業調査報告書

4-201　社会フィールドワーク報告書（森林・企業の社会的責任（CSR）から考える「持続可能な循環型社会」）

4-202　フィールドワーク・ガイドブック（教員用）

4-203　2013（平成 25）年度フィールドワーク・ガイドブック　補訂版（教員用）

4-204　名城大学ウェブサイト「FD フォーラム」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/education/fd/forum.html

4-205　2014（平成 26）年 4 月 17 日新旧教育改善委員会資料

4-206　第 1 回学部教育検討委員会ワーキング・グループ資料

4-207　第 4 回学部教育検討委員会議事メモ

4-208　2014（平成 26）年 2 月 26 日法学研究科修士課程部会 FD 部会議事要旨

4-209　2008（平成 20）年 5 月 22 日大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-210　2009（平成 21）年 6 月 25 日大学院経営学研究科委員会修士課程・博士課程合同部会議事要旨

4-211　2011（平成 23）年 12 月 8 日大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-212　2012（平成 24）年 7 月 28 日大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-213　2009（平成 21）年 11 月 26 日大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-214　2013（平成 25）年度専門ゼミナール地域調査報告書（京都）

4-215　大学院薬学研究科 FD 委員会内規

4-216　2012（平成 24）年度第 4 回大学院薬学研究科運営委員会第五号議案「FD 委員会の設置（案）について」

4-217　2012（平成 24）年度第 10 回大学院薬学研究科運営委員会第二号議案「2012（平成 24）年度前期大学院薬学研究科授業改善アンケート結果について」

4-218　人間学研究科 FD 委員会内規　（既出 1-77）

4-219　2014（平成 26）年 1 月 23 日定例法学部教授会資料

4-220　第 11 回経済学部ゼミナールレポートフェスティバル報告要旨集

4-222　薬物治療学アンケート結果

4-223　2014（平成 26）年度第 7 回大学院理工学研究科改組検討委員会議事要旨

※資料番号 4-221 は欠番です。

４．教育内容・方法・成果（４）成果

1．現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

<1>大学全体

本学では、大学全体としての教育目標を設定しており（資料 4－1 第 1 条　資料 4－2 第 1 条)、加えて、各学部・研究科が学位授与方針に基づき、評価指標を設けている。各学部・研究科における成績評価については、シラバスに各科目の「到達目標」を明示しており、その達成度に基づいて評価を行っている。達成度による成績評価の基準については、学生便覧に「学業成績」として掲載する他、本学ウェブサイトにも「学習成果にかかわる評価」として公表している。このような方策により、教育目標に沿った成果が上がっているか否かが把握できる体制を整えている。

<2>法学部

法学部では 2 年次から 3 年次に進級するに際して 48 単位以上の修得という制限を設けている。2013（平成 25）年度は、法学科と応用実務法学科を合わせた 2 年次在学者数 576 人のうち、進級要件充足者率は 89.4%であった。

就職決定率（就職者数／就職希望者）は、過去 5 年間、98%以上を維持している。また、就職率（就職者数／（卒業者数－大学院進学者数））は、過去 5 年間、75%以上を維持している（資料 4－224)。直近数年間をみても、多くの学生が企業に就職し、社会で活躍している。

法学部では、学生（卒業を含む）の公務員試験、各種資格試験、法学検定等に関する情報提供や受験・学習指導を行う資格支援室を設置し、常駐の大学院生が、学生の資料閲覧や学習相談、受験相談等の便宜を図り、年 1 回合格体験記を発行している（資料 4－225)。2013（平成 25）年度の資格試験等合格者数（学生から申告された分のみ）は、行政書士 4 人、宅地建物取引主任者 18 人などであり、公務員試験合格者は、国家一般職 10 人、都道府県職員 3 人、市町村職員 4 人､警察官 3 人などである(資料 4－103)｡大学院進学者は 8 人である(資料 4－226)。

学生による評価は、個々の授業に関し毎学期施している授業改善アンケートの中でなされているが、法学部の授業は概ね好評である（資料 4－173 p.37、p.39～48)。

<3>経営学部

経営学部は､本学部の目標に到達するために教育課程を構築し､随時検証を加えてきた｡2004（平成 16）年度より毎年、学生全員の修得単位数を調査し、現在、4 年次の就職状況を鑑みた早期からの十分な単位修得を考慮し、学年ごとに基準（1 年終了時 30 単位、2 年終了時 60 単位）を設け、それ以下の者に対し成績表送付時に注意喚起書（イエローカード）を同封し計画的な履修を促している。この単位数の基準に加えて、必修科目であり事後の科目の修得に支障を来しかねない「基本簿記」と「語学科目」の未修得者に対しても同様の措置を取っている。こうしたイエローカードによる注意喚起によって、2 年次生においてもイエローカードが送付される学生数は、低位で推移している（資料 4－227)。経営学部の専門教育における教育課程は、1 年生配当の専門基礎科目から順次専門科目が展開される構成になっている。この点からは、1・2 年次の修得単位数を基準とするイエローカード取得者が低位で推移していることは、

一定の教育効果を示している。

また、経営学科においては「マネジメント」「流通・マーケティング」「会計・ファイナンス」のいずれかのコースを選択することにより、少なくとも一つの分野において深い知識を有することが保障される。国際経営学科においては、経営学科に比べ修得単位数の多い外国語科目の能力が高く、国際的な視野でビジネスを考えることができる能力が保障される。加えて、GP活動に基づく企業調査訪問が実施されているが、企業調査訪問は、2012（平成 24）年度において延べ 1,139 名（前年度は 852 名）にのぼった。アンケート結果において「講義で学ぶ内容の理解が深まる」や「今後の目標設定に役立つ」との答えが多く、現場触発型の教育に成果が見られる。

2010（平成 22）年度入学生より、4 年次の専門ゼミナール 3 が必修となり「卒業研究」の制作が必須条件となった。これにより輩出された卒業生は、すべて卒業研究を行った点で評価できるが、さらに長期的に卒業研究を検証することよって、教育効果を見ていくことが必要となる（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31）。

<4>経済学部

「経済をとおして社会を見つめる自立的人間の育成」という教育理念に対して、少人数教育の場を多くし、ゼミナール教育や実際のフィールドに出て調査するフィールドワーク科目を充実している。経済をとおして社会を見つめる眼を養い、自分で考え、行動する自立的人間の育成に、効果が上がっている（資料 4－146、資料 4－199、資料 4－200、資料 4－201、資料 4－214）。

学生の学習成果を測定するための評価指標については、現在開発を検討中であり、教務委員会が中心となって、どのような方法で測定するか、何について明確にしたいか、いつどの時点で測定するか等について、具体的に検討中である。学生の自己評価や卒業後の評価、就職先、卒業生評価については、今後学習成果評価指標の開発と合わせて、検討を進める。

<5>理工学部

学習成果の測定・評価指標は各科目の成績であり、シラバスに明記された項目の理解度に基づいて採点された成績は、定められた成績入力期間に、科目ごと、100 点を満点とする素点で大学の学務システムに WEB 入力される。このシステムによって、成績順位や成績分布を調査することができ、奨学金や大学院学内推薦の順位づけ等に活用できる。各学科は、理工学部の教育目標の下に教育方針を立て、独自の教育プログラムを実施している。

すべての学科で卒業研究（数学科は数学講究）を必修科目とし、その着手条件を明示しており、卒業研究発表会を通じて学生の達成度を評価し、報告あるいは論文提出により専門分野に関する達成度を保証している。特に JABEE プログラムでは、学生の学習評価指標となる定められた学習・教育目標を達成しないと卒業できないシステムが確立されている。

学生の自己評価の方法としては、授業改善アンケート調査により、自己の学力程度、学習時間、基礎知識の有無や授業の理解度が調べられている。卒業後の評価については、学科によっては具体的な企業アンケートは困難であるため、就職率および就職先により判断せざるを得ないが、それを見る限りでは、東海三県下の私立大学の中では比較的満足できる状況が得られて

いる（資料 4－228、資料 4－9　p.2-16～2-146、資料 4－171、資料 4－229）。

<6>農学部

教育課程は体系立っており、教員も授業に熱心である。自学自習の時間が少ない学生が多いなどの問題はあるが、研究室に配属され、教員の指導により学生の意欲も上昇し、熱心に卒業研究に取り組む学生が多い。また、就職決定率は 100%近くであり、全国私立大学農学系学部の中でトップレベルを維持している（資料 4－106、資料 4－107、資料 4－108）。これらのことから、教育目標に沿った成果がある程度達成できているものと思われる。

なお、2013（平成 25）年度第 2 回農学部教授会にて、「学習成果指標の検討について」が審議され、学務委員会およびキャリア委員会で検討することになった（資料 4－230）。キャリア委員会からは、2013（平成 25）年度第 12 回農学部教授会で中間報告が行われ（資料 4－231）、学務委員会からは 2013（平成 25）年度第 23 回農学部教授会で中間報告が行われた（資料 4－232）。大学全体の方針を確認の後、さらに検討を進める。

毎学期、FD 委員会による授業改善アンケートが実施されており、2012（平成 24）年度後期科目についての結果によれば、79.2%の学生が「自分にとって新しいことを学んでいる」、65.9%の学生が「実力が身に付き、将来役立つ」（資料 4－172 p.74～75）と回答している。

<7>薬学部

学生の学習成果は、一般的には、各期末に行う試験（定期試験）の結果で評価するが、教育目標にも掲げている「薬学の確かな知識、技能」を確認するためには、中間試験や小テストの結果、また課題レポートやプレゼンテーションの内容を加味する授業や、受講態度や出席状況を考慮する授業科目もある。4 年次前期に行う薬物治療学（資料 4－233）では、グループワークの中での個人評価やグループのプロダクトに対するピア・レビューを導入している。また、学習のプロセスを振り返る自己評価を用いながら形成的な学習形成を実施している。さらに、学習グループ毎の発表ではどのグループの誰が発表者として指名されるかわからないといった仕掛けを作ることで緊張感を与え、主体的に学ぶ姿勢を全員が維持している。

卒業後の評価については、6 年制課程卒業生が 3 期生しかいないため、まだ実施していない。しかし、卒業後一定期間経過後（例えば 5 年目、10 年目）に学部で修得した知識、技能等をどのように実践しているかを振り返るための評価を実施する必要があると考えており、FD 委員会等で検討していくこととしている。

<8>都市情報学部

学部設置以来、Urban Science という概念のもと、さらには、2008（平成 20）年からは、Urban Science with Service Science という概念のもと、都市情報学部の教育を形成して 20 年目を迎える。その間、時代の要請に対応して、調整を繰り返してきた、根本的な教育理念や教育目標に変更はない。その結果、後半期の 2006（平成 18）年からの現在までの 9 年間の推移をみると、受験者および入学者は、ともに順調な動きを示している（資料 4－234）。学部のある可児キャンパスが、名古屋市中心部から離れた岐阜県可児市に立地するという地理的なハンディキャップを背負いながらも、教職員の一致団結した努力が奏功して成果を上げてきた。

特に、全学共通教育部門で、英語と情報関連科目を必修科目とし、さらに、2 年次から 3 年次の進級に際し、54 単位以上の単位修得（このうち、1 年次開講の全学共通教育部門・言語コミュニケーション科目群の英語科目のうち、選択必修科目 4 単位以上を修得、1・2 年次開講の専門基礎部門のうち、必修科目 10 科目以上を修得）がなければ進級させないという進級制度を設けるなどして、安易に大学生活を終わらせることのないように工夫を凝らしている。また、ゼミナールでの少人数教育で、現場力強化に繋がる実習を多くの教員が実践してきたことで、成果を上げてきた。

<9>人間学部

学生の学習成果を測定するための評価指標として GPA 制度が導入されている。GPA の算出は、まず、100～90 点を 4 点、89～80 点を 3 点、79～70 点を 2 点、69～60 点を 1 点、59 点以下を 0 点に換算し、単位数を乗じる。その合計を、履修登録した科目の総単位数で割って GPA としている。算出結果は教員間で検討され、学生に対する履修指導や学修指導に活用されており、その有効性は教員間で共通に認識されている。さらに成績優秀者等の評価基準としても活用されている。

学生の自己評価は、個々の授業に関し、学期ごとに実施している授業改善アンケート、ならびに、毎年 4 月に実施されている学生アンケートの中でなされている。「平成 25 年度授業改善アンケート調査報告書」によれば、人間学部専任教員による後期開講授業において 65.5%の学生がシラバスにある到達目標を達成できたと回答している。また、「学生アンケート結果報告書（平成 25 年度）」によれば、人間学部の学生の 84.4%が授業を理解している旨回答しており、この数値は学内では最も高い結果となっている（資料 4－18　p.2-20、資料 4－192　p.48、資料 4－235　p.26）。

<10>法学研究科

修士課程では、税理士試験や公務員試験の受験を希望する学生が多い。また、一般企業に就職する学生も多数いる。その他、博士後期課程への進学をする者も少数ではあるが存在する。修了生は高度の専門的素養を身につけて様々な分野で活躍している。

博士後期課程では、博士号を取得して修了する者だけでなく、一般企業に就職する者、またそのために退学する学生もいる。

修士課程の 2013（平成 25）年度の就職決定率（就職者数／就職希望者）は 100%であるが、就職率（就職者数／（修了者数－後期課程進学者数））は 14.3%である。学生数が少ないことからすると、直近の数年間と比較しても大きく逸脱した数字とはいえない（資料 4－236）。

<11>経営学研究科

学位授与方針に基づき、シラバスに各科目の「到達目標」を明示しており、シラバスに明記された項目の理解度や年度末に提出するレポート等の達成度に基づいて成績評価を行っている（資料 4－122）。学生の自己評価、卒業後の卒業生や就職企業へのアンケート調査は行われていない。

学位審査や修士論文中間発表会等では、学生は、専攻の教員や院生から、研究目的、実施方

法・過程、成果、今後の取組について、厳しい質疑に応えており、コミュニケーション能力の向上や専門知識の十分な理解など、教育目標に沿った十分な教育成果を確認できる。

<12>経済学研究科

修士課程では、通常、成績評価は年度末に提出するレポートによって行っている。レポートの質が基準に満たしていなければ不合格となるが、ほぼ例外なく 70 点以上の成績となっており、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。学生の自己評価、卒業後の評価は行われていない。

修士課程、博士後期課程ともに、修士論文、博士論文の作成が目標であるので、論文が完成しなければ、留年することになる。修士課程、博士後期課程ともに、留年者は必ずいるが、中途退学者はこれまでのところいない。

<13>理工学研究科

学習成果の測定・評価指標は各科目の成績であり、シラバスに明記された項目の理解度に基づいて採点された成績は、定められた成績入力期間に、各科目とも、100 点を満点とする素点で大学の学務システムに WEB 入力される。このシステムによって、成績順位や成績分布を調査することができ、奨学金の順位づけ等に活用できる。

学位審査は、主査・副査計 3 名以上により判定されるが、学位論文公聴会では、学生は、当該専攻の全教員の中で、研究目的、実施方法・過程、成果、今後の取組等について、厳しい質疑に応える必要がある。学生はそれに合格して学位の取得が可能となる制度となっており、これにより十分な教育成果が確認できる。また、学外専門家による客観的評価を重視する立場から、学生の国際会議を含めた学会発表を強く奨励している。

現在、学生による自己評価は行っていないが、学生は本学奨学金授与の順位が学業成績と学会発表の有無から決定されることを理解していることから、奨学金授与候補者になれるかどうかは自己評価の一つの目安になっている。また、卒業後の評価について、卒業生や就職企業へのアンケート調査は行っていないが、大学院修了生の就職先は、学部卒業生の場合に比して、資本金や従業員数において上位の企業である傾向が強く、これによって、大学院修了生は、就職先企業から高い評価を得ているものと判断できる（資料 4－228、資料 4－229、資料 4－20 p.90～118、資料 4－174 p.33～949）。

<14>農学研究科

農学研究科は、学生個々が所属する専修科目で配列された特論（必修科目）の他に専修科目等から選択科目として 8 単位以上を履修しなければならない。その際に農学部 3 学科の上に設置された単専攻ゆえに、配列した授業科目は多岐の分野に渡っている。農学に必要なほとんど全ての専門科目が開講されているため、どのような立ち位置からでも自分の解決したい課題にとって必要な専門科目が修得できるという良い面もあるが、一方で問題もあった。そのため、2008（平成 20）年度入学生より、専修コースを明らかにすることにより、他の専修科目の特論を選択する際に自分の属する専修科目との関連性を明らかにし、教育目標に沿った学修プログラムの設定をしやすくした。アンケート結果から、それ以前の入学生に比べて成果があがっ

ていることが確認できた（資料 4－175）。また学生は、履修した科目について学期末毎にポータルサイトで、試験成績一覧表によりその学期に履修した科目の習熟の度合いをチェックすることができる（資料 4－237）。

なお、2013（平成 25）年度第 2 回農学部教授会にて「学修成果指標の検討について」が審議され、学務委員会及びキャリア委員会で検討することになった（資料 4－230）。研究科についても扱うキャリア委員会からは、2013（平成 25）年度第 12 回農学部教授会で中間報告が行われた（資料 4－231）。大学全体の方針を確認の後、さらに検討を進める。

学生の卒業後の評価については現時点では実施できていない。2015（平成 27）年度より学部のカリキュラムを一部変更し改革した。この新教育課程で入学した学生が研究科に進学するまでに、学部教育課程に対応した研究科教育課程に改革する必要がある。その時までに修了生を対象とした現行の研究科教育課程の評価を実施し、新しい教育課程検討の際の資料とする。

<15>薬学研究科

薬学研究科は完成年度を迎えていないため、教育目標に沿った成果が上がっているか否かを総合的に判断することは困難である。課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標としては、投稿論文の数と質、学会発表数、博士論文の完成度などを用いる。

<16>都市情報学研究科

1999（平成 11）年に都市情報学研究科修士課程が開設され、2012（平成 24）年度までに延べ 112 名（過去 5 年間で 34 名）の修士号取得者を輩出している。2001（平成 13）年には博士後期課程が開設され、2012（平成 24）年度までに 17 名（過去 5 年間で 5 名）の博士号取得者を輩出している。

オープンリサーチセンター都市情報学研究所の研究プロジェクト（2002（平成 14）～2007（平成 19）年度）における共同研究者・RA や、大学院教育事業「行政サービスの評価と向上に関する都市情報学的アプローチによる教育プログラムの開発（2007（平成 19）～2009（平成 21）年度）」など、多様な研究機会に参加する学生が増えた。

関連学会での研究発表に伴う旅費･参加費の補助制度や､学会参加旅費などの支援制度を有しており、学会発表も盛んである。また、博士後期課程学生は国際学会・会議への発表について旅費などの支援を在籍中 1 度に限り受けられる。

<17>人間学研究科

教育目標については教育目的と共に、シラバスやガイダンスなどで周知を図っている。人間学研究科の授業の成果発表および修士論文中間発表会・修士論文発表会を通して、人間学研究科が目指す「知識基盤社会」を支える人材に求められるコミュニケーション能力の向上が教育目標に沿った成果として認められる。

また、教育目標の達成度や大学院生の理解度等を検証するために授業満足度に関するアンケートおよびインタビュー調査を毎年実施している。教員 2 名と事務職員 1 名の研究科 FD 委員が選出され、この委員会が主導して、基礎学部である人間学部と一体となり FD 活動に取り組んでいる（資料 4－218）が、その FD 活動の一環として、各年度に、入学者数によりアンケー

ト調査かインタビュー調査のいずれかのかたちで授業満足度の測定および自己評価がなされている。前期・後期に主として、「授業への意欲的な取り組み」「授業の進度・難易度・課題の量」「研究指導」「総合的な授業への満足度」「研究科の施設・環境」に関する回答を求めている。大学院生の授業満足度に関する調査ではほとんど全てについて高い満足度を示す結果が得られた（資料 4－69）。

上記から、人間学研究科が目指すコミュニケーション能力の向上と、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の 3 分野の学際的・複合的な理解を深めることが概ねできたことがわかる。しかし、現段階において卒業後の評価についてはまだ十分には取り組まれていない。

<18>総合学術研究科

教育・研究効果を測定するための特別な方法は導入していないが、博士前期課程の特論については、レポートや質疑応答等により成績評価を行っている。研究指導については、論文指導委員会により研究指導の効果をチェックしている（資料 4－20 p.155～162）。

これまでの修了生の進路状況は、博士前期課程はほぼ全員が進学も含めて職を得ており、良好と判断される。博士後期課程修了者の就職は一般に厳しい状況にあるが、本研究科の特徴として社会人入学者が多いので、もとの職場での勤務を継続することがほとんどであり、研究科での学びを職場で活かしている（資料 4－238）。

「総合コアプログラム」に修了生を招いて講演を依頼する等を通して、修了生の状況の把握にも努めている（資料 4－20 p.11）。

<19>大学・学校づくり研究科

学修の成果については、成績評価による判断に加えて、各科目の最終回において当該学期に実施された授業の「振り返り」を実施している。また、各学期の全授業についての学生の意見を集約するために、授業評価インタビューを実施した。さらに、学生の職場（大学・学校の現場）で生じる課題を取り上げ、PBL 方式によって授業を展開している関係上、就学中および修了後の職場で学修内容をどのように活かしているかについての情報も収集している。

これらから判断する限り、学生は、大学・学校の持続的革新力を生む戦略企画とマネジメントの手法を開発する教育経営職人材を育成するという大学･学校づくり研究科の目的を理解し、戦略思考法を身につけ、各授業科目の到達目標を達成しているという点で、教育目標に沿った成果が上がっているということができる（資料 4－239）。

<20>法務研究科

省略

(2) 学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか。

<1>大学全体

学士・修士・博士の学位授与は、名城大学学則、名城大学大学院学則、名城大学学位規程に則り、厳格に運用されている。各学部・研究科の学位授与方針を踏まえ、それぞれの卒業・修

了要件を満たした学生に対して、学位を授与している。

学士の学位授与については、学位授与方針に則って定められた卒業判定基準に基づき、学部教授会の議を経て、学部長により卒業が認定され、学長が学位を授与している（資料 4－1 第 38 条）。修士学位は、学位授与方針に示された能力を身につけ、修了に必要な単位を修得した上で、所定の論文審査に合格した学生に対して授与している。博士学位は、所定の論文審査および最終試験に合格した学生に対して授与している（資料 4－2 第 28 条）。

修士の学位論文審査および試験は、学位論文発表後、主査 1 名と副査 2 名以上で構成する審査委員会において学位論文の審査および口頭試問によって行われている。

博士の学位論文は、主査 1 名と副査 2 名以上で構成する審査委員会で予備審査を行い、本審査を受けるに値する論文であるかの審査を行う。必要に応じて、外部から専門家を招いて外部審査員の委嘱を行っている。本審査では学位論文の公開発表後、審査委員会でその適切性の審査および口頭試問を行い、合格した者に対して、学位規定に基づき博士の学位を授与している。ただし、学位論文をまとめるためには、それに関連した内容の論文を発表しており、かつその中には各研究科の定めた本数以上の査読付き論文がなければならない（資料 4－1 第 29 条、資料 4－141 第 7 条、第 8 条、資料 4－20 p.110 例：理工学研究科）。

教員免許状については、教職科目の履修によって免許状取得要件（教育実習を含む）を満たしたか否かを教職センター会議で確認し、承認された者のみ（毎年 180 名前後）を教育委員会に申請している。

<2>法学部

法学部を卒業するには、法学科および応用実務法学科において 4 年以上在学し、卒業に必要な単位数（124 単位以上）を修得する必要がある。『学生便覧』に記載されている卒業要件を厳格に適用した結果、2013（平成 25）年度は、法学科と応用実務法学科を合わせた 4 年次在学者 590 人（4 年次在籍者 608 人、休学者 18 人）のうち、卒業要件充足者 496 人、不合格者数 112 人で、卒業要件充足者率は 84.1%であった（資料 4－240）。

<3>経営学部

学位授与（卒業判定）に関しては、教務委員会において合否判定の精査の後、教授会に判定資料を添付した原案を示し、卒業判定教授会において一人ずつの卒業要件充足を確認しながら厳格に判定を行っている（資料 4－7　p.2-5、p.2-9～2-31）。

<4>経済学部

学位授与（卒業認定）は、『学生便覧』（資料 4－8 p.2-11）に明示してある。学位については、経済学部に 4 年以上在籍し、卒業に必要な所要単位を修得したものは、教授会の議を経て卒業が認められる（資料 4－183）。経済学部にあっては、学士（経済学）の学位が授与される。

卒業に必要な単位数は、学則第 4 条に定める授業科目をそれぞれ履修し、経済学部が定める卒業に必要な 124 単位以上を習得しなければならない。単位修得方法は部門ごとに定め、学則別表を『学生便覧』（資料 4－8 p.2-11）に示してある。

卒業合否判定は、学務担当事務が判定案件ごとに点検時の留意点を確認し、作業に当たり、

学部教授会が審議、承認を適切に行っている。 その結果、卒業率（卒業要件充足者数／4 年次在学者数）は、2011（平成 23）年度 86.1%、 2012（平成 24）年度 86.4%、2013（平成 25）年度 88.3%であり、卒業率は毎年上昇している（資料 4－183、資料 4－241、資料 4－242）。

<5>理工学部

学位授与は､『学生便覧』に明確に示された理工学部の学位授与方針に従って厳正に行われる。理工学部において 4 年以上在学し、学科が定める卒業に必要な 124 単位以上を修得することがその基本であるが、特に、卒業研究（数学講究、卒業研究・卒業制作）は、大学 4 年間の集大成として、指導教員の下で最先端の研究を実施し、複数教員の審査のもとで単位が与えられるもので、学生はこのことを熟知して研究にあたっている。

卒業判定は、まず、学科会議で卒業要件が満たされていることを審議したのち、学科長等連絡会の議を経て、教授会で最終的に決定される。これらのことからも学位授与の基準、手続きは適切に実施されていると考えられる（資料 4－9 p.2-4、資料 4－185）。

<6>農学部

農学部教授会において卒業に必要な 124 単位を厳格に審査している（資料 4－243）。また、農学部では卒業研究 6 単位が必修であることから、全ての学生が研究室に所属して卒業研究を行い、ゼミナールⅠ・Ⅱも履修する（資料 4－12 p.2-14、p.2-23、p.2-30）。これらの科目の単位認定は指導教員の責任で行われており、学部全体での卒業研究発表会でその成果は公表されている（資料 4－88）。以上のことから、卒業研究の単位認定および学位授与は適正に行われているものと考えている。

<7>薬学部

薬学部の定める学位授与方針に基づき、厳正に履修要項（資料 4－13 p2-5～2-19）を定め、卒業判定基準を定めている。

6 年次には、全員が卒業論文を作成し、発表を行うことで、各研究室の指導教員が専門的な立場から評価を行い、単位認定を行っている。さらに、6 年制課程の総括として実施する 6 年次後期の薬学特別講義の期末試験としての卒業試験については、教授会が定めた合格基準を予め学生に周知し、試験結果に基づく成績評価について教授会の審議を経て単位を認定し、所定の単位数を修得している場合について卒業の判定を行っている。

<8>都市情報学部

卒業予定者に対する卒業判定の合格者の比率は、近年では、80%台後半～90%台前半で推移しており、2013（平成 25）年度の卒業判定では 86.1%である。比較的高い水準であるのは、2 年次から 3 年次への進級時に、一度進級判定を行っていることによると考えられる。そのことにより、卒業時の学生の質は確保され、学位授与は、学位授与方針に沿って適切に行われているということができる。

学生の学習意欲を刺激する仕組みとして、成績優秀者等に対する学部長表彰制度を設け、毎年、年度初めのガイダンスや卒業祝賀会の場で対象者を表彰している。

<9>人間学部

学士課程の学位授与は、「学位授与方針」において明示され（資料 4－18　p.2-6)、「学位規程」に則って厳格に運用されている（資料 4－141)。卒業に必要な要件は、『学生便覧』に明示されている（資料 4－18　p.2-11)。卒業判定は、まず事務レベルによる単位修得状況の確認作業の後、単位修得状況を記した卒業判定資料が、学務委員会（教務系）において学務委員長（教務系）が中心となり厳格な審査の下で作成される。学務委員会（教務系）での審査結果を含む卒業判定資料が教授会へと提出される。教授会では、学部長のイニシアティブの下で、卒業判定資料に基づき学生の卒業判定が審議され、最終的な卒業が判定される。卒業した学生に対して学士の学位が授与されるとの規定に基づく手続きであることから、適切である。

<10>法学研究科

修士学位については、修士課程に 2 年以上在学し、終了に必要な 30 単位以上を修得した上で、所定の論文審査に合格することが必要である。学位授与基準は、研究科目 22 単位以上、研究指導科目 8 単位の合計 30 単位以上を修得し、かつ修士の論文審査に合格することである。論文審査基準は、論題につき、先行研究を踏まえつつ、論文が適切に構成されるとともに、叙述が論理的に展開されていることである。論文審査に合格した者が修了を認定される。論文審査は、修士課程部会で承認された日程に基づき、提出された論文について、主査 1 名、副査 2 名による審査（査読および口頭試問）が行われ、その評価が修士課程部会に報告され、審議の結果として合否が判定されている。

博士学位については、博士後期課程に 3 年以上在学し、専修科目についての研究指導に加え、論文審査に合格することが必要である。学位授与基準は、課程博士の場合、博士後期課程を修了することを要し、課程博士、論文博士とも博士の論文審査に合格することである。論文審査基準は、修士課程論文審査基準に加えて、新たな知見の有無等、学界に貢献するものであることである。論文審査は、博士課程部会で承認された日程に基づき、提出された論文について、予備審査を経て、主査 1 名、副査 2 名、計 3 名による審査（査読および口頭試問）が行われ、その評価が博士課程部会に報告され、審議の上、合否を判定している（資料 4－20 p.65、p.70)。

学位授与に際しては、指導教授による論文指導がなされた上で、上記のとおり 3 名による審査が行われ、特に口頭試問により査読での疑問点も解消しうることから、学位授与審査は客観的になされているものといえる。また、3 名での審査は、本学における教員組織（資料 4－244）から考えて、学生の専門分野以外の法分野の教員が審査に加わることも可能となり、幅広い見地・異なった視点からの審査が期待されるため、審査の厳格性も担保しうるものである。

<11>経営研究科

経営学研究科修士課程では、2 年以上在学し、修了に必要な所定の 32 単位以上を修得した上で、主査（1 名)、副査（2 名）の 3 名で論文審査を行い、次のような素養や能力を身につけた学生に対して研究科委員会で可否の投票を行い、修士（経営学）の学位を授与している。

①経営学研究者となるのに必要な基礎的素養

②企業の現場で発生する実践的課題を解決する能力

③経営システムを設計・改善する能力
④税理士・会計士等の高度職業会計人として必要とされる基礎的能力

経営学研究科博士後期課程では、3 年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて所定の博士論文の審査に合格し、経営学の特定の分野においてオリジナリティのある研究成果を生み出せる能力を身につけた学生に、博士（経営学）の学位を授与している。課程修了博士の場合、主査（1 名）、副査（2 名）による論文審査を行う。論文博士は論文審査に加え、面接による専門知識の評価および外国語の試験が加わる。いずれも審査は公開され、研究科委員会で可否の投票により、学位を授与している。これらは、履修要項に明示されており、また入学時オリエンテーション等によってあらかじめ学生に周知されている（資料 4－20）。

修士課程、博士後期課程ともに、学位の審査は論文の内容に応じて研究科内より選出された主査（1 名）、副査（2 名）の 3 名による審査と、研究科委員会での専任教員全員による投票による審査の 2 段階で評価を実施することで、認定の客観性・厳格性を確保している。さらに、博士課程については、面接による口頭試問および公開による報告・審査会を実施している（資料 4－141）。

<12>経済学研究科

修士課程、博士後期課程ともに、学位授与基準は『大学院研究科便覧』に掲載されている。これはガイダンス、研究指導等のあらゆる機会において学生に伝えているので、学生も承知している（資料 4－20 p.83～86）。

修士課程では主査 1 名、副査 2 名、計 3 名で論文審査を行う。博士後期課程においては、課程修了博士の場合、主査 1 名、副査 2 名以上、計 3 名以上による論文審査を行う。論文博士は論文審査に加え、面接による専門知識の評価および外国語の試験が加わる。いずれも審査は公開され、研究科委員会において可否の投票により、学位を授与している（資料 4－245、資料 4－246）。

修士課程、博士後期課程ともに、それぞれの学位授与基準に基づいて、論文審査を行っている。基準に満たない学生に対しては、指導教員は、論文提出の延期を指導している。したがって、研究科委員会の審議の結果、不可となった学生はいない。研究科委員会での審議ののち、大学協議会での承認を得て、学位は学長によって授与される（資料 4－245、資料 4－246、資料 4－247、資料 4－248）。

<13>理工学研究科

学位授与は、大学院研究科便覧に明示された理工学研究科の学位授与方針に従って厳正に行われる。修士（博士前期）課程における学位授与基準・論文審査基準は、「研究科の修了に必要な単位として 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、研究科が行う修士論文の審査および試験に合格すること」となっている。詳細は各専攻の基準によるが、学生は、『大学院研究科便覧』により、このことを熟知して研究にあたっている。

一方、博士（博士後期）課程の学位授与基準・論文審査基準は、「その課程を修了し、所定の論文審査に合格した者に学位を授与する」となっており、また、学位論文申請のために別途定められている申請基準を満たす必要がある。修了判定は、まず、専攻会議で修了要件が満たさ

れていることを審議したのち、専攻主任会議の議を経て、研究科委員会で最終的に決定される。これらのことからも学位授与の基準、手続きは適切に実施されていると考えられる（資料 4－20　p.89）。

論文審査方法については、内規により定められ、主査および 2 名以上の副査による論文内容の査読、公聴会における客観的かつ厳格な審査を行っている。具体的には、副査を外部の機関から登用したり、博士（博士後期）課程においては、学位論文予備審査の合格後に公聴会を行い、その内容等を踏まえ、投票による厳格な審査を行っている（資料 4－249、資料 4－250）。

<14>農学研究科

修士課程、博士後期課程ともに履修科目については、それぞれの学期末に科目担当者から成績が提出され単位の認定が行われる。また学位論文については、主査および原則として 2 名の副査により論文を査読し、発表会においてそれら内容について十分に理解しているか否かについて審査し、学位論文提出者が教育目標に到達し修士あるいは博士としての能力を身につけたかを 3 名連名で書面において報告する（資料 4－251、資料 4－252）。

修士課程の修了については、2 月末の研究科委員会において、学生個人ごとの教育課程科目の単位履修状況ならびに提出された学位論文の審査結果が一覧表で提示され、研究科委員会構成員の合議により認定が行われる。以上のように、学位授与は学則に則り適切に行われている。

また、博士後期課程においては、書面による審査報告にもとづき、有資格者の教授のみで構成される博士後期課程部会において、博士学位授与の可否について無記名投票を行い、過半数が可と判定した者のみ学位授与基準を満たしていると判断している。

さらに、研究科長から大学協議会へ学位授与の申請が行われ、大学協議会の審議で合格となった者のみ学位が授与される。

<15>薬学研究科

薬学研究科は完成年度を迎えていないため、学位授与手続きの適切性の評価はできないが、学位授与の基準およびプロセスについては『大学院研究科便覧』に明記されている（資料 4－20）。博士学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書に学位論文およびその他必要書類を添えて、研究科長を経て、学長に提出する。研究科委員会は、論文内容に関連する研究指導教員のうちから、3 名以上の審査委員（内 1 名は主査）を選出し、審査委員会を設ける。公開の論文発表会において、学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の審査を行うとともに、審査委員会において、学位論文に関連する科目についても口頭または筆答による試験・試問を行う。なお、論文の審査基準は以下の通りである。

①学位論文の評価の視点は、新規性に富み、専門分野において一定の学術レベルを有する価値ある内容であるとし、そのレベルについては、学位論文そのものの内容ならびに学位論文の基礎となった既発表論文により、新規性とレベルを判定する。

②研究能力の評価の視点は、以下の 3 点とする。

・審査委員会のある学術誌に掲載されたか、もしくは掲載を受理された報文 1 報以上をもって作成したものであること。

・発表論文については First Author となっていることが望ましい。

・高度かつ広範囲の専門知識の視点として、学位論文審査発表会時の質疑応答により判定する。

<16>都市情報学研究科

修士課程、課程博士や論文博士の学位授与方針・基準については、大学院学則および学位規程に基づき、主査１名、副査２名以上からなる論文審査委員会を組織し、学位論文としての形式・内容・新たな知見の有無などについて厳正に審査したのち、都市情報学研究科大学院学務委員会、研究科委員会を経て、大学協議会において合否が判断されている。

修士課程の特別研究や博士後期課程における特殊研究では、指導教員による適切な指導がなされており、それが学会誌への原著論文投稿や審査付き紀要への論文投稿といった研究成果を着実に学位論文に活かすことになり、学位授与に結び付いている。

これまで修士課程学生と博士後期課程学生の大部分が所定の修了期間内に論文をとりまとめ、修士学位および博士学位を取得している。

学位審査にあたっては、本学大学院学則および学位規程に基づき、主査１名、副査２名以上からなる論文審査委員会を組織し、学位論文としての形式・内容・新たな知見の有無などについて厳正に審査したのち、都市情報学研究科学務委員会、研究科委員会を経て、大学協議会において合否が判断されている。

また、修士課程・博士後期課程では、学位審査前に研究内容をプレゼンテーションする機会を設け、主査・副査だけでなく、他の教員も、研究内容の新規性とともに、抄録（背景、目的、方法、結果、考察、まとめ）と発表方法（時間厳守、わかり易さ）について評価している。このプレゼンテーションには、他の大学院生にも参加を義務付け、抄録や発表方法について比較評価させることで、自己の研究の改善に役立たせるようにしている。

<17>人間学研究科

人間学研究科の修了要件は、2年以上在学し、必修科目12単位、選択科目18単位以上を履修し、計30単位以上を修得することである（資料4－20　p.151～152）。

修士論文研究には主指導教員と2名の副指導教員が配置され、学生の研究計画の策定に向け指導を行っている。2年次の2月に開催される修士論文発表会と4月に開催される中間発表会での大学院生による発表は、学位授与基準、学位授与手続きの判断材料となっている。

修士の学位は、開設する授業の履修と単位修得により、精深な学識と研究能力、総合的で柔軟な判断力、高度なコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を獲得するとともに、修士論文研究により、研究する能力と態度を身につけ、優れた研究成果を上げ、審査委員会による修士論文の審査と、その内容や専門知識、研究能力に関する口頭試問を経て、研究科委員会での審議および了承後、授与されている。

2012（平成24）年度までは、基本的に「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の各分野より1名が選出された計3名が主指導・副指導教員を担当したが、2013（平成25）年度より修士論文の研究テーマにより、どの分野からの教員でも副指導教員として担当することが可能となるよう変更された（資料4－253）。そのことにより、修士論文の研究テーマの内容に関して、専門的かつ総合的に、より充実した指導ができることになった。

2年次4月の中間発表会と2月の修士論文発表会には、指導教員以外の研究科の教員および学生

も参加し、様々な角度から討論がなされており、このことは、学位授与基準、学位授与手続きの判断材料となっている。修了認定を客観的にかつ厳格に行うための判断材料であると言える。

<18>総合学術研究科

学位授与（修了認定）は、研究科の理念・目的に基づいて設定された学位授与方針に従って行われている（資料 4－20 p.155～162）。

修士（学術）の学位については、博士前期課程に 2 年以上在学し、単位数 30 単位（特論科目 18 単位、特別研究 12 単位）以上を修得した上で修士論文を提出し、論文発表会、論文審査委員会による審査を経て、研究科委員会において学位授与の可否が判定される。

博士（学術）の学位は、本研究科に 3 年以上在学し、標準修業年限期間内に博士の学位論文を作成し提出することを要件としている。学位論文公聴会、論文審査委員会による審査・最終試験を経て、研究科委員会博士課程部会において学位授与の可否が判定される。学位授与は、学位授与方針に基づき、論文公聴会での質疑応答、学位論文審査委員会による最終試験および論文審査により、論文申請者の理解力、表現力、専門および関連知識などが総合的に評価されて行われており、一定の水準を確保する上で適切であると言える。

論文審査委員会は、主査および 2 名以上の副査から構成される。博士論文の主査は D○合の教授または准教授、副査は D○合または D 合の教授または准教授としている（資料 4－254）。博士の学位授与判定は、総合学術研究科の D○合教員で構成される研究科委員会博士課程部会で行う。審議は、論文審査委員会から博士課程部会へ提出された「博士論文審査報告書」「最終試験報告書」に基づいて行われる。

学位論文は、指導教授の下での研究成果を踏まえて作成したオリジナルなものであることが要求されるため、論文審査に際しては、必要に応じて外部教員に副査を依頼し、審査の公平性を保つようにしている。

博士論文は、当該研究分野における独創的な方法・結果を含み、自立して研究活動が行えると認められる水準にあることが要求される。その基準として研究成果の内容を審査制度のある学会誌等に 1 報以上公表していることを学位審査内規に定めている（資料 4－254）。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科を修了することによって授与される学位は、本研究科の目的を踏まえ、その名称を「修士（教育経営）」としている。

学位授与方針を踏まえ、必修科目 17 単位、選択科目 13 単位以上、計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査に合格した者に修士学位を授与するとしている。修士論文は、主査と副査 2 名の計 3 名からなる審査委員会によって審査される。全教員参加による修士論文発表会の実施後、審査委員会による審査結果報告書に基づき研究科委員会で審議し、学位授与の可否を判定している。

修士学位論文の質を向上させるために、修士論文発表会の実施後の審査委員会において、論文の修正を施すことを求め、その修正内容を精査し、当該論文について合否を審議するなど、厳格性の確保に努めている。修士論文発表会・審査委員会に至る前に、研究指導の段階で、修士論文の完成までにまだ時間を要することを確認して、半年後に提出するといった方策も実行

しており、修了認定の客観性・厳格性を確保する方策として機能している。
　さらに本学においては、研究科での修士論文審査を踏まえ、その学位を大学として質保証する観点から、大学における最高審議機関である大学協議会での審議を経て、学長が授与することとなっている。

<20>法務研究科
　省略

2. 点検・評価

●基準４（４）の充足状況
　単位認定は科目担当教員の責任において行われているが、単位認定の集積である卒業・修了判定は、各学部・研究科の学位授与基準にもとづき、学部教授会・研究科委員会で審議した上で行っている。特に修士課程・博士課程の修了認定については、研究科委員会のみならず、大学協議会での審議・承認を経ることにより、修了認定および学位審査の客観性・厳密性を確保し、本学が授与する学位の水準を維持することとしている。
　このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項
<1>大学全体
・本学においては、研究科での学位論文審査を踏まえて、その学位を大学として質保証する観点から、大学における最高審議機関である大学協議会での審議を経て、学長が学位を授与することとなっており、審査の客観性が担保されている。
<2>法学部
・2 年次から 3 年次への進級要件を 90%近い学生が満たしている（資料 4－255）。また、最終学年在籍者のうち、卒業要件充足者の比率は 85%弱である（資料 4－240）。
・就職決定率は毎年 99%と非常に高い値を示している。一方就職率は 80%前後だが、申告によるため、実際にはもっと高いといえる。またこの数字自体は、法学部が公務員試験や各種資格試験を目指して就職浪人をする学生が多いことを勘案すれば、決して低い数字とはいえず、法学部の就職状況は好調といえる。
・資格支援室は毎日開室しているため、学生は疑問があればいつでも質問をすることができる。各種資格試験および公務員試験については、学部内の資格支援室の体制が整備されている。
<3>経営学部
・イエローカード制度により、成績不良者などに対する早期の注意喚起を行っているので、卒業間際に単位修得が不十分であることに気付いて留年となるケースを削減することができている。2013（平成 25）年度の卒業率は 87.9%（経営学科 85.9%、国際経営学科 92.9%）と改善が見られる。
・各専門ゼミナールⅢのクラスより優秀な卒業研究を選抜し、卒業祝賀会時に顕彰しており、毎年優れた成果が提出されている。
<4>経済学部

・ゼミナール科目やフィールドワーク科目での活動が活発化し、現地調査や合宿で学内外の学生や企業関係者と交流・調査する機会が増加した（資料 4－146、資料 4－199、資料 4－200、資料 4－201、資料 4－214）。また、起業家による起業講座の受講者も増えている。これらは、学生に刺激を与え、積極的に学ぶ姿勢につながっている（資料 4－256）。

<5>理工学部

・工学系 8 学科では、学科ごとに行っている JABEE プログラムの実施により、教育目標に沿った学習成果は日本技術者教育認定機構により厳格に評価されており、授業改善アンケートによる学生の自己評価の方法も確立されている。なお、数学科もこれに準拠していることからも学位授与の方法は厳格に行われており、教育目標に沿った成果が上がっている（資料 4－9 p.2－142～2－146、資料 4－229）。

<6>農学部

・2014（平成 26）年度に 6 回目を数えるに至った学部合同卒業研究発表会は、4 年生の卒業研究に向けての動機を高め、1～3 年生の学習意欲を高め、さらに研究室間の交流を深める効果をもたらしている（資料 4－88）。

<7>薬学部

・薬剤師国家試験の合格率が高い。2013（平成 25）年と 2014（平成 26）年の薬剤師国家試験において、合格率が私立大学薬学部中第 1 位となった。

<8>都市情報学部

・2 年次から 3 年次への進級制度が、卒業時の学生の質の確保につながっている。この時点で、進級要件を充足していない学生は留年となり、そのことにより、卒業時の学生の質は確保される。なお、2 年次在学者に対する進級判定の合格者の比率は、近年では、80%台で推移しており、2013（平成 25）年度の進級判定では 88.3%である。

<9>人間学部

・GPA は学生個人の学修成果を効率的に測定できることから、学生への履修指導および修学指導において迅速な対応を可能にしている。

<10>法学研究科

・公務員試験や各種資格試験に合格する者がかなりおり、試験希望者のサポートという点では、法学研究科は一定の役割を果たしている。

<11>経営学研究科

・ほとんどの学生が 2 年間で修士論文を作成し、修了している状況から判断すれば、当研究科の指導体制は基本的にその役割を果たしているといえる。また推薦入試合格者から研究者や専門家も出ている。

<13>理工学研究科

・学位審査および学位論文公聴会の方法は定着しており、国内外での学会報告および学術論文に対する学外評価も順調に行われている。また就職率も高い値を保持している（資料 4－229、資料 4－20）。

<14>農学研究科

・学務システムにより成績が管理できているので、学位授与に必要な学位論文の審査ならびに判定についても学務システムに沿ってスムーズに実施できている。

<15>都市情報学研究科
・課程博士・論文博士の学位の審査および授与方針・基準・手続きは明確に定められている。これまでの課程博士、論文博士の学位の取得者は、基準を上回る業績を上げて学位を取得しており、効果が上がっている。
<16>人間学研究科
・2011（平成 23）年度、2012（平成 24）年度のインタビュー調査（資料 4－69）、2013（平成 25）年度のアンケート調査（資料 4－257）では、「授業への意欲的な取り組み」「授業の進度・難易度・課題の量」「研究指導」「総合的な授業への満足度」「研究科の施設・環境」に関するほとんど全ての項目について高い満足度を示す結果が得られた。また、これまでの 3 名の修了生は標準年限で修了し、うち 1 名は教育職、1 名は民間企業に就職しており、教育目標に向けた効果が上がっていると言える。
<17>総合学術研究科
・この 5 年間で、博士前期課程 24 名、博士後期課程 12 名（うち社会人は 8 名）に学位授与ができたことは、本研究科の教育プロセスと学位授与システムが、社会人に対しても、うまく機能していることを示している。
<18>大学・学校づくり研究科
・ほとんどの学生は実務経験から発生した課題をとらえた実践的研究を中心とした論文をまとめ、修士学位を取得している点は、本研究科の趣旨に沿うものであり、当初の計画通りである（資料 4－258）。

②改善すべき事項
<2>法学部
・資格支援室の体制が整備されているとはいえ、受験生の多くが学内のキャリアセンター所管の講座を利用しており、その受講者数との比較からすると、合格者数が増加する余地はある。これらの試験希望者に対するサポートを強化する必要がある。
・大学院（特に法科大学院）への進学者数が減少していることから、その増加も課題である。
<3>経営学部
・卒業研究が必修化されて初めての卒業生を 2013（平成 25）年度に輩出したが、卒業研究の内容が必ずしも十分でない学生への対応が今後課題である（資料 4－259）。
<5>理工学部
・学生の卒業後の評価については、就職率の高さに頼るだけでなく、就職先への具体的なアンケート調査を、今後、検討する必要がある。
<6>農学部
・入学後 4 年で卒業した学生は、生物資源学科と応用生物化学科では入学者数の 82～86%、生物環境科学科では 80%以下であった。4 年で卒業できなかった学生の多くは、各学年で必要な単位を順調に修得できなかったために留年した学生であるが、近年、学生の精神面でのトラブルが増えており、充実した学生生活を送るための障害になっている事例が増えてきている。
<7>薬学部
・6 年制課程発足以来、2013（平成 25）年度に初めて 9 名の卒業延期者（留年者）が出た。

<8>都市情報学部

・10 数%の学生が、2 年次から 3 年次へ進級できないという現状については、より一層きめ細かな学習指導が必要である。

<9>人間学部

・GPA は学部全体の学習成果を測定する手段としては十分とはいえないので、各科目群や学部全体の学習成果を測定するための新たな評価指標の開発が必要である。

<10>法学研究科

・以前に比較すると、進学者数が減少していることもあって、とりわけ税理士試験合格者が減少している。また、修了後にも引き続きこれらの試験を目指している者がいる（資料 4－236）ことを考慮すると、在学中の合格のためのサポートは必要である。また、学業以外の面に対するサポートが不十分なところがある。学生の要望を取り入れるような体制作りをする必要がある。

<12>経済学研究科

・修士課程の学生の中には、社会科学系のレポート、論文の書き方に習熟していない者が見られる。

<13>理工学研究科

・学部で実施している授業アンケートを参考にして、研究科における学生の自己評価の方法を検討すべきである。研究科修了後の評価については、就職先への具体的なアンケート調査を、今後、検討する必要がある。

<14>農学研究科

・修士課程 2 年間、博士後期課程 3 年間における在学期間中の学修状況は学年末の成績発表時まで分からないため、研究の完成に向けての進捗状況などを自己分析させることは難しい。これらの自己分析は研究者・技術者に求められる与えられた問題に対する解決能力を修得させるために大切なことであり、改善する必要がある。

<16>人間学研究科

・修了生数が現時点で 3 名しかいないため、教育成果についてまだ十分に評価する段階にないが、成果を客観的に判断する方法において未整備である部分についてはさらに検討を進める。また、2011（平成 23）年度に新設された研究科であるため、修了生による評価がまだ行われていない。

<17>総合学術研究科

・遠方からの通学者に対する授業への出席と単位認定のあり方について、今後検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・学位を大学として質保証する観点から、大学協議会での審議を経て、学長が学位を授与する方式は今後とも維持していく。

<2>法学部

・2 年次から 3 年次への進級、最終学年在籍者の卒業要件充足については、できる限り多くの学生が進級・卒業できるよう、学生に対するサポート体制を充実したい。
・法学部の就職状況は、キャリアセンターの努力により概ね好調である。ただし、就職決定率、就職率を今以上に上げるには、より多くの学生がキャリアセンターで十分な就職アドバイスを受ける必要があり、その方向に向けて努力する。
・各種資格試験取得の状況も比較的好調であるが、今後はより多くの学生の夢がかなうよう体制を整備するとともに、学生に対して公務員試験や資格試験のためのサポートをする。
<3>経営学部
・単位修得状況の芳しくない学生の個別指導に取り組むとともに、早期に成績不良者を注意する。イエローカードの制度は、今後も継続する。
・卒業祝賀会での顕彰は今後も継続し、優れた卒業論文が提出されることを図る。
<4>経済学部
・ゼミナールやフィールドワーク科目等で、社会の経済活動を体験・調査することが、経済学部の専門講義科目への興味を向上させており、今後、さらに教育の波及効果が出るように推進していく。
<5>理工学部
・JABEE プログラムについては、外部団体により学生の学習成果が厳正に評価されている。今後はこれを、JABEE の対象ではない教育プログラムに拡張していく方法を検討する（資料 4－9 p.2－142～2－146）。
<6>農学部
・3 学科合同で行う卒業研究発表会は PDCA を踏まえつつ、今後も発展させる。
<7>薬学部
・高い薬剤師国家試験合格率を今後も維持していく。
<8>都市情報学部
・2 年次から 3 年次への進級に際しては、これまでと同様、厳格な判定を継続して実施する。
<9>人間学部
・GPA に基づく学生の学習成果を今後も有益な指標として教員間で検討活用していく。
<10>法学研究科
・公務員試験や各種資格試験を目指す学生を支援する取組は、今後も継続する。
<11>経営学研究科
・現行の教育実績を維持し、拡大するために、今後も指導体制を強化していく。
<13>理工学研究科
・国内外における学会報告および学術論文による客観的な学外評価は順調に行われており、それを奨学金順位に反映される制度も確立されているが、今後はすべての学生が何らかの形で学外評価を受けるような制度に発展させる。
<14>農学研究科
・現行の学務システムによる成績管理を維持すると同時に、各科目の成績を共通の項目で客観的に評価するシステムを完成させていく。
<15>都市情報学研究科

・博士学位取得に取り組む学生の間でのアカデミックな刺激が自然に得られる環境をつくり、かつ、広く行政サービスを提案および設計できる人材の育成を目指すために、学内セミナーなどの開催企画や学外セミナーへの参加を奨励する。研究科特別経費助成事業は学生にとって非常によい研究機会となっているので、今後に積極的に推進して、学位取得を支援していく。

<16>人間学研究科

・教育の質を維持し、学生の自発的な勉学意欲の醸成を可能とするため、学生へのアンケート調査またはインタビュー調査を継続して行い、教育効果の確認をしていく。

<17>総合学術研究科

・今後も、社会人を含め、多くの学位取得者を輩出できるよう、学位授与方針・教育課程編成方針・入学者受け入れ方針の適切性の検証と、それに基づく取り組みの実施を続ける。

<18>大学・学校づくり研究科

・学生の実務経験を今後も重視すると同時に、資料検索法、情報分析法、的確な文章表現法などの指導を一層強化し、修士論文を基盤とした関連学会での発表をさらに奨励していく。

②改善すべき事項

<2>法学部

・より多くの学生の夢がかなうよう体制を整備するとともに、学生に対して公務員試験や資格試験のためのサポートをする。

・大学院（特に法科大学院）への進学については、法務研究科と連携して各種の説明会や講義等が開かれている（資料 4－260、資料 4－261、資料 4－116）ものの、法学研究科・法務研究科との連携を一層強化して進学率向上に取り組む。

<3>経営学部

・「学び」の集約として位置づけられる卒業研究については、2 年次に専門ゼミナールを選択した段階から自己の専門性について意識付けをし、その結果を論文・制作の形にまとめ上げる意欲を醸成する。

<5>理工学部

・学生の卒業後の評価を、就職先に依頼して正しく調査するために、まず、理工学部とキャリアセンターが協力して統一した企業アンケート調査の書式を定める必要がある。それらを用いてアンケート調査を実施し、その結果を、今後の教育内容・方法の改善に結び付けていく。

<6>農学部

・進級・卒業に必要な単位数を確保できない学生が継続的に一定の割合で存在しており、これまで以上の対処が必要である。必修科目の単位を修得せずに進級してしまった学生が大量に存在する場合には、上級学年の学生を対象とした補習授業を行うことも検討課題である。学生の精神面に対する支援を強化する必要がある。そのためには、現状の指導教員制度をより充実させ、学務委員会、学務センター学生係との連携を強化する必要がある。また、2013（平成 25）年度に創設された「特任助手による学習相談コーナー」（資料 4－262）は、教員や友人・先輩などに相談しにくい学習上の悩みに関して、学生自らの解決を促すためのものであるが、このコーナーを軌道に乗せていくことも必要である。さらに、保健センターに所属しているカウンセラーは、相談件数に比べると著しく少ない。もっと多くのカウンセラーを常駐させることが

望まれる。

<7>薬学部

・今後、卒業留年者が出ないよう、また増えないよう継続して教育指導の改善を実施していく。モデル・コアカリキュラム改訂に伴う新教育課程において、修得度の低い学生に対する学習方法を考慮した教育課程編成を検討する。

<8>都市情報学部

・留年が懸念される学生、卒業が危ぶまれると判断される学生に対しては、指導教員が、的確なタイミングできめ細かな履修指導を行う。

<9>人間学部

・学習成果を測定するために、GPA 以外の評価指標も開発する。

<10>法学研究科

・公務員や税理士をはじめとした各種資格の取得を志望する学生に対する支援を充実する。学業以外の面についても学生サポートを充実していく。

<12>経済学研究科

・社会科学系のレポート・論文の書き方指導を徹底する。

<13>理工学研究科

・学部の授業アンケートを参考にして、研究科における学生の自己評価の方法を検討する。研究科修了後の評価については、就職先に依頼して正しく調査するために、研究科とキャリアセンターが協力して企業アンケート調査を実施し、その結果を、今後の教育内容・方法の改善に結び付けていく。

<14>農学研究科

・学生個人が単位の修得状況を把握するという管理は構築できているが、単位修得している科目の専門性の大きな偏りについて、自分で分析し、判断できるシステムができていない。各学期に発表される特論や特別演習、特別実験の成績を各自でポートフォリオなどにより管理し、開講科目間のカリキュラム上の関連性をまとめた図などを基に、各学期の学習目標をしっかりと定めることができるようなシステムを構築する。

<16>人間学研究科

・教育成果の評価方法については FD 委員会の活動の一環としての、研究科の教員間での検討へのさらなる取り組みやアンケート調査およびインタビュー調査の他にも検討し確立していく。また、今後は進路就職状況等の教育成果の検証にも取り組む。2013（平成 25）年度には入学者数が前年と比して増加したが、2014（平成 26）年度の入学者数は 2 名であった。今後の入学者数の増加につなげるためにも、教育目標に沿った成果が上がるためのさらなる工夫および改善に努める。

<17>総合学術研究科

・遠方からの通学者に対する授業への出席と単位認定のあり方について検討を重ね、特論科目の土曜日開講や、早期学位取得制度の活用など、より良いあり方を実施していく。

4. 根拠資料

4-224　名城大学ウェブサイト「法学部　就職率」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/career/results/academics/law.html

4-225　名城大学法学部ウェブサイト「資格支援室」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/graduate/support.html

4-226　名城大学ウェブサイト「大学院進学」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/career/results/gs/

4-227　イエローカード（警告文）

4-228　名城大学ウェブサイト「学務システム」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/itc/service/integration_portal/academic_affairs_system.html

4-229　2013（平成 25）年度就職情報（求人・就職状況）

4-230　2013（平成 25）年度第 2 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-231　2013（平成 25）年度第 12 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-232　2013（平成 25）年度第 23 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-233　薬物治療学（統合型）学習の進め方 ver.6.0

4-234　名城大学ウェブサイト「入試結果」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/data/result/

4-235　2013（平成 25）年度学生アンケート結果報告書

4-236　名城大学ウェブサイト「法学研究科（修士課程）就職実績」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/career/results/academics/g_law.html

4-237　試験成績一覧表の見方

4-238　修了生進路調査票

4-239　大学・学校づくり研究科学生単位修得状況

4-240　2014（平成 26）年 3 月 6 日定例法学部教授会資料

4-241　2011（平成 23）年度経済学部 3 月卒業判定一覧表（第一次・第二次）（追加）

4-242　2012（平成 24）年度経済学部 3 月卒業判定一覧表（第一次・第二次）

4-243　2013（平成 25）年度第 21 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

4-244　名城大学法学部ウェブサイト「教員紹介」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/teacher/index.html

4-245　2013（平成 25）年度第 13 回大学院経済学研究科修士課程部会議事要旨

4-246　2012（平成 24）年度第 13 回大学院経済学研究科博士後期課程部会議事要旨

4-247　2013（平成 25）年度第 20 回定例大学協議会議事要旨

4-248　2012（平成 24）年度第 21 回定例大学協議会議事要旨

4-249　2014（平成 26）年 2 月 25 日大学院理工学研究科委員会修士課程部会議事要旨

4-250　2014（平成 26）年 2 月 25 日大学院理工学研究科委員会博士課程部会議事要旨

4-251　名城大学大学院農学研究科における博士の学位論文審査内規

4-252　名城大学大学院農学研究科における博士の学位審査申し合わせ事項

4-253　2013（平成 25）年 4 月 4 日第 1 回人間学研究科委員会議事要旨

4-254　名城大学大学院総合学術研究科学位審査内規に係る申し合わせ

4-255　2014（平成 26）年 3 月 13 日定例法学部教授会資料

4-256　名城大学経済学部ウェブサイト「起業講座」

URL：http://wwwecono.meijo-u.ac.jp/lecture.html

4-257　人間学研究科　アンケート結果報告（2013（平成 25）年 7 月 25 日）

4-258　大学・学校づくり研究科修士論文要旨　（既出 1-104）

4-259　名城大学ウェブサイト「経営学研究科　大学院入試」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/graduate/business.html

4-260　名城大学法学部ウェブサイト「法科大学院への進学説明会について」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=161

4-261　名城大学法学部ウェブサイト「法務研究科との連携講座について」

URL：http://law.meijo-u.ac.jp/info/index.php?itemid=185

4-262　名城大学農学部学習相談コーナーのご案内

4-263　2014（平成 26）年度授業計画書（法学部）

4-264　2014（平成 26）年度授業計画書（都市情報学部）

4-265　学位論文審査基準（全研究科）

※農学研究科・薬学研究科については「4-20 2014（平成 26）年度大学院研究科便覧」に掲載

５．学生の受け入れ

1．現状の説明

（1）　学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1>大学全体

学生の受け入れ方針は、『大学案内』などの刊行物やウェブサイトなど、それぞれの媒体の特徴を活かして社会に公表している（資料 5－1、資料 5－2、資料 5－3）。さらに、入学センターが中心となり、各学部の教員とも連携して高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス等の活動を展開している。これらはいずれも、受験生や高校教員等へ学生の受入れ方針を直接かつ具体的に明示し、求める学生像や入学までに修得しておいて欲しい事柄などを伝える機会になっている（資料 5－4）。

<2>法学部

法学部は、法律専門職、公務員、民間企業といった多様な分野で活躍し、社会を動かす原動力となる人材を養成する学部であること、および、社会を規律する法ないし法的現象の理解には政治や経済をはじめとする幅広い社会科学の知識が欠かせないことから、以下のような学生受け入れ方針を掲げている。すなわち、①国語、英語の基礎的な知識とコミュニケーション力、②社会に関する知識と理解、③世界、国家、社会、そして社会を構成する人間に対する関心と想像力、④法律学以外の、諸々の学問分野にも興味をもてるような、知的好奇心、の 4 項目である。これらは大学ウェブサイト（資料 5－5）、入学試験要項（資料 5－6 p.9）で明示されており、本学部が求める学生像として十分な情報提供がなされていると考えられる。

障がいのある学生の受け入れについては、入学後の学習環境の説明を行うための面談を出願に先立って実施し、個別状況を把握したうえで対応を行っており、その旨を入学試験要項（資料 5－6 p.59）で明示している。

入学するにあたり、修得しておくべき知識としては、一般入学試験の方式ごとの試験教科・科目・配点、および公募制推薦入学試験における基礎学力調査の内容を入学試験要項（資料 5－6 p.23、p.33、p.38、p.39、p.47）に掲載している。また、指定校推薦入学でも高校ごとに応募要件をきめ細かく設定しており、どの入学形態においても入学に必要な知識・水準の明示がなされている。

<3>経営学部

経営学部は企業経営に関する広範な教養を養い、実践的能力と開拓精神あふれる創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、あわせて学術・文化の発展に寄与することを目的としている（資料 5－7 p.2-5）。

かかる教育目的・理念を実現すべく、学生の受け入れ方針を次のとおり定めている。

経営学部で学ぶためには、高校までの基礎学力を身につけていることを前提にして次のような気概や意欲、志望を備えていることが望まれる（資料 5－7 p.2-5）。

①探究心を持ち課題解決にチャレンジする気概

②国際感覚を身につけ国際ビジネス・国際社会で活躍したいという意欲

③会計のプロになりたいという志望

④マネジメント能力を身につけ企業・NPO・自治体などで活躍したいという志望

入学者選考においては、まず推薦および特別入試で、経営学部での勉学を強く希望する成績・人物ともに申し分のない受験生を、書類審査と面接（推薦入試）、書類審査・ 英語および日本語小論文・面接（特別入試）の各プロセスを通じて選抜し、4 年間の講義やゼミ・実習等を経て社会的に有為な人材となることが期待される受験生の発掘と獲得に鋭意努力している。特に指定校推薦入試と専門高校等特別入試とでは、商業科や情報科・国際科といった、経営学部の専門領域と関連するコースの出身者で勉学意欲に溢れる人材の受け入れに努めている。また、一般入試では、広報等を通じて多くの受験生を集めることにより、各方式において成績上位者の層を厚くし、より多くの有能かつ有望な入学者の確保に努力している。

高校までに修得しておくべき基礎知識に優れ、かつ企業経営に知的好奇心と関心を有し、ヒューマンスキルに優れた受験生の獲得を目指す上記受け入れ方針は、『大学案内』や学部紹介等の広報誌、大学ウェブサイトに掲載して周知に努めている。

<4>経済学部

経済学部では、求める学生像を下記のとおり明示している。

経済学部で学ぶには、高校までの学習で基礎学力を身につけ、さらに次の点を満たすことが望まれる。すなわち、①経済学部の教育理念・教育目標を理解すること、②感受性と積極性を持つこと、③チャレンジ精神にあふれること、④戦略・政策の立案に興味を持つこと、⑤世界を舞台に活躍する意欲を持つこと、である（資料 5－1 p.127）。

経済学部に入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準は、一般入学試験については教科・科目・出題範囲ならびに配点等を示すことで、推薦・特別入学試験については出願要件・選抜方法等を示すことで、これを明示している（資料 5－2 p.16～32、資料 5－8）。

以上の学生の受け入れ方針は、『大学案内』『入試ガイド』および大学ウェブサイト等で、受験生および社会一般に公表している。

<5>理工学部

理工学部では「教育理念および教育目標」に基づき、入学者に求める人物像として、①向上心・チャレンジ精神が旺盛で、高い志と強い意志を持って取り組むことのできる人、②相互理解・相互信頼に努めることのできる人、③科学技術者として大きな夢をもち、その実現に向けて努力する人、と受け入れ方針を定めている。この内容は『大学案内』や理工学部のウェブサイトで公表している。また、学生に求める知識の内容やその水準については、『入試ガイド』や入学試験要項に出題範囲を明記して公表している。特に理工学部で学ぶ上で、その基礎となる理数系の科目については、その要求される知識を明確にするため、入学試験の出題範囲として受験生に提示する形で知識の内容や水準を明確にしている（資料 5－1、資料 5－2、資料 5－6、資料 5－9）。

<6>農学部

アドミッションポリシー（学生の受け入れ方針）については下記のとおり定め、名城大学ウェブサイト（資料 5－10）、大学案内（資料 5－1 p.103～116）、入学試験要項（資料 5－6 p.7）

などを通して、農学部及び各学科のアドミッションポリシーを明確に説明している。

農学部で学ぶためには、

①生物資源・生物生産、生命現象・食品機能、あるいは生物環境・環境保全などに関する学問領域に強い関心や勉学意欲を持っていること

②生物、化学、数学、物理などの基礎的な知識と応用力を身につけていること

③国語、英語の基礎的な知識とコミュニケーション力を身につけていること

が求められる。

また、入学にあたり修得しておくべき知識等の内容・水準を明示するとともに、各学科の特色、カリキュラム、教育研究内容、入試科目日程等の情報を詳しく提供している。オープンキャンパスでは、各学科長による教育研究内容紹介や、入試説明を行っている。また、研究室ツアーによる研究室の見学、模擬講義や模擬実験、研究成果のパネル展示、各研究室のオープンラボ、入学案内資料の配布などを通して大学における研究、実習を通した教育を具体的にわかりやすく伝えている（資料 5－11）。オープンラボでは、大学教育の総括となる卒業研究の課題や研究の様子など、具体的な内容を卒研生自らが説明することで大学教育の内容を実感できるよう情報発信に努めている。さらにオープンキャンパスの進学相談会を通して、入学試験要項等も事務職員のみならず大学教員が詳しく説明している。

障がいを持つ入学希望者、転入学者に対しては、随時、相談に応じて大学の教育や実習内容を説明し、必要に応じて保護者も含め実験実習の見学を行い、障がいに応じた対応の可能性について話し合うとともに、十分な相互理解のもとで公平な入試の機会を提供することに努めている（資料 5－6 p.57、資料 5－2 p.39）。

<7>薬学部

学生の受け入れ方針として、2006（平成 18）年度の教授会において、アドミッションポリシーを次の通り定めた。

薬学部で学ぶためには、

①豊かな人間性と倫理観を有し、積極的に医療の発展に尽くす意欲にあふれる人材

②自ら学ぼうとする学習意欲と将来医療人として活躍できる高い基礎学力を有する人材

③新しい課題に柔軟に対応できる創造性と論理的思考力を有する人材

④人への思いやりと協調性を有し、国際性とコミュニケーション能力に優れた人材

が望まれる（資料 5－12、資料 5－13）。

薬学部に入学するにあたり、修得すべき知識等・内容・水準については、入試ガイドにて、試験種別・教科・出題範囲を明示し、オープンキャンパス等では、6 年制教育の内容と高等学校で学んでおくべき教科の重要ポイントを説明している（資料 5－2）。また、学力試験を課していない指定校推薦受験者には、修得しておくべき科目を明示し、英語においては英検準 2 級以上を求めている。

<8>都市情報学部

学生の受け入れ方針については､アドミッションポリシーを｢都市情報学部で学ぶためには、①社会の中で身の周りに起こる任意の事象に対して問題意識をもつこと、②問題を解決するた

めに論理的に思考すること、③問題を解決するために粘り強く取り組むこと、④よりよい人間活動の場の創造に向けて努力することが望まれる」と設定、『大学案内』およびウェブサイト等において明示している（資料 5－1、資料 5－14、資料 5－15）。すなわち都市情報学部は、我々の生活空間である「都市」についての問題意識をもち、問題解決のために論理的に思考し、粘り強く取り組む意欲を持ち、よりよい人間活動の場の創造に向けて努力する学生を求めている。

入学時に習得しておくべき知識の内容・水準の明示については、入学試験方式ごとに出願資格および選考内容を設定し、入試ガイドおよびウェブサイト等において明示している（資料 5-2、資料 5-14、資料 5-15）。

<9>人間学部

人間学部は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成を目的としている。そこで、学生の受け入れ方針を以下のように設定し、『大学案内』（資料 5－1 p. 127）やウェブサイト（資料 5－16）等で明示している。

人間学部で学ぶためには、

①大学での学習の基礎となる学力

②人間について広い視野を身につけたいとの意欲

③人間の心、人と人との交流、教育への関心

④国内外の社会情勢や異文化、多様な価値観への興味

これらの総体として発揮される学習能力を身につけていることが望まれる。

<10>法学研究科

研究科の理念・目的・教育目標を踏まえ、大学ウェブサイト（資料 5－17）および入学試験要項（資料 5－18 p.11）に学生受け入れ方針を次のように明示している。修士課程入学にあたっては「法学部卒業程度の法学または政治学の理解を身につけていること」が望まれ、求める学生像は「自己の専攻する科目に対して強い知的好奇心をもっていることはもとより、幅広い学問分野に関心をもちつつ、社会に貢献する志をもつ者」である。博士課程入学にあたっては「大学院法学研究科修士課程修了程度の法学または政治学の理解を身につけていることが望まれ」、求める学生像は「自己の専攻する科目に対して強い知的好奇心をもっていることはもとより、国家及び世界に貢献し、その礎となるような志をもつ者」である。

障がいのある学生の受け入れについては、入学後の学習環境の説明を行うための面談を出願に先立って実施し、個別状況を把握したうえで対応を行っており、その旨を入学試験要項（資料 5－18 p.14）で明示している。

<11>経営学研究科

修士課程・博士後期課程の入学者受け入れ方針は次の通りであり、2014（平成 26）年度　名城大学大学院研究科便覧、2014（平成 26）年度名城大学大学院入学試験要項等で公表している。

修士課程で学ぶためには、履修に必要な基本的な能力と次のような熱意や意欲を備えている

ことが望まれる。
①すぐれた組織経営の原理の解明や実践の習得への情熱
②生きた経営の中に課題を見出し、その課題の解決に挑戦する熱意
③現実への高くて深い関心と旺盛な探究心をもち、自己実現の手段として起業などを志すフロンティア精神
④会計に明るく、かつ、経営プロセスを重視できる会計人になりたいという意欲
博士後期課程で学ぶためには、修士課程を修めた上で次のような熱意や意欲を備えていることが望まれる。
①すぐれた組織経営の原理を解明し、経営学研究の発展に貢献しようとする熱意
②現実への高くて深い関心と旺盛な探究心をもち、企業・経営の未解決の課題の解決に取り組む意欲
③会計学や経営学の未解決の課題の解決に取り組み、新たな理論的地平を切り開こうとする意欲（資料 5－18、資料 5－19）

<12>経済学研究科
修士課程・博士後期課程の入学者受け入れ方針は次の通りであり、『名城大学大学院ガイド』等で公表している（資料 5－20 p.19）。
修士課程で学ぶためには、経済学およびその関連分野について学部で培った基礎力および応用能力を持つとともに、企業・研究機関等において、高度な専門職業人および研究者として経済および社会の発展に貢献したいという強い意志と意欲を持つ積極的な学生が望まれる。具体的には、
①理論・歴史・政策の各分野における基礎的素養を有し、さらに経済学上の諸問題の解明と、その適用に情熱を持っていること、
②経済と社会に対する深い関心と旺盛な探究心を持ち、自分自身で課題を見出し、その解決に挑戦する意欲を持つことが望まれる。
博士後期課程で学ぶためには、経済学とその関連分野について修士課程で培った基礎力および応用能力に加えて、企業・研究機関等において、高度な専門職業人あるいは研究者として経済・社会の発展に貢献したいという強い意志、意欲ならびに積極性を持つことが望まれる。具体的には、
①理論・歴史・政策の各分野における経済学上の理論的な諸問題および現実経済の分析的・実証的な諸問題の解明と解決、経済学の社会への適用に情熱を持っていること、
②経済社会に対する深い関心と旺盛な探究心を持ち、自分自身で研究課題を見出し、その研究の実践と課題解決に向けて、挑戦する意欲を持っていることが望まれる。

<13>理工学研究科
理工学研究科では、幅広い視野と国際性豊かな人間性と、高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かな起業家精神に富む質の高い技術者・研究者を養成するという目的のもと、学生の受け入れ方針を策定し、入学試験要項や理工学研究科ウェブサイトで公表している。
具体的には、①大学卒業レベルの基礎学力と知識を有し、理工学分野に関心があること、②

旺盛な探究心と研究心、チャレンジ精神が旺盛で、高い志と強い意思を持って、何事にも粘り強く取り組むことができること、③物事を論理的に思考し、自分の考えを論理的に説明できること、④他人の立場に立って物事を考えることができて、相互理解、相互信頼に努めることができること、⑤高度な科学技術者として夢と希望を持ち、科学技術創造立国の実現に向けて努力できること、⑥名城大学大学院生として誇りを持って何事にも取り組むことができること、と定めている。（資料 5－18 p.40、資料 5－21）

<14>農学研究科

農学研究科は、教育理念・目的、教育目標を踏まえて修士課程及び博士後期課程それぞれに学生の受け入れ方針を定め、それに基づいて学生の受け入れを行っている（資料 5－19 p123）。これらの内容は、研究科便覧および入試前に入学センターにおいて発行される『大学院入学試験要項』ならびにウェブサイトにより広く公表されている（資料 5－18 p.5、資料 5－22）。以下に両課程の学生の受け入れ方針を示す。

修士課程で学ぶためには、

①農学分野または関連分野に対し、学部で培った基礎及び応用能力を持っていること

②高度な専門技術者及び研究者として広く社会の発展に貢献したいという強い意志と意欲があることが望まれる。

博士後期課程で学ぶためには、農学分野または関連分野に対し、自立した研究者として、国公私立の研究・教育機関等において広く社会の発展に貢献したいという強い意志と能力があることが望まれる。

<15>薬学研究科

学生の受け入れ方針については、4 年制博士課程を開設する際に、人材養成目的、学位授与方針に基づいて、以下のように設定した。

薬学研究科博士課程（4 年制）で学ぶためには、

①国民の健康維持・増進に関わる薬学を広い視野から考究できる

②未解決の課題に対して独創性、創造性をもって、論理的に行動できる

③科学的観点に立った問題発見能力、解決能力を磨くことができる

④医療人としての倫理観、人間性を持ち、特定の分野において専門性を磨くことができる

⑤薬剤師として幅広い知識と臨床技能を有し、新しい職能の開拓・発展に貢献できる

ことが望まれる。

なお、学生の受け入れにあっては、開設時から、6 年制薬学系以外の課程からの受け入れも想定しており、その場合の受験資格を定めている（資料 5－6）。これらの内容は、『大学院研究科便覧』『大学院入学試験要項』およびウェブサイトにより広く公表されている（資料 5－3、資料 5－18 p.64～65）。

<16>都市情報学研究科

修士課程においては、入学試験を①学内推薦入試、②一般入試、③留学生入試、④社会人入試の 4 つに分けて実施し、一般入試と留学生入試には小論文試験と外国語（英語）試験が課せ

られるのに対し、推薦人試は面接試験のみによる選考が行われることを明示している。

博士後期課程においては、入学試験を①学内推薦入試、②一般入試、③留学生入試、④社会人入試の 4 つに分けて実施している。一般入試と留学生入試については小論文と面接による選考がなされ、推薦入試では面接のみによる選考となる。社会人入試では、研究計画書の提出と面接による選考が行われることを明示している。

なお、修士課程と博士後期課程の双方とも、一般入試・留学生入試・社会人入試には 1 次試験と 2 次試験を行っている。

<17>人間学研究科

人間学研究科では、学生の受け入れ方針を大学院入学試験要項（資料 5－18 p. 27）や大学院ガイド（資料 5－20 p. 46）、ウェブサイト（資料 5－23）で、以下のように明示している。

人間学研究科修士課程で学ぶためには、

①人間についての広い視野と探究の基本技能を身につけている

②人間の心、人と人との交流、教育についての基本知識とさらなる探究への意欲を持っている

③国内外の社会情勢や異文化、多様な価値観に関する基本知識とこれを深めようとする態度をはぐくんでいる

これらの総体として発揮される能力を身につけていることが望まれる。

<18>総合学術研究科

理念・目的に基づき、博士前期課程および博士後期課程における入学者受け入れ方針を定め、『大学院研究科便覧』『大学院入学試験要項』『大学院ガイド』および本学ウェブサイト内の研究科ページへの掲載によって明示している。

博士前期課程の入学者受け入れ方針は、「従来の学問分野の枠を超えたより幅の広い視野から自然や環境問題、人間の幸福・生きがいを追求したいという目的意識と、①化学・生物・環境分野の研究に取り組み、その専門性を活かして社会で活躍したいという意欲、②人間・社会・心の問題の研究に取り組み、その専門性を活かして社会に貢献したいという志を持ち、有機化学系、生物系、環境科学系、心理系、健康科学系、生命科学系のいずれかの分野の基礎知識をもとに探求する能力を身につけていることが望まれます」である。

博士後期課程の入学者受け入れ方針は、「従来の学問分野の枠を超えたより幅の広い視野から自然や環境問題、人間の幸福・生きがいを追求する強い目的意識と、①化学・生物・環境分野で高度な学術研究を行い、科学・技術の発展に貢献したいという意欲、②人間・社会問題を深く探求・考察する学術研究を行い、社会の発展に寄与したいという志を持ち、有機化学系、生物系、環境科学系、心理系、健康科学系、生命科学系のいずれかの分野の専門的知識を有していて、高度な研究を行う能力を身につけていることが望まれます」である。

なお、視力・聴力の障がい、疾病または上・下肢の機能に障がいのある学生の受け入れについては、出願前に医療機関等の診断書を添えて入学センターまで文書で問い合わせることとしている（資料 5－18 p.75、p.80）。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科は、教育と経営の双方の営みを理解し、行動できるプロフェッショナル人材の養成を主眼としていることから、入学者としては主に社会人を想定している。なお、大学・学校づくり研究科における社会人の定義は、入学時において 3 年以上の職務経験を有する者としている。職務経験は、教育に関わるものでなくてもよい。一定の職務経験の上での課題解決能力の探求を目指し、さらにキャリア・アップを図る者であることが肝要である。ただし、大学・学校づくり研究科は将来において教育界への進路を目指す者にとっても有益な学修環境であることから、学部新卒者等に対しても入学の門戸を開いている。いずれも、大学・学校づくり研究科が目指す人材像にマッチしている者であることが重要である。そこで、大学・学校づくり研究科においては、次のようなアドミッションポリシーを掲げ、大学ウェブサイト（資料 5－24）、研究科ウェブサイト（資料 5－25）、『大学院入学試験要項』（資料 5－18 p.81）、『大学院研究科便覧』（資料 5－19）に明示している。

①「大学・学校づくり」のコンセプトに関心を持つ人。
②問題解決のための科学的実践知を教育現場に導入する熱意を持つ人。
③持続的に学び続ける意志を持つ人。

<20>法務研究科

学生の受け入れ方針は、「豊かな人間性に根ざした価値判断を背景とし、法的裏付けのもとに、法的プロセスにおいて他人を説得する能力を身につけた法曹の育成を目指し、①法曹界の『Only One』を志す、情熱ある者を歓迎する。②多様な素地を持つ者を歓迎する」である。

また、「多様な素地を持つ法曹」「多様な専門分野を持つ法曹」「法の解釈及び運用の能力のある法曹」「豊かな人間性を持つ法曹」の育成を教育目標とし、法科大学院制度の目的に沿うべく、社会人教育の実績及び経験と中部地区有数の私立総合大学という特性を活かして、社会人や法学部以外の課程出身者を積極的に受け入れるとともに、多様な知識・経験を持つ者を幅広く受け入れるため、公平性、開放性、多様性の確保を旨としつつ、本学の独自性の下、入学者選抜を行っている（資料 5－26 p.1～2、p.38、資料 5－27）。

この受け入れ方針は、全て名城大学法科大学院入学試験要項、名城大学法科大学院パンフレット及び名城大学ウェブサイトで公表されている。

（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

入学センターが中心となり、各学部の教員とも連携して、高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス・模擬講義・進学相談会等を実施しているが、こうした機会に大学の教育・研究についての理解を深めてもらうことが本学の学生募集活動となっている。これらのうち、最も規模が大きく、効果的であるのはオープンキャンパスである。参加者の受験率が極めて高いため、本学としては特に重点を置いており、天白・八事・可児の各キャンパスで年間 2 日ずつ開催している。

入学者選抜は、主として推薦入学試験と一般入学試験によって行っている。推薦入学試験は、公募制推薦入学試験をはじめ、指定校推薦入学試験、附属高校推薦入学試験、スポーツ推薦入

学試験など、学生の受け入れ方針に基づいた試験方式を設定している。基本的には高等学校 3 年間の学習成果及び高校生活全般に渡る諸活動等を評価する試験方式であり、各学部のアドミッションポリシー、教育目標、教育課程に対応した内容で学部ごとに実施されている。

一般入学試験は、複数の教科・科目からの選択を認め、大学入試センター利用試験を併用し、また本学以外の試験会場を全国 15 か所に設置するなど、多様な受験機会を提供している（資料 5－2)。本学志願者生の約 90%が一般入学試験を受験しており、A・B・C・F・M の 5 つの方式がある。A・B・M 方式は、本学独自の試験問題を使った学力入学試験であり、C・F 方式は、大学入試センター試験を利用した入学試験方式である。

以上の他、多様な素養を持った人材を受け入れるために、外国人特別入学試験、社会人特別入学試験などを実施している。

いずれについても、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各学部のアドミッションポリシーに整合する入学試験を実施している。

入学試験の透明性を確保するために、推薦入学試験の推薦基準、一般入学試験の試験科目・出題範囲・配点を『入試ガイド』や「入学試験要項」に明示している（資料 5－2、資料 5－6)。試験実施後の採点はダブルチェックを行い、公正・妥当性を確保している。合否判定については、各学部の入試委員会または拡大入試委員会を経て、教授会で適正に行っている。

<2>法学部

学生募集については、入学センター職員が広報、高校訪問、入試説明会等を精力的に実施するほか、受験生および予備校等への日常的な対応に従事している。また、教員も附属高校との「高大一貫プログラム」による模擬裁判の実施や、各高校への出前講義、オープンキャンパスでの模擬講義・学部説明会等を通じて積極的な学生募集に務めている。いずれの際にも、学部教育と法教育の魅力とともに学生受け入れ方針の丁寧な説明を行っている。

入学者選抜試験は、学生受け入れ方針にもとづいて論理的思考力と文章表現能力を重要な選抜基準に位置づけ、推薦入学試験（公募制・指定校・附属高校特別）では英語を必須、一般入学試験では A・B・F・C いずれの方式でも英語と国語の両方またはいずれかを課し、英語・国語を重視しした教科設定としている。(資料 5－6)。

入試問題の作成は、一般入学試験では専門分野が比較的に近い学部教員が複数で担当するのを基本とし、文章力を試すのに適した解答形式としてすべての教科で記述型を採用してきた。しかし、入試日程の増加にともない他学部との問題共有も増えてきたため、一部ではマークシート方式も取り入れられている。

一般入学試験の採点はすべて教員が行い、外部委託した電算処理の結果をもとに入試委員会で判定案を作成し、教授会によって最終的な合否判定を行っている。採点は、答案用紙の氏名欄が見えない状態にしたうえで出題者が作成した解答例に厳格にもとづいて行うため、透明性は十分に確保されている。また、合否判定も偏差値化して行っており、科目間の不公平が生じることもない。

推薦入学の小論文の採点は入試委員会で行うが、出題した委員が問題分析力、論理構成力、文章表現力等の評価ポイントごとに詳細に得点基準を設定して採点者の主観が入り込む余地を極力排し、かつ、各答案を 2 名で個別に採点して両者の点数が違う場合には協議することにし

ており、高度な客観性が保たれている。

<3>経営学部

一般入試については、A 方式（3 教科型）・B 方式（2 教科型）・F 方式（大学入試センター試験併用型）のそれぞれを本学と地方会場で実施するほか、C 方式（大学入試センター試験利用型）も行っている。入試当日には学部長と入試委員からなる学部入試本部のもとで、学部教員が入学センターの協力により試験会場の運営を行っている。試験終了後の採点については、出題委員長を中心に各科目の出題委員が採点業務を行ない、答案の機械処理については入学センターの管理のもとで専門業者により処理が行われる。

指定校・附属高校・スポーツ・公募制などの各推薦入試、専門高校等・外国人・社会人・帰国子女などの特別入試についても、基本的には一般入試と同じ体制で実施されるが、面接試験については採点基準等の確認を入試委員と面接担当者で事前に打ち合わせている。英語および日本語小論文についても、面接と同様に複数の出題者による評価基準の事前の調整のもとで採点が行われ、教授会に報告されて合否判定に使用される。また推薦および特別入試における課外活動実績や資格取得などの評価は入試委員が教授会で承認された所定の基準によって点数化している。

なお入学試験における選抜基準については、一般入試に関しては科目・出題範囲、配点を入試要項に明記している。A 方式では 3 科目の総点で、B 方式は 2 科目の総点で、F 方式では大学入試センター試験 3 科目と本学独自試験 3 科目中の 1 科目（最高点科目）の合計点で、C 方式は利用科目の得点を所定のルールで換算して選考を行っている。いずれも全受験者の得点一覧データを教授会構成員全員に配布し、ルールに則った客観的な合否判定を実施しており、使用した合否判定資料は入学センターで一定期間保管され、受験生からの問い合わせや事後検証、入試動向分析等に使用されている（資料 5－2）。

<4>経済学部

経済学部は、学生の受け入れ方針に基づき、多様な入学者選抜を実施し、公正かつ適切な学生募集を行っている。一般入学試験には 3 教科型の A 方式、センター試験プラス型の F 方式、2 教科型の B 方式、センター試験利用型の C 方式があり、推薦・特別入学試験には指定校推薦（附属高校推薦を含む）、公募制推薦、専門高校等特別、スポーツ推薦がある（資料 5－2 p.12、p.28、資料 5－8、資料 5－28 p.18）。これらの多様な入学者選抜により、さまざまな能力・資質を持つ学生に対応している。

2014（平成 26）年度の一般入学試験倍率（受験者数／合格者数）は、A 方式 3.1 倍、B 方式 4.4 倍、F 方式 2.8 倍、C 方式 3.5 倍で、適切な入学者選抜を行うために一定の志願者数が確保されている（資料 5－2 p.34）。

試験問題は入学試験終了後に公開されており、透明性が確保されている（資料 5－2 p.43、資料 5－29）。

推薦・特別入学試験における面接については、複数の試験官による面接を実施することで、公正かつ適切に学生の受入れ方針に適う学生を選抜している。

合否判定は、拡大入試委員会（学部長、協議員、入試委員）で原案を策定し、教授会での審

議を経て最終的な合否を判定しており、入学者選抜の透明性は確保されている（資料 5－30）。

<5>理工学部

学生募集および入学者選抜については、2004（平成 16）年度入学試験から実施してきた系による入試制度の優れた点を活かし、問題点を可能な限り是正する事として、2008（平成 20）年度入学試験から「学科別募集」と「工学系による募集」の２つの募集方法で入学者を選抜する入学試験制度を導入した。2013（平成 25）年度からは「工学系による募集」の方式で入学した学生の２年進級時の配属希望学科にアンバランスが生じていることから、全方式を「学科別募集」に変更した。

入試方式としては、3 教科型の A 方式、2 教科型の B 方式、大学入試センター試験を利用する C 方式、3 教科型の A 方式の 1 科目に大学入試センター試験をプラスした F 方式、全問マークセンスの解答形式の M 方式、スポーツ能力に優れた者を対象としたスポーツ推薦入学試験、指定校および公募制推薦入学試験など、多様な選抜方式を採用している。これらの試験の具体的内容やその結果およびその各種データについては、『入試ガイド』、入学試験要項、入試情報ウェブサイトで広く公表し、透明性の確保に努めている。

一般入学試験の A 方式、B 方式、M 方式では、理工学教育を受けるにふさわしい基礎学力を有する受験生を選抜している。F 方式では、学部の受け入れ方針に基づく個別試験の高得点教科に大学入試センター試験結果を加え、理系あるいは外国語の得意科目を中心に学力を有する受験生を評価し、選抜している。C 方式は、大学入試センター試験結果を利用し、バランスの取れた基礎学力を有する受験生を選抜する制度として位置付けている。このように多様な学生に向けた受験科目の設定を行っている。

スポーツ推薦入学試験では、高い競技能力を持ち、学業とスポーツ活動の両立を志す強い意志を持った学生を受け入れるために、出願資格を全体の評定平均値が 3.0 以上であり競技実績も一定の基準を満たしている者と明記し、小論文と面接を選抜方法として導入している。

指定校推薦入学試験や公募制推薦入学試験は、目的意識や自主性・チャレンジ精神を有する特色ある学生を広く受け入れるため、面接、小論文、基礎学力調査、評定平均で評価する選抜方法として導入されている。

各種入学試験の実施は、各学科から選出された 2 名の委員により構成される入試委員会が責任を負っている。試験監督は、すべての会場に必ず複数の試験監督者を配置し、円滑な運営を行っている。また、試験監督手引書に従って行動する事で、受験生に対する対応の公平性を確保している。試験終了後には、実施上の問題点の確認を行い、次年度の入試に向けた改善策を検討している。

面接試験では、公平性・透明性を確保するために必ず複数の教員が面接担当官となって、それぞれの面接担当官が受験生の評価を数値化し、その平均値を判定資料としている。面接試験での質問や取り上げる話題などは学科の方針によって異なるが、志願者の本籍や国籍、保護者の職業、本人の思想・信条などの質問は避ける事を徹底している（資料 5－2、資料 5－6、資料 5－9）。

また、理工学部では、数学に特に秀でた学生の確保を目的として、年齢が満 17 歳で、高等学校 2 年生の課程を修了見込みの者を対象に飛び入学制度を実施している。

<6>農学部

入学者選抜は一般入試と推薦入試により行われている。学生の質を担保するためにアドミッションポリシーを明確化し、それぞれの入試要項は農学部入試委員会を経て教授会で審議した後、高校の進学担当者等に向け定期的に広報している。公募推薦入試では、高校の理系科目、並びに学習成果全般と課外諸活動の成果の評価に加え、基礎学力検査と面接を行い、アドミッションポリシーに共感する意欲的な学生を選抜しており、アドミッションポリシーに対して適切な入学試験方法になるよう努めている。指定校推薦では、信頼関係が高い高校を各学科の審議を経て学部教授会で指定校として認定し、十分な基礎学力と学生の個性に応じた各種の活動実績を評価した選抜を行っている。また、指定校の質を経時的に見極めるために、原則として学科単位で 5 年に 1 度指定校を見直している（資料 5－31）。

一般入試では、アドミッションポリシーに則した基礎知識と思考力を問うことで、アドミッションポリシーと入学試験との整合性がとれるような問題作成に努めている。理科（物理、化学、生物から 1 科目選択）、国語または数学、英語の 3 教科を課す A 方式 2 回（2 日連続）、教科・科目の選択自由度の高い B 方式 1 回、センター入試利用の C 方式 2 回（前期後期）と、特色を持つ多様な入学試験を複数回受験できるように設定し、受験生の能力および入学への熱意を精査することで選抜している（資料 5－6 p.21、p.31、p.35）。入学者の選抜基準については、平等性、透明性を重視し、入試後に試験科目の問題を公開するとともに（資料 5－29）、合格倍率と合格基準値を毎年公開している（資料 5－2 p.33～36）。また一般入学試験は受験生の利便性に配慮し、本学以外に 15 カ所の試験会場を全国に設置して実施している（資料 5－6 p.13）。

<7>薬学部

学生の受け入れ方針については、大学案内に明記しており（資料 5－1）、薬学部として求める学生像を明確にしている。また、その目的を達成するために、学部独自の入学試験の他、大学入試センター試験を活用した入学試験を実施し、各種推薦入試（公募制、指定校・附属高等学校など）とともに多様な入学試験形態を採ることで、受け入れ方針に適合する学生を広く募集している。入学試験については、試験種別ごとに、募集人員、試験日、会場、出願資格、選考方法を大学のウェブサイトや大学案内、入試ガイドや進路指導ガイドなどの配布物にて明示（資料 5－13）し、受験生ならびに保護者や高等学校の指導者に対し、公正かつ適切な情報を提供している。また、試験結果についても、入試ガイドや進路指導ガイドに明示している。また、希望者には、所定の手続きにより、入学試験の成績照会にも応じている。

<8>都市情報学部

学生募集方法、入学試験方法の適切性については、一般入学試験として、3 教科型の A 方式Ⅰ期・Ⅱ期、2 教科型の B 方式、センター試験 3 教科 3 科目＋学部個別学力試験 1 教科 1 科目型の F 方式、センター試験 3 教科 3 科目利用型の C 方式前期・後期がある。また、推薦入学試験としては、指定校推薦、公募制推薦、附属高校推薦、さらに特別入学試験として、専門高校等、外国人留学生、社会人特別入試がある。

一般学力試験においては、文系・理系の受験生が英語、国語、数学、理科、社会の各科目を柔軟に選択できるよう試験時間を設定している。また、推薦入学試験においては、普通科高等学校の学生に加えて、工業科、商業科や総合科など文理双方の専門高等学校やコースに指定校推薦指定枠を設けている。公募制推薦および専門高校等特別入試においては、小論文を課し、その中で都市に対する問題意識を問うテーマについて出題し、問題意識の高い学生を評価・受け入れるようにしている。また、受験生が在学時に取得した資格等を一芸点として評価に加え、高校で学んだ専門性について評価し、様々な特性を持つ学生を広く募集するような仕組みを構築している。

学生の受け入れ方針と入学試験等との整合性については、広報および様々な入試方法により、都市についての問題意識と問題解決のための意欲を持つ生徒を普通科高等学校、専門科高等学校から受け入れ、整合性は取れていると考えられる。さらに 2008（平成 20）年度よりプランナーコース（文系）およびアナリストコース（理系）のコース選択制を導入している。

入学者選抜における透明性を確保するための措置の適切性については、透明性確保のために、入学選抜基準を受験生向け『入試ガイド』に明示している。過去の入試結果についても合格基準点を含めて『入試ガイド』に開示、無償配布している（資料 5－2）。さらに入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するために、採点時には採点者が受験番号および受験者氏名を見えないように目隠しを行った上で採点にあたっている。また、教授会における合否判定審議は受験者氏名や出身高等学校名等を伏せて行っている。

入試結果については、個人情報の保護に関する法律に従って個人情報の取り扱いのルールを策定し、合格発表後、①出身高等学校等への入試結果・成績通知、②本人への成績開示を行い、透明性の確保に努めている（資料 5－32）。

<9>人間学部

人間学部では、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集から入学者選抜までを学部入試委員会が中心に行っている。人間学部の主な入学者選抜方法は一般入試と推薦入試である。一般入試には、①大学個別学力試験・3 教科型（A 方式）、②大学個別学力試験・2 教科型（B 方式）、③大学入試センター試験成績利用型入学試験（C 方式前期・後期）、④大学入試センター試験と大学個別学力試験を組み合わせた試験（F 方式）が、推薦入試には、⑤指定校推薦入学試験、⑥公募制推薦入学試験、⑦スポーツ推薦入学試験がある。①～④は客観的な学力試験であり、⑤～⑦は受験生の各専攻領域への関心と適性、スポーツ、学芸、ボランティア活動などへの主体的な取り組みを小論文、面接などで評価している。なお、推薦入試でも、人間学部で学ぶために必要な日本語力や英語力を身に付けているかどうかを確認している。この他に、社会人特別入学試験、外国人留学生特別入学試験、編入学試験などの特別入試を実施している（資料 5－2 p.7）。

一般入学試験（A 方式、B 方式）では、国際感覚を身に付けた人材を確保するために外国語（英語）の受験を義務づけている。また、一般入学試験（A 方式）では国語の受験も義務づけ、大学で求められる学問的な読・聞・書・話の能力の基礎を有するかを判断する材料としている。その他に数学・世界史・日本史・地理・現代社会のうちから 1 科目を選択させている。一般入学試験（B 方式）では、国語・数学・世界史・日本史・地理・現代社会から 1 科目を選択させ、

学生の多様な能力を選抜の判断材料としている。

他方、個性を重視し、教科の学力だけでは測れない側面を見るため、指定校推薦入学試験、公募制推薦入学試験を実施している。公募制推薦入学試験は高校を指定せず、受験生に広く公正な受験機会を保証する入学試験であり、人間学部への入学を強く希望する学生の受験を可能にしている。試験科目は面接と小論文で、これにより学生の志望動機の強さや日本語および英語の文章表現力を中心に基礎的な学力を判断している。

大学入試センター試験利用入学試験（C 方式前期・後期、F 方式）は、センター試験を目標に受験指導を行っている高校教育現場の実態に応えたものであり、学部教育にふさわしい基礎学力を見る尺度と見なされる。このうち、2008（平成 20）年度に導入された大学入試センター試験および大学個別学力試験併用型の入学試験（F 方式）は、得意科目を生かせる入試方式であり、特定の科目に秀でた個性的な学生の入学を目的の一つとしている。

なお、本学附属高等学校国際クラスからの推薦入学は、高大連携教育により人間学部の授業を経験し、人間学部への進学を強く希望する動機の強い学生の入学を可能にしている。

すべての入試種別において、学生募集や入学試験の実施方法を『入試ガイド』等で公開している。また、入学試験の実施から合否判定までの手順を学部入試委員会で確認し、入学試験の透明性を確保している。

<10>法学研究科

修士課程では、一般入試に加え、学内特別推薦入試、留学生入試、社会人入試がある。一般入試では、論文 2 問、外国語 1 問、面接が行われる。学内特別推薦入試では、所定の基準を満たし、推薦の得られている者につき、面接が行われる。留学生入試では、小論文 1 問、面接が行われる。社会人入試では、口述試験が行われる（資料 5－6 p.23、p.33、p.38、p39、p.47）。

博士課程では、一般入試、留学生入試、社会人入試がある。一般入試では、論文 1 問、外国語 2 問、口述が行われる。留学生入試では、論文 1 問、外国語 1 問、口述が行われる。社会人入試では、論文 1 問、外国語 1 問、口述が行われる（資料 5－18 p.15）。

修士課程については、修士課程部会の議を経て、論文、外国語、小論文の出題を分担するとともに、受験者の氏名等が確認できない状態で採点され、その結果を所定の判定基準に照らし、修士課程部会において合否の判断を行う。一般入試の面接は、不適切な受験生を選別することに主眼を置き、留学生入試の面接は、日本語および基礎学力に関する試問を行う。また、社会人入試の口述試験は、志願理由書および研究計画書に照らして評価がなされる。公平性、客観性、透明性のいずれもが十分に確保されているものである。

同様に博士課程についても、博士課程部会の議を経て、論文、外国語、小論文の出題を分担するとともに、受験者の氏名等が確認できない状態で採点され、その結果を所定の判定基準に照らし、博士課程部会において合否の判断を行う。口述は、いずれも、各人の研究主題に関連する基礎科目を中心に試問が行われる。やはり、公平性、客観性、透明性のいずれもが確保されているものである。

<11>経営学研究科

経営学研究科は、大学院で経営学を学ぼうと志す人たちに多種多様な受験機会を設けるため、

修士課程では一般入試、特別推薦入試、社会人特別選抜入試、社会人特別選抜入試（秋季入学）、外国人留学生入試、飛び級入試を、博士後期課程では一般入試、社会人特別選抜入試、外国人留学生入試を実施している。外国人入試には、留学生の質的向上を図るため、北京第二外国語大学、首都経済貿易大学等を指定校とする特別推薦入試制度も含まれている。大学を卒業し社会で活躍する人たちのニーズに応えるべく、社会人特別選抜入試も実施している。

試験科目は各入学試験の種別に設定している。修士課程の一般入学試験は、論文（第一志望コースから 1 問、残り 1 問は自由選択）、外国語（英語）、および個人面接である。「外国人留学生入試」は、日本語論文、面接、書類審査により行われている。

入学者の選抜では、複数の採点者が受験者名をわからぬように採点を行い、合格判定は各科目別得点の足きり点と合計点による総合評価によっており、特定の受験者が有利または不利とならないよう選抜方法の適切性を確保している。

経営学研究科では、学内外の卒業見込みの者で、学業および人物ともに優れ、専門ゼミ指導教員または学部長から推薦を得られる者に対し「特別推薦入試」を実施している。この「特別推薦入試」の出願資格は、①出願時において、卒業所要単位（124 単位）の 80%（100 単位）以上を修得し、かつ、その 3 分の 2 以上で最上位の評価を得ている者か、②所属学科の 4 年次在学者のうち成績上位 3 分の 1 以内である者である。

外国人留学生が経営学研究科に入学するには、外国人留学生試験に合格しなければならない。主なものとして、①修士課程外国人留学生入試（第一次と第二次に分けて実施）、②博士課程外国人留学生入試、③修士課程指定校外国人留学生推薦入試（秋季入学）、（資料 5－18）。

修士課程外国人留学生入試の試験科目は、日本語論文と面接である。受験生は修士課程 2 コースのうち、第 1 希望コースの科目を選択して日本語論文を作成する。また面接では、専門分野の研究計画等について試問される。外国人の（社会人）の能力評価を深めるため、2012（平成 24）年度試験から外国人（社会人）試験に口述試験だけでなく論文試験を課すことにした（資料 5－33）。

博士後期課程の外国人留学生入学試験の試験科目は論文、外国語（英語）および口述である。論文は各人の研究主題に関する筆記試験を行う。また外国語（英語）は専門分野の英語問題が出題される。さらに、口述試験は各人の修士論文を中心に行う。

修士課程の指定校外国人留学生推薦入試（秋季入学）は、優秀な学生確保の観点から指定校に対して行う推薦入試である。基本的には所属大学の学部長の推薦に基づき、書類審査によって判断する。

<12>経済学研究科

修士課程の入学試験は、特別選考（一次・二次）、一般（一次・二次）、外国人・社会人（一次・二次）に分けて行い、博士後期課程の入学試験は、一般、外国人・社会人に分け、それぞれ異なる選抜方法で実施している。

名城大学大学院入学試験要項には、修士課程、博士後期課程のアドミッションポリシーが記載されており、募集人員、専攻・専修分野、募集日程、選抜方法、出願資格、出願資格の確認手続き、出願方法等についてすべて記載されている（資料 5－18 p.18～26）。

採点に当たっては、すべての答案用紙は受験番号、受験者名を伏せているので、入学試験の

公正性は維持されている。

<13>理工学研究科

理工学研究科では、受け入れ方針に基づいて学生募集および入学者選抜を行っている。その詳細については入試要項に示し、その公正な受験機会を与えるとともに、詳細な入試データを公開することで透明性を確保している。また、過去の入試問題についても、入学センターで希望者は自由に閲覧することが出来るようになっている。さらに、合格発表後には、受験生からの入試成績の開示請求があればそれに応じている。これらのことからも公平性、透明性を担保している。

修士（博士前期）課程の入学者選抜方法は次の通りである。

①推薦入試は、将来性ある優れた人材の確保と社会の要請に応えうる人材の養成を目的として実施している。名城大学理工学部卒業見込みの学生を対象とした学内推薦入学試験と、在籍している大学の学部長の推薦があり、さらに入学後の研究指導予定教員の承諾が得られる者を対象とした他大学推薦入学試験がある。選抜方法は、書類審査と面接試験である。

②一般入試は、第 1 次入試を 7 月に、第 2 次入試を 1 月に実施している。1 次、2 次試験ともに、専門試験科目、外国語（英語）、面接により選抜している。

③外国人留学生入試は、第 1 次入試を 7 月に、第 2 次入試を 1 月に実施している。選抜方法は、書類審査と日本語および基礎学力に関する口頭試問を含む面接試験である。

④社会人推薦入試は、社会人として 1 年以上（入学時現在）の経験を有する者で、所属長から優秀な人物として推薦され、理工学研究科の出願資格確認を受けた者を対象とし、書類審査と専門の基礎科目に関する口頭試問を含む面接試験により選抜している。

①～④のいずれでも実施される面接試験は、専攻ごとに資格を有する全教員が面接担当官となって評価し、厳正で透明性の高い選抜方法をとっている。

博士（博士後期）課程の入学者選抜方法は次の通りである。

①推薦入試は、理工学研究科関連分野を研究する優秀な学生の確保を目的として実施している。名城大学理工学研究科修士（博士前期）課程修了見込みの大学院生を対象とした学内推薦入学試験と、在籍している大学院の研究科長の推薦があり、さらにその所属する専攻と同系の専攻を志望し、入学後の研究指導予定教員の承諾が得られる者を対象とした他大学推薦入学試験がある。選抜方法は、書類審査と口頭試問を含む面接試験である。

②一般入試は、各研究指導科目および修士論文の内容を中心に試験を行う専門試験科目、外国語（英語）、面接を課している。

③外国人留学生入試は、修士論文の内容を中心に専門学術について試問し、かつ、日本語と英語の習熟度を面接によって評価している。

④社会人推薦入試は、修士の学位を有する者については、修士（博士前期）課程修了後、研究者・技術者として研究機関、教育機関または企業において 1 年以上の業務経験があり、入学後も引き続きその身分を有し、所属長の推薦を受けた者を対象としている。また、修士の学位を持たない者については、大学卒業後、研究者・技術者として研究機関、教育機関または企業において 2 年以上の業務経験があり、入学後も引き続きその身分を有し、所属長の推薦を受けた者としている。選抜方法は、書類審査と口頭試問を含む面接試験である。

なお、合否判定は、各専攻内での判定会議、研究科内での研究科委員会で審議して決定している。

<14>農学研究科

修士課程の学生募集内容は大学院入試要項ならびにウェブサイトで公開し、学内推薦入試（6月）、第一次一般入試（7月）、第二次一般入試（11月）の年3回の入学試験を適切に実施している。

推薦入試は、研究意欲旺盛な優秀な本学農学部学生を早期に確保し、教育と研究に専念する機会と場を提供するために行われており、面接による試験を行っている。

一般入試は、推薦入試を受験しなかった本学部生と他大学出身者に受験する機会を与えるものとして行い、専門科目2科目（入学希望の専修科目に関係する専門科目1科目以上）と外国語（英語）を課しており、研究科の定めた一定以上の学力を有する者を合格候補者としている。外国人留学生入学試験は、一般入試と同日に第一次外国人入試（7月）、第二次外国人入試（11月）として実施し、面接（日本語、英語および基礎学力に関する口頭試問）、書類審査により合否を決定している。なお、第二次外国人入試と同日に外国人秋季入学試験も実施している。

博士後期課程の入学試験は、2月に実施し、外国語、研究指導科目および修士論文について試験を行っている。外国人留学生の入学試験も同日に実施するが、秋季入学試験については7月に行う。試験内容は修士論文を中心に試問し、研究に対する熱意だけでなく、学習及び研究に必要な日本語と英語の習熟度も試験する。また、同日に農学研究科出身の学生に対して推薦入試を実施し、書類審査を踏まえた面接により選考している。

これらの入学試験情報は、入学センターが発行する『名城大学大学院入学試験要項』ならびにウェブサイトにより広く公表され、適切に学生募集および入学者選抜が行われている（資料5－18 p.57～63、資料5－22）。

<15>薬学研究科

薬学研究科は、入学定員を4名とし、推薦、一般、外国人、社会人の4種の入学試験を用意している。募集人員については、アドミッションポリシーに沿った多様な人材を受け入れ、本研究科の人材養成目的を達成するため、入試種別には設定せず、総枠を4名として募集している。入試要項には、募集人員、試験日、会場、出願資格、選考方法を明示し、受験生に対し、公正かつ適切な情報を提供している。

入学試験では学生にアドミッションポリシーに掲げた能力が備わっているかについて、記述試験、口述試験により評価し、受入の判定を行っている（資料5－6）。

<16>都市情報学研究科

修士課程においては学内推薦制度を導入している。学内推薦入試は学部成績上位3分の1以内を有資格者としている。また、学部での学業が優秀な留学生については、推薦入試での日本語能力審査は面接によっている。さらに、研究領域に母国を対象とした都市研究を研究テーマに設定することや、英語等での修士論文の作成も認めており、日本語表現で悩むことも少なくなっていると考えられる。また、社会人入試は、研究計画書の提出と面接試験によって選考さ

れる。

博士後期課程においても推薦入試制度を導入している。推薦資格は、修士課程において、学術誌もしくは紀要に査読付論文１編以上を発表し（あるいは、掲載承諾が得られており）、博士後期課程での研究の資質が十分に見込まれることである。

制度としては、科目等履修生、研究生の受け入れ制度を用意している。研究生については、指導教員の了解の下、研究計画の適切さをもとに受け入れ諾否を決定している。科目等履修生については、授業担当者の了解のもと、所定の手続きによって認められる。

<17>人間学研究科

人間学研究科では、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集から入学者選抜までを研究科入試委員会が中心となって行っている。入学者選抜の試験区分としては、①学内推薦、②推薦、③一般、④外国人、⑤社会人の５種を設定し、学内推薦は１次から４次まで、それ以外の試験区分は１次から３次までの日程を設けて入学者選抜を実施している。すべての入学試験の要項は、『大学院入学試験要項』にまとめられ、受験生に対して広く公正な受験機会を保証している。

人間学研究科修士課程の教育課程は、「心理」「社会・教育」「国際・コミュニケーション」の３分野から構成され、各分野の特論科目だけでなく、各分野相互の関連性の理解や共通する研究方法、コミュニケーションの修得を目指す科目が配置されている。このため、入学者選抜にあたっては、幅広い観点から人間や人間の営みについて探求しようとする姿勢を持っているかどうかを重視している。面接試験は、４名以上の面接担当者で実施し、客観的な合否判定を行っている。したがって、自ら学ぶ意欲や基礎学力などの資質を備えていない受験生は不合格としてきた（資料５－34　p.1）。

<18>総合学術研究科

総合学術研究科は、入学者受け入れ方針に基づき、推薦、一般、外国人、社会人、秋季入学の多様な入試を行い、多様な学生の獲得に努めている。秋季入学者はこれまでで３名である。推薦入試における推薦基準は、博士前期課程では、学内特別選考においては指導教員からの推薦が得られること、他大学出身者推薦においては指導教員または学部長からの推薦が得られることとしている。博士後期課程では、学内特別選考においては指導教員からの推薦が得られること、他大学大学院出身者推薦においては研究科長の推薦が得られることとしている（資料５－18 p.73、p.77～78、資料５－35、資料５－36）。

入学者選抜における透明性の確保にも努めている。公正かつ妥当な受験機会が確保されるように、事前の研究科委員会において細心の注意を払うよう周知徹底するとともに、面接を全教員で実施することとしている。入試成績の開示請求に対しては、受験者本人から請求があった場合に限り開示することとしている（資料５－18 p.7）。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科は、問題解決のための科学的実践知を教育現場に導入しようとしている社会人を主な受け入れ対象としているが、学部新卒者の受け入れにも対応し、また、海外からも注目されていることから、募集する学生を社会人、一般、外国人の３種類に区分してい

る。入学試験も、社会人入学試験、一般入学試験、外国人入学試験の 3 区分で実施している（資料 5－37）。

社会人入学志願者は、職務遂行上の課題などが直接的な研究課題となり、その個別テーマをどのように捉え、具体的にどのように解決していくのか、また、それをどのように職務遂行にフィードバックし､普及させていくのかというプロセスを設計する素養が求められることから、社会人入学試験では、これまでの研究成果、研究・学修計画を含む研究事項、職務および社会的活動を基に、研究・学修計画の遂行に必要となる資質を判断するための口述試験を課している。

他方、学部新卒者は、これから教育界への進路を想定するために研鑽を積む者であることから、一般入学試験においては、筆記試験（外国語）、口述試験を課すこととしている。ただし、アドミッションポリシーに示しているように､大学･学校づくり研究科のコンセプトを理解し、科学的実践知を教育現場に導入する熱意と学び続ける意志を持つ者を積極的に受け入れたいと考えており、出願時に提出する「研究・学修計画書」において、これらの理解・熱意・意思が表現されており、口述試験においてその裏付けが取れる者を優先的に入学させている。

外国人留学生については、学部新卒者に準じた選抜を行う。加えて、研究科入学後の学修を進めるために必要な日本語能力を担保するため、日本語能力試験 N1（1 級）に合格していることを出願条件としており、実際の日本語運用能力を確認するために、筆記試験（外国語）を課している。

なお、研究科のビジョンである「中部地域の大学・学校づくりに関する専門人材養成教育拠点」を実現する一環として、2014（平成 26）年度より「指定機関推薦入試」を導入した。同年度は高等教育機関 2 校を指定し、社会人学生を受け入れている。指定機関推薦入試の実施方法は社会人入学試験に準じており、アドミッションポリシーと研究・学修計画書に基づいて選抜を行っている。

選抜体制について、大学・学校づくり研究科においては、専任教員で組織する入試委員会を設置し、全学的組織である入学センターと連携しながら、問題作成、試験の実施、採点、合否判定等を行っている。筆記試験については、入試委員が作成した問題に誤記・遺漏がないことを入試委員会で確認した上で、試験当日まで入学センターが管理している。口述試験は、出願時に提出する「研究・学修計画書」（資料 5－38）をベースに実施し、大学・学校づくり研究科のアドミッションポリシーと照らし合わせて点数化し、社会人入学試験についてはその点数に基づいて、一般入学試験と外国人入学試験については筆記試験との合計点に基づいて、研究科委員会で合否判定を行っている。

<20>法務研究科

志願者の受験機会を公正かつ公平に確保すべきことに留意して対応している。本学卒業生を優先させることはしておらず、他大学卒業生、法学部以外の卒業生を含めた広範囲の人材を入学させるようにし、性別・年齢・地域などによる制限は一切していない。

具体的には、共通試験として、全国統一適性試験成績のほかに、小論文試験および面接試験を実施し、あわせて学部等の学業成績、語学能力、専門的資格等を証明する提出書類を点数化して、これらを総合的に評価し、合否判定を行っている（資料 5－39 p.1～6、資料 5－40）。

名城大学法科大学院入学試験要項、名城大学法科大学院パンフレット、名城大学ウェブサイトを通じて、入試日程をはじめ、出願に必要な事項の全てを公表している。また、2014（平成26）年度の入学試験は、4回実施しており、実施日を土曜日･日曜日とすることにより、有職者の受験機会も確保されている。この点を含め、入学資格を有する全ての志願者に、公正かつ公平な受験機会が確保されている（資料5－26 p.1～2、p.38、資料5－39、資料5－27、資料5－40）。

（3） 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>大学全体

2014（平成26）年度の学部合計の収容定員に対する在籍学生数の比率は、1.16である。過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均は1.12である。

大学院合計の収容定員に対する在籍学生数の比率は、2014（平成26）年5月1日現在、0.74である。課程別にみると、修士（博士前期）課程 0.86、博士後期課程 0.50、専門職学位課程0.46となっている（資料5－41）。

博士後期課程と専門職学位課程を除いて、適正な範囲内で管理されていると判断できるが、入学定員充足率については、適宜、学長の下に情報が集められ、学部・研究科ごとに分析し、今後の対応を検討するよう指示している。併せて、新たな教育研究組織づくりの基盤となる情報も集約し、大学運営会議等の諸会議において、既設学部の適正規模のあり方についても検討する機会を設けている。

<2>法学部

在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するため、入学者受入れにあたっては、入学センターと入試委員会が緊密に連携し、過年度の入学試験結果および入学者数を踏まえて判定案を慎重に練りあげ、これをもとに教授会で最終判定を行っている。

2014（平成26）年度は入学定員530名に対して561名が入学した。これにより、収容定員に対する在籍学生比率は1.08（法学科 1.05、応用実務法学科 1.16）となった（資料 5－42）。過去5年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均は1.04である（資料5－43）。

編入学については、定員を若干名として募集しているが（資料5－44）、過去5年間では2011年に1名の入学者があったのみである。

<3>経営学部

経営学部の収容定員は1,140名、2014（平成26）年5月1日の段階で在籍学生数は1,369名であり、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.20である。在籍学生数を学年別にみると1年次生339名、2年次生318名、3年次生378名、4年次生334名であり、定員に対する比率は、それぞれ1.19、1.12、1.33、1.17である。

3年次在籍者数が突出しているが、これは下記「隔年現象」によるA方式への出願者数減少が大幅だったため合否判定の際にやや弱気の判断をしたことと、近隣の競合大学が合格者数を絞ったことの複合的影響と考えられる。そこでの反省を踏まえて臨んだ前回（2年次在籍者に

該当）の合否判定では、上記のとおり 1.12 と、従来の水準に復帰することができた。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数の比率の平均は 1.17 である。

経営学部発足以来の出願者数、合格者数に対する入学者数の比率（手続率）をみると、出願者数における隔年現象（合格倍率・難易度の高かった翌年に出願者数が減り、その翌年にまた増えるという繰り返し）がみられる。また手続率は、入試の時期と区分、合格基準点のほか、近隣の併願校、隣接学部の合格状況、社会経済的要因などの影響を受けて変動していることがうかがわれる。このため、入学者の質の高さと量の確保を安定的に維持していく上で、合否判定基準の検討と入試制度の見直しを継続することが必要である（資料 5－45）。

<4>経済学部

経済学部の 2014（平成 26）年度の入学定員に対する入学者数比率は、経済学科 1.13、産業社会学科 1.15、学部全体では 1.14 である。学部全体の過去 5 年間の推移をみると、2010（平成 22）年度 1.13、2011（平成 23）年度 1.21、2012（平成 24）年度 1.12、2013（平成 25）年度 1.14 で、過去 5 年間の平均は 1.15 となっている（資料 5－42）。経済学部では、入学定員を適切に充足すべく合否判定を実施しており、他大学の動向や経済情勢等の外部要因から実入学者数にある程度の変動が生じるのはやむを得ないなかで、定員超過は抑制方向にある。

経済学部の 2014（平成 26）年度の収容定員に対する在籍者数比率は 1.17（経済学科、産業社会学科とも 1.17）である。また、学部全体の過去 5 年間の推移をみると、2010（平成 22）年度 1.25、2011（平成 23）年度 1.25、2012（平成 24）年度 1.18、2013（平成 25）年度 1.18 で、過去 5 年間の平均は 1.21 となっている（資料 5－43）。収容定員に対する在籍者数比率は、近年低下が続き定員超過は抑制方向にあるものの、成績不良による残留者のために、入学定員に対する入学者数比率を上回る水準で推移している。

なお、編入学者数は、2010（平成 22）年度 1 名、2011（平成 23）年度 0 名、2012（平成 24）年度 1 名、2013（平成 25）年度 0 名、2014（平成 26）年度 2 名で、収容定員に対する在籍者数比率を大きく引き上げるものではない（資料 5－46）。

<5>理工学部

過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.10、収容定員に対する在籍学生数比率の平均は 1.16 である。入学定員に対する入学者数比率は目標値の 1.00 倍に近い値を示し、理工学部全体としては適切な入学定員が設定されており、ほぼ適正な入学者数を受け入れている。しかし、収容定員に対する在籍学生数は 2008（平成 20）年度に 1.27 倍と高い値となった。そのため、在籍学生数の管理を念頭に置きながら、その適正化に取り組んできた。その結果、収容定員に対する在籍学生数比率は年々下がり、2012（平成 24）年度には 1.14 倍となり、在籍学生数管理を徹底した効果が現れてきていると考える。

<6>農学部

農学部の入学定員は各学科 100 名、学部全体では 300 名である。農学部の教育施設・研究設備規模等の観点および定員を毎年大幅に上回る受験者数から定員設定は適切であると判断している。農学部の専任教員を分母とする ST 比は、全国の私立大学の理系学部における ST 比の

平均値に鑑みると妥当である（資料 5－47）。農学部の教育理念に基づいたきめ細やかな教育指導と健全な運営のために、これまで継続して適切な定員の入学者受入に注力している。

2014（平成 26）年度の入学定員に対する入学者比率は 1.08 であり、最近 5 年間での平均値は 1.13 である。また、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15 である。これらの数値は、学生の理解力、技術力、判断力、問題解決能力等の多面的能力の向上を促す農学部の教育課程に鑑みて特には問題の生じない定員充足状況であると判断している。指導教員制による学生生活の速やかな支援・連絡体制の充実や、実験実習設備等の効率的活用、ならびに教員および事務職員によるコミュニケーションといった観点からも特には問題の生じない定員充足状況である。今後も、在籍学生数が収容定員を大幅に超過することがないように、より一層適切な定員管理に努める。

<7>薬学部

毎年度、入学定員に対して適切な学生数を受け入れ、良好な教育研究環境を保つように配慮している。新入生については、試験種別ごとの募集定員に対する目標数を設定して、予測される手続率から合格者数を割り出している。過去 5 年間（2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度　6 年制課程）の入学定員充足率は、1.09 倍であり、収容定員充足率は、1.03 倍である。在籍学生数の管理にあっても、志願動向・入学手続率の経年変化の状況を精査し、過剰・未充足に注意しながら、新入生の受け入れに連動した形で適正に管理している（資料 5－13）。

<8>都市情報学部

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性については、毎年、学部入試委員会・教授会において、入学試験結果を踏まえ、入学者数の見込みを慎重に行い、在籍学生数が収容定員と大幅に乖離することのないよう合否判定を行っている。都市情報学部の収容定員は学部設置以来 800 名であり、2014（平成 26）年度在籍学生数は 850 名である。収容定員に対する在籍学生数比率は 1.06 となっている。過去 5 年の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.06 である（資料 5－43）。

<9>人間学部

学生数の適正な管理については、学部入試委員会、学部教授会で、過去の入学試験結果および入学者数を踏まえ、在籍者数が入学定員、収容定員と大幅に乖離しないように慎重に合否判定を行っている。

人間学部の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.12 であり、平均的には適正に管理されている。ただし、2013（平成 25）年度において、入学者数比率が 1.2 を超えたため、さらに定員管理を徹底した。具体的には、2014（平成 26）年度入試では、より多面的に歩留りを予測するための新たな手法（合格者数と在籍者数に基づく回帰分析、合格者順位別歩留分析など）を考案した（資料 5－48）。これらの分析手順についてはマニュアル化を進め、次年度以降の入試にも活用できる体制を整えた。

人間学部の過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数比率は低下傾向にあり、2014（平成 26）年 5 月 1 日付の在籍学生数比率は 1.14 倍であり、在籍学生数が収容定員に基づき適正に

管理されている。

編入学については、募集人員を若干名としているが、過去 5 年間の編入学者数はいずれの年度も 0 であった。

<10>法学研究科

2014 年度の修士課程の収容定員に対する在籍学生比率は 0.63、博士後期課程は 0.25 である。過去 5 年間の推移は、修士課程で 1.07、0.87、0.63、0.53、0.63、博士後期課程で 0.46、0.46、0.33、0.33、0.25 となっており、博士後期課程のみならず、修士課程においても、ここ数年は未充足状態にあり、その度合いも年々大きくなっている。

<11>経営学研究科

2014 年度の修士課程の入学定員に対する入学者数の比率は 0.47、博士後期課程は 1.00 である。過去 5 年間の平均は修士課程 0.82、博士後期課程 0.53 となっている。2014 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程は 0.62、博士後期課程は 0.89 である。

経営学研究科は、学生確保のためのさまざまな努力を払ってきた。例えば、特別推薦入試の出願資格や受験機会を順次拡大したり、研究者または高度な専門性を有する職業人を志望する優秀な学部学生に対する「飛び級入学」制度も導入した。これらの方策によって過不足のない定員の充足を目指してきた。

<12>経済学研究科

入学定員は、修士課程 10 名、博士後期課程 3 名である。2014（平成 26）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程 0.3、博士後期課程 0.44 である。

6 年間の受験者数と合格者数の推移は下表のとおりである（資料 5－18 p.1～2）。2009（平成 21）年度の入学者は定員よりも多かったが、以降の年度の入学者は定員を下回っている。定員を上回る学生を入学させることによって、教育の質が低下するようなことがないようにしている。

博士後期課程の受験者・入学者は、2011（平成 23）年度は定員通りであったが、それ以外の年度は 0 人または 1 人である。

表　経済学研究科受験者数・合格者数の推移

年度	修士課程		博士後期課程	
	受験者数[人]	合格者数[人]	受験者数[人]	合格者数[人]
2009（平成 21）	15	14	0	0
2010（平成 22）	12	8	1	1
2011（平成 23）	9	7	3	3
2012（平成 24）	11	8	1	1
2013（平成 25）	4	2	1	1
2014（平成 26）	6	4	0	0

<13>理工学研究科

過去 5 年間の修士（博士前期）課程の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.21、収容定員に対する在籍学生数比率の平均は 1.23 である。また、博士（博士後期）課程の入学定員に対する入学者数比率の平均は 0.27、収容定員に対する在籍学生数比率の平均は 0.32 である。修士（博士前期）課程においては、5 年前よりいずれの比率も増加傾向にあったが、2013（平成 25）、2014（平成 26）年度においては、いずれの比率も 1 に近い値となっており、適正に管理されている。博士（博士後期）課程では、定員割れの状態であり、入学者数を増やすとともに優秀な学生確保に向けた努力が必要である。

<14>農学研究科

農学研究科の入学定員は、修士課程 20 名、博士後期課程 5 名と設定している（資料 5－18 p.57、p.61、資料 5－22）。

修士課程における推薦入試および 2 回の一般入試における志願者・合格者の数は、2014（平成 26）年度は 26 名・22 名、2013（平成 25）年度は 42 名・35 名、2012（平成 24）年度は 38 名・36 名、2011（平成 23）年度は 46 名・43 名、2010（平成 22）年度は 47 名・40 名であり、いずれの年度も、志願者・合格者ともに入学定員を上回っている。しかし、合格者中の数名は、近隣の国立大学大学院との併願者で、実際の入学者数は、2014（平成 26）年度 18 名、2013（平成 25）年度 34 名、2012（平成 24）年度 28 名、2011（平成 23）年度 41 名、2010（平成 22）年度 34 名である。2011（平成 23）年度のように定員の倍以上入学した年度もあるが、過去 5 年間の入学定員に対する入学者の比率は 1.56 である（資料 5－49）。また、収容定員に対する在籍者の比率は過去 5 年間 1.4 から 1.9 の間で推移しており、平均 1.64 である（資料 5－41）。

農学研究科の教育目標と大学の立学の精神である実学重視の教育があいまって、修士課程の学生の大半は研究者よりも技術者として社会で活躍することを希望しており、博士後期課程へ進学を希望する者は多くない。

博士後期課程の在籍者数は、2010（平成 22）年度 5 名、2011（平成 23）年度 7 名、2012（平成 24）年度 5 名、2013（平成 25）年度 7 名、2014（平成 26）年度 5 名である。収容定員に対する在籍学生数の比率は、0.33、0.47、0.33、0.47、0.33 で、過去 5 年間の平均は 0.39 である（資料 5－41）。

<15>薬学研究科

薬学研究科では、入学定員を 4 名としているが、入学者は、初年度である 2012（平成 24）年度は 9 名、2 年目である 2013（平成 25）年度は 10 名、3 年目である 2014（平成 26）年度は 6 名である。2014（平成 26）年 5 月 1 日現在、定員の 2 倍以上の学生が在籍しており、定員に対する在学籍学生数比率から見ると適切とは言い難い。しかし、学生の入試形態から実態を考えると、初年度は一般入試・推薦入試での入学者数は 5 名、社会人入試での入学者数は 4 名、2 年目は一般入試での入学者数は 2 名、社会人入試での入学者数は 8 名、3 年目は一般入試・推薦入試での入学者数は 3 名、社会人入試での入学者数は 3 名である。したがって、設置以来 3 年間の入学者 25 名のうち、一般入試・推薦入学により入学した学生数は 10 名であり、入学定員として想定した 1 学年 4 名に近い人数となっている。現時点での学生数は教育研究指

導体制には大きな問題はないと考える。一方、研究の拠点を大学としない社会人学生が 3 学年で 15 名在籍するが、講義、研究指導については、各専修分野に 3～4 名の研究指導教員が配置されており、現時点で、教育指導体制に大きな問題はない。しかし、現時点では、大学院薬学研究科が 4 年制博士課程へと改変されたことに伴う入学者数の動向が掴みきれていないというのが実態である。

薬学研究科では、完成年度を迎えるまでは、現状の入学定員を維持する予定であるが、改めて、現在、社会が求めている薬学研究に対するニーズ調査を行い、適正規模を再考したいと考えている（資料 5－6）。

<16>都市情報学研究科

修士課程の入学定員は 8 名、博士後期課程の入学定員は 4 名として、入学者を受け入れている。修士課程および博士後期課程の学生数については、担当教員数から十分指導ができる人数を算定するとともに、大学院講義室や自主学習室にも余裕があるように適正に管理している。しかし、社会人学生については、通学の不便さから十分な学生数が得られない状況にある。

2014（平成 26）年現在の在籍学生数および収容定員に対する比率は、修士課程で 18 名（1.13）、博士後期課程で 5 名（0.42）であり、過去 5 年間の収容定員に対する在籍学生数の比率の平均は、修士課程 1.26、博士後期課程 0.47 となっている。

<17>人間学研究科

収容定員の管理は、研究科入試委員会、研究科委員会により適正に行っている。人間学研究科設置後 4 年間の入学定員（8 名）に対する入学者数比率は、2011（平成 23）年度 0.25、2012（平成 24）年度 0.25、2013（平成 25）年度 0.88、2014（平成 26）年度 0.25 であり、設置以来 4 年間の平均は、0.41 である。

2014（平成 26）年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.44 であり、収容定員未充足に関する提言指針（努力課題）に該当している。定員の充足を図るために、出願資格の見直しを進めたり、研究科ウェブサイトの情報を充実させたりするなどの積極的な広報活動を展開していく。

<18>総合学術研究科

入学定員は、総合学術研究科の理念および特徴、社会要請に基づき、適切に定められており、博士前期課程で 8 名、博士後期課程で 4 名である（資料 5－50. p.19～22）。

2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の総合学術研究科博士前期課程の入学者数は古い順から 2 名、1 名、6 名、3 名、3 名、博士後期課程では同じく 2 名、3 名、1 名、0 名、3 名 である。入学定員に対する入学者数比率は、博士前期課程では 0.25、0.13、0.75、0.38、0.38、博士後期課程では 0.5、0.75、0.25、0、0.75 である。なお、2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の 5 月 1 日時点での在籍学生数は、博士前期課程では 8 名、5 名、7 名、8 名、7 名、博士後期課程では 5 名、8 名、6 名、5 名、4 名である（資料 5－51 p.38、資料 5－52 p.38、資料 5－53 p.38、資料 5－54 p.49、資料 5－55 p.49、資料 5－56 p.49、資料 5－20 p.49）。

博士前期課程の入学者の多数は学部卒業予定で推薦入試を受験した者である。数は少ないが

社会人入試、他大学推薦入試の受験者がいる。博士後期課程の社会人の入学者数は過去 5 年間で 8 名であり、全体の 9 割程度である。

<19>大学・学校づくり研究科

大学・学校づくり研究科は、社会人・外国人・一般の 3 種類に区分した学生を募集しているが、アドミッションポリシーに沿った多様な人材を受け入れ、大学・学校づくり研究科の人材養成目的を達成するため、区分ごとの募集人員は設定せず、3 区分合計で 10 名として募集している。

この入学定員に対する入学者数は、2013（平成 25）年度 3 名、2014（平成 26）年度 4 名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.35 にとどまっている。

入学者確保に向けた具体的な方策としては、大学・学校づくり研究科のビジョンとして「中部地域の大学・学校づくりに関する専門職教育の拠点となる」ことを掲げていることを踏まえて、公開講座やシンポジウム等、教育研究に関する情報発信の機会を通じて積極的に存在意義をアピールし、さらに、大学行政管理学会、教育委員会などの各種関係団体ならびに各教育機関に対しても積極的に広報を進めている（資料 5－57）。

すなわち入学広報においては、大学・学校づくり研究科の学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を、大学ウェブサイト、研究科ウェブサイト、『名城大学大学院ガイド』、『大学院入学試験要項』に掲載し、周知を図っている。また入学説明会を兼ねた「大学・学校づくりセミナー」を年 2 回開催し、質疑応答を行いながら、学内外の関係者の理解を深めるようにしている（資料 5－58、資料 5－59、資料 5－60）。さらに、研究科専任教員からのメッセージを含むポスターを作成して研究科ウェブサイトに掲載する他、広く関係機関に配布している。このような多角的な広報は今後も継続的に展開することにしている（資料 5－61）。

また、本学ではこれまでに数多くの卒業生が中等教育機関の教員免許状を取得し、教員もしくは事務職員等として主として中等教育機関に勤務している。このことを踏まえ、大学・学校づくり研究科を卒業生の再教育の場としても位置づけ、卒業生に対しても積極的に入学を勧めてきている。加えて、本学の事務職員等に対しても、広範かつ専門的な知識・技能を修得させるために行う研修制度として、「事務職員等研修要項」を規程化しており、これまでに、研修として 2006（平成 18）年度に 2 名、2007（平成 19）年度に 3 名、2010（平成 22）年度に 2 名が入学している。しかし、2011（平成 23）年度以降の 4 年間は、本学事務職員の入学者はいない。職員研修の活性化という観点からも、本学事務職員の入学を促進する必要がある。

本学事務職員に限らず、社会人学生は勤務条件との折り合いがつかず、志願を断念している者も少なくないのが現状である。このため、研究科ポータルサイトに CMS（コース管理システム）を導入するなど、柔軟な学修を可能となる仕組みを開発して対応している（資料 5－62）。

<20>法務研究科

在籍学生数は、教員の配置及び教育環境に影響するため、適正に管理できるよう留意して対応している。

入学定員を 40 名に改定して以降の入学者数は、2010（平成 22）年度 37 名（うち既修者 4 名）、2011（平成 23）年度 35 名（うち既修者 3 名）、2012（平成 24）年度 16 名（うち既修者

5 名)、 2013（平成 25）年度 9 名（うち既修者 0 名)、2014（平成 26）8 名（うち既修者 1 名）である。

また、収容定員 120 名に対し、2014（平成 26）年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 55 名で、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.46 となっており､収容定員を充足できていない状況である。

なお、2015（平成 27）年度入学試験から、入学定員を現行の 40 名から 25 名に削減することを決定している。

（4） 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

学生募集及び入学者選抜の公正性・適切性について、全学レベルでは、月例の入学センター委員会で検証している。この委員会は、各学部より 2 名ずつ選出された入試委員の教員と入学センター職員で構成されており、前年度の入試結果を踏まえて、次年度の学生募集と入試方式について全学的立場で検討し、決定している。こうした検討・決定をする過程で、必要なデータの収集・分析・意見交換を行い、学生募集・入学者選抜の適切性および学生の受け入れ方針との整合性について検証する他、入学試験の総括にもとづき、公正性を検証している（資料 5－63)。

<2>法学部

学部における学生募集および入学者選抜に関する定期的な検証は、毎年、入学試験と合否判定がすべて終了した時期に、入試委員会での問題点の洗い出しと改善策の検討、および教授会での議論・意見集約という形で行っている。

<3>経営学部

毎年、入学後の学業成績追跡調査をそれぞれの入試形態別に実施し、どの入試方式から入学した学生が入学後の成績が良好であるかに応じて、各年の入試形態別合格者数の調整を行っている。調整幅が募集人員枠と継続的に乖離する状況が生じると、速やかに募集人員枠の変更を実施している。

この追跡調査で特筆すべきは指定校推薦入試である。4 年に 1 回、学業成績追跡調査の結果を踏まえ、各指定校の評定平均値基準と募集人員枠の見直しを実施してきた。また指定校の教員との交流を深めるため、2004（平成 16）年度からは指定校推薦入学者による夏季休暇時の指定校母校訪問を行っている。これは実際に経営学部で学んでいる学生の声を指定校進路担当者に直接伝えることによって、指定校と大学との関係がより深まり、今後も優秀な生徒を送ってもらえるとの考えに基づく。少子化が進むなか、資質豊かな生徒を確保する有力な方策として実施されている指定校推薦制度による入学者の入学者総数に占める割合は高まっており、2011（平成 23）年度 39.1%、 2012（平成 24）年度 27.4%、2013（平成 25）年度 33.5%、2014（平成 26）年度 30.7%である。

以上の試みもあり、毎年の学業成績追跡調査で最も高い比率で成績優良者を輩出しているのは指定校推薦入試制度からの入学者となっている。(資料 5－64)

<4>経済学部

少子化、進学率の上昇、高等学校教育の変化、近隣他大学の動向等さまざまな外部環境の変化のなかで、学生募集の公正かつ適切な実施のため、入試委員会で、試験日程の変更や推薦入学試験における指定校の見直し等を常に検討・実施している。

例えば、2013（平成 25）年度入試において、より多くの受験生を確保すべく、F 方式の地方試験を導入した（資料 5－65）。また、外国人留学生入学試験の実施時期を 11 月から 9 月に繰り上げた。これは、他大学よりも早期に当該入試を実施することで、より優秀な留学生を確保することが目的である（資料 5－65）。

2016（平成 28）年度入試においては、推薦入学者数の適正化のため、指定校の見直しを実施する予定である（資料 5－66）。

このような学生募集および入学者選抜の検証に基づく入試制度の変更は、入試委員会で審議の上、すべて教授会に提議し審議・承認を得ることで公正性を担保している（資料 5－66）。

<5>理工学部

理工学部では、入学者選抜全般に関わる事項を各学科らか 2 名ずつ選出される委員で構成される入試委員会で検討している。入試委員会では、入学者選抜方法や募集定員をはじめ、指定校推薦の依頼校の見直しや選択、面接試験における評価方法の公平性・透明性を確保する実施方法の検討など、さらに広報についても検討している。

指定校推薦の依頼校に関しては、すべての学科で入学者の成績を追跡調査して見直しを行っている。また、新規依頼校の選択については、高等学校の大学進学実績などを参考にして、目的意識や自主性などを有する優れた入学者を推薦いただける高等学校に依頼できるよう毎年検討している。入試委員会で検討した事項は、その後、教授会に提案され協議している。

<6>農学部

受験生の能力・適性等を多面的に評価し、アドミッションポリシーに合った学生を入学させて大学教育を活性化させるといった観点から入学者選抜に取り組んでいる。各入試の合否判定は、各学科 2 名、3 学科計 6 名の入試委員を中心に各学科単位で根拠となる判定資料をもとに判定案を作成している。その後、入試委員会、拡大入試委員会で判定案を慎重に議論し、学部教授会で学科毎の判定案と判断理由の報告を行い、全教員で審議して決定している。このように数段階の議論を経て、最終的には全教員が議論に関与することで入試判定の公正性と適切さを担保している（資料 5－67）。

一般入試に関しては、入試終了後、速やかに入試問題と解答の公表を行うとともに（資料 5－29）、入試委員会メンバーを中心に入試に関わるトラブル、クレームを洗い出すことで、適切な検証プロセスを継続的に進めている。また、大学としても第三者機関による入試結果分析を行い、適正な学生の受入が達成できているか定期的に検証を試みている（資料 5－68）。一方、障がい者、編入学者には、入学センター、入試委員、学務委員が対応し、学部全体で審議、確認し、全ての受験対象者に対して入試の機会と合否判定が平等に行われ、その経緯が学部全体に周知、確認されている（資料 5－69）。

<7>薬学部

学生の受け入れ方針に沿って、入試方式別の募集定員の比率を設定している。年度末にすべての入学試験が完了した段階で、入学試験結果の総括を行い、次年度の募集方法、試験科目の出題範囲、出題レベルのあり方の改善について議論を行っている。特に、試験種別の募集定員については、志願動向・入学手続率の経年変化の状況を精査し、見直しを行っている（資料 5－13）。

<8>都市情報学部

毎年入試実施後に学部入試委員会・教授会・入学センター委員会において検証および問題点の洗い出しおよび検討・改善を行っている。特に、学力試験および推薦試験における募集人員の設定については志願者の動向を注視し、慎重に毎年見直しを行っている。また、推薦入試における指定校の決定や基準点は、当該高校出身在学生の成績および進路、当該高校の進学実績などを考慮し、毎年入念に見直しを行っている。推薦入学試験における都市情報学部と各高校との関係は客観的で公正で透明性が高いものとなっている。

入試問題のチェック体制については、入学センター主導の下、入試問題校正時に出題者全員が参加しての確認や問題の読み合わせをする機会が年 3 回設定されており、この段階で適切な修正や問題の差し替えが行われている。さらに、2011（平成 23）年度より入試問題の検証体制の改善が図られている。具体的には、外部にチェックを依頼し、問題漏洩の防止のための契約を結んだ上で、問題が成立しているかどうか、出題範囲は適切か、および模範解答についての指導・修正を受けている。加えて、学部ごとに内部チェック委員を選出し、入学センター職員の監督下で、内部チェック委員が使用する問題、解答用紙を用いて実際に解答し、問題および解答の確認を行い、出題ミスの防止・排除が図られており、検証プロセスを適切に機能させていると言える。

<9>人間学部

人間学部の入学定員は 2003（平成 15）年度の募集開始以来 200 名、収容定員 800 名である。近年は、ほぼ安定した入学者を確保している。こうした定員充足の背景には、毎年、学部入試委員会において前年度の入試結果を分析し、入試種別ごとの入学定員の適切さや推薦入試における指定校の見直しを継続的に行っていることがあげられる。

入学者の入試種別ごとの学業成績についても、毎年、学部入試委員会が責任主体となって分析を行っている。この分析結果から、学生の受け入れに関する問題点が見出された場合、学部入試委員会において改善策を立案し、その後、人間学部教授会において審議し入試制度の改善につなげていく体制を整えている。

<10>法学研究科

法学研究科の学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針にもとづき公正かつ適切に実施されているかについては、修士課程部会において入試判定を行うたびに検証している。そこでの議論から、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていることは示されているが、出願者

が非常に少ないという状態が恒常的に続いているため、いかに出願者と入学者の増加を図るかが課題とされている。

<11>経営学研究科

学部・大学院 5 年修了プログラムの特別推薦入試試験要項を制定し（資料 5－70）、入学試験評価判定方法の修正、経営学研究科入学試験（修士課程外国人（社会人））の内容（口述に論文を課す）を変更するなど（資料 5－71）、学生募集および入学者選抜に対し適時に検証している。

<12>経済学研究科

選抜試験は、筆記試験、面接試験が得点化され、総点によって合否判定が、研究科委員会の審議を経て決定されている。したがって選抜試験の公正性は確保されている。

修士課程の筆記試験の場合、専修分野間で、問題の難易度にばらつきが生じないようにするため、2009（平成 21）年度の試験から、出題者全員による出題会議を設けている。

博士後期課程の筆記試験の場合、2012（平成 24）年度の入試以降、指導教員以外の教員が問題を出題することとした。なお、これらのことは、慣例として実施されており、成文化されたものはない。

<13>理工学研究科

理工学研究科では、入学者選抜全般に関わる事項を各専攻から選出された委員によって構成される大学院入試委員会で検討している。入学者選抜の公正かつ適切な実施については、この大学院入試委員会が担当しているが、何か問題があればそれに対する対策などは本委員会で検討され、研究科委員会の議を経て研究科長により認定される。更に、大学協議会の議を経て、最終的に学長により承認され、次の入試の実施に反映される。

<14>農学研究科

農学研究科では、修士課程および博士後期課程について、募集要項に教育目標、学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針並びに、募集人員、募集専攻・専修分野、募集日程、選抜方法、試験場、出願資格、出願方法などの入学試験の基本情報は、毎年、教授会・研究科委員会の議題として審議され、入学選抜が公正かつ適切に実施されるように検証をしている。検証結果を踏まえて学生募集要項は改訂され、ウェブサイトならびに『入学試験要項』により学内外を問わず広く開示し、全ての受験生に不公平が生じないように募集している（資料 5－18 p.55～63、資料 5－22）。

<15>薬学研究科

薬学研究科は、専門性の高い薬剤師・高度な臨床研究推進者となる薬学のスペシャリストの養成を人材養成目的としている。入学試験については、特に学部成績の良好な学生が卒業後直ちに入学する場合の試験（推薦試験）においては、口述試験のみを課している。一般および社会人に対する入学試験では、口述試験に加えて、受験生が希望する専門分野に関連した内容の外国語（英語）試験を課しており、語学力のみならず専門知識の評価も行っている。社会人に

ついては、職務業況および社会活動についても評価の対象としており、これらは口述試験として実施している。また、現在のところ実績はないが、外国人に対しては、日本語の試験を課しており、受験資格に合わせた実効性のある入学者選抜方法となっている。現在、開設 2 年目を迎えたところであり、学生募集および入学者選抜は概ね適切に実施できていると考えているが、完成年度を迎えた段階で、再検証を行う必要がある（資料 5－6）。

<16>都市情報学研究科

研究科内に 6 名の委員（教員 5 名と事務職員 1 名）で構成される大学院学務委員会が常設され、研究科に関する事柄は、月例委員会の審議、報告、意見交換の対象となっている。その中には、学生募集および入学者選抜の実施も含まれ、学生の受け入れ方針や前年度の入試実施状況等を踏まえ、入試日程、入試方法、各入試問題の作成基準、当該年度の出題担当者や学内推薦の基準を含む合否判定基準等について、年度ごとに、委員会で検証している。学務委員会の検証結果に基づき、上記の点について変更や新規実施事項が必要な場合は、必ず研究科委員会で審議し、公正かつ適切な学生募集と入学者選抜を実現している。

<17>人間学研究科

研究科設置以来、入学者の確保が課題となっている。このため、必要な対策を研究科入試委員会および研究科委員会で検討している。研究科開設初年度には年間の選抜回数を見直し（資料 5－72 p.1）、その後も定期的な検証を経て、2013（平成 25）年度入試では「社会人」入試区分の新設、「推薦」入試区分における推薦基準の見直し、さらに、2014（平成 26）年度入試では「外国人」入試区分における出願資格要件の弾力化等を図ってきた（資料 5－73 p. 1）。

このように、人間学研究科では、学生募集および入学者選抜について定期的な検証を行い、改善につなげていくプロセスが確立している。

<18>総合学術研究科

入学者受け入れ方針に基づいた学生募集を行っている。また、入学者選抜にあたっては、面接を全教員で行うとともに、入試判定研究科委員会を開催し、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切な入学者選抜を行っている。

入学者受け入れ方針については、入試部会を中心に、『大学院研究科便覧』、『入学試験要項』等、入学者受け入れ方針の掲載される刊行物の発刊に際し、研究科委員会に諮り、その適切性を検証している（資料 5－74）。

<19>大学・学校づくり研究科

区分ごとの入学者選抜方法については、入試結果や在学生の入学後の学修状況に基づき、戦略会議や研究科委員会で検討した後に、入学センターの協力を得て改善案としてとりまとめ、大学協議会等において報告・決定している。毎年度点検に基づく改善を行っており、入学者選抜の方法については、組織的に定期的な検証を行っていると言える。具体的には、留学生の出願資格に日本語能力試験 1 級合格を追加（2010（平成 22）年度）、国内四年制大学卒業の留学生の受験資格変更（2010（平成 22）年度）、第三次入試の定例化（2011（平成 23）年度）、指

定機関入試制度の新設（2014（平成 26）年度）等の改善を図ってきた。

一方、学生募集については、戦略会議や研究科委員会を通じた検証を十分に行ってきたとは言い難い。先述の入学者確保の方策や入学広報、入学説明会に加え、研究科専任教員が学外で行ったシンポジウムや研究会等で個別に学生募集活動を行っているが、その状況や改善については、今後十分な情報共有を進めていく必要がある。また、開設年度を除いて定員を充足してこなかったことから、定員の適切性についても見直しの時期にあるが、その組織的な検討に未着手であり、今後取り組む課題の 1 つである。

<20>法務研究科

入学者選抜に関する業務を遂行する入試委員会が設置されており、業務遂行の経験を活かすべく、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方針等について、検証等を行ってきている。入試委員会における議論は、適宜、研究科委員会に報告され、入学試験の基本事項は、研究科委員会で審議・議決されることとなっている。

検証の結果として、面接方法をグループ面接から個人面接へ変更した。また、法律科目試験の合格基準点の見直しや、法律科目試験に「法に関する学習能力」の点数化を導入するなどの見直しを行った。さらに受験者の経済的負担軽減策として、検定料の引き下げや、複数回受験する場合の減額措置も検証結果の一つである。

このように、学生の受け入れについて、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されており、適正に行われているものと考えている。

2. 点検・評価

●基準 5 の充足状況

各学部・研究科が求める学生像は、学生の受け入れ方針に明示され、公表されている。加えて、各学部については、高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス等の機会に、受験生や高校教員等に直接説明して十分な理解を求めている。学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針にもとづき、適切に行われている。学部の入学者選抜は、大部分を推薦入学試験と一般入学試験によっているが、推薦入試の場合は推薦される者の特徴に応じて、一般入試については試験科目の組み合わせや試験会場により、多様な受験機会を提供している。

入学定員は、ほとんどの学部・研究科では適切に設定されているが、法学部と法務研究科が過大と判断できるので、それぞれ 2016（平成 28）年度と 2015（平成 27）年度から入学定員を削減することとしている。

選抜後の入学者の入学定員に対する比率は､学部合計の過去 5 年間の平均が 1.12 と適正な範囲に収まっている。他方、大学院について、収容定員に対する在籍学生数の比率をみると、修士（博士前期）課程 0.86、博士後期課程 0.50、専門職学位課程 0.46 となっており、修士課程以外は、改善を要する状態になっている。

このような点から、同基準を十分に満たしていない点もあるが、2 年以内に改善する措置をとっている。

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・本学では、原則として 3 教科 3 科目型の A 方式と 2 教科 2 科目の B 方式を中心とした一般入学試験を重視しており、教科・科目の知識を入試で確認することにより、全国から多くの優れた入学者を集めることができている。

<2>法学部

・アドミッションポリシーについては、2013（平成 25）年度から高校生・受験生がより理解しやすい表現に改定し、求める学生像を従来以上に明確化した。

・入試問題の作成、採点については、チェック体制の強化、採点基準の客観化を進め、出題ミスの防止と適切な入試判定に結びついている。

・入学者数・在籍者数の適正な管理の点では、統計分析技法にもとづいてより慎重に合否判定を行うようにした結果、適切な状態が維持できている。

<3>経営学部

・毎年の入試形態別学業成績調査をもとに、指定校推薦に関しては、推薦基準の厳格化を実施してきた。この結果、指定校推薦での入学者の学修状況は両学科とも他の入試形態での入学者を大きく上回る良好な結果を示している（資料 5－64）。

・附属高校特別推薦の状況も、2010（平成 22）年度の推薦基準（評定平均値）見直し以降、良好な状況が続いている。また 2013（平成 25）年度入試から、相対的に成績上位者の多い専門高校等特別入試からの入学者の増加を図り、良好な成果を収めている（資料 5－75）。

・一般入試では入学後の成績が相対的に良好な A･F 方式からの入学者の獲得を心掛けており、各年を通じて A 方式からの入学者が最も多く、また 2013（平成 25）・2014（平成 26）年度入試では F 方式の受験者数が増加するなど、成果を示している（資料 5－45）。

<4>経済学部

・入学定員に対する入学者数比率は、概ね適正に管理されており、学生の受け入れ方針に基づく学生募集および入学者選抜の公正かつ適切な実施とその定期的な検証については、十分な効果が上がっていると判断できる（資料 5－42）。

<5>理工学部

・理工学部全体の入学者数は入学定員に近い数字となっており、学生募集および入学者選抜が適正に行われている（資料 5－2）。

・毎年、障がいのある学生の受け入れが行われている。

<6>農学部

・3 学科の中では応用生物化学科に学力レベルの高い入学志願者が増加しており、近隣の国公立大学との併願により入学定員達成予測が難しくなってきているが、国立大学との併願関係の解析等、多角的な面から判定することで的確な合否判定を行い問題のない入学者数を保持できていると判断している。また、生物資源学科、生物環境科学科についても、アドミッションポリシーに合った学生の入学状況は概ね良好である（資料 5－76、資料 5－77）。

<7>薬学部

・指定校に対して入学後の学修状況を報告することにより、学生のレベルを一定以上に保持できるようになったことが、二極化が進んでいた問題を解決することになった（資料 5－78）。

<8>都市情報学部

・入学試験実施時における受験生の文理比率を正確に把握することは困難であるが、理系型科目と文系型科目の選択率はそれぞれ概ね 50%ずつであり、学生受け入れ方針が浸透してきたといえる。

<9>人間学部

・人間学部の教育内容や学生の受け入れ方針を『大学案内』やウェブサイト等において明示しているので、人間学部の教育内容を熟知したうえで入学する学生が多い。このことは、入学手続き後に入学を辞退する学生の少なさからもうかがえる（資料 5－79）。

・指定校推薦を見直し、人間学部で学ぶ意欲の明確な生徒の推薦を依頼する仕組みを導入したことで（資料 5－80）、当該高等学校長から基礎学力をもち、志望動機の明確な生徒を推薦してもらえるようになった。

<12>経済学研究科

・入学志願者に占める他大学出身者の比率が年々上昇し、2014（平成 26）年度は 19%に達した。他大学出身者が多いのは課題であると同時に、本研究科への評価の結果でもある。

<13>理工学研究科

・2010（平成 22）～2014（平成 26）年度の 5 年間に、修士（博士前期）課程への総入学者数は 20%増を果たした。教育水準の向上とあいまって、質の高い修了生を社会に送り出し、高い社会的評価を得ることが出来たことは評価に値すると考える。

<14>農学研究科

・ここ数年間は、修士課程における推薦試験および 2 回の学力試験における志願者・合格者が定員の 20 名を上回り、農学研究科が明示している受け入れ方針を満たしている。2014（平成 26）年度を除いて入学定員以上の入学者を維持している（資料 5－49）。

<15>薬学研究科

・3 年間で計 12 名の定員に対し、25 名の学生を受け入れ、十分に学生確保ができている。また、社会人学生を積極的に受け入れることにより、薬学研究科の研究領域の拡大につながっている。4 年制博士課程の目指す研究的素養を身に付けた臨床薬剤師の育成、つまり、チーム医療を実践でき職能開拓・発展に指導的に貢献できる人材を確保できている。

<16>都市情報学研究科

・留学生の受け入れ体制として、借り上げアパートの提供（敷金・礼金無料、割安な家賃設定）や奨学金（授業料の軽減）などを用意している。これにより、2014（平成 26）年度の外国人留学生の在籍者数は、修士課程で 5 名、修士課程への進学希望がある学部研究生で 3 名となっている。なお、留学生の出身国は、すべて中国である。

・他学部・他大学からの入学者の受け入れ体制として、2008（平成 20）年度から、入試問題の区分を都市情報学の専修分野から「経済・経営・財政・行政・地域計画・開発・環境・情報・数理」という一般的な区分に改正し、選択問題制とすることで、入学しやすい環境を整備している。

<17>人間学研究科

・学生募集および入学者選抜方法の見直しで、2013（平成 25）年度の人間学研究科への入学者は 7 名を数え、入学定員をほぼ充足するに至った（資料 5－81 p. 21）。ただし、2014（平成 26）年度の入学者は 2 名にとどまった。

・2013（平成 25）年度には研究科の教育課程各 3 分野において修士論文の指導を担当できる教員を増員し（資料 5－82 p.1～2）、より充実した指導体制を確立したため、受験生にとって魅力ある研究科となった。

<18>総合学術研究科

・総合学術研究科には、大阪府や神奈川県など、通常の通学圏を越える地域から社会人学生が入学しており、この事実は本研究科の充実度を示すものとして評価できる。

<19>大学・学校づくり研究科

・ウェブサイトを中心とした学生募集情報の発信は、特に社会人にとっては有効である。サイト訪問者の延べ人数は 2013（平成 25）年度には約 27,000 名に達していることから、多様な志願者が大学・学校づくり研究科に関心を持っていると言える。2011（平成 23）年 5 月から 11 月に開催した「大学・学校職員力向上オンラインセミナー」では、3 コースで延べ 144 件の参加申込が全国からあり、潜在的な学習需要を確認した（資料 5－83、資料 5－84）。

・科目等履修生をほぼ毎年受け入れており、2014（平成 26）年度は 2 名である。科目等履修生を経た入学は、研究科の受け入れ方針をはじめ、教育課程や科目内容の深い理解を持った学生の受け入れにつながっており、今後とも継続が必要である。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・志願者数は堅調に伸びてはいるが、中部 3 県（愛知・岐阜・三重）が全体の 90%を占めており、3 県以外からの志願者数は停滞傾向にある。とりわけ、地方からの志願者を伸ばす努力が必要である（資料 5－85 p.43）。

<2>法学部

・18 歳人口の減少と全国的な法学部人気の低下によって、ここ数年、受験者数の減少傾向が顕著になっている。学部全体では定員を確保できているものの、入学者の学力その他、質の低下に対する懸念が強まっている。また、入学者に占める女子割合が 20%強にとどまっていることも検討課題である。

<3>経営学部

・帰国子女特別入試は、ここ数年、出願者ゼロが続いており、出願資格の見直しを含めた抜本的な対応策が必要となっている。

・外国人留学生特別入試については、国際情勢の変化から今後の出願者減少も考えられるので、対策が必要である。

・一般入試については、特に A 方式による合格者からの入学者数の正確な推定方法の確立が求められる。

<4>経済学部

・過去 5 年間の一般入学試験の志願者数は、いわゆる隔年現象による増減がみられるものの、2013（平成 25）年度は 2010（平成 22）年度の 2 割減となった。特に、産業社会学科で志願者拡大に向けた改善が必要である。

<5>理工学部

・収容定員に対する在籍学生数比率が若干高くなっているので、これを下げることが必要であ

る。
<6>農学部
・農学部への入学志願者は東海地区に集中している傾向がある（資料 5－28 p.46）。
<7>薬学部
・B 方式は選択方式のため、苦手科目を持った学生が入ってくることになり、受け入れ方針との整合性という面では課題を抱えている。
・F 方式は、その定員に比して多くの合格者を出してきたが、同方式による入学者の 1 年次前期の成績が下がってきているので、合格者を絞る必要性が出てきた。
<8>都市情報学部
・オープンキャンパスを受験生に対する受け入れ方針を周知する最大の機会と捉えているが、オープンキャンパスにおける個別相談コーナーにおいて、相談することをためらう受験生が散見されており、一人でも多くの受験生に周知するためにも、よりきめ細かな対応が必要である。
<9>人間学部
・本学附属高等学校国際クラスからの推薦入試は、高大一貫教育により人間学部への進学を強く希望する学生の入学を可能にする制度として学部設置当初に導入された。しかし、高校生の進路を制限することは好ましくないとの判断から、2012（平成 24）年度入試から人間学部への入学を必須としないことにした。このため、附属高等学校からの推薦入試では、入学者数が減少しており、早急に検討すべき事項と認識している。
<10>法学研究科
・定員未充足の状況が継続している。研究科の活性化という観点からは、出願者および入学者の増加が重要な課題として残されており、その関連で、入試のあり方も見直しが必要になっている。
<11>経営学研究科
・修士課程、博士後期課程ともに、受験者・入学者が減少傾向にある。入学者を増加する方法を検討する必要がある。
<12>経済学研究科
・過年度卒業者を含め、名城大学の出身者が経済学研究科になかなか進学しない一方で、他大学大学院への進学者が毎年数名みられる。
<13>理工学研究科
・博士（博士後期）課程への入学者数が低迷を続けており、この未充足状態の改善に向けた取り組みを図る必要がある。
<14>農学研究科
・修士課程では定員を超過する入学生を維持しているが、必要な学力は有しているものの、農学研究科が掲げている教育目標の 2 つの大きな柱である高度な専門知識の修得とそれを基にした課題解決能力の修得の内、前者に偏った学修目標で入学して来ている者が散見される。後者の修得には、各自に設定された研究テーマを解決するために様々な角度からアプローチする研究活動が欠かせない。農学研究科の学修目標の達成のためには、研究が大きなウエイトを占めているということを入学時に理解させる手立てをする必要がある。
<15>薬学研究科

・在籍学生数 19 名のうち、社会人学生が 12 名となっている。社会人学生では、仕事と学業の両立で苦心している場合も多く、また、時間的制約が大きい社会人学生に対する授業の在り方や、教員の指導方法について検討する必要がある。

<16>都市情報学研究科

・社会人入学試験では筆記試験が免除されるなど優遇措置がとられている。しかし、修士課程においては、授業科目を 20 単位修得することが課程修了要件となっており、平日昼間開講では、社会人が在職のまま就学することは難しい。社会人入試制度はあるものの、同制度による入学者は少ない。

・博士後期課程については、定員の充足が課題となっており、教員や研究所スタッフを目指す修士課程学生の進学をさらに推進していく必要がある。

<17>人間学研究科

・アジアからの留学生を中心に人間学研究科に入学を希望する学生が潜在的に存在している。これらの留学生を受け入れる体制を整えていくことが必要である。また、学内進学者だけでなく、他大学卒業者の入学を増やす必要がある。そこで、人間学研究科の魅力を対外的に積極的に広報していくことが課題である。

<18>総合学術研究科

・2010（平成 22）年度以後、他大学推薦入試での入学者は、博士前期課程 0 名、博士後期課程 1 名に留まり、外国人留学生の入学者についても、この 5 年間で博士前期課程の 1 名であることから、他大学・大学院の学生等の受け入れについては、改善の余地がある。

・研究科への学生受け入れとして、研究生制度、科目等履修生制度を設けているが、両制度とも出願資格は修業年限 4 年以上の大学を卒業した者に限っている。科目等履修生の受け入れについては、毎年 1～2 名程度である（資料 5－86、資料 5－87）。両制度による学生受け入れ数についても、検討を重ねる必要がある。

<19>大学・学校づくり研究科

・収容定員未充足の状態が続いていることもあり、学生募集活動を定期的に点検する必要がある。

<20>法務研究科

・2014（平成 26）年度の入試競争倍率（受験者数/合格者数）は 1.64 倍であり、これは受験者数（法科大学院への進学希望者数）の減少が原因である。競争倍率 2 倍を確保しつつ、入学定員を充足することが今後の課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>大学全体

・今後とも一般入学試験を重視する方針であり、現在のレベル以上の学力を持つ受験者を確保するために、従来ではアプローチしていなかったレベルの高等学校や志願者層へも積極的に接触し、本学の魅力と優位性を告知していく。他方、多様な学生を入学させるため、既存のもの以外の入試方式の導入も検討する。

<2>法学部

・アドミッションポリシーをより分かりやすく改定するだけではなく、それを外部へ向けて積極的に発信すべきであるとの考えから、学部内に新たに広報委員会を組織し、ウェブサイトの拡充など情報発信の強化を進めている。
・入試問題の作成ミスは、チェック体制の充実と問題作成者の意識の高まりにより、法学部作成分については 2014（平成 26）年度入試においても皆無であった。今後も出題ミスの根絶をめざしチェックを徹底していく。
・今後とも、これまでに開発した統計分析技法に基づいて、入学者数の適正な管理を進めていく。
<3>経営学部
・入学後の学業成績調査の結果を基に各入試形態からの入学者数を調整するという合否判定方針は、今後とも維持・尊重していく。指定校推薦入試については、現在の 4 年に 1 度の推薦基準見直しを今後とも堅持していく。
・2013（平成 25）年度から重点強化の対象となった専門高校等特別入試については、今後も効果的な PR に努め、特に指定校推薦枠から漏れた優秀な生徒の出願を専門高校ならびに総合学科の進路担当者に訴えていく。
・一般入試では A 方式からの入学者数を、従来同様、大学評価基準を遵守しつつ最大とし、次いで入学後の成績が相対的に良好な F 方式からの入学者の確保に努める。
<4>経済学部
・学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合的であり、学生の受け入れ方針の明示・浸透には、ウェブサイトの活用が有効である。今後も引き続き広報委員会を中心に、効果的な情報発信を進めていく（資料 5－88）。
<5>理工学部
・現行の入試体制を継続するとともに、社会的要求に合った改善があれば引き続き検討していく。
・今後とも、障がいのある受験生に対する全学的な支援を進める。
<6>農学部
・幅広い分野の教育基盤を整備し、教育内容の向上に努め、明確なアドミッションポリシーを発信し、入試体制を健全に改良するという努力を今後も地道に継続する。
<7>薬学部
・入学後の学修状況を報告するなど指定校との関係を今後とも密接に維持していく。
<8>都市情報学部
・引き続き、入試委員会を中心に教員全員参加で学生募集業務、入学者選抜業務にあたり、入学試験の円滑な実施を行う。学生の受け入れ方針の明示に対する取り組みとしては、高大連携講座等で高校生に対し体験的に学ぶ機会を提供し、その中で求める学生像および学部の教育内容等について周知する。また、学生の受け入れ方針の周知方法として重要な役割を果たしているウェブサイトの改善、内容の充実を毎年実施する。
<9>人間学部
・今後も、ウェブサイト等を通じて人間学部の理念、教育内容の周知を継続して行う。また、2011（平成 23）年度に人間学研究科修士課程が設置されたことにより、より高度な専門性を

修得する道筋がつくられたことも周知していく。
・今後も優秀な生徒を推薦してもらえるよう、指定校との良好な関係を維持していく。
<12>経済学研究科
・他大学出身者だけでなく、名城大学出身者の大学院への進学率を向上させる。日本人学生を増加させる。
<13>理工学研究科
・今後も高い社会的評価を維持できるよう学生募集の見直し・検討を行いながら、受け入れ方針に基づく公正かつ適切な入学者選抜を継続する。
<14>農学研究科
・高学歴志向とあいまって、農学研究科への進学希望者が増える傾向にある。本来だとそれに対応して入学定員を増加させる必要があるが、コースや専修別に入学生数をみると大きな差があることが分かる。進学に対しては、社会情勢が大きく影響している向きもある。学部学生の大学院進学に対する動向や、修了生が就業している企業における修了生の活躍状況および修了生の社会における活動状況を調査するなどして定員の適合性を検討していく。
<15>薬学研究科
・定員以上の学生が入学しており、臨床薬学研究を基盤とした、新たな大学院教育の必要性と方向性を見出すことができている。特に社会人学生の受け入れが顕著であることは、新たな職能開発という面においても、成果が期待されるため、今後も入学者確保に向け入試広報を進めていく。
<16>都市情報学研究科
・留学生の受け入れ体制としての借り上げアパート提供や奨学金による授業料の実質的割引制度は、今後とも継続していく。
・他学部・他大学からの入学を促進するための入試問題の区分（「経済・経営・財政・行政・地域計画・開発・環境・情報・数理」という一般的な区分）は、今後とも継続していく。
<17>人間学研究科
・設置 3 年目の 2013（平成 25）年度入試で、はじめて入学定員をほぼ充足できた（資料 5－81 p. 21）。これは、入学者選抜方法の見直しや研究科教員の増員による大学院教育体制の強化や学内広報活動の強化による人間学研究科の認知度の上昇によるものである。しかしながら、2014（平成 26）年度入試では、入学定員を大きく下回る結果となった。様々な媒体を通じた継続的な広報活動によって入学者数の安定的な確保に努めたい。
・指導体制をさらに強化し、受験生にとっての魅力を向上させる。
<18>総合学術研究科
・遠方から入学してくる社会人学生の便宜を図るため、特論科目の土曜日開講などを継続して実施する。
<19>大学・学校づくり研究科
・ウェブサイトを中心とした情報発信を拡充するために、オンラインで学習可能なコンテンツの無償公開や研究科教員の持つ知見の発信を進める。
・科目等履修生の受け入れをさらに促進するために、社会人のキャリアや課題意識に応じたモデル履修コースを設定し、広報を行う。

②改善すべき事項

<1>大学全体

・中部 3 県以外からの地方受験生の確保に関しては、一般的な広報媒体のみに限らず、重点地域の担当者を明確にし、高校訪問・高校説明会および大学見学会等の実施回数を増やすことによって、現在以上に接触機会を増やし、本学の教育・研究内容や学生生活の魅力を伝える。

<2>法学部

・入学者の質の確保については、2017（平成 29）年度に予定している学科改組・定員削減が一定の効果をあげると期待されている。女子学生の比率を上げるという課題に対しては、まず、普通の高校生が法学部に対してもつであろう堅苦しいイメージを変えていくことから取り組まねばならない。入学センターと協力して入試説明会や出前講義などの機会を十分に活用し、法学教育の魅力や意義をこれまで以上に積極的にアピールしていく。

<3>経営学部

・帰国子女特別入試については、今後、制度の PR も含めて募集に力を入れていく。

・外国人特別入試については、対象国の拡大や広報の充実、入試の複数回実施も検討していく（資料 5－64、資料 5－75）。

・一般入試に関しては、A 入試での手続率の正確な推定方法を確立していく。

<4>経済学部

・出前講義や模擬講義、進学懇談会、オープンキャンパス等では、産業社会学科の教育内容の説明に重点を置き、志願者の不安や誤解の払拭に努めていく。

<5>理工学部

・入試委員会で、入学定員充足率や収容定員充足率をより適正にする方策を立てる。

<6>農学部

・東海地区以外の出身入学者および卒業生からの出身高等学校への情報発信を活性化する。アジア等の海外に向けて学部の方針や利点を発信することにより、遠隔地からの入学志願者を確保する。

<7>薬学部

・修得してほしい科目は選択ではなく、B 方式でも必須扱いとなるように改善する。

・第一志望とそれ以外の志望者によって、今後の学修状況を把握するため、入学時のアンケートに必要な項目を追加し、追跡調査することによって、適正な定員数を策定する。

<8>都市情報学部

・オープンキャンパスにおける個別相談コーナーについては、受け入れ方針や入学後の「学び」のビジョンを周知する上で、非常に有効な機会であると考えられる。そのため、ためらう受験生を職員がコーナーに誘導したり、混雑時には別室に誘導したりするなど積極的に受験生が個別相談コーナーを活用できるよう今後改善を行う。

<9>人間学部

・附属高等学校との高大一貫教育の変更にともない、附属高等学校推薦入試のあり方を見直すことが急務となっている。今後の課題としては、人間学部の教育理念に照らし、外国人留学生、社会人を含む編入学者など、多様な学生の受け入れを推し進め、さまざまな価値観をもった学

生の安定した確保に努めたい。

<10>法学研究科

・修士課程部会において、外国語の配点の見直しなど、社会人により配慮した入試形態を検討し、入学者選抜のあり方そのものを全面的に見直す。

<11>経営学研究科

・経済や企業の国際化・グローバル化を背景として、中国などからの外国人留学生の出願者が増加する傾向にあったが、ここ数年の日中関係の複雑化や、東日本大震災等の影響もあり、出願者数は減少傾向にある。この対策を長期的観点に立って検討すべきである。そのため、修了後の進路開拓に力を入れるとともに、進路情報を院生に提供していく。

<12>経済学研究科

・名城大学学士課程の成績優秀者に対して実施している特別推薦入試についての周知を図る。名城大学出身者は現状では入学金が実質的に無料となっているが、さらに授業料の軽減ができないか検討する。

<13>理工学研究科

・理工学研究科改組検討委員会において解決策を策定し、博士（博士後期）課程については、早期修了制度も活用して、未充足状態の改善に努める。

<14>農学研究科

・課題解決能力習得のためには、入学後はコースワークのみならずリサーチワークが大きな比重を占めることを、特に名城大学農学部学生に対して周知していく。

<15>薬学研究科

・入学者における社会人学生の比率が高く、6 年制薬学部卒業者の割合が低い。この現状に対し、6 年制課程で学んだ学生が、引き続き博士課程での研究に進む動機付けができるようにする。一方、薬剤師として社会で活躍してからでも、社会人大学院生として研究活動を進めるということは、新たな臨床薬学研究の展開を目指す上ではメリットも大きいことを踏まえ、薬学研究の 10 年、20 年後の方向性を見据えつつ、次代を担う薬学研究者の育成に向けた諸施策を進める。

<16>都市情報学研究科

・修士課程における社会人学生を増やすためには週末・夜間開講が求められるが、現状の立地条件を考えると社会人学生の確保は難しく、効果は限定的であろう。2017（平成 29）年度に予定されているキャンパス移転により、改善されると考えている。

・博士後期課程について、専門領域に近い業界への広報活動を展開していく。

<17>人間学研究科

・ウェブサイトや紹介パンフレットなどで、他大学向けに人間学研究科の教育内容の特色やカリキュラムをよりわかりやすく広報していく。また、留学生を受け入れる体制を整えるために、他研究科での留学生受入・支援体制を参考として取り組んでいく。

<18>総合学術研究科

・今後、入学者増加のため、総合学術研究科のウェブサイトなどでの広報により、積極的に受験者の増加に努め、他大学・大学院の学生等の受け入れについて改善を行う。同時に、薬学部が 6 年制になった状況での学生確保の方策、理工学部教員の卒研生受け入れ、人間学部からの

志願者の増加についても検討を行う。
・研究生、科目等履修生についても、受け入れ可能であることを総合学術研究科のウェブサイト等で十分な説明を行い、受け入れ数増加を目指す。
<19>大学・学校づくり研究科
・学生募集活動に関する情報共有を戦略会議や研究科委員会で進める。研究科主催のシンポジウムや研究会の開催に際し、潜在的な入学志願者に向けたテーマの設定と、開催場所・開催時期の工夫を図り、志願者が研究科教員に直接アクセスできる機会を増やす。
<20>法務研究科
・志願者層の拡大に向けて、司法書士、行政書士、社会保険労務士といった士業有資格者への広報活動をはじめ、他大学を訪問して、法科大学院への進学情報の発信を実行してきた。こうした活動について、一層強化する。

4. 根拠資料

5-1　名城大学大学案内 2015　（既出 1-28）
5-2　2014（平成 26）年度名城大学入試ガイド
5-3　名城大学ウェブサイト　「入試情報」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/
5-4　オープンキャンパスチラシ
5-5　名城大学ウェブサイト「法学部　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law/policy.html
5-6　2014（平成 26）年度入学試験要項
5-7　2014（平成 26）年度入学生用学生便覧（経営学部）　（既出 1-6）
5-8　名城大学ウェブサイト「経済学部　入試情報」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/faculties/economics/
5-9　名城大学ウェブサイト「理工学部」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/sci_tech/
5-10　名城大学ウェブサイト　「農学部　人材養成目的・3 つのポリシー」　（既出 4-40）
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/agriculture/policy.html
5-11　2012（平成 24）年度第 6 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会資料 8
「オープンキャンパス農学部企画」
5-12　2015（平成 27）年度薬学部指定校推薦入学試験要項
5-13　名城大学薬学部ウェブサイト　「薬学部アドミッションポリシー」
URL：http://www-yaku.meijo-u.ac.jp/nyusi/admission.html
5-14　名城大学ウェブサイト「都市情報学部　人材養成目的・3 つのポリシー」　（既出 4-16）
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/urban/policy.html
5-15　名城大学都市情報学部ウェブサイト「アドミッションポリシー」
URL：http://www.urban.meijo-u.ac.jp/homepage/examinee/admission.html
5-16　名城大学ウェブサイト「人間学部」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/human/
5-17　名城大学ウェブサイト「法学研究科　人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_law/policy.html

5-18　2014（平成 26）年度 大学院入学試験要項　（既出 1-22）

5-19　2014（平成 26）年度大学院研究科便覧　（既出 1-16）

5-20　2014（平成 26）年度 名城大学大学院ガイド　（既出 1-20）

5-21　名城大学ウェブサイト「理工学研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_sci_tech/policy.html

5-22　名城大学ウェブサイト「2015（平成 27）年度 大学院入学試験要項 農学研究科」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/graduate/guidebook/pdf/g_agriculture.pdf

5-23　名城大学ウェブサイト「人間学研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」　（既出 1-50）
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_human/policy.html

5-24　名城大学ウェブサイト「大学・学校づくり研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/g_pdedm/policy.html

5-25　名城大学大学院大学・学校づくり研究科ウェブサイト「入学希望の方へ」
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/prospective/

5-26　名城大学法科大学院法務研究科 2015（パンフレット）　（既出 1-23）

5-27　名城大学ウェブサイト「法務研究科 人材養成目的・3 つのポリシー」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law_school/policy.html

5-28　2014（平成 26）年度進路指導ガイド

5-29　2013（平成 25）年度名城大学入試問題集（解答例付き）

5-30　2013（平成 25）年度第 21 回経済学部教授会議事要旨

5-31　2012（平成 24）年度第 3 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

5-32　名城大学ウェブサイト「個人情報の取り扱い・成績開示」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/pass/privacy.html

5-33　2011（平成 23）年 2 月 12 日第 18 回 大学院経営学研究科委員会議事要旨

5-34　2011（平成 23）年度第 10 回人間学研究科委員会議事要旨

5-35　大学院総合学術研究科博士前期課程 2015（平成 27）年度学内特別選考入学試験要項

5-36　大学院総合学術研究科博士後期課程 2015（平成 27）年度学内特別選考入学試験要項

5-37　名城大学ウェブサイト「2015（平成 27）年度 大学院入学試験要項大学・学校づくり研究科（PDF）」URL：
http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/graduate/guidebook/pdf/g_pdedm.pdf

5-38　大学・学校づくり研究科（修士課程）出願書類

5-39　2015（平成 27）年度名城大学大学院入学試験要項法科大学院（法務研究科）（既出 1-55）

5-40　名城大学ウェブサイト「法務研究科（法科大学院）入試情報」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/academics/law_school/admissions/index.html

5-41　名城大学セルフアセスメント支援システム（No.0005 収容定員充足率）

5-42　名城大学ウェブサイト「入学定員・入学者数（学部）」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/student/new_students/faculties.html

5-43　名城大学ウェブサイト「収容定員・在籍者数・収容定員充足率（学部）」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/student/students/faculties.html

5-44　名城大学ウェブサイト「編入学試験」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/admissions/examination/other/transfer/index.html

5-45　経営学部学力入試データ

5-46　経済学部入学試験結果表（2010（平成 22）年度～2014（平成 26）年度）

5-47　2012（平成 24）年度第 16 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

5-48　2014（平成 26）年度一般入試予測分析資料（A 方式、B 方式、C 前期方式、C 後期方式）（人間学部教授会 2014（平成 26）年度入試判定資料）

5-49　名城大学セルフアセスメント支援システム（No. 0004 定員達成率）（修士課程）

5-50　名城大学大学院総合学術研究科設置認可申請書
「大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」

5-51　Meijo University Graduate School2008-2009

5-52　Meijo University Graduate School2009-2010

5-53　Meijo University Graduate School2010-2011

5-54　2011（平成 23）年度名城大学大学院ガイド

5-55　2012（平成 24）年度名城大学大学院ガイド

5-56　2013（平成 25）年度名城大学大学院ガイド　（既出 1-17）

5-57　名城大学大学・学校づくり研究科ウェブサイト「定例研究会」
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/research/

5-58　入学説明会開催案内（大学・学校づくり研究科）（平成 24 年 12 月 8 日）
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/news/121208.pdf

5-59　入学説明会開催案内（大学・学校づくり研究科）（平成 25 年 8 月 24 日）
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/news/130824.pdf

5-60　入学説明会開催案内（大学・学校づくり研究科）（平成 25 年 12 月 7 日）
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/news/131207.pdf

5-61　名城大学大学院大学・学校づくり研究科ウェブサイト「大学院生募集案内」
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/news/wsq.pdf

5-62　CMS 登録授業一覧　URL：https://n-folio.jp/meijo/course/index.php?categoryid=2

5-63　入学センター委員会要項

5-64　経営学部入試形態別学業成績分布 INDEX

5-65　経済学部入試基本事項の変更について（2013（平成 25）年度入試）

5-66　2014（平成 26）年度第 3 回経済学部教授会議事要旨

5-67　2013（平成 25）年度第 18・19・20・22 回農学部教授会・大学院農学研究科委員会議事要旨

5-68　2014（平成 26）年度名城大学入試動向講演会資料（河合塾 株式会社 KEI アドバンス）

5-69　2012（平成 24）年度第 7 回農学部入試委員会議事メモ

5-70　2008（平成 20）年 4 月 10 日第 2 回大学院経営学研究科委員会修士課程部会議事要旨

5-71　2009（平成 21）年 3 月 19 日第 21 回大学院経営学研究科委員会修士課程・博士課程合同部会議事要旨

5-72　2010（平成 22）年度第 7 回人間学研究科委員会議事要旨

5-73　2012（平成 24）年度第 11 回人間学研究科委員会議事要旨

5-74　2013（平成 25）年度第 6 回大学院総合学術研究科委員会議事要旨

5-75　経営学部推薦および特別入試データ

5-76　名城大学セルフアセスメント支援システム（No．0001 志願者数）

5-77　名城大学セルフアセスメント支援システム（No．0002 志願倍率）

5-78　学生就学状況報告書（様式）

5-79　入学辞退者推移表（人間学部入試委員会 2014（平成 26）年 5 月 1 日　2014 年度入試結果総括資料）

5-80　人間学部指定校推薦見直し基準（人間学部入試委員会 2013（平成 25）年 5 月 9 日資料）

5-81　名城大学広報 No.541（2013（平成 25）年 6 月 1 日）

5-82　2013（平成 25）年 2 月 14 日大学院人間学研究科（修士課程）教員資格審査委員会議事要旨

5-83　大学・学校職員力向上オンラインセミナー開催案内
URL：http://emspd.meijo-u.ac.jp/news/openseminar.pdf

5-84　名城大学大学・学校づくり研究科ウェブサイト「オンラインセミナー開講講座」
URL：https://n-folio.jp/meijo/course/index.php

5-85　GMS 調査結果地域別出願状況

5-86　2010（平成 22）年度～2014（平成 26）年度科目等履修生募集要項

5-87　2010（平成 22）年度～2014（平成 26）年度研究生募集要項

5-88　名城大学経済学部ウェブサイト URL：http://wwwecono.meijo-u.ac.jp/　（既出 4-145）

６．学生支援

1．現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生支援体制の充実については、名城大学の基本戦略 MS-15 の 8 つの柱（戦略ドメイン）の一つとして位置づけており、基本目標を「学生自らのキャリア設計力と開発力を大事にする総合的サービスを改善し充実する」と定めている。具体的な行動目標として、「学習サービスの強化」「課外活動の充実」「キャリア開発サービス」「国際交流サービスの強化」を明示している。2014（平成 26）年度の各行動目標における戦略計画は以下の通りである（資料 6－1）。

①学習サービスの強化

a. 学習相談・学生生活に関する支援体制の整備

b. 教員免許取得支援体制の整備

c. 奨学金制度の充実

②課外活動の充実

a. 強化クラブへの支援

③キャリア開発サービス

a. キャリア自己開発の促進

④国際交流サービスの強化

a. 交流プログラムの拡大

それぞれの戦略計画に対しては、進捗指標を設定し、計画の進捗を把握しつつ、目標達成に向けた学生支援活動を展開している（資料 6－1）。

(2) 学生の修学支援は適切に行われているか。

学生の快適な学生生活を支援し、留年者および退学・除籍数を減少させることを目的として、学部ごとに、基礎ゼミナール、専門ゼミナールの教員による担任制を導入している。また、成績一覧表を父母へ送付することによって学修状況を家庭でも把握してもらい、全国各地での父母懇談会でも確認してもらうなど、父母との連携を図っている。

加えて、欠席過多者、成績不振者を呼び出し、個人面談・指導を行う修学指導を実施している。たとえば、経済学部においては、1 年次で 14 単位以下、2 年次で 40 単位以下、3 年次で 70 単位以下、4 年次で 90 単位以下の単位修得学生に対し、教務委員会から学生に郵送で呼び出しを行い、ゼミ所属学生はゼミ担当教員から、ゼミに所属していない学生は修学指導会にて個人面談を行っている。その際、必要に応じて、学生相談室によるメンタルケア等を受けさせている。休学・退学を希望する学生に対しては、担当教員による面談を行い（資料 6－2）、学生の状況を把握した上で適切な対処を行っている。

留年防止策としては、たとえば理工学部では、基礎科目（英語・物理・化学・体育・第 2 外国語）において欠席が 3 回となった学生について、科目担当教員が学部教務事務職員に連絡し、教務事務職員が面談を実施している。このように、以降の学修への影響が大きい基礎科目において欠格となる前に、教職員が一体となって早期対応をすることにより、留年防止が図られている。授業料延納願を提出した学生や成績不振の学生等、留年および休・退学の予備軍となる

学生に対しても状況把握をし、それぞれの状況に応じて対処している。

補習・補充教育に相当するものとして、少しでも早く大学での学びに適応できるよう、正課授業に加え、さまざまな形での学習機会を提供している。推薦入試合格者に対しては、合格後、学習習慣を維持し、入学後に円滑に大学教育を開始できる機会として、入学前学習支援プログラム（Meijo Encouraging Program：略称 MEC）を実施している（資料 6－3）。また、入学後のリメディアル教育として、高校における未履修科目や、理解不足の科目について補習授業を行う「名城サプリメント教育」を実施し、希望者には自由に参加させている。MEC の開講科目は、英読チャレンジ、アクティヴ英文法、日本語表現、数学、物理、化学、生物などであり、名城サプリメント教育の開講科目は、数学、理科および世界史である。

これらに加えて、都市情報学部では、入学時に学力調査を実施し、基礎学力が不足し、就学に困難が見込まれる学生を対象にした補習プログラム（ファンデーションコース）を実施している。

障がいのある学生に対しては、次の 3 つの目標を設定して、修学支援を行っている。

①合理的配慮を踏まえ、障がいのある学生に健常者と平等の修学機会を提供する。

②障がいのある学生の卒業後を見据えた自立を支援する。

③一般学生を障がいのある学生の支援活動に参加させることを通じて、すべての学生の成長を促進する。

修学支援措置の実施体制としては、関係部署（保健センター、入学センター、学務センター、キャリアセンター、各学部、施設部、附属高等学校）に担当者を置き、さらに社会福祉協議会等とも連携しながら支援を行っている。

障がいのある学生については、入学前の時点で、入学試験時の特別措置、入学後の支援内容等の相談に応じ、適切な情報の提供を行っている。入学後は、障がいのある学生と面接の上、障がいのある学生に適した教材、座席位置の配慮、補助者、ノートテイカーなどの要・不要を把握して、授業に関する支援・配慮を行っている。実験・実技・試験については、状況に応じて、障がいのある学生と相談しながら個別に対応している。

特に、聴覚障がいのある学生に対しての学修支援としてノートテイカー制度を 2007（平成 19）年度に規定化しており（資料 6－4）、本人からの申し出により支援を受けることができる。ノートテイカーの質を担保するため、支援学生にはノートテイカー養成講座を受講することを義務づけており、講座修了者のみをノートテイカーとして登録している。2008（平成 20）年度からは、全学共通教育部門教養演習科目「教養演習 1（ボランティア入門）」の中でノートテイカー養成講座を実施している（資料 6－5）。同科目履修者のうち、希望者にはノートテイカーとして登録するよう促している。

奨学金については、日本学生支援機構の貸与型奨学金を斡旋している。利用者は学部・研究科在籍者全体の 28%に相当する 4,336 名である。この他、大学独自の給付型奨学金を次の通り、在籍者全体の 10%に相当する 1,573 名（うち大学院生 756 人、留学生 524 人）に支給している。MS-15 に示されている「高度化・総合化・国際化」というビジョンに沿って、学士課程学生に比べ、大学院生や留学生の受給者割合が高くなっている。

①学業・スポーツ優秀者（主として学部学生）に対するもの

学業優秀 A 奨学生、学業優秀 B 奨学生、学業優秀奨励制度、学業優秀奨学生、強化クラブ等

育成奨学生（スポーツ）、修学援助奨学生（スポーツ）、法学部中山健男奨学金

②経済的困難者・自然災害被災者（主として学部学生）に対するもの

修学援助 A 奨学生、修学援助 B 奨学生、メイドー・MCS・長谷川奨学金、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

③留学生に対するもの

私費外国人留学生 A 奨学生、私費外国人留学生 B 奨学生、交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援 A 奨学生、海外英語研究派遣支援 B 奨学生

④大学院生に対するもの

学業優秀 C 奨学生、赤﨑奨学金、大学院奨学生、本学卒業等補助奨学生、大学院法務研究科学業優秀特別奨学生、大学院法務研究科入学時 A 奨学生、大学院法務研究科入学時 B 奨学生

⑤その他、寄付等によるもの

校友会奨学生、社会人学生奨学生、総合数理プログラム奨学生、学部・研究科独自の奨学金（法学部「資格取得等取得奨学金」、農学部「成績優秀者奨学金」、法務研究科「入学時奨学金」など ）

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生と教職員の心身の健康保持･増進については､保健センターに配置している看護師 6 名、カウンセラー（臨床心理士等）7 名、学校医 1 名（天白・八事・可児の各キャンパスに週 1 日ずつ、計 3 日勤務)、精神科医 2 名（天白キャンパスに週 1 日勤務）が中心となって取り組んでいる。安全・衛生については全学で配慮している。具体的な活動は次の通りである。

①健康指導として、定期健康診断の結果をもとに、有所見者には保健センターでの再検査や医療機関での受診・二次検査を指示しているほか、経過観察を行っている。また、生活習慣に伴う疾病対策として、減量指導、飲酒指導、禁煙指導等も実施している。

②健康相談として、医療相談、精神衛生相談、栄養相談、健康教育、救急措置、行動待機などを行っている。

④栄養指導として、機器を用いた健康チェック、栄養士のアドバイス、メニュー（食事）指導により学生の食生活を見直すことを目的としたイベント「HEALTHY NAV」を実施している。このイベントにより、健康に対する全学的意識の向上や一人暮らし学生の健康管理の改善などの成果を得ている。

⑤感染症等の予防として、インフルエンザの予防と対応、熱中症の予防と対策等について、学内掲示やウェブサイトへの掲載などにより大学構成員に広く周知している。

⑥喫煙対策として、2016（平成 28）年度からの全面禁煙に向けて、2013（平成 25）年度からは完全分煙（学内では天白キャンパス 4 カ所と可児キャンパス 1 カ所に設置した喫煙シェルター内でのみ喫煙可能）としている。

⑦薬物乱用については、新入生向け広報誌『Meijoy』中で薬物使用の恐ろしさを訴え、公開講座により注意喚起をしている（資料 6－6)。

⑧入学式・卒業式、スポーツ大会、オープンキャンパス、大学祭などの大人数が参加する行事において、救護体制をとっている。

⑨学生相談室は、学生が日ごろ抱えている問題について、カウンセラーが時間をかけて話し合

い、サポートする場として、天白・八事・可児の各キャンパスに設置している。2014（平成26）年度の各キャンパスにおけるカウンセラーの配置状況は、下表の通りである（資料 6－7）。

	天白	八事	可児
カウンセラー数	7	5	2
相談可能コマ数	55	16	8

⑩学生相談室でのカウンセリングの他に、心が落ち着きリラックスできる場所として、天白キャンパスにフレンドリーサロンを週 5 日開設している。フレンドリーサロンでは雑誌などを用意しているほか、昼休みにはカウンセラーを常駐させ、予約なしで気軽に相談できるような工夫をしている。

⑪メンタル面で問題を抱える学生や、発達障害等の症状を理解した対応が必要なケースについて、対応する教職員および父母へのコンサルテーションも実施している。

⑫安全・衛生への配慮の一つとして、AED（自動体外式除細動器）を学内 13 カ所（天白キャンパスに 8 カ所、八事キャンパス・可児キャンパス・附属農場・日進総合グラウンド・第 2 グラウンドに各 1 カ所）に設置している。設置場所については本学ウェブサイトで表示している他、学内随所に表示している。

⑬災害への備えとして、地震対策（棚、キャビネットの固定等）、火災対策（全学で自衛消防団を組織し、管轄消防署と協力して防災訓練を実施）を行っている。

ハラスメント防止のための措置としては、大学の構成員を個人として尊重し、大学における教育、研究、就学および就業に係る快適な環境を保持する目的で、2000（平成 12）年度にハラスメントに関する問題が発生した場合に適切に対応するための事項を規定化し、ハラスメント防止等を図るために、ハラスメント防止委員会を設置した（資料 6－8、資料 6－9）。2012（平成 24）年度には、同委員会委員長と学生相談員が各学部教授会に赴きハラスメント防止についての説明を行った。また、ハラスメント相談窓口カードを作成し、配布している（資料 6－10）。

さらに、毎年、新入生に対し、相談受付窓口となっている保健センターが配布するリーフレットにハラスメントの解決までのプロセスと事例を掲載して、ハラスメント予防と対応のための啓発活動に努めている（資料 6－11）。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

進路選択に関わる指導・ガイダンスとして、社会に貢献できる人材の育成をめざし、キャリアセンターが中心となって、学年や就職活動時期に応じたキャリア支援プログラムを次の通り実施している（資料 6－12 p.21～22、資料 6－13 p.26～27、資料 6－6 p.9～10、資料 6－14、資料 6－15 p.3）。

①1 年生を対象としたキャリア形成サポート

学生が、入学後の早い段階から自分の特性や適性を理解し、自分の進路について自発的に深く考える場として、第一線で活躍している著名人を講師とした講演会や、キャリアセンター職員による新入生を対象としたグループ面談を行い、卒業後の進路を見据えて目標を持って有意義な学生生活を過ごすことができるよう指導にあたっている（資料 6－12 p.21、資料 6－13 p.

26～27、資料 6－6 p. 9～10、資料 6－14、資料 6－16)。

②3・4 年生および大学院博士前期（修士）課程の学生を対象とした就職支援

3・4 年生（薬学部は 5・6 年生、大学院博士前期（修士）課程は 1・2 年生、以下同様）に対して、就職ガイダンスを通して就職活動における心構え・進め方を理解させ、また、面談においては自分を見つめ直す機会を提供するとともに具体的な業種・職種を絞り込めるようにするために、次のような就職支援を展開している（資料 6－12 p.21～22、資料 6－13 p.26～27、資料 6－6 p. 9～10、資料 6－14、資料 6－15 p.3)。

(a)就職ガイダンス

就職活動において、時期に応じたやるべきことをタイムリーに伝えるために、3 年生を対象に、毎回テーマを設定して 4 回（薬学部は 2 回）のガイダンスを行っている。(資料 6－12 p. 21～22、資料 6－13 p.26、資料 6－6 p.10、資料 6－14、資料 6－15 p.3、以下、この項で示す数字は、いずれも 2013（平成 25）年度実績)。

第 1 回「就職環境と就職活動の流れ」(6 月実施、出席者数 3,237 名、出席率 90.2%)

第 2 回「情報収集と今すべきこと①」(9 月実施、出席者数 3,020 名、出席率 84.6%)

第 3 回「情報収集と今すべきこと②」(11 月実施、出席者数 2,617 名、出席率 78.7%)

第 4 回「就職活動を乗り切る最終チェック」(1 月実施、出席者数 2,302 名、出席率 69.2%)

以上の他、地元企業への就職を希望する学生を対象とした U ターンガイダンス（10 月実施、参加学生数 115 名）および外国人留学生を対象とした就職ガイダンス（6 月実施、参加学生数 29 名）も開催している（資料 6－12 p.21～22、資料 6－13 p.26、資料 6－6 p.10、資料 6－14、資料 6－15 p.3)。

(b)就職指導担当制による学生面談

3 年生からは、個別の適性を考慮して、キャリアセンターの専任職員を担任のような形で割り振り、就職活動状況・進路決定状況の把握をしつつ就職支援を行っている（資料 6－12 p.21、資料 6－13 p. 26～27、資料 6－6 p. 9～10、資料 6－14)。

具体的には、今後の就職活動を円滑に進めることができるよう、就職活動に対し一歩を踏み出すための 3 年生を対象にしたグループ面談（6 月実施、出席学生数 1,679 名、出席率 88.9%）や、学生が希望する進路に進めるよう指導する個人面談（10 月実施、出席学生数 1,670 名、出席率 88.5%）を行っている。また、4 年生も含め、随時、学生本人の希望に添った就職先の紹介や、採用試験を受ける上での個別の相談に応じるとともに、進路決定状況の把握に努めている。

なお、実学的志向が強い理工学部・薬学部においては、所属する学科や指導教授・就職委員による指導が中心となっている。こうした学部の特性を踏まえた上で、キャリアセンターは、教員と連携しながら就職支援にあたっている（資料 6－12 p.14、p.21、資料 6－13 p26、資料 6－6 p.9～10、資料 6－14)。

(c)就職支援講座等

3 年生に、就職活動のスケジュールなどが管理できる就職手帳と就職マニュアルを兼ねた「就職支援ガイド」（資料 6－15）を配布するとともに、職業適性テスト、履歴書･エントリーシートの書き方講座、ビジネスマナー講座、女子学生対象講座、自己ＰＲ講座、筆記模擬試験、模擬面接講座、模擬グループディスカッションなど、実際の就職活動に際し必要と思われる様々

な支援講座を実施している（延べ出席者数約 16,000 名、資料 6－12 p.21～22、資料 6－13 p.26～27、資料 6－6 p.10、資料 6－14）。

(d)就職アドバイザー制度

就職している卒業生および就職が内定している 4 年生が就職アドバイザーとなり、在学生の就職相談に応じる制度を構築している。これまでに 5,000 名以上が登録しており、随時の応対に加えて、2 月にはアドバイザー全員を招いた相談会も実施している（資料 6－12 p.21～22、資料 6－13 p.26～27、資料 6－6 p.9～10、資料 6－14）。

(e)学内企業研究セミナー

多種多様な業界から大手企業や地元中小企業など 900 社以上を招いて、12～2 月の授業が実施されていない期間内の 12 日間、本学の学生のみを対象とした学内企業研究セミナーを開催し、内定に結びついている（延べ出席者数約 20,000 名、資料 6－12 p.22、資料 6－13 p.26、資料 6－6 p.10、資料 6－14）。

③全学年を対象としたキャリア形成支援

(a)インターンシップ

夏季・春季の年 2 回、事前研修を行った上で、企業や地方公共団体等に学生を派遣し、就業体験をさせるインターンシップを実施している。受け入れ先については、本学が独自に開拓した企業の他に、東海地域インターンシップ推進協議会や岐阜県インターンシップ推進協議会といったコーディネート機関も利用し、幅広い研修の場を提供している（ガイダンス出席者数 1,156 名、派遣者数 450 名）。また、インターンシップ終了後には、各学部に分かれて事後研修（発表会）を行い、学生が学んできたことを自分で見つめ直す機会を設けている（資料 6－12 p.23、資料 6－13 p.27、資料 6－6 p.10、資料 6－14、資料 6－16、資料 6－15 p.3）。

(b)資格取得支援

各人のキャリア形成を見据えて自分の能力を磨き、可能性を広げようとする学生のために、公務員講座から高難度の国家資格、パソコン、英語など 70 を超える多彩な講座を格安な受講料で開講している。延べ 3,060 名の学生がこれらの講座を受講し、キャリアセンター把握分だけでも公務員試験等に 123 名、司法書士を含む各種資格試験に 510 名が合格している（資料 6－12 p.24、資料 6－13 p.28、資料 6－6 p.7、資料 6－17）。

(c)教職課程担任制度

教職センターでは、教職課程を置く学部、学科等を 6 つのグループに分け、それぞれのグループに教職課程の担任を置いている。主要科目を担任が担当するなどにより、4 年間を一貫した教職指導ができるようにしている。進路支援についても、この担任制を活用して学生からの相談等にあたっている。

以上のような学生の進路･就職指導および斡旋、求人先開拓、インターンシップや各種資格取得講座等に関する業務を行うための全学的な教育体制としてキャリアセンターを設置し、様々な取り組みを展開している（資料 6－18）。なお、都市情報学部（可児キャンパス）には、キャリアセンター分室を置き、職員を常駐させている。薬学部（八事キャンパス）においては、薬学部事務室職員がキャリアセンターと連携しながら支援にあたっている。これらキャリアセンター職員および薬学部担当職員が一同に会して毎月定期的に打ち合わせ会を行い、より良い進路・就職支援の企画･実施に努めている（資料 6－18）。

職員の育成としては、学生に適切なアドバイスができる専門的なキャリアカウンセラーの資格取得を奨励しており、既にキャリアセンター所属の 5 名が同資格を保持し、学生の信頼に値する適切な支援に寄与している。

また、学生の進路･就職支援、就職対策、インターンシップや各種資格取得講座に関する事項を審議するため、キャリアセンター長、各学部から 2 名ずつ選出された委員およびキャリアセンター事務部長で構成する「キャリアセンター委員会」を置き、キャリアセンターとの情報共有を図るとともに、全学的なキャリア支援を構築している（資料 6－19)。

さらに、法学部「資格支援委員会」による資格支援室営など、各学部等においても、就職委員会等を中心にキャリア支援体制を整えている。法学部「名城進路講座」、農学部「農学特別講義Ⅲ」、薬学部「薬学入門Ⅰ・Ⅱ」など、正規の授業科目の中でも、各専門分野で活躍する卒業生を招いてのキャリア教育を実施している。

教職センターは、教員採用試験に係る指導をその業務の一つとしており（資料 6－20　第 2 条第 2 項)、積極的に取り組んでいる。中でも、教員採用試験対策講座「勉強会」では、センター専任教員をはじめ他学部教員、現職・退職の高校教員等を講師として、年間を通して開講している。併せて、二次試験対策集中講座、センター専任教員による小論文指導、面接指導も行い、教員採用試験の内容をほぼ網羅している。また、小学校教諭免許取得希望者を対象に、業者委託による小学校教員資格認定試験対策講座を実施した。さらに進路支援の一環として、愛知県、名古屋市、岐阜県、三重県各教育委員会担当者による採用試験説明会を開催し、2014（平成 26）年度は合計約 70 名の参加があった。この他、本学 OB の現職教員を講師として招く教職実践報告会や 3 年生を対象にした｢教員採用試験対策オリエンテーション｣を開催して、教員の採用試験受験に向けた意識形成を図っている。

2. 点検・評価

●基準 6 の充足状況

本学では学生支援を戦略プラン MS-15 の戦略ドメインの一つとして位置づけており、基本目標を「学生自らのキャリア設計力と開発力を大事にする総合的サービスを改善し充実する」、具体的な行動目標を「学習サービスの強化」「課外活動の充実」「キャリア開発サービス」「国際交流サービスの強化」と定め、行動目標ごとに戦略計画を立てて取り組んでいる。特に、学習サービスの強化については、学習相談・学生生活に関する支援体制の整備、教員免許取得支援体制の整備、奨学金制度の充実を戦略計画として取り組んでいるが、いずれも成果を上げており、問題を抱えた学生がカウンセラーの援助を得てそれぞれの解決を模索している他、教員就職者の増加、大学独自の給付奨学金の増加などとなって表れている。キャリア開発サービスについては、学年や就職活動時期に応じた多様な内容のキャリア支援プログラムを実施し、その成果は就職内定率の高さとなって表れている。

このように、学生支援に関する明確な方針の下、修学支援・生活支援・進路支援が適切に行われており、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・進路支援活動、特に、就職ガイダンス、就職指導担当制、就職支援講座および学内企業研究

セミナーの充実により、高い就職率を維持することができている。

②改善すべき事項

・実施している行事や担任体制、休・退学者等の防止方法が学部によって異なるので、情報の共有を行い、実績の上がっている取り組みを、退学率がやや高い学部に紹介し、実施可能なものを取り入れていくことが必要である。

・本学の就職率は全国平均に比べて高い水準ではあるが、その一方で、2013（平成 25）年度卒業者の 10.8%が就職も進学もしていない状況にある。これらの学生の中には、自らの意思で就職や進学をしていない者も存在するが、就職や進学の意思があるにもかかわらず、就職や進学できなかった者も少なくない。こういった学生に対してより一層の就職支援に努めていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・キャリアセンターと各学部の就職委員をはじめとした教員との連携を一層密にし、キャリアセンター職員およびゼミ担当教員などが、学生一人ひとりの活動・進路状況を把握に努め、就職ガイダンス、面談、就職支援講座や学内企業セミナー等への出席を促すことによって、これまで以上に学生が満足できる進路決定を図っていく。

②改善すべき事項

・入学時オリエンテーションや新入生セミナーなどの行事、担任体制や学生委員による個人面談などについて、実績の上がった事例を学部間で情報交換することにより、休・退学者等の防止策の効果を大学全体として高めていく。

・「本学におけるキャリア教育の基本方針～各学部が目指すキャリア・イメージの具現化や学部・研究科とキャリアセンターとの連携強化～」（資料 6－21）を踏まえ、1 年生から体系的に正課内・正課外におけるキャリア教育を展開し、学生の勤労観・職業観の涵養を図るとともに、これまで一定の成果を上げている 3 年生以降の就職支援を、改善を加えながら継続していくことにより、就職率 100%を目指していく。

4. 根拠資料

6-1　MS-15（2014 年度～）戦略プラン　（既出 1-12）

6-2　願い書提出の際の諸注意

6-3　名城大学ウェブサイト「学習支援プログラム」

URL：https://www.meijo-u.ac.jp/about/education/support/index.html

6-4　アルバイト取扱内規

6-5　教養演習 I （ボランティア入門）シラバス

6-6　Meijoy（新入生向け広報誌）

6-7　2014（平成 26）年度学生相談時間割表（公開用）

6-8　ハラスメントの防止等に関する規程

6-9　ハラスメントの防止等に関する細則

6-10　ハラスメント相談窓口カード

6-11　保健センターのご案内

6-12　名城大学大学案内 2015　（既出 1-28）

6-13　名城大学要覧 2014　（既出 1-30）

6-14　名城大学ウェブサイト「キャリアセンター」URL：http://www.meijo-u.ac.jp/career/

6-15　PLACEMENT GUIDE 2014（就職支援ガイド）

6-16　リーフレット「進路支援講座」

6-17　名城大学資格・公務員講座案内

6-18　事務組織規程施行細則

6-19　キャリアセンター委員会要項

6-20　教職センター要項

6-21　本学におけるキャリア教育の基本方針～各学部が目指すキャリア・イメージの具現化や学部・研究科とキャリアセンターとの連携強化～

７．教育研究等環境

1．現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

本学では、「総合化」「高度化」「国際化」に対応できるよう教育環境を改善し、さらに耐震性の確保や福利厚生の充実を図るため、2000（平成 12）年度からキャンパスの再開発を実施している。①学生の教育環境・福利厚生施設の充実、②大学院の充実、③事務組織の統合・集約化、④研究の高度化促進、⑤高度情報化対応、⑥施設の共用化という方針の下、学部・センター等の代表者で構成される「再開発検討委員会」で全学的な意見集約を行い、再開発計画を審議している。同委員会での検討結果は、大学協議会で協議・承認され、理事会・評議員会を経て、全教職員に周知されている。

特に、建物の新築等を行う場合は、再開発検討委員会の下にワーキング・グループを設置し、建物の規模や設備を始めとして、講義室・演習室の座席数や通路幅等も含めて検討している。これにより、より細かな配慮の行き届いた教育研究環境の実現を目指している。

なお、再開発計画については、向こう 5 年間について策定しており、再開発検討委員会での検討および理事会での承認を経て、毎年見直しを行っている。見直し結果についても全教職員に周知され、キャンパス内のゾーニングや歩車分離・外構計画等についても、きめ細かく実現していくことを目指している。また、研究センターおよび学術研究奨励助成制度に採択されたプロジェクト部門の事業の施設については、必要に応じて研究者が所属する学部・研究科等の中で整備することにしている。

2014（平成 26）年時点の再開発計画のうち、5 年以内に実施する工事として、天白キャンパスでは、2014（平成 26）年度に新講義棟東、2015（平成 27）年度に新校友会館（仮称）を竣工し、2016（平成 28）年度にアプローチ整備計画（仮称）を実施する。2017（平成 29）年度には、既設の天白 4 号館を解体した跡地に、研究実験棟Ⅲ（仮称）を着工する予定である。八事キャンパスでは、2014（平成 26）年度に八事新 3 号館が竣工する。

新キャンパスとなる「ナゴヤドーム前キャンパス」には、2016（平成 28）年 4 月に新学部の開設を予定しており、2017（平成 29）年 4 月に移転予定の人間学部・人間学研究科、都市情報学部・都市情報学研究科とあわせて、3 学部・2 研究科とする計画である。

なお、ナゴヤドーム前キャンパスの誕生により、キャンパスは名古屋市内に集約され、3 つのキャンパスが、地下鉄・徒歩で 30 分以内の距離となることから、学部間の連携はもとより、本学の教育・研究活動の一層の活性化が期待される。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか

①校地・校舎の整備状況

本学の校地は、名古屋市の天白キャンパス（6 学部 9 大学院研究科、第 1・第 2 グラウンド等）、八事キャンパス（薬学部・大学院薬学研究科）、可児市の可児キャンパス（都市情報学部・大学院都市情報学研究科）、春日井市の鷹来キャンパス（附属農場）、日進市の日進校地（総合グラウンド）、瀬戸市の瀬戸校地（演習林）等からなり、校地面積は計 537,610 ㎡、校舎面積は計 221,663 ㎡である。大学設置基準を上回る面積を確保しているが、今後の再開発、具体的には天白キャンパスにおける新講義棟の建設や、2016（平成 28）年度のナゴヤドーム前キャ

ンパスの開設等により、一層の充実が図られる予定である。

運動場等の施設として、天白キャンパスには、トレーニングジムや会議室等が併設されている新体育館（3,604 ㎡）、旧体育館（1,257 ㎡）および人工芝化された第 1 グラウンド（21,188 ㎡）、第 2 グラウンド（25,143 ㎡）等がある。これらは、主に正課・課外活動に利用されている。日進総合グラウンド（106,222 ㎡）は、主に課外活動に利用されている。

他に大学が所有している施設として、主に農学部の農場実習等で使用されている農学部附属農場（136,843 ㎡）、瀬戸校地の演習林（31,795 ㎡）などがある。

②キャンパス・アメニティの形成

2016（平成 28）年度のキャンパス全面禁煙化を目指し、2013（平成 25）年度から天白・可児キャンパスの校舎内に計 5 カ所の喫煙シェルターを設け、この場所以外での喫煙を禁止している（八事キャンパスは既に全面禁煙）。

また、キャンパス内のバリアフリー化を進めており、身体の不自由な学生が快適なキャンパス生活を送れるよう、エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック・サイン等を各校舎に設置している。エレベーターの設置がない建物についても他の建物との連絡ブリッジや段差解消機の設置により、キャンパス内にあるほぼ全ての講義室に車椅子で移動でき、トイレについては、オストメイト対応も進めている。また、講義室には車椅子対応の机・椅子や難聴者システム等を導入し、それぞれの学生に合わせて活用している。

③環境対策

施設面の環境対策として、自然エネルギーを利用した自然換気・採光、太陽光発電、雨水利用、屋上緑化等を取り入れている。また省エネルギーのため、コージェネレーション・システム、氷蓄熱空調システム、空調・照明制御、クールトンネル、垂直ルーバー等を導入している。エコセンターでは廃棄物保管の一元化を図っており、適正な廃棄物処理を徹底している。

④校地・校舎の維持・管理および安全・衛生の確保

校地・校舎の維持・管理については、各キャンパスに防災センターを設置し、警備員による警報装置の監視および施設巡回、受付案内、鍵貸出、違法駐車の対応、入構車両の誘導等を実施している。施設・設備の維持・管理については、各キャンパスにエネルギーセンターを設置し、設備員による諸設備の運転監視および施設巡回、諸設備の点検計測等を実施している。

防犯・防火対策については、警備員をキャンパスに 24 時間配置し、入退室管理システムや監視カメラによる機械警備を積極的に取り入れている。キャンパスと外部との主要な往来箇所には守衛室を配置して入構車両や不審者のチェックを行っている。建物設備の維持管理については専門技術員（電気主任技術者・ビル管理者等）を常駐させて初期対応を行っている。

また、防火防災対策として、防火防災管理規定に基づき、自衛組織の強化、防災品および災害備蓄品の整備等を行っている。消防法に基づき、自衛消防業務講習を修了した者を防火防災管理者とする自衛消防組織は災害時に自衛消防本部・各自衛消防部を機能させるための訓練を順次実施している。災害の事前予防のため、ヒヤリ・ハット報告や農作業安全講習等の活動や研修会も行っている（資料 7-1、資料 7-2）。安全衛生については、安全衛生委員会を定期的に開催し職場の安全衛生にかかわる事項を審議・報告している。あわせて産業医による職場巡視を月 1 回実施し、1 年間をかけて全学部の巡視を行うことで、学内の安全・衛生の確保に努めている。巡視時の指摘事項については関係部局等に通知し、早急に改善するようにしている。

また、安全衛生管理体制の一環として、薬品管理システムを利用している。システムを利用することで薬品や高圧ガスを保有している研究室の在庫及び使用状況等の確認が一元化でき、各種統計の作成や、事故時の対応等が時間をかけずに容易に実施可能となった。

（３）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学附属図書館は、3 つのキャンパス（天白キャンパス・八事キャンパス・可児キャンパス）それぞれに配置する附属図書館本館、薬学部分館、都市情報学部分館で構成されている。附属図書館本館は地下 2 階・地上 5 階建、建築延床面積 11,852 ㎡、薬学部分館は同面積 856 ㎡、都市情報学部分館は同 1,450 ㎡である。

附属図書館本館の蔵書数は 889,717 冊、雑誌は 20,790 種を数え、2013（平成 25）年度の年間受入冊数は 11,780 冊となっている。座席数は 1,203 席である。また共用部分として、社会科学開架閲覧室、人文科学開架閲覧室、自然科学開架閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞閲覧室、自由閲覧室、参考図書閲覧室等を設けている他、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、グループ学習室、グループ研究室、コピー室、ラウンジ、レファレンスコーナーなどを整えている。

薬学部分館および都市情報学部分館の蔵書数は、それぞれ 59,346 冊と 84,889 冊、雑誌は 734 種と 858 種、座席数は 173 席と 51 席である。いずれも本館同様に、教育・研究に相応しい環境を整備している。

電子媒体としては、データベース 39 種、電子ジャーナル約 26,000 タイトルが利用可能となっており、学内パソコンからアクセスできる。特に、本学の学部・研究科の学問分野の特性から幅広い分野のデータベースおよび電子ジャーナルの利用環境を整備している。主なデータベースのログイン／検索回数は、SciFinder（5,417 件／24,882 回）、Japan Knowledge（388 件／1,455 回）、J‐DreamⅢ（8,109 件／23,914 回）、EBSCO（6,942 件／1,332,204 回）、ProQuest（2,036 件／6,784 回）となっている。また、これらの電子媒体の利用促進、有効活用のため、2013（平成 25）年度からは新たに EBSCO のディスカバリーサービスを導入した。

OPAC による蔵書検索や電子資料利用のために、附属図書館本館に 20 台、薬学部分館に 4 台、都市情報学部分館に 3 台のパソコンを設置し、学生および教員の学術研究上、大きな役割を果たしている。蔵書検索や電子資料利用は、情報処理センター管轄の情報処理系教室に設置されている計 1,850 台のパソコンをはじめ、附属図書館以外の学内外からも可能となっている（学外からは一部制限あり）。

附属図書館本館の開館時間は、授業期間については 9 時から 22 時までとし、カード式入館システムの導入によって、その利便性を高めている。その他、授業期間については、日曜日の開館制度を導入しており、現在は、日曜日に加えて祝日も 10 時から 17 時まで（祝日が授業日にあたる場合は 9 時から 22 時まで）開館することによって、更に利便性を高めている。その結果、2013（平成 25）年度の附属図書館全体の入館者／貸出冊数は 356,739 人／67,665 冊となっている。また、学習支援施設として申請によって利用される視聴覚室、グループ学習室、グループ研究室の利用件数／利用人数は、それぞれ 165 件／5,075 人、107 件／1,302 人、162 件／985 人となっている。

附属図書館本館においては、図書館利用に関するガイダンスとして利用教育を実施している。

新入生対象の図書館利用全般に関する教育と学部 2 年生以上を対象としたデータベース検索研修教育の 2 つを実施しており、2013（平成 25）年度には、前者は 35 回実施し計 698 人が参加、後者は 37 回実施し計 600 人が参加した。

附属図書館本館には専任事務職員・臨時職員あわせて 9 人を配置して図書館運営にあたっている。9 人中、司書・司書補有資格者は 3 人である。また、附属図書館本館に 33 人（21 人）、薬学部分館に 5 人（5 人）、都市情報学部分館に 2 人（2 人）の外部委託者を配置して利用者へのサービスを提供している（括弧内は司書・司書補資格保有者数）。

国立情報学研究所の図書館間相互利用システム（NACSIS ILL）に加盟している大学や研究機関と図書の相互貸借及び複写等において相互協力をしている。国外機関については、British Library と海外 ILL 業務を行っている。

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

①講義室、演習室、実験室、自習室

大学の諸施設（講義室、演習室、実験室等）は、各学部・研究科の目的に沿って実施される教育課程や学生数・開講科目数・コマ数等に応じて整備され、稼働している。

また、授業を適切に展開できるよう講義室、演習室、実験室等を配置し、教育効果を高める工夫を行っている。例えば、講義で学んだ知識や理論を活きたものにするための実感教育の場として、理工学部は、「構造耐震実験室」「水理実験室」「地盤防災実験室」の 3 つの実験室からなる大型重量実験棟を有している。薬学部には「分析センター」「実験動物施設」「RI 実験施設」「モデル薬局」等の設備を備えた八事新 1 号館・八事新 2 号館がある。その他にも裁判員裁判に対応した「模擬法廷」や、英語多読用図書の閲覧と貸出を行う「多読ルーム」などの特色ある施設も充実させている。

全教室に AV 機器を設置している。また、収容人数 40～60 名の講義室は机・椅子の可動・固定が選択できるようにしており、教育課程・教育方法に応じた授業が実施可能となっている。理系学部の実験室については、専門領域別に固有の実験室を設置している。可児キャンパスの都市情報学部においては、各教員に固有の演習室を設置し、授業時間外でもゼミ学生が利用できるようにして教育効果を高めている。

さらに、天白キャンパスでは、共通講義棟北地下 1 階にレンタルのタブレット 150 台を配備した自習室を、タワー75 の 8 階・10 階には大学院生向けに 25 台のパソコンを配備した自習室・院生研究室を設置し、学生の学習・研究活動を保証する環境が整備されている。

②情報教育環境

学内無線 LAN により、食堂・クラブハウス等を除き全キャンパス内で自由にパソコンを使用できる環境にあり、キャンパス間のネットワークも構築している。LL 教室では、ATR -CALL による外国語の E-learning システムを取り入れ、自宅からでも学習可能となるように学生の学習環境を整備している。

キャンパス間では、同時性、双方向性を確保した遠隔授業の実施も可能である。この遠隔教育システムを利用し、八事キャンパスの薬学部ライフサイエンスホール、愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学医学部および名古屋大学医学部付属病院の 4 カ所を光通信回線で結び、各病院で臨床研修を行っている学生が、リアルタイムに研究成果や症例を発表し自由に討議を行う

ことが可能となっている（資料 7－3）。

③教育研究支援体制

教育･研究を支援する組織として､学生の教育支援および生活支援等を行う｢学務センター｣、学生および教職員の健康管理や相談窓口としての役割を担う｢保健センター｣､FD や導入教育、高大接続等を担当する｢大学教育開発センター｣､産業界との共同研究及び研究協力等の運営支援に関することを担当する｢学術研究支援センター｣､就職や資格取得の支援等を行う｢キャリアセンター｣､外国の教育および研究機関との橋渡しを担う｢国際化推進センター｣､電子計算機および教育研究情報ネットワークの利用技術の研究、指導および運用を担当する｢情報センター｣､図書その他の資料並びに学術情報を収集、整理および保存して利用に供する｢附属図書館｣を設置している（資料 7－4　第 10 条～第 15 条）。

教育の人的支援体制として、また、大学院学生の学修効果の向上、学部の教育内容の充実を目的として、学部等で開講する実験、実習、演習、ゼミナール等を担当する教員の補助を、大学院学生の中から選任した TA に担当させている。2014（平成 24）年度の TA は 146 人である。担当時間数は大学院での学修に支障がないよう週 3 時間（1 時間は 90 分）を限度とし、授業補助手当を支給している。業務内容は、レポート作成支援、出席管理、問題演習の指導補助、実習・実験の指導補助、実験操作の指導等である（資料 7－5）。

その他、理工学部の JABEE プログラムの運営を補助する EA を 352 人、外国人留学生を支援する SA（スチューデント・アシスタント）を 112 人配置している。研究センターおよび研究プロジェクトの学術研究奨励助成制度では、必要に応じて研究補助員を雇用している。

④教員の研究費・研究室および研究専念時間

専任教員には、研究活動を助成し、研究上の経費を補助するために教員研究費を交付している（資料 7－6、資料 7－7　p.11）。金額は、教授 482,000 円、准教授・助教・講師 473,000 円、助手 465,000 円、教務技術員 228,000 円である（いずれも年額）。また、国外の学会、国際会議または国際シンポジウムで研究発表する場合、年 1 回 20 万円を上限として旅費を補助している（資料 7－8、資料 7－7　p.29、資料 7－9　p.29）。さらに、論文掲載料等補助として､原著論文 1 件につき 50,000 円を限度として補助している（資料 7－10､資料 7－7　p.39、資料 7－9　p.38）。

本学は、国内の大学その他の研究機関において専攻する分野の学術研究を行う国内研究員制度と､海外で学術研究または学術調査を行う在外研究員制度を整えており､それぞれについて、教育・研究の資質向上を図ることを目的に補助している（資料 7－11、資料 7－12、資料 7－13、7－7 p.41）。

専任教員の研究室は、若干の広狭があるものの、1 人当り平均 28.4 ㎡を確保している。研究室には、机・椅子・書架の他、電話・学内 LAN 等が整備されており、全室冷暖房を完備している。なお、実験室を要する学部のうち、農学部・薬学部では、実験室の中に研究室を整備しているが、理工学部では、一部を除き、研究室と実験室を別々に整備している。

研究専念時間を確保するために、責任担当授業時間を教授は 10 時間、准教授・助教・講師は 8 時間と設定している。やむを得ずこの設定時間を超えて授業を担当しなければならない場合は、責任担当授業時間数と合わせて 18 時間以内とすることとし、準備時間を十分に確保して授業の質を高め、かつ研究活動に支障がないよう配慮している（資料 7－14　第 5 条）。

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

本学および本学の研究者は研究活動に関する社会からの負託に応える責務があり、かつ社会の一員として法的、道義的責任を負っている。本学は、大学が果たすべき役割や研究者の説明責任を果たすため、研究倫理の遵守に関する措置を次のとおり講じている。

①名城大学における研究者の行動規範：本学で学術研究に携わる研究者等を対象に、法令遵守は勿論のこと、「研究活動における不正行為の防止」「研究成果の公開の在り方」「研究費の適正な使用」「環境・安全への配慮と生命倫理の尊重」「守秘義務の遵守と個人情報の保護」「差別やハラスメントの排除」「利益相反の適正なマネジメント」「研究指導者の責務」の行動規範を定めている（資料 7－15　p.7、資料 7－7　p.5）。

②知的財産権:本学の教職員等が、大学等において行う研究等による発明等をなした場合には、大学に届けることとし、知的財産権を適正に管理することなどを目的に、「名城大学パテントポリシー」（資料 7－15 p.53～54）、「知的財産権管理規程」（資料 7－15 p.55～56）および「知的財産権管理規程施行細則」（資料 7－16）を定めている。

③人を対象とする研究に関する倫理：人を対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集・採取して行われる研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的指針および研究計画の審査に関する事項を「人を対象とする研究に関する倫理指針」（資料 7－15 p.57～58）として定めている。

④組換え DNA 実験：遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等により、本学における組換え DNA 実験の計画および実施に必要な事項を定め、もって、実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的に、「組換え DNA 実験規程」（資料 7－15 p.62～67）および「組換え DNA 実験規程施行細則」（資料 7－15 p.68～70）を定めている。

⑤動物実験：本学における動物実験等の実施方法等について、科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点ならびに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、「動物実験取扱要項」（資料 7－15 p.71～76）を定めている。

⑥利益相反：本学の教職員が、産学官連携活動等において生じる利益相反の疑いを防ぐことを目的に、「名城大学利益相反マネジメントポリシー」（資料 7－15 p.77）を定め、産学官連携活動および社会貢献活動等における利益相反を適正に管理するために、「名城大学利益相反マネジメント要項」（資料 7－15 p.78～79）を定めている。

以上に加えて、「競争的研究資金の執行・管理に関する規程」（資料 7－15 p.43～44）に基づき、研究活動の公平性の確保ならびに競争的研究費の適正な使用および研究者等の倫理に関する事項について審議するために、「研究者等倫理委員会要項」（資料 7－15 p.49～50）を定めている。

以上の知的財産権、人を対象とする研究に関する倫理、組換え DNA 実験、動物実験、利益相反のそれぞれについて研究倫理を浸透・遵守させるために、学内審査機関を次の通り設置し、該当する事例についての審査を実施している。

①知的財産権：職務発明等に関わる事項の審議のため、学術研究審議委員会の下に、発明評価小委員会を設けている（資料 7－17）。

②人を対象とする研究に関する倫理：人を対象とする研究に関する倫理指針への適否について

審査を行うために、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会を設置している（資料 7－15 p.59～61）。また、該当する研究の多い学部等（薬学部、人間学部）では、学部に倫理審査委員会を設け（資料 7－15 p.57～58　9.(3)）、実験計画等の審査を予め行うことによって、迅速に処理するようにしている（資料 7－15 p.59～61 第 12 条）。

③組換え DNA 実験：組換え DNA に係る大臣承認実験の審査、大臣確認実験の審査、機関承認実験の審査、法令に基づいた拡散防止措置の区分の判断に関する事項、実験室等および実験設備に関する審査、教育訓練及び健康管理に関する事項、事故発生の際の必要な措置および改善策に関する事項、その他実験の安全確保に関する事項、規定の制定および改廃に関することについて、調査・審議等を行うために、組換え DNA 実験安全委員会を設置している（資料 7－15 p.62～67 第 4 条）。また、組換え DNA 実験を行う学部等に、学部等組換え DNA 実験安全委員会を置き（資料 7－15 p.62～67 第 10 条）、法令に対する実験計画の適合性、実験室および実験設備等の審査を行っている。

④動物実験：動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握、飼養保管施設および実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、動物実験委員会を設置している（資料 7－15 p.71～76　第 4 条）。また、動物実験等を行う学部等（薬学部、農学部）に、学部等動物実験委員会を設け（資料 7－15 p.71～76 第 10 条）、必要な事項を審議・調査を行っている。

⑤利益相反：利益相反に係る基本方針、相談・勧告、自己申告制度、調査・方針、その他利益相反に関する事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会を設置している（資料 7－15 p.78～79 第 6 条）。

以上に加えて、研究活動および競争的研究資金の執行において、不正行為が生じた場合の措置等のために「研究上の不正行為に関する取扱要項」を定めている（資料 7－15 p.45～48）。これにより、不正行為の申立てがあった場合及び信頼性のある情報により不正行為があると判断された場合には、規定に基づき調査･判定するルールが確立されている。

2. 点検・評価

●基準 7 の充足状況

教育環境等環境の整備は、既存キャンパスの再開発計画とナゴヤドーム前キャンパス基本計画にもとづいて進めており、学生の学習および教員の教育研究を展開するために十分な校地・校舎および施設・設備を整備している。

教育研究支援体制のうち、学術情報サービスについては、附属図書館が、本学における学術情報の蓄積と、国内外の教育研究機関との連携も含めた学術情報の提供を担っており、司書資格等を有する職員の専門能力も活かして、学生の学習および教員の教育研究を支えている。

附属図書館以外の組織として、学務センター、保健センター、大学教育開発センター、キャリアセンター、国際化推進センター、情報センター、学術研究支援センターがあり、教育研究の環境整備・条件整備を適切に分掌している。

専任教員に対しては、研究室を確保し、職位ごとに定められた教員研究費を交付しており、責任担当授業時間の設定により、研究時間も確保されている。

研究倫理については、研究倫理を遵守するために学内規程を整備し、規程に基づいて学内審

査機関も設置され、適切に運営されている。
　このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項
・専任教員に対する研究費は、教員研究費、国外学会旅費補助、論文掲載料等補助以外にも、審査・承認を経て競争的に配分する総合研究所学術研究奨励助成制度を整備しており、意欲的な研究活動を促進している。

②改善すべき事項
・共通講義棟の 70 人以上収容可能な講義室の土曜日を除く平日の 1 時限から 5 時限の使用率が平均 80%となっており、余裕がない状況にある（資料 7－18）。
・キャンパス内バリアフリー化を進めているが、たとえば聴覚障がい者で実際に施設上のケアがなされているのは、赤外線難聴システムに適合する学生のみである。車椅子利用者に対しても、かご室内が狭くて車椅子の方向転換ができないエレベーターや車椅子利用者用操作盤がないエレベーターが一部にあり、不便さが解消されていない。
・共通講義棟北地下 1 階に自習室（130 席）があり、附属図書館本館にグループ学習室・グループ研究室があるとはいえ、学生が協同して学習するのに適した空間が十分に整備されていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項
・今後とも予算が許す範囲で学内の競争的研究資金を整備・継続して専任教員の研究活動を活性化すると同時に、学外研究資金の獲得にも一層注力していく。

②改善すべき事項
・2014（平成 26）年度末に竣工予定の新講義棟、および 2020（平成 32）年度に竣工予定の研究実験棟Ⅲを計画的・効果的に利用することにより、教室の余裕を確保する。
・点字ブロックや手摺なども含めて、いま一度障がい者の立場に立って施設・設備を見直し、拡充を図る。
・自習室を増設することに加えて、学生間でのコミュニケーションを伴う学習を可能とするラーニング・コモンズを設置していく。

4. 根拠資料

7-1　ヒヤリ・ハット報告書
7-2　農作業安全講習 PR 資料
7-3　遠隔教育システムを利用したアドバンスト学生による活動報告会案内
7-4　事務組織規程施行細則　（既出 6-18）
7-5　アルバイト取扱内規　（既出 6-4）
7-6　教員研究費実施要項

7-7　研究経費申請執行マニュアル 2014

7-8　国外の学会旅費補助内規　（既出 3-83）

7-9　研究経費申請執行マニュアル 2013

7-10　論文掲載料等補助に関する要項　（既出 3-82）

7-11　在外研究員要項

7-12　在外研究員内規

7-13　国内研究員要項

7-14　専任教員の担当授業時間数に関する内規　（既出 3-22）

7-15　研究ガイドブック

7-16　知的財産権管理規程施行細則

7-17　発明評価小委員会細則

7-18　2014（平成 26）年度天白キャンパス共通講義棟南北講義室使用率

7-19　学術情報サービス利用に関する資料

7-20　図書館利用に関する資料

８．社会連携・社会貢献

1．現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

2005 年に定められた「MS-15」の中期ビジョン「社会から評価される大学づくりを目指して『教育力』『研究力』『就職力』『社会力』『資源力』の向上に努める」に基づき、「産学官連携の推進」「地域貢献」「卒業生及び父母との連携強化」を戦略ドメインとして設定している。各ドメインでは、基本目標・行動目標・戦略計画を以下のように定め、MS-15戦略プランの中で明示している。

①産学官連携の推進：基本目標を「学術資産の形成と運用を組織的に推進し、社会に有意な産学官連携を促進する」と定めている。行動目標としては「産学官連携の強化」を掲げ、目標達成のために、1)産学官連携交流プログラムの強化、2)知的財産創出の促進という戦略計画を立てている。本学の産学官連携において、学外からの窓口となり、学内の活動の調整を担当するのは学術研究支援センターである。

②地域貢献：基本目標を「地域とともにある大学として、地域の多様なニーズに対応し、活性化につながるサービスを充実する」と定めている。行動目標としては、「名城サテライトによるサービスづくり」「地域支援の充実」を定め、1)サテライトプログラムの強化、2)地域支援の充実という戦略計画を立てている。

③卒業生および父母との連携強化：卒業生及び父母は、本学の重要なステークホルダーである。基本目標を「開かれた大学を目指し、卒業生及び父母に信頼される大学ブランドを確立する」と定め、行動目標として「同窓生・父母へのケア体制を強化」を掲げている。目標達成のために、1)活躍する卒業生との交流促進、2)父母等に対する情報交流の強化という戦略計画を立てている。具体的には、経営本部に渉外部を設置し、名城大学校友会事務局の協力も得て、卒業生および父母との連携強化を推進している。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか

本学では、学術研究の成果を地域社会へ還元できるよう、専任教員を中心に、また、学外からも各分野の専門家を講師に招き、多様な公開講座を市民に提供している。2013（平成 25）年度公開講座のテーマは次の通りである。

①名城カレッジシリーズ（括弧内は担当学部等）

2013（平成 25）年 6 月　東日本大震災の経験を教訓として生かす（都市情報学部）

2013（平成 25）年 10 月 地方分権と政令指定都市制度：大都市が果たすべき役割（法学部）

2013（平成 25）年 10 月 新開場：東京歌舞伎座の奇跡（人間学部）

2013（平成 25）年 10 月 図書館サービスをサイエンスする（都市情報学部）

2013（平成 25）年 10 月 くすりと健康（薬学部）

2013（平成 25）年 10 月 食：健全な食生活の構築を目指して（総合研究所）

2013（平成 25）年 12 月 ソバのお話（農学部）

②起業講座シリーズ（経営学部・経済学部が共同担当）

2013（平成 25）年 10 月 観光に見る「地域力」

2013（平成 25）年 10 月 これからの農業には 6 次産業化が必要だ

2013（平成 25）年 10 月 協働と交流のまちづくり　―まちづくりにおける企業の役割―
2013（平成 25）年 10 月 福井モノ作り物語“眼鏡山地に育まれて”
2013（平成 25）年 11 月 大須商人の気概と商売について　―地域の活性化―
2013（平成 25）年 11 月 ご当地グルメのブランド化と地域活性化ビジネスモデルの構築
2013（平成 25）年 11 月 積極的な福祉行政としての地域劇場経営
2013（平成 25）年 12 月 食える市民運動をめざして
2013（平成 25）年 12 月 岡崎の現場から　―課題は多いがやり甲斐もたくさんある―
2013（平成 25）年 12 月 企業経営と地域まちおこしへのかかわり
2013（平成 25）年 12 月 立っている者は親でも使え!!　あるもの活かしの無手勝流地域おこし術
2014（平成 26）年 1 月　建設業からみた林業の現状と今後の展望

③名駅サテライトシリーズ（法科大学院講座）
2013（平成 25）年 11 月～2014（平成 26）年 2 月　今日から役立つ契約事務（全 7 回）
2013（平成 25）年 11 月～2014（平成 26）年 2 月　企業経営に資する知的戦略の実践（全 7 回）

④刈谷ふれあいカレッジ（大学連携講座）
2013（平成 25）年 7 月　戦国武将に学ぶ知恵と知略（前編・後編）
2013（平成 25）年 11 月　西三河の中世：荘園と武士の実像（前編・後編）

以上の他、高等学校および自治体からの依頼に基づき、出前講義を実施している。高等学校に対しては、課題研究の授業や進路研究など、大学受験のためのモチベーション向上や大学の模擬授業を体験する機会として、自治体の市民に対しては、幅広い知識と視野と豊かな感性を身につけることをねらいとした生涯学習の機会とすることを目的としている。いずれも、本学ウェブサイトから希望のテーマを選択するという形で提供している（資料 8－1)。2013（平成 25）年度は計 73 回実施した（資料 8－2、資料 8－3、資料 8－4)。

さらに、研究の成果を社会に還元する活動としては、「ひらめき☆ときめきサイエンス」がある。これは、科学研究費補助金による研究の成果について、小・中学生や高校生が「直に見る、聞く、ふれる」ことで科学のおもしろさを感じてもらうプログラムである。2012（平成 24）年度以降毎年採択され、研究成果を広く還元している（資料 8－5)。

また、本学に在籍している留学生が地域の高校や小学校を訪問し、母国紹介を中心とした交流会を実施している。2013（平成 25）年度は次の通り実施した。

2013（平成 25）年 4～6 月　名城大学附属高等学校との交流会（3 回実施）
2013（平成 25）年 6 月　　名古屋市立若宮商業高等学校との交流会
2013（平成 25）年 6 月　　小牧市立村中小学校との交流会
2013（平成 25）年 6 月～2014（平成 26）年 2 月 名古屋市立大坪小学校との交流会（3 回実施）
2013（平成 25）年 7～12 月 名古屋市立笹島小学校との交流会（2 回実施）

学外組織との連携協力による研究としては、文部科学省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構等の委託研究事業に採択され、プロジェク

トを推進した。これらの受託性大型プロジェクトの件数は、2009（平成 21）年度 44 件（294,591 千円）、2010（平成 22）年度 32 件（186,488 千円）、2011（平成 23）年度 40 件（147,151 千円）、2012（平成 24）年度 40 件 166,720 千円、2013（平成 25）年度 28 件（101,861 千円）である（資料 8－6 p.14、資料 8－7 p.19、資料 8－8 p.29、資料 8－9 p.29、資料 8－10 p.37）。

受託性大型プロジェクト以外のものとして、民間企業および各種事業団体から委託を受けたものがあり、これらの最近 5 年間の件数は、2009（平成 21）年度 20 件（23,258 千円）、2010（平成 22）年度 20 件（19,136 千円）、2011（平成 23）年度 20 件（20,401 千円）、2012(平成 24）年度 19 件（20,360 千円）、2013（平成 25） 年度 17 件（22,921 千円）である（資料 8－6 p.14、資料 8－7 p.19、資料 8－8 p.29、資料 8－9 p.29、資料 8－10 p.37）。

さらに、官公庁、他大学および民間企業等の委託者と共通の課題について、対等の立場で共同研究を推進したものが、2009（平成 21）年度 22 件（32,100 千円）、2010（平成 22）年度 22 件（34,975 千円）、2011（平成 23）年度 36 件（155,885 千円）、2012（平成 24）年度 32 件 44,332 千円、2013（平成 25）年度 33 件（47,890 千円）となっている（資料 8－6 p.14、資料 8－7 p.19、資料 8－8 p.29、資料 8－9 p.29、資料 8－10 p.37）。

加えて、本学が保有する学術研究成果（シーズ、特許等）と、金融機関の有する企業情報などのネットワークを相互に用いて、産学連携により共同研究等を推進し、地域産業の振興および学術研究の発展のため、金融機関との産学連携に関する協定の締結をしており、2009（平成 21） 年 7 月には名古屋銀行（資料 8－11 p.7）、2010（平成 22）年 5 月には愛知銀行（資料 8－12 p.2）、2013（平成 25）年 3 月には岩手銀行（資料 8－13 p.19）とそれぞれ締結した。

東日本大震災の被災地域に対する支援対策として、本学の研究拠点を活用した共同研究および震災復興に向けた共同研究を推進する制度を設けた。2011（平成 23） 年度は、被災研究者支援事業として 1 件（500 千円）、震災復興支援事業として 4 件（6,000 千円）、研究協力助成として 1 件（200 千円）を助成した。2012（平成 24）年度と 2013（平成 25）年度には、震災復興支援研究助成としてそれぞれ 3 件（計 8,700 千円）を採択した（資料 8－14、資料 8－15、資料 8－16）。

以上の他、愛知県教育委員会、愛知教育大学と連携し、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が 2009（平成 21）年度から実施している理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー、略称 CST）養成拠点事業である「あいち CST 養成プログラム」を開講している。

他大学との連携協力としては、共同申請による GP 事業に次の通り採択され、教育研究を推進している。

①産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業「中部圏の地域・産業界との連携を通した教育改革力の強化」（本学経営学部と三重大学等との共同事業、2012（平成 24）～2014（平成 26）年度）

②大学間連携共同教育推進事業「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」（本学教職センターと愛知教育大学等との共同事業、2012（平成 24）～2016（平成 28）年度）

③がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン「組織横断的がん診療を担う専門的医療人の養成」（本学薬学部と名古屋大学との共同事業、2012（平成 24）～2016（平成 28）年度）

2. 点検・評価

●基準８の充足状況

社会連携・社会貢献に関しては、戦略プラン MS-15 の戦略ドメインとして「産学官連携の推進」「地域貢献」「卒業生及び父母との連携強化」を設定しており、それぞれについて基本目標・行動目標・戦略計画を定めて取り組んでいる。

教育研究の成果を社会に還元する活動としては、一般市民を対象とする公開講座、高等学校等を対象とする出前講義等を実施しているが、通常の教育活動や研究発表も社会貢献の一環と考えている。産官学連携としては、本学の研究上の強みを活かす大型プロジェクトを多数受託しており、それ以外にも民間企業等からの委託研究や共同研究を進めている。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・受託性大型プロジェクト、受託研究、共同研究及び奨学寄附金の過去 5 年間の実績は、受入れ金額の増減はあるものの、受入れ件数は計 152～163 件と一定の水準を維持している。この要因として、本学が特許等の知的財産を保有しており（資料 8－17、資料 8－18）、また、商工会議所及び金融機関との交流並びに展示会への出展等によって、具体的な研究シーズを PR することができたこと等が挙げられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・今後も本学が有する知的財産を適切に管理し、研究シーズを積極的に PR することにより、産官との研究連携を維持・発展させていく。

4. 根拠資料

8-1　2012（平成 24）年度出前講義報告

8-2　出前講義のご案内（案内リーフレット）

8-3　2013（平成 25）年度後期公開講座パンフレット

8-4　2013（平成 25）年度後期刈谷市生涯学習情報誌「よかよかガイド」

8-5　名城大学ウェブサイト「ひらめき☆ときめきサイエンス」
URL：http://www.meijo-u.ac.jp/research/collaboration/hirameki.html

8-6　名城大学要覧 2010-2011

8-7　名城大学要覧 2011

8-8　名城大学要覧 2012

8-9　名城大学要覧 2013　（既出 4-41）

8-10　名城大学要覧 2014　（既出 1-30）

8-11　名城大学広報 No.496（2009（平成 21）年 9 月 1 日）

8-12　名城大学広報 No.505（2010（平成 22）年 6 月 1 日）

8-13　名城大学広報 No.540（2013（平成 25）年 5 月 1 日）

8-14　2011（平成 23）年度大学協議会議事要旨（5 月 27 日第 4 回、7 月 8 日第 7 回、9 月 9 日第 9 回）

8-15　2012（平成 24）年 4 月 27 日第 2 回定例大学協議会議事要旨

8-16　2013（平成 25）年 3 月 29 日定例大学協議会議事要旨

8-17　平成 24 年度特許出願および特許登録一覧（2013（平成 25）年 4 月 26 日第 2 回定例大学協議会資料）

8-18　平成 25 年度特許出願および特許登録（2014（平成 26）年 4 月 25 日第 2 回定例大学協議会資料）

９．管理運営・財務（１）管理運営

1．現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

名城大学のマネジメントシステムであるMS-15において、目指すべき大学像として「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学を実現する」を長期ビジョンとして掲げている。この長期ビジョンを実現するため、「人材の確保と育成」「教育の充実」「研究の充実」「学生支援体制の充実」「卒業生及び父母との連携強化」「産学官連携の推進」「地域貢献」「経営改革」の８つの戦略ドメインを設定し、それぞれのドメインに基本目標を設定するとともに、この基本目標を達成するため、行動目標と戦略計画を設定している（資料９－1)。これらを本学の管理運営方針として学内に明示し、公表している。

このMS-15の策定段階では、学内構成員の意見を幅広く取り入れており、全学のMS-15戦略プランに加えて、部署単位の MS-15 戦略プランを策定している。各部署では、毎年、それぞれの部署の MS-15 戦略プランを検証するとともに、戦略プランに基づく事業計画書を毎年作成し、中間と年度末に成果を自己評価し、進捗度を確認している。

部署単位のMS-15に基づく成果は、毎年「MS-15活動報告書」として取りまとめ、学内諸会議への提示に留まらず、名城大学ウェブサイトを利用して広く学外にも公表している。全学のMS-15戦略プランについても、名城戦略審議会の下に設置しているMS-15基本戦略部会において、毎年成果と課題を検証し、次年度以降の戦略プランに反映させ、学内に提示している。

さらに、MS-15に基づく取り組みとして、毎年、常勤理事と各部署との意見交換を行っており、対話を通して大学としての方向性を共有している。

学内構成員に対する MS-15 戦略プランの周知については、諸会議への提示や名城大学ウェブサイトによる公表に留まらず、各種広報媒体やMS-15カードを通じて徹底している（資料９－2、資料９－3)。

本学の意思決定プロセスは、理事会を最高意思決定機関と位置づけた上で、各種委員会、学部教授会、研究科委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会、理事会を通じて行われている。各会議の運営上のルール等は、各規程・要項等で定めており、そのルールに沿って審議が行われている（資料９－4 第10条、資料９－5　第６条、資料９－6、資料９－7、資料９－8 第15条、第22条)。

教学に関する意思決定は、学部教授会、研究科委員会、各種センター委員会等を通じて、最終的には、教学の最終意思決定機関である大学協議会で行われる。法人に関する重要事項は、常勤理事会での審議を経て、評議員会、最終的には理事会の審議に付されることとなっている。

また、中長期戦略に基づく学校法人名城大学の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを目的として、理事長と学長の下に名城戦略審議会を設置しており、経営と教学との協働による全学的視点でのプランニングの役割を果たしている。

この名城戦略審議会は、理事長、学長、常勤理事、副学長、経営本部長、附属高等学校長等の学内メンバーだけではなく、民間企業に在籍する外部理事、評議員を構成員に加えることで、幅広い視点での議論を展開している。現在、名城戦略審議会には５つの部会（MS-15基本戦略部会、教学将来構想検討部会、附属高等学校将来構想検討部会、キャンパス将来構想検討部会、

開学 100 周年検討事業部会）を設置しており、成案を得た案件については、上記の意思決定ラインに沿って審議を進めている（資料 9－9）。

教学の最終審議機関である大学協議会で審議された重要事項は、学校法人の最終意思決定機関である理事会（2 か月に 1 回開催）において最終的に決定される。理事会の下には理事長、学長、常勤理事、監事が構成員となる常勤理事会（原則として毎週開催）を置き、理事会の決定した基本方針に基づく具体的な執行計画、理事会から委任された事項等について審議しており、経営と教学との役割を踏まえ、適切に意思決定を行っている。大学協議会と常勤理事会それぞれにおいて審議した内容は、互いに報告しており、教学と法人の動きが適宜確認できる仕組みを有している。

さらに、設置学校の将来計画など重要な経営事項に関して、法人・教学が統一した意思を形成するための委員会として大学運営会議を設け、政策的課題に関する意見交換の場としている（資料 9－10）。また、学長、副学長のうち 2 名、および経営本部長は、常勤理事も兼ねており、経営と教学が協働できる体制を構築している。

以上は、全学的な意思プロセスおよび教学組織と法人組織の権限と責任を述べたのもであるが、各学部等においては、名城大学における教育研究に関する重要事項を審議するための機関として、学部教授会・研究科委員会が設置されている（センターにおいてはセンター委員会等）。

教授会の審議に付する事項は学則に規定されており、①教育課程および成績評価に関する事項、②学生の資格認定およびその身分に関する事項、③教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の進退に関する事項、④学則の変更に関する事項、⑤その他重要な事項と定められている。

研究科委員会の審議に付する事項は大学院学則に規定されており、①研究および教育に関する事項、②学生の入学、休学、退学および賞罰に関する事項、③授業科目等および履修方法ならびに試験に関する事項、④学位に関する事項、⑤教員組織に関する事項、⑥学則の変更に関する事項、⑦その他研究科に関する重要事項と定められている（資料 9－4 第 10 条、資料 9－5 第 6 条）。

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

法人全体の管理運営は、私立学校法に基づき、学校法人名城大学寄附行為の定めに従い行われている。また、教学の管理運営は、教育基本法および学校教育法ならびに関連法令に基づき、名城大学学則や名城大学大学院学則の定めに従い行われている。寄附行為では役員構成およびその選任方法、理事会・評議員会の構成および議事等について定め、名城大学学則・名城大学大学院学則では教学事項の決裁基準や教授会をはじめとする機関会議の議事事項等を定め、これら明文化された規程に基づいて学園の管理運営が行われている。

意思決定プロセスについては、理事会、評議員会は寄附行為、常勤理事会は常勤理事会要項、大学協議会は大学協議会要項にそれぞれの議事事項を明文化している。

規程の制定および改廃については、「諸規定の制定改廃に関する規程」「諸規定の制定改廃に関する規程施行細則」に基づいて企画・立案し、規程の種類や内容に合わせた審議機関の承認を経て、決裁をしている（資料 9－11、資料 9－12）。

規程により、学長の任期は 4 年であり、再任の場合の任期は 2 年となっている（資料 9－13

第 3 条)。学長は、名城大学および法人の設置する学校の教育に関する事項を統括する。さらに、学長は学校法人名城大学の理事および評議員の構成員となることが、学校法人名城大学寄附行為に定められている（資料 9－8　第 8 条、第 9 条、第 22 条)。

副学長の任務は、副学長要項に、大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐することと定められている（資料 9－14)。副学長のうち 2 名は学校法人名城大学の理事となることが、学校法人名城大学寄附行為に定められている（資料 9－8　第 9 条)。

規程により、学部長・研究科長の任期は 2 年である。学部長・研究科長の第一の役割は、学部・研究科の運営である。学部長は教授会において、研究科長は研究科委員会において、それぞれの総括責任者として位置づけられている。加えて、学校法人名城大学評議員会、予算委員会、大学運営会議、学部長会、大学協議会、大学評価委員会などの全学的な委員等も務め、諸課題の洗い出し、解決に向けた具体的な方策の検討など、学部運営のリーダーに留まらず、大学全体の運営においても重要な役割を担っている。

管理運営の上で、以上のような権限を有し、責任・任務を負っている学長、副学長、学部長・研究科長は次のような手続きで選考される。

①学長の選考方法

学長の選考は、学長選考規程および同施行細則に則って、学長候補者選出選挙によって実施している（資料 9－13、資料 9－15)。

学長候補者選出選挙の際は、選挙管理委員会を設置することになっている。選挙権者は本学の学長、副学長、専任の教育職員、専任の事務職員等と定められている。学長選挙候補者が 2 名以上の場合は、単記無記名投票を行い、全学の有効投票の過半数の得票者をもって当選者とするが、1 回の投票で当選者が得られなかった場合は、最上位得票者が確定するまで再投票を行うことになっている。

選挙管理委員会は、その職務として、(1)学長候補者選考の公示を行うこと、(2)所定の手続による推薦又は立候補を受け付け、書類を確認すること、(3)学長選挙候補者諾否を確認すること、(4)学長選挙候補者名簿および選挙権者名簿を作成すること、(5)前述の各名簿を関係者の縦覧に供し、異議の申立てについて決定すること、(6)学長選挙の期日および投票実施の方法を決定し、これを公示すること、(7)立会人を定め、投票及び開票を管理すること、(8)投票の効力を決定すること、(9)選挙の結果を公示し、学長に報告すること、(10)学長選挙候補者および当選者を確定し、学長に報告すること、(11)選挙結果の異議の申立てについて、所定の基準に従い決定すること、(12)選挙の記録を作成すること、(13)その他学長候補者選考に関する一切の事務を管理することとなっている。

選挙後には、学長選考のあり方について、選挙管理委員会において検証を行うとともに、大学協議会で学部等からの意見集約を行い、次期選挙管理委員会に申し送りを行っている。さらに、2014（平成 26）年度内に行われる次期学長選考に向けて、前期選挙管理委員会からの要望事項と申し送り事項への対応を検討することを目的として、大学協議会の下に学長選考等検討委員会を設置した。学長選考等検討委員会では、要望事項への対応、申し送り事項への対応、要望事項・申し送り事項に対する各学部等からの意見への対応等について審議を行った（資料 9－16)。

②副学長の選考方法

副学長は学長が指名し、大学協議会の議を経て、所定の手続きにより理事長から任命される。任期については学長の任期内とし、学長が定めることが副学長要項に定められている（資料 9－14　第 2 条第 2 項）。

③学部長・研究科長の選考方法

学部長・研究科長は、各学部・研究科で定める選考規程等に基づき選考されており、学長選考に準ずる厳格な方法で行われている。

（3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

大学業務を支援する事務組織は、①教育研究組織である学部・研究科（以下「学部等」）の事務室、②教育研究活動の支援を主とする 9 センターおよび附属図書館の事務部、③大学の管理運営を担う経営本部の 3 つで構成されている。

①の学部等の事務室について、メーン校地の天白キャンパス設置の学部等においては庶務と教務業務を行っており、庶務業務には教授会や研究科委員会等の学部内の会議の運営を含む。また、メーン校地の以外に設置する薬学部（八事キャンパス）と都市情報学部（可児キャンパス）においては、庶務および教務業務に加え、課外活動・就職活動等の支援業務や施設管理業務等も行っている。各学部等には事務長を置き、その規模（教員数、学生数、学科数等）や設置するキャンパスにおける学部運営上の必要性に応じて事務長の下に一般職の職員を配置している。2014（平成 26）年 6 月 1 日現在の専任職員配置数は 94 名である。このうち 30 名は、教務業務の円滑な遂行のために学務センター事務室との併任とし、学部ごとに 1 名をグループリーダーに任命している（資料 9－17 第 12 条）。独立研究科（総合学術、法務、大学・学校づくり）の支援業務は、学務センターが担っている。

②の 9 センターおよび附属図書館事務部については、教員からなるセンター長のもと、センターや附属図書館業務の運営を担う事務部長を、その下には課長と実務を担う一般職の職員を置いている。また、職務の専門性に対応するために産学連携コーディネーター（学術研究支援センター）、キャリアカウンセラー（キャリアセンター）、臨床心理士（保健センター学生相談室）等の資格を持つ職員を配置している。2014（平成 26）年 6 月 1 日現在の専任職員配置数は 144 名である。

③の経営本部には、経営本部長と総合政策部、総務部、渉外部、財政部および施設部のそれぞれに事務部長を置き、経営本部長は法人および大学・附属高等学校業務を総括および調整している。各事務部長の下には課長と実務を担う一般職の職員を置いている。また、経営本部に秘書室を置き、室長を配置している。さらに、2016（平成 28）年の新学部と新キャンパスの開設に備えるため新学部開設準備室および新キャンパス開設準備室を時限的に設置している。2014（平成 26）年 6 月 1 日現在の専任職員配置数は 88 名である。

①～③のいずれについても、専任職員に加え、支援・運営の業務量に応じて派遣職員を配置している。さらに、①～③以外に監査室を設置し、2014（平成 26）年 6 月 1 日現在 2 名を配置している。

以上のように、法人・大学の運営に関する業務と教育研究活動の支援等に必要な事務組織を設け、必要な事務職員を配置している。また、職員の連絡調整会議として事務部長会議を、連絡会議として全学管理職会議を月例で開催し、事務組織間の有機的な連携を図っている。

事務機能の改善のために、2003（平成 15）年度以来、学生サービスを第一とし、かつ、教員が教育研究に専念できる環境を醸成することを目的として、事務組織の改編を行い、学部事務室の統合およびセンター化によって、教学組織がよりその役割を担うことができる事務組織の構築を行ってきた。加えて、組織を細分化せず、社会の変化を俊敏に感受し、迅速な意思決定と業務執行ができるように再編した。

事務組織の再編とともに、職制についても従来の係長、事務長補佐・課長補佐制度を廃止し、管理職者の役割を明確にしたうえで事務長・課長がリーダーシップを発揮できるよう組織をフラット化した。そして、各センターにはセンター長（専任教員）と事務部長を、経営本部には経営本部長と事務部長を配置し、双方が協働する事務組織運営を行っている。

学部等の事務室については、2003（平成 15）年度に学務センターに統合していたが、帰属意識を強め、教学組織との連携を密接にし、学生サービスをより向上させるため、2010（平成 22）年度に学部事務組織と学務センター組織へ再編した。

また、有機的連携の具体的な取り組みとして、教学重要事項における最高審議決定機関である大学協議会においては、学長・副学長、学部長等の他に、各事務部長も陪席者として参画し、教学重要事項について共有を図っている（資料 9－6）。

上記のいずれについても、学校法人名城大学の基本戦略 MS-15（大学版および部署版）に示された基本目標・行動目標に基づき、進捗状況を確認しながら取り組んでいる（資料 9－18）。

職員の採用・昇格に関し、採用にあたっては、人物および業務上必要とする知識、技能及び常識等に関する考査として、書類審査、筆記試験、面接試験を実施している（資料 9－19 第 3 条）。最終的には常勤理事会の承認を経て内定を通知している。

昇格にあたっては、判断基準として根幹を為すものは人事考課の結果である。人事考課制度は、事務職員等人事考課実施要項により、管理職については 2000（平成 12）年度より、管理職以外については 2001（平成 13）年度より運用している（資料 9－20）。同制度の運用開始に先立って、1999（平成 11）年 6 月に資格と職制を分離した。資格は処遇上の区分であり、下位から主事、主査、副主幹、主幹、副参事、参事となっている。資格ごとの役割や求められる職務能力が資格基準として事務職員等人事考課実施要項に定められている。また、昇格は年 1 回（6 月）を原則としており、常勤理事会の審議を経て理事長が決定するという手順が定められている。

事務職員の職制は管理職と管理職以外に区分され、後者は一般職と位置づけられる。管理職の職制は下位から室長・課長・事務長、事務部長、経営本部長であり、組織における役割（職務）を果たすための指揮命令を行う。一般職からの管理職への昇任は、主査以上については年 1 回（4 月）を原則としており、常勤理事会の審議を経て理事長が決定するという手順が定められている。

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員の意欲・資質の向上を図るためには、①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善、②スタッフ・ディベロップメント（SD）等による人材育成が不可欠である。

まず、適正な業務評価と処遇改善を可能にする人事考課制度は、管理職については 2000（平成 12）年度より、管理職以外については 2001（平成 13）年度より導入しており、2004（平成

16）年からは「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアル（資料9－21）を人事考課対象となる全事務職員に配布し、評価の対象と内容および基準を共有している。

人事考課にあたっては、①業務考課（期待目標に対してどの程度達成したか、担当した職務をどの程度推進し、貢献したかを考課する）と、②職務遂行能力考課（各資格に求められる職務遂行能力要件を基準として発揮能力の現在の高さを考課する）を行い、①と②の結果から、③総合考課を行う。人事考課の結果は、管理職者の期末手当に反映される以外には賃金には直接反映されないが、資格は等級と号俸により構成される俸給表と連動しており、上位の等級への移行は人事考課の結果に基づいてなされる。

人事考課は、考課者によって多少の個人差が生じてくるため、同一の被考課者に対し二次・三次考課者による複数の調整を行うとともに、調整会議でヨコの調整を行っている。

次に、人材育成を目的とした人事制度の構築は、1995（平成 10）年に着手し、現在は、①目標管理制度、②人事考課制度、③自己申告制度を中心とし、この 3 つの制度を面談により結びつけた有機的かつ効果的な運用ができるトータル人事制度を構築している。目標管理制度では目標に挑戦する過程で一人ひとりのもてる能力と可能性を引き出させ、人事考課制度では業務遂行と目標への挑戦過程を評価し、弱み・強みをフィードバックすることにより人材育成を図っている。自己申告制度では、長期的視野に立ったキャリアプランを作成させ、その実現のために自己啓発によるスキル・能力の向上をはかることにより、自律的な人材育成を目指している。

事務組織の専門性の向上は、職員の専門的力量を向上させることによってなし得ると考えており、その直接的な手段として、研修に力を入れ、①階層別研修、②テーマ別研修、③専門的研修、④自己啓発を柱とした研修制度を次の通り体系的に構築している。

①階層別研修

a.管理職研修：大学経営人材育成とビジョン・戦略を実行に移し業務改革を行い得る人材を育成する。

b.一般職研修：大学職員として必要な知識と情報を提供する。

c.新人研修：入職後 3 年未満の職員に対して、動機付けを行う。

②テーマ別研修

a.マネジメント力や対策企画立案力の向上等、ニーズに応じたスキルアップ研修

③専門的研修

a.セミナー等派遣研修：業務に関連したセミナーへの参加支援

b.大学院派遣研修：本学大学院「大学・学校づくり研究科」への派遣

④自己啓発（研修費補助による自己啓発支援）

a.職員等個人研修費

b.講座受講研修費

c.エクステンション受講研修費

d.セミナー等自主参加研修費

e.グループ自主研修費

2. 点検・評価

●基準９（１）の充足状況

本学の管理運営方針はマネジメントシステム MS-15 に示されている。MS-15 は、策定段階で構成員の意見を幅広く取り入れ、大学の理念・目的を踏まえたものとなっている。成果検証の一環として MS-15 活動報告書に基づく常勤理事と各部署の意見交換を毎年実施するなど、コミュニケーションツールとしても活用されている。

意思決定については、理事会を最高意思決定機関と位置づけ、理事会に至る各種委員会、学部教授会、研究科委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会の全てについて、運営上のルールを規程・要項等で定めている。各会議での審議はルールに従って適切に行われており、例えば大学協議会と理事会との関係など、教学組織と法人組織の権限と責任も明確に定められている。

事務組織については、教育研究組織である学部等の事務室、教育研究活動の支援を主な任務とする附属図書館および各センターの事務部､管理運営を担う経営本部の３つで構成されるが、いずれについても必要な事務職員を配置すると共に、事務職員の資質向上のための研修や自己啓発を積極的に推進している。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・マネジメントシステム MS-15 は、ビジョン・戦略ドメイン・基本目標を設定・明示することにより、全構成員のベクトルを合わせる上で効果を上げている。この取り組みは、中長期の目標に対する毎年度の PDCA システムの仕組みとして機能しており、自主・自律的に社会的説明責任を果たしてきた先進事例として公的な評価（大学経営に関する特別補助金の獲得）を得てきた。

②改善すべき事項

･学長の選考方法としての現行の選挙制度が学長のリーダーシップ発揮につながっているのか、検証する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・本学の基本戦略である MS-15 は、2015（平成 27）年に目標年を迎えることから、MS-15 基本戦略部会の下に、中堅層の教職員を中心に構成する MS-26 起草ワーキング・グループを設置し、学生、卒業生、在学生の父母、企業関係者、教職員など幅広いステークホルダーからの意見を集約しながら、次期戦略プラン（大学版）を策定した。

②改善すべき事項

・大学ガバナンスあり方検討部会において、学校教育法の改正を踏まえ、教授会の役割を考慮した学内の意思決定システムのあり方、学長がリーダーシップを発揮するための選考方法や支援体制、学部長の役割と選考方法等について検討し、検討結果に基づいて、関連する諸規定の

改正等を進めていく。

4. 根拠資料

9-1　2014 年度事業計画書（既出 1-61）

9-2　名城大学ウェブサイト「学校法人名城大学の基本戦略 MS-15」　（既出 1-29）

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ms15.html

9-3　2014 年度 MS-15 カード　（既出 1-31）

9-4　名城大学学則　（既出 1-2）

9-5　名城大学大学院学則　（既出 1-3）

9-6　大学協議会要項

9-7　常勤理事会要項

9-8　学校法人名城大学寄附行為　（既出 1-1）

9-9　名城戦略審議会設置要項　（既出 2-14）

9-10　大学運営会議要項

9-11　諸規定の制定改廃に関する規程

9-12　諸規定の制定改廃に関する規程施行細則

9-13　学長選考規程

9-14　副学長要項

9-15　学長選考規程施行細則

9-16　学長選考等検討委員会まとめ（2014 年度第 20 回定例大学協議会資料）

9-17　事務組織規程　（既出 2-8）

9-18　2013 年度 MS-15 活動報告書　（既出 1-4）

9-19　学校法人名城大学職員規則施行細則

9-20　事務職員等人事考課実施要項

9-21　「改革推進のための名城トータル・マネジメント・システム」マニュアル

９．管理運営・財務（２）財務

1．現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

本学では、毎年、予算編成前に、見直しが行われているキャンパス再開発事業計画に基づく中長期財政計画を作成し、財政面の検証を行っている（資料 9－22、資料 9－23）。その上で、諸事業計画とのバランスをとりながら教育研究を安定して遂行するための財政基盤を確立するため、以下のような方策を立案し、実行した。

①再開発事業等、大型の施設設備投資に対応するため、2012（平成 24）年度決算より、有価証券、特定資産、現金預金等の金融資産構成を見直し、これらの資産の積み立て・取り崩し等を計画的に遂行する。

②学生数確保のために、入学定員を毎年確実に充足するよう努める。

また、財政基盤を安定的に維持するため、金融資産の運用は、安全性を第一に実施している。2006（平成 18）年度には、資産運用規程を整備し、安全・確実を第一としながらも、受取利息の収入増を目指すことを規定化した。これにより、資金は地方債等を中心に運用し、2013（平成 25）年度の受取利息は、約 3 億円となっている。また、2011（平成 23）年度には毎年度の資産運用計画と運用実績について、理事会への説明責任を義務化し、資産運用に関するガバナンス体制を明確にしている（資料 9－24）。

財政基盤を安定的に維持するため、外部研究資金の獲得にも力点を置いている。国の科学技術支援政策が大型の競争的資金に傾斜し、外部資金獲得が困難な状況にあるなか、本学においては、地域に密着した継続的な教育研究活動および産官学連携の積極的な推進により、多様な外部資金の確保を実現している。

まず、私学助成については、私立大学の基盤的経費支援である私立大学等経常費補助金が毎年約 17 億円前後交付されている。

研究面では、私立大学の学術研究高度化を推進する「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に、2008（平成 20）～2012（平成 24）年度に新規に 4 拠点が採択された。2014（平成 26）年度において継続中のものは 2 拠点で、総事業経費は 5 年間合計で約 4.5 億円（うち補助額は約 2.2 億円）である。この支援事業による研究は、現代社会が直面している今日的課題をテーマにしており、その成果は、学内の学術研究高度化の発展のみならず、広く社会へ貢献するものとなっている。

教育面では、大学改革推進等補助金による「就業力育成支援事業」「医療人養成推進プログラム」等に採択されている。この採択により 2009（平成 21）～2013（平成 25）年度に交付された補助金の合計額は約 1.5 億円であり、本学教育力の向上に寄与している。

施設設備面では、ICT 活用推進事業、エコキャンパス推進事業、度私立大学等教育研究活性化設備整備事業等に採択されている。2009（平成 21）～2013（平成 25）年度に交付された補助金の合計額は約 5 億円であり、学内施設環境整備・教育研究環境の一層の充実がもたらされた。

その他、2009（平成 21）年度には経済産業省「先端イノベーション拠点事業」採択により、補助金約 4.5 億円が交付された。これにより LED 共同研究センターを設置し、本学の代表的

な研究拠点を形成するに至った。

さらに、本学の多彩な研究者ないし研究グループにより、科学研究費補助金・奨学寄附金・受託研究・共同研究等の政府・民間の資金を恒常的に獲得している。

2013（平成 25）年度の外部資金受け入れ状況は、私立大学等経常費補助金をはじめとする補助金収入が約 18 億円、科学研究費補助金が約 3.4 億円、その他の外部資金は約 2.6 億円である。安定的な外部資金収入は、本学の多様な教育研究活動の活性化に寄与している。

以上のような努力の結果、学校法人の経営状況を示す消費収支計算書関係比率は、「大学基礎データ」表 6 のようになっている。本学の 2013（平成 25）年度決算額と全国平均（日本私立学校振興・共済事業団『平成 26 年度版今日の私学財政大学・短期大学編』に掲載されている医歯系法人を除く値）を比較すると、収入構成面について、学生生徒等納付金比率は高く、補助金比率・寄附金比率は全国平均を下回っている。

一方、支出構成面では、人件費比率は全国平均と同等であるが、教育研究経費比率は高く、管理経費比率は低い。総合的な指標である帰属収支差額比率は 5.2%となり、全国平均と等しい値になっている。今後も、大学の財政規模に見合った収支バランスを維持するため、支出構造の更なる見直しを進める必要がある。

次に、財政状態を示す貸借対照表関係比率は、「大学基礎データ」表 8 に記載している通りである。自己資金構成比率が 91.6%で、全国平均 87.4%よりも高くなっており、財政基盤は比較的堅調に維持されていると判断できる。

資産構成では、施設設備投資の進展により、固定資産構成比率は 88.4%で全国平均より高くなる一方で、流動資産構成比率が 11.6%で低くなった。負債構成では、総負債比率が 8.4%、負債比率が 9.2%であり、共に全国平均よりも低い。

総じて 2013（平成 25）年度の各比率は、良好であると評価できる水準を上回るものが多いものの、帰属収支差額比率のように前年度より悪化したものがあることは事実である。この要因としては、景気回復局面における全般的な物価上昇等も挙げられるが、何よりも、2026（平成 38）年度の開学 100 周年に向けた諸事業への着手や、ナゴヤドーム前キャンパスの開設等、将来の学内活性化に向けた積極的投資の影響がある。従って、単年度の数値のみで判断するのではなく、長期的視野に立った計画的な計数管理が不可欠である。

（２）予算編成および予算執行は適切に行っているか。

予算は以下の過程を経て編成される（次頁に図示）。

①財政部が「予算編成方針案」を作成し、常勤理事会において審議した上、理事長が決定する。
また、大学運営会議で説明し、方針等に対する理解活動を推進する。

②財政部は各予算部門の責任者に対し、予算編成方針に基づき予算要求書の提出を求める。

③各予算部門の責任者は、予算要求書を財政部宛に提出する。

④財政部は、各予算部門の責任者と前年度計画の実施状況および予算要求書のヒアリングと折衝を行う。

⑤財政部は、予算案を作成し常勤理事会で審議した上、理事長の承認を得る。

⑥財政部は、各部門の予算責任者に予算査定額（内示）を通知する。

⑦各予算部門の責任者は、予算査定額（内示）を受け確認し、計画変更等がある場合は、財政部と調整する。

⑧財政部は、予算委員会において予算案を説明し、審議する。

⑨財政部は、評議員会・理事会において予算案を説明し、審議後、承認を得て予算成立となる。

上記のうち、①の予算編成方針の策定にあたっては、キャンパス再開発計画による設備投資スケジュールや、教育研究活動に係る事業計画や人員計画等をもとに策定した中長期財政見込を活用し、収入増加・支出削減の必要性を全学に周知している。

予算編成方針は、経費区分（人件費・設備投資・経常経費）ごとに査定方針を決定し、これに基づき、③の予算要求書を各予算部門から提出させている。経常経費（各部署の一般経費）については、過去の予算執行実績を加味しつつ、前年度予算額以下に抑えることとし、スクラップアンドビルドの意識醸成を進めている（資料 9－25）。各予算部門責任者は、事業計画ごとに必要経費を算出し、部局運営費等の経費を「経常経費」として予算要求する。経常経費については、前述のとおり、前年度予算額以下に抑えることを編成方針として掲げており、予算要求額が前々年度執行額以下または前年度予算額以下であれば、同額査定とし予算配布する。ただし、各予算部門責任者が自主的に個々の事業を見直し、既存事業の見直しにより確保した財源を、新規事業に充当することを認めている。

図　予算編成過程

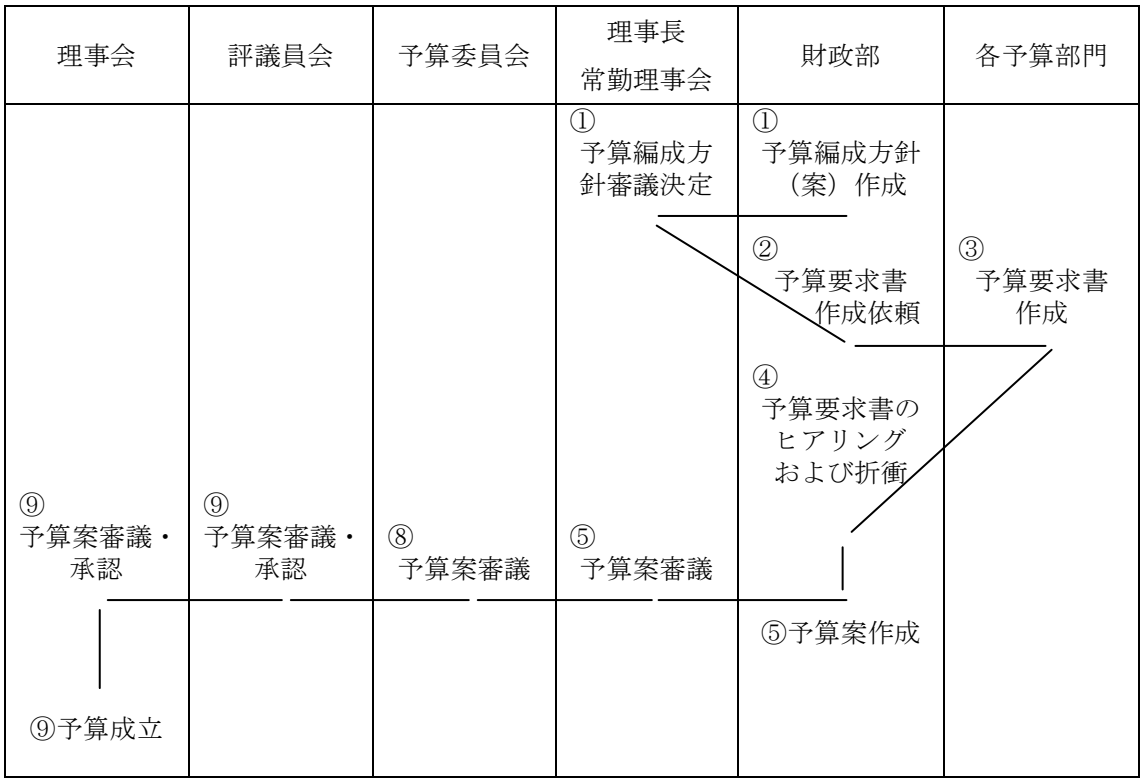

学校法人名城大学経理規程に則り、各部門の予算部門責任者が予算執行の承認・決裁を行っている（資料 9－26）。決裁時のチェック項目として、事業計画に基づく予算執行、配布予算内での実施を盛り込んでおり、それらが順守されている。

日常的な予算管理は、2009（平成 21）年度に導入された新会計システムにより行われている。これにより、予算残高や執行実績を各事務職員が机上のパソコンで確認することができる。

監査については、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人名城大学寄附行為第 21 条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく有限責任監査法人による会計監査、学内規程（監事監査規程等）に基づく内部監査を行っている。

監事の体制については、私立学校法改正の趣旨をふまえ、2009（平成 21）年 10 月から常勤監事を 1 名増員し 2 名、これに非常勤監事 1 名を加えた 3 人体制とした。監事全員が理事会、評議員会に出席し、そのうち常勤監事 1 名は、常勤理事会にも出席し、それぞれの会議で意見を述べることができる。

常勤監事は、業務執行の決裁書、収入支出の伝票および証憑書類のすべてを閲覧し、必要があれば業務担当者へのヒアリングを行うなどして、期中の財務監査ならびに業務監査を実施している。

学校法人名城大学では、1998（平成 10）年に法人に「監査室」を設置し、法人の業務および財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあたっている。また、有限責任監査法人による年度監査の実施後、監査会を開催しており、監事、有限責任監査法人、監査室および法人の経営責任者も出席して事業報告および決算報告を行った後、監事から監査報告書が提示される。なお、この監査報告書は理事会、評議員会に提出される。

なお、監査報告書とは別に、業務を中心に、理事長に対して具体的な指摘検討事項を含んだ監事報告がなされる。

予算執行に伴う効果を分析・検証するため、本学では、学校法人会計基準に基づく形態別（勘定科目別）管理のほか、独自の管理会計制度により、学内予算運営を行ってきた。この管理会計制度は、2009（平成 21）年度に大幅に改正して、新管理会計を導入している。

新管理会計は、本学の全体目標達成に向け各部門が目標遂行に邁進できるよう、「部門単位の明確化」を図り、執行目的別の支出管理に向け「目的別会計」の構成となっている。目的別会計では、マネジメントシステム MS-15 に掲げる戦略目標を「目的」に落とし込み、目的ごとに予算配布する方式を採用している。

予算執行に際しては事業計画の効果・効率を優先するので、各予算部門に対し同一目的内では、弾力的な運用を行っている。

2. 点検・評価

●基準９（２）の充足状況

本学の財務は、中長期財政計画に基づいて健全に運営されており、毎年の予算編成と予算執行も経理規程に基づいて適切に行われている。こうした財務・経理活動により、教育研究活動を安定して遂行することができている。内部監査および監査法人による監査も適正である。新キャンパス用地購入や既存キャンパス再開発等の施設設備関連資金も、蓄積された金融資産によって調達することができているので、財務比率も良好である。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・2012（平成 24）年度の帰属収支差額比率をはじめとする財務指標は良好であり、資産蓄積が順調に進展した。このため、新キャンパス用地購入（2012（平成 24）年度）、八事キャン

パス再開発（2011（平成 23）～2012（平成 24）年度)、天白キャンパス再開発（2011（平成 23）～2013（平成 25）年度）等の施設設備関連資金を、蓄積された金融資産によって調達することができた。その後の自己資金比率や流動比率も悪化しておらず、財政基盤は安定している。

・2009（平成 21）年 10 月より、監事 2 名を常勤とし、その内 1 名を常勤理事会に出席させている。これにより、法人業務および財政状況を日常的にチェックする監査機能が定着している。また、理事長宛に提出された監事報告に記載された指摘検討事項に対して、担当部署が改善状況の報告を行う仕組みが、業務の改善に大きな役割を果たしている。

②改善すべき事項

・現状の予算制度では、事業計画と予算執行計画を有機的に連動させる仕組みが欠如している。学校法人会計基準改正に合わせて、2015（平成 27）年度予算編成より、事業計画と予算執行計画が一体となって実行されるようにする必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

<1>大学全体

①効果が上がっている事項

・今後も、効果的な施設設備投資を実行することができるよう、資金を適切に蓄積していかなければならない。そのための方策として、支出の暫増傾向に歯止めをかける必要がある。特に経常経費については、前年度予算額以下に抑えるよう、全学に周知徹底する。

・理事会、評議会、常勤理事会における監事の活動を一層活性化し、監査報告についても、これまで以上の業務改善に結びつくよう充実を図る。

②改善すべき事項

・2014（平成 26）年度に策定した MS-26 戦略プラン（大学版）や各事業計画と予算執行計画との関係性が明確となるよう連携を強化するとともに、学内において事業活動への評価や効果測定が実施された際には、それらを次年度以降の予算査定に反映させる等、制度面の整備を行う。

4. 根拠資料

9-22　中長期財政計画（2011（平成 23）年度～2018（平成 30）年度）（常勤理事会 2011（平成 23）年 5 月 7 日）

9-23　2018（平成 30）年度までの財政見込について(常勤理事会 2011（平成 23）年 9 月 12 日)

9-24　資産運用管理体制について（常勤理事会 2011（平成 23）年 6 月 21 日）

9-25　2014（平成 26）年度予算編成について（理事会 2013（平成 25）年 9 月 10 日）

9-26　経理規程

9-27　理事会名簿

9-28　財務計算書類

9-29　監事監査報告書

9-30　公認会計士または監査法人の監査報告書

9-31　2013 年度事業報告書

9-32　財産目録

9-33　5 ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）[資料 9]

9-34　5 ヵ年連続資金収支計算書（学校法人）[資料 10]

9-35　5 ヵ年連続消費収支計算書（大学部門）[資料 11]

9-36　5 ヵ年連続消費収支計算書（学校法人）[資料 12]

9-37　5 ヵ年連続貸借対照表 [資料 13]

１０．内部質保証

1．現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

名城大学では、内部質保証および質向上の観点から、2 種類の PDCA マネジメントサイクルを構築している。1 つは、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動、もう 1 つは本学独自のマネジメントシステム“Meijo Strategy-2015”（MS-15）の取り組みである。

本学における自己点検・評価活動の取り組みは、1992（平成 4 年）11 月に「名城大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、1993（平成 5）年 12 月、1995（平成 7）年 11 月、1996（平成 8）年 3 月、1998（平成 10）年 5 月、2000（平成 12）年 6 月、2001（平成 13）年 9 月、2002（平成 14）年 5 月、2004（平成 16）年 3 月・5 月、2004（平成 16）年 6 月と『名城大学自己点検・評価報告書』を発刊してきた。

その間、2003（平成 15）年度の学校教育法の一部改正により、7 年に 1 度認証評価機関による機関別評価の受審が義務付けられたことを踏まえ、従前の「名城大学自己点検・評価委員会規程」を廃止し、新たに「大学評価に関する規程」を 2005（平成 17）年 5 月に制定することによって、学長を委員長とする「大学評価委員会」を核とした新たな評価体制を構築した（資料 10－1）。

2005（平成 17）年 11 月から、新たな体制による自己点検・評価に着手し、2006（平成 18）年 5 月末日に各部署における点検・評価報告書を取りまとめ、全学的な検証を行った。その後、2008（平成 20）年度の認証評価の受審に向け、2007（平成 19）年度に自己点検・評価報告書を取りまとめ、2009（平成 21）年 3 月に大学基準協会から、「適合」との認定を受けた（資料 10－2）。

その後、2012（平成 24）年度の諸活動について、各部署から提出された「自己点検・評価報告書」を試行的に冊子として取りまとめ、各部署に配布した。更に、2014（平成 26）年度に、大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価を行い、本稿『点検・評価報告書』として取りまとめた。2014（平成 26）年 11 月には、この報告書に対して、学外の専門家による点検・評価を受け、この検証結果を踏まえて、大学基準協会に提出し、同協会による認証評価を申請した。

一方、名城大学では、マネジメントシステム MS-15 が 2005（平成 17）年度から実動しており、大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動と相互補完的に運用している。この MS-15 のマネジメントシステムの内、2015（平成 27）年までの長期戦略プランとして示したものが「MS-15 戦略プラン（大学版）」であり、これを踏まえて、各部署単位の「MS-15 戦略プラン（部署版）」を策定し、理念に基づく戦略プランを体系的に示している。

戦略プランは、大学版と各部署版は同一のフレーム（成果体系図）で示される。すなわち、体系図の最上位に全学ないし各部署のミッションを掲げ、その下に長期および中期のビジョンを示す。これらミッション・ビジョンの下に、重点活動領域（戦略ドメイン）を示し、戦略ドメインごとに目標が示される。目標は、基本目標と行動目標の 2 層で示される。各年度の行動計画（Plan）に直結するのは行動目標であり、各基本目標について 1 ないし数個の行動目標が

設定される。行動計画が実行（Do）されて所期の成果が上がれば、行動目標が達成されたことになり、各基本目標の下に展開された行動目標が全て達成されれば、基本目標が達成されたと判断される。したがって、全学ないし各部署の各年度の活動が行動計画を適切に実行し、成果を上げているかを点検（Check）し、翌年度に向けての課題を明らかにすること（Action）が、MS-15 活動の実質的内容となる（資料 10－3）。MS-15 による成果と課題は、毎年、各部署単位で「MS-15 活動報告書」として取りまとめ、これに IR の結果も含めて全学的視点で「MS-15 活動報告書（大学版）」を作成し、次年度以降の全学の戦略プランの見直しに活用している。また、この報告書は学内諸会議で提示して成果と課題を共有するだけでなく、名城大学ウェブサイトに掲載して広く学内外に公表することで、社会に対する説明責任を果たしている。

情報公開の取り組みとしては、2011（平成 23）年 4 月の学校教育法施行規則等の一部改正に伴い、名城大学ウェブサイト上に大学情報を集約し、公開している。公開内容は、「基本情報（点検・評価報告書を含む）」「教育情報」「教員・研究情報」「学生生活」「就職・進学情報」「国際交流」「経営情報」で構成している。

情報開示については、本法人が定める「情報公開・開示規程」に基づき、所定の情報開示請求書を渉外部に提出することにより請求することができる。開示請求があった場合は、情報公開・開示委員会の審議を経て開示に応じる。

なお、財務資料等の閲覧に関しては、別に定める「財務資料等の閲覧に関する要項」に基づき、本学のステークホルダーは経営本部長に対して閲覧の請求をすることができる。経営本部長は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に応じることになっている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証システムの一環としての自己点検・評価活動は、1992（平成 4）年に名城大学自己点検・評価委員会規程が制定され（現在は廃止）、その後、自己点検・評価委員会を組織し、継続的に自己点検・評価を実施してきた。2003（平成 15）年の学校教育法の一部改正により、全ての大学に対して認証評価機関による機関別評価が義務付けられたことを踏まえ、これまでの自己点検・評価の取り組みの精神を継承し、大学評価に関する規程を制定している（資料 10－1）。

大学評価に関する規程において、全学における大学評価の目的を「名城大学の目的および社会的使命の達成に資すること」と定めている。さらに、端的かつ的確な表現を用い、2014（平成 26）年には大学評価委員会および大学協議会において「名城大学における内部質保証の方針」を次の通り策定した（資料 10－4）。

「名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。」

自己点検・評価活動を実施するにあたり、自己点検・評価活動や内部質保証の方針等を示した「名城大学自己点検・評価活動実施大綱」を作成し、教職員に配布している。この大綱の中で、前述の大学評価の目的や「名城大学における内部質保証の方針」といった自己点検・評価活動の基本方針および内部質保証に関する考え方を明確にし、学内構成員の意識統一を図った（資料 10－5）。

一方、MS-15 による活動は、「名城戦略マネジメントカレンダー」を作成し、年間の PDCA サイクルのスケジュールを全学の活動と各部署の活動を分けて明示して進めている。これを各部署に配布し、学内構成員の行動を円滑にしている（資料 10－6）。また、MS-15 による PDCA を組織の計画に基づく実質的な取り組みとして推進するため、名城戦略審議会の下に設置している MS-15 基本戦略部会において、具体的な手順を確認しながら進めている。

以上のような内部質保証の取り組みを掌るのは大学評価委員会である。大学評価委員会は学長を委員長とし、各学部・研究科長やセンター長によって組織される。また、学長が必要と認めた者または学外有識者を委員に加えることができることとなっている。

大学評価委員会は、①組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定に関すること、②組織評価の前提となる計画書の検証に関すること、③学部等評価委員会から提出のあった学部等評価報告書等の検証に関すること、④全学的組織評価の実施に関すること、⑤認証評価機関による評価に関すること、⑥その他、学長が必要と認める事項に関することについて、その職務を行い、全学的視点から審議することとなっている（資料 10－1）。

さらに、各学部等においては、学部等評価委員会を設けている。学部等評価委員会は学部長または研究科長、センター長、附属図書館長および研究所長（以下「学部長等」という）ならびに学部等から選出の委員によって組織され、学部長等が委員長を務める。また、学部長等が必要と認める場合には、他学部の教員又は学外有識者を委員に加えることができる。

学部等評価委員会は、①学部等の目的および計画に基づいた組織評価および個人評価の実施に関すること、②各学部等に係る認証評価機関による評価に関すること、③その他、学部等評価に関することについて、その職務を行い、審議することとなっている（資料 10－1）。

なお、規程には明記されていないが、認証評価機関の委員経験者などを中心とした機動的な組織として、大学評価プロジェクトチームを設置し、大学評価委員会と学部等評価委員会の間に配置している。大学評価プロジェクトチームは、①実施大綱の作成および更新、②全学的な自己点検・評価活動の運営支援、③自己点検・評価結果を具体的改善に結び付ける企画・立案、④学内への自己点検・評価活動の周知に伴う学習会の実施について、事務局と連携しながらその職務を行っている。

一方、MS-15 によるマネジメントシステムは、経営と教学が協働して取り組む体制を構築しているところに特徴がある。具体的には、中長期戦略に基づく本法人の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを任務として、名城戦略審議会を設置しており、理事長、学長、常勤理事（2 名）、副学長（2 名）、附属高等学校長、経営本部長、学外理事（1 名）、学外評議員（1 名）、学部長（5 名）の計 15 名から構成される（資料 10－7）。

この名城戦略審議会には、幾つかのテーマに応じた部会を設置している。その中核をなすのが、MS-15 基本戦略部会である。同部会は、主に MS-15 の推進に係る提案を任務とし、副学長（2 名）、常勤理事（2 名）、附属高等学校長、経営本部長、附属高等学校教頭（1 名）、学部長（4 名）、事務部長（1 名）の計 12 名から構成される。

さらに、MS-15 に基づく基本戦略の推進および検証に係る事項、ならびに MS-15 基本戦略部会の運営およびその他重要事項を所掌するのが MS-15 推進室である。室長に副学長（常勤理事）、副室長に経営本部長（常勤理事）、室員には MS-15 推進室課長を充てている。

自己点検・評価活動の結果を改革・改善に繋げるシステムについては、実施大綱に記載しているが、大学評価委員会、外部有識者による外部評価にて報告書に対する評価を行い、そこで付されたコメントおよび評価結果を各学部へフィードバックして改善に努めることとしている。

一方、MS-15 の取り組みは、全学の方向性として、「MS-15 戦略プラン（大学版）」に基づき、各部署単位では、「MS-15 戦略プラン（部署版）」を策定し、この戦略に基づく事業計画書をベースに、毎年 PDCA を実施している。具体的には、年度当初に立てた事業計画に対して、9 月末に 4 段階の中間の自己評価を行い、この検証結果を踏まえて、次年度以降の戦略プランの見直し、事業計画の立案に反映させることになっている。さらに、年度末には、年間の成果として、改めて 4 段階の自己評価を行い、この成果をもって、毎年、夏季に 1 か月ほどかけて、常勤理事と各部署の長との意見交換を行っている。常勤理事と学部・研究科・センター等の長（学部長、研究科長、センター長、事務部長、事務長）が出席し、1 部署につき 1 時間程度の対話を行っている。このことによって、各部署の MS-15 戦略プランの進捗状況・成果と重要課題を明らかにするとともに、経営トップと各部署の意思疎通を図っている。

全学レベルでは、MS-15 に関わる年間の成果として、毎年、進捗指標を含めた IR 情報を「MS-15 活動報告書」として取りまとめている。その際、MS-15 推進室は、予め進捗指標をデータ化した一覧表をそれぞれの担当者に配布し、年度末に追加したデータを短期間で集約し、「MS-15 活動報告書」に反映して、翌年度の 5 月に学内へフィードバックしている。この報告書による検証と前述の常勤理事と各部署の長との意見交換の結果を踏まえ、MS-15 基本戦略部会での議論を通して、全学的な課題を抽出して課題解決に当たるとともに、次年度以降の戦略プラン、事業計画への反映を行っている。

構成員のコンプライアンス意識を徹底するための方策の一つとして、「競争的研究資金の執行・管理に関する規程」を定め、研究活動に携わる専任教員および事務職員ならびに研究員・学生・研究補助員の科学研究費補助金等に対して、適正な執行・管理体制の強化を図っている。さらに、本規程の下に、研究活動および競争的研究資金の執行において、不正行為が生じた場合における措置等に関する「研究上の不正行為に関する取扱要項」および研究活動の公正性の確保並びに競争的研究費の適正な使用および研究者等の倫理に関する「研究者等倫理委員会取扱要項」を定めている（資料 10－8 p.43～50）。

また、毎年 4 月から 5 月にかけて、学術研究支援センターが科学研究費経費執行説明会を開催している。執行に係る書類の流れや必要書類の説明に留まらず、不正行為等がないよう注意を促す重要な機会となっている（資料 10－9 p.5）。

さらに、学術研究支援センターは、「研究経費申請執行マニュアル」や「研究ガイドブック」を発行し、経費の適正使用や本学における研究者の行動規範を全教員に示し、法令遵守とともに厳しい自律を要請している（資料 10－8、資料 10－10）。

一方、情報管理においては、情報セキュリティポリシーおよび個人情報の取扱いに関するものとして「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」「個人情報の適正な取扱いに関する規程」を定めている。なお、情報セキュリティモラル向上の一環として、情報セキュリティ講演会も随時開催している（資料 10－11p.7）。

また、公益通報制度については、公益通報者保護法に基づき、また、本法人のコンプライア

ンス経営の取り組み強化を目的として、職員等からの法令および本法人の諸規定違反に関する通報等を法人内において適切に処理するため、2010（平成 22）年度に「公益通報等に関する規程」を制定し、連絡窓口を設置し運営している。

権利関係等の法務点検および訴訟等の法務問題に対する必要性を踏まえ、法務相談、法務点検、法務リスクの対処等、教職員のコンプライアンス意識の醸成および法令遵守を推進するため、2013（平成 25）年度に法務室を設置し、運用を開始した。

その他、監査室を窓口とし、名城大学関係者からの法令等違反行為に関する通報および相談を受け付けることで、早期発見および是正を図るための「監事監査規程」、業務運営および会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に検討および評価を行い、本学の管理運営の適正化および効率化を図るための「内部監査規程」を整備するなど、自浄能力を機能させる仕組みとなっている（資料 10－12、資料 10－13）。

役員および教職員が学校法人の高い公共性及び教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識を持って、法および及び本法人が定める諸規程を遵守し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することの重要性については十分に認識している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

組織レベルの内部質保証システムとして、全学レベルの自己点検・評価活動について、学長を委員長とする大学評価委員会がある。これを核として、各部署レベルでは、学部長等を委員長とする学部等評価委員会を設置して活動を実施している。

また、MS-15 によるマネジメントシステムでは、経営トップからの強制ではなく、トップの方針に基づいて、各部署が自ら設定した目標をベースに PDCA を実行し、全学的には、MS-15 基本戦略部会を中心に年間の活動の検証等を行い、次年度以降のプラン策定に繋げている。

教員個人のレベルでは、「学生による授業改善アンケート」を継続的に実施し、評価結果を教員個人にフィードバックすることで改善活動に繋げている。この成果については刊行物として取りまとめ、学内外に公表している。

事務職員個人のレベルでは、全学の組織目標から落し込まれた所属する部署の目標に基づく個人の目標を設定し、結果については人事考課を行うことで方針管理を徹底している。

本学では、教員の教育・研究業績の一元的に管理し、内部質保証システムにおいて活用すること、および外部への公開を目的として、2013（平成 25）年度から新たに「教員情報システム」の運用を開始した。新システムは、それまで運用していた「名城大学 研究者データベースシステム（MeidaS）」に代わるものであり、専任教員の基本情報（学歴、職歴、所属学会等）、教育活動状況（教育への取り組み・抱負、担当科目等）に加えて、最新の研究活動状況（研究分野、著書、学術論文等）をデータベース化し、公開している。これにより、教育研究活動の活性化や外部資金の獲得、共同研究の増加等の効果を期待している。

また、自己点検・評価活動を効率的に行うために、評価項目ごとの評価指標に関するデータをウェブ上で閲覧することができる「名城大学セルフアセスメント支援システム」を構築した（資料 10－14）。これにより、教職員は学内からいつでもデータを閲覧することが可能となったほか､各部署にデータ提供の依頼をする作業の多くを省力化することができるようになった。

内部質保証システムに対し、.学外者の意見を反映させるため、本学では、学則および大学院

学則を改正し、自己点検・評価に関する事項を規定している条項において、「点検及び評価について、本学等の職員以外の者による検証を行う」ことを規定し、第三者評価を導入することを明記している（資料 10－15 第 2 条、資料 10－16 第 3 条）。

「大学評価に関する規程」においても、学長が必要と認める場合には、学外有識者を委員に加えることができることを明記している（資料 10－1 第 5 条）。2014（平成 26）年度には、名城大学点検・評価報告書を取り纏め、全学的な検証を行う際にも、この条文および大学評価に関する規程を踏まえて、委嘱した外部委員による評価を実施した（資料 10－17）。

学部・研究科においても、個別に外部評価を実施しているところがある。理工学部では JABEE（日本技術者教育認定機構）認定、薬学部では薬学教育評価機構による外部評価を実施している他、人間学研究科、総合学術研究科、大学・学校づくり研究科においては、独自に他大学の教員等に委嘱して外部評価を実施している（資料 10-18、資料 10-19、資料 10-20）。

また、中長期戦略に基づく本法人の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを目的として、名城戦略審議会では、民間企業に在籍する学外理事および学外評議員を委員とし、将来構想に対する幅広い意見を聞く体制になっている。

なお、これまで学部・研究科の設置等の際に文部科学省から指摘されていた留意事項に関しては、対応策を履行し、「履行状況報告書」にも記載して対応している。具体的には、2013（平成 25）年 4 月に開設した理工学部メカトロニクス工学科に関して、文部科学省から入学定員超過の是正に努めるよう、留意事項が付されていたが、2014（平成 26）年度入試においては是正されている。

2008（平成 20）年の大学基準協会の認証評価においては、助言 27、勧告 1 の指摘を受けた。指摘された主な内容としては、①教育内容・方法、②学生の受け入れ、③研究環境、④教員組織、⑤施設・設備、⑥点検・評価についてであった。2010（平成 22）年度に「提言に対する改善報告書」を提出し、受理されたものの、その際「検討段階にとどまり、具体的な改善に至っていないものが多い」として、引き続き改善を求められていた。これに対する改善については全学及び各部署で進められていたが、2014（平成 26）年に大学評価委員会において改善状況を把握し、なお不十分であった点についての改善を実施した。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

内部質保証については、MS-15 による PDCA サイクルと大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動という 2 種類の仕組みが整備され、機能している。

MS-15 は本学独自のマネジメントシステムで、導入後 10 年を経て構成員間に定着している。他方、大学基準に基づく自己点検・評価は、法定された認証評価を受審する上で必要というだけでなく、他大学にも適用される基準によるものとして、本学の活動を客観的に見直す上で有効である。組織的には、前者については MS-15 推進室が、後者については大学評価委員会が中心となって取り組んでいるが、いずれについても全ての構成員が関わる活動であり、それぞれの中心組織は内部質保証に向けての活動が適切に行われるよう支援し、統括している。

このような点から、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

・年度末に作成する「MS-15 活動報告書（大学版）」を改善活動のツールとして活用しやすいよう、グラフ等を用いて成果を可視化するとともに、成果の上がっていない数値も含めて記載することで、次のアクションに繋げられるよう工夫し、改善活動を行っている。その結果、学部・学科再編、研究科の設置、特色 GP への積極的な挑戦、学生の課外活動に対する支援、世界的な研究拠点づくり、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境の整備など、様々な成果をあげてきた。この MS-15 の一連の取り組みは、2012（平成 24）年度に日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金特別補助の「未来経営戦略推進経費（経営基盤強化に貢献する先進的な取り組み）」に採択された。

②改善すべき事項

・自己点検・評価活動の方針は実施大綱で明確になっているものの、具体的なプランからアクションへと繋げる活動は十分でない。具体的には、学部等の改革・改善に向けて自己点検・評価や外部評価の結果を学部等にフィードバックするだけではなく、改善に繋げる一連の内部質保証システムを構築することが課題である。

・教育の学習成果に焦点を当てた PDCA サイクルについては、学位授与方針、教育課程編成方針、学生受け入れ方針および各授業科目の到達目標を明確に示した上で、FD 活動の中で学生に対する授業改善アンケート等を実施し確認しているものの、教育改善に結びつけるための取り組みとしては十分ではない面がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

・MS-15 で掲げるビジョンが 2015（平成 27）年を節目としていること、更に、2026（平成 38）年に開学 100 周年を迎えることを踏まえ、MS-15 基本戦略部会の下に、中堅層の教職員で構成する MS-26 起草ワーキング・グループを設置し、外部環境、内部環境等を踏まえた新たなビジョンに基づく戦略プランを策定している。検討プロセスにおいては、幅広いステークホルダーの意見を聞くとともに、現状の MS-15 のマネジメントシステムの検証も含めており、2015（平成 27）年度からの新たなマネジメントシステムも併せて構築する。新たなシステムでは、これまでの MS-15 のマネジメントシステム以上に、戦略プランをコミュニケーションツールとして活用できるようにしていく。

②改善すべき事項

・自己点検・評価活動は、大学基準協会の主要点検・評価項目に基づいているが、名城大学独自の点検・評価の基準や項目等も検討し、MS-15 および後継の MS-26 と連携した内部質保証システムの構築を目指す。

・教育の学習成果に焦点を当てた PDCA サイクルについて、シラバスに示している到達目標の達成度も評価し、授業等の教育活動にフィードバックする仕組みを構築する。今後の自己点検・評価活動では、教育の成果に焦点を当ててディプロマポリシーに基づいたカリキュラムマップを作成し、教育課程の体系性の検証やカリキュラム設計等に反映する仕組みを構築していく。

4. 根拠資料

10-1　大学評価に関する規程　（既出 2-13）

10-2　名城大学ウェブサイト「大学評価結果」

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/

10-3　2014 年度事業計画書　（既出 1-61）

10-4　名城大学における内部質保証の方針（2014（平成 26）年度第 1 回大学協議会資料）

10-5　名城大学自己点検・評価活動実施大綱

10-6　2013 年度名城戦略マネジメントカレンダー　（既出 1-83）

10-7　名城戦略審議会設置要項　（既出 2-14）

10-8　研究ガイドブック　（既出 7-15）

10-9　名城大学広報 No.529（2012（平成 24）年 6 月 1 日）

10-10　研究経費申請執行マニュアル 2014　（既出 7-7）

10-11　名城大学広報 No.522（2011（平成 23）年 11 月 1 日）

10-12　公益通報等に関する規程

10-13　監事監査規程

10-14　名城大学セルフアセスメント支援システム（イメージ）

10-15　名城大学学則　（既出 1-2）

10-16　名城大学大学院学則　（既出 1-3）

10-17　2014（平成 26）年度外部評価委員名簿

10-18　大学院人間学研究科外部評価報告書（2014（平成 26）年 3 月発行）　（既出 1-80）

10-19　外部評価報告書（総合学術研究科）（平成 17 年 3 月）

10-20　外部評価報告書（大学・学校づくり研究科）（2009 年）

10-21　教育情報の公表状況を示す資料

10-22　財務の情報公開状況を示す資料

URL：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/finance.html

終　章

本章で現状を説明し、点検・評価を行った内容について、理念・目的・教育目標の達成状況や今後において優先的に取り組むべき課題といった観点から集約しておきたい。

１．理念・目的

立学の精神「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」は、名城大学の基本理念として構成員に浸透している。立学の精神と関係法規を踏まえ、学則および大学院学則に本学の目的と各学部・研究科の人材養成目的を定めている。

本学の特徴は、こうした目的をミッション・ステートメントとして公表し、ミッションに基づく中長期ビジョンを策定し、ビジョン実現のための戦略を MS-15 戦略プラン（大学版および部署版）として明らかにしている点である。MS-15 は 2015（平成 27）年をマイルストーンとするマネジメントシステムであり、それにもとづく PDCA サイクルは、2005 年の導入以来 10 年を経て、教職員の間に定着している。

本学は現在、次期戦略プランとして、開学 100 周年にあたる 2026（平成 38）年をマイルストーンとする MS-26 を策定したところであるが、その策定過程において、大学・学部・研究科の理念・目的の適切性についても検証を行っている。

優先的に取り組むべき課題は、こうした検証を踏まえた MS-26 戦略プランの策定であり、それによって構成員間でビジョンを共有することであり、今後 12 年をかけてビジョンを実現することである。

２．教育研究組織

8 学部 11 研究科 1 研究所および教職センター等のセンター群からなる教育研究組織は、本学のビジョン「『総合化』『高度化』『国際化』により、広く社会に開かれた日本屈指の文理融合型総合大学」を実現し得るものとなっている。もとより、現状の組織だけでビジョンが完全に実現されるということはできないため、本学では大学評価委員会が中心となって教育研究組織の適切性について定期的な検証を行っている。検証結果は大学協議会で協議され、組織再編の企画は名城戦略審議会でなされる。こうした協議・企画により、これまでも、学部の改組や研究科の設置、あるいはセンターの改組を進め、学術の進展や社会の要請への適合を図ってきた。現在、名古屋市東区矢田南に校地（ナゴヤドーム前キャンパス）を取得しているが、上記ビジョンの「国際化」を重視して外国語学部をその地に設置することを計画している。

優先的に取り組むべき課題は、外国語学部を計画通り設置することであり、同学部設置に前後してナゴヤドーム前キャンパスに移転する都市情報学部・都市情報研究科と人間学部・人間学研究科の一層の充実を図ることであり、天白・八事と合わせた 3 キャンパス体制を支援する組織を構築することである。

３．教員・教員組織

戦略プラン MS-15 の第一の戦略ドメインとして「人材の確保と育成」を設定しており、その基本目標「目的意識と行動力と社会性に優れた学生、教育職員および事務職員を確保し、育

成する」が大学として求める教員像を表現したものとなっている。学部・研究科においては、それぞれの専門分野の特徴も踏まえて、この教員像を具体化しており、それに基づいて教員の採用・昇格の基準を定め、実際に適用している。

教員組織編制方針は、各学部・研究科とも、大学設置基準を満たすことはもとより、それぞれの人材養成目的を実現するための教育課程を確実に実施し得る教員組織を整備することを旨としている。そのために必要な教員の募集・採用・昇格については、各学部・研究科で基準・手続きを明文化し、学部長を中心とする責任体制の下で行われているが、いずれの場合も理事長の決裁を必要としており、全学の教員組織編制方針を学部長会で毎年検討して確定していることと合わせて、全学的な観点からの教員組織編制を行っている。教員の資質向上のための FD 活動も、全学および学部・研究科単位で実施され、成果を上げている。

優先的に取り組むべき課題は、設置計画中の外国語学部において、既存学部と同等以上の教員組織を整備することである。既存学部については、法学部の ST 比が高くなっている点を、外国語学部設置を機に改善することである。

４．教育内容・方法・成果

学則および大学院学則に示された各学部・研究科の人材養成目的を踏まえて、それぞれの教育目標・学位授与方針が設定され、それらと整合するように教育課程の編成方針が設定されている。さらに、独自に考案した様式によるカリキュラムマップを全学部・学科で 2013（平成 25）年度より導入し、教育目標・学位授与方針と教育課程との一貫性と教育課程の体系性を、大学内外から視覚的に確認できる仕組みを整えている。

社会的要請や入学者の状況を踏まえて各学部・研究科の教育課程を改正する際は、教育課程だけでなく、改正予定の教育課程が学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針に適合しているかを各学部・研究科長の責任において検討し、場合によってはこれら 3 つの方針の改正も含めて大学協議会で審議し、大学協議会の承認を得た上で改正・実施するという手続きをとることとしている。

教育方法については、全学で統一した様式によるシラバスが作成され、シラバスに基づいて授業を展開することが定着している。成績評価もシラバスに明示された基準にもとづいて適切に行われている。単位制度の趣旨を踏まえた学修量を考慮して、1 年間の履修科目登録の上限も適切に定められているが、一部の学部において上限が 50 単位以上に設定されているため、改善することにしている。

単位認定は科目担当教員の責任において行われているが、単位認定の集積である卒業・修了判定は学部教授会・研究科委員会で審議した上で、特に修士課程・博士課程の修了判定については、大学協議会での審議・承認を経ることにより、本学が授与する学位の水準を維持することとしている。

優先的に取り組むべき課題は、カリキュラムマップと一体化した科目ナンバリング制度の導入であり、現状では人間学部と法務研究科のみにとどまっている GPA の導入を全学的に推進して学習成果測定の一助となるようにすることである。

５．学生の受け入れ

各学部・研究科が求める学生像は、学生の受け入れ方針に明示され、公表されている。加えて、各学部については、高校訪問・入試説明会・学内見学会・オープンキャンパス等の機会に、受験生や高校教員等に直接説明して十分な理解を求めている。学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針にもとづき、適切に行われている。学部の入学者選抜は、大部分を推薦入学試験と一般入学試験によっているが、推薦入試の場合は推薦される者の特徴に応じて、一般入試については試験科目の組み合わせや試験会場により、多様な受験機会を提供している。

選抜後の入学者の入学定員に対する比率は､学部合計の過去 5 年間の平均が 1.12 と適正な範囲に収まっている。他方、大学院について、収容定員に対する在籍学生数の比率をみると、修士（博士前期）課程 0.86、博士後期課程 0.50、専門職学位課程 0.46 となっており、修士課程以外は、改善を要する状態になっている。

優先的に取り組むべき課題は、名城大学全体として求める学生像の明示であり、それは本学が目指す教育の方向を内外に向けて明らかにすることでもある。

６．学生支援

学生支援については、戦略プラン MS-15 の戦略ドメインの一つとして位置づけており、基本目標を｢学生自らのキャリア設計力と開発力を大事にする総合的サービスを改善し充実する｣、具体的な行動目標を「学習サービスの強化」「課外活動の充実」「キャリア開発サービス」「国際交流サービスの強化」と定め、行動目標ごとに戦略計画を立てて取り組んでいる。特に、学習サービスの強化については、学習相談・学生生活に関する支援体制の整備、教員免許取得支援体制の整備、奨学金制度の充実を戦略計画として取り組んでいるが、いずれも成果を上げており、問題を抱えた学生がカウンセラーの援助を得てそれぞれの解決を模索している他、教員就職者の増加、大学独自の給付奨学金の増加などとなって表れている。キャリア開発サービスについては、学年や就職活動時期に応じた多様な内容のキャリア支援プログラムを実施し、その成果は就職内定率の高さとなって表れている。

優先的に取り組むべき課題は、障がいのある学生に対する修学支援措置の改善であり、基準 7「教育研究等環境」にも関連する学内バリアフリー化の促進ともあわせて、健常者と平等の修学機会を提供する取り組みを強化する必要がある。

７．教育研究等環境

教育環境等環境の整備は、既存キャンパスの再開発計画とナゴヤドーム前キャンパス（新キャンパス）基本計画にもとづいて進めており、学生の学習および教員の教育研究をハード面から支えるものとなっている。特に、新キャンパスの整備によって本学の主要な施設が名古屋市内に集約されることになり、これまで以上に学部間の連携を深め、学生に広がりのある教育を提供することが可能になった。

ソフト面では、附属図書館が、本学における学術情報の蓄積と、国内外の教育研究機関との連携も含めた学術情報の提供を担っており、司書資格等を有する職員の専門能力も活かして、学生の学習および教員の教育研究を支えている。

教員の教育研究を支援する体制としてはさらに、個人研究室の整備、教員研究費の支給、責

任担当授業時間数の設定（研究専念時間を確保し、かつ十分な授業準備を行うため）などを実施している。教員が外部資金を獲得するための支援体制も整っており、研究倫理に関する学内規程も適切に整備され運用されている。

優先的に取り組むべき課題は、学術情報の電子化への対応であり、ラーニング・コモンズの設置等により新キャンパスにおいても既存キャンパスと同等以上の教育研究等環境を整備することであるが、電子雑誌や建築資材の高騰等、コストが膨らんでいることを考慮しなければならない状態にある。

８．社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関しては、戦略プラン MS-15 の戦略ドメインとして「産学官連携の推進」「地域貢献」「卒業生及び父母との連携強化」を設定しており、それぞれについて基本目標・行動目標・戦略計画を定めて取り組んでいる。

教育研究の成果を社会に還元する活動としては、一般市民を対象とする公開講座、高等学校等を対象とする出前講義等を実施しているが、通常の教育活動や研究発表も社会貢献の一環と考えている。産官学連携としては、本学の研究上の強みを活かす大型プロジェクトを多数受託しており、それ以外にも民間企業等からの委託研究や共同研究を進めている。

優先的に取り組むべき課題は、地域交流・国際交流事業への積極的参加であり、現在は本学への留学生と地域の初等・中等教育機関との交流会にとどまっている活動を、新キャンパス開設および外国語学部設置を機に、教員や一般学生を含めた活動として強化していく。

９．管理運営・財務

本学の管理運営方針はマネジメントシステム MS-15 に示されている。MS-15 は、策定段階で構成員の意見を幅広く取り入れており、成果検証の一環として MS-15 活動報告書に基づく常勤理事と各部署の意見交換を毎年実施するなど、コミュニケーションツールとしても活用されている。

意思決定については、理事会を最高意思決定機関と位置づけ、理事会に至る各種委員会、学部教授会、研究科委員会、大学協議会、常勤理事会、評議員会の全てについて、運営上のルールを規程・要項等で定めている。各会議での審議はルールに従って適切に行われており、例えば大学協議会と理事会との関係など、教学組織と法人組織の権限と責任も明確に定められている。

大学の活動を人的に支えるものが事務組織であり、資金的に支えるものが財務活動である。事務組織については、教育研究組織である学部等の事務室、教育研究活動の支援を主な任務とする附属図書館および各センターの事務部、管理運営を担う経営本部の 3 つで構成されるが、いずれについても必要な事務職員を配置すると共に、事務職員の資質向上のための研修や自己啓発を積極的に推進している。

財務についても、中長期財政計画に基づいて健全に運営されており、毎年の予算編成と予算執行も経理規程に基づいて適切に行われている。内部監査および監査法人による監査も適正である。新キャンパス用地購入や既存キャンパス再開発等の施設設備関連資金も、蓄積された金融資産によって調達することができているので、財務比率も良好である。

優先的に取り組むべき課題は、学校教育法の改正等も踏まえて、本学に相応しい学長のリーダーシップを発揮するための体制の整備（諸規定の改正）であり、財務面では、学校法人会計基準の改正に合わせて事業計画と予算執行計画とを有機的に連動させる仕組みを確立することである。

１０．内部質保証

内部質保証については、MS-15 による PDCA サイクルと大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動という 2 種類の仕組みが整備され、機能している。

MS-15 は本学独自のマネジメントシステムで、導入後 10 年を経て構成員間に定着し、2012（平成 24）年度「未来経営戦略推進経費」として採択されたことからも分かるように、先進的な取組として評価されている。他方、大学基準に基づく自己点検・評価は、法定された認証評価を受審する上で必要というだけでなく、他大学にも適用される基準によるものとして、本学の活動を客観的に見直す上で有効である。組織的には、前者については MS-15 推進室が、後者については大学評価委員会が中心となって取り組んでいるが、いずれについても全ての構成員が関わる活動であり、それぞれの中心組織は内部質保証に向けての活動を集約するものである。

優先的に取り組むべき課題は、2 種類の仕組みの相互補完関係を明確にして内部質保証の実を上げることであり、認証評価結果に真摯に取り組むことであり、これらも含めて次期戦略プランである MS-26 を改善して、2015（平成 27）年度以降は MS-26 による PDCA サイクルを稼働することである。